日野市議会会議録

平成4年第4回定例会

第32号～第38号

12月7日　開会
12月21日　閉会

日　野　市　議　会

日野市立図書館 ☎81-7354
1852147

平成４年　第４回定例会日程

12月 7 日	（月曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告、 審査報告、議案上程、請願上程
12月 8 日	（火曜日）	一般質問
12月 9 日	（水曜日）	一般質問
12月１０日	（木曜日）	一般質問
12月１１日	（金曜日）	一般質問
12月１４日	（月曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
12月２１日	（月曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

1852147

平成４年
第４回定例会　日野市議会会議録目次

○12月７日　月曜日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 5
行政報告 …… 5
諸般の報告 …… 8

（請願審査報告）　（厚生委員会）

請願　第 4－13 号　義歯診療報酬の引き上げを求める意見書採択に関する請願 …… 8

（議案上程）

議案　第 102 号　駒形公園築堤護岸工事委託契約に関する専決処分の報告承認について …… 9

議案　第 103 号　日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例の制定について …… 11

議案　第 104 号　日野市中小企業事業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例の制定について …… 12

議案　第 105 号　日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定について …… 17

議案　第 106 号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 44

議案　第 107 号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 44

議案　第 108 号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制

定について …… 50
議案　第109号　平成4年度日野市一般会計補正予算（第3号） …… 51
議案　第110号　平成4年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） …… 62
議案　第111号　平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） …… 64
議案　第112号　平成4年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号） …… 66
議案　第113号　平成4年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号） …… 66
議案　第114号　平成4年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号） …… 66
議案　第115号　市道路線の一部廃止について …… 69
議案　第116号　市道路線の廃止について …… 69
議案　第117号　市道路線の認定について …… 69
議案　第118号　日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について …… 69
議案　第119号　日野市一般職の職員の平成4年度12月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について …… 72
（報　告）
報告　第9号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 75
（請願上程）
請願　第4−15号　公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書提出を願う請願 …… 77
請願　第4−17号　日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情 …… 77
請願　第4−18号　「白梅幼児学園に通う幼児の保護者に対する新制度の下での手当支給」に関する請願 …… 77
散　会 …… 77
○12月8日　火曜日（第2日）
出席議員 …… 79
欠席議員 …… 79
出席説明員 …… 80
議事日程 …… 80
開議 …… 81
（一般質問）
沢田　研二議員
1．市民から頂いた貴重な税金を、より効率的に使う工夫を（行政には、常に改革を念頭に置いて） …… 81
2．庁舎、週休2日制実施に伴う、サービス体制づくりについて問う …… 98
板垣　正男議員
1．市民の健康をまもるエイズ対策を …… 103
2．車イスなど安心して歩ける道路にするために …… 114
3．「保険で良い入れ歯を」実現させるために …… 116
小川　友一議員
1．財務会計電算化基本計画について …… 123
2．公共施設について …… 133
天野　輝男議員
1．下水道の諸問題について問う …… 147
2．障害児の義務教育の取り組みについて問う …… 157
竹ノ上武俊議員
1．バブルのつけを地方自治体や市民に押しつけるなと問う …… 165
2．不況時は特に零細業者対策を強めよと問う …… 172
3．障害児教育の充実のために …… 179
4．小学校社会人講師の活用について …… 183
散　会 …… 186
○12月9日　水曜日（第3日）

出　席　議　員 …… 187
欠　席　議　員 …… 187
出席説明員 …… 188
議　事　日　程 …… 188
開　　議 …… 189
（一般質問）
宮沢　清子議員
１．下水道普及後の程久保川の水辺環境について …… 189
２．日野市立「女性センター」の建て替えを！ …… 201
夏井　明男議員
１．いわゆる草刈条例の精神を生かしてやるべきこと …… 212
２．地区センター利用制限基準 …… 220
３．多摩平団地建て替の市の方針を聞く …… 225
４．小・中学生の歯矯正に市の助成制度導入を！ …… 232
藤林理一郎議員
１．大坂上有料駐輪場について問う …… 234
土方　尚功議員
１．新年度予算編成について問う …… 238
２．市長の行政報告について問う―――第三弾――― …… 243
散　　会 …… 255

○12月10日　木曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 257
欠　席　議　員 …… 257
出席説明員 …… 258
議　事　日　程 …… 258
開　　議 …… 259
（一般質問）
奥住日出男議員
１．（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン事業計画について問う …… 259
下村　　功議員
１．心身障害者通所訓練施設助成事業について …… 270
２．市職員の研修について …… 277
谷　　長一議員
１．景気後退と日野市の財政について問う …… 282
古賀　俊昭議員
１．防災情報センターを十分に活用するために市組織の見直しを …… 295
２．北京市海淀区との都市提携に於ける市長の重大な瑕疵について …… 308
鈴木美奈子議員
１．保母の増員と保育の充実を …… 315
２．第２、第３の生活寮の建設を …… 324
３．「老人保健福祉計画」策定について再び問う …… 329
散　　会 …… 335

○12月11日　金曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 357
欠　席　議　員 …… 357
出席説明員 …… 358
議　事　日　程 …… 358
開　　議 …… 359
（一般質問）
佐藤　洋二議員
１．日野革新市政の継続と発展のために …… 359
執印真智子議員
１．ごみ箱から資源をとりもどし、市民とともにごみ減量をすすめよ …… 368
福島盛之助議員
１．職員の人事異動について …… 394
２．栄町地区にコミニティーセンターの建設を …… 394
福島　敏雄議員
１．交通安全対策に万全を期せ …… 394
２．公園の樹木の手入れは定期的に …… 401
米沢　照男議員

１．勤労者・高齢者を対象とした住宅政策について …… 404
２．市制施行３０周年記念行事について …… 413
３．“人間尊重”を基本とした革新日野市政２０年を振り返って …… 415
一ノ瀬　隆議員
１．日本一の学校図書館をめざして …… 418
２．難病福祉手当を大幅に増額せよ …… 423
３．日野台五丁目地域の都市整備を考えよ …… 426
散　　会 …… 433

○12月14日　月曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 435
欠　席　議　員 …… 435
出　席　説　明　員 …… 436
議　事　日　程 …… 436
開　　議 …… 439
（一般質問）
内田　勲議員
１．豊田地域の街路灯は暗い物が多く、従って町内全体が暗く危険である早急に改善せよ …… 439
２．多摩平処理場跡地利用計画の具体案について問う …… 443
３．図書館の図書購入ルートを簡素化し、市税を効率的に使うことを提案する …… 450
馬場　繁夫議員
１．「福祉環境整備要綱制定」その後について …… 458
２．遅れているリサイクル行政について再び問う …… 465
高橋　徹議員
１．学校の余剰教室の活用方針を策定せよ …… 482
田原　茂議員
１．子供を健やかに産み育てるために――出産・育児支援体制を急げ！ … 492
２．３歳未満児医療費助成は所得制限を設けず実施せよ！ …… 508
３．中高年者の眼科検診を実施せよ！ …… 510
（議案上程）
議　案　第 120 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 513
（請願上程）
請　願　第 4−19 号　農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する陳情 …… 525
請　願　第 4−20 号　南平台団地内に地区センター新設に関する請願 …… 525
請　願　第 4−21 号　複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情 …… 525
請　願　第 4−22 号　程久保一丁目下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願 …… 526
請　願　第 4−23 号　東ティモール政策の見直しを求める意見書に関する請願 …… 526
請　願　第 4−24 号　日野市立女性センター建て替えに関する請願 …… 526
請　願　第 4−25 号　「海外派兵の中止を求める意見書」提出に関する請願 …… 526
散　　会 …… 527

○12月21日　月曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 529
欠　席　議　員 …… 529
出　席　説　明　員 …… 530
議　事　日　程 …… 530
開　　議 …… 535
（議案審査報告）　（総務委員会）
議　案　第 103 号　日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例の制定について …… 535
（総務・文教・厚生・建設）
議　案　第 109 号　平成４年度日野市一般会計補正予算（第３号） …… 535
（文教委員会）
議　案　第 91 号　日野市立教育センター設置条例の制定について …… 537
議　案　第 108 号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制

定について …… 538
（厚生委員会）
議案 第105号 日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定について …… 538
議案 第106号 日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 539
議案 第107号 日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 539
議案 第110号 平成4年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） …… 540
議案 第112号 平成4年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号） …… 540
議案 第113号 平成4年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号） …… 540
議案 第114号 平成4年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号） …… 540
（建設委員会）
議案 第104号 日野市中小企業事業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例の制定について …… 541
議案 第111号 平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） …… 542
議案 第115号 市道路線の一部廃止について …… 542
議案 第116号 市道路線の廃止について …… 542
議案 第117号 市道路線の認定について …… 542
議案 第118号 日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について …… 542
（請願審査報告）
（総務委員会）
請願 第4－7号 請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情 …… 544
請願 第4－9号 旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願 …… 544
請願 第4－18号 「白梅幼児学園に通う幼児の保護者に対する新制度の下での手当支給」に関する請願 …… 544
請願 第4－25号 「海外派兵の中止を求める意見書」提出に関する請願 …… 545
（文教委員会）
請願 第4－8号 七ツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情 …… 550
請願 第4－11号 学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、除外された費用の復元を求める陳情 …… 550
請願 第4－14号 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情 …… 550
（厚生委員会）
請願 第4－20号 南平台団地内に地区センター新設に関する請願 …… 551
請願 第4－24号 日野市立女性センター建て替えに関する請願 …… 551
（建設委員会）
請願 第3－33号 山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願 …… 553
（継続審査）
（総務委員会）
請願 第3－11号 日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願 …… 554
請願 第3－12号 拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情 …… 554
請願 第4－1号 米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情 … 554
請願 第4－2号 横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情 …… 554
請願 第4－3号 労働時間短縮についての陳情 …… 554
請願 第4－15号 公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書提出を願う請願 …… 554
請願 第4－17号 日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情 …… 554
請願 第4－23号 東ティモール政策の見直しを求める意見書に関する

請願 …… 554
（厚生委員会）
請 願 第 2−24 号 「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願 …… 555
請 願 第 2−25 号 中ホール建設に関する請願 …… 555
請 願 第 3−17 号 日野市市民多目的ホール新設に関する請願 …… 555
請 願 第 4− 5 号 日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情 …… 555
請 願 第 4−12 号 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情 …… 555
請 願 第 4−19 号 農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する陳情 …… 555
請 願 第 4−21 号 複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情 …… 555
（建設委員会）
請 願 第 2− 4 号 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 … 555
請 願 第 2−28 号 大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願 …… 555
請 願 第 3− 4 号 区画整理の諸点についてご配意下さいの請願 …… 555
請 願 第 3− 5 号 まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願 …… 555
請 願 第 3−19 号 高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願 …… 555
請 願 第 3−34 号 団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願 …… 555
請 願 第 4−10 号 多摩川自治会内の建築許可に関する請願 …… 556
請 願 第 4−22 号 程久保一丁目下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願 …… 556
（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 557
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 557
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 557
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 557
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 558
（議案上程）
議員提出議案 第21号 義歯診療報酬の引き上げを求める意見書 …… 558
議員提出議案 第24号 日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 558
議員提出議案 第25号 学校事務職員等に対する義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書 …… 559
議員提出議案 第26号 佐川急便疑惑の徹底解明と政治倫理の確立に関する意見書 …… 559
閉 会 …… 560

12月７日　月曜日　（第１日）

平成４年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第32号）

12月７日　月曜日　（第１日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	簇野行雄君	６番	谷　長一君
７番	小川友一君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋　徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成4年12月7日（月）
午前10時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名
日程第　2　会期の決定
日程第　3　行政報告
日程第　4　諸般の報告

（請願審査報告）　（厚生委員会）

日程第　5	請願	第4－13号	義歯診療報酬の引き上げを求める意見書採択に関する請願

（議案上程）

日程第　6	議案	第102号	駒形公園築堤護岸工事委託契約に関する専決処分の報告承認について
日程第　7	議案	第103号	日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第　8	議案	第104号	日野市中小企業事業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　9	議案	第105号	日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定について
日程第　10	議案	第106号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　11	議案	第107号	日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　12	議案	第108号	日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　13	議案	第109号	平成4年度日野市一般会計補正予算（第3号）
日程第　14	議案	第110号	平成4年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第　15	議案	第111号	平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第　16	議案	第112号	平成4年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）
日程第　17	議案	第113号	平成4年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第　18	議案	第114号	平成4年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）
日程第　19	議案	第115号	市道路線の一部廃止について
日程第　20	議案	第116号	市道路線の廃止について
日程第　21	議案	第117号	市道路線の認定について

日程第 22	議案 第 118 号	日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について
日程第 23	議案 第 119 号	日野市一般職の職員の平成４年度１２月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について
（報　告）		
日程第 24	報告 第 9 号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について
（請願上程）		
日程第 25	請願 第 4－15 号	公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書提出を願う請願
日程第 26	請願 第 4－17 号	日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情
日程第 27	請願 第 4－18 号	「白梅幼児学園に通う幼児の保護者に対する新制度の下での手当支給」に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第27まで

午前10時43分　開会

○議長（黒川重憲君）　これより平成４年第４回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

４番　藤林理一郎君

５番　旗野行雄君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（土方尚功君）　議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員会は、去る12月２日、委員会を開きました。

この結果、会期については12月７日本日より21日までの15日間ということで決定をいたしました。

一般質問につきましては、24名、52件の質問ということでございます。お手元に資料が配付されているとおりでございます。

議案につきましては、市長の提出議案関係、報告等を含め既に配付のされた案件でございます。なお追加関係、本日議場に配付されました期末勤勉手当等の関係、また状況に応じて追加議案としてベースアップといいますか、この関係が上程をされるということであります。この件については、また追って全協等、調整がされる。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から12月21日まで期日15日間と決定いたしました。

次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　きょうから、平成４年第４回定例市議会をお願いいたします。

まず、さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項につきまして私より６件の報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます。

１．国際非核自治体会議の参加について。

去る11月４日より４日間、横浜国際平和会議場におきまして「第６回国際非核自治体会議」が開催されました。この会議は、英国マンチェスター市に所在する国際非核自治体会議事務局と神奈川県及び神奈川県下市町村で組織する実行委員会が主催者となって、海外17カ国22自治体と国内159自治体1,400余名の参加規模で行われました。国境や民族の垣根を越えて自治体と市民の果たすべき役割などについて活発な論議が展開され、最終７日の全体会議では、「核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため地球的視野に立って地域から行動することを確認する」との内容を織り込んだ「国際非核自治体会議カナガワ宣言」が採択されております。

本市も宣言都市の一員として、また平和事業の一環として市長、市民、職員がともに出席、参加したことを御報告申し上げます。

２．建築確認行政の移管について。

本市市域の建築確認行政は、現在では東京都の事務として多摩西部建築指導事務所で行われていることは御承知のとおりであります。建築基準法上、確認事務をつかさどる「建築主事」を置かなければならないのは人口25万人以上の市となっていますが、それ以外の市町村でも置くことができる旨、規定されております。

本年10月現在、人口15万人以上25万人未満の市は全国で52市ございますが、未設置市は多摩地域の６市を含む全国で９市ということであります。

去る11月20日、東京都都市計画局建築指導部長が来庁されて、建築確認行政は、市町村が地域の実情に即して行う都市計画行政と一体として処理することが望ましいので、その実施態勢を整備できる市に対し事務移管を行いたいとのことで、当面、人口15万人以上の市を対象に移管受け入れの個別協議に入りたい、との申し出がありました。移管時期は、市の意向を尊重しながら平成７年４月から事務が開始できるよう完了したいとのことであります。本市としては、都の指導に沿い受け入れ態勢について検討する考えであります。

御理解と御指導をお願いいたします。

３．都立七生養護学校の全面改修に伴う仮設校舎用地の協力について。

都立七生養護学校高等部が平成５年４月より新設されますが、校舎は敷地の関係上、

現在の校舎を全面改修したいとの計画であります。東京都教育庁では、工事期間中の児童・生徒の安全のために他の場所に仮設校舎を建設したいということで本市に用地の協力について申し出がありました。当市が土方英世氏より借用しております約２万1,000平米の土地の中から、7,000平米余を期間２年として地主の承諾をいただきました。仮設校舎建設の着工は平成５年４月の予定ですが、都では本年12月初旬から近隣住民に対する説明会を開催するとのことであります。

よろしく御理解をお願いいたします。

４．市南部地域病院予定地の見通しについて。

市内の南部地域病院予定地につきましては、かねてより検討を重ねてまいりましたが、市立潤徳小学校西側の全国農業協同組合連合会が所有するグランド用地、約6,432平方メートルが最適の立地との結論に至りました。

相手方と協議を進めた結果、代替地との交換を条件に基本的合意に達し確保できる見通しとなりました。代替地につきましては、現在、高幡土地区画整理地域内に市及び市土地開発公社が所有する土地を集合換地することで手当てをする考えであります。よろしく御理解をお願い申し上げます。

５．流域下水道の供用開始について。

流域下水道浅川処理区及び流域下水道秋川処理区の供用開始につきましては、さきの定例会において御報告したところでありますが、予定どおり浅川処理区は11月１日、秋川処理区は11月16日にそれぞれ供用開始が実現いたしました。東京都主催の通水式も、浅川処理区浅川処理場は11月５日、秋川処理区八王子処理場は11月20日に盛大なセレモニーが行われて、当市にとっても画期的な時代を迎えることになりました。今後とも100％普及を目指し努力する決意であります。

なお、資料を発想後に御報告すべき行政事項が生じましたので、６点目として追加させていただきます。

６．西平山土地区画整理事業の事業認可について。

西平山地区の土地区画整理事業につきましては、昭和62年10月、市施行の基本構想を発表して以来、居住者、地権者の理解と協力を得るよう努力を重ねてまいりました。

平成２年12月の都市計画決定に続き、本年11月30日付、都知事より土地区画整理事業法に基づく「事業認可」の通知を受け取りました。

来る12月９日に「事業計画の決定公告」を行い、事業に着手いたします。本事業のテーマであります「快適でゆとりあるまちづくり」を目指し、積極的な取組みを進める所存

であります。

以上、行政事項の６点につきまして議会に御報告申し上げ、御理解をお願いする次第であります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議事進行ですか。今この場で議事進行に当たるようなことはないと思いますが、何も。何が議事進行になりますか。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　今、市長の行政報告の中で病院問題が触れられておりました。この病院問題について、ぜひ議長の計らいでお願いしたいことがあって議事進行させていただこうと思ったんですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今、南部地域の病院の問題について、見通しについてということで市長から行政報告がございました。この病院問題については従来から大変議会としても、あるいはそれぞれの議員としても大変関心のあることで、基本的には南部地域にも病院が必要だということで、これまでも再三再四論議をされてきたと思うんですが、これが全く何の前触れもなく、見通しについてとは言いながら最適地という結論に至りましたというような、そういう形での報告をいただきました。

これは、これから厚生委員会なり、あるいは病院対策特別委員会の中で多分大きな論議になると思いますけれども、できることでしたら全員が意見交換なりできるような場が設定できないものかどうかということで、議事進行の形で今提起させていただきました。もし御検討いただけるものであればということで議長にお取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって諸般の報告を終わります。

これより請願第４－13号、義歯診療報酬の引き上げを求める意見書採択に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　それでは請願第４－13号、義歯診療報酬の引き上げを求める意見書採択に関する請願について厚生委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本請願は、本年９月30日の定例会におきまして厚生委員会に付託されたものでありまして、日野市程久保二丁目９番地の28、今井ゆき子さんほか467名の方から、健康保健でもよい義歯が入れられるようにするために診療報酬の引き上げについて国に対して意見書を上げていただきたい、という趣旨の請願でございます。

委員会としまして慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第４－13号、義歯診療報酬の引き上げを求める意見書採択に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第102号、駒形公園築堤護岸工事委託契約に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第102号、駒形公園築堤護岸工事委託契約に関する専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、駒形公園築堤護岸工事委託契約を１億410万2,000円で建設省関東地方建設局長と締結することについて、地方自治法第179条第１項の規定に基づき平成４年11月19日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　議案第102号、駒形公園築堤護岸工事委託契約に関する専決処分の報告承認について御説明申し上げます。

２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の期日は平成４年11月19日付です。専決処分する事件は、駒形公園築堤護岸工事委託契約の締結についてであります。委託件名は駒形公園築堤護岸工事、契約金額１億410万2,000円であります。契約方法は随意契約であります。委託期間は、契約の日から平成５年６月30日、契約の相手方は東京都千代田区大手町一丁目３番１号、契約担当官、建設省関東地方建設局長、榎波義幸であります。

委託概要でありますが、日野市大字川辺堀之内190番地先の築堤護岸工一式、土工及び仮設工一式であります。

４ページの平面図をお開きいただきたいと思います。

工事委託場所は浅川左岸に新設されるプールの土地、50メートルプールの一番下流側の端から上流に向かって75メートルの区間であります。平面図で工事委託範囲と示してある箇所であります。親水性豊かな築堤護岸で駒形公園プール等と一体的な利用が図れるようにいたすものであります。

以上であります。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第102号、駒形公園築堤護岸工事委託契約に関する専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第103号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第103号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成４年11月24日に施行された町区域の設定及び地番整理に伴い、関係条例の施設の位置及び所管区域等を改めるため一括条例として、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　御説明申します。

それでは議案第103号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

改正をお願いする点につきましては、例えば提案事項にございましたように町区域の設定及び程久保一丁目地番整理の実施に伴い、その区域に存在する支所及び公の施設の位置、所管区域及び設置場所を改め、５条例を一括して訂正をお願いするものでございます。

新旧対照表で御説明申し上げますので、恐れ入りますが６ページ、７ページをお開き願いたいと思います。

まず、日野市役所の支所の設置及び所管区域に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。本件につきましては、日野市役所七生支所の位置を東京都日野市三沢689番地から東京都日野市三沢三丁目50番地の１に改め、所管区域を従前のものに三沢一丁目から四丁目までを追加するものでございます。

次に８ページ、９ページをお開き願いたいと思います。

日野市立学校設置条例の一部改正につきましてでございます。本件につきましては、日野市立程久保小学校の設置場所を日野市程久保一丁目504番地の１から日野市程久保一丁目14番地の２に、日野市立三沢中学校の設置場所を日野市三沢25番地から日野市三沢一丁目17番地の４に改めるものでございます。

次に10ページ、11ページでございます。日野市立地区センター条例の一部改正につき

ましてでございます。本件につきましては、日野市三沢地区センターの設置場所を日野市三沢649番地の１から日野市三沢三丁目46番地の２に、日野市立鹿島台地区センターの設置場所を日野市南平一丁目28番地の５から日野市南平一丁目28番地の13に、また日野市立三沢台地区センターの設置場所を日野市三沢967番地の66から日野市三沢二丁目25番地の１に、日野市立三沢東地区センターの設置場所を日野市三沢116番地の６から日野市三沢一丁目17番地の２、日野市立三沢西地区センターの設置場所を日野市三沢742番地の22から日野市三沢四丁目11番地の７に改めるものでございます。

次に12、13ページをお願いします。

日野市遊び場条例の一部改正でございます。本件は、三沢下の児童遊園地の位置を日野市三沢1,318番地から日野市三沢二丁目14番地の２に改めるものでございます。

次に14、15ページをお願いいたします。日野市市民会館条例の一部改正でございます。本件は、七生公会堂の位置を日野市三沢689番地から日野市三沢三丁目50番地の１に改めるものでございます。

恐れ入りますが、４ページに戻っていただきたいと思います。

付則でございます。施行は公布の日から、適用は平成４年11月24日からでございます。

なお、日野市立地区センター条例の日野市立鹿島台地区センターにつきましては、行政財産の分筆によりまして９月29日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第103号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第104号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第104号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、融資限度額及び償還期間等を改めるため、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　議案第104号の日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定について、詳細についての説明をいたします。

この条例の目的は、中小企業者に対して事業経営をするため、または経営しようとするために必要な資金について、市長が金融機関に融資あっせんを行い、中小企業者の育成及び振興に寄与するものとなっております。

今回の改正の主な理由は、今までの要望の強かった点について改善し、より利用しやすい制度にしようとするものでございます。

新旧対照表によって説明をいたしますので、６ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第４条の融資資金の種類及び限度額の項でございます。この２項で運転資金と設備資金について併用融資を受けることになっておりますが、この限度額を1,500万円から1,800万円を限度として融資するというものでございます。

それから３項におきましては個々の資金でございますが、運転資金750万円を1,000万円に、設備資金1,250万円を1,500万円に、開業資金700万円を1,000万円。

それから第５条でございますが、融資資金の償還方法及び利率の項でございますが、運転資金につきましては従来42カ月、６カ月間据え置いたほかに42カ月割賦ということでございましたものを60カ月以内に、それから設備資金につきましては60カ月を84カ月以内に、開業資金につきましては60カ月を84カ月以内に改正するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。８ページでございます。

６条の８号に、この条例による融資を受け返済が完了していない者等でも次の融資が申し込めるということをここで取り上げまして、この８号を削除するというものでございます。

それから６条の２でございますが、個人事業所の法人化の関連でございますが、この条例によります融資を受け返済が完了していない個人事業所が法人となった場合に、そ

の代表者は市長に所定の事項を届け出なければならないということになりましたが、これは内容といたしましては、従来は清算をしなければならなかったというものでございますが、これを個人から法人になった場合に引き継げるという改正でございます。

次に第10条でございます。４号でございますが、これは字句の整理でございます。補助制度でございまして、今まで「負担」という文字を使っておりましたが、「補助」に直させていただくものでございます。

10ページでございます。11条、担保の設定経費等の補助をここに新しく設けさせていただきました。開業資金の利用者には物的担保を提供していただいております。この調査料及び抵当権の設定登記料等は利用者の負担となっていますが、これにも市が２分の１の補助を行うということをここに、11条に追加条例とさせていただくものでございます。

それから付則でございますが、３ページでございますが、戻りますが、この条例は平成５年４月１日から施行をしたい。それから、この条例による改正後の日野市中小企業事業資金融資あっせん条例第４条、５条、６条、及び第11条の規定は、平成５年４月１日以降の融資あっせんの申し込みから適用したいというものでございます。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　景気対策の一環として、ここに中小企業事業資金の融資のあっせん条例の改正案が提案されたわけなんですが、今の説明でわからない点、考え方についてお尋ねをいたします。

今回、従来の規定を改めて、一度融資を受けて返済が完了していない場合でも改めてこの融資の適用があるということなんですが、といたしますと、限度額1,800万円という設定がありますが、現実には1,800万円を限度額いっぱいに融資を受けて、その返済が終わってない段階で改めてまた1,800万の融資が受けられるということになるわけですが、そうしますと、この限度額という意味が、条例上の限度額の意味が意味をなさなくなるのではないかと思いますが、この点、いかがでしょうか。実際には1,800万円を超えて融資が可能だということになるわけですが、この点の考え方をちょっと教えていただきたいと存じます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　ただいまの御質問ですけれども、実質的には1,800万円を超えるということはないわけなんですが、例えば1,800万円お借りしまして事業を

行っていっている途中で返済も済んでいきます。その中で、例えば既にもう1,000万円お返しになった状態のときに、従来は前のものを清算しない限りはお貸しすることができませんでしたが、1,800万の限度があると、1,000万返したとすればさらに1,000万円がお借りできる、こういう制度のものでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　実際には1,800万円の限度額を超えて融資することはないということなんですが、この条例を読む限りでは、その解釈は無理ではないかと思うんですね。1,800万円の融資を受けて1,000万円返した方が、という今例え話でお話しになったんですね、例を挙げられたわけですけれども、1,000万円の返済が終わってない場合もあり得るわけですね。まだ100万か200万の返済の場合もある。その時点で改めて1,000万円以上の融資を受けられるわけですね、この例からいくと。そうすると、結果的には1,800万円の限度額を超えるんじゃないでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　保証協会の保証の限度額がもちろん伴うわけでございますが、今想定している内容につきましては、これは併用の1,800万円にしましても、また1,000万円にいたしましても、それを従来、運転資金――例えば運転資金が経営の途中の中で、返済を続けている中でさらにどうしても必要になったというときに、従来はこれを貸すことができませんでした。これをその限度額の最高金額まで、途中であっても追加で借りることができる、こういうものでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　それは限度額を定めたこの第４条の規定が、第６条が削除されたことによって今私が申し上げたような解釈も可能になってくるということからお聞きをしているわけで、その点は第６条にその旨を残すべきではないでしょうか。

つまり、返済が完了していない場合には1,800万円の限度額を超えない範囲で再度融資することができる、というような条文にしないと、第４条と第６条が削除されたことによって解釈の混乱が起きるのではないかというふうに思うんですが、この点はどのように精査されたのか、ちょっと私、今の説明では納得できないんです。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　この６条の中で、この返済が済んでいない、完了していない者、こういう者に対しましては、従来は融資ができなかったというものになっているものを今回ははずさせていただきまして、今説明しましたように限度額の最高限度

額まで、この保証協会の保証する最高限度額の範囲の中でお貸しをしていく、という考えのものでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　それでは、その保証協会が保証する限度額「1,800万円を超えない範囲で、返済が完了していない場合でも融資を受けることができる」というような条文を入れないと、1,800万円を超える可能性が私は出てくると思うんですね。どうでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　限度額として1,800万なり1,000万ということで、この条文で定めてございますので、それから行きますと「その範囲の中」というふうに解釈をしていただくようになっております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　解釈はよくわかりますし、返済が完了していなくても今の経済状況をいろいろ考えて、こういう第６条の８項を削除したという目的はよくわかるわけです。それでいいと思うんです。ただ、1,800万円を超えないということが、あくまでこの６条を削除したことによって４条の２項が意味をなさなくなるケースが出てくるのではないかという私なりの解釈を今質問としてぶつけているわけです。そういうことは全くあり得ないわけですね。もう一度、それを説明してください。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　まず、この融資額の限度額について、この４条の中で限度額を定めております。この範囲の中で貸すんであるということをここで定めてあるわけですが、従来これが償還をするまでの間について必要があったとしても貸せなかったということでございますが、これをこの限度額の中で、そういう事態が生じた場合にも追加で貸せるように、ということでこの８号をはずさせていただいたというものでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　それでは、１回の融資が1,800万円を限度とするということではないわけですね。１回融資を行う、それは運転資金であれ、設備資金であれ、開業資金であれ、1,800万を超えない範囲で融資をする。そうするとその対象となった方は返済が済んでいない場合には1,800万円を超えない範囲、1,800万円以内で追加の融資が受けられるということになるわけですね。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　そのとおりでございます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第104号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第105号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第105号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図るため、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　ただいま市長の趣旨の説明はわかりましたが、これから詳細について担当部長から説明ということでありますが、説明に入る前に大変、我々、詳細ですからこれにかかわる基準、規則ですね、規則が示されてない。この中には33項目も規則に委ねる部分が書いてありまして、内容が全くつかめない状況であります。

この時点で、詳細の説明に入る前にそういった規則を一応示してもらって、それに伴って理解をしたいと、このように承知していますので、ひとつよろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から規則を示した上での詳細説明を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　ただいまの説明に入る前にということでございますけれども、規則につきましては、現在、東京都でもこの６月議会で条例が制定されました。４月１日から施行という形になっておりますけれども、東京都におきましても３月までに規則を制定する運びとなっていると、こういう状況でございます。これから議案を御説明する前に背景と現状等をお話を申し上げたい、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず条例案を逐条的に御説明を申し上げます前に、この条例の改正の趣旨並びに現状について一言御説明をさせていただきたいと思います。

まず、御案内のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これが平成３年の10月５日に公布されまして、この本年７月の４日に施行されました。大改正が行われました。従来からの適正処理の確保に加えまして、廃棄物の排出抑制、分別、再生を明記し、また減量化、再生の推進を図るための規定が盛り込まれております。すべての市町村では現在の条例を改正する必要が生じております。

また、あわせまして再生資源の利用の促進に関する法律、いわゆるリサイクル法が昨年の10月の25日に施行されてございます。このことで東京都におきましても、このリサイクルの推進に向けまして東京都清掃条例、これらの法の改正及び制定に対応するため、またさらに廃棄物の処理と減量、再利用に関する施策を充実するため東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例として全部改正を行い、先ほど申しましたように平成５年４月１日から施行されることとなっております。

このような状況の中で東京都の市長会におきましても、多摩地域におけるリサイクルの推進に関する基本的な理念について、公益的調整を図る必要性から、この条例案のもとでございますモデル条例案が示されております。したがいまして、この条例につきましては廃棄物処理法、リサイクル法の制定などに対応することとあわせまして、都条例との均衡を保つため、またその趣旨を踏まえて多摩地域の独自性をも考慮してございます。

それでは、条例につきまして内容を説明させていただきます。

まず、２ページをお開きいただきたいと存じます。まず条例の名称でございますけれども、条例全体を新たな視点から見直す、いわゆる全面改正といたしましたことから、

その内容にふさわしく「日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」と改めるものでございます。次に、全文で14章71条からなっております膨大な条例でございますので、第１章から14章まで目次を付してございます。

それでは、各条文について概要を説明させていただきます。

まず第１章、総則でございます。これは先ほど市長の方から提案理由がございましたように、廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理する。あわせて資源が循環して利用されるまちづくりを明確に規定をいたしました。

第２条は定義でございますけれども、これは法でも定義がございますが、ここで申し上げますのは、１番から５の資源物としてございますが、これは「再利用を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう」――このように定義づけてございます。

それでは４ページでございますが、第２章、市長の基本的責務等でございますが、これは３条から９条までございます。これには廃棄物の発生抑制、再利用の推進による廃棄物の減量、それから次に住民の自主的活動の支援、それから情報の公開、市民参加、さらに第７条関係では廃棄物減量等推進審議会、廃棄物の減量等推進委員、あるいは他の地方公共団体との協力、このようなことを規定をしてございます。

次に６ページでございますけれども、第３章といたしまして事業者の基本的責務を明確にいたしました。これは廃棄物の発生を抑制し、再利用を推進する等により廃棄物を減量しなければならない。それと２項では、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。第３項では自己処理責任を記載しております。

第４章では、７ページでございますが、第11条に市民の基本的責務としてここに記載をいたしました。この中では再生品の使用、または不用品の活用等により再利用を図っていただきたい。このようなことで廃棄物の減量にも努めていただきたい。このようなことでございます。

第５章でございますが、これは廃棄物の減量及び再利用ということで、ここに記載してございます。まず12条でございますけれども、市長の減量義務、これは処理施設での回収を行うとともに物品の調達に当たっては再生品を使用する等による、このような規定を盛り込んでございます。

それから、事業者の減量義務でございますけれども、これは物の製造、加工、販売等に際して長期的に使用可能な製品の開発、あるいは修理体制などの必要な措置を講じて

減量に努めていただきたい。このようなことでございます。

次に８ページ、９ページでございます。第14条関係、再利用に関する計画、市長は再利用による廃棄物の減量を促進するため再利用に関する計画を定める。この法律でございますけれども、計画でございます。

次に15条は、施設の利用。これは市の管理する施設を減量等の自主的な団体に貸すことができる、利用させることができるということの規定でございます。

次に16条が、資源回収業者への協力及び支援が規定してございます。

次に17条、再利用容易性の自己評価でございます。これらにつきましては事業者に対してお願いするものでございます。

９ページの一番上、適正包装ということで18条に規定をいたしました。

次に19条でございますけれども、事業用の大規模建築物の所有者等の義務ということでございます。これにつきましては廃棄物の減量ももちろん義務としながらも、次の２項で廃棄物の管理責任者を選任していただきたい。このようなことを規定をしてございます。

それから次のページ、10ページでございますけれども、３号では再利用に関する計画をつくっていただきたい、このようなこともございます。それから４号では、再利用の対象となるものの保管場所を設けていただきたい、整えていただきたい、このような規定でございます。

それから第20条でございますけれども、改善勧告ということになります。これは前条で第１項から第３号までということでございますが、その必要な措置をとるべき勧告をすることができる。

次に第21条は、前条に規定する勧告を受けた者で勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるという規定でございます。

次に第22条でございますが、受入拒否、これにつきましても前条の規定、21条の規定の公表をされた後にということで、受入れの拒否の規定がございます。

次に23条、市民の自主的行動、これが、いわゆる市民は資源物の分別を行うとともに集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し協力することなどにより、廃棄物の減量、資源の有効利用に努めなければならない、このような規定を盛り込んでございます。

次に24条は商品の選択、これも市民は、一口に申しますとごみにならないようなものを選んで製品を購入していただきたい、このような規定でございます。

次、12ページの第６章の適正処理困難物の抑制、これにつきましては事業者は、ということでございまして、みずから評価し、とございます。適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発をしていただきたい、このような規定を設けてございます。適正な処理が困難となることのないようにしなければならないという義務を規定してございます。

次に第26条でございますけれども、適正処理困難物の製造等の抑制、これはみずから抑制をしていただきたい、こういうことのものでございます。

それから第27条、事業者の下取り等の回収義務、この規定でございます。これは適正処理困難物、市長が適正処理困難物を指定しておるということでございますが、これによりまして第２項で、販売等を行う事業者は、みずからの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない、このような規定を設けてございます。

それから第７章でございます。廃棄物の処理等ということで記載をしてございます。

ここで家庭廃棄物の処理、28条でございますけれども、これは従来の処理ということの清掃等の関係でございますけれども、市長は、みずからの責任で家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。これは従前の規定がそのまま生きております。

それから、事業系廃棄物の処理でございますけれども、これは事業者は中間処理をしてということで、例えば再生、破砕、２項でございますが、圧縮、焼却、脱水などの処理を行うことによってその減量を図っていただきたい、こういう規定でございます。

次に14ページの30条でございますが、廃棄物の処理計画を記載してございます。

次に31条でございますが、一般廃棄物の処理、ここで第１項では計画に従って処理をする。第２項では、市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする、こういう規定を設けてございます。

32条は計画遵守義務でございます。

それから33条につきましては、排出禁止物、有害性のもの、危険性のあるもの、その他のものについての禁止を規定してございます。

34条については動物でございます。

それから35条、ここに改善勧告がございます。これは、市長は占有者が、というふうに規定してございますが、私どもの方では、これは次の36条の収集拒否との絡みが出てまいります。都条例の場合ですと、35条関係は命令即――後半に出てまいります罰則ということになるわけですが、市条例の場合には、まず改善勧告をいたします。そして次

の36条でそれを守らないときには収集を拒否しますからと、こういう規定になっております。

それから次の37条、事業者の処理、あるいは次の38条、一般廃棄物の保管場所の設置、これらにつきましては事業者に対する義務が記載してございます。

39条につきましては、中間処理等の命令を記載いたしました。

それから40条、一般廃棄物管理票でございます。この管理票につきましては排出のもとをはっきりさせるという意味で、事業系のごみにつきましては一般廃棄物管理票を提出してください、こういうものでございます。

次の18ページ、19ページになります。事業系一般廃棄物の受入拒否というのがございます。これは私どもの処理計画、あるいは減量計画にあわないような、基準にあわない場合には受入れを拒否しますよ、こういうことでございます。

次に改善命令、これは事業者のものでございまして、収集、運搬、処分、あるいは基準に従った保管場所の設置などに違反することのないようにする措置を命ずることができる、というものでございます。

次、第８章、産業廃棄物でございますけれども、その産業廃棄物、これは東京都が処理するものでございますけれども、一般廃棄物等とあわせて処理をするもので、つまりあわせ産廃という表現をいたしますけれども、これらについての処理をすることができる、という規定を設けてございます。

45条については、事業系の一般廃棄物と同様のものでございます。

次に第９章でございますけれども、処理手数料、これにつきましては従前の手数料の条例、現在の条例でございますけれども、それと変更はございません。

47条から49条までにつきましては、同一の趣旨、それから手数料の料金の内容でございます。

次、20ページの第10章でございますけれども、これは50条から55条まで一般廃棄物処理業、業者の規定でございまして、これらは法の改正によりまして、収集、運搬業、それから処分業に分かれました。そのことによりまして条文の整備をしてございます。

次の22ページ、23ページをお開きいただきたいと思いますが、23ページの許可申請手数料、ここに56条以下でございますが、これも手数料の金額、その他につきましては従前の条例のとおりでございます。

それから24ページ、浄化槽清掃業、第11章でございますが、これも57条から60条まで規定してございます。これらの手数料も全く前と同額というふうになっております。

次に、25ページの第12章、地域の生活環境、ここには、61条では清潔の保持、それから62条では公共の場所の管理者の責務、それから63条では空き地の管理、これらを適正に管理をしていただきたい、こういう規定でございます。

それから、第13章の雑則でございますけれども、これに定めます大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置、64条でございますが、これは規則で定める大規模建築物を建設しようとする者、これは保管場所、保管設備を設置しなければならない、このようになっております。これは現在でも市の指導要綱で規定をしている部分がございます。運用でございますけれども、これらにつきましても規定をここで設けておる、こういうものでございます。

次に27ページ、65条は報告の徴収、これは業者の関係でございます。

それから立入検査、これも法律によりまして、廃棄物の減量、処理に関して必要な帳簿、あるいは場所に立ち入ることができる。この立ち入る者につきましての規定が67条で清掃指導員という形で記載をしてございます。これは市の規則で定める――市長が前条並びに廃棄物の適正処理及び減量に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより清掃指導員を置く。これは市の職員という形で考えております。

次は68条、委任でございますが、この条例に規定するもののほか条例の施行について必要な事項は規則で定める。委任事項でございます。

14章は罰則でございます。第68条は20万円以下の罰金、これは主として事業者ということになっております。

それから、第70条につきましては３万円以下の罰金、これにつきましては収集、運搬等の業者の遵守義務違反とか、届出義務違反、このようなものがここに規定してございます。

第71条、両罰規定ということでございますが、これは行為者のほか法人をも罰することができるということでございます。

この付則といたしまして、この条例は平成５年４月１日から施行する。経過措置といたしましては、現条例と新条例との経過措置をここに記載してございます。

それから、次の30ページ、31ページでございますが、30ページの後半、別表（第47条関係）廃棄物処理手数料、このようになっております。これらにつきましては、まず１がごみ関係でございますけれども、現状と変更はございません。それから２．汚でい、同じく31ページの３．し尿、４．動物の死体、これらにつきましては現状のとおりの規定で変更がございません。

以上で御説明を終わらせたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。ほかに御質疑はありませんか。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時49分　休憩

午後１時12分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　先ほど議事進行の形で規則の提出を求めたんですが、状況その他、説明をいただきました。しからば規則がないということで、これから検討だということであろうと思いますけれども、考え方は当然固まっていると思いますので、それぞれ考え方を確認をしておきたいというふうに思います。

その前に、できればこういった条例――我々、条例改正については今まであるものを変えていくわけですから、よりよい方向ということで、ただこういった全体、新規と同じように全部改正ですから、やっぱり慎重に取り扱うという意味で、そういったことからすれば、やっぱり規則等も十分対応がされて上程をされるべきものだと、こういうふうに感じております。今後、ぜひ、そこら辺検討を加えていただきたいと思いますが、大変70条を超す条例で、単に目を通したんでは、なかなか理解しにくい条例でありまして、私も何回も読み直しをし、またポイントをピックアップをした、こんなことでありました。

先ほども規則に委ねる部分、本来やはり規則に委ねるんだということで審議会、そういったもののあり方、そういったものは規則に委ねるということでいいんですけれども、ことさら、この内容の中には大変重要なポイントで、基準で定めるという形で委任もしちゃっていながら、ここら辺は、それを見ないととにかく理解できないという部分が相当あるんですね。さっき33項目というようなことで申し上げたんですけれども、規則で基準を定める、要するに保管場所でありますとか、あるいは処理の基準でありますとか、また分別というようなことでの排出の基準、あるいは事業者の分類の基準、それから受け入れの関係での基準、それから許可条件にかかわる基準、こういったこと等を大変それを見ないとわからない。こんなようなことで先ほど詳細説明の中に出てくるのかなと

思っておりましたんですが、そこら辺には全然触れられてない部分でありまして、理念それについては、当然目的その他でいいんですが、モデルは形がつくられたということでありながら、市町村によっては罰則も設けない市も当然あるというふうに承知していますし、それから受入体制で拒否ができないんじゃないか、地方自治体のこういう事情の中で、受入拒否がいかがなものかというふうな検討をしている市もあるわけでございます。

その中で、個々に少し考え方だけ伺っていきたいというふうに思いますが、最初に12条関係になろうかと思いますけれども、分別収集ということで今でも分別の関係をやっているんですが、この条例を機会に、なお一層ペットボトルであるとか、細かい点で分類を今以上に広げていくような考え方で進もうとしているのかどうか、そこら辺のことがひとつ……。

それから、新しく再利用にかかわる計画、要するに基本的なゴミの処理計画については、当然毎年市の方も計画を立てて行っているというふうに理解しますけれども、新たに再利用にかかわる計画については、市長の再利用計画の策定というようなことが当然あります。ここら辺の考え方は、どのようにとらえられているのか。

それから受入れの、先ほどちょっとありました、そこら辺のことについての考え方、それから、適正処理困難物ということで先ほどの説明の中にもそういう言葉を使っておりまして、法律を見る限りではその言葉にかかわる、当然適正としての言葉の説明はないわけですけれども、適正処理困難物というのはどういうことであるのか、27条にかかわりますけれども、この指定をし、公表をするということでありますが、どのようなものを適正処理困難物としてとらえられるのか。

それから27条の３項で、市民に対する協力というようなことでありますけれども、ちょっとここら辺の理解の仕方が私もどうなのかなという感じがありましたので、市民協力に対する項目27条で「市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするとき、これに協力しなければならない」ということでありますけれども、何を言おうとしているのかなというふうな点。

それから、一般廃棄物管理票の関係の条項の40条あたりになりますけれども、中間処理が終わって、その後、規則で定める事業者、あるいは基準というようなことであります。どのような範囲でその事業者を定めようとしているのか。

それから、空き地の管理の関係で、やはりこれも市民にかかわる問題でありますけれども、２項に自己責任処理というようなことで条項を出していますけれども、１項の方

はある程度理解をするにしても、２項の自己責任の処理ということで正式に管理をしているにもかかわらず、たまたま不法の者がダンプなりであけて行ったというような事態が起きたときに、その責任はその空き地を持っている人が全部処理するんだということになりますが、ここら辺がちょっと市のあれとしては、きついんじゃないかというような観点で、どのように考えているか。第三者行為にかかわる管理者の責任ということでありますけれども、そこら辺をどのようにとらえているのか。

それから、事業用の大規模建築物というようなことで基準で決めるということになっていますが、どの程度の範囲を考えているのか、また個人の、これは事業用大規模建築物でなくて大規模建築物というようなことであります。ここら辺がどの程度なのか、両方ですね、事業用大規模建築物と単なる大規模建築物の相違ですね、こんなようなことをどのようにやられているのか。

それから、新たにその罰則が設けられてきた条例でありまして、ここら辺の取り扱いといいますか、実際問題として運用が４月１日からということになりまして、すぐ動くわけですね。新たに収集関係の、こういう市長の許可を得て事業をしようとする人たちがいるとすれば、規則が決まってないと動きがすぐとれない、こういう形になるんで、ちょっとそんなことからすれば、もうこの時点で規則が出ていなければいけないというふうに考えますけれども、そんなことの観点で、とりあえず今の点にわたって考え方といいますか、そこら辺を聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず１点目でございますけれども、分別収集をこれから広げていくのかという御質問でございます。考え方といたしましては、現段階、４分別収集をいたしております。つまり可燃物、それから不燃物、それから粗大ゴミ、それと有害ゴミ、この４分別でございますけれども、さらにこれを今後は、分別の種類を空き瓶、あるいは空き缶、できることであれば、その後、布類、紙類、このようなものにもぜひ広げていきたい、このように思っておるところでございます。

次に再利用にかかわる計画ということの御質問でございました。この再利用にかかわる計画等につきましては、これは一般廃棄物の処理計画との関連も出てまいりますけれども、現在でも一般廃棄物の処理計画は、毎年作成いたしまして、今４分別で、このような収集形態でこのような処理をしていきますということが明確になっておりますが、

さらに再利用にかかる計画、再利用によってどの程度の減量をしていきたいかというような目標値、このようなものを定めてまいりたいと、このように思っております。

続きまして、３点目の適正処理困難物はどのようなものか、こういうことでございました。この適正処理困難物と申しますと、現在は市の持っております施設で処理可能なものはどんなものなのか、処理できるものか、できないものなのかと、こんなことでございますが、現在、法律でこれらについての規定はございます。

ただ、市町村ではまだ適正処理困難物として指定はしておりません。ただ一口で言えますのは、私どもが今、処理場で適正処理ができないというのは、例えばオートバイ類は、私どもでは適正処理は今の段階ではできませんよ、それから電柱類も適正処理はできません。それとベッドですね、ベッドのスプリング、これもうちの今の設備では処理ができません。こんなような形になります。

ただ、これらのものをどのようにしていくかというのは、例えば近隣の市町村で指定したものが、ある市では指定しなかったということになりますと、そこにまた集中する恐れも出てまいります。このようことから広域的な調整も必要でしょうし、私どもとしては現段階ではバッテリーとか、そんなようなものの処理をぜひ、こういう困難物にしてほしいと、こんなようなお願いもしているところですが、これらについては今後東京都との調整、こういうものが出てまいると思います。法律との調整、こういうものも出てまいります。そんなふうに考えております。

それから、次に適正処理困難物の下取りということで、これは市民の協力義務ということなんですが、できれば私どもとしては、オートバイ類については、ぜひ今の段階では日野市では処理ができませんので、適正な処理ができないわけですが、そういう場合には業者に下取りをぜひ受けてほしい、買いかえる場合には、そのようなことを市民の方にお願いをしていきたい、このように思うところでございます。

それから、４点目の一般廃棄物の管理票の範囲ということでございます。この規則でございますけれども、個々にはある程度私どもも検討しているんですけれども、まだ詰め切らない部分、このようなものもございますので、この管理票の範囲につきましてもどういう方がこの管理票を提出しなければいけないのか、また、例えば一般の家庭、あるいは市内の事業所で、市で直接、あるいは収集に行くというようなところもございます。そういうところは管理票は別に必要はないわけですが、そのゴミの出所、ゴミの内容、例えば広域的というか他市町村との関連で持っておりますような事業所、こういうところの方、あるいは一定量ですね、例えば月に平均何キロ以上、何百キロとか出す以

上の事業者は、管理票を出していただきたい、このような形のことで検討しておりますけれども、これらについてはまだ広域的な調整も必要でございますので、固まっている段階ではございませんが、今申し上げたような形で検討をしている、こういう状況でございます。

それから、次に雑則の方でしょうか、最後の方に市民、空き地の管理というのがございます。この空き地の管理は、やはり公共施設の管理と同じようにその空き地を管理していられる方は、ぜひ廃棄物が不法に投棄されないようにしてください、適正な管理をしていただきたいと、こういうお願いでございますけれども、そういう中で先ほど不法投棄というような、大量に捨てられたというようなことになりますと、通常、不法投棄というのは産業廃棄物系統が大変多いわけでございまして、産業廃棄物の監督・責任は東京都にございますので、私どもとして酷ではないかというような御質問の内容がございましたけれども、極力そのことに対しての御指導なり御援助をいたしますけれども、この空き地の管理については、やはり大量にゴミが捨てられないような地主さんの管理をお願いしたい、このように考えております。

それから次に、大規模のというような、事業所の大規模と、それから大規模建築物との二つの違いはどうかということでございますけれども、まず19条関係で出てくると思いますけれども、事業用の大規模建築物で規則で定めるものと、こんなふうになっておりますが、これは事業用はすべてということになります。もちろんホテルだとか、それから日野市役所も事業所になりますし、学校も病院も、それから会社も事業所という解釈になろうかと思います。これを事業用の大規模建築物ということです。これも、じゃあどの程度の大きさのものかといいますと、東京都の場合ですと大体3,000平方メートル以上で事業用はすべてと、こういう基準を設けているようでございます。これは果たして3,000平方メートルが日野市、あるいは多摩地区に合致するのかどうなのかというのが、これから他市との調整ということがあろうかと思います。これは19条関係でございます。

それから64条関係で、ここでも規則で定める大規模建築物を建築しようとする者、こんなふうになっております。これは事業用とは限りませんで、東京都の場合にはマンションを含んでいます。この部分は東京都の場合でも3,000平方メートル以上、あるいは5階建て以上、こんなような基準があるようでございますけれども、それが三多摩地区でそのまま適合していいのかどうか、この辺は、やはり調整が必要かなと、こんなふうに思っています。

それから、先ほどちょっと私も説明で申し上げましたけれども、市の指導要綱で、現在この保管場所、あるいは保管設備、こういうものの御協力をいただいております。これは8戸以上というふうになっておりますので、それらについても現在は協議が回ってまいりますので、現段階でも保管設備を、あるいは集積所をつくってほしいと、こういう指導といいましょうか、要請はいたしております。

それから最後になりましょうか、罰則の取り扱いでございますけれども、私ども考えておりますのは——いま1点ございましたですね、事業ですね、運搬業、この関係の罰則ということも絡んでおるようでございますけれども、一般廃棄物処理業の許可申請等につきましては、これは法律のとおりになります。規則も法で規定されております内容のまま、ここに規則として具体化することになろうかと思います。現在でも処理業につきましては条例の中に記載がございます。

それから、罰則の取り扱いでございますけれども、最終の69条関係でございます。28ページにございますけれども、この（1）（2）（3）（4）と、この69条にございますけれども、これらについては、先ほどの御説明でも申し上げましたのは事業者の適用とあるというふうなお話をいたしました。例えば27条第4項ということになりますと、これは適正処理困難物、先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、これの命令違反、一つには先ほどちょっと触れませんでしたけれども、爆発、危険性のあるものも適正処理困難物になりますので、そのようなものはこちらの方に持ち込んでは困る、こういうような規定に違反した者、あるいは39条につきましては、中間処理をしてくださいというようなお願いをしてありますけれども、機械等で——余り大きな機械では受け取れませんけれども、オイルだとかガソリンとか、そういうようなものはぜひ抜いてほしいという中間処理のお願いをするわけですけれども、そういうものがしてなかった、このようなことが39条の問題になります。

それから、42条では改善命令、これは、保管場所の設置に必要なこのようなものをつくってくださいという基準に触れなかったというような方ですね、基準のとおりにやっていただいてなかったという改善命令に違反した方、あるいは4番目といたしましては、大規模建築物を建設しようとする者の廃棄物の保管場所の設置違反ですか、そんなような形で、罰則20万円というのは東京都の条例にも準じた規定になっております。

それから、次の70条の関係につきましては、これらに対して届出をしなかったとか、あるいは遵守の義務に違反した、このような方に対しての適用でございます。ただ、これらの罰則条文の適用につきましては、地方自治法の14条でございますけれども、これ

で規定をするわけですけれども、これを適用する場合には、第６項では、やはり国の機関がこれを行うんだと、私どもとしてはこれを告発をする、こういう前提に、刑事訴訟法の適用になりますので警察等に口頭、もしくは文書で刑事訴訟法の手続きによるわけですが、これによって告発をし、後は事情聴取、あるいは実態調査、そういうことで国の裁判所が行う、このような形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　大体、私の質問した関係については答えが出てきたかなと思っています。これ以上、私は、また委員会の方で検討されますから、深くは突っ込みをかけませんけれども、委員会においては、やはり相当の資料を求めていただいて、ここでやりとりで基準の細かいことを、話を質問してもあれなもんですから、委員のメンバーに私がまとめたものをお渡しをして、それで対応を図っていただくと、こういう形に持っていきたいと思いますが、立って質問を始めた以上、ぜひ――こういったことを我々が慎重に検討をしてやっているわけですよね。やっぱりそういったことが状況がつかめないと、我々当然もう規則もすぐに決まるもんだと、今までの事例で、日野の条例が出てきて規則は後からやりますから条例だけやってください、というような事例というのは、ほとんどなかったと思うんですね。どこへ視点を置いていいかわからないということも一つあるわけですから、ぜひそこら辺のことは、今後こういったことがないようにやっていただきたいというふうに私は感じます。それでないと本当に、新しい条例で決めちゃったはいいけれど、後からやっていくんだからいいよ、というようなものでないと思うんですね。

そんなことを強く申し上げさせていただいて、特に法律が、私も古いものを見ていると、清掃の法律の本を見ていても古いものだと改正されたのをなかなか入手しにくいという部分があって、大変苦労したこの条例の判断でありまして、やはり相当市側が積極的にやる以上は、それなりに伴う条例をいかにつくろうかというときには、それなりの資料をやっぱり早目に提出していただかないと本当に困るという事例であったというふうに思いますので、ぜひそんなことの視点で、また厚生委員会の方に検討していただいて対応を図っていただくというようなことで、あらましの状況がつかめましたので、終わります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　ゴミの減量、それから資源の再利用ということの観点から、今

回、新しく条例が制定をされるということになるわけですが、今、土方議員の方からもいろいろ疑問点が指摘されましたが、私も２点ほど、ちょっとお聞きをしたいと思います。

先般、10月の19日に日野市議会の研修会で「ゴミ減量とリサイクル」というテーマで厚生省ゴミ減量を語る女性の会、座長の松田さんという方のお話を聞きました。この方のお話の結論として、ゴミ問題に取り組んだ場合に成功、失敗の分かれ目というのは、裸回収をしているかどうかということにかかわる、ということだったんですね。これはボックスや袋の中に詰めてしまうと何が中に入っているかわからない。ゴミを出す側が多少無責任な人も中にはいるわけで、そういう人たちがきちんと分類をしてゴミを出すには、袋等に入れないような形で回収するのが望ましい、というお話が一つあったわけです。

ということからいたしますと、今回のこの条例の中に、例えば30条に「市長は一般廃棄物処理計画を定め」ということが書かれています。これを告示すると。そして、それを受けて32条で「土地・建物の占有者は」――つまり市民、事業者も含めてですね、家庭からゴミを出す人たちは「家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分類し」というふうになっているわけですね。川口市の例では、空き缶、それから紙、新聞・雑誌等ですね、そういうものを細かく分けて収集をしているわけです。日野市の場合には、こういう条例をつくった場合、では何種類にゴミの分別を市民に対して要求をするのか、こういう検討は今なされているのかどうか、そういうものをひとつ示した上でなければ、ただ現在の可燃ゴミ、不燃ゴミという分け方だけでは、私は新たにこういう条例を制定するのは余り意味がないと思うんですね。市民を巻き込んで市民と一緒にゴミ問題に取り組むというわけですから、例えば分別についてはこういう考え方でこれから臨んでいくというものが、まず市の方が検討した結果を議会に示すべきだと思うんですね。

この点、何か、もうあるのかもわかりませんが、どのようなお考えなのか、この点をお尋ねをいたします。

それから、最後の方に清潔の保持、第61条の中で市民に対して、これは何人もというふうになっておりますが、公園、広場、道路、河川、その他の公共の場所を汚してはならないということで、公共の場所の清潔ということをうたっているわけです。このことに関しては、例えばゴミのぽい捨て防止のために――気楽に窓から吸い殻を捨てたり缶を捨てたりする人がよくいるんですが、こういうものに対処するために福岡県の北野町、あるいは和歌山市などでは、こういったゴミのぽい捨てを防止するために違反者に罰金

を課すということを決めて注目をされ、新聞でも報道をされておりました。

こういったことについては何か検討したのかどうか、日野市の場合には何か罰金を課すというようなことは今回はないわけですが、他の自治体ではこのような動きもある。この点は検討したのかどうか、これは小さなことのようですけれども、やはり町が非常に汚れている、公徳心の問題等いろいろ言われるわけですが、検討に値することではないかと私も思っております。

２点に絞って質問をいたしますので、お答えをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　１点目の何種類というお話でございますけれども、この条例の第30条に出てまいります一般廃棄物の処理計画、これらの内容ですと、私ども今考えておりますこの処理計画の内容は、発生量及び処理量の見込み、あるいは処理の方法、それから製造者、または事業者の収集、運搬、処分の方法、このようなこととあわせまして処理施設の整備に関する事項、こんなようなことがこの30条では処理計画に入ってまいります。

ただ、再利用計画という言葉が別の条文で出てまいりますけれども、それらでは先ほどちょっと御説明申し上げましたけれども、現在、収集方法といたしましては４分別を行っておるわけでございますけれども、その中で、特に最近におきますところの日の出町におきます最終処分場を取り巻く種々の問題、こういうふうなものもございまして、私どもとしては緊急な課題といたしまして、ゴミの減量をしていかなければならない。そのゴミの減量はどこにあるかといいますと、やはり資源化されるようなゴミが現在持ち込まれている部分もある。まず、それを除去する必要がある。じゃあ、そういう中でどの部分が一番多いのか、こういうふうな分析をゴミの組成分析と申しますけれども、これをいたしまして、何回かに分けてやっているんですが、現在では、やはりガラス瓶が一番、それから鉄類が多少、日野市の場合にはまだ入っております。

そんなようなことで、当面は私どもとしてはガラス瓶をやらなければならないだろう、分別ですね。現在４分別を行っておりますのを、さらに今度は不燃ゴミ、不燃ゴミの部分に資源化されるゴミが多量に入っているだろう、こういうふうな考え方からしますと、ただいま申し上げた分別収集の中では空き瓶をやりたい。

それと、今、鉄の値段が逆有償という形で、お金をつけなければ、処理費をつけなければ処分してもらえないというような状況がございますもんですから、空き缶類については今クリーンセンターで処理施設で資源化している部分以外に市民運動、市民団体で

の回収がなされておりません。今後、そういうものもぜひ回収していただいて、スチール缶にいたしましても回収の分別をしていきたい、こんなふうに思っています。

それから紙類でございますけれども、ちょっとこのところ11月あたりですと、紙類も一切受け取れないという回収業の方の話でしたけれども、12月に入りまして、また受け取りますというような明るい情報がちょっと入りました。そんなことで紙類、そういうものにつきましては、やはり地域の回収団体でお願いをしていくべきかな、市として行いますのは、やはりガラス瓶、あるいは空き缶、これらをまず当面やっていきたい、こんなふうに思っておるところです。

それから、２点目の公共の場所のぽい捨ての罰金でございますけれども、これらについて検討なされたかということですが、これは清掃協議会でも審議の過程では十分話題に乗りました。ただ、現段階そこまでできるのかどうなのか、やはり今後慎重に検討する必要もある、こんなようなことで結論づけておりまして、今回の条例には入っておりません。さらに条例制定した市の状況もまた情報をいただきながら検討をしていきたい、こんなふうに思うところです。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　この廃棄物の問題では、各自治体が非常に頭を痛めているわけです。ここでリサイクル法の制定を受けて、各自治体が条例制定を受けて取り組みがあるわけですが、私は、今申し上げました分別収集についての検討をなぜお聞きしたかということを先ほどちょっと触れたんですが、最終的には市民の協力がなければ、どんな立派な条例をつくっても効果は上がらないということですよね。その点、一体どういう、これから来年のこの条例の施行までに規則の制定などを含めて住民に対してＰＲを行っていくのか、果たして十分にできるのかなということを思うんですね。

今の分別収集にしましても、先ほど例に引きました川口市の市民でもあるわけです、松田さんという方は。この方のお話では、各自治体が資源回収業者がコストの面であわないということで受取拒否、逆有償という言葉を今部長も使っておられましたが、川口ではそういうことはないというお話だったですね。

つまり住民がごみを捨てる、そして、それをきちんと分別をして、できるだけ処理しやすい形に大規模にそれを集積するわけですね。そうすることによって業者は、ちゃんと有償で引き取っていくというお話だったんです。だからシステムをつくることが大事なんですね。そのシステムづくりをどうするかということになりますと、種類をどう考

えるかということが一番大事なんですね。どのような回収の方法で何種類に分けるのかというのが、そこが一つの成功、失敗の分かれ目だというお話だったから私はお聞きしているんですね。

その点、空き缶、ガラスについて、これからは別に、不燃ゴミのオレンジボックスの中に捨てるのではなくて別に回収するというお話のように今私は聞いたわけですが、何か参考に――いろいろ調べておられると思いますけれども、なさっている例があるのかどうか……。川口の例なんかは我々は勉強したわけです。市議会のメンバーですね、非常に先進的な、また市民の意見もよく市長も聞いて、やってくださるということでしたね。そういう、何かモデルになるようものをやっぱり参考にされるのが私はいいと思うんですけれどもね。

なぜ私が分別のことを今触れているかといいますと、これは回収を拒否することにつながってくるんですね。この分別をしたものを所定の場所に持ち出す、これを守らない――この32条の規定に抵触をしてくると改善勧告がなされて、最終的には従わない者に対しては収集拒否をするということまでうたっているわけです。これはこれで私はいいと思うんですが、この強権発動まで行くことがないように、市はまずそのゴミ回収、資源再利用のシステムをここできちんとつくり上げていくことが必要なんですね。少なくとも条例制定時には、もっと形のわかるゴミ収集、回収のシステムを我々に示してもらいたいと思うんですけれども、それが今後検討するということでは、果たして実施に間に合うのかどうかという不安があるわけです。また、成功させなきゃいけないわけですから、この点についての回答が全くあいまいです。

それから、さらに、例えばゴミ袋の有償化ということも検討されたかどうかということもあるんですね。裸回収がいいわけですが、生ゴミなどは当然袋に入れなきゃいけない。このゴミの袋を有償化することによって、ゴミの減量を既に実績を上げている市がありますね。出雲市などはそういう例の一つなんですが。そういうこともお考えになったのか。ゴミを減らすということもこの条例の眼目になっているんですから、無用な包装紙や、それから容器をできるだけ減らしていくには、その点の検討も私は行われたのかどうか、そこも知りたいんですね。分別は、こういうふうに今後やっていきたいと思う。それから有料化のことも検討する。それから、また私ども議会の研修では、ゴミの収集車ができるだけ１週間回数をたくさん回ってきて、出したらすぐに回収してくれるのが行政サービスだと、当初は市民も思っていたそうです。ところが、そうだと、ゴミの問題に対する自覚もどうしても薄らぎますし、やはりゴミの収集車が毎日市内を駆け

めぐるということでは、まずいという結論から、生ゴミの収集などは回数をふやさないことの方がゴミ問題を解決していく上で一つの有効な手段だ、という結論に川口の場合は至ったそうなんですね。

ゴミの収集回数の問題なども検討しなくちゃいけない。そういったことはどうだったのかですね、この条例をつくって、それなり前進はあると思いますが、何か地についたものがないんですよね。市長は、何かお考えになっていることはありますか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一々ごもっともだというふうに拝聴しております。

６月議会のころでありましたが、法律の改正、それから同じく都条例の改正等によりまして、社会の意識も随分変わりましたけれど、要するに従来の生活廃棄物、ゴミという概念をもう根本的に変えなければ将来の今までどおりの経済活動でありますとか、市民生活というものが成り立たなくなる、そういう認識に立ちまして、特に資源を再利用する、いわゆる資源リサイクルの思想がこの問題を解決するに大きく必須要件である、こういうことに伴いましての法の改正、あるいは都条例の改正、そして６月議会に、日野市でも現在の清掃条例を、リサイクル条例を並立させる形で改正をしたいということを申し上げております。

実は、なかなか市単独で条例改正に取り組むということは大変だな、というふうに考えておりましたところ、東京都の市長会、それから市町村会の自治調査会というのがございます。そういう共通の立場に立ちます多摩自治体間の取り組みが始まったわけでありまして、各市の清掃行政担当者、それぞれの部長に市長さんたちの清掃協議会でありますが、そこで徹底的な討議、検討を行い、東京都の指導を受け、今提案をしております条例の原案を各市が準則として用いる、こういう集約になったわけでありまして、条例の骨子をそれぞれ、ほぼ網羅しているという受け取り方はできるわけでありますけれども、これをじゃあ実際に日常の行政展開として実施に当たります場合に、幾多のまた新しい取り組みが、おのずからのシステムづくりの順序が生まれてくる、こういうことが当然予測できるわけでありまして、今日までも、御承知のとおり部の組織を本市においても改めまして、いわゆるリサイクルという行政組織を設ける。いろいろと各市の情報、並びに市独自の検討も進めておることは事実であります。

ですから、今御質問をいただいて、一つ一つに的確にお答えできるという状況にまで到達し得ていないのは残念でございますが、実施までには、東京都の条例制定も同様でありましたとおり規則をなるべく完成をさせ、そしてシステムについての一定の見解を

整えて実務に当たると申しましょうか、新しい意識に立った清掃並びに廃棄物の処理、並びにリサイクルの再利用という新しい社会意識の発想によって行政を展開していくということになるわけであります。

今までの概念になかった要素を多分に新しく取り入れることになりますので戸惑いもございますし、不十分も当然ございます。審議会等もつくることになっておりますし、それから議員さん各位の今までの研修、勉強のいろいろな情報もいただいておるわけでありますので、これらをなるべく実務にすぐ即応できるように、おのずから努力をし整えていく、また市民にも御理解をいただく行政からのシステムづくりこそ、まず前段になることと思っておりますので、これまで、例えばストックヤードを設けたいとか、あるいは若干の機器の導入整備を行いたいとか、部分部分の実務に多少事業を始めておる状況がございます。

こういう状況に立つわけでございまして、今回の条例提案に御指摘のとおりの規則が完成し得ていない、あるいは御質問に対して一々、分別はこのようにいたします、システムはこのようにいたします、という的確なお答えも必ずしも十分ではないということもひとつ御理解をいただきながら、施行までに最善の努力をし、また実務として十分市民に御理解をいただける、こういう手順を進めたいと思っておりますので、総括の立場ということでお聞き取りをいただきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　４月の１日、来年これが施行されますと、残りの期間というのは４カ月ですね。私が先ほど質問しましたことにちょっとお答えをいただきたいんですが、よいシステムをつくり上げ、このゴミ問題を単なる清掃行政という範疇から、今は地球環境を守るという観点からの今取り組みをやっているわけですから、そういう思想を含めてうまく何とかやっている、成功している自治体の例を幾つか勉強なさったのかどうか、ということをお聞きしたいんですよね。

我々は、たまたま川口方式というものを先般勉強した、新聞や、それから各市の専門誌には、先ほど申しましたようにゴミ袋を有料にすることにより、ゴミ減量の実績を上げている、そういう所もある。そういうものを日野市で果たして採用するか、できるか、検討を当然なさったんじゃないかと思うんですが、それが実際はどうだったのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、この川口の場合も市民会議のような性格のものを設けて市民各層の意見を聞いた。つまり、ゴミ問題に取り組んでいる市民団体、あるいはそういった組織の人たちに委員になってもらって、ゴミ問題に対するいろんな意見を聞いた。そういう積み重ねがあって初めて川口方式というのはよいシステムとして我々とらえることができたんですよね。

これから、ただ、市が規則を４カ月間の間につくって、いろいろ勉強してとおっしゃるんですが、市民を含めて取り組まなければならない、こういった非常にややこしい問題なんですよね、このゴミ問題。これをうまく条例に基づく環境行政といいますか、清掃の行政も含めた、そういったきちんとしたシステムとして完成させることが日野市でできるのかどうか。４カ月しかない、途中には大きな行事のあるのはわかっておりますし、そういった中で果たして市民の意見を聞き、また今までのいろいろな例も参考にしながら、失敗例も大事なんですね、なぜ失敗したか、この自治体はなぜうまくいかなかったのかという例も、成功例よりもむしろ重要な資料になるんですね、検討材料に……。そういうものをやはり総合的に資料を集め、実際に行って調べ、調査をして検討した結果、こういう条例になりましたということでないと――条例は確かに、これは各市の市長さん、多摩の臼井市長や、あるいは吉野府中市長などが中心になってまとめた条例案ですので、これ自体はよくできているんですよ。条例自体は、私はそんなに何か間違いがあるというものじゃないと思うんですよね。問題点をそんなに多く含んでいるとは思いませんが、じゃあ、それを日野市の実態、実情にあわせてゴミの減量、リサイクルというものをきちんと、そういうシステムをつくり上げていくことができるかということになると、もちろん時間が少ないし、私も今までの検討の経過もよくわからないし不安があるわけです。

市長のお答えは一般的な回答として、私は別にそのことに反論はいたしませんし、文句も何もないんですが、うまくいきますか、ということをやはり聞きたいんですよ。それでうまくいきますか。

ちょっと、どのようなことをなさったのか、よい例、失敗した例など、実際に行ってごらんになったり資料を集めて吟味されたのか、それから市民からのいろんな意見は、どのような形でお聞きになったのか、その点に絞って市長からでも結構ですし、助役からでも結構です。お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　総論的なお答えにならざるを得ないわけですが、規則は、そのことのみに置きかえをしてはいけないわけですけれども、同じく都条例に伴う規則、それから清掃協議会に伴う準則、これらは既にある程度の整備が進んでおる。よりそれ

を現実な行政に展開するには、どうすればいいかということに進むわけであります。

それから、今まで日野市も従来の条例に基づく清掃行政、それから時代の変革に多少対応するリサイクルの考え方、あるいは実務等も取り入れておるわけでありまして、現状、進めておるものが当面は基礎になる。それに加えて、先ほど部長からお答えをしました減量対象として、ガラスという素材と申しましょうか、いわゆるカレット容器類をこれを成果を上げて減量に寄与する。それから紙や金属類、鉄、あるいはアルミ等は、一応の今までのシステムがございますので、これをむしろ圧搾をしましたり梱包をいたしましたり、あるいは集積をいたします。それによって、かなりの量の間接、あるいは直接の収集手段に寄与させるというふうなことになると思っております。

私は、生ゴミも、今実験中ということもございますが、かなり減量を可能にする要素として将来のシステムに取り入れるということが必要であり、また可能であるというふうに考え方を進めつつございます。先進地の例もございますし、いろんな情報がいろんな手段によって、雑誌や新聞、その他でもまさにたくさんの成功例と申しましょうか、議論の例もあるわけでございますので、日野市にとって可能なものをまず取り組んで徹底的に行う。そして、市民に御理解を十分いただきながら市民運動として、あるいは日常生活そのものとしてお願いをし、また展開をしていく、こういうことによって成功をこれは期さなければなりません。必ず成果を上げなければなりません。

そういう決意に基づいて行うということでありまして、失敗という御意見もございますが、もちろん失敗は避けたいわけでありまけれど、必ず成功するという方策を日野市の一つの特色のあるものとして成り立たせるということは可能である、というふうに私は申し上げてよいと思っております。

個々のことにつきましては、担当部長あるいは現場でいろいろと検討中でございますので、御審議の中で十分お答えをするようにさせていただきたい、こう思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　それでは、助役からでも部長からでもいいんですが、どのような例を今まで参考にして庁内で検討したのか、成功例、失敗例、失敗をした自治体の例も非常に教訓を含んでいるわけですね。なぜ失敗をしたかということを知ることは、成功させる重要な要素となっているわけですから、そういうものを何かやった経過があればちょっとここで教えていただいて、細かいことは委員会でやっていただきたいと思います。

先ほどの分別のことも私、ちょっと触れたんですけれども、例えば古新聞については

どうするのかということなんか、どうですかね。例え話としては非常に取り上げやすいと思うんですね。今は、それぞれ自治会や子供会、あるいは個人で業者に出していますね。これをじゃあ市として、今回リサイクル条例をつくってどう扱うのか。古新聞、たくさん出ますよ、読まない新聞もたくさん来ますからね。こういう新聞を資源として再利用していくためには、市の方も何らかのかかわりを持つことが必要だと思いますね。こういう条例をつくる場合には——何度も川口市のことをお話しして恐縮なんですが、川口市もちゃんとその袋を、専用の容器を市民に配付をして新聞の回収も行っております。そういうお話でした。古新聞については、どうお考えですか。

それから、各自治体の何か例を参考になさったのかどうか、その点、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから市長、大変、総論、一般論としておっしったことはよくわかったんですが、私は、できることはどんどん市役所の中でもやってもらいたいと思うんですね。例えばトイレットペーパーの紙を、先般、生活・保健センターの展示会に行きましたら再生パルプを使ったトイレットペーパーが販売・展示されておりました。ああいうものをやろうと思えば、別に条例も何もないわけですね。身近なところからできることはやっていったらいいと思うんです。しかも、この条例には、コストは考えないで、再利用できるものは物品の購入に当たって優先して市は使っていくということですから、そういうようなこともどんどんやっていただきたいと思うんですよ。これは、ちょっとつけ足しですが、ひとつお答えをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　他市の例で失敗例とか成功例とか、それを一つ一つ日野市に当てはめたらと、こんなお話でございます。

まず川口市の方式をお話いただきましたけれども、沼津の方式も有名な方式です。独自のやり方で、かなり進んだ方式をとっております。それから最近は、出雲市では報奨金というような新聞報道では出ていましたけれども、袋を支給しまして、余った袋は買い上げる、こんなような考え方も持っております。それから、北海道の伊達市がゴミの有料化で一番先に取り組んだところでございまして、そのような有料化、あるいはその市独自の処理システムがございます。

これは日野市の場合を例にとりますと、過去には各戸収集で、プラスチックのゴミバケツ方式でしょうか、各戸収集をしていた。その後、やはり清潔の維持、あるいは収集の効率性、このようなものを考えてステーション方式に変わってきています。そのステー

ション方式にかわりまして、そのステーションもダストボックスを採用し、それに見合う収集形態の改善といいましょうか、従来はその収集後、いかに清潔に処理するか、いかに効率的に処理できるのか、これは生活環境の保全ということから、法もなっておりましたので、そちらを中心に今までの行政が進められてきております。

ところが、近年、地球環境の保全の問題から再資源化をできるものはどうなんだと、こういうような具体的な事例として出てまいりました。その後、それでは資源をどうしようかということにきておりまして、私どももダストボックス方式をとりながらも地域の、今、200をちょっと超える団体が回収団体として登録をいただいておりまして、それらにお願いをし、約、年間、昨年の例では2,600トンぐらいの回収をしていただいているというのが現状でございます。

他市の例と日野市の例ということになりますと、やはり、ゴミの最終処分場の問題、あるいはそれぞれの自治体で持っております処理施設の規模の問題、それから施設の内容、設備の内容、こういうふうなものから収集形態、あるいは収集方法が決まってくるのではなかろうか、このように思います。

先ほど、例えば古新聞、古雑誌はどうなのかと、こういうお話がございました。新聞報道でもございまして、先ほど、ちょっと私も触れましたけれども、11月では雑誌類は一切受け取ってもらえない。受け取ってもらえないゴミは、じゃあどうするかというと全部私どもの方へ入りまして焼却処分をせざるを得ない。これは流通の経路に乗らないという状況があったわけでございますが、古紙業界でも、この古紙の再利用率を上げるべく、いろいろやっていただいているようですけれども、なかなか末端の方まではそれがいかない。つまり回収業者としてみますと収益の上がらないものからは、逃げるというと語弊がありますけれど、手を出さない、手を引いていくという状況もございます。この12月に幸いにして、また始めましたという情報をいただいたものですから、先ほどもちょっと触れたわけですが、そのときそのときの市況の状況で業者の活動といいましょうか、そういうものは変わってくるわけです。

古紙をもし市で収集という形をとりますと、問題はそのストックヤード、相当の大きな倉庫、雨にぬれるわけにはいきませんものですから、それを全部ストックしておかなければならない。そのストックしたものをどの流通でどういう紙業者に持っていけるのか、この辺の問題が出てくると思います。それから古紙の問題ですけれども、先だって——そんな状況にございまして、ストックヤードと施設の関係で古紙については現段階では回収団体にお願いをしている。報奨金を支給をする、こんなことでお願いをしてい

るというような状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　あとは委員会で御審議いただくわけですが、私は今回のリサイクル条例が提案をされ審議をされるに当たって、よその自治体から日野の方式を見習いなさい、日野の方式はいいよ、と言われるものをここでつくり上げるチャンスだと思うんですよね。日野のあの失敗例を見なさい、と言われたんでは困る。ですから、例えば今の古新聞については今後とも変わらない、今までどおりだというお話ですね。こういう機会に、日野では古新聞については雑誌等を含めてこういう方法で処理をしてみたい。再生パルプの利用も先ほどもちょっと申し上げましたが、利用すればできるわけですから、日野としては条例をつくることによって、こういうふうに取り組んでみたいというものが何か出てこないと、実際は今までのようにグリーンとオレンジのダストボックスがあって、あとはガラス瓶、粗大ゴミ等を従来どおり回収をするということで、余り来年の４月１日以降変わらないと思うんですね、このままだと……。よいシステムとして日野市方式ができるかどうか、非常に大事な今、時期——しかも議会でこれを審議するということは、我々にもその責任があるわけで、今まで検討されてきた経過を含んだ資料の提出をもって、委員会では十分に御論議をいただきたいと思いますし、分別、何種類に分けるのか、どういった回収の方法を今後とっていくのか、一般廃棄物の処理計画を市長は定めることになっているわけですから、こういう点についてもう少し——本来であれば、ゴミ袋は余ったら有償で買い上げますよと、市がお金を市民に返すような形もある。そういうものを取り入れたいとか、分別収集、今の形をこういうふうに改めたいとか、何か出てこないと、条例はつくりました、実態は変わりませんということで終わってしまうと思います。委員会での審議がそういう点にも及んで行われることを期待をしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小山良悟君。

○24番（小山良悟君）　森田市長というよりも市長会ですね、市長会、つまり行政側に特に強く意見を申し上げておきたいというふうに思いますけれども、この条例については結構なことでありますが、要するに取り組みがまるきり逆さまではないかというふうに思うわけであります。

特にこのゴミの問題は、物を生産する事業者、そしてそれを利用する消費者、それを回収する行政というか、そういう三者の関係で成り立っているわけでありますけれども、

この条例そのものは極めてアバウトな印象ですけれども、行政の逃げといいますか、その姿勢が随所に見られる。事業者の責務といいますか、そういうものに何か大きく委ねられるような印象の条例になっておりまして、行政側の逃げというものが非常に感じられます。この条例の中に「せねばならない、努めねばならない」――「ねばならない」というものが羅列されているわけでありますけれども、この件については先ほどから指摘されておりますようにシステムに、システムやルールを編み出した上で、いろいろな実践的なもの、方法を編み出した上で、その上でそれを守らせる。守らなきゃならないということであればわかるわけでありますけれども、そのシステム、あるいは実践論、そういったものが提示されない形の中で精神論的なものばかりを「努めねばならない、ねばならない」ということだけ幾ら羅列をしても、これは実際に実行性が全く期待されないということであります。

したがって、このゴミの減量、そして再利用ということを真剣に考えるならば、これは行政側だけ云々ということではありません。市民もそうでありますし、事業者もそうでありますけれども、思い切った、やっぱり価値観といいますか――を評価するならば取り組みをしなければいけない。もっと、もっと、１歩も２歩も踏み出した考え方をしていかなきゃならないというふうに思うんです。

先ほどお話に出たように一例を上げれば、古紙の回収についても古紙の相場が上がらなければ業者が動かない、上がったから今度は動きますでは、これだって、いつまた止まるかわからない。つまり、そのときそのときの経済情勢で左右されるあなた任せのまさに象徴的なスタイルだと思うんですね。再利用だとかゴミの減量というものを行政の大きな課題として考えるならば、そういう経済情勢にも左右されない制度、システムというものを確立すべきだと思うわけですね。これは一例でありますけれども、すべからくそういうふうな方法を具体的に確立した上で、これを守らなければいけませんよ、ということを示していくことが順番だろうと思うんです。

ですから、市長会の皆さん方には大変恐縮ですけども、精神論が先ではだめですよ、具体論をもっと先に示しなさい、どんどん積極的に……。そしてゴミの減量、再利用というものをどれだけ価値観を持っていらっしゃるのか、その比重、ウエートによってその取り組む姿勢というのは出てくるはずであります。現状の、この「ねばならない」という羅列だけでは行政側が、市長会がどれだけこれを真剣に受けとめているのかなということが非常に疑問に感ずるわけであります。

市長会は、非常に大きな権力を持っている機関でありますから、市長もこの日野市の

中でたった１人権力を持っているわけでありますから、そういう意味でこの問題は、ただ条例を羅列しただけで１歩前進というふうに――全然しないよりはましだといえばそうかれしれませんが、具体的なものを積極的にどんどん示してこそ実行性があるわけでありまして、そういったものが隔靴掻痒といいますか、もっと何かいろんなことを積極的に示してもらいたい。その熱意というか取り組みというものが市民にも伝わらないから、この問題もなかなか実行性が上がらないということになるわけであります。

これは事業者においてもそうですけれど、やっぱり行政側のいろんなものの方向を示されることによって、事業者もそうしなきゃならない。過剰包装についてもそうです。消費者の意識をどうやって変えるんだ。変えていくだけでは実際に商売として成立しない。消費者が求めるそういう包装をせざるを得ないとかいうふうな関係があるわけでありますから、その辺のところも含めて、具体的なことをやっぱり積極的に考えて示していただきたい、ということを市長会に強く要望しておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　古賀議員さんの質疑を通じましての古賀議員さんの御意見、あるいは、さらに今、小山議員の指摘、ほぼ同感の内容ですけれども、ちょっと言わせていただきたいと思います。

半年ほど前に私もこの問題を取り上げまして、要するに行政がやるべきこと、あるいは市民にお願いするべきことを具体的に取り上げて、それをやることがゴミ行政の前進につながることだ、というふうに指摘をさせていただきました。

現在、このリサイクル条例というもが先行する形でありますが、私自身としては既にそうした、これからしていかなければならないもろもろの施策というものが後ろにあるもんだと、こういうふうに思っておりましたけれども、全くないということは残念だというふうに思います。

現在、ゴミ問題というのは、一つは今も言われておりますけれども、谷戸沢におきます問題のように減量をして、少なく――処分地がないわけですから、減量をするということが大変な課題になってくる。いま一つは資源を有効に使うということで、ゴミというところから資源化できるものは何かという二つの側面からゴミ問題が問われている。それについて、いかに実践をするかという時期に今来ているはずであります。

したがって、そういう面から考えれば、よその市でどうやっているかとか、あるいは先進市はどんなことをやっているかとか言わなくたってすぐわかる、そんなことは……。今も出ておりますように、新聞紙はどう処理すればいいか、あるいは生ゴミはどうした

らいいかというふうなことは、それぞれ市民を巻き込んでいろいろ考えていけばわかるわけです。減量というものを考えれば、今市民は、あの集積場に何を持っていくために一番ゴミがふえているかというようなことだって、考えればわけないと思うんですね。

先日、沖縄に視察に行きましたら、そこの処理場の人たちは、要するに生ゴミが半分、生ゴミをなくすことができれば収集回数も減らせられるというようなお話でした。

先ほど市長のお話にもありましたように、要するにバクテリアを使って、そして家庭に生ゴミを置くコンポストだけで相当ゴミがなくなっちゃう、生ゴミが……。そういう研究があるそうですし、先ほど古賀議員さんの松田さんの説明の中にも川口でもそういうことをやっている、こういう話がありました。生ゴミを集合住宅の中でもコンポストを使っておけば、うんと減らせるということが明らかであるとすれば、それを使えば奥さんは必ず生ゴミを持ってあの集積場へ行くんじゃないですか。それがなければ、ゴミ自身がゴミ捨て場に行かなければ、通常使っているいろいろなハイプラスチックですとか、あるいは缶とか、そういったようなものについても十分余裕をもって分別できるというように思うんですね。

ですから人に任せないで、もうちょっと自分たちが考えて、自分のところのゴミはどうすれば少なくすることができるかと、それだけで、行政の人が考えてもらえれば少しでも私は進展できると思う。今どき、今ある４分別を何分別にしなくちゃいけないかということが、このリサイクル条例を出しながらわかっていないというのは、大変市民に対して失礼だと思います。

したがって、そのことについて申し上げて意見にさせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第105号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第106号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第107号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第106号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都医療費助成実施要綱等の改正に伴い、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第107号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、短期人間ドック実施に伴い精密身体検査料の改正及び手数料の金額を改めるため、日野市立総合病院使用条例の一部を改正するものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　福祉部長、御説明申し上げます。

議案第106号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定でございます。

このたび東京都の医療費助成実施要綱の一部改正がございました。二つの、いわゆる特殊疾病が指定されております。そのことから日野市の条例も改正いたしまして、二つの特殊疾病を加えるものでございます。今回、新たに加えられる病種でございますが、「びまん性汎細気管支炎」並びに「混合性結合組織病」でございます。

付則でございますが、この条例は公布の日から施行するということでございます。また、福祉手当支給条例、別表第４の項支給対象の欄中、びまん性汎細気管支炎を加える部分につきましては平成４年10月１日から、混合性結合組織病を加える部分については平成５年１月１日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　それでは議案第107号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

今回の一部改正の目的でございますけれども、病院内におきまして、かねてより懸案事項でございました「いきいき人間ドック」の開設の件でございますけれども、ここでやっと内部体制も整いまして、また待合場所も確保できましたので、平成５年１月をめどに開設するための一部改正と、また近隣市町村の状況を見まして、診断書あるいは証

明書等の手数料が著しく低いということで、他の病院並みに改正するのが主たる目的でございます。

それでは、議案の４ページと５ページをお開き願いたいと思います。

従前ございました精密身体検査料、３日間５万2,000円を改めまして、短期人間ドックといたしまして、１日間、男性３万4,100円、女性３万8,400円とするものでございます。条例の上では自由診料１点15円でございます。これを短期人間ドックに限りまして１点10円ということで、ここで改めてするものでございます。

そこで、そういった計算で３万4,100円、３万8,400円となったものであります。また検査項目は、毎年、議員の皆様、あるいは私ども市の職員が受けております身体検査項目を最低限といたしまして、胃の透視、超音波検査、あるいは超音波検査のほかには胆のう、膵臓、肝臓、腎臓等々の検査、また便の鮮血、あるいは前立腺の検査を加えた検査項目がこの受診料金となっているわけであります。また、女性の場合は乳がん検診、あるいは子宮がん検診を加えているため男性より受診料金が高くなっているものと御理解願いたいと思います。

次に診断書等の料金の改正でございますけれども、診断書１通500円を1,000円にするものでございまして、以下、記載のとおりの改正をお願いするものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　この短期人間ドック、ここで来年の１月から始めるということですが、実際に１日何人ぐらい診察可能なのかどうか、その点、どうでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　当面は火、木、週２日ということで、１日２人というふうに見込んでおります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　私、人工透析が遅ればせながら先般始まって、日野市で人口透析の治療を受けながら市立病院に通院しておられる方は、大体希望者はその要望が満たされるのかなと思っておりましたら、先日、ある方が市立病院で人工透析を受けたいけれども、断られているというお話で、いろいろ詳しい事情を聞きました。医師の手配等ができずに週３日、実際、今いらっしゃる方が何らかの理由で治療をおやめにならない限りは、新たな人工透析を受けられないということでした。

今回のこの短期人間ドック、やっていただくということでこれはいいんですが、１日

２人、週２回、やってはおりますということになるんでしょうが、どの程度市民の要望に応えられるのか。健康管理を十分にできてない方は、やはり日野市内で受けられるということになりますと、希望される方は多いと思うんです。１週間で４人ですね、１日２人ですから。どういう受付のやり方をなさるんですか。どっと希望者が来られたり、電話での問い合わせがあった場合には――人工透析の場合もいろんなことを患者さんはおっしゃっているんですね。市の紹介がないと受けられないとか、特別な何かそういうお願いをしなきゃやってもらえないとか、そんなことまでおっしゃる方もいらっしゃるわけですよ、現に。先着順ですか、どうなさるんですか。１人、２人と順番を決めて、どのように決めていかれるのか、これじゃ、やったことにならないんじゃないかと思いますけれどもね。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　後段の人工透析につきましては、市の紹介とかそうではなくて、あくまでも医師の判断によって受入体制をしている。なお、また人工透析の場合は、私どもの病院では維持透析でございまして、いわゆる導入透析と申しましょうか、いわゆる危険を伴った重症の場合は受け入れられないのが実情でございます。

と申しますのは、腎内科とか腎外科の先生がおりませんので、そういった維持透析のみを絞っておる状況でございます。また一たん入所いたしますと、その方が――申しわけないんですけれども、最後まで当病院にいなければならない状況でございますので、空くまで待つということは、なかなか言いにくい言葉ですけれども、そういう状況にならないと入れないというのが状況で、決して市の紹介とかそういうことはございません。あくまで医師の判断に基づく入所であることをあえて申し添えたいと思います。

また人間ドックにつきましては、かねてからの懸案事項でございまして、老朽化した狭い病院の中で行うことは非常に大変でございます。当初、伝染病棟を拝借いたしまして、そこでする予定でございましたけれども、既に２階の伝染病棟はリハビリ室、あるいは眼科の暗幕室、いろんなものに使われております。空きベッド再利用ということでそれなりの東京都からの理解を得ておりますけれども、これ以上、２階の病棟を使えない状況であります。これは御案内のとおり伝染病棟は、多摩市、稲城市共同で経営をしておりますけれども、これは理解を得なければなりません。多少理解を得たところで現在は使っております。

そういった状況の中で、かねての人間ドックの開設の件で、現在の病棟の中で何とかやりくりで使おうと、また新しく医師の先生を雇用することは、なかなか厳しいわけで

ございまして、現体制の医師の先生の協力を得るためには、どうしても限られる。また狭いところで――現在、外来は一日630人か、多いときは700人来る中の合間を縫っての人間ドックでありますから、それらの方々の協力を得なければならないということで、医師、医療技術職、あるいはそういった関係機関との体制を整えなければならないということで今日まで至ったわけでございまして、やっと内科の先生――パートの方は別途雇っておりますけれども、内科の先生が専門職をやっていただくということで、とりあえず火、木ということ。いずれ、これをだんだんと広げていきたいというのが最終目標であります。

とりあえず、どのように現の外来患者と競合しないように、また待たせないようにしながら進めていくかということは、とりあえず火、木だけ進めてみようということで、これがまず軌道に乗れば御指摘のとおり、月、火、水、木、金、５日間はやっていきたい、というのが考えでございます。

よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　腎臓の人工透析のことは余計な話だったかもわかりませんが、現に週３日しかやってないわけですね、医師の手配等ができないために。これを月曜から金曜まで毎日やれば、さらに何人かの患者さんを受け入れることができるわけですね。それが今できていない状況があるということです。ですから、人工透析は確かにやっていますけれども、まだ、本来であれば土曜と日曜日を休めば、あと月曜から金曜まで本来は機関を動かすことができるはずですから、それができていない。

この人間ドックについても同じような私は感じを持ったから、今お聞きをしたわけです。引き合いに出して……。２人はどうやって決めるんですか、ということはお答えにならないんですが……。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　大変失礼しました。受付順で行います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　受付順ということになりますと、直接病院に来る方もあるでしょうし、電話で申し込みの方もあると思いますね。１年間に150人程度まで、どんなにがんばっても診られないわけですよね。市内でお仕事をなさったり事業を営んでおられる方は、遠くの病院に入院をしたり人間ドックで長期――日野市を分けるということは２日くらいかかったり、日帰りもあるそうですが、手近でできればこれほどありがたいことはない。受付順で、２人でもういっぱいになりましたということは、ちょっと情けないと思うんですよね。

受付の方法はどのようにお考えになっているんでしょうか。これで理解が得られるかどうか。今後の問題が、また発生する可能性もあると思いますね。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　受付の方法につきましては、先ほど申し上げましたように病院の窓口、あるいは電話等で受付をし、ただし当面は一日２名でございますから、男性と女性が一緒に出た場合は御遠慮していただき、都合によっては男性１人の場合があることも考えなければなりませんし、そういった調整をしながら受付順において受けていくということで、当面は火、木でございますので、軌道に乗れば、くどいようですけれども、月、火、水、木……。ただ場所等でございますと、最大で２人が精いっぱいだろうと。いずれリハビリ室が御案内のとおり今年度で予算化し、いよいよ工事着工いたします。となりますと伝染病棟の２部屋が空きますんで、なお一層改装いたしまして、そこでやれば、もっと広く一日、回の数ができるんじゃなかろうか。

とりあえず、現体制でどのようにしていくかというのが、まず私たちの当面の課題でございます。とにかく、やるだけやってみて、そして、その結果、可能性があれば広げていきたい。よろしく御理解お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　平成３年度に、本来であれば人間ドック、短期のものを実施をするということを市長は予算提案のときに説明をし、私ども、そういう準備が進められているというふうに思っておりましたが、平成３年度の期間中にはそれが行われなかった。既に平成４年度も、もう後半に入っているわけですが、ここで何とか、いろんな提案が出てくるわけですね、次々と。その中に、短期人間ドックというのが今回あるわけですが、１年以上遅れて始める市の医療事業としては、ちょっと――やらないよりはましですけれども、やっていますという程度にしかすぎないものだと思うんですね。

市長、これで十分市民の要望は満たせるとお考えですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　十分な対応だったということは、もう全く申せないと思います。

したがいまして、今、端緒を開くというふうに御理解いただく以外にないわけでありまして、今、院内でいろいろ工夫をして、ようやくその機に具体的な実現ができたとい

うことでありますから、今後にぜひ期待をかけていただくとともに、我々も内面指導を十分にいたしまして、ある程度市民に応える状態をつくり出すということは当然の責任だというふうに考えております。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第106号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第107号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第108号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第108号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、町区域の設定に伴い施設の位置を改めるため、日野市立図書館設置条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいま提案されました議案第108号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細御説明を申し上げます。

議案書の４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。

この改正は、条例第３条関係の別表を改正するものでございまして、まず最初に、高幡図書館の位置を三沢地域の町名地番整理の実施に伴い、三沢727番地の７から三沢四丁目１番地の12に改めるものでございます。

次に平山図書館の位置の改正でございますが、図書館の敷地が平山五丁目18番地の２、18番地の３、及び18番地の15の３筆に分かれておりまして、18番地の３を代表地番として条例に定めておりましたが、五丁目18番地の２に合筆されましたので改正するものであります。

続きまして、百草台図書館の名称の改正でございますが、百草台図書館は、昭和47年に百草台児童館の中に開設したものでございますが、開設当初から児童図書館としての機能をさせてまいりました。名称も百草台児童館と通称名を使用してまいりましたが、市民の間にも児童図書館として定着しておりますし、また実態にあわせて改正するものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第108号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時47分　休憩

午後３時17分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第109号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第109号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成４年度日野市一般会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億1,874万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を459億3,488万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　議案第109号、平成４年度日野市一般会計補正予算第３号でございます。

それでは、市長から提案をしたとおりでございますが、補正額につきましては２億1,874万6,000円を追加するものでございます。歳入歳出の総額につきましては、459億3,488万5,000円とするものでございます。

それでは、２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。詳細につきましては、後ほど８ページ以降で説明を申し上げたいと思いますが、特に大きなところにつきましては、歳入部分の款の１の市税でございます。項の１の市民税の14億強の減額、市たばこ税の減額、６の都市計画税の減額をあわせまして、市税11億5,518万1,000円の減額でございます。なお、款の13の寄附金のところでは、１項の寄附金6,465万3,000円、公共公益施設費の増による増額補正をお願いするものでございます。なお14の繰入金でございます。特に２項の基金の繰入を11億3,000万、基金から繰入をお願いするものでございます。

なお３ページの歳出部分でございます。２款の総務費でございます。１の総務管理費につきましては、補正額7,471万3,000円、これは一般寄附金と基金の積立部分の合計でございます。３款の民生費につきましては、１項の社会福祉費１億885万5,000円、これにつきましては繰出金と扶助費でございます。なお10款の教育費につきましては、６項の体育費3,000万の減額でございます。理由としては多摩川グラウンドの拡張工事の関連でございますが、後ほど詳細に説明を申し上げます。

それでは、８ページ、９ページをお願いしたいと思います。

１目の市税に関連する個人分でございます。個人の補正額につきましては、減額理由としては土地譲渡の影響、あるいは個人所得の減によるものが主なものでございます。

なお２目の法人でございます。８億9,556万の減額理由でございます。法人の決算が終わっております。大変低迷状態の中での減額ということでございます。

なお10ページ、11ページでございます。特に１目の固定資産税につきましては、説明欄記載のとおり土地、家屋償却資産、おのおのトータルでの補正額でございます。増額

でございます。

なお12ページ、13ページ、４項の市たばこ税、１目の市たばこ税でございます。この減額につきましては売上本数の減によるものでございます。なお、以下の１目、特別土地保有税につきましては、特に保有分、取得分、あるいは滞納分、説明欄記載のとおりでございます。

なお14ページ、15ページ、６項の都市計画税でございます。１目の都市計画税につきまして、減額7,478万4,000円でございます。この減額につきましては、大変申しわけありませんが、生産緑地に対する課税標準額の計算時に誤りを生じて当初計上したものでございます。当然、本来固定資産税の増によって都市計画税が増になるわけでございますが、理由につきましては計算時の誤りでございます。大変申しわけありません。よろしくお願いしたいと思います。

なお16ページ、17ページでございます。１目の民生費の国庫負担金でございます。１節の心身障害者福祉費負担金につきましては、対象人員の増加によるものでございます。４節の児童福祉費の負担金につきましては、単価改定の改正部分でございます。

なお、２項の国庫補助金につきましては、１目の民生費国庫補助金、２節の老人福祉費の補助金でございます。説明欄記載のとおりでございますが、現在２カ所を事業を進めているところでございます。補助対象の拡大によっての補助金の増額部分でございます。なお、それ以下につきましては省略をさせていただきたいと思います。

なお18ページ、19ページでございます。１項の都の負担金でございます。１目の民生費都負担金でございます。３節の老人福祉費の負担金につきましても人員増によるものでございます。なお、５節の児童福祉費の負担金につきましては、民間保育園の措置費の単価改定部分の増額の歳入部分でございます。

なお２項の都補助金、２の民生費都補助金につきまして、２節の老人福祉費の補助金でございます。先ほど国の関係で歳入を説明を申し上げましたが、同じように東京都の方も拡大によっての歳入増ということでございます。なお５節の児童福祉費の補助金でございます。特に上段部分のひとり親家庭の医療費の助成費でございます。この歳入につきましても、おのおの記載のとおりでございますが、診療回数増によるものでございます。

なお３項の委託金以下、略させていただきたいと思います。

なお20ページ、21ページ、１目の一般寄附金でございます。１節の一般寄附金につきましては、ここに記載のとおりの増額を歳入増でございます。年間を通して、公益、公

共部分あわせまして30件の歳入でございます。

なお下欄部分の１項の特別会計の繰入金、２の老人保健特別会計の繰入金でございます。１節の関係でございますが、平成３年度の繰越金の精算部分を含んでここに繰入をするものでございます。

なお２項、基金の繰入でございます。１目の財政調整基金の繰入金、ここに記載のとおり財政調整基金から１億3,000万、下欄部分の２の公共施設建設基金の繰入から10億円ということで、歳入部分の市税に関連する部分の補てんをするものでございます。

なお22ページ、23ページにつきましては略させていただきますが、残額として577万7,000円がまだ残ってございます。

それでは、24ページ、25ページでございます。歳出部分でございます。１項の総務管理費、６の財産管理費でございます。25節の積立金でございます。ここで基金として公共と環境緑化基金に積み立てるものでございます。

なお14目の諸費でございます。23節の償還金、利子及び割引料でございます。当初予算に5,000万お願いし、９月補正のときに法人の予定納税を含んで6,000万を補正をお願いしたわけでございますが、なお市税の還付金等によって1,000万、今後の３月までを見込んで不足するということでございます。よって1,000万の補正をするものでございます。以下は省略させていただきます。

26ページ、27ページでございます。特に１項の社会福祉費の中、精神薄弱者福祉費のうち、20節の扶助費でございます。扶助費1,000万強でございますが、当初の見込みより３人ほど増加をしておりますので、ここに補正をお願いするものでございます。

なお５目の老人福祉費でございます。特に19節の負担金、補助及び交付金でございます。2,828万6,000円でございます。老人福祉手当の先ほど関連もあるわけでございますが、手当の歳入部分の関連と含んでの支出でございます。

なお19の負担金、補助及び交付金の2,828万6,000円につきましては、ちょうど15のところに高齢者集合住宅の借上げ事業費でございます。先ほど歳入の中でも申し上げましたが、事業の拡大に伴いまして、国、都の歳入増が行われております。それに関連しての増でございます。

なお５目の老人福祉費につきましては、28の繰出金5,933万8,000円でございます。説明欄記載のとおりでございますが、特に老人入院共済特別会計の繰出金につきまして不足を生じております。本年の４月１日から条例改正が行われております。よって限度額の高い人が割合多いということで不足を生じております。なお、同じように老人保健医

療事業経費でございます。特に医療費の増によっての5,194万9,000円の補正でございます。以下は省略をさせていただきます。

なお28ページ、29ページにつきましては、２目の児童措置費でございます。20の扶助費につきましてはここに記載のとおりでございますが、単価改定によるものでございます。

なお４目の保育園費の11節の需用費でございます。説明欄記載のとおりでございますが、みさわの保育園の公共下水道への切り替え部分、あるいは市立保育園の運営経費で賄い材料費ということでございますが、南平保育園の給食室の改築を当初予算でお認めいただいております。それに関連しての園児の賄いを委託する経費でございます。

なお、６目の学童クラブ費につきましては、特に７節の賃金、830万を減額をし、おのおの指導員の報酬に振り替えるものでございます。

なお30ページ、31ページにつきましては略させていただきます。

32ページ、33ページ、特に２項の道路橋梁費でございます。１目の道路橋梁費、総務費の中で18節の備品、209万8,000円でございます。これは車両を１台購入するものでございます。土木の資材運搬ということでございます。ただ、この関連につきましては下の３目の道路新設改良費の中で、11の需用費219万1,000円を減額しております。この経費は、栄町の都営住宅建設に伴いまして、事務費の都営住宅の負担分をいただきました。しかし、需用費に充てることはなかなかできませんので、東京都と協議の上、先ほど説明いたしました車両購入費に振り替えるというものでございます。

なお、６目の街路灯費につきましては11の需用費、記載のとおり20ワットから40ワット化にした電気料の補正でございます。

なお４項の都市計画費の中で、５目の下水道費でございます。財源補正ということで一般財源の10億円を減額し、その他のところに10億を充てるものでございます。先ほど申し上げましたとおり、公共施設建設基金を充当しておりますので、ここに公共下水道に振り替えるというものでございます。

なお、６目につきましては公園管理費、13の委託料につきましては住宅に隣接したところの公社、あるいは公園所有地の草刈りをやるものでございます。

なお34ページ、35ページにつきましては、１目の住宅管理費でございます。22の補償、補塡及び賠償金でございますが、ここに記載のとおりでございますが、下田市営住宅の15軒分の補償料でございます。

なお、下欄部分の１項の消防費、３目の消防施設費でございます。19の負担金、補助

及び交付金でございます。これは水道の移管替えに伴って新規分、移管部分13基分の経費でございます。

なお４目の災害対策費につきましては、11節の需用費でございます。修繕料として平山苑の民間の災害防止のための修繕を行うものでございます。

なお36ページ、37ページの上段部分につきましては、特に説明はございません。

４項の幼稚園、１の幼稚園費につきまして、同じ11節の需用費でございますが、第五幼稚園の公共下水道への切り替えがございます。

なお、一番下欄部分で６項の体育費でございますが、３目の市民グラウンド費、15節の工事請負費3,000万の減額でございます。多摩川グラウンドの拡張工事で予算を御承認をいただいております。建設省の河川改修、あの場所は府中用水取水口のところがなされるために、この借りたところを資材置き場にするというような理由で、これを次年度に送るものでございます。よって、今年度は工事ができませんので減額をするというものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　それでは、二、三点、お聞きをいたします。

私の知る限りといいますか、この12月に来まして、税収が足らないので基金から取り崩すという措置をされるのは、五、六年前にあったと思うんですが、ここで、そのことはやむを得ないことなのかもしれませんので、お聞きしたいのは、９月の議会でも、そういうことが想定をされるので庁内の経費についてはできるだけ抑えるように努力をしたい、こういうような説明があったかと思います。そういう効果がどの程度あって、これだけ基金を取り崩すことにならざるを得ないのか、あべこべを言いますと、そういう努力をしなければどのくらい、まださらに不足が生じるのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから、基金からの繰入ということで、お金が幾らでもあれば議会としても、とやかく言うことではないと思いますので、ここでの20ページにあります財政調整基金、あるいは公共施設建設基金、この年度当初からの減り方ですね、今どのくらいあるのかということについて、これで財政の運用としては、そのくらいあれば大丈夫だというような御発言があれば大変よろしいかと思います。

それから２ページのところで、市税の中でも固定資産税が２億9,500万円ばかりふえているわけでして、説明があったのかもしれませんけれども、私、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんのでお尋ねしますが、この固定資産税２億9,500万、補正でプラスになるというのは、いわゆる生産緑地による生産緑地を申請しない人たちの固定資産税の増分だという理解でよろしいかどうか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の庁内努力によっても、これだけの基金云々ということでございます。現行の中におきましては、既に９月議会のときにも申し上げました。８月の末に各部局に需用費の節減を図るべきだということで、助役名で依命通達を、５％の凍結を行っております。しかし、これにつきましては年度予算でございますし、全額財政部の方で吸い上げを現在しております。しかし、この補正では一切開いてございません。今後、３月までのやはり緊急を踏まえて凍結を解除する場合もあろかと思いますが、その努力額につきましては、一般会計で２億500万円、当然特別会計で約8,800万という財源を留保しているわけでございます。当然、経費の節約ということでございますので、すべての財源を３月にはこれを開きたい。よって、12月議会のこの基金からの繰入はしましたが、この凍結部分の財源は精査をしてないということで凍結にとどめております。以上でございます。

なお、２点目の基金でございますが、もちろん予算を提案したばかりでございますので、10月末の基金、現行におきましては公共施設の建設基金72億3,000万強ということでございます。なお財調につきましては19億5,800万という数字で、約、両方あわせまして90億ということでございます。しかし、現在、提案のときにお願いしてありますとおり、これを差し引きますと当然減るわけでございます。

なお年度末には、まだまだ、かなり厳しいというような状況の中で、改めて各部局にも内部努力の問題を含んでお願いはしておりますが、この補正につきましては、法人関係を中心として税を減額させてもらっております。まだ見込みでは、やや10億強の減額が本年度内にあるだろうという予測を持っております。内容的には、利子割交付金が入ってこないという実態、あわせて収益事業の減額というような中で、あわせて平成５年度の新年度予算の編成というような状況もありますので、当然この基金で十分間に合うということでなくて、なお一層の内部努力を図りながら運用を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、固定資産税の増額の関係で御説明申し上げます。

今回、２億9,520万の増額でございますが、説明欄に記載してございますとおり、土地、家屋、償却資産とこの３本で増額されております。生産緑地の関係は、２の家屋並びに償却資産には、かかわり合いはございませんので、この家屋、償却資産については当初予定したよりは増額になってきておるということでございます。生産緑地の関係の補正は、したがいまして土地の部分に該当するわけでございます。当初予算で生産緑地を希望する土地、これを６割実は見込みました。実際には認定されましたのが4.2割ということでございますので、1.8割が今回増額するということになりまして、この額が約8,950万円、これが増額されることになります。

ただ、その際に、申し上げましたとおり今度は、その10分の９の税の減額がございます。法の付則29条の５、いわゆる優良住宅を計画した場合には、平成４年、５年、６年の３年間は10分の９を減額するという規定がございます。これでもって減額された額が6,890万です。

それと区画整理事業地内の減免、これは市の独自の減免でございますが、これがやはり10分の９の減免で2,150万、したがいまして、その差額で生産緑地の関係で増額した分がそっくり、それ以上に減額の方に回っております。したがいまして、土地でふえたのは、農地の地目変更によって6,900万ばかり増額になっておりますので、実質的にはそれを差し引きまして6,888万という数字になります。その生産緑地の要素変更は、この中に加味したものでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

質問にお答えいただいたわけですけれども、感じといたしましては、年度末にさらに10億足らないよという、こういうような推定をお話されまして、大変厳しい財政状況になっているというのを認識せざるを得ないわけでございまして、ぜひ、財政の展開に当たりましては、市民サービスを低下させない、その他の節約できるところは節約するというのをぜひ徹底してほしいと思います。

要するに市民の今やはり、いい悪いは別にして、時間外労働は減りまして収入は減っている。あるいは一時金も横ばいならいい方というようなような中で、今までどおりの生活をするのか、預金を取り崩すのか、あるいは多少外食を減らすか、というようなことになっていくわけです。

役所の方も、ぜひ内部努力というところに力を入れてほしいということをお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　何点か伺います。

今、福島議員の質問がありまして、若干理解をしたところなんですけれども、１番目は、固定資産税の関係じゃなくて都市計画税のときに単純ミスで、ということでの説明をいただきました。単純ミスそのものを指摘するわけじゃなくて、しからば地目変更分で固定資産税が上がったんだということであります。そういったことにすれば都市計画税もアップ分ということが当然ありますし、要するに単純ミスで幾らだったのか、今回はその固定資産税に見合う都市計画税のアップ分は幾らだったのか、こういう観点で一応御説明いただければと思います。

それから、続きまして、今、基金の問題もたしかありまして、財政調整基金なり公共建設基金なり、今回、特に寄附金は寄附金として受けたもので6,400万ですか、ありまして、これが実際には取り崩しをしていながら、今度積立というようなことがあって、そこら辺を、実際、同時期の差し引きになるわけで、形としてはそういう形で対応もできるということが見られるわけですね。要するに基金の取り崩しをいかに少なくしておくかということですね。そうすれば、例えば三千何百万の基金のあるところをその分減らせれば、１億3,000万取り崩していくところを１億円で済む、こういう結果にはなるわけですけれども、そこら辺の考え方ですね。前にも１回聞いたかなと思うんですが、この機会にまた確認の意味で伺います。

それから、前年度の繰越金の関係なんですが、ここら辺の考え方でひとつ伺っておきたいと思います。

今回また補正をして、実質的には577万7,000円、繰越金がまだ開いてないという状況であります。これから、あと３月でありますので、果たしてどういう目的で残していくのかなということで、あれば伺っておきたいと思います。これは視点が、本来であれば繰越、この時期ですから全部開いちゃって予備費にでも回しておけば、自由に行政側としては使える、という視点に立てるんではないかという見方からの質問になります。

それから、過誤納還付金で先ほど説明のありましたとおり、当初で5,000万、９月に6,000万、今回1,000万、これについては３月までということで、十分足りるのかなという確認を一応させてもらって、たまたま、まだこれが、10億減の関係が利子割交付金なり収益事業だということで、法人の税とかということではないようですから、特段に還付

の発生はないのかなというふうに思いますけれども、そこら辺の確認を１点、させていただきたいと思います。

それからみさわ保育園、その他、学校もそうですけれども、下水道の切り替え修繕をして、下水道の使用料の関係でありますけれども、ここら辺は手立てが、特に保育園の関係では、全体の保育園の下水道使用料を当初から持っていますから、その中でやりくりをするのかなというふうに思いますけれども、一面、教育関係は、特に下水道使用料、当初から取っているものに対して今回増額をしています。そんなことからすると、見込んでいた料金が不足をするんじゃないかな、というふうに感じを受けるところがあります。全体的にどうかなということで、これはまとめて結構ですので、お伺いをしておきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、市民部に関係する事項につきまして御説明申し上げます。

まず、14ページの都市計画税でございますが、先ほど企画財政部長からお話ございましたとおり、私どもの事務的な計算誤りによりまして、当初予算におきまして非常に過大見積もりをしてしまいました。今回その分として大きな減額になってしまいましたことをまことに申しわけなくおわび申し上げます。今後、十分に気をつけてまいりますので、御了解いただきたいと思います。

さて、本来ならば、固定資産税がふえるわけでございますので都市計画税もふえなければなりません。御質問はその内容でございます。

今回、過大見積もりしてしまいました額は、税額で9,727万2,000円でございます。増額の要素としては、固定資産税と同じように生産緑地の関係で認定６割を見込んだんですが、4.2割の認定でございましたので、増額要素としては、これが3,290万、それと地目変更による評価替えの上昇分2,190万8,000円、したがいまして5,488万8,000円、一応増の要素がございます。それに減の要素といたしまして、法則29条の５の基金並びに区画整理事業区域内の市の減免、これは10分の９でございますが、これをあわせまして3,232万ございます。それを差し引きますと2,248万8,000円、本来ならば増額の補正予算を組むところでございますが、先ほど申し上げましたとおり9,727万2,000円の見積もり誤りがございましたので、それを差し引きますと7,478万4,000円減額になるということでございます。御理解いただきたいと思います。

それと、あと１点、過誤納還付金の件でございます。当初予算で5,000万、９月補正で6,000万の補正をしていただきましたが、なお1,000万の不足を生ずるという見込みでございます。前年に比べまして非常に法人の関係で約6,000万、個人の関係で500万の現在、去年から比べまして多くなっているということで補正をお願いするわけですが、既に今時点で還付しなければならない分が未処理分として500万残っております。それに、さらに今後500万が必要であるということで1,000万でございますが、法人の大きなのは、かなり片づきましたので、あと残るのは個人が若干あるということでございますので、足りるという見込みで補正をお願いしております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、２点目、３点目、５点目をお答えしたいと思います。

まず２点目の関係でございます。25ページに関連して基金の積み立ての考え方かと思います。今、質問者の方からもお話がございました。当然、公共施設の建設基金の取り崩しをする中で、積み立てをしないで差し引いて、というような御意見もあったわけでございます。しかし、我々財政レベルの中では一定の公共施設、あるいは公益施設というような各事業者から協力負担金としての負担をいただいているわけでございます。よって、積立の中でいただいたものは、やはり明確にここで出すという従来からの原則に従いまして、差し引きをしないで積立は積立という原則論に立っております。よって今回は、たしかに公共施設建設基金に積み立てて、一方では基金の取り崩しをするという現状はあるわけでございますが、財政の中でもかなり議論はしましたが、今までの一貫した考え方の中で原則論でいくという方向で、積立は積立ということで明確にしているわけでございます。

なお、２点目の前年度の繰越金でございます。ページにつきましては23ページ、残を577万7,000円残してあるわけでございます。たしか質問者の御指摘のように、ここで全部開いて残りをというような考え方もあるわけでございますが、全く目的の他意はありません。最後の年度末になれば当然開くわけでありますが、基金の関係の一つは、端数を出さないというような整理の状況の中で全額の繰越金を崩さなかったという理由でございます。なお、５点目の関係につきましては下水道関係の切り替えに、みさわ保育園、第五幼稚園をここで補正をお願いをしております。

いろいろ下水道課とも調整を図ってきておりますが、まだまだ積極的に切り替える議

論もあるわけでございますが、一般住宅をやはり優先して切り替えるという前提に立つと、なかなか公共まで回って来ないというような経過もあって、当面３月までにできる部分としては、この２カ所ということで計上をお願いしたものでございます。よって、完成をしても３月末ということでございますので、新年度分からの使用料を計上するということで、補正ではお願いしていない。

また、学校関係総体の中でも旭が丘を中心としての切り替えもあるわけでございますが、すべて各施設統一して新年度の予算の中での計上をしていくというような方向をしております。

以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第109号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は歳入全般及び歳出のうち総務費を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第110号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第110号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成４年度日野市の国民健康保険特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,288万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億3,302万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは議案第110号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号につきまして御説明申し上げます。

補正額は、1,288万4,000円でございます。

６ページ以降で御説明申し上げます。まず歳入でございますが、国民健康保険税でございます。この中で一般被保険者分、退職被保険者分の滞納繰越分の補正がございます。これは予算編成時に見込んだ滞納繰越額に比較しまして、平成４年度の実質の繰越額が少なかったということでございます。これは、すなわち平成３年度分の徴収率が見込みを上回ったということで繰越額が少なくなったということの減額でございます。

２目の退職被保険者等国民健康保険税の現年度分1,209万2,000円の減額でございます。これにつきましては、当初予算で所得の増を7.2％と見込みましたが、最終的には0.8％の増にとどまったということで減額になるわけでございます。60歳から65歳までがこの退職被保険者に該当するわけでございますが、現経済下での退職者の再就職、これが非常に悪かった。就労率が悪いということがこれの減額につながったものと、このように分析しております。

次に８ページ、９ページでございます。国庫支出金の中で財政調整交付金54万9,000円の増額補正でございますが、これにつきましては説明欄に書いてありますとおりレセプト電算処理システム手数料という名目でございます。これが10月から新たに生じたものでございます。これは国の方針で、平成12年から全国規模で医療機関、各医療機関と国保の連合会との電算処理のシステムを導入する。現在レセプトは、紙の用紙で行っておりますけれども、平成12年からは磁気方式、テープに全部切りかえるわけでございます。そのために多大な経費がかかりますので、連合会へ各市で積立を行うわけでございます。そのうち３分の２を国から支出するということで、本年度は６カ月、10月以降の６カ月でございますので、54万9,000円を交付されたということになるわけでございます。

下欄の共同事業交付金でございますが、147万4,000円の増額、これは医療費の改定によりまして2.5％アップしましたので、それに伴う増額でございます。

10ページ、11ページ、繰越金でございます。これは前年度繰越金２億2,946万1,000円ございましたが、そのうち2,533万3,000円を取り崩して今回の支出不足分に充当するというわけでございます。

次に歳出、12、13ページでございます。款の２の保険給付費の１項、療養諸費でございますが、上欄の療養費でございますが、100万円の補正、この療養費は患者さんが、被保険者が立て替えて、それを窓口で精算するというために計上した経費でございます

が、不確定要素が多く、前年実績で計上しましたけれども、不足を生じますのでお願いをしたいということでございます。

5目の審査支払手数料につきましては、先ほど歳入の方で御説明しましたが、国でいただく3分の2に市の負担分3分の1を乗せまして、国保連合会に支出するというための手数料でございます。

4款の共同事業拠出金でございますが、これにつきましても医療費の改定がございまして、2.5%アップしましたので増額をするものでございます。

14、15ページの諸支出金の償還金、1,041万4,000円でございますが、これは平成3年度の負担金が確定をいたしました。交付額が多かったために本年度その精算するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第110号、平成4年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第111号、平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第111号、平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成4年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算第2号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億2,106万円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、議案第111号、平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

まず第1条でございますけれども、歳入歳出それぞれ420万円を追加をお願いするものでございます。なお、この内容につきましては事項別明細書によりまして、後ほど御説明申し上げます。

それから第2条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。これも後ほど第2表によりまして御説明申し上げます。

それでは、24ページ、25ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。歳入につきましては繰越金でございます。高幡、それから豊田南、万願寺第二と、ここに記載のとおり、おのおの繰越金を補正をお願いするものでございます。

次に26、27ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。高幡、それから豊田南、万願寺第二のおのおの事業の職員手当の補正でございます。ここに記載のとおりでございます。

次に19ページにちょっと戻っていただきたいと思いますけれども、第2表の債務負担行為の補正でございます。東町土地区画整理事業に伴う業務委託でございます。御承知のとおり東町土地区画整理事業は、ことしの9月の10日に都知事の認可をいただいております。なお18日に公告、9月18日でございますが、公告をして事業に着手いたしております。その関係の債務負担でございます。期間といたしましては、平成4年度から平成11年度まで、限度額でございますが、138億9,119万円でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第111号、平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第112号、平成４年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第113号、平成４年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）、議案第114号、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました３議案につきまして、それぞれ提案理由を申し上げます。

議案第112号、平成４年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）。

本議案は、平成４年度日野市立総合病院事業会計の補正予算第１号であります。

収益的収入及び支出の予定額に１億339万円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を36億6,428万円とするものであります。

議案第113号、平成４年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）。

本議案は、平成４年度日野市の老人保健特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ４億478万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億5,554万5,000円とするものであります。

議案第114号、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）。

本議案は、平成４年度日野市の老人入院共済事業特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ762万円を追加し歳入歳出予算の総額を4,264万6,000円とするものであります。

以上３議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　それでは議案第112号、平成４年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

議案第２条の収益的収入及び支出におきましては、ただいま市長からの提案理由にありましたように、それぞれ１億339万円を補正するものであります。

その内容でございますが、説明書の34ページ、35ページをお開き願います。

補正財源といたしましては、医業収益の中の外来収益に9,639万円を補正し、また医業外収益に預金利息を700万計上させていただいております。この補正財源をもとにしまして、主要勘定に退職給与金を１億339万円計上させていただいたわけであります。

平成４年度における退職者、あるいは見込みは、大体20名でございますけれども、現状では医師が６名、その医師の６名のうち１名は、国立病院に転院、５名のうち３名は開業、２名は大学へ戻るというような状態でございます。あと６名は看護婦でございますけれども、主人の転勤に基づく者が３名、あと健康上の理由が２名とその他の理由。その他、事務局、栄養士、調理士等々で、大体来年３月までに20名が退職者、あるいは退職見込みに基づく者で、今回の補正をさせていただいたわけでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　議案第113号、平成４年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）でございます。御説明申し上げます。

事項別明細書によりまして御説明申し上げたいと思います。45ページでございます。

歳入歳出それぞれ４億478万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出総額56億5,554万5,000円とするものでございます。

46ページ、47ページでございます。歳入でございますが、支払基金の交付金でございます。これにつきましては、歳出の医療諸費に対します負担割合70％の相当額を計上するものでございます。そのほか過年度精算分でございます。

それから、２目の審査支払手数料でございます。これにつきましては、平成３年度の精算交付金でございます。

款の２の国庫支出金でございます。これにつきましては、同じく歳出の医療諸費に対します負担割合20％、そのほか過年度の精算分の計上でございます。

48ページ、49ページでございます。都の支出金でございます。これについても同じく歳出の医療諸費に対します負担割合0.5％相当額の補正でございます。繰入金につきましては、歳出の医療諸費に対します市の負担割合0.5％並びに支払基金交付金、あるいは国庫支出金の収入不足見込額、これらを加えた額を5,194万9,000円計上させていただきました。

50ページ、51ページでございます。これにつきましては前年度の繰越金でございます。諸収入でございます。雑入でございますが、第三者の納付金、あるいは返還金の計上で

ございまして、説明欄記載のとおりでございます。

歳出に移らせていただきます。52ページ、53ページでございます。

当初予算におきましては、前年度対比8.8%の増ということで見込みましたが、その後、診療報酬等の改定がございました。平均いたしまして2.5%程度の引き上げだと思います。そのようなことから不足額が見込まれますので補正計上をお願いしたところでございます。

2の支出金でございます。これにつきましては平成3年度の返還金、あるいは一般会計からの繰出金でございます。

以上でございます。

続きまして議案第114号、平成4年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

事項別明細書によりまして御説明いたしたいと思います。

59ページでございます。歳入歳出それぞれ762万円を追加いたしまして、歳入歳出総額4,264万6,000円とするものでございます。

60ページ、61ページ、歳入でございます。会費につきましては当初9,300人を見込みましたが、実績が確定いたしまして9,101人ということで199人分の減でございます。

繰入金につきましては738万9,000円でございますが、見舞金充当に不足を生じますので補正をお願いしたところでございます。

62ページ、63ページにつきましては、前年度の繰越金62万9,000円でございます。

歳出に移らせていただきます。64ページ、65ページでございますが、事業費でございますが、現在のところ前年度平成3年度に比べまして、かなりの入院件数が増加しております。そのようなことから今年度不足額が見込まれるということから、762万円補正をお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第112号、平成4年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）、議案第113号、平成4年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第114号、平成4年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第

1号）の件は厚生委員会に付託をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第115号、市道路線の一部廃止、議案第116号、市道路線の廃止、議案第117号、市道路線の認定、議案第118号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました4議案につきまして、それぞれ提案理由を申し上げます。

議案第115号、市道路線の一部廃止について。

本議案は、幹線Ⅱ－40号線他4路線について、新設道路敷に編入及び開発行為の完了に伴う新設道路への付替え等のため、道路法第10条第3項の規定に基づき市道路線の一部を廃止するものであります。

議案第116号、市道路線の廃止について。

本議案は、C39－1号線他12路線について、流域下水道浅川処理場内の道路敷の財産処理等のため、道路法第10条第3項の規定に基づき市道路線の廃止をするものであります。

議案第117号、市道路線の認定について。

本議案は、幹線Ⅰ－18号線他3路線について、東京都からの道路移管及び都市計画道路の築造完了等のため、道路法第8条第2項の規定に基づき市道路線の認定をするものであります。

議案第118号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について。

本議案は、日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託について、138億9,119万円で財団法人東京都新都市建設公社と委託契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

以上４議案の詳細につきましては、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　建設部長、御説明申し上げます。

議案第115号、市道路線の一部廃止についてであります。

一部廃止路線は５路線です。番号を打って御説明申し上げます。

路線名、幹線Ⅱ－40号線、本路線は、新設道路で区域に編入されたために廃止するものであります。路線名Ｎ－４号線、本路線の一部は、開発行為によって新設された道路につけかえされたために廃止するものであります。次にＮ５－３号線、Ｏの26－７号線及びＰの45－３号線、この３路線の一部は、既に現況は廃滅し道路としての機能は失われておりますので、民有地との交換処理を行うために廃止するものであります。起点、終点、延長、幅員等は記載のとおりでございます。位置は、ページ２から６の図、略図１から５にございますので御参照いただきたいと思います。

次に議案第116号、市道路線の廃止についてであります。

廃止路線は13路線です。路線名、Ｃの39－１号線から番号で言いますと、２番、Ｃの39－２号線、Ｃの39－３号線、Ｃの39－４号線、Ｃ39－５号線、Ｃ39－６号線、Ｃ39－７号線、Ｃ54－２号線、Ｃの54－３号線、及びＣの54－４号線、以上10路線は、流域下水道処理場敷地内に存在する路線であり、処理場の供用開始に伴って財産処理のために廃止するものであります。

次に番号で11番からですけれども、Ｐ25－12号線及びＰ37－２号線、この２路線は、既に現況廃滅し、道路としての機能は失われておりますので廃止するものであります。次にＮの４－６号線、本路線は開発行為によって新設された道路の区域に編入されたために廃止するものです。各路線の起点、終点、延長、幅員は記載のとおりであります。位置図は、ページ３から６の略図、１から４の表示のとおりであります。

次に議案第117号、市道路線の認定についてであります。認定路線は４路線です。

まず幹線Ⅰ－18号線、本路線は東京都が都市計画道路として築造し管理していた道路ですが、このたび市に移管されることになったので、今回、市道路線として認定するものであります。２番目、幹線Ⅰ－19号線、本路線は、都市計画道路の築造が完了したために今回市道路線として認定するものであります。次にＮ４－12号線、本路線は、開発行為によって新設された道路用地が市に帰属されたために市道路線として認定するものであります。次、Ｐ15－９号線、本路線は過去の市道の路線認定から漏れていたことが

判明したため、今回新たに市道路線として認定するものであります。

各路線の起点、終点、延長、幅員は記載のとおりであります。地図はページ２から５の略図、１から４のとおりであります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは議案第118号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について御説明申し上げます。

内容の説明に入ります前に、東町の土地区画整理事業の概要をちょっと先に申し上げたいと思います。先ほど補正の中でも申し上げましたけれども、認可が平成４年９月10日でございます。それで公告が、同じく４年９月18日に公告をいたしまして事業に着手したということでございます。施行面積でございますけれども、34.4ヘクタールでございます。平均減歩率が26.5％、総事業費が168億1,200万円でございます。施行期間といたしましては８カ年を予定をいたしておるわけでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

まず、委託件名でございます。日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託でございます。２といたしまして、契約金額でございます。138億9,109万円、この中には消費税１億4,539万1,000円が含まれておるものでございます。次に委託期間でございますが、契約の翌日から平成12年３月31日までございます。契約の相手方、東京都八王子市高倉町49番地の３、財団法人東京都新都市建設公社、理事長、大﨑本一でございます。

次、２ページ目をお開き願いたいと思います。委託業務の概要でございます。まず項目のところでございますが、幹線道路工事、区画道路工事、それから水路築造工事、公園施設工事、これらにつきましては100％委託をするものでございます。次に建物等移転補償につきましては、90％でございます。それから整地工事につきましては40％、それから雑工事、それから調査設計につきましては、90％の委託をするものでございます。なお事務費、その他につきましては72％、この総事業費でいいますと約82.6％の割合となっておるのでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたし

ます。

お諮りいたします。これをもって議案第115号、市道路線の一部廃止、議案第116号、市道路線の廃止、議案第117号、市道路線の認定、議案第118号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第119号、日野市一般職の職員の平成４年度12月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第119号、日野市一般職の職員の平成４年度12月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第16条第２項の規定にかかわらず、平成４年度12月期における期末手当の支給率を100分の210とする特例を定めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　議案第119号、日野市一般職の職員の平成４年度12月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れいりますが、２ページをお開き願いたいと思います。

第１条につきましては、この条例の趣旨についての規定でございます。先ほど提案理由にもございましたが、給与条例第16条第１項の規定に基づいて、平成４年度12月期の期末手当の支給率について、給与条例の特例を決めるものでございます。

第２条につきましては、給与の支給率の特例に関する規定でございます。この支給率は給与条例第16条２項の規定であります100分の200にかかわらず100分の210とするものであります。

なお付則につきましては、平成５年３月31日限りで効力を失うというものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　一、二点、お伺いいたします。

まず１点目は、先ほどの補正予算との絡みで税収不足から基金を取り崩す、さらに今年度内に10億ぐらいの不足が予測される、こういう状況の中で今回決められた2.7カ月分というのは、どの程度の、市としてどういう、結論について見解をもっておられるのか、それをまず１点、お聞きをしたいと思います。

要するに先ほどもお話ししましたように一般的なこの社会情勢でいけば、特に12月に決める一時金の社会相場というのが、ほぼ金額において昨年並みならいい方というふうに私は認識しておりますが、今回のこの資料によれば１人平均五、六万ふえるという、こういう状況の中で、税収不足で十二、三億基金から取り崩す、こういう今の財政状況の中で、どういうふうにこの2.7を考えておられるか、これが１点と、さらに交渉を通じまして市側は、労働組合の要求に対して、その辺の説明はどの程度なされたか、それをお尋ねをしたいと思います。

それから、いま１点は、２年ほど前から職能別、加算制度が導入されておりますが、その導入されるときにも私は発言させていただきましたけれども、経済が上り調子のときには民間企業というのは、儲けの部分は管理職に上乗せをしている。しかし、一たん業績が悪くなれば一番先にしわ寄せが来るのは管理職と、そういう民間の一時金の姿においては、その辺をしっかり見極めておきませんと、今――今というのは２年ほど前ですね、２年ほど前に、今民間か上がっているから管理職と比べれば公務員は少ないかもしれない、じゃあ下がったときにどうするのか、それをすぐ対応できるんですか、こういう質問をさせていただきましたけれども、その辺については今回どのような御見解をお持ちか。

以上３点になると思いますけれども、お答えいただきたい。特に責任者であります助役から答弁いただければ、ありがたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　それでは、御質問にお答えをいたします。

確かに今御指摘ございましたように、今年度、この12月期の補正で、税収につきましては減額の措置をとらざるを得ないという状況にあることは、私も十分に認識をしておりますし、この点については既に企画財政部長の方から説明申し上げましたように、全体として経費の効率的な使用と、その節減について庁内に徹底を図っているところでございます。

それから、職員の給与の問題についての関わりの問題についての御質問でございますけれども、１点、御理解をいただきたいと思いますのは、私ども給与の決定に関しましては、今まで、従来、国の人事院の勧告、それから東京都が東京都の職員について出します東京都人事委員会の勧告、こういったものを参照をし、それに基づいて、その枠内で国からの指導、それに都からの指導もございますので、それに基づいて、その都度、対応をしているというのが今までの状況でございます。

したがいまして私どもとしては、今年度のこの問題についての取り扱いにつきましても、今回、国の場合も、それから東京都の人事委員会の場合も、この４月時点での民調、民間調査結果としまして大きな変動はないということで、今回増減はしないという内容での勧告でございましたので、私どもとしてもその線に従いまして、今回については対処をする。確かに現状、御指摘いただきましたような税収の問題がございますので、これについては組合にも、るる私どもとしては説明をしております。そういった点で、その辺の状況について十分に組合にも理解を求めることについては、この交渉過程の中でもやってきております。

いずれにしましても、この12月期のこういった状況につきましては、来年春の段階まで含めまして、民間に変動がある場合には当然いろんな形で勧告に反映をしてくるものだというふうに私ども思っております。今までにも単に増という場合だけではなしに、民間調査結果に基づいて人事院も、それから東京都の人事委員会もマイナスの勧告もなかったわけではございませんので、そういった事例に基づきまして、当然そういった実態は勧告の中に反映をしてくる。当然反映をしてきた場合に、それに対して我々としても的確に対応をしていく、というふうに考え方としては考えているところでございます。

ですから民間が、先ほど、下がったときどう対応するのか、ということがございました。私ども、当然それは現在の段階でいえば勧告という形でその辺の分は、例えば支給率に関する問題であれ、あるいは、この前、今御指摘いただきましたような加算制度の問題であれ、そういった問題については、実態が変わればその実態に基づいて当然勧告にそれはあらわれてくるものである。過去の事例でもそういう形で私どもは理解をしておりましたので、今回についても、それは当然反映をしてくると。ただ、それは次の勧告という形にならざるを得ませんので、現実問題として、今税収がこのように減っているという現実がございますから、当然私どもとしては、そういう厳しい現実については組合も含めて十分認識をしていただいて、それに対しては、私どもとしても日常の執行については気を引き締めていくということが大事である、ということで申し上げており

ますし、我々もそういう覚悟で推進をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　ありがとうございました。答弁としてはそういう格好になろうかと思いますけれども、なかなか人事院がマイナスの勧告をするというのは、理論上あり得ても難しい。退職金が数年前に4,000万、5,000万になって市民のあれがあったというのは、やはり、それの残骸が残ったという制度であります。

したがって、私としては人事院に対しましては、そういうことで期待をするわけですけれども、特にこの2.7カ月は高過ぎるというふうにも特に思っているわけじゃなくて、生活実態からいえば、あるいは仕事の質からいけば、そのくらいもらって当然だというふうに職員の皆さんは思っている人が多いかもしれませんけれども、世の中がそういう実態であるということも認識していただくということは、大変重要なことでありますから、そんなことを財政のその歳入状況に関係なく、我々が2.7カ月もらうのは東京都も国も同じだ、だから日野だってもらうんだと、あんまり安易な考え方では困るということだけ申し上げたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第119号、日野市一般職の職員の平成４年度12月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより報告第９号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第９号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について提案理由を申し上げます。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　報告させていただきます。

報告第９号でございます。議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告についてでございます。２件でございます。

２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。１点目は、日野市日野本町五丁目11番16地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。

事故名は、日野市日野本町五丁目11番16地先路上の事故でございます。和解の相手方は、日野市日野本町五丁目21番地の13、赤澤智さん、８歳ですけれども。親権者は赤澤優様でございます。

事故発生状況でございますが、平成４年６月19日午後２時50分ごろ、健康課職員が庁用車を運転し日野市日野本町五丁目11番16地先路上を進行中、一般住宅駐車場から被害者が自転車に乗って飛び出したため急停車しました。その際、車両前部に自転車が衝突し転倒、頭部及び右手に外傷を与えたものであります。損害賠償額は６万5,200円で和解が成立しましたので、平成４年８月31日、専決処分したものでございます。

次に４ページ、５ページでございます。日野市三沢200番地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。

事故名は、日野市三沢200番地先路上の事故でございます。和解の相手方は、日野市三沢280番地の３、市川陽資さん、市川陽資の親権者、市川篤仁様でございます。

事故発生状況でございますが、平成４年９月８日、午前10時５分ごろ、建築課職員が庁用車を運転し工事現場に向かう途中、日野市三沢200番地先路上において、日野市立日野第八小学校裏門スロープを被害者が三輪車に乗って下って来たので急ブレーキをかけましたが、間に合わず接触、横転、右手に外傷を与えたものであります。損害賠償額は６万5,790円で和解が成立し、平成４年10月９日に専決処分したものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第９号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第４－15号、公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書提出を願う請願、請願第４－17号、日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情、請願第４－18号、「白梅幼児学園に通う幼児の保護者に対する新制度の下での手当支給」に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第４－15号、請願第４－17号、請願第４－18号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時47分　散会

12月８日　火曜日　（第２日）

平成４年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第33号）

12月８日　火曜日　（第２日）

出席議員　（29名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	簇野行雄君	６番	谷　長一君
７番	小川友一君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋　徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	小山良悟君	25番	高橋徳次君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

17番　福島盛之助君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成4年12月8日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時13分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員19名であります。

○議長（黒川重憲君）　これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、市民から頂いた貴重な税金を、より効率的に使う工夫を（行政には、常に改革を念頭に置いて）の通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔1番議員　登壇〕

○1番（沢田研二君）　おはようございます。

初めてのトップバッターを御指名いただきました。何とか塁に出まして大量得点、実りある一般質問の議会になるように頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

今、テーマにつきましては、議長さんから御紹介をいただきましたとおり、要は行政改革に対しての問題提起でございます。生活大国という言葉がございます。その定義はというと、「国民一人ひとりが豊かさとゆとりを日々の生活の中で実感でき、多様な価値観を実現するための機会が等しく与えられ、美しい生活環境の下で簡素なライフスタイルが確立された社会」とのことでございます。生活大国への条件は、豊かさとゆとりを抜きにしては考えられないということでございます。

さて、一方よく言われることでございますが、我が国は経済力で見れば、既に世界のトップクラスに達しているということは言われながら、国民の生活実感からしますと、必ずしもそう感じていないというのが実態でございます。そして、その理由は、ゆとりのなさ、特に時間的なゆとりのなさにあるということも言われているところです。しかし、考えてみますと、時間的ゆとりが論議のメインになること自体、やはり世界のトップクラスの経済力を持ったことのあかしということも言えるのかもしれません。

世界各地あるいは地球上の各地に目を転じますと、中には確かに時間的ゆとりこそ確保はされているものの、経済的危機で大変な苦労を強いられているところが方々で見受けられます。代表的なのといいましょうか、双子の赤字で相変わらず悩むアメリカ、また各国それぞれの悩みを持つヨーロッパ、また南米中東に至っては、毎日のように報道されているとおりでございます。そして、何といってもきわめつけは旧ソ連、ロシアではないかと思います。

しかし、日本もバブルの崩壊や、その上に政治の不信が重なって、大変な時期を迎えていることも事実でございます。しかし、根本的には、諸外国の背景とは違うと言えるかというふうにも思われます。すなわち、「経済的基盤の面において」日本はある程度

しっかりとした基盤ができているということでございます。ただ、これも「ローマは一日にしてならず」ではありませんが、日本の経済基盤も、一日にしてなったわけでは、もちろんありません。「執念の世直し運動」とも言われた土光敏夫氏が中心となって行われた行政改革によるところ、大と言われております。昭和50年代の初期から中期のころは、石油ショック、インフレ、貿易摩擦など極めて厳しい時代でございましたが、民間を中心とした行革が、結果として現在の世界トップの国際競争力を持った国をつくったとも言われております。

一方、それに対する国及び地方の行政のあり方ですが、合理化なり節約といったことに対する取り組みが旧態依然というと、若干問題あるかと思いますが、率直に言わせていただくならば、「行革意識」は極めて不足をしていると感じるところでございます。「行革は、最大のサービス産業」と言われて、それを実行しておられる方もおられます。私は、サービス産業という言い方はしませんけれども、常々考えていたことは「行政の最大の課題は、いかに効率よく市民サービスをするか」ということです。すなわち、行政を行うに当たって、より多くのよりよい市民サービスを行うために、効率、言うなれば改革を常に念頭に置いて、むだなぜい肉を極力省きスリムな体型、組織で国及び地方の行政が行われなければならないと考えているわけです。

以上、申し上げたような視点に立って、日野市の行政を見たとき、いろんな面で改革すべき、また改革可能と思われるところが伺えますので、特に二、三点に絞って問題提起をさせていただきます。具体的質問に入る前に行政側の基本的部分に関する点を、まずお伺いしたいと思います。これは、できれば、市長にお伺いをしたいと思います。

一つは、行政改革に対する基本的な考えをどのようにお持ちかということ。それから、その基本に沿って、この数年主だったもの二、三で結構でございますが、実施してきた具体的な改革、そんなものを紹介いただければというふうに思います。行政改革絡みの質問でございますので、回答の方も簡潔明瞭にお願いできればと思います。

よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問にお答えします。

行政改革に対する基本的な考え方ということであります。いずれの地方自治体におきましても、地方自治法に定めておりますとおり、最少の経費で最大の行政効果を上げるということが、我々に、つまり行政に課せられておる基本的な姿勢だというふうに理解をし、その趣旨に沿って行政展開を行っておるというふうに、まずお答えしておきたいと思います。

日野市では、学識経験者の方々にお願いをいたしまして、日野市行財政調査会を、たしか昭和61年に、その答申をいただいたというふうに記憶をしております。その答申に基づきまして、市の行政改革を各分野において行ってまいったというのが現実でございます。昭和61年、行財政調査会による報告は御承知かと思っておりますが、例えば事務に当たりましてはＯＡ化の推進、それから税行政等の電算化、それから事業の民間委託といいましょうか、経費をなるべく安く上げる手段として、民営に委託をしているという部分が、かなりあるわけであります。それから、市民の反応はいろいろでございましたが、動く窓口車というサービスの手段がございましたけど、状況判断に立ちまして、動く窓口車の廃止を実施しております。また、今後も各事務事業の見直しを推進をしていこうというのが、庁内の姿勢であるというふうに、まずお答えをしておきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

61年以降の主だったものを幾つか紹介をいただきました。いろんな取り組みをされているわけですけれども、まだまだ違う目で見ますと、こんなこともあんなこともできるんではないかということもありますので、特に私の方から３点ほど問題提起をさせていただきたいと思います。

まず１点目でございますが、図書館管理業務についてでございます。この質問の趣旨は、日野市の図書館行政は、まさに全国のトップレベルに位置をした自信を持った行政の一つではないかと思います。トップレベル、自信の施策ではあるんですけれども、その中にも改革すべき事項がいろんなところに見受けられるということでございます。

まず、状況認識をするためにといいましょうか、現状が図書館行政、どのような実態にあり、また規模がどうなっているかという、これはどなたも御存じなことですので、ごく簡単に概略を述べますと、平成３年度で見ますと、運営費が約６億でございます。職員の人件費がその半分、２億9,000万、人員は41名と記録されております。そのほか、嘱託職員の報酬として1,600万円弱支出をされております。それに対しまして、図書館の規模でございますが中央図書館と八つの分館、それから、蔵書冊数が61万3,000冊、利用数が84万冊、これは市民一人当たりにすると5.2冊、登録者との比較では23.2冊ということの記録が出ております。それから、開館時間ですが、午前10時から午後５時までが４館、１時から５時、１時半から５時、以下それぞれ２館ずつということでござい

ます。

以上のような実態、規模にあるわけでございますけれども、そこで、まず１点目お伺いしたいのは、この規模と運営実態のバランスはとれているかどうか、これは基準というか標準というものが、そういうものがあるのかどうかわかりませんが、もしあれば、そういうものとの比較でも結構ですし、あるいは実態として、今、規模と運営の実態というもののバランスはどうなのか。例えば、２億9,000万の人件費、41人の職員、そして、この41人の中の約３分の１程度が司書というんでしょうか、図書館の管理資格を持ったというんでしょうか、そういう方がおいでになるということです。それから、嘱託職員の人数が何人なのか、わかれば教えていただきたい。それから、開館時間ですが、先ほど申し上げたような内容なんですが、６月議会で私の方から、せめて中央図書館の時間延長、それから百草図書館の曜日及び時間延長の問題を提起させていただいておりますけれども、それらについても、その後どういう状況になっているかを含めて確認をさせていただきたいと思います。

まず、そこまでお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　お答えを申し上げます。

平成３年度におきましては、職員数41名ということでございましたが、定数条例の改正をお認めいただきまして、平成４年度からは５名の増員が図られまして46名の正職員、それから、22名の嘱託職員をもって運営をしております。御質問の中にもございましたとおり、中央館と、それから八つの分館、そして２台の移動図書館をもって運営をしているわけでございますが、そして、貸出冊数も84万冊ということで、市民一人当たりの貸出数におきまして、過去昭和47年度までは全国の１位を占めておりましたが、その後、１位の座は明け渡しましたが、常に類似市町村におきましては、全国でも上位を常に確保しております。そして、中央館と分館と、それから移動図書館のサービス網をよりよく効率的に運営いたしまして、現在では、各市からも、一応注目される図書館の運営ができている。このように考える次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　開館時間の方について、ちょっと抜けております。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ちょっと落としまして申しわけございませんでした。

開館時間につきましては、百草図書館につきまして、開館以来、日曜日とそれから普

通の日の午前中は開館をしてございませんでしたが、９月から日曜日も、そして普通の日の午前中も開館するようにいたしました。

それから、開館時間の夜間の延長でございますが、この点につきましては、現在27市中16市が何らかの形で、分館等ある中で１館だけ７時ごろまでというふうな時間延長をしているところがございます。私どもといたしましても、ぜひとも近い将来、夜間の時間延長をしてまいりたいというふうなことで、図書館長以下いろいろと内部で検討を、現在進めているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　それでは、具体的な体制の改善といいましょうか、若干問題提起をしたいと思うんですが、例えば、平成３年度でいきますと、41人の職員がおるわけですけれども、基本的に、この図書館の体制というのは、すでに22名嘱託職員がおられますけれども、ほとんどが正職員ということでございます。

要は、正職員でないと、図書館というものは運営が本当にできないのかどうかということの観点から伺いたいわけですが、例えば、非常に思い切ったことを言うような感じがしますけれども、41名の職員のうちの半分を、例えば正職にして、残り半分をパートタイマーで対応する、嘱託職員でも結構ですが。当然、人数的には20人、そういう形にしますと倍の四、五十人ぐらいの人数が必要になろうかと思います、パートの方はですね。それから、そうなりますと、当然、司書も今の半分ぐらいになるということでございます。以上のようなことが、図書館運営を仮に行っていく上において全く不可能なことなのか、それとも検討の余地はあるかなというような感じか、もし、いやそれはもうとても不可能なことだよということであるならば、何が一番のネックでそれが不可能なのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　職員の41名のうちの正職員を半分にしまして、そのあとは嘱託職員で補えないかというような質問でございますが、大変画期的な御提言でございますが、図書館業務が、すべて季節的とか、またはその日の時間帯に繁忙の度合いが異なるというような業務ではございません。年間を通しての通常の業務でございますので、また、嘱託職員につきましても、現在22名を雇用いたしまして、カウンターでの業務あるいは整理、書架の整理、廃棄物の整理と、いろいろなそういうふうな簡易な仕事は嘱託職員に委ねているわけでございますが、あくまでも正職員の補助的な役割をしているというのが実情でございます。

したがいまして、理論的には、議員さんの御提言のようなことも考えられると思うんですが、実際の問題といたしまして、現在の職員を思い切って半減するというようなこと、今後考えていく課題にはなりますけど、現状では大変難しいかなというふうに考える次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　歴史と伝統のある日野市の図書館行政で、そういうスタンスに立って運営してきたことは一度もないわけですから、今ここでいきなりまさに天と地が逆転するような話をしても、すぐではというわけにいかないのは十分承知をしてるとこなんですが、半分までしてるかどうかは別にしまして、近隣他市でも、かなりうまく嘱託職員あるいはパートを使って運営している市の行政といいましょうか、そういう部分というのは、たくさんあると思います。

例えば、医療機関の看護婦さんだとかそういう人は、私は幾ら器用で知識を持ってて同じようなことができますよといっても、これはもう法的に罰せられますから、そういうものはできないにしても、例えば、こういう図書館的な業務は難しいから、今、補助的業務というふうに決めつけている感じがしますけれども、今の主婦、パートというのは結構――結構という言い方は失礼かもしれませんが、（「失礼です」と呼ぶ者あり）相当優秀な方がおいでになりますので、その辺の対応は十分可能ではないかなと思います。

仮に、半分の人をパート的な対応をするということで、もし経費的なことを換算をしてみますと、おおよそ7,000万からの節約が可能ということなんです。といいますのは、先ほど、現状の数字を申し上げましたけれども、２億9,000万の人件費がかかっているわけです。半分は正職にそのまま移行しますから、残りが約１億4,000万でございます。これを、もし仮に時間給1,000円で50人の人を雇って、それは時間をつなぐという意味なんですが、50人の人を使って、かなり時間を余分にとったとしても、そのまた半分で済むわけです。すなわち7,000万からの節約が可能ということなんです。ですから、技術的、技能的にパート化ではどうしてもできないんだと、パートは必ずしも女性とは限りませんが、男性の場合だってあり得ると思うんですが、そういう対応をしてサービスを落とさないで、そういうことも十分検討の価値はあるというふうに思います。

これは、先ほども言いましたように、今ここで云々ということではありませんけれども、もしそういうとらえ方に対して、何らかの御意見をお持ちであれば、担当分野でいきますと市長なのか教育長なのかわかりませんが、どちらかから簡単に、印象という

と正しい表現かどうかわかりませんが、一言お聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　それでは、ただいまの御質問についてお答えをいたします。

今、たまたま図書館の職員の問題について、御指摘をされておるわけでございますが、特に教育文化に関する側面の諸事業で、図書館もその中に入るわけでございますが、その主要な部分というのは、人的サービス部門として受け持たれているということがございます。その辺の問題を抜きにして、経費効率の面だけで論じることは、かなり難しい面がある。例えば、学校の教育について、学校の教師をどういう形で見るかというような問題とも、当然関連をしてくる部分がございますので、その場合に、それが市民サービスにどういう形でかかわっているのか。特に、職員による人的サービス部分が、どういうウエートを持っているのかということを、正当に評価をしないといけないんではないかというふうに考えております。図書館の場合でいいますと、図書館法により国民の知る権利なり学習する権利を保障する一つの社会教育的な手段として設けられているということがございます。実際問題として、そこにただ本があるということだけで、それを例えば貸す、返すという事務的な処理だけでサービスが行われているわけじゃなくて、それはほんの手続的な側面だけの問題でございまして、中身としては、実際にそこに来て何か資料がほしいときに、その資料要求に対して、例えばそこに資料がなくても、その必要と資料を探し出して提供するという、そういうことによって市民と図書館との間の信頼関係ができ上がっていくという、そういうことによって、市民サービス、図書館のサービスが広がっていくという歴史的な経過を、今までもたどってきておりますので、そういう意味では、非常に職員の力量といいますか、それが非常に大きなウエートを占めている。これは、教育文化の面では、どの分野もほぼそういったことが共通的に言えるんではないかというふうに考えています。

ただ、実際の仕事の執行の面では、いろんな事務分野がございますので、先ほども社会教育部長の方からお答えがあったように、嘱託職員といいますかパートの形でいろんな側面について、そういった方々の御協力も得ていくというのは事実でございますから、これはこれとして、やはり経費の効率的な運用という面からは、そういう意味での検討は、当然しなければならないし、これからもそういった面で可能な点は進めていく必要がありますけど、基本的な点では、やはり人的サービス、専門職としてのそういった役割が市民サービスに非常に大きなウエートを占めているんだということを、ひとつ御理

解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

もちろん、単なる本の貸し借りだけではなくて、いろんな意味での資料等々を探したりという難しい業務のあることも重々承知をしておりますけども、私は現在のパートの能力というのは、そういうことも含めて十分可能であろうというふうな前提に立ってお話しをしているつもりでございます。

歴史ある日野図書館が、そういう発想で今まで全く取り組んできておりませんでしたので、ひとつ今後そういう視点からも御検討いただきたいということで、この問題については、これで終了させていただきます。

次、学校給食の運営に関する件でございます。これも若干趣旨を申し上げますと、日野市の学校給食の体制は、小学校・中学校とも世間に先んじてといってもいいと思うんですが、自校方式が、既に完成をしております。一方、近隣も含めまして、他市では、学校給食の廃止の大論議やあるいはセンター方式か自校方式かの論議も行われているところも少なくないわけでございます。そのことからしまして、日野市は、現在の方式が本当にすべての面から考慮してベストなのかということの声もあるわけですけれども、言えることは、全国が目指す方向に、もう既に行き着いてるわけですから、そういう意味では全国をリードするレベルにあるということが言えようかと思います。

これも図書館同様に自信の施策ではあるわけですけれども、その中にも改革すべき事項がいろいろ見受けられるということでございます。ただし、給食問題を語るとき、どうしても自校方式、センター方式というのが、一番基本的な問題になるわけですけれども、その部分については今回触れずに、ほかの面で改善といいましょうか、問題提起をさせていただきたいというふうに思います。

これも状況認識といいましょうか、若干現状がどうなっているかということを、平成３年度の数字で振り返ってみますと、小学校の方の運営費が８億1,000万、中学校が４億5,000万で、合わせまして12億6,000万の事業でございます。そこに関係している人員ですが、これは栄養士と調理員ということだと思いますが、小学校でおおよそ100名、中学校で54名、合わせて154名ということです。この中の人件費でございますが、78％が小学校・中学校とも、そしてまたトータルとも78％が人件費ということでございます。要するに、金額にしますと、トータルで９億8,000万が人件費ということでございます。さらに、その人数の内訳を見ますと、小・中学校とも栄養士は、各学校に１名ずつということですから20名と８名の栄養士、残りが調理員ということですから、百四、五十名ということになろうかと思います。生徒の数ですが、小学校が約１万、中学校が約5,500。そして、年間の給食回数が、これもよく話題になるんですが、小学校が182回、中学校が170回ということでございます。

こういった実態を踏まえて、それぞれの内容を確認をさせていただきたいと思うんですが、まず１点目は、調理員の待遇は、すべて一般職扱いばかりなのかどうか、パート的なあるいは嘱託的な人はいないのかどうかということを、まず１点確認をしたいと思います。

それから２点目ですが、栄養士、それから調理員のおのおのの勤務体制について確認をしたい。これは、一般職は８時半から５時ということですが、職務がらということで、若干のずれ勤といいましょうか、そういう形態がとられているのかどうかの確認。それから、あわせまして、栄養士といえども、多分栄養価の計算ばかりをしているわけではなくて、調理員の仕事もされているのかな、手伝っているのかなということも考えられるわけなんですが、栄養士が、その栄養士の業務にどのぐらいのウエートをかけておられるのかどうかという、この辺もわかれば、お聞かせいただきたいと思います。

それから３点目なんですが、給食がないときというんでしょうか、素人考えでいきますと、１日の中でも余裕時間があるのかなという印象もありますし、また年間で見たときも、先ほど数字申し上げたように、かなりの間があるのかなというふうにも感じられるわけですけれども、その間の対応は、どのような対応をされているのか、一時、盛んに市長がぴかぴか運動なども提案をしておりましたけども、そのあたりを含めて、以上３点についてまず確認をしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　　それでは、今、お尋ねの３点につきまして申し上げたいと思います。

現在の勤務体制でございますが、調理員、栄養士、それぞれ市職員ないしは都職員という形で対応しておるものでございます。それに対しまして、栄養士の調理員への手伝いという点につきましては、これはそのときの状況あるいは個人的な状況の中で応援体制をしいている部分というものもございます。それから、職のないときということでございますが、ほぼ日々の体制では、当日差し当たっての準備のほか、本番の調理、そして給食が終わった後の整理作業等行っておるわけでございますが、例えば夏休み等におきます給食のないとき、どのようにしておるかとこういうことでございますが、それら

の使い方、時間の使われ方といたしましては、基本的には研修あるいは美化活動といいましょうか美化作業、そういったもの、そしてまた調理室内の清掃、特に日常では行い切れない機器のある程度の分解清掃等を行っておるものでございます。

それで、美化の関係で、ことしから実施しておるところでございますが、校内の軽易な修繕あるいは清掃、手の回り切れない部分の清掃あるいは除草、そういったようなところを行っておるものでございます。

雑駁ではございますが、以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今、一通りお伺いをしたんですが、先ほど市長から、昭和61年に行財政の調査会をつくっていろいろ検討をしたと。実は、私もそのときのメンバー、市民代表として参加をさせていただいておりました。そのときに伺った内容と全く変わってないということは、この五、六年間ほとんどそういうことの改善がされてなかったということの、何かあかしのような気がいたしました。

そこで、今の回答を含めまして、また二、三お伺いをしたいんですが、今はすべてはっきりわからなかったんですが、基本的にはすべて一般職員だということですよね。これが、先ほどの図書館の例のように、パートタイマーの活用というのが、なぜできないのかということで、特に朝からお昼までの超ピークというかラッシュ的な時間帯と、それは後片づけの時間というか、要するに繁忙を究める時期というのは、極めて職務がら制約をされているというか、そういう関係にあると思います。そういうことを考えると、パートタイマーの活用というのは、これこそ相当あるんではないのかなという印象があるんですが、そうなっていない原因は一体何なのか、要因は何なのか、何が困るのかということ、まず１点お伺いをしたいと思います。

それから２点目に、小・中学校とも各学校単位に栄養士がおいでになります。学校の規模もいろいろ大きかったり小さかったりするはずでございますが、果たして本当に学校に１人ずつの栄養士というのが必要なのかどうかですね。これは給食体制は、自校方式ということでもう既に確立されておりますし、それはそれなりの効果が出ていると思いますので、そこはちょっと別にしまして、栄養士こそ、かなり１人が一つの学校を見ていろいろ工夫するよりは、何人かグループ体制で、例えば日野市という限られた非常に狭い土地ですから、百草の小学校と西の外れの旭が丘小学校で、食事の内容を変えなければいけないなんてことはあり得ないはずなんで、そういうことからしますと、本当

に栄養士、各学校に１人ずつ必要なのかなと。多分、栄養士は、またそれだけではなくて、いろんな食事指導だとかなんとかということがあるからという声も聞こえそうですが、それはそれなりの、またやり方があるんではないかと思いますが、この学校単位の栄養士の問題について、どういうふうに受けとめられるかどうか。

それから３点目に、給食調理業務がないときの問題でございますが、ほかへの活用といったものは考えておられるのかどうかですね、例えば老人給食なんかです。現在、老人給食は１食400円で、いろんな週３回のコースだとか、毎日の７回コースだとか、いろいろコース合わせまして、約150食程度出ているそうでございます。これなども、もし能力が、生産能力というんでしょうか、能力があれば300にも500にもなるんではないのかなという予測もされるわけです。回答を伺ってからでもいいんですが、この調理員の人数との絡みなんですが、要は、子供の数は確実に減っているわけです、どんどんどんどん減っている。そして、一方では高齢者の数はどんどんふえていくわけです。そうしますと、人の活用あるいは設備の活用、そういうことを先々考えていかないと、非常に問題が生じてくるんではないか。要するに、調理員の雇用問題というものにもつながってくるんではないかなと思うんです。

ちなみに児童の数の変化ですが、小学校でいきますと、平成４年度から５年後の平成９年の動きというのは、約1,500人減ることになっています。ということは、年間300人ずつ減るということです。中学校でいきますと、現在が5,500ですから、平成９年が4,200人になって約1,200人減るんですね。で、先ほどの調理員の数と児童数の兼ね合いを見ますと、おおよそ100人に１人の調理員、100人分の食事をつくるのに調理員１人がいるという、そういう勘定になるわけです。そうしますと、これから向こう５年間で小学校でいえば15名、中学校でいえば12名、調理員が、これ単純な計算ですけども、不要になるという計算になるわけです。全くそういうことを無視されて、とにかく現状いる人の雇用が大事ということの線でいくのか、そういうことも含めていろんな活用を考えておられるのか、以上３点について再度質問をさせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、お答え申し上げます。

パートで賄えないかということでございますが、これにつきましては、現在、栄養職員あるいは調理員というものは、栄養豊かなおいしい食事をつくる上で、最も重要な役割を担っているものであろうというふうに考えるものでございます。これらの職員の配置につきましては、やはり単に食べ物をつくって出すというだけにとどまることなく、

その内容の向上を期待していくものでございます。やはり、これは職員をもって充てるべきものと考えるものでございます。

栄養士あるいは調理員の配置という基準につきましては、既に国あるいは都という段階で定められているものでございまして、日野市におきましても、それに準じた形で配置されているものでございます。それから、栄養士は、そんなに１校１校要らないんではないかというお尋ねでございますが、御承知のとおり、最近の食生活というものは、大変豊富になっている一面、大変栄養の点でアンバランスが来ておるというのが実情でございます。そういう中での栄養の偏り、また肥満傾向といいましょうか、そういったもの、果ては成人病的な現象といいましょうか、病気が生じておるという実態に照らしまして、やはり先ほども触れましたとおり、栄養面で十分配慮がなされた学校給食というものは重要でございます。

こういったことで、現在、日野市としましては、加工食品は使わず、原材料の確認できる手作りあるいは米飯給食を取り入れるというような点、あるいは材料にいたしましても、なるべく食公害のないものをということでの配慮をするなり、また料理そのものにしましても、郷土料理あるいは季節料理といったものを取り入れる、あるいは学校授業に合わせた献立をつくるというような、非常に内容的に突っ込みをかけた仕方をしているものでございます。そういうようなところから、やはり地理的にも離れました他の学校との共用ということは、非常に難しいところでございます。

それから、３点目の老人給食と今後の対応ということでの御発言でございます。確かに、現在、学校児童の数が減る傾向にある中で、当然、施設利用ということにおきましても、また考えていかなければならない時点にも来ておりますし、また学校給食というものを知っていただくという意味におきましても、今後取り組みをしていかなければならないところにあろうかと思います。そういう点で、御提言のありました老人への給食というようなことにつきましても、今後検討していく一つの事柄というふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　時間もいろいろ迫っておりますので、再々質問をしたいとこたくさんあるんですけども、例えば、おいしく食事をつくるためには、正職員でないとなかなか思うように、その要望にこたえられないんだというような言い方だったと思います。ほかの事例を出してもあれなんで、例えば、私ども東芝の食堂の運営を見ますと、昼時、千数百食の食事をつくっているんですが、この体制といいましょうか、それを見

ますと、正職の比率は20％から30％なんです。それで、大変おいしい食事を毎日いただいているんですよ。ですから、主婦というのはもともと食事のプロですから、それは基本的なこととか、商売人というと言い方語弊があるかもしれませんが、そういうことの発想が、ちょっと凝り固まった中でできないんだという前提で、何か物を考えておられるような気がしてしようがありません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これは、もうやろうと思えば、幾らでもできることだと思います。先ほどの図書館以上に、可能性のあることだと思います。

それから、栄養士も各学校に1人必要なんだ。その要因の一つに、学校授業に合わせた献立が必要だ。学校授業、運動会とかいろいろありますけども、それによって、そんなに食事の献立変えるほどの問題があるんでしょうかね。この辺も、ちょっと非常に答弁としては苦しい答弁ではないかなと思います。

それから、児童の減耗に対する考え方で、そろそろ考える時期に来ているというような言い方をしましたけども、そろそろ考える時期という程度のとらえ方でいいんでしょうか。例えば、中学校の例で言いますと、平成４年度の現在の生徒の数から、平成５年度は、もう既に500人一気に減るわけですよ、約481名、500名。ということは、先ほどの計算でいけば、もう約５人の調理員は、もしかしたら要らないかもしれないわけですよ。そろそろ考えるというのも、随分悠長なことで、今まさに平成５年度の予算、もうゼロ次から一次、二次ぐらいの予算編成をやってると思うんですが、全くそういうことは考えないで、それは一つの学校が一気に500人減るわけじゃないですから、いろいろ分散をされて、二、三十人減るところから七、八十人減るとかいろいろありますから、非常にその辺のやりくりは大変かと思いますが、現にもうこういうときが来ているわけですよ。

ですから、私が申し上げている行政改革というのは、単に人を減らせとか、お金を減らせとかいう、そういう視点ではなくて、そこに働いている人たちの職を守るための行政改革でもあるわけですね。もし、パート化できるところをパート化して、そして、もし浮いたら、その人は、今まだまだ行政サービスとして人がいれば、いろんなことをやりたいというような要望が、各課からたくさん上がってきているはずなんですね。そういうところに回して、トータル的によりよい行政を行うという、そういう視点に立たないと、それぞれの枠の中でこれだけどうしも正職でなきゃいかんと、みんなが言ってたら、とても改革なんてできるもんではないなというふうな印象を強く受けました。

最後に、もし先ほどの図書館と同じような発想で、半分を、これもちょっと大胆です

が、調理員の半分をパート化して、当然時間的に補えるような人数にするということを前提にして考えても、今、約10億の人件費が年間、必要としているわけですけれども、少な目に見積もっても３億からの人件費が浮くんですよ、３億。これ１年間ですよ、もちろん一遍にできるわけではないんですけども。そうやって考えれば、幾らでも財源を有効に生かす方法というのはあると思いますので、あえて結論は求めませんけども、そういう視点に立って、本当にできることできないことということを、もう一度誇る日野市の学校給食でございますけれども、もう一度検討を重ねていただきたいということを問題提起して、この件については終わらせていただきます。

次、多摩平支所の本庁統合についてでございます。御存じのとおり、現在、職員配置９名、対象規模といいましょうか、大まかな区分けからいきますと、多摩平支所の対象人口というのは約４万、世帯数で１万6,000というようなことのようでございます。これは、市の全体の規模に対して、約４分の１ぐらいのエリアを持っているといいましょか、事務処理件数、これちょっとどこまでの処理件数かわかりませんが、ある数字を見ますと、多摩平支所では四千四、五百といいましょうか5,000弱、それに対して、市全体が３万前後ということで、これは６分の１から７分の１程度ということでございます。いずれにしましても、大変存在感もあるし、かなり有効に利用されているなという感じはいたします。

しかし、昭和59年に「多摩平陸橋」が架橋されまして、道路事情も整備されて、過去の多摩平支所の存在意義ということとは、大変大きく変わっているということは、もうすべての人が認めるところではないかと思います。そういった認識の上に立ってのことだと思いますが、平成２年の６月の広報で、市長から「多摩平支所の本庁統合について」という考えが示されたわけでございます。そして、平成３年の３月議会で、具体的に統合提案がされました。しかし、その３月議会では「継続」扱いになり、そして６月議会では否決という結果になりました。理由は、これはもう皆さんで論議をしてきたことなんで、改めて申し上げるまでもないわけですけれども、非常に示された内容が、具体性に欠けているとか、あるいは利便性対策が不十分であるとか、あるいは内容的にも何点かの疑義事項があった、そんなようなことから、結果として６月議会での否決ということになったというふうに思っております。

私は、そのときにも申し上げたつもりですが、日野市の全体のことを考えますと、そして、かつ効率的な行政ということを考えますと、この支所の本庁統合というのは、まさに行政改革であって、ぜひともこれは行うべきだというふうな理念を持っております。

野球の話ではありませんけども、投手は一度、二度マウンドに上がってノックアウトをくらったから、あとはもう出ないというような、そんな程度のことだったら、最初から出さなければいいわけでして、（「そうだ」と呼ぶ者あり）これを、ぜひやっぱり市民全体のために、非常に有効な策なんだということの信念をもしお持ちなら、もう一度、理解が得られるようにいろいろ研さんを積み重ねて、改めて提案をすべきではないかなと、実は個人的には私はそういうことを期待をしていたんですが、残念ながら、今日に至るまで全くその音さたがないということでございます。

そこで、１点お伺いしたいのは、この立派な行政改革であるべきことが、なぜ再提案をされないのかということを、まず１点。それからもう１点、不便対応ということも、かなり問題になったかと思います。現にアンケートなども数少なかったですが、250ぐらいだと思いますが、アンケートをされた。中身を見ますと、そのアンケートに答えている人の８割近くが５分から10分で利用できる人なんですね。これはもうまさにげた履き、草履履きで利用できる人、これだけ便利な人に、賛成ですか反対ですかといったら、これはもう反対に決まっている。ですから、私が申し上げるように、もっと全市民的な立場で一番有効な手立てがこうなんだ。だから、多少は不便な部分があっても、協力いただけませんかというような形のもっていき方をしないと、なかなかこういったことは実施できないと思います。

利便性の一つの問題として、例えばミニバスの増発の問題なども、現在は70分に１本という、気の遠くなるような間隔で動いているわけです。やっぱり、利用してみようかな、便利だなと思う最低の基準は、１時間に３本程度ではないかなと思うんです。昨年の６月議会で否決されて以降、もう１年以上経過をしてるわけですから、もし本気でそういうことをやろうとする気があるならば、その間にも、このミニバス増発をすれば、単なる多摩平支所の問題だけではなくて、平山城址公園から高幡不動に至る多くの市民が、大変な利便性を感じるはずでございますが、そちらの方も全く行われていないということです。

この辺について、この２点、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、多摩平支所の統合についての質問でございます。御質問の２点につきまして、お答えしたいと思います。

今、質問者の方からも話がありました昭和61年度の行財政調査会の報告書の中には、本庁への統合ということで、あるわけでございます。その理由としては、当然、本庁へ

のアクセスが便利になったというような問題を含んでの跡地の有効利用というような内容でございます。御承知のとおり、平成３年第１回定例会の中には、市としても提案を申し上げました。しかし、御意見等ある中では、いろいろ多くの御意見を賜りました。その中でも、やはり一つは、跡地利用の計画が、一定の方向は持っていましたが、過去の時点におきましては、具体的でなかったというような問題が１点ございます。現状におきましては、跡地利用を一定の方向として、市立病院の建て替えというような計画の中で、現在、基本設計中でございます。あわせまして、当然建て替えに関連して、現在の市立病院の利用の考え方も検討を進めている段階でございます。当然、それを含んで、前回の議会のときにも、各議員さんから御意見を賜っております。代替措置の問題等を含んでの検討も加えるべきだろうということを含んでおります。もちろん、その一定の跡地利用を目途にして、これはこの答申に基づいた内容を十分理解しておりますので、できるだけ早い時期に、また、ぜひ議会の御理解を賜る意味でも再提案をしていきたいというふうに考えております。

なお、２点目の不便対応の問題でございます。たしか、その代替のミニバスの問題、あわせまして、そこに代替措置としての連絡体制の問題等も御意見賜りました。現状におきましては、ミニバスがまだ増便をされておりません。この不便対応の問題を考えますと、ミニバスは京王とも折衝をしておりますが、なかなか増便だけの問題でなくして、これの市内の不便地域のこの答申もいただいている中で、新しい開発に重点を置いて、日野台路線あるいは新たな来年度からの新設交渉もしてございます。そういった中での問題もあり増便まで至ってないのが現状でございます。当然、御指摘のように、今後の本庁との統合の中では、そのミニバスの増便等の連絡網の充実は当然でございます。十分折衝していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

まず最初の方なんですが、確かに言われるように、跡地利用との兼ね合いというのは非常に大きなインパクトを持っていることは事実なんですが、それはそれで、また別に考えられて結構だと思うんですよね。分けて考えた上で、支所そのものは別に跡地利用が完全に決まらなくても、本庁統合は本庁統合で考えてよろしいんじゃないでしょうか。そのことで、今９名ですか、その人が全体の中でより有効に活用できるということであるならば、それはそれで先行しても構わないと思うんですが、非常に前向きというか、その姿勢が感じられないんで、ぜひその辺を基点にして考えていただきたいなと思いま

す。

それから、ミニバスの件なんですが、今伺ってますとどちらかというと、いろいろ京王と折衝してるけども、うまくいい返事が来ないんだということのようなんですが、主体的にとにかく予算も何もつける。ぜひとも市民の利便のために増便をしたいんだという、そういう積極的な姿勢というのが、余り感じられないんですね。いつも京王の御機嫌伺いで、どうもうまくいってないような印象があるんですが、本当はどっちなんですか、それだけちょっともう一回確認させてください。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　京王との増便の交渉をやっておりますが、かなりの今の１便だけでも、財政負担の問題が、現行の中で１時間２本やることによっても倍以上の財政負担を伴ってきます。そういう状況下の中で、市内の不便地域を一つでも解消することが先行なのか、現行の増便をすべきかというような議論もしております。やはり、不便地域の解消を一つでもすべきだろうということで、京王に対応しているのが実態でございます。できるだけ市としては、その不便地域の解消の新路線の開発に重点を置いていることも事実でございます。今の増便関係につきましては、財政負担も伴いますので、十分議会の意見等を踏まえた中で対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　新路線も、もちろん大事ですし、またどちらかというと、どうしても今もそうなんですが、財政負担がかなり大きくなるから二の足を踏んでるという印象も、かなり正直言って強いわけですね。確かに２倍、３倍の費用を負担するということは大変なことですけれども、しかし、そのことによって非常に不便性を、いろんな方面から言われております高幡方面あるいは平山城址方面等、市役所を中心とした利便性がよくなるんであれば、そういうところに使われる予算ということに対して、さほど市民の皆さんは抵抗を示さないと思います。もし、そういうことで、お金がどうしてもないというんだったら、それこそ先ほど図書館なり学校給食とか、そういうことでちょっと工夫すれば、すぐ何千万、バスの便なんか何便でもふやせますよ。そういう発想も、ぜひ行っていただきたいなと思います。あらためての答弁は求めませんけれども、ぜひ御検討いただきたいと思います。

途中でも申し上げたんですけれども、行革というと何か人減らし、お金を減らす、そんな印象で一般的に受けとめられますけれども、必ずしもそういうことばかりが行政改

革だというふうには、私は思っておりません。先ほど、給食の例も申し上げたように、現に今働いている人たちが、現状の身分確保だけを優先して考えていると、近い将来には、もう大変な、むしろ職がなくなってしまう、そういう状況だって、もう目に見えているわけです。そこは、幾ら金かかっても関係なくやるんだという基本的姿勢があれば、そんなことよりも別な発想が出てくるかと思いますが、やはり市民サービスを目的とする行政改革というのは、市民のニーズがあれば、その場所に幾ら金をつぎ込んでも、幾ら人を投入しても、それに対する批判というのはないと思うんです。

そういう発想で、ぜひいろんな面で改革をしていただきたいなというふうに思います。不要なところの人は減らして、そして必要なところには人も金も投入する、それは決してむだでも何でもない、むしろそれが今、必要な市民サービスではないかと思いますので、ぜひこの行革がらみの件で３点ほど問題提起をさせていただきましたが、以上でこの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１の１、市民から頂いた貴重な税金を、より効率的に使う工夫を（行政には、常に改革を念頭に置いて）の質問を終わります。

一般質問１の２、庁舎、週休２日制実施に伴う、サービス体制づくりについて問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

○１番（沢田研二君）　それでは、２点目に入らせていただきます。

７月の18日から日野市役所も完全週休２日制を導入しまして、既に５カ月を経過しようとしております。実施に当たりましては、混乱が生じないようにということの配慮から、２度にわたって広報を使っての市民に対するＰＲが行われてまいりました。７月１日号と７月15日号だったと思います。その内容を見ますと、まず７月１日号なんですが、要は、市議会において、完全週休２日制の導入の条例が可決をされたということに伴って実施するものであるということが、まず書き出されております。これはまさにそのとおりでございます。さらに、「土曜閉庁の実施に当たっては、緊急時の連絡窓口の確保等、市民サービスの低下を来さないよう体制づくりを進めるとともに、一層の業務の効率化、能率の向上に努めて参りますので、市民皆さんの御理解、御協力をお願いします。」ということです。で、間は省略しますが、最後に改めて「市役所は市民皆さんの身近な仕事をしています。そのため、今後共市民サービスの向上、業務の効率化に努めますので、市民皆さんのご理解とご協力をお願いします。」と、２度ほどお願いしております。

しかし、この文章、極めて簡潔明瞭で、まさに決意表明とも思えるような姿勢が示されているんではないかなというふうに思います。よく市民から見ますと、市役所関係者

というと、迷惑かもしれませんが、我々議員も市民の目から見れば、市役所関係者の一員でございます。そういったことからすると、これだけ明確な決意表明的なものは、私ども議員としても、胸を張るというか胸を反れるような思いがするわけでございます。

さて、その条例制定に当たってでございますけれども、御承知のとおり二つの附帯意見を条件として確認したというふうに、私は認識をしております。言うまでもなく週休２日制、その附帯意見の中身ですが、２日制を実施するに当たっては、市民サービス全般についての施策を再検討し、具体的な改善策を早急に立てる、それからもう一つは、職員は極力増員せず市民サービスの向上を目指すこと、これが一つ目です。そして、二つ目が、夏期休暇等の慣例的な休暇付与を整理し、早急な見直しを検討すること、恐らくこの二つの附帯意見を踏まえて、先ほどの決意表明的なものがなされたのかなというふうに善意に解釈をしているわけなんですが、そこで、お伺いをしたいわけですが、サービスを低下させないあるいは向上させる策として、具体的に完全週休２日制になる前となった現在とは、どのような策が講じられているのか、いわゆる業務の効率化、能率の向上ですか、こういったことに対しての内容です。

それから、提案のときに、例えばの策という形で言われていたかと思うんですが、事前電話予約制というようなことの案もあったやに思いますが、それは既にいつの時点からか実施をされているのかどうか、その点もあわせてお伺いをしたいと思います。

それから、２点目としまして、夏期休暇の整理見直しの件でございます。これは６月議会の６月17日の調べということで、資料ナンバー６で、平成４年交渉中ということで資料が配付をされました。風の便りではいろいろ聞くわけなんですが、以降どういう内容で決定をされたのかどうか。それから、他市の実態について概略で結構ですが、どのような実態になっているのかを含めて、以上２点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

週休２日制の導入に伴う市民サービスの件でございますけども、７月に導入以来の総体的な事柄について、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

今おっしゃいましたように、本年７月の第３週から本庁を含めて中心に完全週休２日制を導入したわけでございます。そこで、問題になりましたのは、今までやっていましたサービス、例えば手紙による請求であるとか、それから、郵便局の窓口での受け付け等もやっておりましたけれども、それ以外に、８月から電話予約による住民票の交付、そして金曜日大体３時ごろまで受け付けをして、そのものを翌日の土曜日の日直者によっ

て交付するという制度を取り入れさせていただきました。それから、９月議会の一般質問の中にもお答えしておきましたけれども、テレホンガイドのサービスの件でございますけども、この件についても、できれば今年度中に実施したいと検討してまいりましたけれども、来年度に予算を盛って実施していくということに、ほぼ決定いたしました。

私の方も近隣市、またいろいろな資料を調べて、市にどのようなものが取り入れられるかということを考えているわけですけども、近隣市なんか見ますと、大体以上電話予約とか郵便局での受け付け、それからテレホンガイドのサービスというのが、大体近隣市でございます。中には、金曜日の夜７時までやることを検討する市もありますし、出雲市なんかの例をいろいろ読まさせていただいておりますけども、この導入を今後、どのような形で日野市も取り入れられるかということも今後の検討課題だと思っております。

それから、公務の能率向上ですけども、こういうことも必要だと、また実施しているとこもあるという、ちょっとお答えさせていただきますけども、業務の繁忙期には、一般的に役所は縦割行政だと言われているわけですけれども、課とか部によっては、繁忙期には、その事務分掌を超えてお互いに協力し合うという執行体制を推進している部課もあるということも、私たち承知しております。こういうことをもう少し職員の中にも取り入れていく必要があるんじゃないかということも、今後考えていかなきゃいけないと思います。

それからまた、一つは、やっぱり職員の心身の健康の増進を高めて勤労意欲の高揚が公務の能率の向上につながるという観点から、福利厚生施設とか職員の研修制度の充実も今後考えていかなきゃいけないと思います。

それから、夏期休暇の件でございますけれども、昨年までは９日が夏期休暇、７月から９月いっぱいでした。ことしは７日にしました。近隣市の大体の様子ですけども、大体日野市と似たような形で漸次減らしていくという各市の状況でございます。

以上、雑駁ですけどお答えいたします。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

肝心な夏期休暇の方は、余り明確にはお答えにならなかったような気がしますけども、また多分実績は整理されているというふうに思いますので、後ほどで結構でございますので、資料としていただきたいなと思います。

実は、この夏期休暇の扱いをめぐっては、この問題の討議のときには、私どもの会派

としても相当問題提起をした経緯がございます。基本的には、時間短縮そのものは決して否定するものではないけれども、しかし、それを実施するに当たっては、やはり過去の遺物といいましょうか、いろんなものをきちっと整理した上で、新しい体制を組んでいくべきということで、たしか両方の助役も一緒においでになって、いろいろ論議をさせていただいたことを覚えているわけなんですが、例えば、完全週休２日制になったということは、年間にして13日の休日増になったわけです。普通であれば、それまでの闇休暇というと、ちょっと語弊がありますが、余り表に出ていなかった週休２日制でないがための９日間の夏期休暇であったというふうに解釈をするんですが、その辺で東京都の基準なるものもあるわけですから、見直しをされるのかなというふうな期待もしてたんですが、そういうふうにはなっていかなかったわけです。近隣他市もほぼ同じようだということなんですが、９日間のところが８日にしたりしたところも幾つかあるはずですから、そういった意味では、ちょっと甘かったのかなというふうに思います。

それで、１点お伺いをしたいんですが、13日間の休日増になった。これは、職員の健康上のことからすると非常にいいことなんで、それ自体は否定するものではありませんが、やはりそれを能率向上とかあるいは事務の効率化等々で補うことが可能でなければ、安易にこれだけを取り込んで、９日間の方はそのままよということはないはずでございます。そのあたりをどのような形で確認し合っておられるのか。要は、今の人員体制で、何年は今の市民サービスを低下させないで維持できるんだ、そういうようなことの話し合いをされたのかどうかですね、そのことについてお伺いをしたいと思います。

それから、民間準拠という言葉が、盛んに公務員の場合に使われます。今、きのうの本会議での論議の中にもありましたけども、民間準拠というのは、もう既に最近ははやらないのか、はやらないというと変ですが、そういう発想というのはもうなくなったのか、この辺について、これはちょっと市長の方からお答えいただいた方がいいのかな。

以上、２点について再質問させていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の民間準拠という言葉は、余り社会に認識されているということではないと思いますが、要するに、どちらかといいますと、民間の方が能率を上げるために努力をしてきた成果がある。公務員の場合も、民間になるべく均衡する意味で、給与とか休暇を制定する社会通念に沿う根拠が必要であるという見解だろうというふうに考えます。したがいまして、いいところは見習う、それから硬直しない柔軟な考え方で、絶えず、今の御指摘は行政改革という範囲なんですけど、何事についても

市民サービスに取り組むことは、もう言うまでもない、またそういう考え方でないと、時代の変化に常に順応していくということが、かたくなになってくるという傾向に陥ると思います。

そういう意味で、絶えず民間の動向等も十分勉強しつつ、御指摘のとおりの、いわゆる税という公金をお預かりする手段に対して正当な信頼におこたえをする、こういう見解と、それなりのまた見識を持たなきゃいけないということを日常の戒めとしておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

夏休み休暇、厚生休暇でございますけども、それに伴う休みがふえている対応としましては、御承知のとおり市もＯＡ機器、または電算化による事務の合理化を進めているわけで、これが将来的にもますます重要なことになってくるという関係から、そういう機械化とか合理化を進めている中で、その辺をカバーしていこうという認識はしているところでございます。

また、本来的に厚生休暇なんかも、国は３日という制度を持ってきちんと決めているわけですから、日野市も、今、夏休み休暇を制度としてきちんとするならば、規則とか条例に盛ってやるのが正当な姿だろうと認識しているところでございます。そのように、また努力していかなきゃいけないと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

最後に総務部長からも触れられましたけども、やはり市民との信頼関係を得るためには、きちっとこういうものも条例化をして、職員としてもせっかく一生懸命やっておられるのに、何か後ろ指を刺される、やみ何とかがあるんじゃないのかというような視点で、目で見られるということは、非常に一生懸命やっている人ほど心苦しい感じがするんではないかと思います。こういったことも、ぜひ正式な条例化で位置づけをするべきではないかと思います。

今回、行政改革を取り上げましたけれども、これはあくまでも有効な市民サービスを行うためにということで、かなり斬新的な内容もあったかと思いますが、ぜひこんな視点で本当にできないものかということで、御検討いただければということを申し上げまして、この質問を終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１の２、庁舎、週休２日制実施に伴う、サービス体制づくりについて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時35分　休憩

午後１時３分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の１、市民の健康をまもるエイズ対策をの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　市民の健康をまもるエイズ対策をと題しまして、一般質問を行ってまいります。

11月11日の日でございましたが、私はあるエイズ問題での講演会を聞く機会を得ました。専門の医師のお話を詳しく伺うことができたわけでありますが、その際、会場にテレビ局などの取材もございまして、それが夜のニュースなどでも放映された際に、画面に私がちらっと出たようであります。私自身は見たわけじゃないんですが、そのようなお話を後で伺いました。たまたまでしょうけれど、この11日には、佐川疑惑問題で竹下元総理の辞職を求める婦人の方々が、竹下邸の前に詰めかけたと申しますか、辞職を求める行動があったわけでありますが、その中に渡辺みづえ都議会議員、社会党の都議会議員が、やはり画面に映りました。それから、元日野市で小学校の校長をされておりました蓮池氏が、千代田区立番町小学校で校長をやっておられますけれど、そのことで画面にもインタビューに答える報道があったわけですけれど、たまたま11日は、日野市民のあるいは元日野市に関係した方がニュースに紹介されるというようなことなどもございまして、どういうめぐり合わせだったかはわかりませんが、そういう一日の11日でございました。

私も、この講演を聞きまして、日野市におけるエイズ対策は、どの程度現在具体的な検討がなされているんだろうというようなことなどを考えながら、実は今回の一般質問に取り上げた次第でございます。

つい最近のことでございますが、厚生省のエイズサーベイランス委員会が、先月の30

日発表したところによりますと、ことしの９月から10月のエイズ患者感染者の報告で、98人にのぼっているということが明らかになりました。このうち、日本人は37人と過去最高になったというふうに発表されているわけでございます。このうち、患者や感染者の報告は、１歳から67歳に及んでおり、すべての年齢層に拡大される懸念があるということもつけ加えられているわけでございます。ことしに入ってからの累積患者、感染者は424人となりまして、既に昨年１年間238人でございましたが、それを大きく上回った患者ないしは感染者になっているということでございます。ことし中に1,000人を突破するというふうに見られておりまして、蔓延が続いているという状況にあるのではないかと思います。

感染別の内訳は、異性間性的接触が56人というふうに最も多いということになっているわけでございます。こうした報道は既に新聞、テレビでも、最近、特に多くの番組やあるいは紙面を割いて報道されているわけでございますが、これも先月30日、ジュネーブにございます世界保健機構ＷＨＯがアピールを発表いたしまして、開発途上国でのエイズ感染者拡大を防ぐため、少なくとも年額25億ドルの費用が必要であるという内容のものを発表いたしました。12月１日は世界エイズデーとして、世界的にもいろいろな催し物あるいはエイズの正しい知識の普及等に関する行事なども行われてまいりました。

現在、約1,000万人の世界のエイズ感染者がいると言われておりますが、今世紀末までに4,000万人にふえると予想され、中でもアフリカ、アジアなどの途上国で感染者の激増が憂慮されているというものでございます。それだけに、WHOも、このエイズを何としても現在の水準を超えないためにも、早急に予算をかけた対策が必要だと、このように強調しているわけでございます。

厚生省の発行しておりますエイズの知識というパンフレットなどでも、世界に広がるエイズということで、わかりやすくグラフなどを使って説明しておりますが、世界のエイズ患者の状況を大陸別に見てまいりますと、最も多いのがアメリカ州で74.6％を占めております。ついで、ヨーロッパ州で12.5％、アフリカ州は11.7％、オセアニア州が1.0％、アジア州が0.2％というような患者の状況割合になっているということが言われているわけでございます。

さて、日野保健所が出しております「エイズの予防と理解のために」というお知らせがございますが、この中で次のように述べております。エイズというのはどういうものかということで、次のように述べているんですが、エイズウィルス（ＨＩＶ）による免疫力が落ちる病気だということです。その結果、人体などの病気が進むと、普通の人ならかからないような感染症やがんにかかりやすくなります。この状態を、エイズ（後天性免疫不全症候群）といいますというふうに解説をしております。

そして、エイズの症状は、ＨＩＶに感染してからエイズになるまで、平均10年間かかり、発病するまでは健康人とほとんど変わりません。しかし、免疫力が落ちてくると、発熱、下痢、寝汗、倦怠感、リンパ節のはれ、体重の減少などが起こってまいります。これらの症状は、エイズ特有の症状ではありませんので、病気を自分で診断することはできません。こういうふうに述べておりまして、検査等が必要だということが言われているわけでございます。

さて、このエイズの問題で、日本の場合、エイズの問題がにわかにこの四、五年広がったわけでございますが、その最も大きな原因は、汚染された血液製剤による感染だということが、大きな特徴でございます。我が国のエイズ患者やエイズウィルス保有者の多くは、エイズウィルスに汚染された血液製剤の投与によって感染した血友病患者であり、自分の責任ではなく感染させられた人たちであります。血液製剤を欠かせない血友病患者の切実な要求に背を向けて、安全な血液対策の確立を怠ってしまったということに尽きるわけでございまして、その政府の責任は厳しく問われているところでございます。万全の血液対策をとることはもちろんでありますが、汚染血液の製造によってエイズに感染した人たちの健康管理と生活を保障するということについては、政府は重大な責務を負っていると言わなければならないと思うわけでございます。

それで、政府もエイズ予防法なる法律をつくりまして、国会多数で通過したという経過はございますが、このエイズ予防法の内容にも、いろいろと問題点があるということが、提案当初から指摘されていたところでございます。患者や感染者などにさまざまな強制を加えてプライバシーを著しく制限し、何の援助や救済策も定めていないという内容であるからでございます。この法案の見直しも専門家からなども厳しく指摘しているところでございますが、エイズ感染の検査を受ける人たちにとって、最も大事なことは、感染しているとわかったときに、十分な医療的な処置を受けられるということと、医師が人間的な信頼関係を通して他人への感染源とならないような指導や説得、あるいは感染者への自覚を持ってもらうという点が、最も大切だと言われているわけでございます。そうしたことなどが、このエイズ予防法には欠けているというふうに指摘されているわけでございます。

私は、このようなエイズの問題を、本当に蔓延を防ぎ、そして感染者あるいは患者の生活や人権を守っていく上で、その基本的な点を二、三申し上げてみたいと思います。

一つは、政府がエイズに対する正確な知識を国民に普及するということに、もっともっと力を注ぐことが必要ではないかということでございます。正確な知識を持てば、一人ひとりがエイズに感染する危険を避けることができ、はんらんしております非科学的な知識によるいたずらな不安感を除くことができるという点が強調されると思います。そのためにも、我が国で大きく立ちおくれております義務教育における性教育を充実させることなど、もっともっと力を入れることが必要だと思うわけでございます。そして、エイズを広げる大きな経路の一つになっております売春や麻薬の乱用など、社会全体が厳しい批判の目を向けていくことが大切だと考えているわけでございます。

二つ目には、患者やウィルスの保有者、いわゆる感染者の検査を受けようとする人たちのプライバシーを厳格に守る体制を確立することであります。プライバシーが絶対に守られる保障があれば、自分はエイズに感染しているんではないかという不安を持っている人は、自発的に検診を受けられるという雰囲気になるわけでございまして、これは病気の蔓延を防ぐ上で非常に有効なことではないかと考えているわけでございます。

プライバシーを厳格に守るあるいは保護するという点で申し上げますならば、全国的に保健所というのはあるわけでございまして、エイズについての検査や相談体制、患者や感染者の発生状況を適切に掌握するということはもちろんでありますが、プライバシーを守りつつ検査体制を完備するということが重要だと思います。

そして、患者や感染者への援助を強めるという点も大切だと思いますが、医師が患者のプライバシーを守りつつ、発病を抑えるための医療的な措置や精神的、その他、家族のことなど含めた、後の生活の送り方なども指導できるような、そういう役割も必要ではないかと思うわけでございます。患者の入院治療について、公的な援助制度を確立するということも必要でございます。

さらに、血友病患者に対する対策救済という点では、先ほど申し上げましたように、みずからの意思で感染あるいは患者になったわけではないわけであります。汚染された血液製剤の投与によって発病するあるいは感染する、こういうものであったと思うわけでございますだけに、これは国の責任は免れないと思うわけでございます。

そうしたことなどを基本にいたしまして、国あるいは地方自治体でどのようなことができるのだろうかということなどで、私も考えながら、市側の考えをただしてまいりたいと思います。

現在、世界と日本のエイズ患者、一口に1,000万人と言われておりますけれど、あるいは感染者の状況をどのように市は掌握されておられるのでありましょうか、これが一

つであります。

二つ目の質問に、国や都のエイズ対策は、具体的にどういう事柄の中で、地方自治体の役割というのがあるのだろうかという点が３点目でございますが、その中で企業の対応などについてはどのように掌握されているか伺いたいと思います。

そして、３点目に、これらの対策の中で、市は今何をやろうとされておられるのか。そして、学校教育の中での対応は、どのようになっておられるのか伺っておきたいと思うわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　ただいまの３点のうち、学校教育の対応を除きまして、私の方から御回答を申し上げたいと思います。

まず、１番目の世界と日本のエイズ患者、感染者の現状をどのようにつかんでおられかというような件でございますが、エイズウィルスの感染者は、今議員さんもおっしゃられましたが、世界で約1,000万人と推定されています。我が国では、患者、感染者とも他の先進国と比べて、非常に少ない状況でございますが、最近では、異性間の性行為による感染が急増するなど、今後の急激な増加が懸念されているところであります。

我が国の年齢別実態を見ますと、これは平成４年６月現在の状況でございますが、20代が325人、30代が125人、40代が80人、50代が37人、20歳未満が51人、その他４人で、計622人となっているところでございます。

２番目の国・都のうちの、まず国の問題ですが、我が国のエイズ対策は、昭和62年のエイズ対策関係閣僚会議で示されましたエイズ問題総合対策大綱と、それから、平成元年の２月17日より施行されました後天性免疫不全症候群の予防に関する法律、いわゆるエイズ予防法でございますが、これが推進されてきました。これらの大きな変化に、エイズ対策をさらに評価すべく政府においては、３月の19日にエイズ対策閣僚会議が開催され、エイズ問題総合対策大会が開催され、現時点における意思統一が図られ、また厚生省でも啓発相談、カウンセリングでございますが、検査体制、医療機関の確保、研究、国際協力等の対策の強化を行うとともに、２月に公衆衛生審議会、伝染病予防部会の中に、エイズ対策委員会を設置し、今後のエイズ対策のあり方について検討を進めているとのことでございます。

ワクチンのような確実な予防法や根本的な治療薬、治療法がない現在、エイズの防疫対策として、特に重要なものは、国民に対する正しい知識の普及と研究の推進であるとしています。厚生省の作戦本部では、若者向けにテレビ番組やコミック雑誌の取り組み

だとか、経済団体や民間ボランティアと協力したシンポジウムの開催、また世界エイズ情報などを掲載する小冊子エイズリポートを毎月発行、民間企業などに配布をしております。エイズ教育の、また教材のセットを作製するなどをしていると聞いております。

なお、来年度の概算要求では、保健所の匿名検査無料化等のために、102億8,000万円ほどのエイズストップ作戦としての予算を要求しているというふうに伺っております。

一方、都でございますが、これまでに普及啓発活動の強化、相談、検診体制の充実、医療体制の確保、調査研究の推進など、各種の施策を実施しています。患者、感染者の増加により、国や他の自治体に先駆けて、都ではエイズ対策室を設置いたしました。今後、マスメディアを活用しての効果的な普及啓発活動を継続的に実施していくほか、学校でのエイズ教育の充実、企業に対する社員教育の働きかけなど、さまざまな施策を全都的に展開し、エイズの蔓延防止と偏見のない社会の実現を目指しているとのことでございます。そのほか新聞広告、それからラジオスポット、講演会、シンポジウム、世界エイズデー行事、それから都立病院エイズ診療体制整備検討委員会の設置、駒込病院を中心にエイズに関する相談、検査、治療を行っていると聞いています。

今後の増加が予想されることから、診療体制をさらに拡充整備するため、現場の医師、看護婦、検査技師など、関係職員を構成員とする委員会をこの10月に設置しています。受け入れ体制整備、院内感染の防止対策、医療従事者の教育、研修等について具体的に検討が進められています。

なお、来年度、平成５年度に東京都としても８億5,400万円の予算要求を出しているというふうに伺っております。世界エイズデー、先ほどありましたように、12月１日を中心としたキャンペーン、それから私立学校を対象とした講習会の実施、家庭・地域を対象とした啓発活動、それから職域を対象とした啓発活動、それから海外渡航者、または入国者を対象とした啓発活動が進められています。相談、検査体制の強化として、相談体制の充実、保健所・保健婦の研修、ボランティア団体による相談事業の実施、検診、夜間検診、検査の充実、保健所検査設備の整備等も予定されていると聞いております。

３番目の最後の市でございますが、市としては、平成４年１月15日の成人式に当たり、他市に先駆けてパンフレットを全員に配布をいたしました。これは、東京都に特別お願いした資料ではございますが、２カ月に１回、保健所と打ち合わせをし、現在、予防係と一緒に保健所のエイズ対策を一緒に行動をする提案をしております。本年同様、成人式用パンフレットを用意しているところでございます。その他、市報でできるだけ掲載することも考えております。

今後は、医師会、また市立総合病院とも協議し協力を得て、この件について進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　学校教育の対応という点で、お答え申し上げたいと思います。

既に新聞等で報じられておりますとおり、我が国におきますエイズの状況は、患者あるいは感染者数の急激な増加によりまして、新たな局面を迎えておると言えると思います。中でも、患者あるいはその感染者数が全国の半数を占めるこの東京都におきましては、その対策の拡充あるいは強化が緊急の課題となってきております。こうした状況の中で、東京都ではエイズ対策事業の一環といたしまして、教職員に対する意識啓発の強化を図るために緊急連絡会を開催いたしまして、児童・生徒への指導の徹底を図っております。これは、つまりエイズの唯一のワクチンは、その教育であるとの考えに基づくものでございまして、エイズの正しい理解と予防において、教育の果たす役割の大きさを考慮したものであると考えられます。

エイズに関する指導は、それだけを単独に取り上げるものではなく、性教育の中で小学校段階から発達段階に応じまして、保健や学級指導の時間等で意図的また計画的に行われております。教科におきます保健の目標は、小学校・中学校及び高等学校の発達段階に応じて、表現を異にしていますが、総体的には健康、安全についての基礎的、基本的事項を理解させ、健康の保持増進を図り、健康で安全な生活を送ることができる能力と体力を育てるというところにございます。

この中で性に関する指導は、小学校では体の発育と発達、また、中学校では心身の機能の発達と心の健康、高等学校では家庭生活と健康の内容で指導しておるところでございます。市内の小学校におきましても、学習指導要領に沿いまして、第５学年と第６学年でそれぞれ10ないしは11単位時間を使い、思春期に起こります体の変化や病原体がもとになって起こる病気の予防について指導しています。また、中学校におきましては、３学年を通じまして55単位時間を配当いたし、第３学年を中心に疾病の発生要因とその予防について指導しておるところでございます。特に、今年度より新しい教育課程がスタートした小学校におきましては、校内研究の中で、エイズを含めた性教育を研究対象にする学校も多く、公開授業等におきまして広く市内の学校に研究成果を広めております。

さらに、教職員に対しましては、エイズに関する研修会を開催し研修の機会を設けて

おるところでございます。このほかに、学級活動や学校行事、理科や家庭科などの各学科におきましても取り上げまして、健康と安全について十分理解し、科学的思考と的確な判断のもとに自己健康管理ができる児童・生徒の育成を目指して教育が進められております。

こうした病気としてのエイズの理解と予防につきましては、着実に児童・生徒への教育や教職員の研修が成果を上げていますが、エイズという疾病の特徴から、この疾病には誤解とか、あるいは偏見がつきまといがちです。その意味から、いたずらに不安を駆り立てることのないよう配慮することも必要であります。我が国のように、エイズに対する理解が十分ではないところでは、偏見や差別が今後一層多くなることも予想されますので、エイズを予防的な見地から取り上げるだけでなくて人権問題としてもとらえ、学校教育においては、人権尊重教育の一層の推進に力を入れる必要があると考え、各学校に指導の徹底を図っております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　大体わかりました。

エイズの現状ということで、最近の広報「ひの」でも、学校保健会の講演会が持たれるお知らせが載っておりますね。杏林大学客員教授の南谷幹夫先生をお呼びしてのエイズの講演が持たれるということでございますが、これは学校保健会が主催ということでございますが、最近の市の広報でエイズの問題で目にとまったのは、この記事だけじゃないかと、そう思って、私も拝見していたわけでありますが、広報などを通じての啓蒙、正しい知識の普及に、やっぱり役立たせるということも、今後必要ではないかと思います。これも、先ほど生活文化部長の説明の中でもありましたので、ぜひそれを実行していただきたいと思うわけでございます。

学校教育部長の説明の最後で、エイズの問題を学校で取り扱う際に、人権の問題あるいは偏見、差別を十分配慮した立場からの学校教育で取り上げる旨のお話がございました。私はその点、非常に大事なことではないかと思います。

ところが、生活文化部長の説明の中では、そうした基本的な観点と申しますかね、考え方というのが、ちょっと欠けていたものですから、対策ということで具体的な点での説明になったのかもしれませんが、やはりその点を十分踏まえた上で、自治体としての対策を講ずるということがないと、ややもすると、エイズの感染者あるいは患者に対する配慮と申しますか、そうした人権を損なうようなことにもなりかねないのではないかというような危惧も、一方でいろいろと指摘されておりますので、その点十分踏まえた

上で、いろいろと対応をしていただきたいと思います。

「エイズ対策のあり方」についての提言を発表されました国民医療研究所が、11月26日に厚生大臣や文部大臣にこの提言の申し入れを行って、その後、記者会見されたんですね。これは、いろいろと報道されておりますし、私もこの提言の内容を入手いたしまして、いろいろと読むことができまして、ここに述べられてあることは非常に重要なことが幾つかあるんではないかと思いました。この国民医療研究所では、エイズ患者やあるいは感染者などの診療に携わる医師、保健所職員、電話相談に従事するボランティアの人、都の衛生局、厚生省「エイズストップ作戦本部」などからのヒアリングを重ねた結果、「エイズ対策」は以下のようにあるべきだという結論を得たので、これを公表し、国や自治体への早急な検討を求めるものであるというふうに述べておりまして、基本的な視点ということで、一つは、他人に感染させる危険な感染者あるいは患者から健全な社会を守るという社会防衛的な発想をやめて、感染者や患者の立場に立った対策が必要だということを強調されております。

この中でも、細かく具体的に何項目かに分かれて述べてございます。一つ一つ御紹介をするということは難しいんでありますが、具体的な対策案といたしましては、やはり政府のエイズ予防法に対する批判も、やはりここに載っているんですね。この「エイズ予防法」は、医師がエイズと診断したときの報告義務の規定とか、他人に移す恐れのある感染者の氏名・住所等の通報規定などが盛り込まれており、ＨＩＶ感染者を見つけ出して取り締まろうとする社会防衛的な発想が見られると、こういうふうに指摘しております。こうした点は、何といっても、エイズを蔓延させないということを考えますならば、やはり重要な点を、私は指摘しているんではないかと思いますので、十分私たちもこの点を研究していく必要があるというふうに、私は受けとめた次第でございます。

そして、このエイズの問題は、日本だけではなくて、世界のいろんな国で発生しあるいは広がるというようなことなどが見られておりますだけに、この問題を教訓にいたしまして、日本の医療とか保健衛生のレベルを引き上げるということのためにも、大いに国やあるいは自治体などで、今後の対応についての取り組みを進める必要があるんではないかということも強調されているわけでございます。

自治体でどのようなことができるかということになってまいりますと、なかなか具体策ということになると、検討の時間なども要するかと思いますが、例えば市立病院などは、たまたまそういう患者が来たあるいは感染者がわかったというようなときには、現在どんな対応ができるのか、いや市立病院では、とてもそれは受け入れることはできま

せんから、都立駒込病院に行ってくださいということになるのかどうかですね、しかし、検査、その他患者として受け入れることができるんだ、対応もできるということになっていかなければいけないんじゃないかと思うんですね。やはり、身近なところのこうした公的な病院でも、十分感染者、患者と対応できるという病院側の体制もつくる必要があるというふうに思います。

それから、正しい知識の普及あるいはそれを実際の私たちの生活の中にも広げるということのための、例えば広報なども一つの有効な手段でありますけれど、研修会を持つとかあるいは学校保健会が行っておりますような講演会なども、有効な一つの方法ではないかと思いますので、今後のこうした具体的な対応を期待しておきたいと思うわけでございます。人権問題と絡み、あるいは偏見等とも絡んでいるということなども指摘されているだけに、自治体などが率先してそうしたものを取り除く方策を考えていくことが必要だと思います。

最近の新聞でも伝えられておりますが、埼玉県の鳩ヶ谷市の中学校の２年生のある組の生徒が、血友病患者でＨＩＶに感染、国と製薬会社の犯罪を告発する本を書いた「冬の銀河」の著者、草伏村生氏を通じまして、その本の中に紹介されております薬害エイズの中学生を激励するというようなことが、新聞でも報道されておりまして、同じ世代の中学生がエイズで苦しんでいる中学生を本を通じて激励するようなことなどが紹介もされております。

それから、地方自治体などでも、差別、偏見をなくすということの一つのあらわれでありましょうか、きょうの毎日新聞で報道されておりますように、「エイズ感染者も採用ＯＫ」ということで、東京都は来年度から全国初のエイズ感染者採用の宣言を行ったということを報じております。現在、都内の患者や感染者は344人、10月末現在でございますが、全国の約４割近くを占めているということであるだけに、エイズ対策は都の重要施策になっているということでございます。もし、エイズの感染者、市職員の採用等にもかかわってくるというような場合の対応なども当然、今後皆無であるということではないわけでありますから、そうした対応なども考えることも必要になってくるんではないかと思います。

それから、最近でありますけど、私も町田市で行っておりますエイズのビデオの上映展と申しますかね、資料をいただくことができました。これは11月の23日から５週間、12月の27日までビデオの上映を行いまして、エイズ問題についての市民の関心にこたえようという催し物が行われております。町田市でも、こうした催しなどもいち早く企画

実行されているわけでありますが、日野市も日野市の施設、あるいはその他人員等を結集するならば、私は市民に十分こたえることのできるエイズの正しい普及、その他、エイズに関する知識の正しい普及のために役立てる施策というものがいろいろとあるんではないかというふうに思います。

最後になりましたけれど、市長から、もし今までの質疑を通じまして感想がありましたら、一言答弁いただきたいと思います。特になければ、この質問を終わりたいと思いますけれど、市長ございますか、最後に感想程度の何らかの見解を求めたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　最近とみに我が国におきましても、ＨＩＶ、後天性免疫不全症候群のことがらについて、政府あるいは都道府県、それから報道機関等の情報がかなり高度に発信されてくるように受けとめております。正確な知識をなるべく維持して、あるいはその普及を図って、症状に対する対応をすべきであるということが、国際的にも国内的にも共通した意見だというふうに言われておるわけであります。

まだ、私ら自身も何か新しい思いがけない生物といいましょうか、ウィルスが発生をして、そして、特に人類に対して、将来の象徴の分かれ目をつくり兼ねない大きな課題だというふうな認識が、議論をされる中心課題だと、またその理由であるというふうに考えておるわけでありまして、この間、私どもの東京都市長会の場にも、都の行政、つまり東京都でエイズ対策室を設けた。その室長を担当される方が、特に青少年に対して知識の普及を早急に図り、また、対応をなるべく効果あらしめなければならない、こういう意味の、つまり行政目標のお話がございました。

我々もとられるべき緊急な策であるというふうにも受けとめているわけでありますが、特に青少年に対します、あるいは教育現場においての扱い方ということが、当面の課題になってくるように思っております。十分関心を注いで、自治体というレベルで何ができるかという感じもしないわけではありませんが、今、日野保健所に対しましても十分ひとつ的確な情報提供と、それから地域社会としてのなすべき役割を明らかにしてほしいというふうにお願いをしている状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長を初め担当部課、今後の新しい一つの課題として鋭意取り組んでいただくことを御期待いたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって２の１、市民の健康をまもるエイズ対策をの質問

を終わります。

一般質問２の２、車イスなど安心して歩ける道路にするためにの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　日野市は、既に日野市福祉環境整備要綱を設置いたしまして、その具体化を図るべく日野市福祉のまちづくり整備基準を設けました。それに基づく公共施設の建設、道路公園等の整備が行われてきたことは承知のとおりであります。担当する建設部では、設計の段階から、当然この日野市福祉のまちづくり整備基準に基づいて、障害者あるいは高齢者等、安心してまちを歩けるあるいは施設を利用できる、そして、人を大切にし思いやるまちづくりを目指す行政の一層の推進をしているものと考えているものでございます。

私も最近、車いすを利用されている方のお話を伺う機会がございました。ある病院に通うにも、同じ道路を往復するわけでありますが、その際、水をはきますグレーチングがございますね。いわゆる取水ますのようなものなんでしょう。ここに車いすの前輪の小さい車がグレーチングの間にはさまってしまう。そのために、思いもかけず、非常に道路を通るのに苦労するということから、その方が市の建設部にお願いしたら、早速そのグレーチングの上に細かい網を張っていただいた。そして、車いすも容易に通ることができるようになったというお話を伺ったわけでございます。非常に早い市側の対応があったそうでございまして、この障害者にとっても、大変それはよかったことだということでございました。

私は、そういう点で、この日野市福祉のまちづくり整備基準にないことでも、実際障害者等が道路を利用するというその際に、これまで気がつかなかった点などが出た際、それなりの対応をされるということは、当然といえば当然のことでもあるわけですけれど、しかし、それにしても早く対応していただくということは、何よりも重要なことではないかと思うわけでございます。

それで、具体的にお聞きしてまいりたいと思いますけれど、今後一層これらの既存の施設、あるいは道路等も含めまして、障害者等が安心して利用できる、そういう道路の改善等を進めていただきたいと思いますので、今後の基本的な計画というものについて、お考えになっておられるかどうかということを１点、伺っておきたいと思います。

それから、この整備基準を背景にいたしますと、非常にいろいろ細かい点まで書いてあるのは結構なことなんですね。ですけれど、実際、障害者が歩道やあるいは車道も含めた道路を歩く、あるいは車いすで通るというときに、まだまだいろんな障害があると

いうことが、先ほどのグレーチングの例でもあるわけですね。この道路の段差の解消の一般的事項という項目の中に、排水ますというのがあるんですね。歩道と車道との、この境目に排水ますをつくって水がたまらないようにするというのはいいんですよ、そこのところはいいんですね。ところが、この排水ますが歩行者あるいは車いすを利用する人には、いろいろと障害が出てくるということなんですね。先ほど申し上げましたように、車いすの前輪がグレーチングの間へ入ってしまうということなどが、実際はあったということがあるわけであります。

それから、この基準の中に示されております公園の排水溝の項目がございますね。公園の中につくります排水溝は、非常によく行き届いた配慮がされているんですね。排水穴ということで、溝にふたをつけるということをちゃんと書いてあるんですよ。道路を横断する排水溝には、溝ふたを設けるというふうになっているんですね。で、この排水穴もちゃんと大きさが決められているんです。格子穴の場合は５センチ以下、幅２センチ以下、円形の場合は直径２センチ以下とするというふうになっているんですね。こういうふたがついておりますと、車いすで通ってもあるいは障害を持った方が通っても、余り障害にならないと思うんですね。ですから、よくこの辺は研究もされていると思うんですけれど、これが道路に適用されていないというところに、いろいろ障害が起きるということじゃないかと思うんです。

道路は、けさの雨でも見られますように、落ち葉等がグレーチングに詰まって、道路そのものが、もう川のように流れてしまうということなどもありますけれど、しかし、やはり人が安心して歩けるという観点から、こうした既存の排水溝等も含めて、グレーチングの改善等を行っていく必要があるんじゃないかということがございます。

それから、既設の歩道が２メートルもあるような幅の広いところならいいんですね。ところが、1.5メートルとか１メートルとかという狭い歩道もありますので、縁石とアスファルトの部分が年数がたつと段差が生じるんですね。そこのところをよけて通ることができない場合もよくあるというんですよ、歩道が狭い、幅が狭いために。ですから、そういうところの段差といいますかね、差が生じたようなところなども細かく、やはり目を配って補修をするということなどが必要ではないかということなどもいろいろと御意見伺ったわけでございます。担当部長、この辺の考え方について伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　歩道の段差解消については、当初からの事業として、現状

での歩道改良というのは、既に一応完了したと考えているわけですけれども、あくまでも現状の施設の中での対応ということで、一定の限界があったわけでございます。歩道の幅員あるいはスロープの角度、そういったものも道路の幅員その他の構造上の制約から、やむを得ず、この福祉の環境整備要綱に合致しない部分が、どうしても出てくることは確かでございます。その上に、事業者の占用物件あるいは店舗、その他のいろんな不法の占拠物、そういったものも障害者にとっては、非常に支障になるということもございます。今、議員さんの御指摘のとおり、一定の対処療法的な形では割合、その都度早急に対処するわけですけれども、一定の計画的な対応ということになりますと、今後の課題という形で対処していかざるを得ないと思います。

今後、道路の新設改良あるいは歩道の改良、そういった事業計画がありますけれども、そういう際には、極力この整備要綱を遵守する形で努力してまいりたいと思っております。

それから、既設の不備のものについては、これは、もちろん道路管理者としての瑕疵を問われるようなものについては、早急に対応いたしますけれども、そのほか、今御指摘のような、障害者あるいは高齢者にとってやさしいまちづくりということを念頭に、対処すべきものについては順次、早急に対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　大体わかりました。

私も具体的な項目で質問いたしましたので、今後、そういう箇所あるいは苦情等があったときには、素早く対応していただきたいということと、今後、やっぱり計画的にそういう箇所を順次直していく、整備していくということが重要だと思いますので、ぜひそうしたことなどを、来年度以降、検討していただきたいと、そう私も思います。

それから、公共施設の利用しやすさという点なども、以前から指摘されてまいってきているところでありますが、なかなか市民の希望する早さと、そして年度と申しますか、いつそうなるかというようなことなどが明確にされない施設など、まだあるわけですね。そうしたことなども、今後一層検討していただきたいということを申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって２の２、車イスなど安心して歩ける道路にするためにの質問を終わります。

一般質問２の３、「保険で良い入れ歯を」実現させるためにの通告質問者、板垣正男

君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　ことしの１月29日でありますが、ＮＨＫがスペシャル番組といたしまして、『入れ歯のハナシ』という番組を放送いたしました。これは、非常に大きな反響を呼んだそうでございまして、視聴率が14.7％、同じ番組で年間ベストスリーに入る番組だったそうでありますが、ＮＨＫに1,700本の電話が殺到したということが言われております。そして、その後、123国会、ことしの春の国会でありますが、これには、日本共産党を初め、自民、社会、公明それぞれの党の議員が、衆議院、参議院で入れ歯の低い技術料などの歯科医療の矛盾点を取り上げまして、診療報酬の引き上げを要求する質問が相次いだということも伺うことができました。

昨年の３月26日に、日本共産党の沓脱タケ子参議院議員が、参議院の厚生委員会で、歯科診療の初診料、再診料の引き上げを要求する質問を行って、昨年度は参議院、このほか社会党の議員が２人されているわけですが、３人質問をされているんですね。

ところが、ことしの１月29日に、ＮＨＫの、今申し上げましたような放送があった後、２月５日から５月20日まで12人の各党の議員が、この歯科診療の問題で質問を行うということで、国民的な関心を大きく呼び起こした番組ではなかったかということと、その番組を通じまして、歯科診療の矛盾点、診療報酬の低さ、そして、今、入れ歯を考えるに当たっての大きな論議の素材を提供したということなどが言われているわけでございます。

ある関係者のお話をお聞きいたしますと、このＮＨＫの『入れ歯のハナシ』で、どういう問題が問われたのかというようなことがございましたが、患者の立場から見てまいりますと、この医療を供給する側に、二つのことが問われたというふうに言われているわけでございます。歯科医療側は、歯科補綴学の大学教育まで含めて「医療の質」が問われた番組だったということが言われております。もう一つは、医療保険制度の中身が問われた。保険では、歯科保険医の入れ歯診療が赤字で、担当の歯科技工士もやめていくということなどが生々しく伝えられたわけでありますが、そうした問題が、鋭くこの番組によって問われたんだということが言われているわけでございます。

そして、保険で本当にいい入れ歯を入れてもらえないだろうかということで、患者、医師と関係者によって、もっと診療報酬を引き上げて本当に保険でかんで、そして話ができて笑える、そういう高齢期の人生を送れるような入れ歯を実現できないだろうかという運動が展開されてきたわけでございます。この運動も全国的に広がりを見せておりますが、当日野市議会も、ついきのう請願の４－13号で、「義歯診療報酬の引き上げを

求める意見書採択に関する請願」も、厚生委員会の審査を経まして、議会で可決されたところでございます。ことしの10月28日現在で、全国で91の自治体が請願を採択しておりますが、東京都は11市４区でございます。それに日野市も加わるわけでありますが、こうして、東京はもちろんでありますが、全国的な運動の広がりが、今見られるということではないかと思うわけでございます。

高齢期になりまして、歯の問題と健康や食生活は、もちろん密接に関係しているわけでありますが、厚生省なども『８０の２０』ということを実現しようという予測を立てておるようでございますが、80歳で20本の歯が残れるという、そういう保健予防制度の確立を目指すということなども言われているくらいでございまして、これからの高齢期の人生の中で、この歯の問題というのが一層重要さを増してきているということが言えると思うわけでございます。

今、問題になっておりますこの歯科の診療報酬が安いがために、なかなか保険で入れ歯を入れる患者に対して、ぴったり合うような入れ歯をつくることはできないんだというふうに言われておりますが、例えば、その診療報酬は一体どのくらいになっているかということを申し上げますと、総入れ歯の保険診療収入の一例として申し上げたいと思うんですが、１回目に初診で行きますと1,700円、補綴時の診断が1,000円、模型かたどりというのが900円というふうになるんだそうですね。ところが、２回目再診に行きますと、再診料というのは270円なんですね。かたどり上下というのが3,600円ということで、再診以外の点数はそれぞれあるわけでありますが、それでは全部かたも終わって入れ歯を入れた。とにかく入れるところまで終わったということで、次は調整などで再診に行きますと、これは再診の点数270円がつくだけなんだそうですね。あとは、何かつかないだということなんですよ。いわゆる再診料として270円の点数がつくということのようでありますから、これは非常に安いといえば安い点数になっているということで、初診から再診８回目行きまして５万1,970円の費用で総入れ歯を保険でやっていただくということになるそうです。大体５万円で保険で入れ歯ができるというふうに言われているんですが、その内訳を見ますと、今申し上げましたように、非常に低い点数になっているということであります。

さらに、これをほかの医科との比較で申し上げますと、医科の甲表これは病院などの医療点数のことのようでありますが、医科の甲表によりますと、ことしの４月、初診料、再診料、初診料でいきますと205点、医科の甲表――甲表が病院ですね、それから乙表が開業医ということですが、乙表で205点、医科の甲表で208点、これは開業医と、それ

から病院ではちょっと違うんですね。歯科の点数で申し上げますと170点なんですね。これ、初診料でもうこれだけ違いがあるということです。それから、再診料でいいますと、これもまた極端な違いがありまして、約半分程度の件数になっておりまして、これ歯科と医科の点数の違いが、こんなに大きな開きがあるということがわかったわけでございます。

それで、議会も意見書を国に上げるべく請願も採択されたわけでありますが、日野市として地方自治体の対応といたしまして、これまで東京都などに機会のあるたびに、恐らく話題になるとかあるいは関係市からのいろいろ陳情等があったと思われますけれど、今後一層、いろんな機会を通じまして、歯科診療の引き上げ等に伴う患者負担の軽減という立場からの、この歯科医療の問題を取り上げていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

ぜひ、これは市長にもお願い申し上げておきたいと思いますし、担当部課長といろんな関係等の会議がありました際には、こうした観点をよく東京都あるいは国に意見を述べることが必要なんじゃないかというのが、一つあると思います。

それから、具体的に市側に伺っておきたいのは、眼内レンズの保険適用の運動で、これも大きな全国的な運動が起きた際にも、日野市あるいは東京都、保険の適用をされる以前、補助金を支給いたしまして対応いたしました。それに倣う形で調整券というようなものを補助するということはできないかどうかということですね。国にもいろいろ反映されておりますから、点数の引き上げというのは、あるいは将来可能になってくるかもしれませんけれど、その間、患者負担にならないでよい入れ歯ができるということのためにも、地方自治体の補助金が可能ではないかということなんですね。

入れ歯ができ上がりますと、先ほど申しましたように、再診料というのが非常に安いために、余り時間をかけないというのが一般的なようなんですね、保険でやった場合ですよ。ですから、それを十分時間をかけて調整できるように財政的にも何らかの補助ができるような、そういう要望があちこちで出始めているものでもございますだけに、ぜひ日野市でも検討していただけないかということで、この２点伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　ただいまの御質問に対して、お答えをいたします。

今、高齢化社会の入れ歯の現状ということにつきましては、既に板垣議員さんから御紹介がありました、やはりことしの１月のＮＨＫでスペシャルシリーズで『入れ歯のハ

ナシ』があったということで、大変反響があったということで、私どももこの資料を見せていただいておるところでございます。この話の中から行きますと、1,000人の65歳以上の方のアンケートでは88%の方が総入れ歯か部分入れ歯をしているというふうに報告をされているところでございます。

この診療報酬の現状でございますが、総点数、総入れ歯の場合でございますけれども、今、議員さんがおっしゃったとおり５万円台、要するに5,000点強といいますか、そういう状況であるというふうに調べてございます。

この保険関係、医療費の関係では、国の予算では一般医療費に対しましては20兆円の予算に対して、歯科の関係では、その10分の１の２兆円という点からも、歯科の関係に影響が来ているんではないかというふうに思っております。この診療報酬の引き上げを求める各地の運動ということで、今も伺いましたように、全国では91の自治体でその意見書、請願等を採択をしているということで、また一方、三多摩におきましても、既に20の市町村が、これらの陳情、請願に検討をしたり対応しているというふうに伺っておるところでございます。

昨日、この本会議で義歯診療報酬の引き上げを求める意見書が採択されたということは御存じのとおりでございますが、この問題につきましては、議会を初め、また市の医療関係を通じまして、やはり現実に低い問題については、いろいろの場面で意見を申し上げていかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えております。

それから、最後、今お話がありました歯の調整費を市で補助できないかという件でございます。このことを分析してみますと、眼内レンズと同じようには、なかなかいかない面があろうかと思いますが、調整についての市の補助ということについては、非常に難しいというふうに考えております。これは全国的なもので、基本的には、これは国がやるべきだと。議員さんも、その間にということではございますが、この方法につきましては、相当難しさが出てくるんではないかというふうに考えております。

それから、この調整についての診療報酬、先ほど270円ということでおっしゃいましたが、月に１回だけで、これを60点、この調整には支払われるというふうに私どもは調べてございます。60点ということは600円ということで、それにしても相当少ない。月にですから相当少ない、こういうような状況でございまして、これらに対する今後の働きかけということが、非常に大切だというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長に最後に伺っておきたいんですが、実は、この１月29日のNHKのこの番組で脚本家の橋田寿賀子さんという方が、京都大学の先生と一緒に出ておられるんですね。そこで、今の調整券と申しますか、お年寄りに入れ歯券を自治体も発行していただいたらどうかというのが、この発言の中にあったんですね、これは全国に放送されておりますから、当然、それはいいんじゃないかというふうに患者の立場に立てば思えるでしょうし、そういう要望などもあちこち出始めているようなんですが、市長いかがでしょう。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもも現実的に日野歯科医師会の先生方と老人歯科についての協議はやっているわけでありますが、いわゆる入れ歯に対します患者の側の負担を軽減するということについては、まだ課題にいたしておりませんでした。今、質問の中で伺いまして、調整料でありますとか、あるいはテレビ番組の中で、自治体が入れ歯券のような給付を行ったらどうかというふうな御意見があったということも伺いました。歯科医師の先生方と一遍相談をしてみたいと思いますし、なぜ、この診療報酬が少なくなっているのか、技術料が不足なのか材料費が足りないのか、そのあたりが解明されるべき一つの課題ではないかと思います。一つの施策を打ち出す意味で、十分検討してみたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　歯科の分野でなぜ保険外の自由診療と保険診療が並列しているのか、両方あるのかという疑問を、私も持ったわけでありますが、これはだれしもがそのように思う点ではないかと思います。この背景には、国民皆保険の実施が行われた際に、その方向に逆らって、歯科では差額徴収増大によって、患者の自己負担をふやした歴史があったんです。これは非常に国民から批判を受けまして、厚生省も1976年に差額制度は廃止をいたしました。しかし、全部廃止ということにはならなくて、例えば前歯などに使いますメタルボンド冠であるとか金属床の義歯、これはプラスチック使用の義歯は保険適用になるんですけれど、金属床でつくった場合は、これは自由診療のままということで、現在までそれが残されているわけですね。

そういうことで、制度としてはなくなったんだけど、しかし、実際は物によっては自由診療のままになっているということになっているものでございまして、だから、保険でつくりますかあるいは自由診療でつくりますかというようなことを、歯医者さんに行くと、最近聞かれるというケースがよくあるんですけれど、そういうことで保険でつくる場合は、今申し上げましたような、保険の点数によって決められておりますけれど、

自由診療ですと、歯科医師は、できるだけ、やっぱり患者に合ったいいものをつくりたいという気持ちは当然あるでしょうし、時間もかけて手間暇かけていい、その人に合った入れ歯をつくるということになっていくものであります。これは、いいものをつくることはつくるんですけれど、しかし、その費用は結局は患者負担になってくるということになるわけであります。

この差額制度というのは、例えば医療の分野で差額ベッドというように見られますように、これは医療の分野にも入り込んできたということなどがあるわけであります。金がなければ、いい入れ歯をつくってもらえないというようなことでは、これはいけないわけでありますから、国民すべてが歯科医の熱意と技術によっていい入れ歯で、本当に高齢期を健康な人生を送りたいという願いを持つのは、当然のことではないかと思います。

そして、歯科医師には、当然それに必要な技術料、それに見合う報酬を支払うということでなければならないと思うわけでございます。

12月１日、衆議院の予算委員会で、入れ歯についての診療報酬引き上げに関し、これからの診療報酬改正の都度、私どもは入れ歯につき適切な配慮を講じてまいりたいというふうに、厚生大臣が答弁したんですね。これは、日本共産党の小沢和秋議員の質問に答えたものなんですけれど、厚生大臣も診療報酬の値上げを配慮するという答弁や考え方を示しまして、いろんな全国的な運動が反映されるんではないかという気配は出てまいってきているわけであります。

しかし、これについてもいつからというふうな具体的な答弁がなかったようでありますけれど、現在、本当にこの入れ歯の問題で悩みを持っているという高齢者の方々は多いわけでございますので、適正な診療報酬の引き上げと、歯科医師の人たちが十分手間暇かけて入れ歯作製ができるよう、私ども国への運動は一層強めてまいりたいと考えておりますが、その間の地方自治体の対応を求めたものでございます。

最後になりましたが、一つだけ紹介しておきたいと思います。ことし９月１日の東京歯科保険医新聞に、大きく一面で報道されているものでございますが、中央社会保険医療協議会が７月４日に発表したものでありますけれど、1991年６月に実施いたしました医療経済実態調査の結果を発表しているんですね。

歯科の調査で50分の１抽出数で903の歯科診療所を対象に実施した。経営状況の実施調査でありますが、その結果が発表されておりまして、1991年の時点で1989年、３年前よりも収支の差額が19.4％ダウンしたというんですね。20％ぐらい経営は悪化しているということです。そして、10年前より30％、利益が減少しているというわけですよ。そういう全国的な調査が発表されて、歯科医師の医業経営が危機的な状況にあるということを、ここで述べているわけであります。

そして、この新聞に次のように書いてあります。

本末転倒の公的医療費抑制策中止をという見出しで、医業経営の悪化は、政府はこの10年以上も診療報酬を物価・人件費などの経済変動に対応して引き上げてこなかったことが大きな原因だ。その背景には、国民医療費の伸びを国民所得の伸びより低く抑えてきた政府の基本的政策がある。この公的医療費抑制策が国民医療と医療機関に患者負担増、経営の困難、医療従事者の転職という本末転倒の結果を招いている事実を直視し、早急に診療報酬を大幅に引き上げることが望まれる、こういうふうに書いてございます。

まさに今日の医療問題の根本をついたものではないかと思いますし、公的医療費を抑制するなどというようなことは、本来、本末転倒のことだ、こう厳しく指摘しているわけでございます。国民の一層の運動の高まりによって、こうした医療政策における政府の本末転倒の姿勢を変えて、国民が安心して入れ歯あるいは歯科診療が受けられるように一層、私も市民の皆さんと力をあわせて頑張ってまいるつもりでございます。どうか、市当局においても、私の質問を踏まえて、最善の御検討と努力をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって２の３、「保険で良い入れ歯を」実現させるための質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時31分　休憩

午後２時58分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の１、財務会計電算化基本計画についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔７番議員　登壇〕

○７番（小川友一君）　「最近におけるＯＡ化を初めとする高度成長情報処理技術の目覚ましい発展を踏まえ、地方公共団体において十分な検討のもとに積極的な導入と有効

な活用を図り、事務処理の効率化、情報管理システムの構築など経営管理の近代化、効率化を進めると共に、住民サービスの向上を図ること」ということで、昭和60年１月に地方行革大綱に示され、我がまち日野市でも、昭和61年12月に行政推進要綱の中で、推進事項とされているわけであります。現在の多様化した行政事務及び財務会計事務の正確敏速な処理及び職員定数の問題等かんがみ、平成５年10月に長年の懸案でありました電算化が導入される運びとなったわけでありますが、十数億円もの財政投資を行ってする事業にもかかわらず、議会にも電算審議会にも何の説明もなく進められている状況の中で、大変疑問に思った点が何点かありますので、質問をさせていただきたいと思います。電算化に向けての質問でありますので、骨子に沿った答弁を、まさにリアルタイムでお願いしたいと思います。

それでは、早速質問事項に入らせていただきたいと思います。

１点目に、財務会計システム導入に当たっては、当然、現行の財務事務に関する規則や運用手引書の整備がされていると思うわけでありますけども、この件はどのように対応されているのか１点目にお願いします。

２点目が、今後の電算化業務の拡大、高度化を進めていく中で、電算棟は来年完成する防災情報センターの一部に置かれるというお話を聞いているわけでありますけども、将来をかんがみながら、この防災情報センターの面積で十分と考えておられるのかどうか、２点目お願いいたします。

３点目に、今回の採用される財務会計システムは、分散型のオンラインシステムを導入するのか。また、全庁型オンラインシステムを導入されるのか、どちらを選ばれているのか、以上３点、前段でお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、財務会計の電算化に関連しての３点の御質問につきまして、お答えしたいと思います。

電算化促進につきましては、庁内の中で財務会計の開発部会、開発チーム、両チームを編成しているわけでございます。よって、１点目の財務会計に関連するおのおのの内容はあるわけでございますが、その対応はどうなっているかということでございます。既に庁内では、開発チームの中で関係部、関係者の中含んでいろいろ検討を進めております。具体的な内容につきましては、当然、決済区分の問題あるいは出納課に関係する会計分野の問題等を、現在整備中の段階でございます。近いうちにこれは当然、電算審に諮りながら進めていかなければならない問題かと思っております。

なお、２点目でございます。電算棟についての、現在の計画の中で面積は十分かということでございます。御承知のとおり、防災情報センターの２階部分、約450平方メートルでございます。これを電算課が使うということで、現行の職員体系と、もちろん現状の今、住民記録あるいは印鑑登録事務あるいは資産税のオンライン等のＯＡ化を既に進めてきたわけでございますので、そういう部分を加えた中に、財務会計の一定のものを入れるということでございます。財務会計につきまして、当然ある程度の試算の中で、現在の面積で当分の間は十分できるという見通しの中で対応しております。

なお、３点目でございます。分散型か全庁型かという問題でございます。これにつきましては、財務会計につきましては、全庁型のトータルオンラインシステムで進む予定で、既に決定をしている状況でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今、私が質問させていただいたのは、財務会計システムを導入するに当たって、要するに、実施方法とか作業の役割とか作業の日程とか、そういうふうな部分を規則化して運用手引、要するに一定のマニュアルがなければできないと思うんですね。今、これから電算審にかけて検討していく、来年の10月にもう導入があるという方向を出している。オンラインを組むんだって、10月に稼働するということであれば、ことしの12月とか１月とか２月の間には、ソフトを組み込むと思うんですね。その段階で、電算審に諮って方向を決めていくなんてそんなふざけた答弁はないと思うんですね。

私が今言っているのは、運用手引書が整備されているのかということを聞いているんですね。その辺、どうですか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　大変失礼しました。

１点目のお答えが趣旨と添わなかった点につきましては、申しわけないと思います。当然、私の方では、財務会計の電算化の基本計画ということで、先ほども申し上げました63年の９月に財務会計のシステムの開発の調査部会の発足をさせているわけでございます。その中で、財務会計システムの導入の必要性を決め、平成２年の７月には開発部会あるいは開発チーム等の発足をさせましたということでございます。よって、平成３年10月の時点では、日野市の財務会計電算化の基本計画を策定をいたしました。当然、今御指摘の部分の中で、財務会計のシステム開発の今後の予定としての計画を進めているわけでございます。過去の今日までに至る経過といたしましては、当然、予算編成、

予算管理、またそれまでに至る間のおのおのの業務量等の調査を進めてきております。

当然、今質問者の中からもありましたとおり、平成５年の秋、平成６年度の予算編成から、この財務会計を使っていくという考え方でございます。平成５年の当初には、ある程度、各職員の研修等を含め実施していきながら、平成５年の10月ごろには稼働をし、平成６年の予算化に向けての一定の計画を持っております。当然、それに関連しての開発計画、そういったものもすべて基本計画の中に立てているわけでございます。現在の時点まででは、ある程度順調に経過をたどって進んでいるということでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　基本計画とか基本構想とか、そういうふうなことは、もうわかっているんですね。一つの基本計画書が私たちの手元に配られているわけですから、私たちも字は読めるわけですから、見てわかっているわけです。そういうことを、私聞いているんじゃない。要するに、導入に当たって、当然、現状の整備が必要なわけですね。そういうふうなものに対して、ある程度のマニュアルとかそういうものがなかったら、実際稼働されたって運用できないと思うんですね。そういった意味で、そういうふうなものがある程度整備されているのかということを聞いてるんですよ。

要するに、導入の以前の問題なんですね、そういうふうなものは。そういうふうなものを整備して導入を図っていかなくちゃいけないわけでしょう。その辺で、そういうふうなものが整備がされているのか。今後、要するに平成５年、６年にかけてやるということはわかっているわけですけども、その整備がもしされていないんであれば、それにあうような整備を、これからしていくという答弁をいただきたいんですよ、その辺どうですか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　当然、これからの平成５年度の予算の中での機械の導入部分、当然、それ以外の事務的な開発に関連する当面打ち合わせ部分、そういったものは進めております。もちろん整備の段階におきましては、当然、今後も発生するものもあろうかと思いますが、ある程度、事務的なものを今まで進めてきた経過でございます。機械につきましては、今後すべて平成５年度の中で整備して対応していきたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　どうも整備がされていないということを言うのがどうもいやで、

あまだこうだ言っているんですけども、方向的に、財務会計システムを導入する以前に現状事務、要するに現状の整備というものをされなかったらば、運用手引書とか規則とかいうものが、しっかり明記されてなかったら、導入されたってうまく運用していけないと思うんですね。これから電算審でも、また議会でもチェックをしていきたいと思いますので、ぜひ早い時期にこういうふうな整備をしていっていただきと思います。

２問目の質問ですけども、要するに今450平方メートルで十分だというふうなお話をいただきました。私たちの日野市は、これから将来20万都市を想定した場合、現状委託している業務の自己処理を含めると、予想される所有面積、機械室の各種の設備室等を含めると、現状の今言われた450平方メートルは、当然足らないと思うんですね。これは、あとで積算すれば、十分出ることです。将来計画を持った中で電算化に取り組むのであれば、しっかりした形で、そういうふうな面積等も取り組んでいただかないと、また狭くなったからつくり直す。

以前、あそこに電算棟、要するに防災センターをつくる際に、私たちの会派の古賀議員の方からも指摘をされていたと思うんですけども、現状のアパートを壊してでも電算棟は電算棟、要するに防災センターは防災センターとしての位置づけをして、将来の構想を持つべきだ、私はこう思うんですね。やみくもにそこにあるからその中に２階に入れるというんじゃなくて、将来構想を持った中で、要するにどの程度のスペースが必要なのかということを考えて、一つの公共施設、そういうふうな施設はつくっていっていただきたい。このことをお願いをしておきます。

第３点目の全庁型オンラインシステムを導入するというお答えでした。これに関しては、私も私見ではございますけども、全庁型オンラインシステムを導入していっていただきたいということをお願いをしておきます。

引き続きまして、次の質問に移りたいと思います。私もたまたま会派の方から指名をいただきまして、電算審議会の方でいろいろ審議をしている一人でありますけども、先般の電算審議会で問題になった件で、１点質問をさせていただきたいと思います。

今回の基本計画では、予算編成及び決算を事業別で行うということが決定されているわけでありますが、この完全事業別を実現させるためには、自治省の勧めている「節、細節別経理」にそぐわないことになるわけでありますけども、今回の導入に向けて、行政サイド、執行部としては、どのような対応がなされたのか御説明をいただきたい。たしか、この件に関しては、審議会の委員の皆さんも、そしてまた大学の教授とかいろんな専門分野の皆さんも、要するに完全事業別の導入をした方がよいというふうな方向に

なっていたわけでありますけども、今回の導入に向けて、実施部会としては、どのような方向を出しているのか御説明をいただきたい。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今、御質問者の方から、予算書の関係でございます。

確かに、電算審の中でも、御意見があった部分でございます。私の方も当然、開発チーム、開発部会の中で改めて議論をいたしました。その結果、当然東京都の指導あるいは他市の事業別予算の編成の状況等も参考にしながら、一定の合意を見ております。もちろん、この方向につきましてはごく最近でございます。よって、これを近いうちに電算審の中にかけて、やはり御理解を賜りながら、おな、当然予算書の編成替えになるわけでございますので、３月の議会前には、議会にも説明をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　私が質問しているのはそうじゃなくて、もう要するに、全庁型の完全な事業別体系を導入するのかどうかということを聞いているんです。電算審にかけて、来年の議会に諮るということを聞いてんじゃない。今の計画でどうなんですかということを聞いているんです。（「平成５年度の予算をどういうふうに」と呼ぶ者あり）そうです。要するに、完全事業別のシステムを導入するのかどうかということを聞いているんです。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　これは、新年度予算というのは、平成６年度の予算書からやるということでございます。全庁型の完全導入という考え方を基本にして、現在、庁内では決めております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　予算からやるということはわかっているんですよ。そうじゃなくて、要するに、今現在、来年の10月に向けてマニュアルは、今組み出すんでしょう。ある程度この方向を、要するに完全事業別にするのかどうかということによっては、ソフトの組み方が違うと思うんですね。そういった意味で、実施部隊としてはどっちを選ぶんですか。完全に事業別の執行にするのかということを聞いているんですよ。御理解いただけませんか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　当然、この開発につきまして、既に開発計画を進めているわけですので、完全事業別で、現在開発をお願いしているというのが状況でございます。もちろんそういう状況で、既に平成４年度の予算の一部、５年にかけても継続的に進むわけでございますので、完全事業別で進めていくという方向でございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　最初から、私の質問は完全事業別で進めていただけるのですかというふうな質問ですから、そういうふうなことをお答えいただければいいんですね。要するに、完全事業別にするということは、先ほど言いましたとおり、自治省の勧めている件と、多少そぐわない部分があるんですね。しかし、今現在民間を含めて全国いろいろな地方自治体も含めて50％以上の自治体が、まあ自治省で勧めている財務会計システムは、もう時代にそぐわないのではないかということで、完全事業別を導入してやっているわけですね。多分、今の実施部隊としても、自治省の絡みとかいろんなことがあると思うんですけども、もう現実的に導入を実施している足利市を見ても、要するに自治省の勧めとは一歩違った、その市独自の財務会計を確立して稼働しているというふうなことを聞くんですね。せっかく十数億円もかけて、こういうふうな財務会計、これからのＯＡ化を進めていく中では、完全事業別を行ってこそ、これからの時代に対応できる新しい経理体系だと言えるのではないかと思うんですね。

今、財政部長のお答えいただいたとおり、完全事業別に向かって、途中でくじけることなく進めていただきたいと思うんですね。そのことをお願いしておきたいと思います。

もう１点、どうも不服に思ってんですけど、先日ちょっと企画財政部長と雑談をしていた際に、学校への端末機の設置は見送ったというようなお話しをされていたわけでありますけども、たしかことしの５月に行われた電算審議会では、端末機を28校全校に設置するというふうな説明がされ、各委員もその認識に立っていたところであります。多分、職員に対する説明も校長会とか教頭会等でも、全校に設置されるように説明がされていたように私自身は聞いていたのですけども、この場でその事実関係をお聞かせ願いたいと思います。

もし全校28校に設置をしないという方向に変わっているとしたら、その理由を説明していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えします。

財務会計の電算化の基本計画の大綱の中では、学校関係につきましては、経費の算定の中では、全校の設置の場合あるいは学校に設置しない場合という方向づけがなされて

いない一定の計画でございます。今、御指摘の部分でございますが、当面は、３カ年で各学校28校に端末を置いて、財務会計を進めるという前提で進んでおるわけでございます。平成５年度が中学校８校分、６年、７年を２分の１ずつ、小学校10校ずつの計画を立てているわけでございます。

しかし、現状の状況をかなり細かく分析をいたしますと、この学校関係の端末の経費含んで、事務的な財務関係に関係する時間帯が１日の消化部分としては、時間で約長くて15分間というような算定が、ここで具体的に出たわけでございます。よって、これをやめるということでなくして、現在、開発チームでも一定の計画を進めてきているわけでございますので、平成５年度には、当面１年間見送りたいというような状況でのチームの結論を出しております。しかし、これはあくまでも内部の開発チームの結論でございます。一定の機関決定をした中で、そういう方向で１年だけずらしていきたい。当然、学校関係の財務会計はやるという基本で、開発の問題を対応しておりますので、それは１年ずれても、今後の状況を見ながら進めていくという基本でございます。

端末機と利用時間との問題で、大変財政的にも厳しい状況下の中で、チームとしての結論がそういう形に至っているわけでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　部長ね、今御答弁いただいたんですけど、つい先日５月ですよ、５月、５月の電算審でそういうふうなことを導入して、各校に端末機を設置するという説明がなされたんですよ。私たちは、一応いろいろな委員会に所属しますと、各議員がその委員会に権限を委ねて、その委員会でそれぞれの議員がいろんな形での職務権限を委ねられて、その委員会に所属しているんですね。それで、委員会に出た後で会派の中で、どんなことがあったあんなことがあったと報告会をするんですよ。その席で、私も審議会のメンバーとして各議員の皆さんに、28校全校にこれからは端末が設置されてＯＡ化がどんどん進むというふうな話でしたというふうなことを、もう皆さんに伝えてあるんですね。それで、来年になってあけてみたら端末は入ってない、多分、うちの議員の皆さんだって、市民の皆さんにそういうふうになるんですよなんて説明をなされてると思うんですね。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）本当に最終的に、私たちは議員でここにいて、偽りの情報を市民に流しているというふうなことになるわけですね。これはおかしな話だと思うんですね。

もし、方向を変えるんであれば、今年度にやらない。しかし、１年繰り延べしたいというんであれば、電算審の中で諮るとか議会に説明をするということは当たり前のことです、これは。（「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり）この辺、どうお考えですか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　確かに御指摘のとおりでございますけれども、５月に口頭で一定の計画の中で申し上げました。こういう方向で考えているということを説明しているわけでございます。その後の調査を細分化した中で、今、私がお答えいたしました。ただ、この内容としては、あくまでも開発チーム、開発部会の結論でございます。これが一定の方向で決めたということではございません。決めた後、議会等もあり、やはり今御指摘のように、１月には電算審にかけて十分意見を求めた中での一定の方向づけをすべきだというふうに、現在では考えております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　教育長にお伺いしますけども、これは、私の情報ですから、確かかどうかよくわからないんですけども、校長会とか教頭会で、端末を要するに各学校に設置をするというふうな説明がなされていたと思うんですね。その事実関係と、急に端末は設置しない、これは多分僕の推測ですけども、組合との話がうまくいかないんじゃないか。はっきりそう言えばいいんだけど、なかなか言わない。その辺で、多分教育の現場にいる人たちは戸惑いがあると思うんですね。その辺、教育長は前段のことと後段のことは、どのような感覚を持っているのか、ちょっと御答弁いただきたい。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

端末機の学校現場への配置につきましては、校長会、教頭会等を通して、一応学校側には説明がしてある。そういう状況の中で、財政サイドの方から、確かに大変厳しい財政事情の中で、学校の端末機の配置の問題について再検討していただけないか、そういうような趣旨の話があったことも事実でございます。

ただ、学校現場といたしましては、既に学校段階にもお話しをしてあるので中止とか取りやめという状況では困る。たとえ３カ年計画が、財政事情で５カ年計画というような形で延びるような状況があったとしても、一応、学校段階におけるところの配置計画、これについては当初の方針のような方向で取り組んでいただきたいということで、とりあえず平成５年の端末機の配置問題につきましては、そういう事情等も含みながら、３カ年計画という形での計画でございましたけれど、その計画をある程度、今の財政事情の中で見直す部分というものもやむを得ないのではないかということも含めながら、財政当局と協議している。

できれば、今申します小・中学校28校という状況の中で、先ほどから申し上げております財政事情によっての厳しさがあるならば、３カ年計画を５カ年計画に切りかえてでも、やはり来年度から取り組んでいく、その姿勢だけは進めていきたい、このように考えているわけです。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　財政事情が、財政事情がとよく言うんですがね、これ、財政事情がどうもうまくないから導入を見送った、こういうと何か聞こえがいいんですね。

しかし、これはもう十数年前から導入に向けて進んでいたわけですね。要するに、今、日野市の全体の事務の総数の中で、学校関係で出てくる件数は全体の事務量の43％が学校関係の事務だと言われているんですね。それで、もともと電算化に踏み切ろうといった根源というものは、要するに、学校の事務関係をどうにかしなくてはいけないということで、電算化を図ろうということが基本だったと思うんですね。

それで、いざこれ導入に向けて来年10月にはスタートしようというときに、その根源の学校関係の事務を入れないで実施していくということが理解できないんですね。その辺、財政部長どうなんですか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　確かに財政事情もありますが、それだけの理由ではないわけでございます。この端末機を入れることによっての、大変短い時間という結論、それにあわせて各学校に端末を入れた中では、財務会計以外にかなり活用している自治体があるわけでございます。その問題につきましては、私の方も教育委員会に、他の利用方法も十分考えて端末を配置したいということを申し入れているわけでございます。決して事務職が反対しているということでなくして、逆に、我々の立場では、学校関係の職員からはそういう要望の強いことも十分認識しております。そういう実態であるということでございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　電算化に向けての質問をしてみようと思ったのは、企画財政部長との雑談の中で思いついたんですけども、要するに、情報が議会に正確に伝わらないということが、これは一番いけないことなんですね。それで、電算審なんてやってて、何一つ相談もなく計画が変えられていくということは、電算審なんか要らないじゃないですか。実施部隊で勝手にやればいいんですよ。さも大学の教授を呼んでどうでしょう、ああでしょうと聞いて、いやこれはぜひ全庁型にしなくちゃいけないとか、自治省の勧

めではうまくない、日野市の独自のオンライン化を図っていくべきだ、一生懸命審議したものがころころころころ変えられちゃう、これでは、要するに電算審の意味合いもないし、私たちそういうふうな執行部をチェックしている議会として、わからないうちにそういうふうに進められるということは、大変不本意だと思うんですね。市民に正確な情報が与えられない。場合によっては、市民にうその情報を流してしまうということになるわけですね。そういった意味で、これから電算化に向けて、よりよい電算化というか、せっかく電算化をするわけですから、多種多様にわたってオンラインシステムが組まれて、そしてリアルタイムに、財務会計がぱっと押せばさっと出てくるような財務会計を将来に向けて、ぜひつくり上げていただきたいと思うわけですね。

そんなことをお願いして、これから十分電算審はチェックしながらやっていきたいと思いますのでよろしくお願いしたい、こんなことをお願いしてこの質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって３の１、財務会計電算化基本計画についての質問を終わります。

一般質問３の２、公共施設についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

○７番（小川友一君）　それでは、２問目の質問をさせていただきたいと思います。公の施設の管理運営等について、お伺いをいたします。

公の施設は、自治法244条にうたわれているとおり、住民の福祉の増進を目的にしているということであります。そのような意味合いからいって、我がまち日野の公共施設は、建設から管理運営まで一環した計画性をもって築造されているとは、私自身思えません。そこで、今回、公の施設のうち学校、保育園、地区センターなど、ポピュラーな施設を除いた施設、例えば生活保健センター、東部会館、市民会館、浅川苑、老人憩いの家、つばさ学園、それぞれの施設について質問をさせていただきたいと思ったんですけども、時間の関係がありますので、今回は特に昨年オープンしました日野山荘、そして、日野駅西第５自転車駐輪場、及び来年がオープンが予想されております八ヶ岳高原大成荘について、三つに絞って質問をさせていただきたいと思います。前段の二つの件に関しては、一連した質問をしますので、お願いいたします。

まず、管理方法は直営なのか委託なのか。また、管理の主管課はどこなのか。委託の場合の範囲は。そして、委託料の額とその算出方法。そして、委託者に対する指導はどのように行政として行っているのか。以上、日野山荘と西駐輪場については、その４点を御答弁をお願いしたい。

大成荘については、管理はどのようにするのか。委託をする場合、その委託先の選定

方法。その選定に向けて、現在の進捗状況はどうなっているのか。委託の範囲と委託料の算出方法。以上、質問させていただきます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　日野山荘の件についてお答えいたします。

日野山荘につきましては、企業公社への全面的な委託という方法でお願いしたところであります。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　日野駅西駐輪場の管理につきましては、委託方式をとっております。所管は管理課で委託先は企業公社であります。委託の範囲は、駐輪場運営に関すること、それから受付業務、利用料金の収納、自転車等の整理、駐輪場内外の清掃、その他ということであります。委託料は、先般６月の条例でお認めいただきましたように、利用料金をもって経費に充てるという形で、現在は、委託料は組んでおりません。委託者への指導は、所管の方で常時、管理に対する指導、助言あるいは監視業務等も含めて、その中でいろいろ協議をしながら適正に進めてまいっております。以上です。

（「大成荘についての答弁がないんですけど」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、大成荘につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

管理の主管課は社会教育課でございます。管理は、先般お認めいただきました条例第12条に基づきまして、企業公社に委託をいたします。それから、委託業の選定でございますが、ただいま企業公社の方で業者の選定を行っていただいております。それから、オープンに向けての進捗状況でございますが、ただいま学校教育部の方の庶務課の方で備品の購入等の準備を進めていただいておりまして、１月27日の落成式に向けて準備を進めているところでございます。それから、委託の業務の範囲でございますが、ちょっと細かくなりますけど、宿泊サービス業務、それから客室サービス業務、食堂調理業務、それから清掃業務、施設の運転、保守管理業務、夜間の警備業務、物品管理業務等を定めまして、業務委託仕様書でそのような範囲を定めております。それから、委託料の算出方法でございますが、教育委員会から、企業公社の方に委託をいたします金額につきましては、先般の補正予算でお認めいただいた3,110万7,000円ということでございまして、主にその内容は、施設の管理の委託料が主でございまして、職員体制は12人体制、プラス繁忙期の臨時雇いというようなことで、委託料を算出してございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今、社会教育部長の方から御説明いただいたんですけども、委託先、要するに企業公社が受託して企業公社が、また再委託するわけですね。しますと、企業公社の方で現在、委託先を企業公社の方で検討しているというお話ですが、公社の理事長の方から、公社から委託先は今どの程度進んでいるのか、どの方法で行っているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　質問にお答えをいたします。

大成荘の委託すべき業務先ですね、について、どういうふうな進捗状況にあるかということでございますが、現在、この選定を進めるために、それぞれ市の関係する部署の方に入っていただきまして、選定のためのチームをつくっております。その中で、参加を希望する業者について、提案書を提出をしていただいて、提出をされました内容について個々にヒアリングを行って絞っていくという、現在、過程にあるというふうに承知をしております。現在、６社が希望を表明をしているというふうに、私は承知をしております。いずれにしろ、施設のオープン等の関係がございますので、早急に選定作業を進める必要に迫られているというのが現状でございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今、答弁を聞いてびっくりしたんですけど、来年の１月27日に落成式が予定されている。これは９月議会の場で、落成式の費用の補正予算が出た。その段階で、今選定を進めるチームを庁内につくって、これから選定をしていくというんでしょう。随分ゆっくりしているんですけど、これは急がなくてはいけないというふうな、今お話があったんですが、ある程度の公共施設をつくるとき、もう２カ月ちょっとの期間しかない時期に、要するに委託先も決まっていない、これはひどいし考えられないことなんだね、信じられない。これ、今助役からお話があったんですけど、いつごろをめどに、これは選定していく計画なんですか。近いうちにやっていくということですけども、その辺どうなんですか。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　既にチームは動き、それで各参加業者から提案書、その他も出ておりますので、近いうちに決定を見ることになると思います。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　大成荘の件に関しては、後でゆっくり聞きますので、ちょっとここで終わります。

それでは、前段の今お話がありましたとおり、日野駅西第５自転車駐輪場は、工事費、用地費、用地の購入費を合わせますと、約４億3,600万円の財政負担をして、平成４年の９月に開設したというわけであります。自転車、原動機付自転車等を合わせますと870台が収容できるということになるわけで、負担金に占める１台当たりの金額はおよそ50万円ほどかかった計算になるわけでありますけども、そこで、現在までの利用率はどのようになっているのか、月別に、まず出していただきたい。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　月別の利用状況につきましては、手元にございませんけれども、11月末現在で226台です。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　大分利用率が、これ高いとは言えないと思うんですね。大分低いですね。そこで、これはこういうふうな駐輪場をつくるときからの、市の無計画さが露顕したというふうに私は思うんです。しかし、現実的にもうつくってしまってあいているから黙っているというわけにもいきません。

そこで、利用率を高めるために、要するにＰＲ――ＰＲはどこでやっているのか。公社と市の今、主管課が管理課だというんですね、多分企業公社と主管課が何かこうすんなり行ってないんじゃないかと、私は思うんですね。そこで、そのＰＲはどのようにしているのか、どこがやっているのか、公社がやっているのか、主管課の管理課がやっているのか、その辺を明確にしていただきたい。

よその自治体でも、駐輪場をつくったがいいが、なかなか入らないというふうなことで、いろんな、要するに人材を派遣して、ここに駐輪場があります、ここにとめてはいけませんということで、誘導員が、いつも違法駐輪をするような場所に行って、なるべく駐輪場にとめていただきたいということで、誘導員を置いているそうですね。そういうふうな行政努力をしているのかどうか。

それから、先般、私も予算のときか決算のとき、放置自転車、違法自転車には、ある程度の撤去費用の弁済を費用負担していただいた方が、ある程度市民のモラルも向上するのではないかというふうな提言をさせていただいたんですけども、どうも市長の方は、いや撤去費用は取らないと言ってんですね。もうこういうふうなものをつくったはいいが、あいているということであれば、違法駐輪をある程度市民に伝えて、なるべくその

施設があるんですから、その施設に置いていただけるように努力をしなくてはいけないと思うんですね。そういった意味で、これからの違法駐輪に対する撤去の費用負担をどのように考えるのか、それを１点。

それから、まさにこの用地は、ＪＲから求められたということだと思うんですね。当然、私たち民間で考えれば、あそこに駐輪場をつくった場合、要するに日野の北とか西側の人たちは、あの坂を上がっていって自転車を置いて、それからまた坂を下っていって、それで改札口に行くわけですね。これ、だれが考えたって、あそこまで自転車を持って行かないと思うんですね。もう最初から無理があったわけですね。もし、その無理を通すとしたら、あの用地を買収するときに、ＪＲとの話の中で、当然駐輪場の近くに自動改札口ぐらいは設ける、そんなことをすることによって、その駐輪場を利用する人がふえるということは想定されるわけです。であれば、当初からＪＲとその話を進めなくてはいけないと思うんですね。その辺で、ＪＲとの話し合いがどうだったのか。それと、また現在ＪＲとはどのような交渉をしているのか、お聞きしたいと思います。

以上、駐輪場の件に関しては、何点か質問させていただきましたので、御答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　場所についての御指摘もございます。確かに、利用勝手が悪い、結果として利用率が高くないんじゃないか。御指摘の部分はございます。ただ基本的に、日野駅周辺に自前の施設が少ない、つまり、現在日野駅の周辺もそうですけれども、民地を借りての駐輪場が非常に多いという、そういうようなことから、将来、土地を返せと言われた場合、総体的あるいは絶対量の確保というのが、どうしても必要になってくる。そういうような意味から、多少場所的に問題があるとしても、まず収容台数の確保というような意味は、どうしても重要になってくる、そういう立場から整備をした側面もあるということを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

それから、ＰＲにつきましては、基本的には公社が自治会等を通じてパンフレット等を配布して、それでＰＲに努めております。それから、管理課としては、広報等を使ってオープンをされたこと、それから違法駐車の際に、駐輪しているものに対する場所の誘導、今はちょっと紙ですけども、そんなものを荷台へ置いたりいろんな努力は講じてありますけれども、誘導員というのは、今お話しありましたけれども、誘導員は確かに有効だと考えております。これにつきましては、ぜひ導入を図りたいと考えておりますが、今後の課題とさせていただきたいと思います。

それから、撤去費用の徴収をすべき時期ではないか、そういうような御指摘もございます。（「企業公社の人を誘導員にすればいいんだよ」と呼ぶ者あり）撤去費用については、従前からもいろいろ御指摘があったところですけれども、現在、私ども事務方としては、もちろん検討をしているわけですけれども、周辺の自治体等の状況を見ながら対処せざるを得ません。それと、保管場所の絶対量の問題がございます。逆に撤去料を取るということで、現在、私どもの駐輪場の回収、受け取りに来る率というのは比較的高率で８割程度の方は、移動された自転車を取りにくるわけですけれども、近隣八王子なんかの例を聞きますと、撤去料を取っているわけですけれども、非常にその回収率が低いという実態もございます。リサイクルの問題等もリンクしながら考えざるを得ないという面がございます。

昨今、自転車法の改正の際も、この撤去料の徴収が法的にカバーできるように自転車法の改正の中に盛り込まれることになっていると聞いておりますので、それらの法の整備の状況等を見ながら、今後詰めていきたいと考えております。

それから、用地の取得の際、ＪＲとの話はどうかということで、私どもも非常に感情的に、ＪＲの利用者のために高額の土地を市が取得して整備をするという、その点については、必ずしも納得がされているわけではございませんけれども、そういう意味で、清算事業団の方とはいろいろ協議をした経緯はございます。しかし、組織が違うということで、その話はそれ以上進まなかったという経緯はございます。ここで、先ほど触れました自転車法の改正、今、最終の詰めの段階になっておりますけれども、法改正の中で鉄道事業者の責務というのが、今入るか入らないかという、そういう最終段階に来ております。

11月29日付の読売新聞に出された「銀輪公害追放、撤去料徴収します、法改正へ」という、そういうような記事も載っております。その中には、法に載せるのはちょっと無理だ、通達等で実を上げるんだというようなことは流された経緯はありますけれども、総務庁では、そういうような記事を流した経緯はないという、そういうような情報もあります。全国自転車問題自治体連絡協議会を通して、鉄道事業者の責務は、ぜひ法に盛り込まれるように、この組織を通して強く求めていきたいと考えております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今、御回答いただいたんですけども、誘導員は、これは管理課で置くんですか。企業公社に委託してんだから、企業公社でやっていただかなきゃ困るでしょう。要するに、こういうふうな経営努力をしてもらわないと困るわけですね。そ

の辺が、要するに管理を委ねる管理運営上の責任の度合いが、明確じゃないからそういうことになると思うんですね。要するに、執行部、管理課が主管であって管理課がやるのか企業公社がやるのか。ＰＲは公社がやっている。要するに、その運営を公社に委託しているわけでしょう。こういうふうなものは公社にやらせればいいじゃないですか、委託料を払ってんだから。どうなんですか、その辺は。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　役割分担とすれば、私どもとすれば、やはり多少基本的には市の仕事だと思っております。つまり、誘導員を置くまで誘導策を講じてあるいは自転車を移動するとか、そういうようなところまでは、基本的には市の仕事だと思っております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　とてもいいお答えだと思うんですけども、であれば、企業公社に何も委託することないんだよ、市で直接やればいいんだよ。ね、公社なんか必要なくなってくるわけですね。要するにＰＲだって市でできるわけだし、誘導だってできるわけでしょう。ですから、また次の、要するに公共施設の際も言いますけど、要するに、企業公社の意味合いが持たれてないというふうに、私は思うんですね。おいおい公社のことは触れていきたいと思いますけども、前段で、なぜ公社が必要なのかなと、私いつも思ってたんですね、この件は。

市長、この前の予算のときに、私はちょっと撤去費用を取った方がいいじゃないかと言ったら、いや取らないと言ってたんですけども、その後、こういうふうな状況が出て少し気持ちが変わったのかどうか、ちょっとお答え願いたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の日野駅西駐輪場が、せっかく高額の土地を求め建物施設をつくったにかかわらず、有効に駐輪場としての機能を果たしてないではないかという御指摘であります。私も、そのことにつきまして、同じ気持ちを持っておりますので、内部指導をいろいろ行っておるという事情がございます。（「お役所仕事、会社なら倒産だよ」と呼ぶ者あり）条例設置をいたしまして、条例設置をいたしますと、当然、使用料を徴収するということになりますと、条例上にうたわなければならないという一定の行政の基本がございます。まだ、つまり企業公社に経営管理を委託をして、企業公社の能力で車の放置を少なくし、また市民の利便を図る、こういうことをぜひ完成をさせたいというふうに考えております。ちょうど今、これまで期待をしておりました高齢

者事業団のそのような作業に当たっていた方が確保困難な状況にございますのと、他に臨時にいたしましても、あるいは若干の契約雇用にいたしましても、人を得ることが非常に困難になっているもんですから、そのことが整っておりません。

私は、今一つの考え方をもって、ぜひ企業公社に誘導指導員を、業務を雇用いたしまして、そして、企業公社の責任において、期待をしております市民サービスと放置自転車の解決に当たっていただこうと、こういうふうに考えております。

今、御質問の中の特に移動の料金を徴収したらということもありますので、そのことも含めて検討を詰めておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　当初より大分気持ちが変わってきたみたいで、公共施設というのは、要望があるからつくりゃいいというもんじゃないんですね。要するに、市民が利用しやすいような施設をつくって、初めて公共の用に供するわけですね。つくってあったって、使わないものはしようがないわけですね。要するに、初期の計画の段階から、あそこに改札口をつくらなくちゃ利用されないな、これはだれだってわかることだと思うんですね。そういうことをよく検討した中で、公共施設はつくらなければ、最終的には、つくったは、だれも使わないということになるんですね。そういったことは、要するに税金のむだ遣いだし、市民要望にこたえられていない施設であるということになると思うんですね。

多少、要するに、今の施設が利用度が少ない、多少今度はそういうふうな撤去費用も徴収をしていくように考えようというふうに、市長も今多少変わってきたみたいですので、今16市中11市が、要するに撤去費用を取って、体制を整えているという状況であります。ぜひ、この駐輪場がうまく運営していけるように、少しでも違法駐輪がなくなるように、要するに企業公社なのか管理課なのか、主管課を明確にして方針を出していっていただきたいと思います。

以上で、この駐輪場の件については、質問を終わります。

次に、日野山荘の件でございます。

以前、日野山荘、9月議会の際に補正予算が計上された際に、日野山荘が管理上、市民サービスが十分でないのではないかということを、ちょっと指摘をさせていただいて、今の委託の方法に問題があるのではないか、委託先は企業公社であります。その際に、私は企業公社が市から受託した際に、受託した先に再委託の先の、要するに利益差益がどうなっているのかということで、資料請求をさせていただきました。生活文化部の方

からは、市と企業公社の契約書をいただいたわけでありますけども、企業公社が何という会社に幾らで契約したのかという資料はいただいておりません。この場で、助役の方から、日野山荘に関しては、幾らで委託をしたのか答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御質問について、お答えをいたします。

平成4年度4月1日から平成5年3月31日までの期間で、4月1日に契約をしておりますが、3,966万520円で契約をいたしました。その後、平成4年9月29日に委託変更契約をいたしております。このときは、この4月1日に契約しました金額から43万2,000円を減額するという委託の変更契約を結んでおります。したがいまして、その分を引きますと、3,922万8,520円になるというふうに思います。以上が、平成4年度の1年間についての委託先でございます新東産業株式会社との契約金額でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　今、数字が出ました。市と森田市長と企業公社と契約されている金額が、委託料が8,700万8,000円。そして、平成4年4月1日付で、要するに再契約しているんですね。委託契約の再契約をしているわけです。それは、契約金額に対する増額をしているんですね。要するに、末端企業との契約は減額していて、ここでは当初8,700万8,000円の契約をして、当初6,000万お支払いして、残金は10月に支払うという契約の中で、契約がされているんですね。これ、計算、なかなかこれ4,000万としても4,000万ぐらい、これピンハネしてるんですかね、これ。私、この契約書を見ると、そういうふうに見えるんですけども、それで、この増額契約の条文が、またこれ不思議なんですね。委託契約は、契約第11条の規定に基づき変更しますということなんです。この11条を見てみたんです。この契約書に記載されている事項は、疑義が生じたとき甲乙協議の上、解決する。これ、甲乙というのは市長と助役なんですね。この疑義が生じたときに、両方甲乙が協議の上、解決する。これどんな疑義が発したんですか。これ、疑義というのは、意味や内容がはっきりせず疑問に思われる事柄ということらしいんですけども、どういうふうな疑義が発生して、平成4年4月1日付で契約を500万増額してんですか、ちょっと説明していただきたい。疑義というのはどういうこと、どういうことが発生した。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。（「ちょっと待ってください、助役じゃないとわからないでしょう、企業公社の、だってあれなんだから、理事長なんでしょう、助役から答弁願います」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　助役からということでの御指名でございますが、（「当然だよ、だって理事長なんだから、あなたが答弁しなくちゃしようがないでしょう」と呼ぶ者あり）市の方との契約でございまして、私、今、手元にその資料を持ち合わせておりませんので、その契約の一方の担当課でございます部長の方からお答えさせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　契約書を持ってないって、ここにあるから見せてあげますよ、今、契約書をお見せしましょうか。資料を持ってきてくださいよ。

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　平成４年の８月17日に行われました委託変更契約、市と企業公社との間で行われましたものでございますが、これで506万7,000円の増額の変更契約をしているわけでございますが、この主たる理由は、その前々からもいろいろございました従業員宿舎の借り上げに関する諸経費、その分に関しまして市と企業公社との間で、この変更契約及び企業公社の方で、必要な宿舎等を確保をした、そういう内容のものでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　先般、要するに公共施設の住民サービスが十分でないということは、行政が公社に委託する。受託した公社が、今度は第三者の企業に委託をする。委託された業者は、要するに、そういうふうな公共施設だから、住民サービスを十分にしなくてはいけないということよりも、企業ですから収益の方を重んじると思うんですね、サービスというよりもですね。その辺で、公社が受託をしている以上、その業者に住民サービスを徹底させるような指導をしていかなくてはいけないと思うんですね。その辺が十分なされてないから、いろいろ問題が起きている。日野山荘では問題が起きているというふうな話を聞くんですね。泊まりに行ったら布団がなかった。これはおそまつな話だね。そういうふうなことが起きるのも、管理が十分にされてないからだと思うんですね。

私は、こういうふうなこと一連を見て、公共施設をなぜ企業公社に委託しなくてはいけないのか、余計な財政負担をして企業公社の意味合いが十分なされてないのではないかというふうに思んですね。その辺、市長どう思いますか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　機能不十分と申しましょうか、思いどおりに機能しない部分も、まだ多々あるわけでありまして、これらは十分改善を図っていかなければならない、こう考えております。

企業公社の発想の一つに、市の職員として、定年退職をする人たちをなるべく公的サービスの訓練を経た資格があるわけでありますので、それらを再雇用を行って、そして仕事をしてもらう、また職場を提供するという役割をぜひ充実をさせていきたい、こういう考えを持っております。経営能力になかなか経験不十分な点もございまして、いろいろ御指導いただく部分もあるわけでありますが、なお一層、本来の役割に徹して市民サービスに徹する、そして、そのことをまた行政の外郭団体として役目を果たしていく。その中間機関のために、何か経費が余計に要るとかうまく機能しないというようなことがあっては、これは本来の趣旨に反しますので、それらの点に十分、これからの条件を整えていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　今、市長から公社の今後の方針等が話されたんですけども、以前から、企業公社そのものを法人化を図るべきだということで、古賀議員の方からも、私も不思議に思っていたんですけども、指摘をされていたと思うんですね。その都度、法人化に向けて努力をしますというふうな話をしていた。

今回、要するに私も公共財産を公の団体と認められていない個人に、公有財産を貸しつけたり、そういうふうなことは、法的に違法ではないかというふうなことで、私もいろいろの各方面から調査をしたんですけども、要するに任意団体、市長の職務権限の範囲で、一定の運営補助金とか貸しつけ金等で運営されている以上、任意団体であっても法的にはさほど大きな問題にはならないというふうな、東京都の方の地方課行政部の方のお話でした。

それを受けて、私は１点だけ、企業公社の理事長、もしくは市長に聞きたいんですけども、要するに、法的に運営補助金とか貸付金の範囲で運営できるからということで、これからいつまでも任意団体で進めるわけにはいかないと思うんですね。そこで、要するに、この企業公社を今、市長がおっしゃったように、どういうふうに育てていくのか。これからも公益法人として、法人化を求めていくのか、その辺だけ市長、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで、財団法人として法人化を図ることが一番適当だろ

うというふうに考えてまいりました。いろいろ調査をしたり、また行政当局の指導を受けているわけでありますけど、法人格をとるには、認可庁の承認を求めるという手順が必要であります。自治体で、私どもの企業公社類似の外郭団体を設けているところは数多いわけでありますけど、財団法人としての認可を受けているところは探し得ておりません。世田谷区では、株式会社で運営をしている、そういうふうに聞いておりますので、そのあたりに支障がなければ、また機能するに十分であるならば、その方式も一つの方式だろうというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　市長の認識は間違ってないと思いますね。公益法人、財団法人はとれないんですね。要するに受託事業ではだめ、公益事業を主にして、その中に受託事業を少し取り入れたという方向であれば、公益法人等はとれる可能性はある。しかし、今この企業公社がやっているようなことは、公益法人とか財団法人は取得できるような状況じゃないんですよ。

であれば、要するにもう企業公社を壊しちゃうとか、もうなくして市が直接やるとか、さもなければ、株式会社なら株式会社としてしっかりした法人化に向けてやっていかないと、これからはいけないと思うんですね。大事な、要するに公金を、また公有財産を運用していくわけですから、市長の職務権限の中で、助役と市長の間でツーカーで、こんな公有財産を適当にやられては困ると思うんですね。ですから、法人化、株式会社なら株式会社、公社は要らないというんなら要らない、どちらかの方向を選択して進んでいっていただきたいと思うんです。

そこで、いろいろ問題がある企業公社でありますけれども、今回、大成荘が落成するわけですけれども、その大成荘も企業公社に委託するというふうなお話しでした。1点だけ、大成荘の件でちょっとお聞きしたいんですけれども、都市整備部長にちょっとお聞きしたいんですけども、今、私たちの日野のまちで開発指導要綱があります。私たちの日野のまちの中に集合住宅をつくる。こんなときには、駐車場の条例はどういうふうになっているのか。要するに何世帯用では幾つ駐車場、宅内に幾つとかありましたね。その辺はどうなっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　日野市住みよいまちづくり指導要綱の中で、開発に該当するものにつきましては、駐車場を義務づけております。これは、細則の中の17条にございますけれども、集合住宅をつくる場合は、住宅建設戸数相当分を原則としてつくっていただくということでございます。ただし、この敷地の中に確保するのは、各用途ごとに分けております。住居系につきましては、50％でございます。それから、近隣商業につきましては40％、それから商業地域につきましては30％、それから工業系につきましても50％、これは敷地の中に確保していただく。さらに、敷地外の場合は約500メートル以内に、残りの分を確保していただく、こういうことで規定をいたしております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　今、都市整備部長からお話しいただきました。

社会福祉部長にお聞きしますけども、今回、大成荘が来年春、落成しますけども、私の知り得たところでは、全体で20部屋——20部屋があるということなんですけども、そして、駐車可能台数は10台ということを、私は聞いておるんですけども、それで間違いないですか。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　間違いございません。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　日野市の指導要綱の中で、要するに指導しておいて、公共施設をつくって20部屋——20部屋の施設をつくって、駐車台数が10台ということは、これは非常におかしな話で、これ、仮に20部屋あるからマキシムで20台の車が来るとは限らないと思うんです。3人で泊まったら3台来るかもしれない。これ10台しかないということなんですけど、この辺どうするんですか、どのようにするんですか。周りの土地かどっか借りるんですか、どうなんですか。来年オープンなんですけど、どのように対応しようとしているんですか。（「周りに借りたいときは500メートル」と呼ぶ者あり）500メートル以内に借りるのかね。答弁をお願いします。これ市長でいいね、市長、どうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先日、私も大成荘を見てまいりました。駐車場をどうするかということが、依然として内部の懸案として残っております。（「旅行社に考えてもらうんでしょう」と呼ぶ者あり）隣接地に……（「マンションなんかだったら許可しないんじゃないの」と呼ぶ者あり）県有地のあることも事実でございますので、今後の交渉によってぜひ確保しなければならない、こういう考えでございます。当面は、対応できる工夫をしなければならない状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　大分時間もなくなってきましたのであれなんですけども、要す

るに、こういうふうな公共施設をつくるときには、もう少し計画的に進めていただきたいと思うんですね。

当初、来年の４月が完成ということだったんですけども、どういうわけか急いで１月に落成式をして、２月にオープンするということなんですね。いろいろ準備期間とか、要するに委託先の会社も決まっていない、駐車場も十分に整備されていない。なぜこんなに急ぐんですかね。理解できないんですね。要するに、しっかりもう少し施設を管理運営とか駐車場とかいろんな、まだ懸案事項がいっぱい残されていると思うんですね。そういうふうなものを十分に整備して、そして、ほかの自治体なんか、一つの公共施設を半年ぐらい準備期間を置いて訓練して、そして住民サービスに支障のないような形にしてオープンするんですよ。まだ会社も委託先も決まってなくて、そういうふうな未整備の部分がいっぱいあるのにもかかわらず、なぜこういうふうに急いでオープンなのか理解できないんですけど、どうも５期20年間、市長、市長職として自治体に貢献されてきたわけでありますけども、私見ではありますけども、来年４月に任期になるわけですけども、要するに、その市長選を踏まえてそういうふうなことを急がしてるのか、私見なんですが、その辺理解できないんですけど、もしそうであるとするならば、これはまさに、何というかな職務越権行為ではないかと、私思うんですけどね、その辺、市長はどのような見解を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、全く今御指摘のこととは別の理由、つまり……（「顔に書いてある、そうだと」と呼ぶ者あり）せっかく多額の公金を消費してできる市民施設であります。しかも……（「大抵の神経じゃ、あれだけ市長やれないよ」と呼ぶ者あり）大成荘の一つの性格には、今度新たに市民サービス、市民の保養施設という要素がございます。ちょうど冬の時期の一番今嗜好されているのがスキーでありますから、スキーに何とか間に合わせてサービスを繰り上げていくということは当然の発想でなければならない、こう考えております。

したがいまして、恐らくゆっくりしたら、またゆっくりした側の非難があるかもしれませんが、繰り上げて、冬季の市民のリクリエーションサービスということが、大前提であるというふうに御理解をお願いしておきます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって３の２、公共施設についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問４の１、下水道の諸問題について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（天野輝男君）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

日野市下水道の諸問題について問う。日野市の下水道もようやく処理場が、浅川処理場、また八王子処理場がオープンになりまして、ここにめでたく下水道が進捗を見ることができたわけであります。

東京都の下水道は、昭和58年で100年目を迎えました。100年の事業は歴史的な大きな変遷とともに、初期においては下水道処理場の不備な状態の中で、川や海に頼ってまいりました。本来、川や海は汚れやごみを浄化する作用があると言われております。東京オリンピックを契機に、下水道が本格的に基本計画のもとに進めることになり、既に都市集中の企業誘致により、川は汚れヘドロになって魚が住めなくなり多くの都市問題の中心的課題となっております。東京都では、長期計画の策定とともに、予算を計上し下水道に取り組み実施してまいりました。廃墟から40年、このわずかな際月で、下水道普及率を10％から80％まで高めることができました。そして、東京の川もようやくよみがえって、魚が住めるようになり、そこでもっと川をきれいにして鮭を放流し、そのような鮭の稚魚の放流が盛んに行われてきております。鮭が戻るまでには、もう少し時間がかかると思いますが、希望が持てるような時期になってきておると思います。

東京都の下水道は、高度成長の好景気がもとで、内外都市建設史上特筆されるべきものであります。この背後には、日進月歩建設と処理技術の革新が挙げられております。これまで約１世紀以上、欧米諸国に下水道諸問題がおくれていたと言われておりますが、今日では、水処理能力と処理場の規模においては、世界にぬきんじておるところが発展してきております。家庭やビル、工場などのすべての排水は浄化されて海に返し、下水道は巨大な水リサイクルシステムと展開しております。

ここで、多摩地域の下水道を東京都ではどのように考えて作業を進めてきておりますか、この多摩地域の下水道について、多摩地域の下水道の一部地域を除き、荒川右岸、

東京の二つの地域下水道と市町村の公共下水道からなっております。この地域は、武蔵野台に広がる武蔵野地域27市３町をカバーして計画されてまいりました。多摩の下水道の建設は、昭和25年、武蔵野市の旧下水道法による下水道築造許可に始まります。

昭和26年都市計画決定を受け、この計画が市街化地域の環境整備に重点が置かれ、主として、排水施設を整備し浸水と滞水防止を目的としておりました。

その後、昭和28年八王子の中心部、30年立川市の市街化地域、昭和33年日野市の住宅公団施行の区画整理事業、豊田地域が計画されました。三鷹市の東部が順次、公共下水道として決定されたわけであります。日野市と八王子市では、この当時処理場の設置の決定がなされていたと言われております。それも、財政事情、下水道技術者の不足などから建設が思うように進まなかったと言われております。そのことが原因で、区部との普及率の差が拡大されたということになっておるわけであります。特に、快適な衛生的な生活を営む上で下水道は必要であり、この意識の高まりとともに三多摩格差がますます広がったと指摘されておるわけであります。

昭和30年になると、三多摩は、無秩序のうちに市街地が急増し、人口が大幅に増加しました。こういうふうになると、浸水被害家庭や事業所などの排水により、河川の汚染激化、悪臭の発生などが生じました。そこで、都は多摩地域の市街地の秩序ある発展と、生活環境の向上等を図ることが急務であるという方針を打ち出し、昭和33年から34年にかけて、人口急増が著しい三多摩地域を対象にして、下水道計画の基礎となる用排水実態調査、下水道基本調査を実施いたしました。この両調査により、三多摩の下水道の計画が一歩前進したわけであります。市街地は道路、河川などの整備の不十分な地域にまで拡大され、生活環境の基礎的施設として下水道整備が当面の課題となり、特に、北多摩の武蔵野台地にあっては、河川が少なく雨水の排水路整備が不足していたために、浸水時に多大な被害を被ったわけであります。

昭和36年、公共下水道の全体計画に先がけて、雨水排水が急務となり、地域の都市下水路が計画決定され、公共下水道の処理は昭和37年から39年にかけて、立川、八王子、町田、東久留米の各市で処理場が建設され、着手されました。日野市においては、日野、町田、東久留米のような日本住宅整備公団による下水道は、下水排除方式として分流方式を採用されました。そのほかの市では、合流方式として採用されたわけであります。東京都では、調査により昭和41年11月には小平など６市3,570ヘクタールに対し、小平、小金井、国分寺、東村山、立川、府中に都市計画、多摩川左岸流域第１号下水道の都市計画決定いたし、これは北多摩６市の汚水、雨水を多摩川、北多摩１号幹線に収容し、

多摩川に放流するものと決定されたわけであります。

昭和38年10月に、多摩川地域環境整備対策連絡協議会会長に副知事がなり、設置されました。下水道は主都整備局長が主宰し、下水道幹事会は協議会の指示により、下水道計画は系列別にするか市町村別にするか、終末処理場施設また排水幹線などの共同費用するものの設置管理主体などが、どのように進めたらいいかというような検討がなされたわけです。同時に、都の連絡機関、市町村との調整、協議を行い、42年に多摩地域総合排水計画をまとめ、同協議会に提出いたしました。この計画では、都は中小河川と広域幹線排水路を整備することが市町村の施行する下水道事業に対し、財政の許す限り極力補助的に助成を行い、市町村処理場施設の建設、水道管管渠など処理施設、下水道管渠などの整備をすることになりました。国は、行政の市街地の健全発展と水質の保全を図るためには、一つの市町村の区域を超えた広域的下水道の整備が急務であるとし、流域下水道の推進に力を入れてまいりました。

昭和43年２月に建設省都市局長通達により、流域下水道の整備は、都道府県が主体となってするとの方針を打ち立てられ、東京都は43年６月に首脳部会議において、流域下水道建設事業の所管を下水道局とすると決定し、同時に多摩川に流域下水道を導入する方向を打ち出しました。多摩川に流域下水道を導入する理由としては、建設省より流域下水道の整備促進が強く要請され、昭和42年に多摩川地域総合排水計画が都が幹線排水路、市町村が汚水処理施設を建設するという従来の方針を踏襲したものである。これが大きな要素になったものであります。また、多摩川下流では調布取水、堰砧下、砧上などで、水道用水として取水をしていたために、水質の保全を保つために、関係市町村などの協議の経過が背景にあったものと思われます。三多摩地区総合排水計画を一部改訂して、合流式広域処理施設を有する流域下水道の整備を含む三多摩地域総合排水計画第二次案を策定し、今日の多摩川の流域下水道の母体となる計画が出されたわけであります。流域下水道は河川、海域など、いわゆる公用水域の環境の改善を大きな目的としており、流域内にある複数の市町村の公共下水道からの下水を、行政区域を超えて広域的に収集処理するものであります。この流域下水道は、幹線管きょ、ポンプ場、終末処理場などの幹線的施設から構成されており、建設維持管理は原則として都道府県が行うことになっております。一方、流域下水道に接しておる下水を流す公共下水道は、流域関連公共下水道と呼び、建設管理は当該市町村が行うことになっております。

流域下水道の特色は、水質保全に効果が広域的に達成できるということであります。また、経済的処理施設が集約されているために、建設費が軽減し、人件費、運転費など

の維持管理費も節約できるという特典があるわけです。処理用地の節約、処理場の減少により、合理的な立地条件を選定できるという特典もあるわけです。処理場の安定化、自動監視、制御技術を導入して、安定した処理が行えるという特典もあります。下水道整備の誘致促進効果を発揮できるということが挙げられておるわけであります。

流域下水道は昭和44年から48年の５カ年間に逐次拡大してまいりました。昭和45年５月には、南多摩系統を流域下水道に編入する計画変更が行われました。多摩川右岸地域のうち、現在の南多摩処理区に相当する地域の下水道計画は、多摩ニュータウン事業に関連し、昭和43年２月に連合都指名による公共下水道として、多摩、八王子、日野、町田都市計画第１号下水道として計画決定されたわけであります。この計画は、多摩、八王子など、５市6,180ヘクタール、計画人口約55万人を対象にしておりました。事業は43年以降、南多摩新都市開発本部の受託事業として、下水道局が実施されました。しかし、多摩川の水質汚染対策を進める上において、流域下水道計画の一元化を図る必要があるため、この地域を南多摩排水区として多摩川流域下水道に取り組むことになり、連合都市計画の主要施設である南多摩処理場大栗乞田、稲城の各幹線が流域下水道に変更されました。連合都市計画下水道は、多摩、八王子、町田、稲城の各市、もとの公共下水道に変更されました。計画面積は１万5,639ヘクタール、人口は171万1,000人、幹線延長は49.19キロメートル、処理場は北多摩１号処理、南多摩処理場であります。

昭和48年度から、首都圏整備局の事務局として流総計画の策定に着手し、昭和49年度には、国の代表者、学識経験者、都の局長関係がメンバーとなり、多摩川、荒川等流域別下水道整備総合計画策定委員会が設置され、計画の検討が開始されました。この委員会のもとには、幹事会が置かれ、計画検討のため調査研究を進め、昭和49年12月第１回研究会以降、４回にわたる研究会での検討をして、計画目標年次平成７年度とする多摩川、荒川等流域別下水道整備総合計画が策定されました。この間の下水道法の規定に基づき、隣接県市との協議や関係市町村との打ち合わせなどが行われ、昭和53年11月３日付で建設省へ申請し、昭和55年３月５日承認を得ました。これに三多摩地域の流域下水道計画は、三多摩地域総合排水計画にかわって流総計画に基づいて策定することになったわけであります。

都市計画決定がおくれていた三多摩右岸流域地域のうち、昭和54年１月には浅川処理場、昭和56年11月に秋川処理場が計画決定され、これにより、三多摩地域の流域下水道計画８処理場がすべて計画決定されることになったわけであります。

日野市で利用するところの日野及び八王子都市計画下水道、多摩川右岸浅川流域下水

道浅川処理区は、計画面積、日野八王子２市の3,940ヘクタール、人口約20万4,000、排水方式、分流方式であります。幹線延長が浅川幹線6.08キロメートル、処理場は浅川処理場であります。そのほか、この処理場の下水処理場施設、覆蓋上部約7.9ヘクタールを処理場用地に充て、都市計画事業が都市計画公園として決定されておるわけであります。昭和55年５月に上記のこの事業認可を受けました。56年から認可された事業が着手したわけであります。この処理場の、当面は３分の１が使えるわけでありますが、現在このようにして、この浅川処理場が一部使えるようになったわけであります。

また、八王子、昭島、日野、福生及び秋川都市計画下水道、多摩川右岸秋川流域下水道は、秋川処理区は計画面積、八王子、昭島、日野、秋川、羽村及び日の出町、五日市の7,390ヘクタール、約人口が40万5,500人、幹線延長が秋川幹線が16.72キロメートル、平井川幹線が6.01キロメートル、八王子幹線が6.92キロメートル、大和田幹線が1.16キロメートル、石川幹線が1.08キロメートル、合計31.89キロメートルであり、現在、八王子処理場となったわけであります。

要約して、このように日野市におけるところの下水道が、計画決定されてから長い年月の間、いろいろな形で変わったけれども、このような今日を見るに至ったということは、大変私も喜ばしいことであると、このように思うわけであります。

しかしながら、もっと計画的に進めていくならば早くできたと、私は思うんです。先ほど、この中にありましたように、できるだけのことは、東京都や国の方では施行したいという計画のもとに、この下水道の事業が進められてきたわけであります。そういう面で、私は今後、処理場が使えるようになったいう部分で、幾つかのやはり問題点も出てきていると思うわけであります。既に南多摩処理場は昭和62年だったでしょうか、下水が生放流になりました。そして、現在に至っても、まだこの下水道の生放流を実施していない家庭があるやに、私は聞いておるんです。そのあたり、どのような形で四、五年たった現在、このような問題に取り組んでおるかということであります。

また、この秋川処理場につきましては、先ほど供用開始になったわけであります。また、この処理場も供用開始になったわけであります。これらの生放流できるような形になった、このあたりのＰＲを広報では、確かに見ましたけれども、今後どのような形で進めていくのか、このあたりを教えていただきたいと思います。

特に、浅川処理場の主要幹線が流域下水道日野幹線、また公共下水道の浅川中央幹線、この部分がまだ具体的になっておりません。このあたりの取り組みを、まず教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、まず第１点目の南多摩処理区の中の、まだ使えていない未利用地区域はどうだという御質問でございます。

南多摩処理区の方でございますけれども、現在の普及の状況でございます。98％、もう現実には普及いたしておるわけでございます。その中で、残っている部分がわずかあるわけでございますけれども、これは程久保川と浅川の合流点の近くでございます。この合流点の一部分が、まだ使えていないということでございます。これは、世帯数でいきますと５世帯前後になるかと思いますけれども、その場所が使えない。これは今年度、平成４年度で事業をやっておりますので、この中でこの箇所は救済できるというふうに考えております。

それから、２点目の秋川処理区のこういうＰＲ関係をどういうふうにしているのかということでございます。今、議員さんの方からお話がございましたとおり、広報等でのＰＲ等は行っておるわけでございますけれども、個々に供用の開始ができる方たちにつきましては、その約１カ月前に個々にパンフレットを郵送で送ってＰＲをいたしております。現在、浅川処理区、それから秋川処理区では、もう既に供用、おのおの11月１日、それから11月16日付をもって供用開始しておりますので、この区域の中でもうすぐ使える方につきましては、もう既にこういうＰＲもいたしております。現在まで、これに基づきまして申請がもう相当出てきておりますけれども、11月末で約140件のもう申請が出てきておる、こういう状況でございます。

それから、浅川処理区の３点目の質問でございますけれども、浅川処理区のうち、流域下水道の日野幹線の状況ということでございます。日野幹線につきましては、御承知のとおり都市計画道路３・４・８号線に入って、ちょうど中央線をくぐった四ツ谷前の区画整理の起点まで、日野幹線が行くわけでございます。この区間は、御承知のとおり中央道までは、もう区画整理事業が８割方終わっております、万願寺が終わっております。その先でございますけれども、万願寺第２、東町が、これが現在区画整理を実施しております。ただ、この区画整理事業の中で、都市計画道路の用地をあけていただいて、その中に管を埋設していく、こういう計画になっておりますので、この期間をどうしたら詰められるかということで、現在、東京都を含めまして早くできる可能な方法を、今検討しておる。たまたまこの路線には、一部分モノレール路線も重複してまいりますので、モノレール会社関係も含めて協議をいたしております。

それから、もう１点の浅川の中央幹線、これは都市計画道路３・３・２号線、通称八

王子南バイパスという路線に入るわけでございます。これは万願寺から豊田までの、豊田、その先が西平山と、こういう区画整理が今実施しているわけでございますけども、豊田までの区間が具体的に、この道路の計画がまだ煮詰まっておりません。そこで、上の方の開発、区画整理も進んでまいりましたので、そんなに待つこともなかなかできませんので、来年度あたりから、この暫定的な管でどういう形で接続したらいいかという調査をしていきたい、こういう計画を現在持っておるところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ありがとうございました。

そうすると、南多摩処理区の普及率が98％ということで、一部残っておるのは、程久保川と浅川の合流点の５世帯だけである。これは、ことしこの部分の管をつないだわけでしょうから解決をするという形でよろしいんでしょうかね。

そして、この浅川処理場、また八王子処理場、この部分については、現在広報で、また使用できる部分の家庭に対してはパンフレットを送っておる。そして、今11月末現在で140件の申請申し込みがあった。これでよろしいんでしょうか。そういう中で、今後この下水道を利用する方は急激にふえてくると思うわけです。そういう場合に、実際現在の下水道課の職員だけで申請手続が間に合うのかどうか、このあたりふえてきた場合にどうなるのか、このあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

そして、浅川処理場の日野幹線、これについては、とりあえずはこの下流、浅川処理場から中央高速道路の下までは区画整理ができておるけれども、これから西の部分については、第２万願寺の区画整理事業、また東町の区画整理を通して入ってくる、ここにはモノレール路線が入ってくるので、こっちの方からも協議をしながら進めてまいりたいという説明を受けたわけでありますが、問題は、この中央線をくぐって栄町に行く部分の道路、このあたりが一番ネックになると思うんです。特に、中央線の下をくぐって通るわけですから、このあたりの工事はそんなに生易しくできるもんじゃない、私はこう思うんです。そういう中から、私はもっとこれらの下水道に絡めてじゃないんですが、これらの道路を本当にもっと具体的にどうしたらできるのかということを煮詰めることが必要じゃないか、このように思うんです。このあたりをモノレールから通って、とりあえずは市民の森スポーツ公園から、あそこの本町５丁目のあそこまでは管が入っておりますから、その先をどうするのか、このあたりをもうちょっと今後の決意を聞かせていただきたいな、このように思うのですが。

それと、特に一番問題は、私はこの浅川中央幹線だと思うんですね。この中央幹線、この部分については、川崎街道から豊田、この地域にかけて一部組合施行で区画整理が始まるということを聞いておりますが、このあたりの、やはりこの地域の人も大分協力してくださるような経過が見えてきておりますから、このあたりを早く話し合いながら、このような問題を解決していただきたい、このように思うんです。このあたりのことをもう少し具体的にわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほどの説明の中で、南多摩処理区、普及率98％と申し上げたのは、今年度、５世帯を残す５世帯の部分が含まって98％。したがって、まだ残っている部分が２％残ります。これは、多摩市との境のあそこへ第２関戸橋の道路が、今買収をやっております。その部分と多摩市との境にほんの一部分残ります、あと２％のものが残りますということで御理解をしていただきたいと思います。

それから、申請の関係で、現在の職員で足りるのかということでございますけれども、御承知のとおり、この下水の日野市の指定を受けております業者これは19社でございます。この19社で、現在対応していくということでございますので、現在の体制の中で、非常に一時的にはきつくなると思いますけども、２課の中で調整をしながら、ある程度協力しながら対応していきたいというふうに考えております。

それから、日野幹線の関係で、ＪＲの立体の箇所の道路関係でございますけれども、道路関係につきましては、現在、東京都が中央線から栄町の方にかけまして、まず区画整理で一部分、工事がやっております。これはもう換地が今発表しておりますので、大体用地的には問題なくあいてくるだろうというふうな計画を持っております。

それから、問題は、それから先の方でございますけれども、今までは大体５年度で八王子の境まで用地の買収が全部終わる計画で進めておりました。何かここの12月で東京都の方との調整をいたしましたところ、１年から用地買収そのものが１年ぐらい延びておる、こういう状況に、今なってきております。したがいまして、八王子との境までにこの道路の買収が終わる予定が平成６年度以降、こういうふうな東京都の今の言い方でございます。したがいまして、この全線にわたっては、多少おくれてきているということで、具体的にはいつまでということは、まだ東京都は申していませんけれども、状況としてはおくれてきておるということで御理解していただきたいと思います。

それから、中央幹線、これは都市計画道路３・３・２号線に入る路線でございますけれども、これは区画整理がこの区間の中に豊田東というのがございます。これは、今の

豊田の豊田南の区画整理の東側に当たる部分でございますけども、ここにつきましては、組合施行の準備会がもう設立して、事業化に向けて現在検討を始めております。

それから、それから万願寺第３までの区間、この区間が今のところ、堀之内の地域でございますけれども、区画整理を組合でやりたいという意向でございますけども、まだ具体的な日程的なものは決まっていない。問題は、この区間をこの都市計画道路ができないと、道路らしき幹線的な道路が少ないわけでございますので、どういうルートでこの地域を、都市計画道路ができるまでの区間、暫定的にルートを選ぶかということを、来年度、調査にかかりたい、こういう計画でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　大体わかりました。

ただ、ＪＲの下を、要するに道路が通るこの部分の詰めは、まだＪＲとなされていないように私、感じておるんですが、やはりここが一番大きなネックになると思うんです。そして、浅川中央幹線もとりあえずは万願寺の区画整理の中から、川崎街道までは延びてまいりますわね。この部分については、あと時間の問題でできる。そして、この川崎街道から堀之内にかけた部分について、用地買収は一部、相武国道事務所の方でつなげてくれるようなことを、ちょっと私聞いたときがあるんですが、それはどうなっておるのかどうかということと、やはりこの地域も、どうしても先に道路を組合施行で話し合うとしても、やはり豊田、この方にもう準備会ができておるということでありますから、やはりこの堀之内地域の組合施行の準備会なるのかどうか、これわかりませんが、このあたりも早急に進めていただきたい、このように思います。このあたりの計画はどのような形で進んでくるのか。豊田東の準備会の方が先に進めて、こっちの方も、また二、三年おくれてしまうようなことであるならば、これは見通しはそれだけおくれるわけですから、このあたりの進め方をどう考えておりますか、教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まずＪＲとの立体の関係でございますけれども、これを立体箇所につきましては、東京都が直接施行する、道路そのものにつきましては、直接東京都が施行する、こういうことになっております。東京都では、今年度もう詳細設計も一応上がっておりまして、現在、ＪＲと協議をしておる。それで、年内――年内といっても今月12月中でございますけども、予定としては、年内にＪＲの方からその検討の結果の協議がある予定になっておるそうでございます。その後、どういう形の協議になっていくか、その状況はまだわかりません。基本的にはそういうことでございます。

それから、下水管でございますけれども、基本的にこの路線については、平均土被りが大体六、七メーターになる予定でございます。したがいまして、この道路と用地さえあけば、下を推進工法でもっていきますので、そう大した問題は出ないだろうというふうに考えております。

それから、２点目の３・３・２号線の買収のことでございますけれども、基本的には、建設省が現在、資金的買収の費用等が非常に逼迫しておるということで、現状においては、今までから進行はしておりません。早く買ってくださいという方もいらっしゃるんですけども、現実には買えないという状況でございます。したがいまして、当初、この路線は７年ごろ橋も完了していきたいという計画でございますけれども、この路線につきましても、今のところで、大幅におくれているというふうな状況でございます。

それと、堀之内の区画整理の話でございますけれども、これは、今のところ、私もちょっとあれですけども、一応アンケート調査、ことしのたしか６月夏ごろだと思いますけど、アンケート調査をやっております。それで、このアンケート調査の中で、さらに大地主さんたちが回答、未回答の部分がおるという形で、こういう方たちを説得をしたり、そういう話を進めておる。現段階では、まだ余り進んでいないという状況でございます。担当部局としては、積極的に早く進める準備会ができるように働きかけをしていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ＪＲの立体化の件でありますが、ここは私、再々に言っておりますように、この道路を利用して、今現在、道路を利用して駐車場に入れている家庭が何軒もあるわけです、あそこはね。そういう中から立体化するためには、今東側にゴルフ場の前の方に信号機がありまして、そのあたりからずっと潜ってくるような形に、恐らくなると思うんですね。そうすると、そのあたりからの家は全部車が入れないわけですね。駐車場ができなくなってしまう。このあたりを、やはり東京都に任せてやるのも結構ですが、このあたりは日野市も積極的に協力していただいて、これらの問題に取りかかっていかなければ、このＪＲの立体化の部分の道路については、なかなか解決がつかないのではないかということを、私は感じておるわけです。そういう面で、ぜひ東京都に任せているから東京都がやってくれるという、そういうことでなくて、とりあえずは12月に東京都とＪＲとの話し合いが結果が出るように、今説明がありましたもんですから、ぜひその説明を聞きながら、やはり地域の説明会は一日も早く持つようにしないと、この道路は、なかなか私は抜けないと思います。ぜひそのような形でやっていただ

きたい、このように思うところであります。

それとこの浅川中央幹線、この部分の問題が、一番ネックになるようですね、今のお話の中でもね、難しいとこほど先に手がけて、この諸問題が解決すると、私思うんです。ぜひ、これらの問題をどうしたら解決つくかということを、もっと真剣に庁内で検討していただいて、これらの問題を解決していただき、せっかく浅川処理場が事業認可も受けて、これらの処理場が使えるようになったわけですから、地域の使えるところと使えないところの差があったのでは、日野市民として、大変私は申しわけない、このように思うわけです。ぜひ、それらのところを真剣に取り組んでいただいて、一日も早く解決して、日野市に100％の下水が普及できることを要望しながら、この種の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって４の１、下水道の諸問題について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時12分　休憩

午後５時32分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の２、障害児の義務教育の取り組みについて問うの通告質問、天野輝男君の質問を許します。

○16番（天野輝男君）　障害児の義務教育の取り組みについて問う。

教育基本法では、我々はさきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献をしようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育力に待つべとものであるとうたっておるわけであります。

第１条では教育の目的、第２条では教育の方針、第３条では教育の機会均等、第４条で義務教育を挙げております。国民は、その保護する子女に９年の普通教育を受けさせる義務を負う。これが問題なわけであります。義務教育はだれのための教育であるかということを、真剣に考えるときが来ておると、私は思うのであります。

日野市では、身体障害児の教育を障害学級設置を中心に教育委員会と学校が協力して、充実と発展に努めようとしておりますが、障害児に適切な教育がなされておるかどうか、

大変私は疑問に思うわけであります。そこで、市内においては、日野市心身障害教育推進協議会、就学相談委員会、心身障害教育相談室、幼稚園介助員、心身障害関係研修会、以上が日野市内の心身障害教育の機関であります。

公立小学校では最も深刻な問題が、現在あるようであります。日野市のある小学校の心身障害児がトイレに行けないで困っておるということを聞いておりますが、この現状を把握しておるかどうか、このことを後でお答え願いたいと思います。

２番目の質問としては、日野第三小学校と平山小学校に精神薄弱学級があります。市内のちょうど南と西の地域にありますが、もっとふやすことが必要であると、私は思うんです。現在、この児童はバス１時間を利用して通学しているというようなことです。できることであるならば、歩いて地域の学校へ行けるということであるならば、もっとこのような問題も解決するのではないかということを感じております。そういう面から見て、この日野市内にもっと適当な箇所に障害児の学級を設けるという計画があるかどうかお答え願いたいと思います。

第３番目の質問としては、現在、小学校に健常児と身障児がお互いに理解を深めるべきであるというような教育のもとに、同じような措置をとられておるということを聞いております。現在、障害児の種類と程度にもよりますが、このような形で健常児と同じような普通学級に何人ぐらい障害児の方が教育を受けておるのか、このあたりをまず質問させていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、障害児義務教育の取り組みにつきまして、総体的にお話し申し上げたいと思います。

学校教育では、心身に障害のある児童・生徒がみずからの障害の状態を改善、克服し生涯にわたって学び続けるとともに、生きがいをもって充実した生活ができるよう、一人ひとりの児童・生徒の障害の状態に即した適切な教育を進めることが大切であるというふうに考えております。そのために、日野市では、今お話に出ましたように、心身障害児学級を小学校３校、中学校２校に設置するとともに、近隣の都立養護学校等との連携を図りまして、適切な教育ができるよう配慮しているところでございます。

12月１日現在、日野市立小学校の心身障害児学級には27名の児童が在籍いたしております。中学校の心身障害児学級には16名が在籍しております。そのほか、都立養護学校に在籍しております市内在住の児童・生徒が60名にのぼっておる次第でございます。これらの児童・生徒は、障害の状態に即した適切な教育を受け、その能力、適正を伸ばすなど心身障害教育が成果を上げているものと考えます。

しかし、現在、通常の教育課程によります学級に約60名ほどの心身に障害のある児童・生徒が在籍しております。これまでも心身に障害のある児童・生徒の教育相談を進め、適正な就学措置ができるよう努めてまいりました。保護者の方の中には、我が子を心身障害児学級で学ばせることよりも、地域の学校で地域のお子さん方と一緒に学ばせたいなど強い希望や教育に関する考え方の相違から、心身に障害のある児童・生徒が通常の教育課程による学級に在籍しているのが現状でございます。今後とも継続的に教育相談を進めるとともに、日野市心身障害教育推進協議会を中心として、心身障害教育や、また教育措置のあり方、保護者の方の理解と協力が得られるような教育のあり方など、検討してまいりたいと考えます。また、心身障害児学級におきましては、一人ひとりの子供にあった望ましい教育環境を整備いたしまして、指導内容や方法を改善していく必要がありますので、次に申し上げるような取り組みを、さらに進めてまいりたいと考えておるところでございます。

第１点といたしましては、心身障害児学級の開設準備を進めておりますということでございます。百草台小学校に通級による学級を開設したいと考えまして、予算措置をお願いするとともに、東京都教育委員会に認可申請をしているところでございます。

２点目としましては、言語や聴覚に障害のある児童・生徒のための学級につきまして、検討を進めてまいるということでございます。日野市立学校の心身障害児学級は、精神薄弱児、情緒障害学級並びに日野市立総合病院内にある病弱学級のみでございます。今後、言語指導等を専門とする学級等の開設につきまして、東京都教育委員会と協議し検討を進めたいと考えます。

第３点といたしましては、心身に障害のある児童・生徒のための教育について研究を進めますということでございます。心身に障害のある児童・生徒の障害に即した適切な指導内容や方法、教育環境の望ましいあり方など、心身障害教育について、さらに実践的な事業研究を進めまして、児童・生徒一人ひとりの状態に即した適切な教育のあり方について研究を進めていきたいと考えます。

最後に第４点目といたしまして、心身障害児理解教育を進めていますということでございます。心身に障害のある児童・生徒が社会的不利をこうむることなく、また人間としての権利が守られ、人間としての尊厳がいささかも損なわれることのない社会の実現を目指しまして、東京都教育委員会と連携協力のもとに、近隣の東京都立養護学校と日野市立学校との交流教育、また懇談会、後援会等をさらに進めてまいりたいと考えてお

るところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　どうもありがとうございました。

今、日野市内の心身障害児というものが、日野市の障害児学級に小学生が27名、中学生が16名、そして、この都立養護学校に60名が通っておる。そして、今公立の小・中学校に児童・生徒が60名と、今説明があったと思うんですが、小学校に何名か、それで中学生が何名おるのか、このことはわかると思いますので、ちょっと教えていただきたいと思います。

そして、来年からでしょうか、百草台小学校にできる、精神薄弱児の学級ができるということでありますが、このいずれもこの障害児学級を設けておるのは、三小がこっちだけれど、川向こうに２校なわけですね。そして、できればやはりもう１校ぐらい、少なくとも日野の一小か、少なくともあの近くの四小もありますし仲田もありますし、このあたりに、やはりつくっていただくということが必要であると、このように思うんです。

そして、今私はこれを少し調べさせていただきまして、これらの心身障害児の教育というものを、やはり持つ親も大変御苦労なさるわけですね。そして、この子供たちを育てるということになると、できれば、自分の兄弟に健常者の子供がいれば、そのお兄ちゃんなりお姉ちゃんと一緒に行って、その学校の中で、当然勉強はなかなかわからないと思うんですよね。だから、そういう面で生活体験とか日常給食を食べるときとか、そういう生活の中で、身近に安心して行けるということが、この子供たちに自信をつけさせて、自信を持つということが一番私は大きな問題じゃないかなと、このように思うんです。

ここに三小のひばり学級というとこの概要を見てみますと、ここには男の子が10名、女の子が16名いるんですね。そして、この障害児の日程というのは、毎日生活体験を、毎日の「おはようございます」から始まって、そういう中で社会人となったときに一番必要なことを教えておるわけですね。これは、私大変必要なことだと思うんです。物は必要なことを教えておるわけですね。これは、私大変必要なことだと思うんです。物は反復練習なんですね。物事を繰り返し繰り返しやることによって理解し合い、そしてその仲間ということも安心できるようになってくると思うんですね。

そういう中で、三小の中で一番困っているのは、精神薄弱でも、重複障害を持っている方がおるんですね。それは、やはりこのあたりのことを言葉が話せない子が何か大分

多いようなんですね。そういう言葉が話せないから、やはり言葉を教えようとしても、このひばり学級においては、今16名いて毎週言語指導をしてくださる人が、週２回らしいんですね。水曜日と木曜日の８時間しかないから、やはり１人が教えるには１時間かかるんだそうです。それで、１時間、１年間通して言語指導をすると、いい結果が出てくるというわけなんですね。だから、あと半分の児童に対しても言語指導を受けさせてやりたいということが、要綱に載っておりましたもんで、このあたりを、やはり言葉が話せるということが、子供はそのことを話すことによって自信が持てるようになると思うんですね。

教育目標というものは、やはり自分のことは自分でできる子供に育てなきゃいけないんですよね。それで、友達と仲よく助け合えるような、そういう協調性も必要なんです。そして、団体に参加してもプレッシャーというか、精神的圧力を受けないで堂々としてそこで活動できたり、物を言ったりできるような、そういう子供にまず育てていくということが、私は必要であると思うわけです。そういう面で、どうしても言語指導というものを、もっとこの指導員をふやすなり予算をつけて、このあたりのことから指導していただきたいなということを強く感じておるわけです。特に、東京都において、随分専門家がいるようなんですね。専門家が育っております。やはり、この専門家の指導を受けて適切に子供たちに対応していくということが、私は必要なことであるということを、今感じておるわけです。

そういう面で、学校は一つ百草台にできるということですから、もう一つぐらい、来年は間に合わなかったら、再来年ぐらいは本町近くの学校を選んでいただいて、どうせ空き教室があるわけですから、歩いて通学できるような場所に選んでいただきたい。障害児が、やはり兄弟や地域のその子供たちと一緒に通学できることが望ましい。市内の小学校に障害児の児童が何人いるのか、このあたりを教えていただきながら、特に言語指導をどういう形で進めていくのか、このあたりを教えていただければ教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　お答え申し上げます。

ちょっと今、手元の資料が、先ほどお話しした総体の数字とちょっと違いが出ておりますが、申し上げまと、通常の小学校に通っておるお子さんは42という数字が、今ここに手元資料としてございます。また、中学校につきましては８名というような数字があがっております。（「50、あと10」と呼ぶ者あり）はい、ちょっとその辺、誤差が出て

申しわけございません。今、手元の資料の上では、そんなような感じでございます。

（「じゃ、後で教えてください」と呼ぶ者あり）

それから、あと学級をふやすという点でございます。おっしゃられるとおりでございます。今後とも十分なる取り組みを継続してまいりたい、そんなふうに考えるところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　それで、ちょっとお聞きしたいいんですが、今度は特殊学級を百草台につくるという計画は、向こうの方に身障者の児童が多いのかどうか、その選んだ理由は、何か目的があってそっちを選んだのかどうか、このあたりいかがなんですか。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

先ほど天野議員さんの方からおっしゃいましたように、身障教育推進協議会という中で、現在、日野市に在住する障害を持っているお子さん方の状況等について調査をしたり、教育計画を立てたりしているわけでございまして、確かに他市と比較してみて、障害児学級を持っている学校が、浅川をはさんで南と北に１校ずつというのでは、通学の問題等を考えたときに、確かに今、天野議員さんに指摘されたように、マイクロバスといいますか、身障用のバスで通っても１時間近く通学に時間を要するということで、せめて東西南北に１カ所ぐらいずつ、そういう障害児学級をつくっていくのがいいのではないか、こういうことで出されておりますのが、今の百草台地区に、とりあえず障害児学級を１校つくる必要があるんじゃないか。ただ、認可を東京都の教育委員会の方にしていただくという関係もありますし、東京都の教育委員会で認可されますと、東京都の方から教員の派遣等もされるわけでございますので、一度に東にも西にもというわけにいきませんで、とりあえず本年度、百草台地区にもう一つ障害児学級をつくりたい、身障協等の中で検討されている中では、さらに今度は西の方と申しますか、六小旭が丘地区の方にももう一つぐらい、やはり東西南北というような全体の日野市の状況等を判断した場合には、障害児学級が必要なんではないか、こんなような話が出ております。

確かに、今現在、百草台地区におきましても、普通学級に通っている、そういうお子さんが他の地区に比べますと数の上で若干多いということもありまして、とりあえず平成５年度に向けては、百草台地区に学級を新設したい、こんな計画を進めているわけです。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　大体わかりました。

そうしますと、とりあえず百草台小学校につくると。それで、先ほど、私第１番の質問で、ある学校でトイレに行くこともできないで大変問題になっているという、そういう児童がいるという学校はあると思うんですがね、このあたりの説明がなかったもんですから、実際、このような問題をどのように対応しているのか、実際あると思うんですね。そのあたりの実態はいかがなんですか、教育長。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　天野議員さん御指摘のように、そういう障害をお持ちのお子さんの中にも、軽度から重度までいろいろな段階がございまして、重度のお子さんの場合には、いわゆる身辺事実と申しますか、そういう面で、常に介助を要するという子供さんも、普通学級に在籍しているというケースもございまして、先ほど話のありました就学相談委員会等の中で、御父兄の方々とも十分その話はしているわけなんですけれど、なかなか障害児教育をめぐっての問題というのが、まだ完全義務化されてから十数年の月日が経過したという状態で、なかなか歴史が浅いという面もありまして、完全な形での障害児教育というものが定着していない部分もございます。先ほどお話がありましたように、統合教育とか交流教育とか、いろんな障害児の方の発達を促す意味からの考え方がございまして、そういう中で、普通児との交流を重点に置いて、普通学級の方で生活したい、こういう希望を強くお持ちの父兄の方もございまして、そういう状況ですと、今の学校配置の状況等からも考えて、やはりその学校の方である意味での巡回の介助員の方とか、あるいはもう学校を一応定年でおやめになった嘱託の先生方が指導に当たるとか、いろんな方法をとりながら、普通学級の中でお世話をしている、そういうケースもたしかにございまして、その辺の問題、毎年教育委員会の方でも相当苦労しながら、御父兄の方等との話を続けているというのが現状でございます。

したがって、中学の方が数が少ないと、先ほど部長の方から報告がありましたとおり、小学校に現在42名、中学に８名という形で、小学校の方はどちらかと申しますと、今言ったように、まだ子供が低学年というか小さいうちですと、ある程度対応できるんですけど、中学ぐらいになりますと、なかなか対応が難しくなって、障害児のいわゆる身障学級あるいは養護学校へ措置替えと申しますか、籍を移すという方がふえてきているという現実等も、数字の上からも出てきている、そんな状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ありがとうございました。

実際、この小学校という、まだ幼いわけですからね、これを障害児の子供に遠くまで行くのは、確かに無理があると思うんですね。しかしながら、私は小学校で健常児と同じように教育させて、そして、もし身体に障害がある子が、それは遊んだりなんかすることはできるでしょう。特に、勉強で理解するということが、私、できないと思うんですね。そういう中で、それは親の意見としては、人情的には普通の子供と一緒に入れたいというのはわかりますけれども、そういう中から、私は、無理やり学校に行かせているから登校拒否をしたり情緒不安定な子供になってくるケースが、往々にあると思うんです。

そういう中で、私は、少なくともっと確かにこういう形の中で、障害児を健常児の中の教育の中に参加させるという形の教育が、理想であるかどうかというものはともかくとして、そういうものが出てきたということについて、やはり私はもっと教育委員会で独自に実際、この方針を立ててその子供たちが、将来どういう形で伸びていくのかということを、もっと積極的に親にも指導し、そして、その子供たちにもよくお話しをしながら、もっと日常生活にできるようなことから、しっかりと教えてあげるということが、一番正しいことではないかと、私、このように思うんです。そういう面で、私は先ほど申しましたように、少なくともこの子供たちが自分の兄弟がいたら兄弟と一緒に行けるような学校で、そして、そういう子供たちが集められて、そして教育を受けられるような形をとるならば、そんなに親も抵抗がないと思うんです。

ぜひそういう中で、こういう児童を持った父兄というのは、大変プレッシャーがかかるだろうし、その中のことを十分市町村でフォローするということになると、確かに予算も大変なものがかかってくると思うわけです。しかしながら、先ほどの教育基本法の中に、やはり教育によるところが多いわけですから、能力にあったところの、身障児であってもその子供が社会人になったときに、やがてお父さん、お母さんが先に亡くなっていくわけですから、そういう中で自分が自立して生きるような道を開いてあげるということが、私は一番必要じゃないかなということを感じたわけであります。

今から10年前ぐらいだったでしょうか、福永洋一という騎手が、競馬で転倒しまして舌を切って頭蓋骨骨折、頚椎骨折で再起不能とされておりました。アメリカにはそういう部分の学問が発達しておるんですね。そして、あるリハビリの専門家のところに、それこそ寝台車で行ったんですね。そして、向こうで訓練を受けた。そして、あの方は騎手ですから、まず何を話しをしたかといったら、やはり馬について話しているうちに死んだ脳が、だんだんだんだん動いて生き返ったというか、そういう形の中で、ワァーワァー

ワァーワァー言うようになった。舌を切っているから、言葉が出ない。そして、複式呼吸を通しながら発生練習したときに、物が言えるようになった。そしたら、「馬に乗りたいか」「乗りたい」。それで、馬に乗るような形のものに乗せて、あなたは騎手だったんだから、努力したら、また馬に乗れるかもわからない、そういう形の中で、だんだん歩行もできるようになったということを、テレビで私見ておりまして、感激した部分があるんです。

そのように、私は、やはりその子供にあった教育、身障者であったって、そんなことは関係ないと思うんです。ただ、自分が１人で自立できなければ、だれか世話にならなければならない、だれか面倒を見てくれる人がいなければ死ぬ以外にないわけです。やはり、しっかり自分が身障者であっても、おれはこういうことができるんだよというような、そういう自覚を持った、そういう子供を育て上げるということが、教育で一番私は必要なことではないかなということを、強く感じておるわけです。そういう面で、誤ったところの考え方を直させるには、やはり身近で、そして身近の中から自分の子供たちも喜んで学校へ行けるというような形をつくっていただきたい、このように思うんです。

その意味で、市長ぜひこのあたりの問題も予算はかかると思いますが、しっかりと考え方をまとめていただきながら、日野市の中に生かしていただきたい、このようなことをお願いしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって４の２、障害児の義務教育の取り組みについて問うの質問を終わります。

一般質問５の１、バブルのつけを地方自治体や市民に押しつけるなと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　発言順位が本日に回ってまいりました。時間は多少遅くなっておりますが、一般質問を私の持ち時間を使わせていただいて行わせていただきたいと思います。

いわゆるバブル崩壊、これのツケは地方自治体や一般市民に回し押しつけるのではなく、バブルの張本人が責任をとるべきであるという趣旨の質問でございます。

これほどまで自民党政治の行き詰まりが、国民の前にはっきりと立ちあらわれたことはないと思います。「竹下元首相は国会議員を辞職せよ」、この声は天下にとどろき渡ってまいっております。佐川事件の徹底解明、金丸氏や竹下氏など関係議員の辞職、責任をとれ、こういった地方議会の意見書の決議が、全国津々浦々で広がってまいっており

ます。何と、全国3,306自治体の中で、きのう現在で1,827の都道府県市町村自治体におきまして、意見書決議が採択をされました。日本列島燃ゆるというあの消費税反対の国民運動がございました。このときも、国民の皆さんが、地方議会に対して、意見書を決議してくれという請願運動を全国でなさったわけでございます。（「地方議会も不祥事が多いぞ」と呼ぶ者あり）そのときでも、870の市議会にとどまったわけでございます。今、激動の情勢と言われますが、この1,827自治体での意見書決議、この激動の情勢というものは、世界的な激動の動きとともに、日本にも地崩れ的なそういう動きがやってきたことを、私は示していると思います。

こういう中ですから、自民党などへの政治不信が募っております。そういうわけで、新政治集団というものが、次々に名乗りを上げております。日本新党、平成維新の会、小沢自民党元幹事長が率いる「改革フォーラム21」などでございます。ところが、これらの結成趣旨の中身を見てみますと、あの海外派兵の強行に同感をするグループが多く、さらには国際紛争への軍事的関与も当然だという見方の集団が多いわけでございます。さらに、憲法改悪をと訴えている、そういう方向での動きでございます。これらの新集団の動きが、今の日本の国民の激動の情勢、国民の願いに逆らうものであることは、だんだんとはっきりしてきてまいっております。（「共産党、チャンスだぞ」と呼ぶ者あり）

アメリカでも「冷戦に勝利した」と叫んでまいりましたブッシュは大敗北をいたしました。きょうは12月８日でございます。太平洋戦争開戦51周年の日でございます。そもそも日本国憲法の平和原則というものは、第１次世界大戦以来の戦争は違法であるという、戦争違法化という国際法の発展の上に、国際紛争での武力行使禁止をうたいました国連憲章の精神を、世界に先駆けて徹底させた先駆的なものであります。私は、この平和原則を政治、経済、暮らしの中に貫くべきであるということを強く主張したいと思います。

さて、バブルの主犯格は株と土地に欲望をむき出しにした財界や大企業、それをぐるになってかばってきた自民党政府にあることは、もう国民の多数が指摘しているところでございます。つい１年ちょっと前までは、いざなぎ景気を超えるかという、そういううたわれ方をしてまいっておりましたけれども、一転して厳しい不況になってまいりました。二重に重なった不況、複合不況という言葉でも言われておりますが、こういう不況になってきたのでございます。株と土地のバブルが崩壊をいたしました。もう一つは生産、流通という実態経済での景気後退があります。この二つが重なっている深刻な、

今、不況になっているわけでございます。しかも、アメリカ、ヨーロッパも深刻であります。世界的同時不況というふうにも呼ばれております。こういう中で、地方自治体に、このいわゆるバブル崩壊なるものが、どういうふうに影響をしてきているのかについて質問をいたします。

都道府県でも赤字団体に転落したものが33団体になってきており、17年ぶりの大幅な減収になってきていると言われております。政府が経済政策で10兆7,000億円の予算などを組みました。日本共産党も公共投資の強化、補正予算の制度というものを否定はいたしてはおりません。しかし、この10兆7,000億というものが、その中身に大いに問題があるわけでございます。それは、結局は巨大建設企業のみが潤う、地方の零細中小企業は、ほんのおこぼれが回ってくるだけ、これが今の政府の経済政策であります。こういう動きの中で、今伸びてきているのは、出荷額で見ますと、一部鉄鋼やセメント業者でございます。バブルであれだけ建設でもうかったのに、７－９月期でも4.4％のアップをいたしておりまして、これは関西新空港関係、本州四国架橋関係などで鉄材などが出たということが、その特徴となっているわけであります。

地方自治体が、今、大変な減収に見舞われております。そういう中で、今度の政府の考え方は、地方自治体の現状をまともに見ようとしない立場ではないかというふうに思います。地方自治体に大いに単独事業をやれといっております。しかし、これは、政府は資金的には一部しか見ない。地方で大いに起債を起こしてやれというわけであります。これは、地方自治体が将来にわたって、さらなる公債費の負担増になっていく危険性をはらんでおります。また、本来、単独事業というものは、地方自治体の独自性を持って地方自治体が決めるものであるのに、今回の予算を呼び水にして、地方自治体の単独事業に従属性をさらに深まらせようというやり方で、あくどいやり方であります。そして、大手企業が持っている不良な土地、これを地方自治体や住都公団等に無理に買わせようという方針まで持ち出しております。これも、地方自治体の独自性を損なうものでございます。

こういう中で、今、地方自治体は経常財政が逼迫をして、市民の要望に反し、民間委託の傾向を増長する、そういう動きもあります。あるいは市職員、正職員、臨時職員の労働強化も今後、予想されてくるわけであります。それらの結果は、福祉や教育の市民サービスの低下になっていくことは、もうはっきりといたしております。

そこで、具体的な質問を行います。

一つは、日野市の本年度の補正予算による減収は、先ほど、補正予算の中で見たとお

りでございますけれども、こういう動きに重ね、新年度の減収見込み等はどういうふうになっているのか。東京都も5,000億の減収が予測をされていると言われております。既に2,500億円、積立金から取り崩すというのがこの12月の状況であります。

次に、こういう中で、政府あるいは東京都による地方自治体への負担の転嫁の例、こういう例がいろいろと新聞報道されておりますが、日野市に対しても、具体的にはどういうものが、今こようとしているのかわかれば教えてもらいたいと思います。

次に経常経費でございますが、来年度予算編成に当たって10%削減という方針を市は出しているようでございます。これが、臨時職員に与える影響や、あるいは光熱費、あるいは公共施設の維持管理、備品の購入、こういうものにどういう深刻な影響を与えるか、この辺についてはどう市は考えているのかお聞かせいただきたいと思います。それらの結果、市民サービスの低下につながらないかどうか、あるいはつながらないようにどういう努力をしているかもお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの御質問、３点につきましてお答えしたいと思います。

まず、１点目が日野市の減収ということでございます。先般の補正予算の提案のときにも質問の中でお答えしましたが、税収の減収だけを12月補正でお願いいたしました。しかし、平成４年度の最終３月補正におきましては、現在の見込みとしては、利子割交付金の問題あるいは収益事業等の減収の問題が予測できます。合わせて約10億強ということでございますので、総合的に平成５年度の予算編成の中では、減収部分としては20億強の減収になろうというような予測を立てております。

なお、２点目でございますが、負担例でございます。この問題につきましては、ごく最近の情報として、かなり具体化しているわけでございますが、こういう問題があっては、平成５年度の予算編成にも、かなり影響してくる問題でございます。もちろん国と都の財政状況もわかるわけでございますが、国は一つの公立保育園の運営負担金の人件費についての地方交付税への歳入部分、よって地方交付税に歳入するというようなことでございますので、当市には実際に歳入にならない問題が出てくるわけでございます。これが実施されますと、当然１億強の市の財政負担が予測されるわけでございます。なお、紙面上の中で報道されている部分につきましては、教職員の人件費問題等は３年後、国の負担分の全額カットというような表題で報道されていることも事実でございます。保育園の問題にしても、この問題につきましては、大蔵と厚生両省が、一応予算編成の

一環としての措置を決めておりますが、これに対する自治省はかなり抵抗をしております。この問題は、今後各自治体の問題として大きな話題だろうというふうに思っております。

なお、３点目につきまして、経常経費の問題でございます。平成５年度の予算編成の方針の中で、経常経費の各部課の削減を10%というような状況で指示をしております。もちろん、この経常経費でございます。職員が使う事務的なものを中心にし、努力をするということを第一前提としての経常経費の削減でございます。もちろん、これを市民サービスの中に影響が出てくるということではなくして、やはり平成５年度の予算編成に当たっては、事業の厳しい見直しをすべきだろう、あるいは創意工夫を重ねた中で歳出内容を徹底していくというような方法の中で、図ったものでございます。当然、市民要望に即した優先度を見極めた中での住民サービス、特に福祉関係等を含んでのサービス低下には来さないような方法等で確保して努力していきたいというのが、現状の考え方でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　部長から答弁のありました最後の市民サービスを低下させないように努力するというお気持ち、これを最後まで貫いていただきたいと思うわけです。今の部長の答弁を承りますと税収減、あるいは利子割交付税、こういうのもどんと減ってしまう。合計して20億円の財源が入ってこないということは、本当に日野市の今の財政総額から見て、一般会計の予算額から見て大変な額になると思います。

あわせて、今国の方は、国立病院や療養所に対する国庫補助の打ち切り、あるいは政府管掌健康保険の国庫負担の繰り延べによる実際上の減額、それから、義務教育小・中学校の教職員、これもことしも既に三多摩27市の特別の手当制度などを、全額カットというような動きがあって、教職員の方々が頑張りまして、それは中止させたそうでございますけれども、今でもそんなに高くない教職員の賃金水準でございます。こういう中で、１カ月数万円減ってしまうというわけでありますので、こういうことが、また回り回ってといいますか、東京都に対する要望とともに、日野市の教育委員会に対してもいろんな充塡という形で向かってくるに違いないと思います。そういうような相乗的な効果というものを見ると、今度の政府の地方自治体に対する来年度予算編成の方針というものは、地方自治体としても、やはりある意味では存亡をかけて拒否するようにな運動をしていただかなければいけない時代であると思います。そして、我々市民も同様であるというふうに思うわけでございます。

私は、まだ予算編成の詳しい内容はつかめません。しかし、具体例として、図書館協議会というものに出席をさせていただいております。文教委員長と２人でこの間、出席をいたしまして、うん、これは厳しいということを感じました。結局、清掃などの施設管理委託料は、前年度同額で計上するという話でございました。そうしますと、今度は清掃下請で、請けている清掃員の方々の人件費給料アップというようなことに対しては、どう対応するか。嘱託職員を減らせというけれども、これが今の図書館で、例えば時間を夜間開館をしろとか、いろんな要望があります。図書館をふやせという要望があるわけです。そういう中で減員はできない。コンピューター等、だんだん充実させようとするけれども、これも借り上げ料を減らすわけにはいかない。そうなってくると、図書を購入する割合をカットしなければいけない。図書館のいろんな雑誌とか単行本の量を減らす、こういうことになっていくのではないかと見えるわけでございます。

そういうふうになると、結局、市民へのサービスが低下していく、こういうことになるわけです。ほかの恐らく福祉の出先、学校の出先、さまざまなところで、市の職員、経理担当の職員などは四苦八苦して苦しんでいらっしゃるんではないかというふうに思います。こういう思いをさせる自民党政府の、このやり方が根源的な原因でありますから、このやり方を変えさせなければなりませんけれども、日野市においては、その積立金、いろいろの取り崩し等なども考えていただいて、積極的な予算編成を来年度やっていただきたいというふうに思います。大きな事業もたくさん、これからやっていかなければいけません。図書館を一つとりましても、中央図書館はもう大変古くなっております。大規模な図書館をつくりかえなければいけない時期だと思います。また、市民から請願が二つ出ておりまして、分館を２カ所つくってくれというのを市議会でも可決をいたしております。

こういったことなどを見ていきますと、今のこの財政の……（「体育館もつくらなければ」「野球場」と呼ぶ者あり）背景というものは、大変厳しい側面を持ってまいります。今、図書館を例に挙げたわけで、今、不規則発言がありましたようにたくさんの住民要望がございます。そういう点を、私は来年度では積極的に取り上げてやっていかなければいけないというふうに思うわけです。

そこで、国や都に対する考え方とともに、どういう予算編成の気持ちでいかれるか、全面的な話ではなくて結構ですけど、市長のお気持ちを一言お聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、来年度の予算編成につきましての基本的な姿勢ということの質問でありますが、今までやってまいりました継続事業につきましては、前進をさせるということで取り組まなければならないと思っております。ただ、確かに税収の一時であることを期待するわけですが、かなりの規模の税収減が見込まれますので、政治姿勢といたしましては、やはり内部のむだということはなかなか言えないわけでありますけど、これらの一層の削減に努めることが大切だということを、職員にも要請をしておる、こういう状況でございます。

全体の状況ということではございませんが、そのような姿勢につきましては、一応お答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　もちろん適正な経費節減ということは、私も賛成でございます。しかし、そういうことを名目にして労働条件の低下、今、たくさんの臨時職員がおります。こういう者へのいろいろの条件の悪化、こういうことがないようにしてもらいたいと思います。もちろん市民へのサービス低下は、絶対に一歩も後退をさせない、こういう立場で、ひとつ市長以下、理事者、幹部職員の皆さんが頑張っていただくように希望したいと思います。

そして、さらにその上で要望をいたしておきたいと思います。

これは、日野市を含め東京都もそうですけれど、また東京都も私が今言わんとすることを職員を含めて運動をしようという方向も出ているそうです。日野市なども富裕団体というふうな政府の見方、こういうものを、私は批判をしていくべきであると思います。我々大都市における地方自治体の特殊性、こういうものを政府に考えさせることが必要ではないでしょうか。そういう点で、補助財源の減額は絶対させない、こういう大運動を地方自治体として、ひとつ積極的に取り組んでいただきたい。

また、大都市財源の拡充という点でいろいろと研究をし、政府にも要望をしていただきたい。引当金への課税などの検討もしていただきたいと思います。

３点目としては、法人２税の超過課税の継続であります。東京都も職員一同そういう方向で頑張っているようです。

４番目に、その他大企業の優遇税制を見直しさせる、法人外形課税の導入を実現させる。また全体的に、この税制、税行政の民主的な改善に向けて、いろいろと研究もし創意も発揮して、私は頑張っていくことだと思います。そして、もっと大きな点では、軍事費の削減を、この際、地方自治体としても迫るべきときが来ていると思いますので、

さまざまな運動をして、地方自治と地方財政を守り抜いていただくように申し上げまして、この件の質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の１、バブルのつけを地方自治体や市民に押しつけるなと問うの質問を終わります。

一般質問５の２、不況時は特に零細業者対策を強めよと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、２番目の質問を行います。

特に市内の零細業者に関する質問でございます。今、私どもの身近に接する商店街、こういうとこで話を聞いて回りましても、ひどいところは５割方の売上減、こういうところなんかも出ております。やっぱり商店のおやじさんは、率直に言葉は悪いのですけれども、首をくくりたいぐらいですと、こういうふうに率直に私ども市会議員におっしゃる状況が方々で出てきているわけであります。こういう状況を踏まえた場合、もちろんやっぱり大もとである、これは政府に重大な責任がありますので、政府にこそ、零細業者の営業、生活を見てもらわなければいけないわけであります。しかし、本日は、そういう点を含めても質問いたしますけれど、主として二つのことに絞りまして、市側に質問をさせていただきたいと思います。

今、バブルが崩壊したと言われているわけでございます。金融不況ということになっております。1989年のこの株価は、平均で３万8,915円していたわけです。ことしの夏は、ついに１万5,000円を割りました。今、少し持ち直しているということです。（「ちょうどいいところに落ち着いたんだよ、株が」と呼ぶ者あり）倒産が激増してきております。

こういう中で、企業に対する融資で担保力を失ってきているということが、いろいろと言われております。あるいはまた、このエクイティ・ファイナンスという言葉で呼ばれておりますけれど、株がどんどん上がっていたときには、ただ同然の金利で莫大な資金を入れることができた株式発行を伴うような資金調達、こういうことが、現在だめになった。不動産向けの融資、残高120兆円ぐらいあると言われますけれど、そのうち、二、三十兆円が不良債権になっている。こういう中で金融不安が生じまして、中小の金融機関は経営破綻を来しました。大銀行による救済合併などが進んできたわけです。結論としては、中小企業には融資が貸ししぶりがされるということに、今なってきております。そういう時期ですから、日野市が今、融資条例を改正するということは、一つの救いでございます。こういう点は、高く評価をしておきたいと思うわけです。

また、現在過剰生産ということが明らかになってきております。生産の落ち込み、在庫が膨れ上がる、バブルのときに大規模の設備投資をしたその反動は大きいわけでございます。それが、世界の同時不況ということと連なっておりまして、今深刻な事態です。今の不景気を数字であらわすと、生産の拡大のピーク時を100といたしますと、現在は68という数字が出ております。石油第一次ショックのときが51だった点から比べましても、大変な不景気ということになっているわけであります。

こういう状況ですから、労働者や零細業者は大変なことになっているわけです。大企業では残業がカットされまして、24％の毎月の減収というような数字も出ております。月収で３万円のダウン。我が日野市の大手工場労働者もそういう人もいらっしゃるに違いありません。また、パートの首切りというのが、各地で行われております。したがって、消費が冷え込んできているわけでございます。不況型の倒産が去年の同期に比べて、ことし全般で72.8％もふえているわけです。こういう状況です。

こういう中で、それでは、政府は大企業にはどういうことをしているか。賃金カット、パートの首切りということをやっているのに、大企業は今、政府に対して雇用調整助成金というものを適用しろと言っているわけでございます。大企業は、こういう助成金をもらうと、ちっとも懐が痛まない。また、大手銀行は今回の金利ダウンで、大変な大もうけをいたしました。私ども一般庶民の利子が下がって、高齢者の人のわずかな数百万円の利子に頼っている人たちは、今泣いていらっしゃるわけです。ところが、大手銀行が貸し出す金利の引き下げはおくれて実施するという、この時期のずれから、大手銀行は15兆円も利子が下がったことによってもうかった。今でも体力は十分元気いっぱいであるということであります。ところが、そういう銀行に対して、担保の不動産などを政府が買い上げる。こういうことを行いまして、大盤振る舞いを大企業にはしているわけです。

さらにまた、郵便貯金や簡易保険など、我々のささやかなこういう公的資金を使って、株を買ってつり上げようという構想があります。また、地方自治体に、先ほど言いましたように、大企業がもてあましている不良な土地、公道から遠いところ、細い形で使いものにならない土地、こういうものを地方自治体などに買わせようという方針を押しつけてきている。こういう状況であります。中小零細企業には、何ら手を打たないというのが、今の実態ではないでしょうか。

私は、そういうときでございますので、二つの点で例を挙げて質問をするわけでございます。

第１点は、今度の「日野市中小企業事業資金融資あっせん条例」の改正には、大賛成です。ところが、この４項目融資する制度があるわけですが、この３番目の緊急融資という350万円の制度については、改善が今回見送られております。いろいろの今までの歴史的日野市の状況の中で、利用者がいない。あるいは利用しにくいということもあって、利用者がいなかったのかもしれません。この緊急資金350万円をもう少し改善して、今の事業資金、運転資金、こういうものをよりもっと１ランク下の人たちに、この救いの手を差し伸べる、こういう点についてはお考えであるか、今後の考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、第２点は、零細業者を支援しろということでございます。東京都議会等でも、零細業者が組織化されておりません。こういうのを組織化して、行政の手で振興策を援助していくということが、いろいろ論議をされております。日野市にもいろいろな零細業者があって、さっき言ったような状況です。

私は豆腐製造の人たちを例にとって、日野市の今後の対応をお願いしたいと思うわけでございます。日野市でも、豆腐屋さんが、以前は三十数軒あったということでございます。今、十一、二軒になってしまっております。この豆腐屋さんのお仕事というのは、朝は３時、４時ごろから起きて仕込んで仕事を始めて、朝食に豆腐が間に合うように、あるいは納豆が間に合うように商売を始める。午前中は関係先に納めに回る。また、夕方は引き売りをしたりして売って回って、夜８時半ごろまで働く。もちろん店員に応募してくる人はほとんどいません。したがって、夫婦家族でやる、こういう中でもう既に高齢者になってきているわけですね。昔は、もう貧しい人でも、上京してきて体一本で商売ができるのが豆腐屋さんだったということです。そして、おからというものも、昔は利用されたり、あるいは牧場や農家に売って、おからも収益になっていたというわけでございます。ところが、このおからが自然破壊の中で牧場が減り、農家が減って売れなくなって廃棄物になってしまうという厳しい状況にあります。ですから、この処分の仕方ということでも困っておられます。新聞に大きく報道されたこともあります。そして、高齢化してきているために、このおからを清掃工場まで運んでいく、清掃工場も冷たくて湿って水分の多いものですから、あんまり好まない。そこに運んでいくまでの時間も、なかなかないというような豆腐製造の方もいらっしゃいます。また、今度、下水道料金や水道料金が上がってきておりますので、これ１日水を流しっ放しにしないと、豆腐製造の場合は豆腐の質が落ちるわけで、大量な水道や下水道料金を使っていらっしゃるわけでございます。１カ月何万円というものを払っておられます。そういう状況なんですね。ですから、もう……（「矢沢さん頑張ってる、別に文句言ってなかった」と呼ぶ者あり）結局、もうそういう方もおれ限りかと、こういうような状況でお困りで、営業をやっていらっしゃるわけです。

私が、この豆腐製造を一例に取り上げたのは、特に大切だということを思っているからでございます。今、農家、漁業者というものがどんどん減ってきております。日野市も同様でございます。それから、公衆浴場というものが、これがどんどんつぶれてきたわけでございます。そういう中で、今、豆腐については大手企業が、例えば埼玉県に大きな工場をつくっておからも大々的に工場で処分をするというようなところが、東京中のスーパー、その他に配って納品をするというようなシステムになっております。そういう中で、日本古来の食べ物である、このお豆腐がいろいろ質が変わってきてしまっているわけでございます。やはり、私たち一般市民が何といいますか、精神的にも落ちついた形でいろいろの食品を食べる、この一つに、やっぱり豆腐屋さんの豆腐というものが親しまれているのではないかというふうに思います。そういう意味で、いろんな意味で、私は……（「何でそんなに豆腐にこだわるの」と呼ぶ者あり）ほかにもありますが、この豆腐製造業の人たちを守って、今後も残していくということが中小企業を守るという考え方からも大きく必要であるわけでございます。

そういう点で、いろいろと豆腐の製造の方々の要望を承りました。業者の方々も、業者というよりは、個人、何と言うんでしょうか、生業でございます。こういう方々が、生まれて初めてというような形で市長さんにも直接お話しをされたわけでございます。市長が１時間も話を聞いてくれたということで、大変感謝されておりました。

また、近くは産業経済課の課長さんたちが忙しいのに１時間半もいろいろと話し合いをしてくれたということで、これもやはり日野市の担当の課は努力してくれているということで、感謝をされていた次第でございます。確かに、日野市の産業経済課というのは、人員が少ない中であれもこれもやらなければいけない課でございます。これはほかの課についても言えます。ですから、必要な課には人員をふやすことが、どうしても必要だということを私はこの例でも感じているわけです。

そういう中で、細かいですけれども、四つの点でお伺いしたいと思います。

一つは、このおからでございますが、これもリサイクルという点で基本的には考えるべきであると思いますので、このおからの再利用、あるいはおからそのものを料理して食べるＰＲ、こういうことなどについても市は考えるべきではないかと思います。その上で、当面、このおからの収集に便宜を図ってやるべきではないか、こういうふうに思

うわけでございます。第３点は、上下水道の減免を、これは豆腐製造だけではありませんけれども、関連業種に対しては、減免措置ということを考えるべきではないか。第４点目は、ああいう零細業者を、やっぱり組織化して市としてさまざまな振興策を試みる、こういう方向に持っていくべきではないかと思うわけでございます。

以上、四つについて御答弁お願いします。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。（「市長に会わせてもらったんだ」と呼ぶ者あり）生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　（「だから、新聞もとってもらえないよ、なかなかね」と呼ぶ者あり）大きく分けて２点、また……（「私のうちも昔は豆腐屋だったんです」と呼ぶ者あり）豆腐製造業の関係につきましては４点ほどございますが、（「先祖の一人に」と呼ぶ者あり）個々にお答えをしていきたいというふうに思います。

まず最初の中小企業の振興策でございますが、利子補給や保証料補助等の伴う融資あっせん制度、小規模事業者の育成事業、商店街向けへの施策として活性化事業の推進事業、イベント補助事業及び装飾街路灯電気料補助等がございます。さらに商工会に対しても運営費の一部を補助しているところでございます。小規模事業育成事業につきましては、商工会のこの経営指導事業を小規模事業者に対してきめ細かく対応していただくなどの配慮がされておるところでございます。融資あっせん制度につきましても、今、議員さんが申されましたように、さらに利用しやすくするよう改善を重ねておりまして、今議会におきましても、条例改正案を提案して、御審議をしていただくことになっております。

次に、おからの処理の方法についてでございますが、今、産業経済課で調査をしたところでございますが、大きく分けて、このおからの処理につきましては、二つの処理方法があろうかと思います。まず一つは、おからを食料、それから飼料、それから肥料として有効利用する方法がございます。もう一方は、廃棄物として処理する方法ということで、廃棄物としての処理につきましては、環境部の対応ということになろうかというふうに思います。

まず、この有効利用について、現在までわかったことを御報告して説明とさせていただきますが、財団法人食品産業センターという機関が目黒区にあります。ここで、平成２年度から３年度の２年間にわたり、おからに関する詳細な調査をしておりますので、この一部を御紹介いたします。まず、調査事業の名称でありますが、これは大豆加工食品副産物高度利用研究開発事業といいます。研究機関として、関係業界の代表、試験研究機関及び学識経験者で構成する大豆加工食品副産物高度利用研究開発協議会を設ける

とともに、回収輸送システム、肥料化、加工食品有効利用分野の検討を行う大豆加工食品副産物高度利用研究開発事業にかかる検討委員会を設けております。このメンバーと後者のメンバーとでは、一部重なっておりますが、この中には全国豆腐油揚げ商工組合連合会常務理事、それから日本豆腐協会専務理事、それから全国植物たんぱく協同組合専務理事、都立食品技術センター所長及び草地試験場飼料生産利用部主任研究官などが当たっております。

入手いたしました資料で、平成３年度のまとめとしての報告書であります。事業の目的は、おからの持つ高い栄養価に着目して、国民のたくぱく源等として有効利用を図ろうというものです。調査した有効利用の方法は、一つとして食品としての利用、二つとして飼料、えさですね、としての利用、それから堆肥の肥料としての利用、これらの共通の課題として、この脱水処理ということがあります。食品としての利用の項では、おからが腐敗しやすく、それから安定供給に不安があること、この改善のためには80％というおからの含水率を下げるため、脱水処理を施した後に乾燥処理が必要なこと、それから、食味、食感の改善が必要なことなどが課題となっております。食感、食味、おいしいかまずいかということになろうかと思います。

それから飼料として、えさですね、飼料としての利用の方でも、含水率が問題となっています。おからは給養方法を正しく行えば、栄養価が高く嗜好性のよい素材として評価しています。廉価で品質のよい乾燥おからの安定供給が課題となるところでございます。

肥料としての利用についても、食品、または飼料と同等の衛生的で高品位な取り扱いが求められております。現在、この分野での利用量は非常に少ないが、肥料としての利用はもっとも合理的であるとしています。このため、簡易な堆肥化装置の開発と効率的堆肥化の条件設定が課題となっています。

また、これとは別に、産業経済課で行いました各都道府県の豆腐油揚げ商業協同組合等に対するアンケートの調査を行いましたが、この中で有効利用を目的としたおからの共同処理に取り組んでいる共同組合等はほとんど皆無の状態でありました。一部、製造業者と思われる企業で、食品として有効利用しているところの情報等が寄せられた程度でございます。

以上のような状況から、おからの再利用につきましては、この財団法人食品産業センターが行った研究結果と、引き続き同センターが中心となって実施しているパイロット事業に期待がされるところでございます。

市内14の豆腐製造業者がありますが、協同して、この有効利用を目的としたおからの

処理方法を行える状況の見通しができたときには、行政としても何らかの援助を考えていきたいというふうに考えております。それから、業者の組織化でございますが、この現在の14店舗の方々の御意見を、この前、産業経済課でもいろいろと御要望を伺っております。このことについても指導的な役割が果たせるよう、いろいろと協議、話を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　市長に、それでは一言御答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　11月半ばごろだったと思いますが、市内の豆腐製造を多年にわたって頑張ってこられた方々の、今、御質問になっておりますおからの処理について、業界の――業界のといいましょうか、生業のやっておられる方々の、まさに浮沈にかかわる、こういう立場で陳情を受けました。今、担当部長からお答えしましたとおり、本来ならば、優れた栄養食品ですから、市民の食品として利用されるのが一番望ましいわけでありますが、今日は、そういう習慣がだんだん薄れていっているという状況があるわけでありまして、いわゆる肥料、飼料、あるいは何かの材料としての有効利用には、どうしても毎日集荷をして一定の処理をして、そしていろいろな食品製造工業に向ける、あるいは肥料製造工業に向けるということになるわけでありますが、一時にそこまで到達することは無理であります。したがいまして、最小限、集荷の手段と、それから処理の手段をリサイクルという立場と、それからもう一つは、廃棄物処理という立場で検討しようということをほぼ詰めております。当面は、そう水分の多い材料ということになるわけでありますけど、現在の焼却炉で他の乾燥物にあわせて焼却することは、これは不可能ではございません。一番消極的な感心すべき措置というふうには思いませんが、当面はそういうことで支援をして差し上げるということではなかろうかというあたりに到達をしております。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。

このおからの料理法というのをテレビがやりますと、二、三日間だけは、おからが売れるんだそうですけど、その後は、またぱたっと売れなくなるということでございます。何らかの市でも、そういうことがありましたら、ＰＲにもおからの食品という立場からのＰＲなどもしていただければと思うわけでございます。

今、私、東京都のパンフレットを読みましたら、八百屋さんとか何とか屋さんという

言葉は、用語として公的には使わないような方向だというような、東京都のパンフレットにそういうなのも出ておりましたので、豆腐製造業と言っております。しかし、一般的には魚屋さんとか八百屋さんと言っているわけです。私も、この魚屋さんもなかなか今、大変な深刻な時代になってきておりまして、いろいろなことを承っております。これからは、そういう方々が本当に今、市長がおっしゃいました生業――生きる業であるというふうに思います。生業という立場で生きていく、そして、また後継者をつくっていく、こういう点で困難が出ておりますので、今、例に挙げました業種を一つの例として、今後日野市内の零細業者を大いに支援をしていただくように心から訴えるわけでございます。

緊急融資については、部長の答弁がありました。しかし、やはり４種類融資制度があるうちの一つについては、改正の項目が出ていないわけでございます。答弁は結構ですけど、要望しておきたいと思いますが、この社会情勢の変化によって緊急の融資をするという350万円の制度がございます。これらは利用率が大変少ないということでございますので、私はこの緊急融資制度の、この１項目についても、この次はいろいろ改善をしていただきたいということを、ひとつ強く要望いたしておきたいと思います。

大企業については、もうさっき言ったように、本当にあの手、この手で政府がやってくれているわけでございますので、ぜひこの中小業者、零細業者に対して、さまざまな手を地方自治体が差し伸べなければいけないと思います。

今度の日野市の融資制度に対しても、実際に借りる場合に保証人をつけろとか、無担保、無保証でも担保力のある保証人をつけろとかいろんな、いざ借りるときは、ことを言ってなかなかそれができないから、市に相談に来る方々も多いのでございますので、ちゃんと通産省あるいは政府などの、最近は中小企業への融資をもっと緩めろといいますかね、優しく親切にしてくれという指示なども来ているわけですので、そういう点まで面倒を見るつもりで、今度の融資制度を運用していただくことを希望をしておきたいと思います。

以上で、この件を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の２、不況時は特に零細業者対策を強めよと問うの質問を終わります。

一般質問５の３、障害児教育の充実のためにの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　障害児の教育を取り上げました。先ほど、文教委員長でもあ

る同僚議員から質疑がありました。この中に、私が質問をしようと思っていたことも、教育長の答弁の中に若干あったわけです。私の質問は、通告いたしておりましたとおり、難聴児に絞っての質問であったわけでございます。そういう立場から若干の質問をして、答弁をお願いしたいと思います。

日野市は、先ほど来お話がありましたように、身障学級が２カ所あります。そのほか、病院内のさやか学級もあります。あるいは社会教育で障害者訪問学級ということまであります。そのほか、もろもろ障害児に関する義務教育、社会教育の制度があるわけでございます。私は、他の市町村に比べても決して劣らない、力を入れた教育行政であるというふうに確信を持っております。（「褒め殺し」と呼ぶ者あり）その中で、若干まだおくれているのが、この難聴児などの言語指導という点があるのではないかと思うわけでございます。

私が、市内のあるお母さんに先般お会いして承った話があります。この子は、私が会って話しても、通常の子供と変わらないわけでございます。しかし、耳が不自由という子供でございました。このために、そのお母さんは、日野市内で言語指導のつてを求めていらっしゃるわけであります。しかし、それに力を入れている教室がない、また、その制度がない。予算書を見てみますと、市費で心身障害児言語指導というのが、わずかに予算であらわれております。これが身障学級にときどき来ていただいて言語指導をしていただいているわけであります。そういう点では、まだまだ不十分であるものですから、このお母さんは、小金井市の特別の教室に午前中３時限、車で連れていきまして、それが終わるのを待って、また連れて帰りまして、それで日野市内の普通学級に入れる、こういう苦労を毎日されているわけであります。いろいろ市内のあちこちで教育関係者に聞いてみました。そのような子供たちが方々にいる。それから、通常の教室に日野市内では、学校の教職員の皆さんにも聞いてみました、方々にそれに前後する程度の子供たちがたくさんいるということであります。

この子供たちは、御承知のように言語指導ということを特別にやりますと、言葉の発達が早いわけであります。これが何といいますかスキンシップで、いろいろ具体的な生活を通じて、言葉を覚えていくということによって、普通の学級の子供に、言語の量が追いつくスピードが早いわけであります。そういう状況にありますので、何としても、そういう言語指導を中心にする私は教室というものを、日野市にも何カ所かつくるということが必要ではないかということで、この質問を取り上げた次第でございます。

今、百草台小に身障学級ができるということもありました。この言語指導というのは、

今頼んでいらっしゃる方は、特に東京都の職員がやっているというのではなくて、大学で言語指導などを勉強したという、たまたまそういう方を頼んだりしているというようなお話も聞いております。これからは、本格的に東京都の教職員、専門家、そういう人も備わった教室というものをつくったらどうか、私は今のこういう時代こそ、そういうところには教育予算をふんだんに使って子供たちを育てていく、こういうことが必要だというふうに思うわけです。

そして、日野市で介助員のこともいろいろお母さんたちが関心を持っております。これについては、先ほどの一般質問におきましても、重度の子供、軽度の子供、これに介助員をつけるその程度などについての判断、よいか悪いかという論争はいろいろございます。しかし、私も介助員について、介助員が実際実践している学校教育というものの現場を見させていただいております。これは、非常に大変でございます。しかし、その子供や父母が、これがいいということで確信を持って普通教室に通うという場合には、やっぱりこういう点についても、もっともっと力を入れていくべきであるというふうに思っております。この点については要望ということで、特段答弁がなければ結構でございます。

言語指導を中心とした教室ができないかということで、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（大谷俊夫君）　お子さんの能力や適正を十分伸ばすために、子供の状態に即した適切な教育を進めるとか、あるいは通級によります学級の開設準備に入っているというお話は、先ほどいたしたところでございますが、いずれにいたしましても、通級によるその学級は、一人ひとりのお子さんの発達と障害の状況に応じた個別指導、あるいは小グループによる指導を専門的に行うものでございます。言語訓練の専門家による指導なども必要であると考えまして、予算措置をお願いしているところではございます。

聴覚に障害のあるお子さんにつきましては、現在、他市の聴覚障害児学級、また市内の心身障害児学級で言語指導を受けていただいているのが現状でございます。他市の聴覚障害児学級に通級するということは、子供自身のみならず、今お話がありましたとおり、保護者の方の身体的、精神的負担は相当大きいものと思われるものでございます。また、市内の心身障害児学級で言語指導を受けているお子さんに関しましても、言語指導や相談を気兼ねなく受けられるようにすることが必要であるわけでございます。

日野市教育相談室に言語指導の専門家を置き、気軽に指導や相談を受けられるようにすることや、言語障害児学級の開設など、教育センター設置と関連を図りながら検討していきたいと考えるものでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　障害児学級についても、中学校区に一つぐらいはという要望もあるわけです。こういう点でも努力していただきたいと思います。

それから、言語指導については、今わずか年間180万円ぐらいの予算しか組んでないんですよね。ですから、ほんの時々ということになるわけです。お母さんたちが望んでいるのは、これは毎日一定の時間言語指導というものをしろということなんですよ。そのくらいの意気込みで、ひとつ予算要求をしていただかないと、根本的な解決になりません。そういう意味で、私、要望しているわけでございます。

先ほどの第１問で、今、地方自治体の財政の厳しさというものを、私は理解はしたつもりです。しかし、今こういう時代、国際障害者年10周年、最後の年でもあります。こういうときに、思い切って日野市でも、そういう専門の教室をつくるぐらいの意気込みで、私は行くべきであると思います。

ひとつ教育長に再答弁をいただきたいと思いますが、いや、学校教育部長でも結構ですけれども、よろしく御答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

百草台に通級制で設置しようということで、東京都の方に認可申請しております学級につきましては、都教委の方の認可が通れば２名の都からの職員が派遣されてくる、こういう状況になりますので、人選にあたりまして、特に言語障害の指導力のある先生、こういうものを、ぜひ２名のうちの１名には加えていただけるような方向等につきましても、都教委の方へ十分その意思を伝えていきたい、こう考えております。

そういう状況の中で、都からの派遣職員が常駐してくださる状況であれば、本当に時間にある程度拘束されないで対応できると、こんなことも考えておりますので、できるだけの努力を払ってまいりたいと思っています。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

先ほども、七生地域に偏っているという何か意見もありました。私も七生地域の例をとって、今質問しているというわけでもありません。そういうことでありますので、全

市的に配慮された、そういう言語指導を含む障害児学級、こういうものを、さらに一層充実させていただくように、心から願いまして質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の３、障害児教育の充実のためにの質問を終わります。

一般質問５の４、小学校社会人講師の活用についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　小学校社会人講師の活用について、質問をいたします。

教職員の皆さんの願いを受け、あるいはまたこの市議会での要望などを受け、この社会人講師の制度というのが予算化を見ました。しかし、現場の声を聞きますと、社会人講師の活用ということをまともに望んだものではないという声があっちこっちであるわけでございます。現場の先生たちが望んでいるのは、一つは、このプール指導について、小規模校においては教職員が足りない、あるいは水泳指導ができない場合もある、そういう中で、専門の体育講師をつけてプールの指導をしてほしい、こういう願いが強かったわけでございます。私が感じたところでは、文部省等の方向で社会人講師の活用という制度があったので、渡りに船ということで日野市はこういう制度を結合されて、日野市に適用されたものと思うわけでございます。そして、現実に平山台小学校においては、１人プール指導の先生が確保できたわけであります。ところが、似たようなところの、ほかの小学校等におきましては、なかなかまだ学校の状況の中で、プール指導の職員というものが配置をされておりません。

きょうは、ほかの小学校でも小規模校、こういうところでは、一般的な社会人講師ではなく、プール指導ができる社会人講師といいますか体育講師といいますか、あるいは補助員といいますか、そういうものをふやしてほしいということを要望したいわけでございます。校長先生たちなどによりましても、社会人講師とプール指導の講師あるいは補助員、こういうことについての認識がまちまちではないかという感じも、私はするわけであります。そういうわけでございますので、積極的に必要なところには、プール指導の要員を置いていただきたい。そういうことによって児童の安全、そして、健全な発達、このことを保障をしていただきたいと願うわけでございます。

そして、もう一つあわせてお願いがあるのは、体育講師全般の問題でございます。今、50歳以上の経験ある男性女性の教職員の皆さんがいらっしゃいます。特に女性職員の方の願いが強いのではないかと思いますが、体育の指導の問題なんですね。今、小学校高学年になりますと、大変体格も立派になってきております。そういう中で、50歳以上に

なりますと、その指導に大変苦労されているのが、我々一般市民にもわかるわけでございます。そういう50歳以上の教員の方で、やはり体育の指導がいろいろ条件が悪いというところには、体育講師というのをいろいろな形で配置していただけないか、こういうのが私の要望であります。このことに関しまして、どうお考えであるか御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長

○学校教育部長（大谷俊夫君）　お答え申し上げます。

社会人講師制度の導入は、御存じのとおり、今年度初年度といたしまして、初めて導入されたものでございます。当初のねらいであります地域の教育力の活用という点で、多大の成果を上げつつあるというふうに認識しておるところでございます。

御質問の学校の小規模化に伴いますプール指導時へのこの制度の適用ということでございますが、今年度におきましては単学級に重度の障害児が在籍する学級など、制度の趣旨を尊重する中で、それなりに柔軟に運用してまいってきております。今後、これら実績を踏まえ、またその学校の現状、いわば先ほどお話出ましたように、小規模校といいましても、教職員の年齢構成だとかあるいは男女の構成比率あるいは健康状態、またその学級を構成する児童数等、それぞれ条件が異なりまして、各学校の状況は必ずしも一律ではありません。こういった点をも十分勘案いたしまして、そういった中で東京都の教職員再雇用の嘱託員の配置などとあわせまして、制度の有効活用に向けて検討し、また改善を図っていきたいというふうに考えるものでございます。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。

努力するという答弁ですので、頑張ってくださいということでいいわけでございます。しかし、新年度から適用されるようなこのプール指導、それから体育講師の増員、こういったことが、もう来年度から見込まれるのか、長期的な構想なのか、その辺について聞きたいと思いますので、ここは教育長からもう一度御答弁願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

確かに、小規模化されていく学校が数がふえてまいりまして、大規模校の運営というのもなかなか、これは困難だったんですけど、逆に余り学校の規模が小さくなるためのもろもろの困難さというものがあらわれてきている現状が、一つにございます。

このプール指導の問題につきまして、特に１学年１学級というところでは、先生がプールの中に入って、子供たちの指導をしていますと、プールサイドで全体を掌握するのは難しい、プールサイドで全体掌握していると、直接プールの中に入って子供の泳力を高めるための指導がなかなか十分整わないというところで、特に単学級、１学年１学級の学校には、今のこの社会人講師の枠を運用しながら対応をしてきたというのが、本年度の現状でございます。この１学年１学級規模の学校、いわゆるそういう学年を抱える学校というのが、日野市の場合にも次々にふえてきまして、四、五年先には20校の小学校のうちで７校の学校が、いわゆる12学級以下の11学級とか10学級というような小規模校化されていく、そういう現状がありますので、その辺十分考慮しながら対応をしていきたいという考え方は、一つは持っております。

それから、確かに先生方の年齢構成が高くなって、相当年配の先生方の場合、子供の運動能力の方が先生より勝っちゃっているというような状況があらわれてきていることも事実なんでございますけれど、現実的には学校の中で小学校の場合でも、なかなか体育の得意の若い年齢の先生もいますし、国語とか算数指導にたけた年配の先生もいますし、ある意味では、そういう校内操作等も、やはり小規模化に伴う学校経営といいますか、そういうものを考えていただきながら、体育講師を今の時点で、東京都の方から新しく枠をとって取り寄せるということはなかなか難しい部分もございますので、確かに日野市の場合、特別な講師時間の賃金等についても計上させていただいておりますけれど、これは先生が、事故その他、もろもろのことで学校をお休みになったときに、子供さんの指導に支障がないようにという観点で、時間講師の予算を市独自につけていただいているという現状もございますので、その辺、よく学校当局とも話をしながら、学校経営の小規模化に伴う新しい経営のあり方、こういうものを十分検討しながら進めさせていただきたい、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。

明確にいついつからどこどこをどうするという答弁ではございませんでしたが、結果的にはそうなるように希望をいたしたいと思います。

特に具体的にプール指導、それから50歳以上の教職員の体育講師、こういうことのテーマでありますので、お間違いなきように運用をしていただきたいというふうに思います。もちろん、こういう方々の肉体的な条件のときの50歳以上の教職員のかわりの体育講師、こういう制度は若干の配慮が、今なされているわけでありますので、一般的にもということで、私は要望いたしております。また、予算が１校当たり８万円ということであり

ますので、これで足りるのか足りないのかということも、私にはよくわからないんですけど、厳しいときでありますけども、予算などについてもいろいろ検討をしていただきたいというふうに思います。

先ほどは、バブル崩壊ということについて質問をいたしました。大企業が不況を理由に人減らしをする、あるいは賃金を引き下げる、いわゆる不況宣伝というものは、認められないわけであります。内部留保というのががっぽりため込まれております。労働大臣もこの内部留保をはき出して賃上げをしろと、自民党でありながら、そういう発言をするほどの大変な内部留保ぶりでございます。何千億円、何兆円というものを新日鉄とか松下電器とか日立とかいろいろため込んでいるわけです。ですから、こういうところでは、私は人減らしはしない、真の時間短縮によって内部留保を吐き出して、労働条件の向上を図るというのが道であると思いますし、またやろうと思えば、そのことができると思います。

ただ、地方自治体の場合には、先ほど言ったような状況がありますので、よっぽどその関係の教育委員会あるいは関係の部、こういうところがよっぽどの強い予算要求をして庁内で論議をして要求をしていかないと、私はそういう臨時的ないろいろの人材をあてがうということは、なかなか実現しにくいという気持ちもいたします。また、東京都もそういう面があるかもしれません。そういう点で、特に今テーマといたしましたことにつきましては、教育委員会の御努力を、また市長の側面からの御援助を強く期待をいたしまして、質問を終わりたいと思います。御協力ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の４、小学校社会人講師の活用についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後７時29分　散会

12月９日　水曜日　（第３日）

平成４年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第34号）

12月９日　水曜日　（第３日）

出席議員　（28名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	旗野行雄君	６番	谷　長一君
７番	小川友一君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋　徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（２名）

17番	福島盛之助君
23番	黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	企画財務部参事	大崎茂男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成4年12月9日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時12分　開議

○副議長（高橋徳次君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員19名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問6の1、下水道普及後の程久保川の水辺環境についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　おはようございます。

それでは、通告に従いまして下水道普及後の程久保川の水辺環境について、一般質問をさせていただきます。

下水道は健康で快適な生活を営むために必須の生活環境施設であり、また公共用水域の水質を図る上で、欠くことのできない施設であります。東京都の下水道は百年余の歴史を経て、現在普及率はほぼ100％ですが、多摩地域では平均78％となっております。その中で、日野市におきましては、南多摩、秋川、浅川の3カ所の処理区となりますが、日野市の大部分は浅川処理区に含まれております。浅川処理区は、平成4年10月1日に、秋川処理区は11月16日に、それぞれの一部が供用開始されたところであります。下水道普及率は11月16日現在で、日野市は41.3％ですが、平成5年4月1日現在になりますと、51％になる予定であります。平成10年をめどとして整備が進められておるところでございます。21世紀を目前にした今、下水道は従来の役割や施策を一層充実していくとともに、施設の多目的利用と新たな発想のもとに広く市民のために役立てていくことが求められておる昨今でございます。

東京都の多摩川右岸流域下水道に位置づけられた日野市では、流域関連公共下水道で幹線と終末処理場は東京都で実施し、住宅から幹線につなぐ部分は日野市の事業となっておるところでありますが、市内の中で狭隘道路が多く、密集する住宅地にはばまれ工事も大変な状況のようであります。現在、程久保や南平地域等では、供用開始に向けて、市指定の下水道工事店に依頼をして工事を進めておるところであります。

排水の方法には、汚水と雨水を同じ管に流す合流式と別々に分ける分流式とがありますが、日野市は分流式になっておりますので、生活雑排水は下水管を通り、浅川処理区の場合は多摩川、浅川の合流地点にあります浅川処理場で処理され、多摩川に放流をさ

れます。また、雨水は、現在ある側溝を通って川へ流れ込むようになります。高幡不動から多摩テックに至る谷戸は、程久保と呼ばれる窪地です。そこで、流れる程久保川の上流は幅こそ狭いですが、谷になった滑を流れる沢らしい沢と言われるところで、水はきれいで蛍が出るところもあるようです。山側の雑木林に沿ってハイキングコースも設けられております。この一部分の箇所を除きますところの程久保川は、生活雑排水も雨水も一緒になっておりました。

御承知のとおり、ちょうど多摩動物園の駐車場のあたりから高幡にかけて三面堀の段差となっておりますので、通常も大変ひどく汚れています。下水道が完備しますと、生活雑排水は流れ込まなくなりますので、少しはきれいな水になるのではと感じております。これからは、雨水と少々の湧水だけが流れるようになりますと、今よりも水量が減少してきます。川の中は、一定の距離を置きながら三面の段差になっておりますので、これは水害防止のためだと思いますが、ごみやヘドロがたまってしまいます。川の中に段差がなかった当時は、フナやコイが放流されたこともあったようです。また、水鳥の一種である背黒セキレイが住み、石の上にとまってはよく鳴いていたそうです。当初から住んでいらっしゃる方たちが懐かしく回想されておりますが、質問の第１点目といたしまして、程久保川を初め地域の河川は雨水と少々の湧水だけが流れるような状況ですと、水量が減少してきますので、清流が維持できるのでしょうか。雨水、地下水の活用を含んだ対策をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

第２点目といたしまして、水系計画についてお伺いいたします。従来のようにばらばらの計画ではなく、降雨、地下水、水道水、用水等の流入する側から、下水道、排水路、河川等の流出する側に至るまで、連続したネットワークとして一体的に計画をされ、全体としてバランスのとれたものとしなければと考えますが、水資源、防災、下水道を一つにした総合計画を立てていらっしゃるのかお伺いいたします。

第３点目といたしまして、程久保川の最上流から七生支所までを一つのゾーンとして「花」をテーマにした「花の路」とする計画と「花の広場」をつくる計画が出ておりますが、具体的に教えていただきたいと思います。また、提案でありますが、バーブ園などをつくられ、訪れる人々が香気漂う場に出会えるようにと思いますが、いかがでしょうか。

第４点目といたしまして、平成３年３月の日野市土地利用基本計画の中で、清流都市としての保水、治水、利水、親水のための「水辺環境基本計画」策定が言われておりますが、このことについて、具体的なお考えをお伺いいたします。

第５点目といたしまして、雨水浸透ます設置の指導要綱設置について提案をいたしたいと思います。道路の歩道、公共施設における浸透舗装を実施し、公共施設及び各家庭への雨水浸透ますの設置を積極的に進めていただき、地下水及び湧水の保全に努めていただきたいと思いますが、そのお考えについてお伺いをいたします。

第６点目といたしまして、蛍の飼育、保護についてお伺いいたします。百草614番地先の用水路は豊かな樹林地で自然環境としてすばらしいところです。民家の奥まったところになりますので、余り知られておりませんが、カワニナの生息地でもあります。蛍も飛んでいます。この用水路を気温、水温、湿度などを計測記録し、水質検査等もして細かな観察、研究をしていただけないでしょうか。早期に着手しますと、カワニナの自然増殖させられるのではないかと考えます。蛍の復活、増殖を進めながらの環境づくりをしていただきたいと思いますが、御所見をお伺いいたします。

第７点目といたしまして、平山四丁目の南平都営住宅地前の平山東公園のところの用水路についてお伺いいたします。用水路の階段の箇所に、現在、公園緑政課の方から、危険防止のための進入禁止を促す馬を置き、用水路に入れないようになっておりますが、この現況について御説明をいただきたくお伺いいたします。

以上、７点について御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　今お話しの程久保川を初めとする水路等の水の量と水質の問題についてのお話でございます。

まず第１点、水量、地下水対策ということでありますけれども、程久保川は全長4,500メートル、約延長があるわけですけれども、谷戸ということで沢の水が絞り出されるような形になっているわけです。湧水調査等によりますと、約15カ所ぐらいの湧水があるわけですけれども、水量は非常に少ないということも事実であります。下水道へ切りかえることによって、日常の雨水、そしてこの湧水が主な水の源となるわけですけれども、現状では、これに程久保川の場合は、ほかの水源を求めるということができませんので、現状の予測される水量の中で環境整備を図るということが、第１点になろうかと思います。

次に、雨水を初めとする地下水、湧水から河口に至るまでの一体的なネットワークづくりを図るべきではないかというお話でございます。日野市の水辺環境については、多摩川をベースとした水辺環境整備、そして用水路をもとにした水辺環境、それから湧水保全、これはもう一つの側面として、雨水の流出抑制という目的もあるわけですけれど

も、この３点を柱として事業を進めているところであります。

用水路をもとにした水路整備――水環境整備については、平成３年度、４年度で作成いたします日野市水辺環境整備基本計画に基づいて、今後、計画的に整備を進めていきたいと思っております。この計画は、現在11系統ある用水、湧水路について、枝線を含めて水系別に検討、位置づけを行って、将来的整備に当たっての具体的指針にしようとするものであります。

湧水につきましては、平成元年度の調査により市内180カ所、１日当たり約１万1,000トンの湧水が確認されております。現在のところ、この湧水路の変化は、特段ございません。市街化の進展に伴って涵養地域の抑制、減少が伴いまして湧水路の減少あるいは枯渇が危惧されている側面もあるわけです。これらに対処するために、湧水の保全、そして結果として、一時期、都市の保水能力の確保、結果として流出の抑制ということがあるわけですけれども、この問題について、都市整備部及び建設部の職員によるチームをつくって、ことし８月にこれを発足させて、現在、各分野からの検討を進めているところであります。この中で、方針であるとか技術指針であるとか、そういったようなものの案をつくって、組織として決定していくことになっております。

百草の螢の水辺の環境の確保ということであります。これは、位置は百草の東電学園の東側、多摩市との行政境の周辺ということで、余り一般的にされておりませんし、積極的にはＰＲをしないところであります。ここには、ホタルの生息する環境がありまして、カワニナの生息も若干見受けられます。ことしの７月の時点での調査では、相当の螢の乱舞が見受けられるということもありました。（「何匹ぐらい、乱舞」と呼ぶ者あり）100匹単位ということです。これは、時期と位置によっても違いますけれども、少なくとも、このカワニナが生息できる自然環境を保全するというのが、最大の課題かと思います。水質検査等も必要があれば、御指摘がございますので実施することも考えたいと思いますけれども、現在の水環境、カワニナの生息ができるような条件を、これ以上悪化させないような形で、各地域の方たちとも共同して対処していきたいと思っております。

南平の都営住宅にあります公園の階段でございますけれども、平山東公園の整備が平成２年度に実施したわけです。これは、公園としての若干機能の転換ということを目的としたものでありますけれども、水路の整備とリンクする形での整備であります。水路に階段、幅が９メートル余りの幅で階段護岸といいますか、階段状態で親水的な機能が、将来期待できるような形で12段ほどの段をつけてございます。この付近の水路は、木炭

による浄化をテストしてみたところであります。水路としての周辺の整備をすべく、今後計画化を努力したいと考えております。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　恐れ入ります。一つ、雨水浸透ます設置指導要綱設置については、いかがなものでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　先ほど、ちょっと触れましたけれども、湧水の保全のためのチームをつくったということがございます。このチームの方針と技術指針、そういったようなものが固まった段階で、都市整備部の所管としての要綱の検討という段階になろうかと思います。以上です。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。では、少しずつ私が気づいた点と、それから、市民の方々の御要望等を含めながら、御質問をさせていただきたいと思います。

程久保川を初めということで、程久保川に対する旧河川敷利用計画概要図というのが、昭和60年３月、日野市から発行されております。用紙を見たり、それから内容的にいろいろと緑道に関するゾーン計画というのが、具体的に出ております。「花の路」とか「くつろぎの広場」「水の路」「遊びの路」「スポーツの広場」、このように具体的に計画が出ているんですけれども、今の御答弁にもあったんですけれども、自然とのふれあいとか親しみの持てる路、空間とか魅力のある集いの場と、そういった計画が出ているんですけれども、下水道普及後の対策に対してはどういうふうにしていくんだろうという、具体的なそういった施策が、この中に入ってもよろしかったんではないかなということを、１点指摘をさせていただきたいと思うんですけれども、この辺はどのように考えられていらっしゃったのか伺いたいと思います。

一つ、この日野市において自然の水系というのは、程久保川だけだと思うんですね。あとすべては用水路によって排水をされているところでありますし、程久保川の上流を中心に清流を維持していくということは、かつての水辺環境の中から、非常に大切なところではなかったかなというふうに感ずるところでございます。こういった対策に対しまして、一つ一つ御検討していただきたいと思いますし、下水道普及後の雨水と、日野市は分流方式になっておりますので、その辺の対策をきちっと立てていただかなければいけないんではないかというふうに思うわけですけれども、この中で、一つは日野市の基本計画１点、その中に目指す都市像として基本構想をつくられ、それに基づいた基本

構想をつくっておるわけなんですけれども、「緑と文化の市民都市」、その中の三つの要素として一番先、上げられているのが「緑と清流と太陽の都市」となっているんですね。この「緑と清流と太陽の都市」という、この三つの要素を一番先持ってきて、その次に２点目、３点目と「文化とうるおいの都市」とか「人間尊重、自治参加、連帯の都市」というふうに三つの要素からなっております。

ですから、この施策が日野市の最も最優先としていくべき施策ではないかと思いますし、また政策的にその事業の取り組みもしっかりやっていかなければいけないものではないかというふうに感ずるわけなんです。そういった視点から、この基本構想の中にあります第６節ですね、第３章自然と調和する安全快適なまち、第６節の水と親しめるまちということでありますけれども、この中に、一つは多摩川、浅川自然公園計画の推進、二つ目は水辺環境の整備、三つ目は清流の保全ということが出ております。この三つ目の清流の保全ということで細分されておりまして、一つは、水質浄化運動の推進、二つ目は水路浄化施設の設置、三つ目は清流の確保というふうになっております。日野市は他市に先がけまして、昭和51年、公共水域の流水の浄化に関する条例、清流条例を制定しているわけなんですね。この清流条例の中から、水質の浄化や河川などの適切な管理に取り組んできましたというふうに出ております。

こういった中から考えていく中で、「ふるさと日野の川」というパンフレットがございます。この中に、清流条例ということがうたっております。市の基本的責任と市民の協力義務ということで出ているわけですけれども、市の基本的な考え方というのは割愛させていただきますけれども、市民の協力義務というふうに出ておりまして、その中の一つとして、浄化に有効な装置を経過しない生活排水を公共水域に放流しないよう努めなければならない。ですから、これは下水道の完備ということが言えるんではないかと思うんですね。二つ目は、公共水域に放流するときは、装置の設置を届け出、確認を受ける。この辺が、しっかり位置づけられているかどうかということが一つ感ずるところであります。もう一つ、３点目といたしましては、浄化に関する施策に協力しなければならないというふうにあるんですけれども、ぜひこれだけはやっていただきたいということで、お願いということも出ております。一つは、台所の食べ残しのものをきちっと処理をしてほしいとか、それから油を流さないでくださいとか、それからし尿浄化槽のある家庭は、そういうものをきちっと設置をされて、そして消毒の補給をしていただきたいというふうにあります。最後、清流フィルターの設置ということが、ぜひこれだけは守ってくださいということで出ているんですね。この清流フィルターの設置を義務づけてはいらっしゃらないんでしょうけれども、促進をされていると思います。この清流フィルターの設置は、現在、有料で配られているんではないかなと思うんです。その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、この清流フィルターの設置に対して、きちっとした指導ができているかどうか。有料でただやってくださいよという条例だけが先走りをして、そして指導がきちっと行き届いているのかどうかということ、この点はいかがなものでしょうか、その点を伺いたいと思います。先に、そのことについて御答弁いただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　程久保川は市内にとって、非常に大切な川であるということは、もちろんであります。また、一方でこの程久保川が奥行きが短い、かつ非常に暴れ川であるということも、一面言えるわけであります。昭和53年に例の洪水が起こったわけです。このときは、総雨量が116.5ミリと言われております。特に、この７月11日の午前４時から５時までの１時間69ミリという記録も、記録されて御存じのような被害が出されたわけです。これを受けて、河川管理者であります東京都が施行を急いだわけですけれども、流量の確保ということを、まず第一に確保してきた。そういうことで、上流部分は三面張り、下流へ行ってそれぞれの横断面を考慮して、一定の幅と深さを確保して施行したわけですけれども、確かに親水性という面からは、機能の方がより優先したという経緯がございます。そこで、東京都の水辺環境憩いの水辺事業というものの対象といたしまして、河口の部分から、下流部分から、順次親水性を確保するための整備を行ってきているという、そういうような状況であります。

議員さんの御指摘の問題は、旧程久保川の整備の問題に触れられているかと思います。この問題は、もちろん将来的な構想として、順次整備していく必要があるわけですけれども、不法占用の問題であるとか、いろんな諸般の状況の解決を東京都と協議しながら、前提条件としてそれがございますので、いろんな今後とも協議を進めながら整備を進めてまいりたいと考えております。

清流の流量の確保という問題につきましては、確かに非常に問題として、なかなか解決困難な問題の一つであると思います。特に程久保川に限らず一般用水の水量の確保ということは、今、年間通水ということで多摩川、浅川から取り入れているわけですけれども、特に浅川なんかの場合は、やはりこれも都市化に対応する河川管理上の工事の必要から、現在の河床がさらに掘り下げられるというような側面がありまして、現在の用水の取り入れ方法も非常に難しい問題を抱えることになりますし、また河川管理者側で

は、現在の用水の確保が慣行水利権という、河川を施行以前からの水の取り入れ権に基づいて確保しているわけですけれども、これから河川法に基づいた許可水利に切りかえたい、そういうような意向も一方ではあるわけです。市の意向とすれば、やはり年間通水ということで、用水に豊かな水を確保するというのが、一つの意向でありまして、河川管理者側でも、最近では環境水利というような言葉も出始めております。この部分で、現在、河川管理者、建設省とも協議中であります。

それから、清流フィルターは1,000円であります。指導の点でありますけれども、その後の使用状況の調査は、特段行っておりません。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは、２点目でも申し上げましたように、水系計画をきちっと立てていただきたい。今回の議会で行政報告の中にございまして、日野市水辺環境整備計画その２の調査ということで、委託をされているようでございますので、またこういった計画がきちっとまとまってくれば、それなりの、また見通しも出てくるんではないかと思いますが、この計画の中にも入ってきているのかどうか、また入れていただくような協議が進められるのかどうか、その点について少し伺っていきたいと思います。

先ほどから申し上げてますように、程久保川の自然の水系というのを、どういうふうに維持していったらいいのか、大切にしていったらいいのかということの視点からの発想でございますけれども、一つは、日野市の住みよいまちづくり指導要綱の細則でございます。この中に、13条だと思いますけれども、雨水ますは市で指定するものを使用するとか、あと細かく出ております。それから、５番目の５なんですけれども、宅地内に設置する雨水ますは角型、汚水ますは丸型とし、図面が出てきておりますが、図－８、10による製品を使用することを原則とする。なお、雨水ますは浸透式構造とするというふうにうたってあります。この浸透式構造とするという、その雨水ますですね、これが宅地内ですから、当然一般家庭、一戸建ての家庭も対象になると思いますが、この辺が明確になっていらっしゃるんでしょうか、その辺、最初に伺いたいと思います。

それからもう一つ、同じ要綱の中ですけれども、第10条ですね、10条の中の10、11になると思いますが、アスファルトコンクリート舗装の道とか、それから路面は原則としてアスファルトコンクリート舗装をし、舗装の合計の厚さは単位区間、自動車交通量と云々と出ております。そういったことが出ているんですけれども、私、以前にも質問をさせていただきまして、こういったことを推進すべきではないかというふうにお願い申し上げてあるところですけれども、このアスファルトコンクリート舗装を見直しをし

ていってもいいんではないかと思います。前に質問したときに、車道は車が通ってでこぼこするというか、くぼみが極端というか、熱を擁するというんですか、そういったことで太陽熱とか、またいろんなあれでもってくぼんでしまうというか、車道は無理なようなことをお話しをされたんですけれども、むしろできるところから着手すべきではないかと思うんです。私たちが使っている生活道路とか、それから、人々が歩く歩道ですね、そういった、また、民間のそういう場所とか公共の駐車場とか、そういったところを浸透性のアスファルトの導入を、これから図っていかれるということが、水を地下に流しまして、伏流水としてそれが水となって、また流れていくというようなことを考えますと、このアスファルトコンクリート舗装というのが、大変ネックになってくるのではないかと思いますので、この辺をきちっと見直しをしていただきたいなと感ずるわけでございます。

この要綱細則の見直しを、今後お願いできるかどうか、これは私も専門的な知識は持ち得ていないものですから、具体的に、また難しいことはわかりませんけれども、生活者の視点の中から日常生活の中の感ずる一端として、こういったことを感ずるわけでございますので、そういったことも含んでいただきながらお願いできればと思うんですけれども、こういった建物や舗装道路によって浸透が減少した分を補って、自然環境を取り戻していくというか、少しでも維持していくということで、先ほどお願いいたしました雨水浸透ますの設置要綱等もつくっていただくというふうに、今後検討していただきたいと思うんです。

そういった施設によって、そういったことを湧水の枯渇を防止することによって、雨が降らないときでも河や池にきれいな水を供給してくるんではないかと思います。そういった中で、また動植物の保護とかそういったものにも役立っていくと思いますので、ただ人工公園をつくるだけではなくて、自然の親水の場を確保できるような、そういった施策に取り組んでいただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　日野市住みよいまちづくり指導要綱の中で、確かに今御指摘の排水のますにつきましては、もう既にそういう浸透性のますを設置するように指導を行っております。

さらに、今の御質問の中で車道の舗装についてもと、こういうことでございますけれども、この開発行為、前段で建設部長が申し上げました検討委員会が設置されております。湧水保全検討チームというものが、今検討している最中でございます。基本的には、

この中で決まってまいりますれば、この中に反映していきたいというのが、まず１点あるわけでございます。ただ、この場合に、果たして一律にこういう指導をしていいかどうかという問題点も、地形的な問題も地理的なものもあるわけです。山間部で、特に段差のある地域におきましては、このますもそうでございますけれども、歩道等の浸透性を持たせるということになりますと、それなりの擁壁関係、土どめ関係が相当大きくなってこなきゃいけない、こういう反面があるわけです。ですから、こういう場所も考慮した中で、今後検討していかなければならないというふうに考えております。

それと、駐車場等につきましても同じでございます。現実に、現在駐車場等につきましては、特に平たんな問題のない地域におきましては、浸透性の指導を現実に行っております。

そういうことで、この指導要綱等の見直し等につきましては、今後、この湧水保全の検討のチームの結果を見た上で検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは、もう１点確認をさせていただきますが、雨水ますは浸透式構造ということで指導はされていると思いますけれども、検査の段階ではチェックはされていらっしゃるんですか。

○副議長（高橋徳次君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この開発行為の場合には、完了しますと完了届けが出てまいりますので、その時点で、すべてチェックはいたしております。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

ぜひ、前向きな御検討をお願いすると同時に、また要綱を設置していただくことを期待したいと思います。特に、道路の雨水が地下に戻すことによって伏流水が出てきて、その地下に浸透する。それが、また川に、また用水に流れていくような、そして、水の水域を多くしていくということも考えられていくんではないかと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ伺っておきます。万願寺の区画整理地内なんですけれども、そこのところは、石垣でやっているんじゃないかなと思うんですけれども、底辺のところというんですか、底の部分というのもきちっとなされているんでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　万願寺の今、事業をやっている中で、用水が２系列ございます。日野用水が１系列ですね、それから、通称新井用水という、これはもう水田がほとんどなくなっておりますけれども、この２系列ございます。それで、日野用水につきましては、本線そのものは三面張りになっております。これは、水田に利用する関係もありますし、いま一つは、流量との関係もございまして、三面張りになっております。それ以外の用水関係ですね、これは、今御指摘のように原石を利用しております。それで、親水性を持たせた水路という形で、底は浸透性の砂利になっております。そういう状況です。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　どうも済みません。ありがとうございました。

それでは、百草の614番地先の蛍の件でございますけれども、今、御存じのとおり、前のところに用水に沿って畑がございます。その畑に結構低農薬だと思うんですけれども、いろんな肥料なんかまかれまして、雨が降りますと、それが用水の方に流れ込むという状況なんですね。そういった状況ですから、自然、カワニナなんかも生息をしなくなっていくんではないかなということを感ずるわけなんですね。ですから、そういったことも含めまして、水質検査をぜひ行っていただきたいと思います。

特に、先ほどもおっしゃっていたように蛍も100匹ぐらい乱舞しているということで、全く民家の奥にありますから、皆さん存じてない部分もありますけれども、そういった自然環境というものをチェックをしていただいて、大切にしていただきたいと思いますので、これは要望としてお願いをしておきます。

最後に、もう１点質問を持っているものですから、ちょっと時間的に焦っているところでございますが、最後の平山の東公園の件ですけれど、先般、私も市民相談をお受けいたしまして、小さいお子さんがあそこで、今御説明にあったように12段の階段の段差がありますので、あそこが子供の格好の遊び場になっていたわけなんですね。公園と続いておりますから、子供たちの遊び場になっておりまして、ちょっとしたはずみからだと思いますが、用水に落ちてけがをいたしました。そういった御報告が関係部局の方に入っているかどうかはわかりませんけれども、その後なのか、その時点が符合するのかどうかちょっとわかりませんけれども、馬が置かれて、進入禁止になって注意を呼びかけるようなそういった看板が出ていたということでありますけれども、今のお話を聞きますと、公園緑政課と、それから水路清流課という部門の事業になっていると思いますが、既に市民の皆さんにも周知されているんではないかと思いますけれども、日野市の水辺ガイド、水の里めぐり30景、訪ねてみよう水辺ということですね。パート３の中に

出ておりますが、平山東公園の水路への階段と、とてもこの写真から見ますとすばらしい光景なんですね。これが、きちっとこういうふうに完備をされましたよということで出ております。

大変、これを読みますと、切り立ったコンクリートで接していた用水と公園との境を段々にして下りやすいようにしたもの、これ公園緑政課の職員のアイデアとか、ここはザリガニの宝庫で魚もいっぱいいるから、子供たちにはありがたい。この上流側では炭で用水の水をきれいにする木炭浄化の実験もしているから見てみよう、こういうふうに説明も付されております。こういった写真で見ますと、非常によく見えますしあれですけれども、この辺をきちっと、用水路と公園との一体化した事業として、こういったことは整合性を持った事業にしていかなければならないと思います。

予算措置に一貫性がなかったのかどうか、その辺は企画財政部として、どのように受けとめられていたんでしょうか。その点を確認させていただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　予算措置の問題でございます。当然、所管部からの予算要求があって、我々の立場では、優先して査定している部分でございます。具体的に、その部分という記憶はございませんが、担当部からの要求を踏まえて対応している実態でございます。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　では、建設部の方ではいかがですか。整合性を持たせて、これはなさったんでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　もちろん整合性を持たせた整備というのは望ましいわけで、私どもとすれば努力したいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　議会の中で、先般も交通事故の問題が専決処分として取り上げられてきているわけなんですけれども、本当に目に見えない部分で非常に市民の皆さんが困っている部分というのはたくさんあると思うんですね。目に見えるものに対しては、保険の適用を受けて対応されているという部分も多々あるのではないかなということを感ずるところでございます。ぜひ、この点については、日野市の目指す水辺に対しての考え方というのを指摘をせざるを得ないんではないかというふうに考えるわけでございますけれども、ぜひ来年度予算措置をしていただいて、そのお子さんにとっては大きなけがでありましたけれども、今後、大事に至らないような措置と御検討をお願いし、要望をしておきたいと思います。

それでは、最後に市長さんの今までの私の質問に対する所見と御決意を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問を伺っておりまして、御質問の一番中心テーマになっております下水道が普及した後で、程久保川の水辺環境はどうなるであろうか。私どもは、程久保川のこともさることながら、日野市のまちの中を長い歴史とともに流れております浅川の水量が、果たしてどうなるであろうかという疑問を、絶えず……（「市長さん、次の質問がありますので簡潔にお願いしいたします」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。感じております。

したがいまして、質問の御趣旨は、要するに水をなるべく地下に浸透させて、川の水量を維持しなさい、こういう趣旨でございますので、全く同感でございます。その趣旨に沿って、これからも御指摘の浸透ますの設置でありますとか、透水性の舗装でありますとか、また水源の涵養ということについて、十分意を用いてまいります。御指摘は、極めて私どもの共感をするところでございます。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは、よろしくお願いいたします。特に、もう最後になって申しわけないんですけれども、程久保川のところの緑道の「花の路」って、花の広場のことなんですけれども、できればハーブなんか植樹していただいて香気漂うような、訪れる人が本当にそういう思いができるような、そういうお花なんかも検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって６の１、下水道普及後の程久保川の水辺環境についての質問を終わります。

一般質問６の２、日野市立「女性センター」の建て替えを！の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君）　続きまして、日野市立「女性センター」の建て替えを！について、質問をさせていただきます。

国連婦人の10年を契機に、女性のさまざまな活動が大きくクローズアップされてきました。全国各地でも、婦人会館等の公共施設を中心に、地域に根差した多彩な活動が注

目を浴びる昨今でございます。日野市立「女性センター」も開設されてから、ことしで10周年を迎えることができ、９月の19日と10月30日から11月１日までの２回に分けて、10周年記念祭が盛大に開催されましたことは、周知のとおりでございます。10周年記念祭では「’92出会いのひろば」として、「自分で決めませんか、あなたの明日を」テーマにして、市民会館でのパネルディスカッションが開催され、七百余名の参加者のもと、大盛況でありました。また、女性センターと生活保健センターを会場に利用者グループが一人一人各種展示など、日ごろの研さんの成果を発揮、披露されました。私も伺い、目で見て手に触れて、その作品の中から製作者の熱意を感じた次第です。

このように女性センター開設以来、多数の男女が学習や話し合いを重ねながら、それぞれの豊かな感性を育てておるところでもあります。これからも、男女共生社会の新たなステップとして発展させていかねばと痛感するところであります。社会は、着実に男女共生の重要性が理解されてきております。

ことしの４月からは、育児休業法もスタートいたしました。男女雇用機会均等法を初め、少しずつ法的な整備もされております。育児休業法にしても、不備な点はありますが、男女ともにとれるという、これまでの概念を大きくかえてきております。このように、社会はボーダーレース社会として、男性とか女性とかの区別の境界がない時代へと変わってきておりますが、男女の性差を超えた人間として尊重し合いつつ個人差が開化する社会へと、時代の流れを認識していきたいと思います。

さて、質問の第１点目といたしまして、市立「女性センター」は、御承知のとおり三菱銀行跡のところという限られたスペースの中で、その都度改良をされてきたところではありますが、現在の建物は三菱銀行が建設をされて、そのまま購入されたものと思いますが、建築年数はどの程度経過しているのでしょうか。また、現在地で建て替えた場合、どれだけの施設が可能でしょうか。

女性センターの事業内容といたしましては、講演会の学習、女性センター市民交流会、教養講座、婦人相談、情報の提供等を推進しておりますが、大変狭く、構造上からも規模からいっても不備な点がたくさんあります。現在、利用者の要望として、ビデオを見る場所がない、自由に使える印刷コーナーの設備もしていただきたい。また、保育室でも講義を同時に聞けるような設備を。さらには、現在、２階に保育室がありますが、何かあったときにすぐ連れ出せるよう、玄関の隣にという細かい配慮もしていただきたいということでございます。また、現在の建物には、防音設備がございませんので、１階と２階との音が大変響きます。また、和室での茶道、華道のおけいこもできるようにと

言われております。視聴覚室も工芸陶芸室とか裁縫室とかそういった設備も一つ一つそろえていただきたいと思います。さらには、利用者ロッカーの設置をの声がございます。今すぐできることと、また時期を見てということもあると思いますが、ぜひ検討をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

また、女性センター建て替えに関しまして、建て替え検討委員会の設置を市民参加のもとにと、提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか、お考えをお尋ねいたします。

さらに、女性センター建て替えを前提として、第三次基本計画に位置づけていただきたいことを提起させていただきますが、見解についてお伺いいたします。

次に、第２点目といたしまして、日野女性社会事業協会についてお伺いいたします。

日野市婦人問題懇談会の答申のもと、日野市婦人行動計画の中での「ボランタリ・アソシエーションシステム」、すなわち能力及び労力提供者派遣制度として提起をされ、提言を具体化されたものと理解をいたしておるところでございます。

平成２年４月９日、準備委員会より開催準備経過の報告と、開業のための引き継ぎの提言がされております。市部局といたしましても、日野女性社会事業協会補助金交付要綱も設置をいたし、平成３年５月１日から施行されております。女性事業協会の運営に当たられていらっしゃる方々も一生懸命に取り組んでくださっております。また、地域の皆さんも大きな評価と期待をしているところでございます。現在の活用内容は、有償の助け合い活動として、①家事、育児の代行、②妊産婦、老人の世話、③技術的労力の交換、④専門的知識、技能の教授、⑤相談業務を中心に行っております。

また、学習会、研修会の開催や会員相互の交流と親睦も深めております。その他、会の目的に沿う事業となっておるところであります。市民がお互いに生き生きとした地域社会の発展に寄与しておりますが、次の点についてお伺いいたします。

日野女性社会事業協会の名称について、市民に親しみやすい呼称として、名称の変更は考えていらっしゃるのでしょうか。２、協会の規約について、現状の中で改正すべき点があるのではと考えますが、御見解はいかがお持ちでしょか。

第３点目の質問といたしまして、日野市婦人行動計画についてお伺いいたします。

1975年は国連が提唱した「国際婦人年」でありました。平等、発展、平和の三つのテーマのもと、「国際婦人年世界会議」がメキシコシティーにおいて開催され、1985年までの10年間を「国連婦人の10年」と定め、国際婦人年の目的を達成するための国内的、国際的な行動についての指針を示した世界行動計画が採択をされております。我が国にお

いても、これを受け国内施策への取り入れと婦人に関する施策について、総合的かつ効果的な対策を推進するため、「婦人問題企画推進本部」が設置をされ、10年間の展望に立った婦人問題についての具体的な目標と課題を示した「国内行動計画」が策定されました。さらには「西暦2000年にむけての新国内行動計画」が発表されておるところです。

日野市におきましても、「婦人センター」を開設をされ、「婦人問題懇談会」を設置をいたし、具体的な取り組みを開始されました。1985年12月に「日野市における行動計画策定のための提言」という表題で答申が出ております。この答申は、婦人問題解決のための行動計画の全体的方向として、五つの領域別の指針と、当面すぐにでも着手すべき製作についての提言、この二つが主な内容となっております。この答申を受けまして、婦人施策の総合的、そして積極的推進を図るために、生活文化部長を座長として、庁内婦人行政連絡会が設置をされ、日野市婦人行動計画が策定されています。

私は、1986年第３回定例議会を初め女性問題について、これまでに３回質問をさせていただいております。その中で、婦人施策推進のために条例による「婦人問題審議会」の設置を提案させていただきました。婦人問題の総合的施策の確立、さらには発展を将来にわたって確立保障できるよう位置づけを明確にしていただくためにも、ぜひこの審議会の設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

第４点目といたしましては、日野市婦人行動計画について、施策の展開についてお伺いいたします。女性の英知と力を地域社会に生かすことは、第２次基本構想の中にもございます。時代の進展とともに、より充実したものに見直しをしていかねばなりませんが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

第５点目といたしまして、日野市婦人行動計画の38ページに健康の増進対策の充実として、「予防健診体制の充実」の施策がございます。概要としては、健康手帳に基づく一環した予防健診体制の充実に努めますとあります。事業としては、「健康手帳の交付」を15歳から母性としてのものとして、手帳に基づく予防健診体制の充実を提示されておりますが、実施区分の中ではＢランクになっております。計画の実施区分はＡＢＣとあるわけでございますが、Ｂランクは昭和63年以降計画期間中に新たに課題設定を行って、昭和68年、現在は平成５年度までに事業化するものですが、この取り組みについていかがなさっていらっしゃいますでしょうかお伺いをいたします。

第６点目といたしましては、女性の社会参加推進のため、「女性の人材名簿の整備」として、市行政のさまざまな分野に女性の能力を活用し、広く人材に関する情報を収集整備するとなっておりますが、人材名簿の作成はされていらっしゃるのでしょうかお伺いいたします。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　それでは、たくさんの質問ですが、６点、順を追ってお答えをしていきたいと思います。

まず、三菱銀行が使っていました現在の婦人センターは、昭和50年３月17日に新築され、10月に登記をされているものでございます。したがいまして、17年のつくられてから経過をされているところでございます。

それから、もしここの面積を使って、どのくらいのものが建てられるかという御質問が出たわけですけれども、現在の面積２階でございますが、実質的には３階まで建てられるということで、330平米ほどが可能ではないかというふうに積算はしておるところでございます。336平米というような面積が可能ということを建築課の方から調べていただいてきています。

それから、これをつくるに、まず女性センターをどういうふうに位置づけていくかというようなことがあるわけですけれども、第三次基本計画の中で、女性たちの意向を十分くみ入れた上で諸条件を整備、先ほどビデオを見る場所とか印刷室、保育所、防音、また和室のおけいこ、いろいろございましたが、諸条件を入れた中で、これは考えていかなきゃいけないというふうに考えております。この第三次の基本計画を、現在策定中で準備中でございますが、担当部としては、この中に入れていただくような、今準備をしているところでございます。

それから、２番目の女性社会事業協会の名称の件でございますが、あわせて規約の改正について、今現在、検討をしているところでございます。この中で、名称についてもわかりやすいものにしたいということで、今、検討を進めているところでございます。

それから、婦人行動計画の件でございますが、今、議員さんの説明にもありましたように、世界のうち国都の動き、いろいろございます。既に昭和60年にこの計画の策定の準備を進めてきまして、現在、日野市といたしましても、新しく日野市女性行動計画の策定に向けて、広く市民の声を聞き、日野市の実態を踏まえ東京のプランも参考に諸準備に、これから取り組む段階に来ているというふうに考えているところでございます。

条例等による、この婦人問題の審議会についてどうであるかという件でございます。この件についても検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、健康手帳が今までの行動計画の中にあるということで、このＢランクのも

のはどうであるかというようなことでございます。その後、老健法の改正等がございましたが、今、ここで行動計画の中で言っているものと全く同じものではないわけですけれども、この健康手帳を今、この形ですけれども、老健法で健康課で健診を行った方、40歳以上の方でございますけれども、おいでになった方にはお渡しをしている。それから、福祉部の協力を得まして、70歳以上の方全員に、この手帳をお配りをしていたしている。しかし、このときに考えていたものの内容とは、若干内容も違っていますし、また今後も、これのつくりかえ等につきましては、そういう考え方のものをさらに盛り込む形で婦人センターと健康課の方との協議を重ねた中で、これをまた改善していくなり、何かの形でやっていきたいというふうに考えているところです。

それから、人材名簿の策定ということが、この行動計画の中にあるわけですけれども、この問題につきましては、全庁的に女性だけの名簿でいいのか、もっと広くすべてのものという立場で、一部図書館の中でもある部分はやっている部分がございますし、また、その部分、部分においては、社会教育でも持っているとかいろいろのことがございますが、こういうもの全体で討議をして、どこの部署をそれをつくるかというようなことを、さらに詰める必要があるのではないか、そういうふうに考えているところでございます。

6点、以上落ちたところがあったら、また御指摘をいただきたいと思いますが、以上です。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは、再質問をさせていただきます。

「女性センター」の建て替えなんですけれども、今、3階建てにできるということでお話があったんですけども、建築基準法からいって、日影条例とかそういったこともクリアできるんでしょうか。

それから、不備な点を幾つか申し上げ、また利用者とかいろんな方からの要望等も何点か指摘をしてお願いしたんですけれども、当面、着手できることと建て替えをしてきちっとした整備のもとに行わなければできない部分というのもたくさんあると思うんですね。ただ、この中で大変私、心配をしている、また実際、これを利用された方の御意見なんですけれども、今、婦人センターで婦人相談業務を行っております。この婦人相談業務は、2階の保育室で行っているんですよね。その点で、プライバシーの保護に関して、どの程度守られていくのかどうかというのが、一つ大変心配です。

それから、もう一つは、婦人相談業務に対しての運営要領があるのかどうか、そのことを確認したいと思います。もし、運営要領があるようでございましたら、質問の後で

結構でございますので、資料としてお願いをしておきたいと思います。特に、このことを一つ例にとらせていただいても、大変大事な根幹となすこの婦人センター利用の中での位置づけでございます。婦人相談業務がきちっと行われていかなければいけないんではないかという、この一つの例をとりましても、きちっとした建て替え計画のもとに行っていただきたいと思います。

御答弁でなかったんですけれども、建て替えの検討委員会の設置とか、それから、第三次基本計画にきちっと明確に位置づけをしていただけるのかどうか、その点をまず確認させてください。

済みません。時間があれですので、急いでお願いできますでしょうか。大変申しわけございません。

○副議長（高橋徳次君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　まず、この今回準備しています第三次基本計画の中で、どういう年次にどういうふうに位置づけるかというような問題がございます。これにつきましても、庁内全体のことを企画財政部の方で、私どもの御意見を聞きながら、最終的には詰めていくわけですが、まず、今あります面積の中で、なおかつ日影やいろいろのことをクリアした中で、どのくらいできるかというのが、先ほど申しました336平米ということでございます、つくれる可能性といたしましては。この中で、今いろいろ御意見が出ていますそのものが全部中に入るかどうかということについては、これからの段階で、設計、または設計の案というような形の中で検討し、どうしても入らない場合には、優先順位を決めてどれを優先的に入れるべきか、そういうようなことを、これから詰めていかなければいけないというふうに思っています。この内容のそういうこと、御意見を聞く場につきましては、検討委員会という名前にするかどういう名前にするかは別としても、そういう意向を十分くめるような体制をとって考えていきたいというふうに思っています。

それから、あわせて相談室等につきましては、当然、防音、いろいろプライバシーが守れるようなものを考えていきたいというふうに思っております。

それから、運営要領の件でございますが、今ちょっと資料もここに手持ちもありませんしわかりませんので、また、この件につきましては、後ほどさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　わかりました。

ぜひ「女性センター」建て替えに関しましては、また後ほど市長さんの御決意も伺いたいと思いますが、プライバシーを守れるような相談事業、当然行うべきだと思うんです。でも、今のあの施設の中からいって、果たして守られるのかどうかということを十分検討していただきたいと思います。これは、とても人権問題にも匹敵する問題でございますので、またいつの機会かこれは確認をしていきたいと思います。

特に、「女性センター」条例も見るんですけれども、目的とか、事業が書いてあります。3条の事業なんですけれども、女性の集会の用に供すること。2、女性に関する資料と情報の提供に関すること。その他、市長が必要と認めることということが掲げられてあるんですけれども、この事業も、私が感ずるところでは、啓発のみが走っているんではないかなというのを感ずるんですね。この中に、きちっとした位置づけ、政策的な位置づけをどうしていくのかなということを明確に入れていただく、それには、先ほどからお願いをしております審議会等の設置をきちっとしていただければ、こういったところにも、いろいろと多くの人の衆知ある意見が寄せられて、見直しと点検もされていくんではないかと思いますので、そういったことも御検討に含めていただきたいと思います。

それから、次に女性社会事業協会の規約の件でございます。これは、一つ一つ、今私も見させていただく中で、感ずることがたくさんございます。これは、啓発活動中心なのかなということが一つあります。名称の変更ということは、先ほどお話がありましたので理解をいたします。この規約なんですけど、活動と事業ということで、有償の助け合い活動ということで5点あるわけなんですね。そういった中で、果たして、会員の教育とか学習育成を、どういったバックアップしてあげていらっしゃるのかなというのが一つあるわけなんですね。

それから、現在の会員数は130名弱だというふうに聞いておりすけれども、それで、また、改定のところの改定細則ができているのかなというのがあります。特に、運営委員の構成のところです。第14条になっていくわけなんですけれども、この運営委員は、総会において選出をされた会員の代表並びに日野市職員で構成します。この日野市の職員3名というのは、女性センター館長と生活文化部長と、それから福祉部長が当たっていらっしゃるんですか。これは、やはりこの運営委員会というのは、実務的なことを行っていくところではないかと思うんですね。市の職員というのは、幹事になるのかバックアップをしていくというんですね、執行機関としてきちっとした位置づけのもとに行っていくのかなと思うんですけれども、この辺が、ちょっとあれなんですけれど。

それから、中を読んでいきますと、総会の参加者の中から互選し合うとあるんですけれども、初めて参加される方が、果たして選考基準がわかっていて、その選考基準のもとに運営委員を選出してこられるのかどうか。それから、これに対する任命権者というのはどなたになっていらっしゃるのかなとか、それからもう一つは、会長の立場というか、その辺ももう少し権限——権限というと変ですけれども、位置づけを明確にしてあげて指導的立場なのか、会をともに運営していく立場なのか、そういったところも明確にしていくべきではないかと思うんです。

もう一つは、会の統括と責任という部分が明確になっているのかなというのがあります。

それから、会計監査もあると思うんですけれども、会計細則に従って、多分行っていると思うんですけれども、もしその会計細則がありましたら、また後ほどで結構でございますので、お見せいただきたいと思います。

協会を運営していく中で、大変細かいことですけれども、位置づけをきちっとしてあげるという意味合いから、お話しを申し上げるんですけれども、例えば出勤簿をつくっているのかとか、そういったことがどうなっているのかなというのもあれなんですけれども、格づけというか、将来的にきちっとした法人化していくのかどうかわかりませんけれども、そういった中での組織的な機構をきちっとしていくべきだなということを、この規約の中から何点か感じます。総会において、運営委員が選出されていくんですけれど、その運営委員の中から役員が置かれております。会長を初め、副会長、庶務、会計、書記で、これで5名なんですね。そのうち、運営委員が8名ですから、あとの3名の方の運営委員の立場というかね、その役務的な意味合いはどうなっているのかなという、その辺がちょっとわからないところなんですけれども、こういったこととか、その執行機関をきちっと持ってあげて、それから、運営委員会というふうに設置をして、そして明確にして差し上げるべきではないかと思うんですね。これから、大変これは大切な事業というか、地域の中で要望の極めて大きいことでございますので、この点についていかがなんでしょうか。

それから、定例会の持ち方とか、そういったこともどうなっているのかなとか、こういったことが一つ一つ月1回持つとかそういうことも出てないんですね。

それから、例えば運営委員の何名以上の要請があったときは、会長が臨時にその運営委員会を招集して、そしてどういう運営をしていったらいいかというような、そういった運営委員会の細則というのも、見えてこない部分があるわけなんですね。

私が知らない部分が多々あるのかとは思いますけれども、その点について、この規約に対する見直しと、それから、これをいつごろどのように見直しをして提示をしていくのか、その辺を伺いたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　大変失礼しましたが、基本的にはこの規約というものは私どもが決めるということでなく、これは協会会員の皆様全員で決めるものになろうかと思います。既に私もこの会に出させていただきまして、いろいろ伺っている中で、特に組織の面について、この運営の中でそぐわない部分が多いんじゃないかとか、今、議員さんも御指摘されましたような部分、いろいろございます。そんなことの中から、館長初め、私どもいろいろこの会に対するアドバイス的な役割を果たすという意味をも兼ねまして、改正をすべきじゃないかということを会員の中にも諮った中で、本当はもう少し早くできるようにしなきゃいけなかったんですけども、この指導が若干おくれているわけですけども、この年度のうちに何とかそういう改正ができるような形のものに御指導申し上げていきたいというように、今現在働きかけをしているという状況でございます。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは、先ほど当然、事業協会が規約をおつくりになったと思います。ですけれども、日野市社会事業協会補助金交付要綱というのが出ているんですね。で、700万余の補助金が交付をされているわけですから、市側としてもきちっと見届けてあげるというか助言者となって、きちっとした規約をつくるということが大切だと思うんですね。そうしなければ、補助金交付要綱というのは、生かされてこないというか、意味がなさないんではないかと思うんですね。もし、これを指摘されたときには、どのように解釈をされるんでしょうかお伺いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　私たちの行政の役割として、幹事会というようなことで、これまた顧問であります山岡先生をも含めた中で、この規約のことについてどうすべきかというようなことを何回も協議を重ねてきておるところでございます。

それから、今最後の部分については指摘を受けたらどうするかということ、ちょっと私は意味がよくわかりませんが、この会がスムーズに運営できるような形に、とにかくこの規約の改正をすべきであるということで、現在進めているところです。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは、きちっとした御指導を協会の方々とよくお話し合っていただいて、本当にこの運営に携わっている方々がやりやすいように、また生き生きと活動をし励んでいけるような、そんなことをきちっと網羅していただきたいと思います。

また、これから高齢化社会になってまいりますし、需要と供給という中でも高齢化社会の中で、むしろ若い方が社会参加をしたいということで求める部分もたくさんありますし、お手伝いする側は高齢化してくるというそういったことも起きてくるわけでございますので、そういったものもきちっと考えていかなければならないんではないかと思います。

ちょっと時間もあれでございますので、最後に市長さんに、この女性社会事業協会のことと、それから、「女性センター」建て替えについての見解を伺いたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かいつまんで、ではお答えをしておきたいと思います。

婦人センター、現在は女性センターということでございまして、当時、早く発足をしたいということで、既存の一番入手できる手近な建物をその用に充てたという経過でございます。その後、拠点としていろいろ関係者の活躍によりまして、行動計画が生まれますとか、あるいは社会事業協会の事業が発展をしていくとか、そういう大変な活動の成果があったというふうに評価しております。

建て替えにつきましても、これからの課題として十分検討してまいりたいと思います。

それから、女性社会事業協会につきましては、もう少しきちんとした御指導を行政側からも手を出して立派な活動ができる、そして、趣旨に沿った積極的な御参加のいただけるそういう仕組みをつくりたい、このように考えております。

○副議長（高橋徳次君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　大変ありがとうございました。

ぜひ前向きに、今るる御指摘と提案をさせていただきましたので、位置づけを明確にしていただいて御支援をしていただきたいと思います。また、その辺もきちっと見守っていきたいと思いますし、よろしくお願い申し上げます。

時間の関係で早口で取り急いだ御質問で、大変失礼をいたしましたが、大変にありがとうございました。以上をもって、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって６の２、日野市立「女性センター」の建て替えを！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時42分　休憩

午後１時04分　再開

○副議長（高橋徳次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問７の１、いわゆる草刈条例の精神を生かしてやるべきことの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（夏井明男君）　いわゆる草刈条例の精神ということで、質問をさせていただきます。

正式には、あき地の環境保全に関する条例ということで、昭和44年の制定であります。この問題を出したねらいですが、特に私有地と市有地との問題、私有地といわゆる公道の問題ということで、私所有権の土地所有者内の問題について、どういうふうに市は取り組んでいくのか、さまざまな現象が目立ちますので、いわゆる草刈り条例で対応できるもの、拡張して精神で何とか運用の中で解決ができるもの、その対応が難しければ、新しい立法の制定ということが、事態的には考えられるのではないかということで、質問をするわけであります。

特に、今回のいわゆるリサイクル条例の中には、市民への協力義務ということで、幾ばくかの義務をお願いするというふうな制定にもなっております。また、放置自転車に対しても、料金の徴収というふうな形での条例が検討されております。そういう意味で、具体的には、私所有権についても何らかの具体的な規制が、今後とも必要になってくるのではないかということで、質問するわけであります。

この条例を、44年のいわゆるあき地の環境保全に関する条例を見ますと、この防止対策が犯罪、それから火災の発生、それから汚物の投棄、要するにごみ投棄ですが、これを未然に防止するためにというふうになっております。そのほかにも「等」と書いてありますので、これに類するようなものについては、この条例を適用しますよということであります。それによって、清潔な生活環境の確保と市民生活の安全を図るということであります。この条例は何回も何回も多く改正をされて今日に至っております。その中では、特に、あき地の所有者はあき地が危険な状態にならないように、適切な管理をし

なければいけない。それが、適切でなければ市長は雑草等の除去を命令できる。それに従わない場合は、その雑草等を除去し、第三者に行わせてその費用を所有者等から徴収できるというふうな非常に法律的には一歩踏み込んだ条例になっているわけであります。

そこで、具体的な問題としてお示ししてありますが、まず大坂上二丁目24番地先の周辺問題を、この考え方で何とか解決ができないかということで提示しているわけであります。過去に、この地域については、議会の請願等でも問題になった箇所でありますし、私も２回か３回ぐらい質問等で取り上げさせていただいていますが、その後の経過はどうなっているか。いわゆる甲州街道のり面のところに、６階建てのマンションをつくる。それをつくるに当たっては、施工業者に甲州街道のり面の崩壊の未然防止の工事をさせるというふうな計画が示されておりましたけれども、その後、その計画がどうなったのかであります。

第２点は、この二丁目24番地先には、いわゆる放置自動車、ナンバープレートが全部はずしてありますが、４台ほど放置してあります。そのすぐ下が甲州街道になるわけですが、幸い樹木等がありますから、当面は転落の危険はないと思いますけども、そういうとこに置いてあります。さらに粗大ごみ等が放置をしてある。ごみ等もかなり乱雑にあるというふうな状況のところであります。この問題について、どういうふうに市では対応できるのか、その辺のお話を承りたいと思います。

もう一つ、次の具体的な事例でありますが、いわゆる日野郵便局の近くでありますが、宮の348の１番地先の、いわゆる西側のところに市の道路がありますが、ここは実質的には、日野第一小学校に通っているお子さんの通学路になっております。これも、再三指摘をさせていただいていますが、このあき地が資材置き場になっている。この資材が、主に鉄資材でありますから、場合によっては市道に、目の高さのところに、鉄の棒が突出しているということもあります。近所からも苦情が出ているわけですが、これは通学路ということで教育委員会、また隣接ということで建設部、また環境防災課の境界境の話かと思いますが、いわゆる私有地の管理が悪い場合に、それが公道を通る方に迷惑をかけている状況を、いわゆるこの草刈条例の精神を生かして解消ができるかどうか。その辺の話を承りたいと思います。特に、この条例を出すまでもなく解消できればありがたいわけでありますが、その辺のお話を承りたいと思います。

第３の事例としては、東豊田三丁目30番地の周辺、いわゆるＪＲ中央線が黒川段丘にかかる奥まった一角の地域であります。これは、前にも指摘をさせていただきました。いわゆる黒川段丘の上に住宅が張りついております。その下でもう崩壊現象が起きてい

る。あいにくその場所は私有地であります。具体的な擁壁工事をするとなれば、その所有者が下の民地を持っている方にお願いをして、その地域を分けていただいて、大きな工事をするかどうかということであります。市の方も、この問題につきましては、かなり崩壊現象が進んでいるということで、緑地指定という絡みの中で、東京都へも緑地の買収ということで交渉をしていただいておりますが、地主との売買価格との差の問題で、東京都は行き詰まっているという話も報告では受けております。

ただ、このままの状態で推移いたしますと、恐らくあの地域は崩壊していくだろうというふうに思います。この一、二年ということではありませんけれども、現場を見ていただいた方には十分わかることだと思いますが、この辺、いわゆるこの場合は草刈条例的な発想では、対応はできにくいと思いますが、いわゆる民地の問題に対して、市はどの辺までできるのか。例えば、崩壊をするかもしれない家屋を持っている方の依頼を受けて、下の所有者に対してあっせんの労をとるとか、工事についての一時的な使用を認めるとか、何らかのお手伝いはできると思いますが、その辺の周辺事情のお話を承りたいと思います。

それから、やはりこの草刈条例と関係するのではないかということで出しましたが、いわゆる市の道路、都道もそうですが、市の道路のわきには樹木が茂っているところが随分あります。具体的に一つ出しますと、野鳥公園の前の歩道がありますけれども、ここは移管の問題で、国が管理するか東京都が管理するか暫定的な管理の区域というふうに聞いておりますが、実際に歩行者、自転車を利用する人は、この樹木の繁茂のために通行するのが不便を来しているというとこであります。一度でも、あそこを自転車で通るとなれば、顔の下の方に樹木が茂っていますからぶつかるというようなとこでもあります。

よく見ますと、それに近いようなところがあります。特に、この樹木の管理が市の管理でありますと、対応が適切にしていただけるわけですが、最近目につきますのは、落ち葉の季節にはいつもそうですが、いわゆる私有地の中にある樹木が近隣に迷惑をかけていくという現象があるわけですけれども、大きく見れば、これはもうお互いさまの話で、隣からサンマのにおいが来たからけしからんとか、そういう話のたぐいになっては角が立つわけですが、これもやはり程度問題でありまして、かなりひどいような状況が出てきた場合には、私有地から出ている樹木であっても、何らかの市の指導があってもよろしいのではないか。その根拠が、いわゆる草刈条例の精神ではないかということで、問題提起をさせていただいております。この辺について、市はどのようにお考えになる

かお尋ねをしたいというふうに思います。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、第１点目の（仮称）日野マンションの経過でございます。

この日野マンションにつきましては、建築の申請、この地域に開発行為の申請が平成元年の９月になされております。そうしまして、同じく元年の12月に市と開発に関する協定を締結をいたしまして、建築確認申請がなされております。平成２年の10月に建築確認がおりておる、こういう状況の建物でございます。ちょうど、この建築確認がおりる１カ月ぐらい前に、平成２年の９月でございますけれども、地元の住民から日照、それからプライバシー等の理由で請願が出されておるわけでございます。その後、市が仲立ちをいたしまして、二十数回にわたる住民との話し合いを行っておる。その中で、当初申請されました内容でございますけども、44戸の甲州街道側から見ますと９階建てでございます。この９階建てが話し合いの結果、１階を下げまして８階建てにする。そして、店舗つき住宅39戸にするという形で、ほぼ合意に達してきたということでございます。ただ、まだ残されておる問題点が一つございまして、これは国道に沿ったところに民家が２軒ございます。この民家の擁壁の関係でございますけれども、工事に差し当たって危険じゃないかということで、今御指摘を受けて話し合いをしている。ただ、これは、工事上の問題の心配でございますので、施工方法等をよく理解していただくことによりまして、問題は解決するというふうに考えております。近いうちに着工になるものというふうに、私の方は踏んでおります。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　放置自動車の問題が出されておりますので、その件についてお答えいたします。

この場所に放置自動車が存在するというのは承知しております。しかし、道路管理者として従前から放置自動車の処理は行っておりますけれども、当該場所が民地であるために、道路管理者以外の責任、管理者責任という形でやるべきであろうということでそのままになっております。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　日野郵便局の西側の土地につきまして、御説明いたします。

この場所は、地主から建設業者が土地を借り上げまして、現在駐車場と、それから資材置き場として使用しております。しかし、使用者が建築材料置き場の整理整とんを行っ

ておりません。残土が放置されているような状態がございまして、それにつる草が絡んでいる、こんな状態でございます。衛生面、あるいは火災発生の原因とも思われますので、早速使用者に対しまして、枯れ草の除草とあわせまして建築材料の整理整とんを指導をしていきたい、このように思っています。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　公道における樹木の管理につきましては、それぞれの管理者がいるわけですけれども、いわゆる道路に交通に支障がある場合については、それぞれ公園とか、それが公のものである場合には、それぞれ要請して管理者に処理をしてもらう、あるいは民地の場合は、それぞれ所有者に対して要請をして処理をしていただく。緊急性がある場合には、市が直接対処するケースはございます。以上です。（「あと、東豊田三丁目30番地のところの件はどうですかね」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　お答えいたします。

3点目の東豊田三丁目の30番地周辺のがけ地の件でございますが、現地を完全に掌握しているわけではございませんけれども、一般論で申し上げますと、まず土地の所有者が適正に管理しなきゃいけないということでございますので、もし管理が不完全ということであれば、市の方からその地主を調べまして、適正管理の申し入れをするということになろうかと思います。仮の話でございますけれども、この土地が市道等に隣接をしておりまして、その崩壊が市道の管理上問題があるということであれば、いわゆる市から道路管理者としての立場で、改善といいますか保全についての申し入れができるということでございます。

いずれにいたしましても、一度現地をよく調べまして、権利関係も改めて調べまして、これは草刈条例というよりは、市民の生命財産を守るという自治体の責務としても対応は可能であるというふうに考える次第でございます。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それでは、再質問をさせていただきます。

大坂上二丁目の、いわゆる日野マンションにつきましては、今の都市整備部長のお話で大体わかりました。近いうちに、その工事が始まるということになりますと、いわゆる甲州街道の下にがけ崩れ等の起きる危険はなくなるというふうに理解をします。

さらに、その前後がまだあるわけですが、これは相武国道の直接の管轄だと思いますけれども、市の方もあれを見ていただければわかるとおり、甲州街道をずっと走ってこ

られて、あののり面がああいうふうな状況であるというのは、恐らくあの1カ所ぐらいしかないんではないかというぐらいの、非常にお粗末な管理体制になっております。ぜひその辺は認識をしていただいて、大きな事故のないように、建設省の方に強く働きかけていただきたいということを、再度要望しておきます。

それから、これは再質問するということでさらっとした答弁をされているのかもしれませんが、いわゆるこの表題と非常に合うんではないかということで出した事例ですが、いわゆる放置自動車の問題です。これは、今のお話ですと、私有地の中にある問題である。ですから、第一次的には、今のお話ですと、それを放置した所有者が何らかの形で対応しなきゃいけない。で、二次的には、私有地の中に自分の責任ではないけども、その自動車を持ってこられた所有者の対応だというふうなお話に聞こえます。公道であれば、管理体制がきちっと明確になっているので対応できるというお話でありますが、まさにそこのところをお聞きしたいわけです。草刈条例の場合ですと、私有地を持っている方の雑草が生えて、管理体制がそれで不十分になったがために、そこで火災の発生の危険が起きたり犯罪の場所になるような形態になったり、また汚物の投棄というふうな形のような状況になるということであります。

ですから、今ここであてはめますと、例えばごみを投棄するような場所にそれがなってしまったという場合にも、最終的には、そこを管理をしている方の注意義務があんまりなかったというか、管理が雑だったと。もっときちっとしていれば、そんな場所にもならなかったであろうということで、場合によっては市が命令をする。で、その命令に従わない場合には、市の方でそれをかわってやって、その費用をもらうというところまで、市の条例でなっているわけですね。ですから、いわゆるその放置自動車についても、その所有者がだれなのか、いわゆる犯罪に使われたものなのかという可能性も高いと言われてますが、そういうものなのかどうかということも、一応、ここまで市の権限でおやりになる以上は、その精神を使ってやってもはた迷惑になる人はいないと思うんですね。もっと厳しい話をしますと、放置自転車の場合でも、法律的なあいまいさはありましたけども、今度は法律改正で云々という話はありますが、あの場合でも、その辺のことは余りめくじらを立てないでという対応でやっている部分があるわけですね。ですから、そこら辺の対応は、市の方で、何でもかんでも市に来てしまうという現象が見えるんで、私もあんまり言いたくないんですが、実際には、あそこに近辺に住んでいる人たちが、非常に薄気味悪い、歩くのも嫌だと。それはそうだと思うんですね、そういうふうな状況の場所ですから。ほかに大きなごみやなんかも置いてある。実際に、まさに草

刈条例でねらいとしている清潔な生活環境とか市民生活の安全というのが、その近辺の環境を悪くしているわけですね。

ですから、今の管理権限の問題とかというふうなやかましい問題はあるんでしょうが、その辺はなるべくおおらかに目をつぶっていただいて、何とかそれをやる工夫をとっていただきたいな。最終的には、市がツケが回ってしまってというふうな気持ちもあるかと思うんですけども、私も個人的に言わせてもらえば、レッカー車で、いわゆる所有者がはっきりした車を婦人警官、持っていっちゃいますけど、できればああいうのもどんどん持っていっていただければ、本当はありがたいんですけど。それは、東京都の問題ですからあれですけども、現実に今、あの環境を見ていただいた限りでは、ああいうふうな状況があるがために、まち全体の雰囲気が非常にいい雰囲気を醸し出していない、むしろ悪い状況になるということですから、そこを何とかここでひっかけて汚物の投棄等を未然に防止するという、ここらあたりの条例で何とか工夫をしていただけないかなというふうに思います。これは、即答的にはかなり難しい問題だと思いますが、御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、宮の日野郵便局の通学路として事実上、使われているところは、現状も見ていただいておりますし、状況も把握をしていただいております。ここは、私有地の中の資材の管理が悪くて通行人に迷惑をかけているという状況の場所です。これは、いわゆる草刈条例でねらいにしているよりも、もっと管理状態が悪いわけですね。ここでは、確かに火災の発生とか起こりやすい犯罪という要件はありませんが、汚物の投棄よりももっ悪い、要するに下手をすると通行人がけがをしてしまう。体に傷をつけてしまうというふうな状況を、いわゆる現出するわけですね。今の管理状況は、そこまでいっていませんけど、一時そういうときもありました。ですから、またこれも取り越し苦労というふうに言われるかもしれませんが、地震が起きた場合に、そういうふうな場所がすぐ崩れてしまうような資材の置き方をしているところもあります。これが、公道に面したとろですと、その危険性が高いということもあります。ですから、そういうふうな点を踏まえますと、やはりこの辺の対策もぜひ立てる必要があるんではないか。私有地内のの問題ですから、「あなた管理をしてくださいよ」というふうにお話しをして、そのまま何年も過ぎてしまうという行き方がそれでいいのかどうか、その辺、ひとつ工夫ができるんではないかということで質問をさせていただいております。

それから、最後の東豊田三丁目30番の、この話は、確かに草刈条例とはあんまり関係がないわけですが、いわゆる民地と民地の問題の中で、市がどれほど取り組めるかというふうな問題提起です。この場所は、前におやめになりました藤浪さんが都市整備部長か建設部長をされているときに、一緒に現場を歩いて見ております。ですから、今のお話は、この事例の場所が余り引き継がれていないんだなということを認識しましたけども、ぜひ見ていただきたいというふうに思います。冬の枯れ葉になりますと、実際のむき出しの地面がよくわかりますので、ぜひ見ていただきたいと思います、危険度が高いと思います。

あと、公道における樹木の管理の件ですが、公道の場合には、緊急性が強い場合にはすぐに対応するということもありますし、余り問題はないということです。今、私は具体的に野鳥公園のとこを出しました。実際に、あれを見られた場合に、あれはまだその必要がないかどうか、ちょっとその辺程度の問題がありますので、御答弁いただきたいと思います。

それから、私道から、いわゆる私有地から公道にかかるようなところでの問題についても、今、部長のお話ですと、緊急性が高い場合には市の方でも対応するというふうなお話に承りましたけども、それでいいのかどうか。それから、さらに緊急性の高いとこまで行かないまでも、そういうふうな場所については、市も事実上お願いをして対応するということにやぶさかでないというふうな御答弁に承りましたけども、それでいいのかどうか、これを確認させてください。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の草刈条例にかかわってという部分について、特に考え方のお答えを申し上げ、なお、行政側にとりましても、草刈条例の趣旨の尊重ということは、市民生活にかなり貢献できる、このように考えております。草刈条例の精神ということは、制定をいたしました44年ということでありますが、だんだんと自然林が開発されて、住宅と、それから草の生える土地とが、民有地が相隣するというふうな事情があちこちに発生をし、火災の危険もありますし、また防犯上の危険もある、あるいは環境上にも問題があるというような時代でございました。その後、条例の改正を行いまして、特に御指摘のとおり勧告をし、勧告どおりに行われない場合には、市が代行をして状況の改善を図り、その経費を請求することができる。こういうことでございまして、代執行と言われております条項であります。これは、民法上では、かなりやっかいな内容もあるわけでありますが、公共の秩序を図るという意味で、むしろ積極的に条例改正のお願いをし議会でもお認めいただいた。そのことが、また法的な権威を持ち得る、このように解すべきだと思っております。

したがいまして、御指摘のそれぞれの箇所について、環境の保全と、それから市民生活の秩序の上で、安全の上で危険な状況があれば、進んでそういう解釈に立って御指導をさせていただき改善を図っていく、こういうことが、絶えず行政の目として届いていなければいけないだろうと思っております。したがいまして、御指摘のことにつきましては、それぞれ積極的な対応をする根拠があるということでございますし、対象が草でなくて放置自動車である。この際でも、もし市民生活に不都合があるという状況を判断することができれば、積極的にその撤去について取り組む、これもまた代執行が可能であるというふうに解釈をして差し支えないと思っております。

今回の廃棄物の処理と、それから資源再利用に関する条例改正そのものが、かなり市民生活に今までの行政にない指導的な役割を内容に持っております。つまり勧告をして改善を求めたり、あるいは極端な場合には、状況が改善されないと収集をしないとか、かなり問題のある内容でもございますけど、そういう行政姿勢を持つことが、これからの地域社会にどうしても必要である、こういう判断のもとにある程度の罰則とか、あるいは一応の収集の拒否とか、そういうことが内容に挙げられるような事情も必要となってまいりました。御指摘のことにつきましては、積極的な解釈を持って、なるべく市民生活の安全を阻害する状況のないように努めてまいりたいというふうにお答えをしておきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　個々については、部長さんの方でも十分御理解をいただいていると思いますので、ぜひ難しい問題は十分あると思いますが、取り組んでいただきたいというふうに思います。

私も放置自動車の問題につきましては、東京都、国の方へも個人的ではありますが、制度的なお願いを含めて運動をしてまいるということをお約束して、この質問については終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって７の１、いわゆる草刈条例の精神を生かしてやるべきことの質問を終わります。

一般質問７の２、地区センター利用制限基準の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　具体的にこの表題からおわかりいただけるとおり、ねらいは利用の制限についての話であります。具体的に、この利用を見ますと、さまざまな地域によって、利用形態が特色があります。現在のこの地区センター条例の状況におきまして

も、その特色を反映したような条例になっております。ここでは、制限規定としては、一つが利用者の回数の制限の問題であります。４条で趣味、手芸及び教養等のグループ活動、サークル活動による使用が頻繁に開催され、地域の公共的団体等が社会福祉活動への使用に支障が生ずる場合これを制限できるというふうな、利用者同士の回数の調整の制限であります。

もう一つは、具体的なものとしては５条でありますが、ここで具体的な問題になってまいりますのは、他人に迷惑をおよぼし、又は風紀をみだすおそれがあるとき。これは問題が余りないと思います。それから、営利を目的とするとき。これも余り問題はないと思います。その他管理上支障があると認められるときというふうなところが問題になってくるかと思います。

これを受けて、６条では市長の取消し権を認めておりますが、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。使用の目的又は使用条件に違反したときというふうな形になっております。ここでは、許可というふうな強い権限になっておりますが、ここで具体的なトラブルも出てまいります。その辺の具体性の話でありますが、まず一番大事なのは、地方自治法にもありますけれども、いわゆる平等に地域の方に使っていただくんだという原則が、当然理念としてあるわけであります。問題が出てまいりますのは、現実にそこに対応される方が、地域の、いわばボランティアの方がやっていただいているという状況があります。また、１年交代ということで管理をされる方もありますし、非常にこういう点では、個人差が出てくるような状況もあるわけですが、その辺でお尋ねするわけであります。

具体的に申し上げますと、公共施設の中の地区センターに今回は限りますが、市の方の担当の方の現状把握の状況を教えていただきたい。一つは、制限の種類によってどのようなトラブルが過去にあったのか、大体の概要で結構ですが、件数等がわかれば教えていただきたい。また、利用者間の使用調整、目的に合わないというふうな種類分けができるかと思いますが、そういうふうな問い合わせで、管理者の方から照会があったような件数等も、私は過去にあると思います。それを含めまして、トラブルの種類、件数等も教えていただきたい。また、そういうふうな苦情があった場合の、庁内の処理体制、仕組みの体制について、どういうふうな体制をとっておられるのか、その辺も教えていただきたいというふうに思います。

さらに、それに付随しますが、そのような苦情処理等の問題提起についての問答集ではありませんが、そういうふうな資料を集積をしてあるのかどうか、照会があった場合

には、過去の類似例を見られて担当の方でお願いをしているというふうなケースになっているのかどうかであります。

これは、聞くところによりますと、日野市は60館構想を地区センターで持っている。現在57館までの地区センターが展開をされているけれども、非常にこのような展開を見ている市は珍しい市である、三多摩でも珍しいというふうに言われております。このように小規模な施設でありますが、地域に密着したものとして、このように多数運用されているという中では、この辺の制限基準について客観的な利用する方も、またそれを管理する方も納得するような条例の規定のあり方でなければならないというふうに考えます。原則的に申し上げれば、ほかの公的施設と違いまして、この地区センター条例の５条を見てまいりますと、目的制限についてはおおらかであります。いわゆる内容的には、申請があればどうぞお使いくださいという形のものであります。私は、これで賛成であります。この運用の中で、おやりになるのがいいだろうというふうに思います。私が問題提起していますトラブルの件数というのは、全体の年間の利用件数の中から見れば、少ないというふうに思います。ですから、少ない件数の問題点を指摘して、それについての法的な規制をしようということになりますと、全体的にうまくいってる部分についての弊害が出てまいりますから、私もその辺については余り申し上げません。

ただ、指摘をさせていただくと、いわゆる委託を受けたというかボランティア的な方が市長名で集会の許可権限を与えるというふうな権限が下っているような形になっております。これは、実際に運用する方にとっては、非常に大変なことでして、むしろ、それを統括をする生活課の担当の方が、実質的な運用をする。原則的には、その使用を認めるという形で、むしろ事前に制限をチェックをしてやるような仕組みをとらない、むしろ後で大きな問題になってくるような形になれば、市の方は対応するというふうな原則対応をしませんと、この目的が合うか合わないかということを具体的に講習をしてやっても、なかなからちがあきません。

具体的に申し上げますと、私の例でありますが、市民相談で地区センターを借りに参ったことがあります。これは、政治活動になりません。ですから、市民相談であれば政治活動にならないという判断でどうぞお貸しできます。その方によると、要するに団体名を書いてください。団体名を書かなければ貸すことはできません。今、現に地区センター条例を見ますと、団体名を書く必要になっていません。いわゆる個人名でも十分借りれるようになっているわけですね。書式を見ますと、確かに団体名を記載するような欄も設けられています。これは、責任がある方であればあるほど、そこで具体的に問題がど

んどん出てまいります。例えば、立会演説会とか市政報告会で地区センターを借りるということは政治活動になる。したがって、地区センターを使うことができないということになるけども、いわゆる市民相談というふうな形で使えば、それは使っても構わない。また、地域の皆さんに広く展開をするようなものであれば、それは構わないけども、いわゆる具体的な党員さんというふうな閉鎖的な会員制みたいなものであったならば、それは無理ですとか、そういうやりとりが現にあります。例えば、閉鎖的なものはいけないということになりますと、趣味の手芸の関係でサークルがある、会員制である。これは地区センターを使えなくなるということになります。ですから、こういうふなやかましい問題が、次から次へ起きてまいります。

日野市の特殊性がありますから、大上段にこうだああだということは、私も言いたくありませんが、具体的にはそういうふうな権限を、いわゆる公務員でもない、そういう方に市長権限で書類を出すということの重要性を考えますと、具体的には許可制ではなくて、申請制のような運用の仕方をしないといけませんし、また名前も私は条例改正をしてやってもいい話だろうというふうに思います。その辺、市の方ではどういうふうに現状把握をされているのか、また、管理体制についても、聞くところによりますとなかなかなり手がいないということも聞いておりますが、その辺、どのような考え方をお持ちになっているのか、お話を受けたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　ただいまの件についてお答えいたします。

現在、日野市内に57の地区センターが設置されております。この目的は条例にもありますとおり、市民及び市民の各種団体の社会福祉活動を推進し、併せて文化、教養の向上等諸活動の場として御利用していただくものということでございます。地区センターも自治法上の公の施設でありまして、使用制限を加えることにつきましては、好ましいことではございませんが、利用者間の調整問題等もありまして、やむを得ず制限を加えることがございます。

地区センターの性格上、自治会等に管理委託をした方が市民の利用に供しやすいのではないかと考え、地元自治会にお願いをしているところでございます。使用上の判断も、一般的には管理者に行ってもらっていますが、難しい場合には生活課と協議をして対処しているところです。管理者の考え方によって、その利用関係が左右されてはならないために、年１回地区センター管理者の説明会を実施いたしまして、地区センターの受付、貸し出しの手引を配布して周知徹底をお願いしているところです。

年間30万人の方が利用する地区センターですので、苦情がないとは言えません。苦情の例を申し上げますと、一つの団体が占拠して、なかなか自分たちが利用できないとか、だれでも借りられるのに地元が優先して、他から行った場合に借りられないとか、使用したいときに使用できないとか、営業で使用しているのではないか、例えば踊りとか書道とか、またはカラオケをやっているようで音がうるさいとか、公衆電話を設置してほしいとか、除草、樹木の管理をやってほしいとか、ネコが来てふんをするからというような、こんなような例まで苦情としては出てきているところでございます。その他ほとんどは、管理者と利用者でうまく解決を図ってやっているように伺っております。いずれにしましても、利用する側と管理する側がよりよい関係ができるように努力したいと思っております。日野市立地区センター受付貸し出しの手引ということで、こういうマニュアルをつくりまして、その説明会等に使っているところでございます。

それから、委託をしている形で生活課で行っていると同じように、申請書には今の目的にもありますように、主として団体が使う、個人では使わないという考えのもとに住所、団体名、氏名、電話番号とかを申請者は書きまして、そして、申請書を出すという手続になっておるところでございます。

状況としては、以上のとおりでございます。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今のお話で大体概要がわかるわけですが、将来的な、この地区センターを管理する人も大変少なくなってきている。また、鍵を預かる方も、日常生活が精神的にも規制をされてしまっているというふうな状況もあります。大きな数の館を抱えておりますから、その辺の悩みも担当の方では相当あるかと思いますが、このままの現状で展開をしていっていいものかどうか、やはり一工夫も二工夫も制度的にする必要が見えてきているというふうに、私は思います。その辺、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、先ほどちょっと部長の方から、非常に気ががりな答弁があったんですが、原則的には団体だというふうなことをここでおっしゃると、また誤解を生むわけです。それは、団体名があってもなくても、個人で、例えばそこを本を読む読書の部屋にしようとか、極端な例ですが、そういうふうないわゆる個人使用の利用形態に近いものについては、これは御遠慮ください、これは当然だと思うんです。要するに地区センターは、要するに集会ですから、人の集まりのためにお使いください、何か会合がある場合にお使いくださいとか、そういうふうな意味のものですから、例えそれが団体という名前がなくても、そういうふうなそこの地区センターの規模に見合う、それに違和感を与えない程度の人数の集まりのものに対しては、それは認めるべきだと思うんですね。ですから、今のおっしゃったような原則として団体名ですというふうにやってしまうと、生まじめな方は、「団体名をお書き下さい。」「団体がないんですか。個人には貸しません。」というふうな形の応用になってしまうんですよ、おわかりだと思うんです。

ですから、普通の常識であれば、そこでその規模に合った人数の方で打ち合わせをするために使うわけですから、私はその良識に――利用する方の良識に原則として信頼を置いて、その何に使うかどうなのかというふうな中のせんさくをするような、もっと言うと追及をするような形の運用の仕方をしてはいけないと言ってんです。むしろ、そちらの方が弊害が出てくる。現に、そういうことをされて、もうあそこは二度と使うのはいやだという声も出てきているわけですね。

その管理をする方も善意なわけですね。商売でやってんじゃないかとか、責任感から出てきているわけですけども、その責任感が往々にして逆に利用が伴わない、要するにオープンな地区センターとして、地域から出てこない、閉鎖的な暗いものとしての閉ざされたような形になってしまっているという現象があると思うんです。一つの大きな問題は、そこが管理している人がずっと長いというところが、一つの原因になっているかもしれませんけども、それ以外にも私はあると思うんですね。

ですから、今ここでおっしゃっている話というのは、そういう話だろうというふうに、私は当然思いますから、その辺を地区センターの管理者会で話をされるときにも、そこは十分誤解のないように話をしていただきたい。

私は質問しましたけども、過去のいろんなトラブルについてのトラブル集がない、持っていないということだと思うんです。むしろ、そういうふうな際どい利用の仕方については照会があるわけですから、それを、やはり集積をして市の内部できちっと持っておく必要があるんじゃないか。それに基づいておやりにならないと、担当がかわれば、また一から出直しという形になって、管理をされている方に参考で申し上げるときに、担当によっては話が変わってしまう、そういうことがあります。ですから、その辺は十分フォローしていただきたいというふうに思います。そのことを要望して、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって７の２、地区センター利用制限基準の質問を終わります。

一般質問７の３、多摩平団地建て替の市の方針を聞くの通告質問者、夏井明男君の質

問を許します。

○22番（夏井明男君）　いわゆる多摩平団地建てかえにつきましては、私も再三質問をさせていただいております。従来の答弁ですと、具体的には住宅都市整備公団の方から具体的なアクションはない。アクションが来た段階で対応を考えたいというのが、基本的な日野市の対応だったと思います。それにしても、多摩平団地にお住まいの方に不安がないような対応をしていきたいという原則は貫いていきたいというお話でありました。昨年からことしにかけて、新しい展開を見たわけでありますが、今日に至る事情を含めまして、公団側と市の対応について羅列的で結構ですが、その経過について、まず１点お話を承りたいというふうに思います。お願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、多摩平団地の建てかえについての経過ということでございます。

既に、各議員さんからも何回かこの対応についての質問は受けております。また、９月議会にも他の議員からも質問を受け、一定の経過はお話ししているわけでございますが、現状におきます都市整備公団からの多摩平団地の建てかえ計画でございます。過去にもお話はしましたが、支社長と市長との１回の協議がありましたということも説明を申し上げました。その時点で、やはり市としては、市長の方から整備公団の支社長に対して、一つは、建てかえ後の住宅は、原則として賃貸住宅であるということ。２点目は、既存の樹木を保存する。あるいは３点目は、建てかえ後にかかる高齢者等に対する救済措置、この三つの条件を支社長に提示したことまでお話しした経過でございます。よって、これに対しまして、現時点まで住宅都市整備公団の方から、こうするという具体的な回答は今日まで至ってないという経過でございます。よって、市の考え方としては、この回答を受けまして、当然、その後の庁内の問題がたくさんあるわけでございます。市のまちづくりの基本になるものが、一つは考えられますし、あるいは用途地域の問題あるいは豊田駅前の整備、道路及び下水道の問題、緑地の確保の問題、学校問題、これは多種にわたるわけでございますので、市も積極的に建てかえについてどうなんだということを、都市整備公団に要請もしたことはございません。時間をかけてこの回答を待って、公団側と協議をしていくということで、積極的にはこの回答を求めている状態ではないということの経過でございます。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ちょっと大事な点なんで確認をさせていただきますが、公団の

方の申し入れがあって、市の方としては基本的にはこのようにお願いをしたい、市の住宅政策からいっても、賃貸を原則にしていただきたい。また、緑の緑地の問題についても確保していただきたい。たしか３点ほどのお話だったというふうに思いますが、それに対して、基本的には公団も承知しました。市の基本的な姿勢については了解しましたのでというふうな、基本的な応答はなかったというふうに言ってよろしいですか、ちょっとしつこいようですけど。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　現在、３点を市が要請している段階でございます。その中では、口頭ではある程度２回目の協議はなされておりますが、私どもは、この３点をやはり基本的な考え方として合意を見ない限り進めないということでございます。文書での要請を求めているということで、文書では、現状いただいていないという意味でございます。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　わかりました。

今、文書ではという言い方をいただきましたけども、市の方もぜひ文書で大事な出発だと思いますので、当然のことですがお願いしたいと思います。

そこで、前から、私は市長にも企画財政部長にも提案をしているわけですが、なかなかその辺が理解をしていただけないのか、要するに、そんなに夏井さん焦ることはないよという意味なのか、そこがよくわからないんで、今回お聞きしようと思って、また同じ問題を出させてもらっています。といいますのは、要するに市の方では市の権限もあるわけですから、できることできないことある中で精いっぱいしていただいているという基本姿勢は十分、私も理解しておりますが、一つ簡単な例で申し上げますと、市長も建てかえというのは、全体の流れの中ではこれは認めざるを得ないだろう。ただし、市の基本的な考え方もあるので、十分にその点については検討していきたい。特に、住宅の建てかえによって、戻り入居が家賃の問題等を含めてできないようなことがあってはならない。これは希望が入っているわけですけども、そういうふうにお述べになっている。また、財政部長もそのような話をされています。高齢者等の弱者に対する対策を具体的に公団の方でも考えていただきたいということを、その配慮をしていただくということをお話しなさっているわけでありますが、その中身についてお話を受けたいわけであります。

と申しますのは、公団の方で申し入れがあって基本合意をし、具体的に今おっしゃい

ましたまちづくりの全体的な作業が、約１年以上続くと思うんですが、その中で、恐らく詰めていけばいいというふうに、時間もその中で十分あるというふうに理解をしていると思いますが、例えば、緑を残すということについても、表面上から見ますと現在の樹木は原則として伐採をしない方向でお願いをしたいというふうにあります。ところが、公団の方の申し入れというのは、いわゆる７割増というふうな形になっていますから、そうしますと、戸数がとんでもない数になってくるということは、今例えば3,000戸にすると、三七、二十一で2,000戸ふえるという形になります。これを想像しますと、市長のお話ではないですけど、とんでもない大きなことだという話になるんですが、そうすると、樹木を伐採しないで７割増、現在が2,800戸ですけど７割をふやすということは、小学生でも私はわかる計算だというふうに思うんです。これができるのは、とんでもない高い建物を建ててやっても、やはり周辺整備の問題とか、いわゆる日野市の住みよい要綱ですか、駐車場の確保の問題にしても、率からいっても緑はなくなるというふうに思います。

その辺、市の方は公団と一緒になって図面を引く必要は私もないと思いますが、その辺の中身を、緑を残さないといっても、どういう程度に残そうか、何割ぐらい残そうかあの地域ではというふうなものは、私は持っているというふうに思うんです。その辺について発表をされても、私は公団の方に市の手のうちを見せたということで弊害が出てくることはありませんから、市のまちづくりの概要を発表されても、私はいいんではないかというふうに理解するんですが、その辺ちょっと私の方が早合点しているというふうに考えれば、そういうふうに答弁していただいても結構ですけども、お願いしたい。

もう少し大事な問題は、いわゆるお年寄り棟とか、高家賃に対する対策について、日野市はどこまでできるかということなんですが、今、公団の方でもいろんな案を出していますし、建設省の方も出しています。それは、財政部長の方も十分御承知の話ですが、例えば、公営住宅の建設をそこに併設をしておくとか、リロケーション住宅的な構想をそこに持ってくるとか、第１種、第２種公営住宅、第１種等もそれを持ってくるとか、公団から土地を借り上げて展開するとか、さまざまな現行の制度の中で、いわゆる高家賃によって戻り入居ができないような方に対する対策というのは、現行制度の市の権限の中でも、十分できる話があると思います。

市長のお言葉を借りますと、それは福祉住宅の展開だろうというふうに思うんですが、この内容といいますか概要といいますか、市の方はこういうふうに展開をしたいんだというものを、私は持っていると思うんです。持っているけども、現在、まだ発表できませんよというふうなお話なのか、大体大枠としてはこういうふうな構想を持っていますが、具体的にはもう少し時間をかけて展開をしますという発想なのか、その辺のお話を受けてたいというふうに思うんです。

特に、高齢者住宅の報告書を読みますと、あの中にも多摩平団地周辺に１戸そこを確保するんだというふうにあります。恐らくあれは団地の建てかえのときに、その用地展開の中で、そこをつくる構想があるんだろうというふうににらんでいるわけですが、恐らくそこまで市が考えているというんであれば、そのいわゆる公営住宅、福祉住宅政策の展開がそこでも、私は今あるんだと思いますけども、お話しをしていただきたいと思います。

それから、これは市の権限としてはどうかということで問題ですが、今回非常に有名になりました日野市の借り上げ公共賃貸住宅、いわゆる日野市民住宅がかしわ荘ということで18戸募集をされて反響を呼びました。この具体的な市の考え方は、言ってみれば中間所得層の住宅政策に日野の市民の税金を18戸の入居者のために使うという話ですから、かなり大きな納得を得られませんと、私はこの制度というのは長続きはしないというふうに思います。たまたまその抽選に当たった人はよかったけどもという形になりますから。（「そうだ」と呼ぶ者あり）しかし、その中で、市の示されている補助の対象の月収額とか年収額の割合をどういうふうに見ているかということになるんですが、これをかしわ荘の、今回募集された18戸の内容を見ますと、これは結局月収が35万6,000円から61万1,000円の枠の中での運用というふうに思うんです。初年度は助成金が４万3,000円から始まる。想定家賃が12万として、負担される方は７万からやってくださいよという展開ですね。この35万6,000円から61万1,000円までの間には、61万1,000円いったら打ち切りますよというふうに、これは規定はなっています。それから、35万6,000円になったときには、助成金は減額をしますよということでなっております。この数字からはじき出していきますと、日野市の、いわゆる月収——月給ですね、月収に占める家賃というのは、どの辺で見ているかというと、大体12％から22％ぐらいがせいぜいいわゆる中間所得層と言われる方の住宅に負担の限度だろうというふうに見ていることが、これでわかるわけです。これが、恐らく日野市の住宅政策の基本的な考えだと思いますが、私もせいぜい17％、月収の17％ぐらいが住宅費に占める割合の限度ではないかというふうに見ていますが、おおむね、私はこの市のいわゆる市民住宅に対する考え方というのは理解できるわけですが、この発想を多摩平団地と言われる大規模なところで展開をするときに、市民の多くの方からも納得がいただけるような手法というものは、さま

ざまな角度から考えることは可能だと思うんです。

一例を申し上げれば、都営住宅でもいわゆる中間所得層を対象にした都営住宅の展開があります。公団の方も、土地を賃貸しをするというふうな形のものというのは、可能性としては私は十分あり得るというふうに思います。ですから、東京都民として、東京都への働きも、私は十分可能だというふうに思うんですが、その辺の中身をお聞かせ願いたいというふうに思います。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の多摩平団地の建てかえに関する住宅都市整備公団との協議というには、まだ内容には入っていないわけであります。御質問でございますので、一応状況をお話しさせていただきたいと思っております。

日野市として、多摩平団地のいわゆる住宅政策といいましょうか、市民生活の拠点としての存在も大きな意味を持つわけでありますし、とりわけ一番大きな行政上の関心は、いわゆる戸数をふやす、これは国の政策でもありますので、受け入れなければならないとは思いますが、70％の戸数をふやす。2,800戸が4,000戸になる、こういうことですから、市の勢い、市勢に及ぼす影響は極めて大きい。したがって、日野市の都市計画がございます。それから、福祉や教育の施策がございます。既存の、また住民と新しく来られる住民の関係も考えるべきところがあろうと思っております。そういうことで、一番、御当局の要請は、私は増戸であると思います。したがって、これを許容するといいますか承認する、これは日野市としての一番大きな協力だというふうに言ってよろしいと思います。

次の日野市のまちづくりの方針といたしまして、緑を大切にしていただく。それから、住民を困らせない万全の措置をとっていただくというようなことを言うのは、行政として当然の市民を代表をする主張でなければいけない、このように考えております。したがいまして、都市計画の尊重、それから増戸の許容、その他緑の尊重、あるいは市民生活の尊重、どこの市でも私は当然言う、一番大きなまた課題である、求める方も当然、またそれを承知でおいでになる。こういう関係だろうと思っております。

したがって、今対立をしているとか、何か解決を要するための双方の内部検討が必要だというようなことは、全くないというふうに言っていいんではないかと思っております。したがいまして、具体的な市に対する交渉とは、向こうからやっぱり一歩一歩申し出ていただくというのが手順だろうと思っておりますから、その原則に沿っていつでも御協議はお受けしますという姿勢にかわりはございません。

それから、ともなって今の時代ですから、福祉住宅のことや、当然他の市民も納得される手法はとらなければいけないことは、もう言うまでもないと思っております。具体的な話が進むにつれて、日野市としても、また都営住宅あるいは都市整備公団の住宅も含めて、こういう協議はある程度行っておる経過もございます。

それから、次の御質問として、代用市営住宅という言い方をして、借り上げ賃貸住宅の事業が一歩スタートいたしました。生産緑地が今度宅地化される農地もございますので、今、希望を募っておりますが、ある程度の応答もあるようであります。

それから、これは政策として国及び都も助成の役割をそれぞれ分かち持っている関係でありますので、何か市営住宅をつくることの用地の確保あるいは戸数をふやすには、どうしても用地の確保をしなければなりませんこととあわせ考えますと、用地費が要らないだけ一つの政策に値すると、こんなふうに思っております。したがいまして、途中で政策が消えるというようなことではなく、継続をして一定の供給を絶えずできるようになれば、ちょうど土地をお持ちである農家の立場ともうまく整合できるんではなかろうか、このように考えております。

足りない点があると思いますけど、あとはひとつよろしくお願いします。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、ちょっと市長の方に、いわゆる市民住宅の話を、私出しましたが、このねらいは市民住宅やめなさいということではなくて、いろいろ知恵を絞って、これは都からも国からも補助が出ている制度ですから、ぜひ続けていただきたいというふうに思っています。今、この話を出したのは、要するに市民の住宅負担割合というのは、どの辺で見ているかということが基準としてあるんで、今公団の１ＤＫで将来10万家賃、３ＤＫで20万という家賃になりますから、多摩平団地に住んでいる定年退職後子育て終わった方にとっては、到底払える金額じゃない。それは、結局月収で言えば５割、６割、７割というふうな金額になってしまう。それが、具体的には追い出しという現象になってしまう。そうあってはならないために、公団も考え始めましたけども、さまざまな手法を用いてきた。

ですから、今市長は微妙な話をされましたが、原則的には、公団の方から話が、当然そういうことは公団が考えて持ってくる話だと。市がそこまで考えて対応するまでもない、当然、公団の良心としてそういうことはやるべきことだというふうに、私はそういうふうに聞きましたけども、それは、そういうふうにはちょっと公団の政策からいっても、残念ながら言えないというふうに思います。公団は、やはり今国の制度もかなり切

り込まれてきてますから、自活、自立していかなきゃいけないという要請が強いわけで、結局、これはもう株式会社公団というふうな悪評を浴びるぐらいに、具体的なところで手を出しています。そのぐらいに内容が厳しくなっています。民間会社と変わらないんではないかというふうに言われています。

前に農住協の話を、町田の南野農協のお話をさせていただきましたけども、そこでも公団の手法がいかに間違っているかという話も、この本会議場でさせてもらいました。ですから、公団の良識で、向こうから提案が来るのを待って、今私が述べた公営住宅の問題ですが、都民住宅の展開ですとか土地の信託の問題ですとか、そういう公団から待って、当然それを含めて提案してくるだろうということを、私は公団はしないと思います。かなり中身については、こちらからも要求をしないとだめな部分というのは、私はあると思いますから、その点を話しているわけです。今のお話ですと、公団とも内々的にはどういうふうなものをしていくかということも、一つの話題の程度にはのぼっているのかもしれませんけど、話があるようですが、その辺それではいけないんではないかということで話していますが、どうでしょうか市長。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　建てかえの要請は、向こうから手順を経て御協議があるというふうに思っておりますが、なお、こちらも受ける構えとしての主張すべき条件等についての検討もある程度はいたしておりますので、話が始まればある程度かみ合うというふうに言えるように感じております。

御指摘の点も十分内部反省をしながら、間違いのない方向はもちろんでありますし、いろいろな情報もいただきながら進めていくことであるというふうに承ったところでございます。（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋徳次君）　これをもって７の３、多摩平団地建て替の市の方針を聞くの質問を終わります。

一般質問７の４、小・中学生の歯矯正に市の助成制度導入を！の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　済みません。時間が余りありませんので、答弁の方には申しわけありませんが、質問をさせていただきます。

ここでは小・中学生というふうな書き方をいたしております。日野市では、毎回議会でも議論をされ実現を見てきておりますが、１歳半、２歳、３歳、５歳ということで、３歳は東京都でやっているわけですが、歯科の検診をやっております。この中心が、いわゆる虫歯予防を中心にした検診というふうに、私は理解をしておりますが、ここでは、いわゆる歯の矯正の問題であります。いわゆる歯の抜けかわる時期に、今の食生活が変わって、なかなか乳歯が頑張ってしまって永久歯が出たいのに、まだ頑張っているということで、とんでもないところから永久歯が出てくるという現象が見えます。小学校でも４人に１人ぐらいは、とんでもないところから歯が出てくるという現象もあります。もっと深刻な話は、下あごと上あごとのずれが２歳、３歳ぐらいから出てきているという現象もあります。

これは、いわゆる病気の治療ということではないので保険適用外だ、いわゆる整形美容のように整形の話なんでということで、厚生省は保険の対象外になっています。したがって、この矯正の問題は何年もかかりますので100万、200万単位で親の負担がかかるというふうなものになっております。これを、このまま長期的に見て、こういうふうな個人負担でよろしいのかどうかという問題があります。厚生省に言わせますと、いわゆる保険適用になる矯正の対象にすべきぐらいになっているのかなっていないのか、その程度の判定が難しいという話で逃げているわけですが、これは、要するにそれを検定する複数の医師が制度として入ってくればいいんで、十分私は可能だというふうに見ております。

子供のひどい人は、顔自体が変形をしてくるというふうな現象があって、最近の医者の話ですと、それは脳の辺にも影響してきているというふうなデータにもなっているようですが、これも確定的な学説ではありませんので、参考までの話ですが、いずれにしても、親とすれば非常に心配の種で、その心情を考えますと、やはり政策としても取り組む必要性が、もう現在出てきているんではないかということで取り上げさせていただきました。これには、厚生省も眼内レンズの問題ではありませんが、保険適用になるまでには、まだまだ紆余曲折をすると思いますが、その先がけとして、日野市でその適用を検討していただきたいというのが、この出題意図であります。よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　ただいまの御質問についてお答えします。

お答えを用意してあるんですが、時間の関係ではしょって行わさせていただきたいと思いますが、今、議員さんから御指摘がありましたように、1960年代からはやわらかい食べ物とか砂糖とかそんなようなことで、あごの発達が悪くなって、歯のはえかわりがうまくいかないというようなことで、歯のサイズのバランスが崩れている。こうした背

景の中で、歯の矯正治療をする青年が非常にふえている。それから、不正交互は美容の面からだけでなく、歯科的に見て食べ物をかむことや発音でも、また虫歯や歯周病の予防等の上でも問題となっているというふうに言う歯科医師がございます。しかし、現状では、今もお話がありましたように、治療の分野ではなく保険外となっているのが現状でございます。

昨日は入れ歯の問題が、やはり歯の中で出ましたが、このことにつきましても、今後の問題として私どもも研究を進めていきたい、このように思っております。（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋徳次君）　これをもって７の４、小・中学生の歯矯正に市の助成制度導入を！の質問を終わります。

一般質問８の１、大坂上有料駐輪場について問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

○４番（藤林理一郎君）　大坂上有料駐輪場について問うの題名で質問をさせていただきます。昨日、小川議員から、まことに事細かく質問をなされまして、また理事者側よりきめの細かい答弁をなされておりますので、多少重複するところもあろうかと思いますけども、私は私なりの質問をさせていただきます。

３日前でしたか、ちょっと新聞等で目を通して見たんですが、この駐輪場については昭和55年に制定されているように書き込んでございました。そこで、その内容は自転車安全利用の促進及び自転車駐輪場の整備に関する法律ということですね。鉄道事業者については、設置義務づけることがないということですね。そこで、私の方で質問をさせていただくわけなんですが、3点ばかり質問をさせていただきます。

日野駅周辺に放置自転車が大体何台ぐらいあるのか、それが１点。そして、２点目につきましては、日野市内全体で放置自転車が何台ぐらいあるのか、それについて調査したことがあるならその調査結果を知らせていただきたい、このように思います。そして次に、放置されている自転車、撤収して、その自転車の保管期間はどのくらいの期間があるのか、これが３点目ですね。そして、日野駅周辺の歩道に放置してある自転車、１カ月に何回ぐらい行政の中で撤収されているのか、これ１点お尋ねいたします、４点目ですね。とりあえずこの４点だけお聞きいたします。

○副議長（高橋徳次君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　日野駅周辺の放置自転車数は、毎年全体を調べるわけですけど、11月現在で調べますけれども、今年度の分がまだちょっと集計が出ておりません。昨年の数字で恐縮なんですけれども、953台、全体で2,890台であります。保管期間は６月、条例で認めていただきまして２カ月であります。１カ月の移動回数は月によって違うわけですけれども、日野駅の場合２回から３回という数字であります。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　藤林理一郎君。

○４番（藤林理一郎君）　今、回答していただきました数は、大体全体的に見ますと2,890台ということですね。そして、保管期間が２カ月ぐらいということになっていますね。そして、駅周辺の放置してある自転車が整理するのが１回ないし２回ということですね。これは、大体私が予想してましたとおり、関係者の方から聞いてございます。その通りで有ります。

では、次の問題の有料駐輪場の件につきまして、質問をさせていただきます。

質問の前にここにデータによりますと、11月１日現在ということで、１カ月の契約台数が77台、これは１階の場合ですね。３カ月契約が52台、６カ月23台、合計152台ということですね。金額にしまして、１階ですからこれは１台につき2,000円、１カ月30万4,000円。２階の部分につきましては、１カ月８台、３カ月５台、６カ月２台、合計15台1,800円、２万7,000円、屋上につきましては、１カ月４台、３カ月５台、６カ月で３台、計12台ですね、800円、9600円という、こういうようなデータが出ております。

そこで、私が申し上げさせていただきたいのは、９月１日にオープンしてからこのデータを見てみますと、何だか疑問を非常に持っています。そこで、私一般質問させていただくわけなんですが、最初のこのオープンするときにつきましては、計画を立ててしたのが、大体１カ月に対して755台ぐらいですね、そして、バイクですか原動機つき自転車ですね、これが115台、合計で870台ということで、きのう、小川議員もこの件に触れていました。こういうような台数が計画されて設置されたということで、最初からこういうふうな形でありますと、先がとても思いやられるような感じが、私持っております。

そこで、理事者側の方にお尋ねするわけなんですが、上から下りてくる方が大坂上、そして日野台、多摩平、この周辺の方が坂を下って途中で自転車を預け、そしてそのまま駅に向かって歩いていけるということですね。そうしますと、今度神明上、豊田、そして川辺堀之内、この辺の方たちが、一たん駅まで下りて、そしてまた大坂上の方に坂を登ってこなきゃいけない。そして預けて、また駅まで下りる、こういうようなことがどうして最初から計画がなされなかったのか、この辺のところ、これは市民要望で設置しろということから始まったことのように、私も理解しておりますけども、何せ不便、

また坂道の中間でこういう建物があるということにつきまして、これを何とか解決をしていかなきゃいけないという方たち、市民もちろん理事者側、議会側も当然同じことを考えておられると思います。

そこで、私、あさはかな考えで申し上げるかもわかりませんけど、その辺のところ間違っておりましたら、ひとつ勘弁していただきまして、十何年か前に旧甲州街道踏切を閉鎖いたしました。この踏切を再度ＪＲ等にこちらの方から申し入れして、再び踏切を設置するような考え方があるのかないのかということの一つの質問でございますけども、なぜかと申し上げますと、旧甲州街道の踏切を閉鎖した当時のことを考えてみますと、今このようなごみ問題、そして自転車問題が急激にここへきてふえてきたということになりますと、ある婦人の方が、このような私に話を何人か承りました。なぜ、こういうところの坂の中途に自転車置き場をつくったのかということですね。いや、これは皆さんの要望にこたえてつくったんですよと、こういうふうに、私は説明はさせてもらっております。そこで、非常に最近、女性の方が勤めの方がふえて車に乗って駅まで行きますと、駐車場がないというようなことから自転車を利用して行っているということでございます。その自転車の置き場所でさえない。雨が降れば雨ざらしのような形、そして、今度オープンした場所に持って上がっていくわけにもいかないということでございますから、何とか、この旧甲州街道の踏切の閉鎖、これを再度、ＪＲに申し入れをして、そして改札口を上の方につくっていただけたならば、私は利用者が相当ふえて、そして、この駐輪場に置いていただける、こういうふうな考えを持っていますし、一般の方もそのような考えを持っていると思います。

そこで、理事者側にお願いするわけなんですが、この踏切を再度生かせられる、また改札口をつくるという考えはあるのかないのか、これを１点聞かせていただきます。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　場所が適当でないという御指摘はあるわけです。もともとの発想は、これは先日も申し上げましたように、日野駅周辺の市有の駐輪場がほとんどが民地であるという制約がございます。いろいろ土地利用の関係から、一定のその駐輪場の絶対数は確保しなきゃならないという事情から、ともかく適地、つまり取得できる適当な場所を探していたわけですけれども、たまたま清算事業団の官舎の跡地がＪＲの方から市に交渉ができたという経緯ででき上がったものであります。かねてから、一つの駅に一方向一施設というのは、全く望ましいことは御指摘のとおりであるわけです。しかし、一方にやはり駅前の放置自転車は、やはり利用者の協力も、また一方にお願いしなきゃならない部分がございます。ぜひそういうようなことから、多少使いにくい施設であっても、みんなに愛していただいて何とか利用が促進できるような形で、市としても今後委託先と協同しながら努力してまいりたいと思いますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　なお、踏切の開通の問題あるいは改札口の新設の問題の関連でございます。前段部分で建設部長がお答えしておりますが、この踏切の開通を再度ということでございますが、十分御承知のとおり、私の方からもこれの再度あけるということについては、今日まで要請したことはございません。これは、車両のかなり増便等があって、ＪＲのいろいろな理由があろうかと思います。なお、内容については確認はいたしますが、なかなか難しい問題だろうというふうに思っております。

なお、改札口の新設部分につきましては、前回の議会のときにもお答えしましたが、今の西駐輪場の活用をするには、何かの方策が必要だろうということで、いろんな方々の協力もいただきながら、できるだけ駐輪場の利用者のためにもというような方向で、ＪＲに要望申し入れているところでございます。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　藤林理一郎君。

○４番（藤林理一郎君）　今、建設部長、それから企画財政部長から前向きな答弁をいただきました。これはぜひ、取り組みをしていただきまして、できるだけ早いうちに再度この踏切を利用し、そしてこの駐輪場にできるだけたくさんの利用者をふやすために、ひとつ頑張ってやっていただきたい、このように考えます。

それと、あともう１点なんですが、この駅周辺、これはどこの駅前についても点字ブロックというんですか身障者のための場所ですね、このところに、どこの駅周辺を見ても自転車がみだらに放置してある。これを理事者側の方で見て回ったことありますかね。これを、今建設部長があるというように頭を振ってましたから、これはよろしいですけどね、見てあるなら。これは、一般の通行者、目にとめて、ときどき私の方に注意される。議員さん、ここを見て、これどういうふうに思いますかといって、婦人の方たちに、また年寄りの方たちによく注意されます。議員さんであるなら、このぐらいの注意すべきことはやるべきじゃないか、これをすぐに撤去しなさいよ、このぐらいの意欲を持たなきゃだめですよ、皆さんの代表で出ているんだからと、こういうふうな注意をときどきされます。そこで、私、これを取り上げてみたんですが、日野市内に駅が７カ所ありますね、私はずっと見て回ったんですが、どこの駅のところに行っても、点字ブロック

というのはあります。その上に自転車を置いてありますよ。これは、すぐに撤去しなきゃいけない、モラルですよ、ここに置いてはいけないことですよ。お金をかけて点字ブロックしてあるんですから。それを点検もしていると、今言ってましたから、私言いませんけどね、これに毎日ついているわけにはいきませんけども、ときどき自転車の整理している年配の方、何人かいますよね、駅周辺に。この方にどんどん申しつけたらいいんじゃないですか。私、やるべきだと思いますよ。これは、ぜひやってもらいたいと思います。

そして、今度そういうようなところが見受けましたら、私も注意しますけど、置いた方に。再度また質問します。そういうような意気込みで、ひとつこれだけはぜひお願いしたいと思います。このことについて、市長さん何かありますか。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　点字ブロックは、視覚障害の方に最小限の歩行のサービス施設として、できるだけ活用されるように設けておる施設でございますので、それがまた、他の人によってふさがれたり障害になるような状況は、全く社会の思いやりのルールとしては成り立たない状況であります。行政が率先して整理することも、極めて重要でございますし、また市民の皆さんにもお願いをして、障害者に対する配慮をあらゆる部門におきまして行き届くように、そしてまた、それが福祉の社会に一番基本的なことだというふうにお願いをしたいというふうに思っております。

○副議長（高橋徳次君）　藤林理一郎君。

○４番（藤林理一郎君）　ありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって８の１、大坂上有料駐輪場について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時57分　休憩

午後３時34分　再開

○副議長（高橋徳次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の１、新年度予算編成について問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔15番議員　登壇〕

○15番（土方尚功君）　議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問を進めます。

まず、新年度予算編成について問うということで、通告をしてございまして、きょうの私の番までに、既に補正予算関係のところで、あるいは一般質問の中で、平成４年度の今後の動き、見通し等が出されていますし、来年度に向けての若干方向も示されましたけれども、極力ダブらないような形の中でまとめをして、早速質問に入ります。

４年度については、今後、利子割交付金あるいは収益事業の収入というようなことで、10億円強の減収が見込まれる。それから、5年度については、税収の中で20億円強の減収が見込まれ、交付税についての繰り込み等によっての負担増も見込まれる。こういう中で、経常経費も10％削減をするような方向で、そしてまた、市民サービスの低下を来さない中に、内部削減というようなことで職員にも要請をして対応していく。市長は、継続的な事業のものについては、一層前進をさせるというようなことで、また一面、国に対しても富裕団体という見方、その考え方ですか、その見直しをぜひ求めていくというようなことで、お話が今までの中では出てきたということで、こういったことは承知をいたします。

早速ですが、ほかに平成５年度の予算編成に絡んで、今まで出てこなかった部分でどのような形で編成方針を持って臨んでいるのか、これについて、まず総体としてお伺いをしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方からお答えしたいと思います。

今、質問者の方から前段部分でお話もありました。国あるいは都、市の財政状況の中での減収の問題、それに関連して平成５年度、新年度ということでございます。現状の予測の中での見通しも過去に申し上げました。しかし、平成５年度は、第二次基本構想、基本計画の最終の目標年次であるということが１点でございます。これを基本にし、市政の諸課題に対応していくということは、申し上げるまでもないわけでございます。既に各部局に平成５年度、予算編成に当たっての通達も出しております。

内容的には、一つは市への現状と課題、もう一つは、本市の財政環境は過去にお話しした経緯と、全く同じでございます。その中で、３点目で予算編成と施策の事業化の中では、今冒頭申し上げました５年度の第二次基本構想、基本計画の最終目標年次の問題、あわせまして都市整備基盤事業の重点施策の問題、これは、下水道の問題あるいは区画

整理事業の西平山、東町の両地区の事業化の問題、新たに組合施行をする事業等の取り組みの問題があるわけでございます。当然、その他の事業も基本計画にのっての事業も多くあるわけでございますが、やはり、目標達成のためには、五つの柱に示す主要施策の事業化に努力していきたいというふうに思っております。

ただ、特に10％の削減の問題等がございましたが、ことし大幅に変わった部分として、９点ほど各部局にお願いを申し、また指示もしている内容でございます。一つは先ほど申し上げました義務的経費の10％を目途に所要額を算定してほしい。あるいは事務事業全般に厳しく見直し創意工夫、歳出内容等も徹底して効率化を図ってほしい。当然、市制施行30周年記念事業が、ちょうど平成５年度に当たるわけでございます。あわせて、多摩東京移管100周年記念関連事業もかなりの経費で事業を検討しているところでございます。この問題につきましても、多摩ライフ21協会との十分な調整を図って、財源確保と同時に、事業の促進に努めるというような問題があるわけでございます。税収の確保はもちろんのこと、国・都の補助金の的確な把握問題、使用料、手数料等の問題を、やはり財源確保に努めるというような問題でございます。

なお、一般会計だけでなくして、各特別会計、公営企業会計についても、この方針に基づいての予算案を作成するようにお願いをしております。

なお、関連の外郭団体についても同じ趣旨のことを踏まえての経営の視点に立っての能率化を求める点をお願いしているということでございます。

概要につきましては、特に変わった指示事項を内容を申し上げました。このようなことを精査しながら、平成５年度に新年度予算の編成に対応するために、現在新規事業あるいは経常費関係の各部局の要求が出ております。よって、それを現在、財政課の中で精査をしているというような実情でございます。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　あらましにつきましては、承知をいたしました。

一番問題となります、来年は市長の改選の年度でありまして、改選を控えての予算のときには、果たして枠組みをどう考えるのか、また新規事業についてはあたらしい市長に委ねる部分の要素、こういったことで、今、新規事業についても内容については、まだ精査中だということでありますけれども、ここら辺の特に質問を求める前に、ちょっとほかのとある新聞によりますと、日野市の社会党は森田喜美男市長に引導を渡すというようなことで、市長選挙の推薦を見送るというようなことで、大々的に見出しをとって出ている新聞がございました。これの、市長に対しては高齢と、あるいは多選の理由

というようなことでありますけれども、（「多選はよくないよ」と呼ぶ者あり）我々もちょうど４年前のときに、そのようなことも申し上げておったんですが、５選になったということでありまして非常に残念でありますけれども、（「そんなことない」と呼ぶ者あり）そういう中、実際の事業では、市民の要求するものにこたえていくというような中では一定の評価をするものの、内容的には大変いろいろ問題をはらんで、条例の手直しやら予算の修正やらいろんなことがあったわけですが、そういう中、市長はそこら辺の考え方がどのようにあるのかなというのが、一番興味のあることでありますし、ぜひその考え方と、あわせてそれに基づく予算の組み方、大筋といいますかね、平成元年のときにも三百五十六億五千何がしの予算の中に、そういう市長選を控えているんでというようなことで、４億円の政策的な意味合いで残しをかけました。

たまたまこの新聞の中にも、今度はどうも平成５年度の予算は、本格予算を組むようなあれだというようなことが書いてありまして、これではとてもじゃないけど困ったもんだなというふうに感じるとこですから、そこら辺を含め考え方をですね。それからあわせて新規事業として、今、財政の方は精査ということでありますけども、市長の考え方、新規事業ですね、当然、目標年次の５年、平成５年度が最終ということですから、ことさら新しいものがあるということではないとは思いますけれども、そこら辺を含んでありましたら、市長の方からお願いをしたいと思います。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　思いがけない質問を議場で出されまして驚いております。私は、日ごろ申し上げておりますとおり、みずからを持するには厳しく、かつ謙虚に（「辞書を引いたら」と呼ぶ者あり）市民に奉仕をするという基本的な考え方で公務を遂行させていただいております。来年に任期の満了があり、市長選挙の行われることにつきましては、よく承知をしております。ちょうど来年度の予算編成を終える、そういう日程になっておりますので、市民のあるいは日野市の発展のために必要な施策は、ぜひ計上しておきたい、こういう考え方でございます。

と申しましても、内容的には、今部長からもお答えをしておりますとおり、既に基本計画に乗り、またこれまでの議場あるいはその他の場所でもう既に施策として進みつつあるものも数多くございますので、すべての事業がそれぞれ一定の調整機能を果たしながら前進をさせるということは、また私の任期中の仕事でなければならない、このように考えております。

これまでの一つの考え方に沿いまして、予備費に一定の財源を残し、新しい市長が就

任される場合の、早速の施策になるべく支障のないような、そういう配慮もしておきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　前段では、確かに市民が要望する事業を進めている中では当然なことでありまして、私の質問とするところは、今前回の平成元年度では４億円というような実数が出たわけですけれども、今、市長の答えですと、予備費で一定の財源を支障のない範囲でというようなことであります。できれば、数字がほしいかなというふうに思うんですけれども、今の回答からすれば、ある新聞に出ていたような組み方はしないというふうにとらえるわけですが、ぜひそこら辺のことを一つと、それから、市長選について、向かうかどうかというようなことは、ちょっと玉虫的なあれというよりは、はっきり出なかったものですから、そこら辺をもしあれば。それとあわせて確かにこの新聞が言うとおり、一定の81歳という誕生日も迎えて、なおかつ５期20年、要するに生まれた子供がもう20歳になる、選挙権がないものが選挙権が出て、ああ今までのことは間違いだったなというようなことの判断がつく、要するに投票のできる年になりましたので、ぜひそこら辺の中からも含め、後継者の育成といいますかね、普段市長は職員の英知、そういったものを集めてより進んでいくというようなことでありますけれども、後継者育成というようなことをどのように考えて取り組んできたのか、現市長の立場としてで結構でございますので、ありましたら、あわせて再質問という形でとらえたいと思います。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長の資格と申しましょうか任期というものは、その都度選挙を経て行われるわけでありますので、特に後継者とかあるいはあとをつなぐ方というふうなことに対しましての主観的な考え方は、持つのも無理ではなかろうかというふうにも言えると思います。客観的にいろんな形で、いわゆる地方自治体、民主主義の前進という基本にのっとって事が進むというふうに、みずからも律していきたい、こう考えておりますので、まだ先のことは言明をできるような状況ではないというふうに御理解をお願いしておきます。（「市民の皆さんに一任だ」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　わかりました。

今の範囲では、その程度の答えしかないのかなというふうに思います。いずれにしても、今まで社共で絶大な信頼を寄せていたものが崩れたというふうにとらえますんで、

この機会に保守中道を中心として、新しい革新から保守関係の市政に変えるように、我々も全力を注ぎたいということを申し上げて、この質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって９の１、新年度予算編成について問うの質問を終わります。

一般質問９の２、市長の行政報告について問う――第三弾――の通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

○15番（土方尚功君）　それでは、市長の行政報告について問うということで、質問をいたします。

今回も――第三弾――というようなサブタイトルがついておりまして、市長の報告のあり方については、前回のときにもちょっとお願いをしたりした件がありますが、どのようなもんかなと思っておりましたところ、資料も早く配付をされまして、内容を検討いたした結果、どうもこの点は問題があるなというふうに思った点が１点ございました。つまり、今回６点の報告がありましたけれども、この４点目の市南部地域病院予定地の見通しについて、こういうことに一応絞って質問をさせていただきたいと思います。

この報告の中に、要するに最適の地として結論に至ったというようなことの、初めて我々、ああそうなのかというふうに思っているとこですけれども、それとともに代替地との交換を条件にというようなことで、全農のグラウンドの土地と交換し――交換といいますかね、そういう形の中で、この予定地が決まってきたように報告がありました。このことについて、具体的に少し聞いていきたいと思います。

今、いずれにしても厚生委員会の中でもいろんな病院の問題についての検討もされていますし、市立病院等の対策の特別委員会でも、病院問題は審議がいろいろされているわけですけれども、そういったことの中で、二眼レフ構想といいますか、市長の言う、この構想についての見直しといいますか、そういったこともいろいろ取りざたをされているとこですし、それから場所の問題、それから病院に対する調査費のことしの予算等も、全体の病院の見直しというふうなことでとらえて我々もいたんですが、現状の病院の見直しという形の中で、一定の方向がとられての調査ということになっています。ここら辺も、視点にすれば問題になるわけですけれども、こういった中で、まず今回前段、後段になろうかと思いますけども、この病院の、まずそのものができないのに予定として土地を求めてしまうというのは、一つ問題があるというふうにとらえますと、当然市立病院の関連でベッドの増床、こういっこたこともままならない状態、つまり地域医療

の計画という中では当然そうですし、新たに南部の病院というようなことは、相当足を運んでそちらの調整がされないと、とてもじゃないという状況というふうに私は見ておりまして、果たしてそこら辺がどのように解決をされたのか、そういったされないで予定地は先行し過ぎるというふうに思うわけですけれども、果たして、今の状況からすれば、どの程度に解決されて何年ごろにそういう考え方を持っているのか。

そして、全農のグラウンド用地が最適の立地だという結論に達したということでありますけれども、どういう機関がこの最適の立地として結論づけたのか、そこら辺の組織といいますかね、をひとつ伺いたいというふうに思います。

それから、次に全農との協議を進めたということでありますが、その後ろに代替地としての交換を条件にということでありますけれども、どの程度の協議をなさって、そしてその代替地交換の条件といいますかね、果たして交換というようなものがどうなのかなということも、一つの視点としてとらえて、これの説明をいただきたいことと、基本的合意にしたということですけれども、その合意の合意書なり取り交わし、そういったものができているのかどうか、そこら辺を中心に、ひとつ伺いたい。

それからまた、高幡の土地区画整理地内の市の土地と公社の土地を、要するに集合換地することでその手立てをするんだということでありますけども、高幡の区画整理の集合換地の関係については、大変複雑化をしてきちゃっているという状況が、今まであったわけですし、そこら辺がもう既に解決をしているものかどうか、二転三転状況が変わってきている中で、果たして、そこら辺も十分見通しが立っているのかどうか、こんなことの視点で、とりあえず質問をしたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えをいたします。

日野市の南部地域に医療機関といいますか、医療施設が極めて希薄であって、いわゆる浅川より南部の地帯――地域といいましょうか、日常の生活にもいろいろな不便と不安がある、そういう観点から、恐らく10年くらいの以前から、我々も南部地域に医療機関の充実を図る必要があるということ、それから、加えて南部地域の住民の方々の数万という膨大な署名をもって、日野市議会に請願があって、またその請願も既に採択をされておる、こういう事情は御承知のとおりであります。

その間に、一方には国の地域保健計画というふうな行政上の施策もありまして、特に我々の南多摩地域、つまり東京都という医療圏の中の南多摩医療圏、その範囲では基準になるふうな病床数は、一応満ちているということで、既存の病院の増床ということが、

極めて規制をされ困難な状況にあるということが、一つの背景になっております。

そこで、かつて既に日野市が持っております市立総合病院の建物や設備の近代化の問題、それから、住民の安心、安全のための病床確保の問題、これらが複雑に絡んでいろいろな、私も提案をしたり、また論議もいただいたという経過がございます。一時、二眼レフ構想という言い方で、市立病院の改築を、たまたま施行中の高幡区画整理地域の中に用地を求めることができないだろうかということを、区画整理事業の中にもお願いをし、また議会にもそのような説明をして、かなり複雑な議論をいただいたという経過もございます。（「複雑にしたのは市長でしょう」と呼ぶ者あり）

その後、区画整理事業の範囲では、市が持っております土地も相当面積ございますので、それに若干の買い足しをし集合換地をすることで、将来の南部地域に予定をする医療機関の用地に充てがうことができる……（「ある日突然、一方的じゃね」と呼ぶ者あり）というふうに考えてまいっております。

特に地元の意向が、我々といたしますと、日野保健所の近くということは、医療機関の位置としては適当だというふうに……（「できないことを言ってもしようがないんですよ」と呼ぶ者あり）考えておりましたが、地元で必ずしも、それが理解をされないという理由もございました。したがいまして、高幡の区画整理地域の予定をしておりましたそのあたりには、病院予定地として確保することを断念いたしました、そういう経過がございます。

一方に、御承知のとおりの全農の土地と言われております。日野市が随分長い間、お借りをして、かつては南平高校の開校に当たりまして、仮設校舎も用地を借りてつくった、こういう経過のある場所であります。全農自身は、職員の方々の福利厚生施設としてグラウンドにしたいという御希望でございましたが、その後、全農内部の考え方の変更で住宅をつくりたい、社員住宅をつくりたい、こういう計画が持たれておるということを知ることができました。そして、高幡区画整理事業を今、都道の西の部分は変更して、事業地から外したわけでありますけど、どこか住宅の建つ場所がほしいというお気持ちがあったことは事実であります。

そういう観点に立ちまして、ここ数カ月前からだったと思っておりますけど、いわゆる全農の総務関係の御当局に、担当の方からもある程度の下話をさせていただきました。市が、いろいろ配慮してくれるならば、市の計画に協力をしていい、こういう基本的な回答をいただいておりました。私も理事長にお会いをいたしましてごあいさつをし、双方に事業として都合のいいように御協力をいたしますという回答でございました。今

回、区画整理事業の側でも、いわゆる集合換地が地域に理解をされて、先日開いた区画整理審議会で集合換地のことが決定をされ、２区画にわたるわけでありますが、ちょうど面積としては適当な面積が確保できた、こういう次第でございます。今すぐその全農の用地が交換をすることによって、市の公共用地ということに確保いたしましても、すぐ病院をつくるとか、そういうことにはならないわけでありますけど、将来の予定地として、地域にまず適切な医療施設ということで、そのやり方にはいろいろあると思っておりますけど、できれば、医師会と十分相談を経て、そして……（「医師会、反対している」と呼ぶ者あり）日野市の地域全体に、一応の医療施設としての安心のできる、あるいは医療需要に対応のできる、そういう状況をつくるということは、日野市政にとっても、極めて重要な仕事だというふうに考えております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

したがいまして、かなり複雑でおわかりにくい点があるかと思っておりますけど、（「わかる」と呼ぶ者あり）現在の市立病院は、（「１人だけだ」と呼ぶ者あり）いろいろな場で御説明を申し上げておりますとおり、多摩平四丁目３番地の場所で……（「構想を描くのはうまいね。さもできるような雰囲気だけはつくっている」と呼ぶ者あり）そして、全農の用地は、将来の、もちろん公共用地でありますし、十分これからもいろいろな努力によりまして、地域に提供できる一定の医療機関の拠点にすべきではなかろうか、またその用地の確保ということは、現在の区画整理事業の中で可能であり、またこのチャンスを失えば、ちょっと再び機会を失うということにもなろうかと思っております。

そういう意味で、都合よくという一面もございますし、それから、場所としても、将来は高幡駅の北側が開設されるということにもなると思っておりますし、浅川特養ホームの施設あるいはその周辺の道路整備、それらをあわせて最も適当な土地だというふうに判断をした、こういう経過でございます。

そのことを、特に今回は大きい行政の事項として報告をさせていただき、また御指導なり御助言をちょうだいしたい、こう考えております。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　一応説明をいただきましたけれども、今度は個々に、ちょっと今の話の中から、それから、先ほど求めている中ですべての答えがあったわけではありませんから、順次やっていきたいと思います。時間も十分あるようでありますので、よろしくお願いします。

まず、いろいろ経過は――前段の経過はすべて今までのことですからわかっています

けれども、中段以降、特に全農のグラウンドのこの土地については、要するにわかったことは、全農の方がもう数カ月前から状況の変化によっての社員住宅化したいということがあったということの事実ですね。

それから、市が配慮すれば、そういう交換なりのこともということになったということですけれども、それから、私が今一番前段の質問の中では、最適地としての結論になったという、その市長が独断で決めたのかなと思うわけですね。いろんなことを見れば、今、医師会の問題ですとか立地にかかわる最適の立地かどうかというようなことについては、七生地域、南部の全体としてはという見方をすれば、何もそこに限る必要は全然ないし、いろんないきさつの中で区画整理の中はだめだった。区画整理の中にある公共用地は公共用地としてとっておけばいいことであって、ことさら病院のことを優先、いつできるかわからない、どうも今聞いていても、地域医療計画、そういった南多摩圏の関係でも、見通しもどうもないような発言というふうにとらえますとすれば、今の現在のところも、その道路、確かに潤徳小学校の南側はもう既に埋めましたね。全農のグラウンドに続くとこで、あとは森久保医院の方まで入ってくるそういう道路の関係でありますとか、そういった状況と、それから、当然森久保医院という医療施設がそこに一つあるということが、医者が現実開業しているところですから、そこら辺の了解。

それから、医師会としても最近の考え方は、要するに日野の南部の方にしても、全体的に南多摩医療圏の中でつくられた今度の多摩南部病院ですか、こちらの方が、もう二次医療なりの形で十分整って、今度はもう医師会とも話が通じているところは、各医院がいろいろ問題がある人はそこへ送り込みをする。で、送り込んだときに、向こうで一定のものをして、また地域の開業している医者に戻す、それで面倒を見てもらう、医療関係の治療なりをしてもらうということですけども、そういうもう既にシステムの中で、公設民営という形の中でスタートをしますので、ぜひそういったことからすれば、医師会は、要するに多摩センターまでの交通の便をよくしてもらうことによって日野市民が救われる、こういったことで、ぜひ道路の関係の整備を早く進めてもらえれば、十分日野市民の医療の関係の対応がつきますよ、これが一番新しい、この間医師会と話しをしたときの話であります。

そんなことから総合的に判断をすれば、とっても最適の立地だというふうに結論づけるのは、ちょっと問題があるというふうに思いますし、将来の予定地という意味合いとあわせて用地を確保しておいてということ、区画整理の問題やら何やらということになりますと、今度は全然別個ですから、そういったことからすると、今の先ほどの市長の

回答では、とってもじゃないけど納得ができない。果たして、中心としては最適の立地との結論に至ったのは、どこでそういった市の中でも検討委員会なり、いろんなものをやってやったのか、市長が独断に結論を出したのか、そこら辺について、今いろいろ話のところを、もう一度疑問点を踏まえながら、ちょっとお話をいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでも議会の本会議場あるいは委員会、その他地域保健協議会等にもお話しをしたと思っておりますけど、過去を振り返っていただいて、ちょっとお考えいただきたいんですが、地元の日野医師会が積極的に南平の御承知の地点に、いわゆる他市からの医療法人病院の立地を積極的に認められて支援をしておられたという状況もございました。このことが不如意に終わったり、それから計画を持ったその医療法人が、考えを取りやめたりということで、挫折をしたという経過がございます。したがいまして、つながっております一つの考え方は、やはり南の方に市民の期待に添える程度の医療機関がほしいということは、全く事情として変わりはございませんし、また、日野医師会の承認をしてこられた立場も変わっているわけではございません。

ただ、行政側が的確な用地を確保してあっせんをしてあげることができなかったとか、そういうことはあるわけでありますが、今回は一応の6,000平米、実面積はもう少しあるわけでありますが、その程度の用地が確保できるという見通しがたったということであります。確保しない先から、余り先走った相談もするわけにはまいりませんし、これから十分医師会と、あるいは関係の方々にも十分御相談をすることは、もう言うまでもございません。

そして、今の社会情勢で、用地なくしてあるいはある程度の積極的な支援や投資なくして、まとまった医療機関を誘致をしたり開設を求めたりすることは困難であります。土地があるということは、一番それを可能にする第一歩でもあります。（「まず、市立病院どうするの」と呼ぶ者あり）そういうことで、市立病院を市立病院として、先ほど言いましたように四丁目３番地に……（「市立病院のめどもついていないのに何言ってんだよ」と呼ぶ者あり）改築を図りながら、内部の医療需要にこたえていくということは、極めて大きな行政課題だといっていいと思っております。

したがいまして、一定のレールを敷きましたので、そのことを議会にも報告をし、これからのまた対応について、いろいろと御理解や御支援をいただく、こういうふうに進めたいということを思い立っておるところでございます。

御近所の先生に対しましても、これから十分礼を尽くして、むしろ経営者にでもなっていただくぐらいなお願いをもって臨みたい、このように考えております。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　わかりました。

古い経過のことは、その段階で状況が変化をしたりいろんなことがあるわけですから、その後にもう多摩の地域の南部病院というものができたりなんかして、状況が変化をしてきているという現実も、一つとしてはとらえなければいけない。決して、医療機関をつくるなということではありませんけれども、そういった状況もやっぱりいろいろ勘案をしていかなければいけない問題だというふうに思いますけれども、市長の考え方はそれはそれですからいいんですが、いずれにしても、この最適の立地の結論に至ったというのは、庁内で検討委員会なりを設けたということですか、１点それだけについて伺います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　おのずからの帰趨でありまして、周辺から考えて当初予定をいたしました（「独断と偏見だな、じゃ」と呼ぶ者あり）保健所に近いということもありますし、高幡の駅に一層近くなるということもありますので、まず適切な場所であるというふうに判断をしておるところでございます。（「その判断はだれがしたんですかということですよ」と呼ぶ者あり）私の責任において、事は進めておりますが、用地のこと等につきましては、それぞれの担当と協議を進めながら進めておりますということは、言うまでもありません。（「進めてない」「進めてないよ、冗談じゃないよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　少し突っ込ませていただきます。

今、庁内で協議をしたということでありますが、通常ですと、検討委員会というふうな形、名称を置かないかもしれませんけれども、それじゃ、どういうメンバーが、市長が最終的に決定をしたということですが、どことどことどういう部門がこれに当たったのか。それで、いつそういう会議を開いたのか、そこら辺を、では明らかにしてください。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政の手順を進めておるということでありまして、それぞれの主管課がございます。高幡の区画整理は都市整備部並びに区画整理課が担当して、それぞれの地主さんの了解を得る手順を踏んでまいりました。

それから、用地のことでございます。用地を日野市が確保するには、どういうふうな手順を経て確保することが、一番正当であり、かつ有利であるというふうなことも、（「市長さん違うんじゃない、その前の段階の答弁をしなきゃ」と呼ぶ者あり）十分な検討を経ながら進めておる、こういうことでありますので、これからの展開に御期待をお願いをしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　全くもって、こっちが質問しているのは、この要するに最適地として決めたその会議があったというような発言だったから、そういうことなんですよね。で、今区画整理は当然、だって市長が換地をしなさいということになれば、換地作業はするでしょうし、用地の手だてでその進入道路の関係やらいろんな問題をクリアしなきゃ、いずれにしたって、そんなとこ建つわきゃないんだし、そんなのは後のことですよ。

要するに、ここが最適だと決めたから、それに沿った形でやんなさいということだけであって、そこがそうなったという決めた段階までの手順はどうだったのかと、私は質問しているんですから。（「議運の委員長だよ、質問しているのは」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　願ったりかなったりの、私は最適な場所と、どなたも御理解がいただけると思っております。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　それじゃ、ここのところは、その程度にとどめておきましょう。

それじゃ次の段階で、では全農と実際に協議を進めたわけですね。進めた結果、交換をというようなことになります。ここら辺のところ、じゃ具体的に入っていきましょう。全農とは何回程度、そういったことで会議を持って対応されたのか。それから、代替地との交換を条件ということですが、交換ということは民と官、要するに市と民間と単なる交換というわけにはいかないと思うんですけれども、そこら辺はどのように、そして合意を見ているのか、これについて、ちょっと具体的にお話しをいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　集合換地にあわせて全農との交渉に当たったのは、都市整備部部長並びに参事がうまく事を運んで努力をいたしました。それから、民有地と公有地という関係になりますから、直接の交換ということではありませんが、要するに用地を

持ちかえるということでありまして、土地を持ちかえるということでありまして、市は全農から用地を買い取り、全農は、またその市の土地を提供をすると、こういうことであります。税務署にも、かなりの突っ込んだ相談をして、なるべく双方に無理のない形、それが可能であるというふうな見通しを持っております。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　次に移っていきますけども、今の質問の中では最初に言ったのは、全農とはどの程度の協議をされたんですかというようなこと、そこら辺のその合意に達した状況ですね。今、市長の説明じゃ、集合換地については部長と参事、これは当然のことですよ、そんな、その集合換地そのものだけは担当課の関係なんですから。だけど、それ以上、先に今も私の方が、当然等価交換みたいな形のものは処理できないんだ。だとすれば、当然、もう価格として見合って、ではその6,432平米と実際に、高幡の区画整理地内のどの程度の面積を売ってうまくちょうど合うのか。要するに区画整理もされてないような中の、道路もそれこそないような土地と、もう本当に回りが道路でちゃんと整備ができているとこの土地で、実際にもうやるとすれば、ではただ単に同じ面積でやりますなんてことは、当然あり得ないわけですから、当然、今のグラウンドの方の予定地が幾らぐらいに見て、それで区画整理の中の土地を幾らに見るのか、そうすると面積が七三になりますよとかというようなことは、当然話の中でも出てこなければ、向こうが合意しますなんてことはあり得ないわけですね。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の行政報告で申し上げておりますのは、そういう見通しが立ったということで手当てをしたい、つまり区画整理の集合換地によって手当てをしたい、このように行政報告をしておるわけでありまして、（「本音が見えて来たな、市長選の」と呼ぶ者あり）交換の手続そのものは、これからの課題でございます。また、それもおおむね見通しがあるということを申し上げておるわけでありまして、違法性も全くないということで御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　それでは、見通しをもう当然そこで持っているとすれば、今の本当に私が質問した範囲ぐらいのことは、答えができなければ、見通しが立ったなんて言いませんよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そこら辺、ちょっと突っ込んだとこですから、せっかく始まった質問ですし、まだ私は5時過ぎまでは十分持ってますから、時間を。そこら辺のことを答えられるなら答えてくださいよ。

○副議長（高橋徳次君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、前段でちょっとこの全農と交換に当たりまして、私ども、今市長からお話ございましたとおり、高幡の中に換地を集合するということで打診に行っているのが、一番最初私どもが行っております。それで、基本的に、場所的にはこの周辺でよろしいだろうという形で御了解は、一応得て、それで換地の集合の作業に入って、地元へ入ったと、こういう経緯がございます。

そこで、今、高幡の区画整理の中で換地が集合、今回の審議会で決定していただいたのが審議会でございますけれども、今月の12月４日に審議会を開会しております。この中で、集合していただきましたのが、２街区に分かれておりますけれども、全体で4,634平方メートルでございます。それで、この区画整理としては、最終的な目標は五千六百強にしていきたい、あと２件ほど、今まだ交渉中のところがございます。前段でほぼ御協力得られそうなところを第一段として集合をさせていただいたということでございます。

○副議長（高橋徳次君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　土地関係について、私の方からお答えさせていただきます。

今、全農との高幡区画整理地内の市の持っている土地と、それから公社の持っている土地との交換の状況でございますけども、予定しておりますのは、土地開発公社が持っている面積が５カ所で2,001平米ございます。それから、市が所有していまして集合換地に予定している場所が９カ所、筆にして22筆でございますけど、これが3,368平米でございます。それから、これだけでは、合計5,369平米でございますので、あと足らない分を公社が平成４年度中に買収に入っていきたいという予定で進めているところでございます。

全農の土地の面積でございますけども、ここにありますように市長の報告には6,432平方メートルになっています。公簿面積上、見ますと筆数が３筆ありまして、6,961.82平米です。それの上記との面積差の529.82は道路用地に提供されるというようなことを聞いております。全農と潤徳の間の幅８メートルの拡張するための協力用地だということを聞いております。以上です。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　今の話でも、五千六百強というようなことが、区画整理の方との区画の関係出てくる。それから、市の持っている土地、公社の持っている土地の面積もありましたけれども、全農のグラウンドは区画整理もされていない6,400ですから、

片っ方は二十数％に30％近い減歩をしているわけですよね、ただ単に面積の比較からして。それがもう既に5,600という数字でなんていうのが6,432平米の、例えば３割で三六、十八、1,800平米はなくなっちゃうんですよね、区画整理の中の土地と単に比較しただけでも。そんなことからすれば、とってもじゃないけど、こっちの手立てする面積の方が多いから、相当全農はお金を払う、例えばこの5,600という数字にすれば、そういったことも黙ってたって素人目にもわかるわけですね、こんなことは。

だから、どうもはっきりしたことが、なかなか出てきませんけれども……。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　土地の売買はもちろん評価を行って、その評価によって売る、また買い求める、こういうことですから、公共用地同士ですと、これは等価交換というのが成り立つわけですけど、民有地と公有地と買いかえる場合は、もちろん一定の評価をし、その評価によって売り買いによって取引をする、こういうことですから、そのあたりをひとつ御理解をしていただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　今、市長が口をはさんだという感じなんですけれども、当然なんですよ、そんなことはね。もうですから、交換を条件というよりは、基本的にはそういうことかもしれないけど、手続上はもう全部これ売買で処理をするし、当然、売買をすれば、市は税金はそれはかからないけども、相手方は、当然税金がかかるわけですね、これは。それは、先ほどちょっと税務署と云々だとかというような話もありましたけれども、当然そういったことがあって、本当にこれがこういうふうに、今回の報告の中では立地の関係の結論あるいはここら辺で基本的合意に達したと、これは単なる合意だと。それで、今後それぞれの処理をしていく中にやっていくという程度のことですから、もうちょっと行政報告として出てくる段階では、その前段の東京都の関係なんかは、今後やっていきたいから検討していきますよ、これはもう当然構わないけれども、ここら辺の一番病院問題ということで、それぞれがみんな注目をしている、各議員がそれぞれ本当に市民のためにというふうな立場で、いいのか悪いのか真剣に取り組んでいるその案件について、余りにも安易に今回、行政報告として出てきた。こういう観点しかないんですよ。

ですから、私は今回、一般質問に取り上げているわけですけれども、ぜひそういったことで、聞いてみればそんなに大したことがやってなくて格好づけに出してきた（「そうだよ」「選挙対策だ」と呼ぶ者あり）これしかないんですよね。ぜひ、今後の行政報

告の中では、こういった形のものは、少し控えていただいて、もう少し具体的に……（「そうだ、そのとおりだ」と呼ぶ者あり）やってもらわないと、それぞれ誤解を招く。（「選挙対策が多過ぎるんだよ」と呼ぶ者あり）これ、市民がぱっと見たら、ああ南部地域に土地が確保できたから、すぐ病院建ててもらえるだろうと思うのも、これ普通のあれですよ、感覚ですよ。

ぜひそこら辺を、今後の関係で本当に今回なんかは、こんな行政報告は取り下げをし、自分みずから律するという、さっきの態度の関係から判断すれば、当然、取り下げ、陳謝をするなりをして対応を図るべきだというぐらいに思ってますよ、私は。全くもってばかにした報告だと、こういうことであります。内容を、今聞いてみてもらえば、突っ込んだところまで行かないかもしれませんけども、おおよその雰囲気といいますかね、背景は十分わかっていただけたと思うんですよ。この件については、ぜひ今後もう少し具体的にその都度、各議会ごと、あるいはそれぞれの関連する委員会、厚生委員会とかそういった会議の場では、順次報告をしていただかないと、とてもじゃない。こういったことをぜひ申し上げておきたいと思います。

今後、当然ここら辺の絡む問題としては、行政財産というような、市議会に当然、議決に付すべき契約、そういったことであれば、財産の取得あるいは処分ですね、当然、今度行われるわけですから、そういった条例にも違反をしないように、ぜひ心がけをしていただいて、それで当たっていっていただきたい。このことは、今までのいろんな中でも、先ほど、宮沢議員も要綱その他にのっとっているのかというような形のもので、少し見直しをといいますかね、そういった方向もあったわけですが、もうこれ全体に言えることなんですよ。

どうも何回もいろいろ申し上げる中に、市長の独断で物が動いていって、職員が四苦八苦しながら、後つじつま合わせをしている、こんな状況では、今後の市政のもっていくことを与党の一員であっても、本当にもうさじを投げて、先ほどのではありませんけれども、市長はもう推薦できない、こういう結果になるわけですよ。ぜひ新しい発想の中で、新市長ができるようなことを望んで、もう少し頑張っていただきたい。これは、特に職員の皆さんにも申し上げて、この質問は終了いたします。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって９の２、市長の行政報告について問う――第三弾――の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時39分　散会

12月10日　木曜日　（第４日）

平成４年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第35号）

12月10日　木曜日　（第４日）

出席議員　（29名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	旗野行雄君	６番	谷　長一君
７番	小川友一君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋　徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	小山良悟君	25番	高橋徳次君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

17番　福島盛之助君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成4年12月10日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時5分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員17名であります。

市長より発言の申し出がありますので、発言を許します。

○市長（森田喜美男君）　元日野市職員並びに教育委員を務められた篠崎美雄さんがお亡くなりになられました。きょうの午後1時から告別式ということでございますので、議会中でございますから、砂川助役に弔辞の代読のために一時議場を離れますので、よろしく御了承をお願いいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これより日程第1、一般質問を行います。一般質問10の1、（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン事業計画について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（奥住日出男君）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回は、（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン事業計画について問うと題しまして質問させていただきたいというふうに思います。

既に御承知のように、この多摩川苑福祉ゾーンの事業計画に関しましては、昨年、平成3年の第1回定例会で森田市長より、特別養護老人ホームの建設が緊急的課題であり、100人規模の計画に着手したい旨、所信表明の中で力説がされました。以降市長の諮問を受けまして、昨年8月に日野市老人福祉協議会より「（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン計画について」答申が出されました。さらにこの答申を踏まえまして、本年の3月、福祉部老人福祉課より「（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン計画整備構想調査報告書」が提出をされております。こういう経過を踏まえまして、今日まで進んでまいりました。今後事業化に向けてどのように進められていくのか、この件をきょうはポイントを絞りまして具体的にお聞きをしたい、このように思います。質問の内容は3点でございます。

まず1点目は、本年3月に整備構想案がまとめられまして、課題も何点か報告をされております。その課題につきまして、きょうまでに整理された内容について、その進捗状況をお聞きしたい。

2点目は、この構想案の中に、いろんな施設を配置するという、こういう絵がかかれております。この施設の建設など具体的な事業はいつから、何から始まるのか、そして

いつごろ完了するのか、その内容を年度計画など施設の配置構想図も含めまして教えていただきたい。

３点目は、福祉ゾーンが整備完了した場合、施設の利用者は常駐者――職員が常駐するでしょうけれども――常駐者を含め何名ぐらいとみているのか、また総事業費及び年間の管理運営費はどのくらいになるのか概算で結構ですから教えていただきたい。

以上３点でございます。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

第１点目の御質問でございます。現在までの進捗状況でございます。（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン計画につきましては、御指摘のとおり昨年の８月に日野市老人福祉協議会にゾーン計画のあり方につきまして、その基本的な部分についての諮問をいたしてまいりました。本年３月にその答申を得たところでございます。この基本的な部分については、昭和63年に同じく老人福祉協議会から答申を得ているところの日野市の高齢者福祉施策の体系化、この基本的な考え方を反映したものとなっているところでございます。この答申をもとに、本年４月にゾーン計画の整備構想調査を実施いたしまして、いわゆるイメージプランを策定したところでございます。このイメージプランの中で幾つか課題あるいは問題点が提起されているわけでございます。

まず問題点として、一つとして用途地域の関係でございます。万願寺土地区画整理事業地内の第１種住居専用地域ということになっているために、これらの福祉施設の建設が困難となっております。やはり土地の有効利用の観点からも、適正な用途地域の変更が必要でございます。

第２点といたしましては、この区域内には既に区画整理事業によりまして、区画街路の築造が完了しているところでもございます。この道路体系の見直しが必要となってまいります。したがって、これら問題点をクリアした中で、あるいはこれらのクリアしていくための作業と並行した中で、施設の整備を図っていく、そういうような考えでおります。

用途地域の見直しにつきましては、都市計画法の規定によりまして、５年ごとにその見直しが図られているところでございますが、平成６年がちょうどその見直しの年になっておりますので、この時点に向けまして用途地域の変更を行うよう準備を進めております。またこれら問題の解消に当たっては、現在、庁内において関係する部課の中で、仮称でございますが、日野市多摩川苑福祉ゾーン計画整備計画の検討チームを設置してお

ります。これら委員を中心に今後十分検討を重ね、実現に向けて努力をしてまいります。

それから、２点目の御質問でございますが、具体的な事業はいつから始まり、また年度計画はどうなのかという御質問でございます。ゾーンの施設整備計画につきましては、現在策定が進められておりますところの第３次の日野市基本計画の中に位置づけられることはもちろんでございますが、平成５年度中には、さきの老人福祉法、あるいは老人保健法の改正によりまして義務づけられたところの老人保健福祉計画、これを含めた中で、高齢化社会全体を視野に入れたところの地域の福祉推進計画、この計画を策定することになっており、現在策定に向け準備に入っているところでございます。

この地域福祉推進計画でございますが、内容的には、老人も障害者も児童もまちづくり、これらを含めた中での計画でございます。この計画の目標年次でございますが、平成５年度から平成12年度までというような規定になってございます。基本的には、この計画の中で事業に対する目標年次、あるいは目標量等明示していくことになっております。施設整備の全体の具体的な事業の展開につきましては、現時点では明らかにするまでには至っておりませんが、少なくとも特別養護老人ホームの建設については、一刻も早い時期に取り組んでいきたいと考えております。

現在、特別養護老人ホームの関係でございますが、160名の要介護老人が浅川苑を含む民間施設37カ所に入所しておりますが、入所ができないで待機している方が常時100人前後おられるというのが現状でございます。また、最近におきましては、これらますます需要の増によりまして、民間施設への入所が非常に困難になっております。年々入所者が減少しているのが現状でございます。一方では75歳以上の後期高齢者の増加、あるいは核家族化、少子化、これらの進展の中で、在宅での介護、扶養機能の低下が進んでおります。このような状況の中、特別養護老人ホームの整備は緊急課題として取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。したがって、用途地域の変更とあわせ一刻も早い時期に着手してまいりたいと思っております。

また、当該ゾーンは、現在のイメージプランの中では、老人施設、入所施設が中心となっていくところから、ややもすると閉鎖的なイメージを与えかねないということから、総合福祉センターあるいは多目的な広場等老人障害者、児童、一般市民等、だれもが利用され、また世代間の交流が図られるようなゾーンにしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、３点目でございます。施設の完了した場合の常駐者、あるいは利用者、年間の管理運営費はどれくらいなのかということでございますが、ゾーン施設整備につき

ましては、現時点ではあくまでもイメージプランでございます。したがって、その規模、内容については、まだ未確定な要素がございますが、今回提出いたしましたゾーン計画整備構想調査報告書の内容のみでかかる費用等を算出した場合でございます。大ざっぱでございますので、その点御了承いただきたいというふうに考えておりますが、まず、施設の利用者でございます。これについては、いわゆる特別養護老人ホーム、あるいは老人保健施設、これらでそれぞれ特養は100床、老人保健施設については50名ということを現時点では考えております。それから通所施設でございます。サービスセンター、いわゆるショートステイ、あるいはデイサービス、あるいは福祉センター、これらの利用者を大体340から350名程度というような目標を持ってございます。

それから職員の配置でございますが、これはあくまでも国あるいは東京都の基準配置、こういうものを参考に算出いたしますと、まず特別養護老人ホームでは34名、在宅サービスセンターでは17名、介護支援センター９名、老人保健施設22名というようなことから、およそ百十四、五名というようなことでございます。

それから、この施設整備に要する経費でございますが、これについても浅川苑の実績、あるいは東部会館等の実績、こういうものを勘案した中でございます。用地取得につきましては、2.1ヘクタールということから約88億円、それからこれらいろいろな施設、いわゆる施設分の建設費でございますが90億、それから施設の運営管理費でございますが、年間16億。このほかに、若干外構工事等はございますけれども、それらを除いたかかる費用を概算として掲げたところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

何点か再質問させていただきます。ただいま福祉部長の方から、それぞれ御答弁いただいたわけですけれども、一番引っかかるのが用途地域の見直し、それから区画道路というようなことだと思うんですが、これは報告書の中でもいろいろと説明を受けております。整備構想案の内容というのは、あくまでもイメージプランとは言いながら、この内容を見ますと、国が平成元年に「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」、こういうものを打ち出しておるわけですね。その中に、それは今部長がおっしゃられたように、平成５年度から12年度までに明示をしなきゃいかんという、こういうことになっております。この中身が昭和63年２月に日野市老人福祉協議会から答申されました、ただいま部長が御答弁されたように、「日野市の高齢者福祉施策の体系化について」という内容とほぼ

一致をしているという、こういう報告も受けておるところでございます。

そうなりますと、この体系化についての答申、この基本的な考え方が昨年８月に出された、いわゆる今回質問しております「（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン計画について」の中にかなり反映をされているということですね。ですから、イメージプランといっても、ほぼ構想は固まっているんではないか、とこんなふうに私は受けとめているところでございます。

そうなりますと、この整備構想の内容というのは、緊急性があって、しかも充実を図らなければならないものが多い。とりわけ介護施設と医療施設というのは、国あるいは東京都が重点施策として位置づけているものがほとんどなんですね。国と市、それぞれ果たすべき役割はあると思うんです。しかしながら、時代の要請にこたえるという、すなわちその課題の一つであります高齢者福祉の向上を図るというこういう点では、国も都も市も全く共通して緊急的課題であるという、こういう形でとらえておるわけでございます。

ただいま部長の方から、用途地域の変更見直し時期は５年ごと、次回は平成６年であろうという、こういう御答弁がございました。５年ごとの見直し、いわゆる用途地域の変更と緊急的課題と整備という、これを我々はどう理解して、どう考えていけばいいのか。国や都に前倒し事業ということで、何かこう意見具申できないのかな、こんな疑問を抱くわけでございます。

市長もこの土地を取得するに当たっては、議会の中から、病院の建設はどうですか、お考えございませんか、と言ったときに、「考えはない」「今は特養の老人ホーム、この建設が緊急的課題である」。部長もおっしゃられたように、絶えず100人ぐらいが待機しているんだ、入所したいということで。緊急課題である、最優先事業であるという、こういうことを絶えず言っているんですね。そう言いながら一方では、法律との関係で、用途地域の変更をしたいけれども、６年にならなきゃできないよ。もう２年後なんですね。市民はこの緊急的課題ということを、いろんなニュースで聞き、読み、耳に入っているわけです。市民に対してこの問題をどう理解をさせていったらいいのか。これをもう１点御答弁いただきたいというふうに思います。

それと、年度計画はちょっと今のところ無理だ、特養は何しろ最優先だから早くやりたいけれども――ということなんですけれども、３年、いわゆることしの３月に出されたこの調査報告書、株式会社バル街づくり研究所がつくっているんですね。かなりきれいに仕上げた図面になっているわけです。相当お金もかかっていると思うんですね。あ

くまでもこれはイメージプランだよと。もちろん私も、このとおりにできるとは思いませんけれども、じゃあしからば、どの部署が中心になって、どんなふうに他部署と調整しながらつくり上げていくのか。

今、計画チームを編成したという御答弁がございました。そういうプロジェクトのチームを編成したんであれば、なおさらのこと緊急課題ですから、国や都にもっと用途地域の変更を見直し、前倒しでやってもいいんじゃないですか、こんな気がするんですね。

ですから年度計画で示されないというのは、それぞれ今後の中で順次示されていくと思いますけれども、今一遍にはできないというのは、これから検討されるんでしょうけれども、少なくとも緊急課題ということで土地を取得して、もう既に１年以上が経過をして、なおさらまだ２年たたなければ手がつけられないという、余りにも情ない、もう少し本当に真剣になって入所を待っている方、お年寄りですから、２年待ってください、はい、そうですかというふうにいきませんね、これはやっぱり、こういう寝たきり老人とかそういうのは。家庭で介護している御家族の方のことを考えれば。であるならば、何も緊急課題という位置づけをしなくてもいいんじゃないかな、とこんな気がするんです。ですから、その年度計画がなぜ示されないのか。今御説明いただきましたけれども、もう少しわかりやすくお答えをいただきたい。

３点目は結構です。これは概算ですから、ある程度人数がわかりましたので、このくらいの方があの施設を利用するんだなと。それと今部長が大変すばらしいことを御答弁されました。閉鎖的にならないということ、これは過去にもいろいろ答申の中で出ておりますけれども、まさしく時代を読んだ施策ですね。とかくいろんな施設というのは、垣根をつくってみんな囲んでしまう。

10月に私ども５名でもって海外視察をさせていただきました。大変貴重な体験をさせていただいたんですけれども、コペンハーゲンとミュンヘンに行ったときに、老人施設を見てまいりました。国が違うから全く同じようには見れないんでしょうけれども、参考にはなるわけですね。特にミュンヘンの場合には、絶えず垣根を取り払って、地域と交流をしていますね。ですからお年寄りも、最終的には家に帰るという、こういうリハビリをしながら、いつもニコニコして、施設に入所しているというよりも、あるところでもって生活をしている、楽しんでいるという、こんな一面も見たわけですけれども、ただいま部長が、そういう閉鎖的なところを解きたいということでございますから、いずれ完成の暁には、あの福祉ゾーンを他市からもいろいろと視察に来るような気がいたしますけれども、ぜひそれはそういう形でつくり上げていただきたいということですけ

れども、ただいま申し上げました前段の２点について再度御答弁をいただきたい、とこのように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいまの再質問につきましてお答えいたします。

このイメージプランをつくっていく中で、今御指摘のありました用途地域、あるいは道路体系の見直し、これらが一番の問題点でございます。そのようなことから、どのように整備を進めていったらいいかというようなことから、庁内においてその整備計画の推進ということで関係する都市整備部、あるいは建設部の各課長にお願いしてチームを編成し、検討してきたわけでございます。建設を促進する意味から、用途地域の見直しの中で実施する。そのほか、現在展開しております土地区画整理事業の事業計画の変更によって用途地域を見直していくという方法もあるようでございます。

ただ、事業計画の見直しの中で用途地域の変更をしていくということについても、かなり順調にいっても１年ぐらいはかかるだろうというような結論でございます。そのようなことから、大体都市計画法上の見直しの時期と一致しているというようなことから、それならば用途地域の見直しのときに速やかに用途地域の変更をしていこう、というようなことでございます。そのようなことから、若干当初の計画より遅れていることも事実でございます。そのようなことから、平成６年の見直し時期については、スムーズに見直しができるように現在から準備を進めているところでございます。

それから、特に特別養護老人ホームにつきましては、年次を現時点では明らかにできませんけれども、一応構想としては、まずあのゾーンの基本計画をつくっていきたい。それからそれと合わせまして、特別養護老人ホームの基本設計、それができれば即実施設計ということでこれから進めていきたいと思っております。特別養護老人ホームにしても、一応老人福祉協議会等からの答申をいただいておりますが、さらに検討を加えなけりゃならない部分も出てきております。またその後法改正されました訪問看護制度、こういう新たな制度も入ってきております。それとのネットワークの問題、あるいは余り整理されていないところの痴呆ですね、これをどう取り組んでいくのか、これによっても配置される職員も変わってまいりますし、その辺、ちょっと時間をかけて現状を把握した中で、また今後の推移等十分検討した中で、特別養護老人ホームのプランを練っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　今の部長の御答弁で、用途地域の見直し、順調にいっても１年ぐらいかかる。そうすると時期的に６年になるということはわかるんです。それはわかります。わかりますけれども、私が言っているのは、緊急的課題なんだから、もっと積極的に行動をとってもいいんじゃないかな。国だって反対しない、東京都だって反対しない。共通の課題ですから、高齢者保健福祉推進10カ年戦略を出したときに、国がある程度数字的なものをずうっと羅列しましたね。ですから、それに受けた形でもって市が地域、いわゆる土地を確保できたわけですから、待ってましたとばかりにそれをどんどんやっていい事業だと思うんですね。ですから、法との関係がありますから、部長の立場ではそういうことになるんでしょうけれども、それはわかります。それと今、基本計画をまず作成したい、それから基本設計に行って実施設計に行くんだ、ということ。じゃあ、これはいつからやるんですかということですね。それが６年からやるのか、じゃあ基本計画はいつ作成して、基本設計はいつやって、実施設計はいつやるのか、それも今明示できないのかどうかですね。

それから、訪問看護の問題、あるいは痴呆性の問題、これも出されております。新しい課題で訪問看護ステーション、これは昨年からああいう形で出て、もう既に東京都内でも幾つかの区で実施しているわけですね。ですから、そういうものが出てくる。だから、それもいろいろ問題がある。それはわかるんです。わかるんですけれども、そういうものを待ってたんじゃ、ほとんど何にもできなくなってしまう。まずやる。やりながら、どんどんそういう設計変更をしながら、さらに肉づけしていくという、こういう手法もあるんじゃないかと思うんですね。

それから痴呆性老人の問題も、当初、この中には20ということが報告されています。20ベッドは痴呆性老人用だという、こういう報告があるんですね。それから痴呆性の問題もあるんでしょうけれども、我々は特養のホーム100床を確保します。市長が言ったんですね、これは。確保します。そのうち20は痴呆性老人のために確保するんだ、とこういうことを数字的に聞いているんですね。ですから問題はあります。これからどんどんふえていくでしょうから。ですから、潜在している痴呆性老人、これがどれくらいいるのか。いろんな多くの議員が、それぞれそのときそのとき聞いてまして、数字はある程度把握はしているんですが、まずつくるということ、それにやっぱり全力投球をしていただきたいんです。ですから、基本計画作成をいつやって、基本設計をいつやって、実施設計をいつからやりますという、もし部長の方で御答弁できないんであれば、市長の方から、市長の私案でも結構ですからお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問にお答えをいたします。

高齢化社会を迎えて、国も地方自治体も大変な課題に直面するわけであります。いろいろな施策が打ち出されつつございますのと、我々といたしましては、日野市に将来を展望できる、用地を確保し得たということは、その展望を大変明るくするものだということは言うまでもございません。私も今まで、ちょっと時間がかかり過ぎるんではないか。待機者がおられ、また用地はすぐにはお金を払わなくても事業を始める。したがって、１年でも早く順序に沿った事業を始めるべきであるというふうに考えております。用途地域のことのネックはあるわけでございますけれど、これも建築審査会等の手続を経れば、不可能でもないわけでありますし、今部長からお答えをしております事業の展望につきまして、１年でも早く事業に着手できる、こういうことに集中して検討を注ぎたい、また注がなければならない、というふうに伺ったところでございます。

財政上の需要も当然伴うわけでありますが、とにかく求められているものを一歩でも、１年でも早く実現のために踏み出す。全体計画ももちろん大切でありますし、そういう姿勢で取り組んでいかなければならないということをつくづく感じております。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　今市長が、そういう姿勢で進まなきゃいけないということなんですけれども、姿勢はわかっているんですよ。部長の御答弁でも、こういう状態だから、特養をまず最優先として取り組んでいくという、ネックはネックとして。今市長が、用途地域の変更も審査会等で論議すれば、前倒しも不可能ではないような御答弁でありました。確認なんですけれども、福祉部長あれですか、建設など具体的な事業はいつからというのは、平成６年度からということで、まずそういう考えでいいのかどうか。平成６年度から施設の建設はやります。

何から始まるのかについては、特養老人ホームから着手したいという形で、そういう受けとめ方でいいかどうか。

それと、この用途地域の変更、今市長は、審査会等で論議すれば不可能ではないだろうという、こういうことがありました。これは都市整備部長あたりにお聞きしたいんですけれども、実際にこの見直しの時期、５年ごとの見直し時期というのは、そういう審査会等々で論議すれば早まることは可能なのかどうか、その３点だけもう一度お答えください。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　建設の年次でございますけれども、私ども福祉部サイドでは、現時点では、いわゆる全体の基本計画、それから特別養護老人ホームの基本設計、これについては平成５年度から着手していきたい。それから平成６年には用途地域の見直しということでございますので、そのときに実施設計に入っていきたいということで、早ければ平成６年度の後半あたりから入れるんではないかな、というような希望も持っているところでございます。

それから、施設の建設のいわゆる年次でございますけれども、先ほど来申し上げましたとおり、特別養護老人ホーム、これについては市民の方たちも異論のないところでございます。そういうようなところから、特別養護老人ホームを最優先で取りかかっていきたい。それからその他の保健施設、あるいは総合福祉センター、これらの建設については、タイミングよく平成５年度がそのいわゆる地域福祉推進計画の策定時期でございますので、これらについては、やはり市民参加を得た中で、市民参加でいろいろ意見を聞きながら進めていってもよろしいんではないかというふうに考えているところでございます。いずれにしても、そのような平成６年に即スタートできるような体制から進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　用途地域のこの一斉見直しにつきましては、、先ほど来福祉部長が説明しておるとおりでございます。そこで、じゃあこれを早くする方法ということでの何か手だて、とこういう御質問かと思いますけれども、今のこの用途地域の見直し、これは決定は東京都知事が決定権者でございます。そこで、現在の東京都の方針といたしましては、５年ごとの要するに一斉見直し以外でこの用途の変更をする場合、これは大規模な面的な整備が行われるとか、例えば区画整理とか、こういうものが事業が並行して行われる地区については、その都度必要に応じて見直しをする、それ以外のものにつきましては、原則としてこの見直しをしない、というのが現在の東京都の方針のようでございます。したがいまして、これを用途として早める方法ということは非常に難しいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

福祉部長の方から、基本計画作成は５年度から着手したい、それと用途地域の変更をもって、できれば実施設計は６年度からスタートさせていきたい、そのように努力をしていくということですから、あとは、ぜひそのようにお願いしたいということしかございません。精力的にそれをお願いしたいと思います。

それから今、都市整備部長の方から、大規模な面的整備についてはその都度変更が可能である、ということです。この場所は、万願寺の土地区画整理地内なんですよね。ですから、そうであれば、５年ごとじゃなくて、その都度見直しができるというふうに理解をするんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　万願寺につきましては、もう既にその事業に着手をいたしまして、換地が発表された時点で用途の見直し、それと用途の見直しと合わせて地区計画の導入を、もう既にやった地域でございます。現在進めておるのが――豊田南をここで換地を発表いたしました。それで、この区画整理の場合の特別の見直しの場合でも、換地が発表された後でないと、その見直しはしてはいけない、換地の発表と同時に、見直しを東京都は検討する、とこういう状況になっておりますので、万願寺につきましては、もう既に事業の中でそういう手当てをしている地域です、ということでございます。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　わかりました。

私、素人的な考えで、当初この今回の課題の中で、用途地域の変更と区画地内の道路の変更というのが挙げられておりますから、区画整理地内の変更になるのかなというような形で見ておったものですから、そういう質問になりました。今のあれだと、換地が決定しない限りだめだということですから、いずれにしても、６年にならないとどうも可能にならないような非常に何か暗いような感じがするんですけれども、いずれにしましても、国なり都なりが重点施策として挙げている課題、しかも緊急的に整備をしなきゃならない問題、こういう位置づけにあるものが、そんな一つの法の中でもってじだんだを踏むというようなこういうことであっていいものかどうか、この辺はひとつ、そういう機会がありましたら、ぜひ意見具申等していただいて、改善をしていただきたい、このように要望をしておきます。

いずれにしましても、この多摩川苑福祉ゾーン事業計画というのは、多くの市民が期待をしてますし、市でも積極的に今まで進めてきたことも重々承知をしております。タイミングよく進めていきたいということを今御答弁いただきましたけれども、まさしくそのとおりで、とまってはならないんですね。もう、青信号ですからどんどん行って、壁にぶち当たったら、そこで、こういう問題じゃないか、日野市だけが考えているんじゃ

ないんだ、国も都も一緒になって考えようということですから、その辺を打ち破っていただいて、一刻も早くこのゾーンが整備をされることを期待をしておきたいというふうに思います。

いずれにしましても、高齢者福祉の向上を図るということは、我々の人生の大先輩、いずれ我々もそういう立場になるんでしょうけれども、そういう方たちに何とか老後の生活を暗くならないように、という前提がございますから、やっぱり緊急的課題である、最優先事業であるという、かけ声だけじゃなくて、実行も伴うような形でもって今後進めていただきたい、このことをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって10の１、（仮称）日野市多摩川苑福祉ゾーン事業計画について問うの質問を終わります。

一般質問11の１、心身障害者通所訓練施設助成事業についての通告質問者、下村功君の質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（下村　功君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私はこの質問で、昨今叫ばれております障害者のノーマライゼーションについて、その最重要課題と思われます障害者の自立、そしてその自立を促進するための通所訓練事業や授産事業を中心として質問してまいりたいと思っております。

昨年来の七生養護学校の高等部新設要望については、都の教育委員会の新設の意思決定もありまして、この議会の冒頭、行政報告の中にも、土地を市が手当てをして仮設校舎で来年度新設できるというお話もあったわけですが、そうして市議会、市行政挙げて取り組んできた、推進してきた立場からしまして、大変な成果であると評価できますが、やはり問題なのは、そうした施設を上に積み上げていくという問題ではなくて、障害者や障害児の将来が明るく輝かしいものであるかどうか、そうした市の施策がとられているのかどうかという点でありまして、その観点から見れば、障害児本人やその親や家族の不安は依然として大きいと言わざるを得ないと思います。

したがって、障害者や障害児が社会への第一歩を踏み出す、そのまさに手助けとなる通所訓練施設、授産施設というのは重要な位置にあると考えるわけであります。

ところが、この通所訓練施設は福祉事業団の運営する「つばさ学園」を除いて、この日野市内には現在７施設しかありません。またそれらの施設を運営している主体は、障

害児を持つ親の会が中心となり、相互扶助の延長として、未認可、無認可で行っている現状であります。

そうした現状から、通所訓練施設について日常的に受け入れ人数が不足しているとの指摘がなされているところであります。

また、公設公営の「つばさ学園」にしましても、通所者に入れかわりが少ないことから、慢性的に新規通所希望者の不満の的となっているようであります。

私が以前にも指摘しましたが、これは障害者福祉のみならず、いかなる福祉においても、福祉行政の目的というのは「福祉づけの人間」をつくることではなくて、１人でも多くの社会への自立、これはすなわち日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということに資することであると思います。

このことが実際には残念ながら余り推進されていない。あえてこれを現状の問題点として指摘しておきたいと思いますが、まずこの点について、行政の立場からのお考えをお聞きしたい。

次に、この通所訓練施設への助成として、都補助金と市の補助金の２本立てで現在行っておりますが、おのおののＡからＤまでの施設基準ごとに都と市で同額程度の補助を行っている現状のようですが、側聞するところ、現在都はこの要綱の見直しを進めており、もし見直しが実施された場合には、基準によっては現行の補助額よりかなり下回る施設が出てくるというようにお聞きしておりますが、この辺の経緯と、今後の見込みについてお聞かせを願いたいと思います。

そして、質問の３点目として、こうして通所訓練なり、養護学校や、中には普通教育課程を終えた障害児の方もおられますが、いよいよ社会に出ていくという段階になるわけですが、問題なのはその生徒あるいは訓練生をどこの会社や事業所、商店が受け入れてくれるのかという、一番切実な問題だと思います。そうした情報が現実には余りにも少ないということであろうかと思います。

就職の情報が豊富にあるということで、障害者や障害児が将来に明るい希望を持つことができるということは無論のことでありますが、通所訓練事業のカリキュラムを編成する場合においても、大いに参考になると思われます。

したがって、行政がノーマライゼーションを推進していく到達点として障害者や障害児の就職、これは市が直接雇用者となる場合もあるわけですけれども、それと就職のあっせんについて、市は強力に押し進めるべきと私は思いますけれども、この点について質問いたします。

以上３点について御答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　下村功君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

第１点目の、現行の通所訓練事業の問題点ということでございます。在宅の心身障害者に対しましては、適切な指導、訓練の場といたしまして、通所施設を設置いたしまして、障害者の更生自立の推進を図っているところでございます。日野市では、法内の通所訓練施設といたしまして、授産施設でありますつばさ学園及び更生施設でございますはくちょう学園、またこれら施設の不足を補完することから、未認可の施設といたしまして、障害者を持つ親の会等が経営する通所訓練施設７施設が設置されているところでございます。これら未認可の施設は、東京都の補助金あるいは市の補助金によりまして運営され、またバザー等の収益金など地域の支援を受けながら経営をされているところでございます。指導員等の確保問題など非常に不安な状況の中で運営されてきているというのが現状でございます。

ただいま御指摘のございましたノーマライゼーション、こういう言葉についても、理念が叫ばれ始めまして相当の時間が経過しているわけでございますが、今申し上げましたとおり、実態とは大きな落差がある、いわゆる施策の立ち遅れが出ているということは十分認識しているところでございます。

このような施設でございますが、今各市で更生施設なり授産施設等どのような状況にあるかと申しますと、いわゆる公設の更生施設ですね、はくちょう学園に相当する更生施設については、27市のうち現在２市が設置しております。それからつばさ学園、このような授産施設、これについては27市中６市が設置しているというような、非常に整備の遅れている状況下にございます。

御指摘の入所施設の定員不足、あるいは通所者の入れかえが少ないこと、これらが事実でございます。御不満なこともよく聞いておるところでございます。できれば通所施設への訓練を経まして、一般就労へと自立していく、その通過点が通所訓練施設であるのか、また通所訓練以外での就労がどうしても困難であるというような両方の見方がございます。いずれにしても、通過点ということでこれから運営されていくということが一番の理想ではないかというふうに考えております。

そこに至ることができない方、いわゆる現在のつばさ学園から就労していく方というのは非常にまれでございます。つばさ学園開設以来、現在に至るも１名の方が就労していったというような状況にございます。

また、そのようなことから、回転が――回転と申しますか、入れかえが少ないために、通所者の高年齢化、これも進んでおります。最高年齢45歳というよう状況でもございます。そのほか退園者としては、転出あるいはそのほかの施設へ入所される方、そういうような方でございます。それ以外は、今申し上げました１名の方が就労に向けて自立をされたというような状況です。

今後、これらの障害（者）児の対策としては、訓練施設の整備あるいは一般就労ができない知的障害者に対しては、訓練施設より一歩進んだ、いわゆる授産施設より一歩進んだ福祉作業所、あるいは福祉工場等の整備に向けまして検討を加えていきたいというふうに考えております。

それから、２点目でございます。都補助金削減の可能性と市の対応という御質問でございます。未認可の通所訓練施設への助成制度としては、東京都の助成要綱によりまして、昭和54年から実施されているところでございます。その対応については、各市ばらばらの対応をとっておるところでございます。一応東京都の補助率は、基本額に対しまして10分の10というような見方をしております。その額のみでは当然運営が賄い切れない額でございます。したがって、各市においては、東京都の額に対しまして３分の１、あるいは２分の１を上乗せ補助しているし、あるいは日野市のように、同額上乗せをしている市も二、三ございます。

そのようなことから、各市の対応が実態としてはばらばらでございます。この制度については、昨年東京都より、改正したい旨の申し出がございました。担当課長会、あるいは担当部長会等で１年以上かけて検討しているところでございますが、一応東京都の考え方としては、現在未認可に対します補助については、やはり法内施設に準じた補助基準を内容とする見直しということでございます。この全体の見直しの中では、東京都の補助金も大幅に増額されるということで、これについては一定の評価ができるわけでございますが、先ほど質問者から述べられましたように、各市の取り組みが――各市の取り組みといいますか、若干補助額が下がるような施設も出てくるというような状況もございます。

また、全然東京都以外の市で、単独で上乗せしていない市、こういう市については、東京都が今度３分の２、３分の１は市の負担というような負担割合も決めてきておりますので、これによって新たな財政負担が加わってくる。その財源確保は困難であるという市もございます。それから、今言ったように、幾つかの施設については若干下回ってきているというような状況から、なかなか結論が見出せないでおります。したがいまし

て、平成５年度予算については、間に合わないということで、東京都に回答しているところでございます。

市といたしましては、当然のことでございますが、現在の段階では、３施設ほど現行より補助金が下回る施設がございますけれども、そのような現象が起こらないように、また福祉の後退は許されませんので、市独自としてその対応をしていきたいというふうに考えております。また、施設の運営者に少しでもそのような不安を抱かせないように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、第３点目でございます。訓練後の就職問題でございます。障害者の就労問題でありますが、就労は所得を得る手段であると同時に、働くことの中で社会的役割を果たし、そして自己の成長と自己実現を図るというような経済的、社会的意味を持つということは言うまでもございません。

日野市では、昭和63年に障害者雇用促進援助事業の実施に踏み切りまして、障害者の雇用に積極的に取り組んでいるところでございます。現在、愛の手帳を所持されている27名の方が知的障害者として21事業所に就労しているところでもございます。就労対策は、具体的には国の政策にかかわる問題であろうかと思いますが、地方自治体としても一般雇用に結びつくことの困難な重度の障害者も含めまして、すべての人がその人に適した労働につけるよう積極的に取り組んでいきます。障害者の就労は、福祉のみでは到底対応できるものでもございません。養護学校等の適切な進路指導、あるいは訓練、職能判定、あるいは適職の開発など、諸施策も含めまして充実したプログラムを、教育、医療、福祉、労働などの各分野の連携を用意することが緊急な課題と考えております。一般雇用の困難な人々に対しては、授産施設の整備拡大とともに、福祉就労の場の提供など、本人の適性、能力に応じた就労施策の展開を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございました。

以上３点について、福祉部長から御回答をいただいたわけであります。まず、第１点目に、障害者や障害児を社会に送り出すための通所訓練事業についての問題点について御質問いたしました。市行政としても、施策の立ち遅れについて認識されておるということで、将来充実されるべきであるということで、ぜひ真摯な御検討を望むところですけれども、はっきり言ってつばさ学園のように、開設以来１人しか就労者を出していな

いということについては、私も今初めてお聞きして、大変驚いておるところであります。つばさ学園を初めとするそうした通所訓練施設について、今後は新規の方も通所できるように、施設の充実、また制度の見直し等で対処を加えてお願いをしておきたいと思います。

それから、第２点目の都補助金の施設基準の見直しの件でありますが、来年度は、すなわち平成５年度予算については間に合わないということで都に回答しておるということですので、まだ間があるのかもしれませんけれども、増額される施設はともかくとしまして、減額となる施設が３件ぐらいあるということです。これは減額されたからといって、現在の事業規模が縮小できるという性格のものではありませんから、部長のお話もありましたように、減額分を市が補てんするなどの措置をぜひとっていただきたい。そしてその増額についてでありますけれども、現在「日野市心身障害（児）者通所訓練事業等運営費補助金交付要綱」――大分長いんですけれども、この要綱の第５条に「市の補助金は、都補助金の２倍を限度とする」旨の規定がありますけれども、もし減額分を市が補てんする場合、この規定に抵触はしないかどうか、この辺についての感触について再質問をしたいと思います。

そして第３点目の、障害者の就職あっせんの件でございます。今度の基本計画に、ぜひこれはのせていっていただきたい。今積極的な部長のお話もあったわけですけれども、通過点としての訓練施設、そして目的としての社会への自立といったことをぜひとも強く打ち出していただいて、今度の基本計画にのせていっていただきたいと思います。実際は、軌道に乗るまでの行政努力というのは大変であろうかと思います。そのためには、就労については国の政策であるということはもちろんですけれども、まず、市役所が率先して今以上の障害者の受け入れをする、また、市内の企業にも障害者ででき得る作業については極力障害者を採用することの理解を求めていく必要があろうかと思っております。それには時間もかかると思いますけれども、先ほど申しましたとおり、社会での自立なくしては何のための障害者福祉か、通所訓練事業なのかという意味を失ってしまいますので、就労のあっせんについては、積極的に取り組んでいっていただきたいと要望いたしておきます。

以上に加えて、いま１点だけお伺いしておきたいわけですが、通所訓練の一環として市施設の活用の件でございます。と申しますのは、かつて市民会館の小ホールの１階にあります喫茶室用のスペースがあるわけですが、障害者団体から借用できないかという申し入れがあり、市が施設が不備だからとの理由で断った経緯がある、というふうに聞

いております。私は、こうした市の施設についても、障害者の社会参加を促すことができるのであれば、市は積極的に利用を許可していくべきだと考えますけれども、この点についてお伺いをしておきたいと思います。

そして最後に、非常に財政的にも来年度予算厳しくなるわけですが、そうした面も含めた上で、障害者の社会への進出、あるいは社会参加と通所訓練施設の充実といった問題について、市長から総合的な見地からのお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　再質問につきまして回答させていただきます。

現行の市の要綱でございます。当然、東京都の方の制度改正がなされますと、それぞれ要綱の見直しもしていかなければならないと思います。先ほど申し上げました減額になるような施設に対しては、別個救済すべき要綱を設置していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、いわゆる社会への自立でございます。今後とも、企業への協力方の促進、あるいは就労相談、就労のあっせん、これらについても十分努力してまいりたいと思っております。また、これらの問題等についても、平成５年度中に策定する地域福祉計画、こういう中でもはっきり位置づけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　障害者に対します福祉施策の充実は、当事者の立場ということもありますし、また、解決をしなければならない社会的な課題であるということは言うまでもありません。御指摘の通所訓練施設、本来ならばそこから研修を終えて、社会に能力にふさわしい形で参加できるということの実現が一番望ましいわけでありますが、なかなか容易にはまいりません。訓練所そのものが作業所に固定化してしまって、むしろそこが社会参加、あるいは就職の場になるというような形に現状はあると言わざるを得ません。

今いろいろ考えておりますが、規模の大きい施設をつくるよりも、グループホームと言えるふうな規模の小さい、そしていろいろな意味で気が合うといいましょうか、共同生活のできる、こういうグループグループに市内の市が持っております土地等をなるべく提供してあげて、そして施設的な建物をつくり、そこを一つの訓練であり通所であり、あるいは参加である、こういうような形が現実的ではないかというふうな感じがいたしておりますので、グループグループのこともございますが、それらをまとめた法人格のある社会福祉団体が日野市内にもぜひ欲しい、というふうなことを考えております。そういうことによりまして、時間はかかると思いますけれど、一歩一歩具体的に問題解決を図っていくことだと思っております。

これは、質問にありました市民会館の喫茶店のことは、場所も狭隘でありますし、会館そのものの運営からいいますと、館に来られた方々の需要をもう少し市民食堂でありますとか周辺の喫茶店等とかで対応するという方が、館の立場としてもよろしいんではないか、というようなことで今まで推移しておりますので、検討も加えますけれど、そのようにまた御理解もいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございました。

前後しますけれども、今市長から最後に、施設の利用についてお答えがあったわけであります。私はやはり、ノーマライゼーションというのは、健常な方がおられ、老人もおられ、子供もいて、そして障害者もいるというまちづくりがその目指すところだと思うわけです。そして今ありましたような、例えば市民会館の小ホールの下にある喫茶室の部分、こういう所についても、市民が出入りするところでまた障害者の方との接する接点となるという意味もありますし、またそこで一つの訓練もできるということでありますので、再度御検討をお願いしておきたい。またそこだけではなく、市の施設で利用できるところについては利用させていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

やはり障害者の行き着くところというのは、障害者の自立の促進であろうと思います。それ対して、現在の福祉はどうしても福祉づけやばらまき福祉、言葉は悪いかもしれませんが、そういった批判があながち不当ではないと感じているところであります。そうした批判を受けないように、きょうは通所訓練事業についての問題を中心として質問させていただきましたが、そうした福祉代表者の本当に望むところを行政は受けとめて施策を立てていかれますよう要望して、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって11の１、心身障害者通所訓練施設助成事業についての質問を終わります。

一般質問11の２、市職員の研修についての通告質問者、下村功君の質問を許します。

○８番（下村　功君）　続きまして、市の職員の研修という問題について質問をしてま

いりたいと思います。

私は市議会議員になりましてまだ3年足らずでありますけれども、いろいろな市の職員の方とおつき合いをさせていただいてきております。

見ておりますと、市の職員の方は大体3年から5年ぐらいで異動をされているように思われますが、結果的にはそうした短期間で多くの職場を経験されるようで、これも自分の経験に照らして考えてみますと、大変勉強にはなるけれども、大変なまた反面努力を要するということだと思います。

職種によっては、新米だから失敗したなどということも許されない場合もあるでしょうから、限られた時間の中でよく職務に精通していかれるものだと日ごろから感心しているところであります。

しかし、そうした優秀な人材の採用という問題はともかくとしても、職員教育、職員研修がどう行われているのか、私にはなかなかわからなかったわけであります。

そこで日野市職員研修規程を読んでみますと、職員が市民全体の奉仕者にふさわしい品位と社会的見識を備え、民主的科学的かつ能率的な市行政の確立とその円滑な運営に資することを基本理念とし、地方公務員として必要な基礎的知識、教養等及び職員が現在担当している職または将来担当することが予想される職の職務と責任の遂行に密接な関係を有する知識、技能、教養等の習得を内容とし、合理的な基準に基づき、かつ、すべての職員にその機会が与えられるよう計画、実施せねばならないことが定められております。

そして、研修の種類として、一般研修、特別研修、その他の研修と三つに大別し、一般研修は職員の等級により、新任職員研修、現任職員研修、管理監督者研修を内容としまして、特別研修は実務研修、実技研修、教養研修と職種別にあるいは全職員対象に実施し、その他の研修としては、委託研修、職場研修、自主研修を実施することになっておるようであります。

この規程を読む限りは、これだけ多岐多様にわたる研修を、それこそ、すべての職員にその機会が与えられるように実施しなければならないこととなっておるわけですけれども、ここでお聞きしたいのは、この規程どおりに実際に実施されているのか、お伺いをしておきたいと思います。

次に、いわゆる自己啓発学習という問題についてであります。

これは、例えば職務上必要な知識をみずから学ぶために、また社会常識的な知識をみずから身につけるために通信教育をとる職員の方もおられましょうし、また昼間勤務をしながら夜学に通われる方もあるかもしれません。

ここで問題としたいのは、そうした自己啓発を目的として行う学習についての市の補助体制、補助制度のことであります。

一般的には民間企業では、職種ごとに決められた通信教育をあっせんし、社員が選択した通信教育を終了した時点で、会社が一定の補助をする制度というのを持っておるようでございます。その点、市では現状どうなさっているのか、また夜学等によって市に就職してから学士の資格をとられたような職員の方がおられた場合には、特典を施す何らかの制度があるのかどうか、この点についてもお聞きしておきたいと思います。

そして第3点として、職員の海外研修制度についてであります。これについては、今年度予算にも海外研修負担金として3人分、225万円が計上されておりましたけれども、残念ながら別途の海外出張に使われてしまったようであります。

私は本来これは、課長級ないしそれ以下の、これからの日野市を担っていく若手職員が、広く海外の実情を学んで、これからの日野市の行政に具体的に役立てるための海外研修制度と理解をしておりまして、今後ますます充実させていくべきものだと認識しておるわけであります。

そうした観点から、来年度の予算化に当たってどのような方針でおられるのか、派遣に当たっては、広く若い職員から公募する形で派遣するような制度にしてはいかがかと考えますが、この点についてのお考えをお聞かせ願います。

また予算規模についても、この時点でわかればお教え願いたいと思います。

また、医療職等については、お医者さんや技師の方たちですけれども、専門的見地から海外での学会や視察が多いと思いますけれども、これについての補助についてはどうしているのかをお聞きしておきたいと思います。

以上についてお答えをお願いします。

○議長（黒川重憲君）　下村功君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えしたいと思います。3点について順次お答え申し上げます。

日野市の研修は、大きく分けて三つの3本の柱から体系づけられておるわけでございます。一つとして、市独自で実施する独自研修があります。2点目は、先進都市の視察や宿泊研修を通じて他市の職員と情報交換や交流を深め、自治体職員としての質の向上を図る共同研修というものを実施しております。そして3点目としては、東京都職員研修所で実施する各階層別の実務や専門研修に職員を派遣する派遣研修があります。以上

３本の柱でやっております。

そして独自研修の中には、各階層対象の一般研修、それから教養講座、安全運転について実施する特別研修、それから都市視察交流研修や、通信研修からなる自己啓発研修と海外研修が体系づけられているわけでございます。

それで、２点目の自己啓発学習への補助制度の導入でございますけれども、自己啓発としては、先ほど申しました都市視察交流研修と通信研修の２本がございます。都市視察研修でございますけれども、これは52年より実施しておりまして、全職員からの公募により、国内の先進都市を原則として職員２人１組になりまして視察しまして、担当業務や自治体職員としての資質向上を図ることを目的に実施しております。ちなみに平成４年度の交流研修でございますけれども、３組応募がありまして、２組４人がそれぞれ出雲市、神戸市等に視察に行っております。

それから通信研修ですが、これは毎年７月に募集いたしまして、８月から始まる講座に参加をしてもらっております。授業料は原則としては個人負担でございますけれども、研修の終了者に対しては、約受講料の２分の１を限度に予算の範囲内で助成しております。これは通信研修は種類が多く、その中から選んでやってもらっているものでございます。平成４年度は50人の方が受講をしております。

それから、夜学に対することでございますけれど、夜学で例えば極端に言えば大学を卒業した場合には、人事としてはその格付を最終的には採用するということになっております。

それから、海外研修の件でございますけれども、今議員さんおっしゃいましたように、この制度は平成２年より毎年３名分の予算をお願いして現在まで実施しているところでございます。今までの日野市の研修の対象者は、特別職、教育長及び部課長でございます。また、研修３回の決定については、海外研修推薦委員会で最終決定を行っているという方法が現状でございます。議員さんが御提案の、広く公募による海外研修の導入はどうかということでございますけれども、これは要綱で決めているわけでございますから、ひとつこの要綱を内部で検討して、議員さんがおっしゃいましたように、確かに若手の人が海外へ出て見聞を広めてくることは大事なことだと私たちも認識しておりますので、検討材料としてさせていただきたいと思っているところでございます。

医療関係については病院事務長の方からお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　お答えいたします。

医師の学会の出張は全額旅費で出ております。旅費の根拠でございますけれども、外国出張の旅費第18条２項に「外国出張の旅費の額は、別表第２に載っている」と。その別表２というのは、国家公務員の旅費に関する法律、救急の職にある者を、相当額を出た形で本年度１件ございました。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　すみません、落としました。海外研修の来年度の予算はどうかということでございますけれども、まだ最終決定をしているわけでございませんけれど、今年度の225万を旅費として最低組ませていただきたいと今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございました。

市の職員研修の現状については、規程どおりに実施されていると思っていいと思いますので、この点についてはこれ以上お聞きすることはございませんが、交流研修など他行政によって広く見聞を広めるといったことについては、より活発に行っていっていただきたいなと思います。

それから、第２点目の自己啓発学習の件については、一定の通信教育の中から選択して、終了時点で費用の半額を限度に市が負担するということであります。予算の範囲内でというお話もあったわけですが、予算もさることながら、やはりそれにこだわらないで、受けたい人はすべて受けさせるといったような配慮も必要かと思います。内容についても、今後外国語等の職務上ウエートが高くなってくるものもあると思いますので、幅広く、また自己啓発を生かした自主的で今日的なカリキュラムをふやしていっていただきたいな、ということを要望したいと思います。

それから、夜学通学者、そして卒業者について格付が行われるようですので、これについは結構なことだと思います。

それから、海外研修の件ですが、今総務部長さんからも、要綱の見直し等で若手が海外へ出ていく機会をふやしていきたいというお話があったわけですが、これはぜひやっていただきたい。予算化した費用の規模もさることながら、だれが何を学んで、日野市にどう生かそうとしているのかといったことが、非常に重要な問題だと考えます。その観点から、広く公募による海外研修制度の導入を要望しているわけですので、若い職員

に海外への夢を持たせるような側面も必要かと思いますので、ぜひこれについてはお願いをしておきたいと思います。

また、来年度予算については225万円程度というお話もありましたが、これについても財政厳しい折ではありますが、下回らないように、むしろ今より活発に、強力に進めていってもらいたい、それも要望しておきます。

それから、医療職等の海外学会への視察参加については、病院事務長の方から御回答いただきました。この辺についても、聞くところによれば、本人が発表する場合だけとか、そういうようにも聞いておりますが、実際はそれ以外の学会に多く参加したいという方もおられると思いますし、特に医療職の場合は、非常に専門的な知識を要するわけですので、技術の向上、日野市立病院の総体的な医療の向上という面も考え合わせて、より緩く認められていく必要も御検討をお願いしておきたいと思います。

以上再質問は行いませんが、最後に、市長に職員の研修制度についての所感をお伺いしておきたいと思います。そして私の質問を終わりにします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方公務員として、その地方自治行政に携わる能力また基本的な意識の確立ということは、行政全体に大きく影響する課題でございますので、研修の機会も広くし、また個人の意欲を高めるという方向で御指摘のように積極的に取り組んでいく課題である、というふうに理解をいたしております。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　それでは、以上で質問を終わりにいたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって11の２、市職員の研修についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時35分　休憩

午後１時４分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の１、景気後退と日野市の財政について問うの通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○6番（谷　長一君）　それでは、通告に従いまして質問をいたします。景気後退と日野市の財政について問うでございます。

本件につきまして質問するようになりましたのは、非常に一口に言えば、景気が悪くなった、景気が悪くなったというようなことがありまして、やはりこの景気の後退に伴う日野市の財政というのはどうなるかということを聞かざるを得ないというのが私の心境であったのでございます。

そこで、この来年度の国の一般会計というのを見ますと、72兆5,000億程度ということになるわけで、これが、12月の４日のこれは日経なんですけれども、大蔵省最終調整ということで、「今年度比0.4％増加と、国債費15兆円台に抑制」というようなタイトルで出ているわけでございます。

93年度の日本の一般会計歳入歳出予算規模は、今年度当初予算に比べまして0.4％増の72兆5,000億程度ということになるのは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、大蔵省が現段階で見込んでいる歳入は71兆7,000億、歳出は74兆8,000億、歳入歳出規模はこの間で決着するという見通しであり、92年度当初の72兆2,180億円に比べまして微増にとどまるというのは確実であろう、という推定がなされているわけでございます。８割以上占める税収は、不況を背景に、これを見ましても伸び悩んでおるということは確実であり、大蔵省も現時点での予想である61兆3,000億から大きな上下はないであろうと見ている、ということになっております。

そこで、この国債発行の上限というのは10兆円ぐらいだと思うんですけれども、それに近い規模の発行ということで、８兆円程度になりそうだということでございます。それでも足りないので、日本中央競馬会の納付金、これは税外収入でございます。これを数千億円上積みするということが最大の歳入確保策ということになっております。これらを見ましても、歳入の大きな伸びが期待できないということになると、そうなると、この膨張した部分をどのようにするかということになれば、どのようなことになるかということになりますと、今度は内容を検討せざるを得ないということになって、各部におきまして歳出をできるだけ削減をしなければならないという構えになることは当然であり、税収に法律で決まった比率を掛けて算出したこの額を地方に配分する地方交付税の交付も、これは新聞で発表されておりますけれども、これは数千億円規模で減額をするということになると当然、日野市にもその余波というのは来るのではないかということになるわけでございます。

そこで、また、経済成長というのを見ますると、３年ぶりにマイナス成長ということで、７月から９月のＧＮＰ、これは年率でマイナス0.6％ということであり、内需２期連続して低下ということになっていることが、これは経済企画庁から発表されているわけでございます。これは簡単に申し上げますと、７月から９月期の国民総所得によると、国民総生産量の実質成長率は内需の低迷を主因に、前年比で0.4％、年換算で1.6％マイナスになったということであり、このマイナスの成長は、消費税導入で消費が大きく落ち込んだ89年期連続のマイナスと――84年の４月から６月期以来ということでございますので、３年ぶりだということであります。

これはなぜかと申しますと、設備投資の不振が響き、内需全体で0.4％減ということになり、マイナス成長になったということでありますけれども、この間の国会で10兆7,000億という予算が通りましたので、公共投資の拡大などから、成長率は幾分上向くのではないかということが予測されているわけでございます。景気は転換点に近づいていると言えば言えるでしょうけれども、非常にこれらが難しい。いかなる調整ができるかということが今後言われる起因にもなるのではないかと思うのでございます。実質成長率が１月から３月期の前期比、これは1.0％から、４月から６月期にゼロ成長へと鈍化し、７月から９月期はマイナス成長に転落した。これは消費税の導入時を除きますと、円高不況の86年１月から３月期のマイナス0.9以来６年半ぶりのマイナス成長であります。今回改定されるこの0.5％に上に修正されるということになったということですけれども、これらも果たしてどうなのか。また７月から９月期のＧＮＰの前年同期の比でも、これは1.1％と伸びは低いわけでございます。

そういうわけで、恐らく日野市の予算につきましても、これまた影響を確実に受けるということは、もう火を見るよりも明らかなのでございます。そこで、この日野市のこれは議案109号の平成４年度日野市一般会計補正予算を見ましても、これは言えるわけでございます。特に歳入面を見ますると、これは過日に本会議におきまして審議をなされました８ページの歳入、市税、市民税を見ましても、明らかにそのようなことが言えるわけでございます。そうなると、一体日野市の財政収入というのは、現在はもちろんでございますけれども、どのような推移をたどってきたかということもある程度は知る必要があるのではないかということになるわけでございます。そのような関係で、私はこの質問をするようになったわけでございます。

そこで、一つとしましては、景気後退ということになると、当然日野市の財政力指数、それから経常収支比率、実質収支比率、投資的経費比率等についてお伺いをいたすわけ

でございます。これが第１点。

それから第２点といたしまして、歳出を圧迫しております公債費比率、人件費比率、これが27市との比較等についても伺い、どうしてこのようなことになったのかということも伺わざるを得ないということになるわけでございます。

それから第３点としまして、この各基金の運用と余裕資金運用の平均の利回りです。これは27市との比較を教えていただきたい、とこういうことでございます。

それから、市税その他税収入の現況ですね、これは前年度比で教えていただきたい。

それから、さらに滞納等がございましたら、どのくらい滞納があるかということも教えていただきたい。

それから第５点目としまして、平成５年度の予算の見通し等についてお伺いしたい、とこういうことでございます。

以上５点についてお伺いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　谷長一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、５点の質問に対しましてお答えしたいと思います。

まず１点目が、財政力関係の指数、あるいは経常収支比率、実質収支比率、投資的な経費の比率等の質問でございます。平成３年度の決算が既に終わっているわけでございますが、一つは普通会計の決算状況を踏まえた中で御説明を申し上げたいと思います。御承知のとおり歳入歳出の前年の伸びは、決算の時点では歳入部分で4.5、歳出部分で5.3という結果になったわけでございます。よってかなり低い伸びであるということでございます。

今御質問のその内容から、財政指標等から見ると、実質収支は前年度に比べて26.0％というような大幅な赤字になっております。なお、財政力指数につきましては1.251と、前年度よりやや下回っておりますが、実質収支比率は2.9ということで、近年では最も低い状況下に置かれました。なお、経常収支比率につきましても、前年度では69.1％ということでございます。これは前年度対比では5.5％のポイントの上昇があったわけでございますが、この上昇につきましては、経常収支比率でございます74.6％ということで、多少の悪化を示した結果だろうというふうに思っております。なお、投資的な経費の比率につきましては25.9％、前年度ではやや下回ったというようなことでございます。おのおの各費用とも景気の後退部分として強く反映し、財政状況の厳しさを示している状況下にあるということでございます。

今申し上げました１点目のお答えは、数字は略させてもらいましたが、概要のパーセントで申し上げました。

なお、２点目の御質問の、公債費比率、あるいは人件費比率でございます。特に27市を比較してということでございます。これも決算の実態から説明するわけでございますが、公債費比率につきましては9.3％でございます。27市中９位というような状況下にあるということでございます。なお、人件費につきましては、21.4％が３年度決算の状況でございます。なお、27市中ということでございますが、これは11位というような状況でございます。

なお、３点目の各基金の運用と余裕資金の平均の利回りということでございます。大枠を申し上げますと、当然この基金につきましては、公共施設建設基金以下７基金があるわけでございます。当時の２年度末の現在高では、163億3,206万円というような状況下の中で運用を図ってきたわけでございます。平均しますと、利回りとしては7.22％というような実態でございます。また、金融関係の収支比率につきましては、0.44％ということでございます。これは他市の比較は、羽村市が入って27でございますが、当時の26市から比較しますと７位の状況であるということでございます。

なお、４点目の市税の収入状況の見込みでございますが、これはもちろん３年度との決算の中で申し上げるわけでございます。御承知のとおり市税の収入状況につきましては、前年度では3.7％の増でございます。主要な税目部分につきましては、既に決算も終わっておりますが、市民税の収入部分、これは前年度対比では2.5％、その中でも個人市民税は7.4％の増であります。法人市民税は、御承知のとおり15.3％というような大幅な減であるというような内容でございます。なお、固定資産税等につきましては、前年度比では7.3％というような実態でございます。なお、その中で滞納繰越分についてということでございます。滞納繰越分の調定額につきましては、７億強ということでございます。収入率としては、10％程度の減というような内容になっているわけでございます。

４点まで大枠説明申し上げましたが、５点目の平成５年度の予算の見通しでございます。今質問者の方からお話のありました、またきのうまでも財政の見通し等も一部お話しした経過があるわけでございます。この12月補正におきましても、歳入の減額等をお願いし、基金での補てんをお願いしている状況でございます。当然平成４年度の予算につきましても、20億強の減が出てくるだろうという予測を立てているという説明を過去指摘しております。当然５年度の予算編成につきましても、そのくらいの歳入部分合わ

せての当然予算編成になろう。しかし、これは市民に対するサービス問題、あるいは現状での基本計画、あるいは実施計画の最終年度を踏まえれば、当然ある程度事業化を促進すべきものも数多くあるわけでございます。そういう中では、やはり歳入部分の国、都の補助金の確保、あわせて起債、あわせて歳出部分の節減に努める以外ない、というふうに考えております。大変厳しい状況下でございますが、一定の厳しい中で現在５年度の予算編成の対応をしているわけでございますが、できるだけ精査した中で新年度予算の編成に当たっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○６番（谷　長一君）　ただいま部長に懇切なる答弁をいただいたわけでございますけれども、本当に今回驚きましたのは、こうも法人税やなにかが収入減になるということがわかっておりませんでした。がしかし、またこの次に来るものは何かと言いますと、前にも利子割交付金が大幅に減額されたということ等も考えますと、これはさらに都の利子割交付金というのは、低下するというのは確実だということがわかるわけですね。これはなぜかと申しますと、金利の低下等もありますので、それとまた景気が潤沢でないということは、資金が貯蓄に回されるというようなこともなくなるわけでございます。そういうのを見ますと、この財政力指数は、今までは非常に日野市は潤沢であったということが言えるわけでございます。

がしかし、この前に日野市も非常によかったんですけれども、さらによかったのは、これは東京都の武蔵野市だったと思います。この武蔵野市の財政力指数というのは、日本一だということは議会におきましても部長さんが、どなたかがおっしゃられたということを記憶しておるわけでございますけれども、その武蔵野市でさえ、今度は順位というのを見てみますると、選手の交代というようなことが言えるわけでございます。それらを見ましても、この日野市の財政力指数は大変だと申しましても、これは上位三十何位ぐらいに日野市は日本でも入るんじゃないかと思うんですね。そうなると、大変だ、大変だと申しましても、財政力指数は武蔵野のが1.763なんですね。それで日野市が、ことしが昨年より少し下がりまして1.251ということでございますので、この手元にある文書からいきますと、戸田市が25位で1.298なんですね。そうしますと、日野市が1.251ですから、恐らく三十何番には確実に入るんじゃないかと思うわけです。そうなると、市だけで日本で567ぐらいあるんですか、市がですね。そうなると日野市は上位だということになるわけですけれども、それでさえ、このような財政事情の悪化というのを見

ますと、予断を許さないというのが現在の状況であり、さらに将来を見ましても、法人税の低下が行われば、これが給与所得者にもさらに影響し、全部に影響するというようになるのではないかと思うわけです。

本当に法人税というのは、上下の差が激しく、日野市におきましても振り返ってみますると、ある会社は１社で二十数億も納めたということがあったと記憶しております。また、この決算のときに配付されました主要法人25社の法人税割決算調定額というのを見ますると、先ほど部長が説明がありましたように、ことしは５億6,000万、約15.3％の減ということになっているわけでございます。それで、今度さらに今回の日野市の一般会計の補正予算、市税の部を見ますると、本当にこのような減額が行われているというようなことは、驚異の目をみはる以外に何物もないというわけでございます。

このように、景気減退が我が市に及ぼす影響が大であるということを、我々はここで強く認識をしなければならないところではないかと私は思っているわけでございます。

そこで、この経常収支比率にいたしましても、やはりこれは大事なんですよね。これは簡単なんですけれども、実質収支を標準財政規模で割って100を掛けた、これはパーセントで出てくるわけですね。そうしますと、日野市はことしは2.9ということになり、前年度は4.3ということですから、よくはない。この数字があれですよね、黒字または赤字の財政規模がどのくらい占めているかという数値をあらわしているわけでございます。

そこで、この適当というのはどのくらいが適当かということになりますと、３％から５％が適当だと言われております関係上、2.9ということになると、適当とは言えないんじゃないかということも、強く言えば言えるのではないかと思うわけでございます。やはりこれらも要注意と言っても過言ではないのではないかと思うわけです。これは、特に景気交代の余波を受けた法人住民税の低下というところに起因するのではないかと私は考えているわけでございます。

そこで、いろいろ全部経済収支比率やなにかもありますけれども、それを言いますと長くなりますから、部長が答弁したのを聞けば皆さんがよくおわかりだと思うので、私は準備やなにかはしてありますけれども、ここではそういうのは抜きまして、次にまた移らせていただくわけでございますので、その点ひとつ承知しておいてください。また何か必要だったら、後でこれは差し上げますから。

次に２番目の、歳出を圧迫している公債費比率、人件費比率、これは27市との比較でございますけれども、これはいわゆる都市環境整備等を進めている日野市においては、

これはもう、投資額が進むというのは当たり前でございまして、公債費、人件費、この両面で財政を圧迫してしまうということは、だれもこれはわかっていることです。特にこのように、施設等に力を入れる。これは教育施設の建設、それから特に日野市の場合は、小学校が20、中学校が８校、その他幼稚園、保育園、多くの教育施設があるわけでございます。過日もどなたか、学校の職員の問題につきまして質問されたときにも、職員数等を申しておりました。その人件費たるものは、非常に大きな要因になっているということでございます。そうなると当然、起債の償還も大きな負担にこれからは、まだいろいろ事業やっているわけですから、大変だということは、先ほど部長の答弁でもよくわかるわけでございます。

そのような観点に立って考えて見ますると、いかに公債費や人件費をどのようにして経費の節約と人件費の、このままだったら節約――人件費等削減するということはなかなか難しいんですけれども、職員を減らしていいものじゃ私はないと思うんです。なぜかと申しますと、世界的に見ましても労働時間は1,800時間ということの前提がございますので、やはり民生安定の上からも、人を使っていかに市民サービスの向上を図るかということが大切であるということを忘れてはいけない、ということを申しておかざるを得ないわけでございます。このような関係でいきますと、公債費比率、人件費比率は他の市と比較しまして、27市の中では９位だということになりますと、まあまあではないかと思いますけれども、油断は禁物である、ということを強く申し上げておかなければならないということに相なるわけでございます。

また、次に、基金の運用ということになるわけでございますけれども、この基金の運用というのは、これは全く難しいわけです。優しいようで、この金融機関等のお話を伺いますと、こんなに難しいものはないんだということですね。海外のドイツマルクやオーストラリアとか、またはドル建て、それからフラン、それからスイスフラン、それから香港やシンガポールドルやなにかありますけれども、こんなに難しいものはないんだと。なぜかといいますと、下手をすると損をしてしまうわけですよね。やはり、損をしては元も子もないんですから、大事な税金を集められた日野市でございますので、その運用をいかに上手にするかということでございます。

前にこの基金の運用につきましては、確かに私の記憶では、簇野議員が伺ったことがあると思います。そのときにも、割合に地方自治体としては基金の運用と余裕資金の利回りというのは、よかったというように聞いております。今でも恐らくこれは悪い方ではないということですね。なぜかと申しますと、これはいわゆる前にも収入役とお話を

したことがあるんですけれども、自治体の収入と支出は、時間的にずれがあるそうなんです。最初は税金が入らなければ金がないんだ。それだから、銀行から一時的には借り入れなきゃならないんだ。しかし、また一方、余裕資金が発生するときもあるんだ。そのときにそれをどのようにして運用するかというのが非常に大事だ。それですから、金融機関等にはちょこちょこ行きまして、また、金利がどうだというようなことを各金融機関等から提示を受けまして、条件のよいところに預金をして金利を稼ぐ。こんな大変なことは、谷さんないよ。確かに、収入役も本当に大変だろうと思います。自治体の金融収支が悪いということは、これは他の金融機関から見ると、専門家じゃないんですから、幾らか低いということは言われておるのは事実でございますけれども、やはりそのあたりをよく熟慮していただきまして、この運用を、しかも安全確実にひとつ、財テクということになるとちょっと口幅ったくなるかもわかりませんけれども、心がけていただきたいということをお願いする次第でございます。

それで特に、ことしは金利が低下してきてしまったので、来年度はさらにこれは大変になると思うんです。そうなりますと、先ほど申しましたように、この基金の運用と余裕資金の平均利回りがどうだというようなことじゃなくて、いわゆる利子割交付金の下がりが非常に大きくなって、まず大変じゃないかということが言われるわけでございます。そのようなこともありまして、この平成５年度の予算と見通しということは非常に私は難しいということが言えるということだろうと思うわけでございます。先ほども企画財政部長が申されたように、企業の収益不振を受けて所得の伸びはわずかなんだ、土地分離所得も落ち込みの公算が強い、というようなことを申されたので、そのあたり、来年の予算編成については非常に御苦労をなさるだろうと思いますので、その点には特に留意して、しっかりした予算を調整しながらつくっていただきたいということをお願いするわけでございます。

それで、また、なぜ大変か大変かと申しますと、まず何といってもまず第１に、いわゆる建設にしましても、日野市におきましても恐らく、もう家はつくっても、アパートやなにかの場合は、つくっても人が入らないというようなことも出てくるんじゃないかと思うんです。恐らく、あいている所等もあるのじゃないかと思うんですね。そこで、日本建設業団体、この連合会がまとめた官公庁関係の受注高、これは大きな所57社を対象にここで取り上げてみますると、5,043億なんです。

大体昨年との伸びはどうかといいますと、4.5％増にとどまっているわけです。そこで官公庁工事の受注高は、８月、９月はそれぞれ前年比で56.7％、それから９月が38.8

％ということになり、４、５、６、７、８というのは大幅な増加をいたしましたけれども、８月は56.7、９月になるともう38.8％になっているわけですね。そうなると、今度前倒しをしてこのような状態でございますので、それが今度一服でもしてしまえば、その受注の拡大というのは期待外れに終わってしまうんじゃないか、というようなことになるわけですけれども、幸い補正予算で10兆7,000億が通ったということになると、幾らかもやもやしたものが出てくるのではないかということになるわけです。

ただ、この補正予算の成立がそのようになったからといって、受注高が再び上昇するかということになると、建設会社の業績を押し上げてということになると、官公庁だけが伸びても、それじゃあだめなんですね。やはり民間の部分が伸びてこなければ、いけないわけです。がしかし、民間の部分が落ち込んでしまっているわけですね。そうなると、全体の受注増にはつながらないということになるわけですから、非常に補正予算が成立して、またやるんだと言っても、これは景気回復だとか業績復調には、私はならないんじゃないか。これじゃあとても力不足だ、どうにもならないというのが、私は、これが見方なんですよね。そうなると、民間工事の減少をどうやって――どうしてこうなったかということになりますと、先ほど申しましたように、マンションとか、新宿やまた今度はオフィス街に行きますと、今あいているんですよね。それで３割下げなければもう人は入らない、店は借りない、テナントは借りないんだというのが現状なんですね。それですから、入居のめどがつかないわけです。それですから、工事を発注しようと思っても、入る人がいなければ、次々に家をつくる人は、そんなばかなやつはいないと思うんですよね。やはり工事発注を遅らせる。そうなると、企業においても設備投資の意欲というのは、これはもうなくなってしまう。そうなるとまた、企業におきましても、特に工場ですね、設備関係の受注だってやらなくなってしまう、とこういうことになるわけです。

そこで、過日大手４社に、どんなふうになっているのか、ということで一つひとつ電話をかけまして、いろいろ伺ったわけです。そうしましたら、鹿島建設が前期に比べまして18％だ、清水建設が14％も落ち込んでしまっているんだ、大変なことだ、とこういうことを申しているわけです。それで、また大手建設会社の80年代後半に、オフィスビルなどを土地開発を中心に業務展開を進めた民間建築部門を積極的に展開、拡大できた時期というのは、非常に建築中心の構成ということがありましたので、収益がうんと伸びたんだよ、現在はそれが足を引っ張っちゃっているんだ、とこういうことでございます。それですから、官公庁関連の土木が伸びても建築が落ち込んじゃっているから、今

度はそれを補うことができないということですよね。これはそのとおりです。やはり私は、このような関係を考えて見まするとと、企業というのは利益が落ち込んでしまえば、利益率は低下するんですから、法人税も払えないというのは当たり前でございまして、そのようなことを考えますと、公共事業の発注をふやすのもいいけれども、やはり民間工事の発注を促すような景気対策というのを行わなければならないということでございます。そこでやっているけれども、公共が幾ら上げても、これはバランスの問題ですから、片方が上がって片方が下げれば、平均すればまた下がっちゃう。こうなると景気というのはなかなか出てこないんじゃないかと思うわけです。

建設業界はそのような程度でございますけれども、まだいろいろと申せば切りがないから、このあたりで、今度は産業全体というのを見まするとどうか、ということでございます。特に日野自動車の関係なんですけれども、自動車の生産というのは、外国へ出るのは非常に幾らも減ってないんですね。ほとんど減っていないと言ってもいいんじゃないですか。なぜかと言えば、1.7％ぐらいこれは10月期が前年に比較して減ったということでございます。そのようなことを考えますと、８月、９月と減ったんですよね。それで、そうなると確かに輸出というのは、貿易黒字というのを考えてみまするとと、本年度は確かに1,000億を突破するということははっきりしているわけですね。そうなると、いわゆるアメリカの当たりというのは、非常に日本に対して厳しい。

昨日ですか、農林大臣の田名部がアメリカへ行ってヒルズと交渉をやったときに、追い返されて帰ってくるような始末ですよね。話にならないわけですよ。アメリカとＥＣとの関係というのは、もう行ったわけですよね。それですから、今度は日本をやっつける番だというようなことになると思うんです。やはりガットとウルグアイ・ランドというのは、これからの我々の関心の的ではないかと思うのでございます。

そこで、この全産業を見まするとと、これはいわゆる市況の関係ですけれども、前に経済新聞が調べました３月の、本年度の店頭株265社、これは保険やなにかを除きまして92年の９月の中間決算の業績ということでございます。これでいきますと、先ほど申しましたように、前年同期に比べて2.5％の減収で、38.9％の経常減益になっているということでございます。それですから、上場企業の経常減益の幅が32.3％減を上回って、店頭企業の収益全体の脆弱さをもろに我々に見せてくれる、とこういうことです。ですから、非常にこれからの株価というのは、私はさえないんじゃないかと思うんです。それですから、産業全体がいかにしてもよくならなければ、どうにもならないということだろうと思うわけです。そうなりますと結局、つくっても売れないとなれば、当然それ

がどうなるかということになると、在庫ということになると、その在庫をどのようにして調整したらよろしいかということになると、当然これは日銀の貿易のこの前の見通しというのや、さらに日銀の調査統計局長の発表が、これは11月の30日ですか、行われたんです。そのときになると、在庫調整の進みぐあいに関しては、収容時期にはめどはやや遅れてずれるかもわからないけれども、年内にはめどがつくといったけれども、日銀の観測は当たったためしがないんですよね。全部外れているんです、今まで。こんなような状況ですから、どうにもならないんだ。一体、日本の政府がどこへ行くかということになるわけですね。それですから、結局、ニューヨークタイムスや、またテレビなんかで出たように、言いたくないけれども、「日本の政治は」と言って、それは確かに、税調にしたって、自民党税調と政府税調と二つあるんですよね。確かに政治が絡めば、政策的なものを押し進めるということは、もう私もわかっていますけれども、前にニューヨークタイムスに何と出たかというと、何とかということで出たということは、皆さんもよく御存じだろうと思うんですね。

そのような状況を考えてみまするとと、非常にこれからの金融経済は、全体として難しい。やはり我々自身が自己防衛に徹しなければいけないということになると、これからの日野市の財政も当然みずからが襟を引き締めて自己防衛をしっかりやるんだ、というような形にならなければいけないのではないか、と私は観測をするわけでございます。このような観点に立って、ある程度は市長も聞いていらっしゃると思いますので、私はこれで質問を終わりますけれども、市長のお考えを、特に来年度の予算編成に際しての心構えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆるバブル経済の崩壊によります景気後退の影響が、平成３年の決算におきましても、法人市民税の減額という形であらわれました。４年度におきましては、それが個人市民税にも影響してきて、この12月補正で市民税を収入予算額14億円余を減額しなければならない状況となってまいりました。さらに利子割交付税、また収益事業収入の減収等が予測されまして、十数億円の収入減が考えられておるところであります。この傾向は来年度も続くものと考えなければなりません。個人市民税も企業の収益不振を受けて、所得の伸びが僅少にとどまるものと予測され、また土地分離譲渡所得も落ち込みの公算が強いということでございますので、全体としての伸びが期待できません。また法人市民税は、企業収益の減収により、少なからず落ち込むことが懸念されております。固定資産税、それから農地税制の改正による農地の宅地並み課税

で若干の負担調整の措置によりまして、土地については一定の伸びが見込まれております。償却資産につきましても、不況の影響を受けてわずかな伸びにとどまることが予想されます。こうした状況におきまして、来年度、５年度の予算の編成は、かなり厳しいものにならざるを得ない、というふうに考えております。

今御指摘のとおりの情勢もございますので、十分財政環境を引き締めて、自治体としての前進の部分と、それから引締めの部分を適切に調整していくことが大切だ、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○６番（谷　長一君）　それから、滞納のことに先ほど触れたんですけれども、お伺いするのをちょっと忘れたので、申しわけございませんけれども、これは終わろうと思いましたけれども、ひとつよろしくお願いします。

実は、滞納の関係なんですけれども、いわゆる滞納が結局今度、あれは８億幾らでしたか、８億1,000万か2,000万あると思うんです。それで、今度不納欠損になったのが幾らでしたか、六千二、三百万ですか。そうしますと、その不納欠損になった、いわゆる３年の時効と５年の時効というのがあるんですよね。あれは18条と何条でしたかね。それで、それに基づいて結局時効が成立するわけですけれども、その時効の成立した滞納分の金額は、あれは六千何百万かな、それで、どのような方が不納欠損になるかということを教えていただきたいんです。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　先ほど企画財政部長の方で滞納繰越額が示されましたけれども、恐らく平成２年から３年の繰越だろうと思います。平成３年から４年にかけての繰越額は、今おっしゃられましたとおり８億1,334万2,000円、これが正確な数字でございます。そのうち不納欠損額につきましては、6,469万6,000円、これが平成３年度における不納欠損でございます。これにつきましては、ただいまお話ございましたとおり、いわゆる５年の時効消滅、これは法の18条の関係でございます。それが一つと、あと一つは15条の７の関係、これは、執行停止をかけておきました場合にはこれは３年間で時効が成立するという、この二通りがございます。

この時効になったという内容でございますけれども、大きく分けて三つの理由がございます。一つは財産が全くない。差し押さえをしても、財産がないので差し押さえができないということで、それで納税ができない。それで、あと一つは、やはり居所不明ですね、住民登録はそのままにしておいて、もうそこにはおらないというケース、これが

非常に最近はふえております。それとあと一つは、生活困窮でございます。課税した時点からさらに家庭内あるいは法人等の事由によりまして、生活保護並びにボーダーラインにまで課税した後にその援助を受けるということになりますと、これにつきましては、納税が免除されてしまいますので、そういう方々については、もう先ほど言いました、執行停止しておいて３年で時効ということになるでわけでございます。大きく分けますと、ただいま申し上げましたこの三つが理由であります。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○６番（谷　長一君）　そうしますと、ただいま部長の答弁を聞いてますと、財産がないので差し押さえができない。それとあと一つは、居所が不明でこれを追うことができないんだ、ということと、あと一つは、生活が困窮していまして、生活保護を受けるとか、またはすれすれのボーダーラインだ、とこういうことになって、その15条の７と18条の適用を受けるんだ、とこういうことでよろしいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。いいですか、それで、解釈は。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　はい、結構でございます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○６番（谷　長一君）　以上をもって終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって12の１、景気後退と日野市の財政について問うの質問を終わります。

一般質問13の１、防災情報センターを十分に活用するために市組織の見直しをの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔26番議員　登壇〕

○26番（古賀俊昭君）　市民会館の横に、防災情報センターの建物が、その全容をあらわしてまいりました。地上42メートルの鉄塔も既に設置が終わったところであります。防災情報センターがいよいよ来年の４月から、平成５年度から運用が開始される、そういう時点に今立ち至っているわけであります。

私は、去る第３回定例市議会で、この防災情報センターをできるだけ効果的に運用していくために市組織の見直しについて提案をし、検討を依頼をしていたわけであります。この話は、ことしの８月の臨時議会でも既に取り上げられております。防災情報センターに設置をされる緊急通信システムの請負工事契約の案件が処理をされた臨時議会であり

ます。ここで市長は、現在の日野市の防災関係の組織についてこのように答弁を行いました。「環境防災という言い方にしておりますけれど、これも確かにわかりにくい現状があります。これらを近いうちにもう一遍組織的に事務分掌的に整備をして、市民に最もわかりいい、また行政機能として迅速に活動機能のできる、仕組みは必要だというふうに考えております。」こういう答弁があったわけであります。８月の臨時議会。

そして９月議会で私の方からも、この点の見直しについてお願いをいたしました。お願いをしたというよりも、その方が効果的に防災情報センターが運用でき、しかも結果的には、市民生活を守るという意味での効果も十分に期待できるからであります。この９月定例議会では、いろいろやりとりがありましたが、山口環境部長はこの点について、このように答弁をいたしました。「新しく建設される防災情報センターの運用に合わせまして、より一層充実した組織づくりを検討してまいりたい。このように思っているところでございます。」こういう答弁があったわけです。

前の議会では、環境係と防災係を今持っております環境防災課、この組織では、十分に新しく今度緊急通信システムの運用が業務に加わるわけでありますので、本来であれば、環境部のこの防災関係の仕事をしております防災係については、これを総務部に移すなどの検討も行うべきではないか、ということを私が指摘をしたわけであります。これは実際に環境部で防災関係を所管している市が３市ということでありました。27市の現状です。生活経済部では１市、市民部で１市、それから防災の対策室としているのが１市、残りの大体21市ほとんどが、この防災関係の仕事は総務部で行っているということが一つの根拠ということになっていたわけであります。現在の環境係、防災係の仕事には何ら共通点がない。こういう点から、今回の防災情報センターの完成を機に、この組織の見直しを行うべきだ、という趣旨でいろいろやりとりをし、その後部長からも、「検討をしてまいりたい」という答弁があったわけです。この点についての結論をお聞かせをいただきたいと思います。

もう12月議会、残りは３月議会という、あと一つの議会だけではとても組織の改正ということはできないわけでありますので、今回の定例会がラストチャンスというふうに私は理解しておりましたが、全くそういった提案はなされておりません。この点について、どのような検討がなされてきたのか、また、市の考え方というものを市長からも承りたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

防災情報センターを十分活用するために、組織の見直しということにつきまして前回、御提案をいただいているところでございます。また、お答えをしたところでございますけれども、防災に対します組織でございますけれども、これは大きく分けますと、まず非常災害時の対応、それから二つ目には平常時の対応、このようなことになろうかと思います。

まず第１の、非常災害時の対応ということになりますと、これは日野市災害対策本部条例がございまして、この本部を設置いたしますと、全庁的に事態に対応する組織がつくってございます。それから、次に２番目の平常時の問題でございます。今後これから少し離れた場所に防災情報センターができるわけでございますが、この２番目の平常時の事務でございますけれども、このまず災害の防止、あるいは啓蒙活動、それから関係防災情報機関との連絡調整、日常訓練、あるいは情報の収集、伝達などにおきます緊急通信システムの運用、その他多くの日常の業務を抱えてございます。それらを単独の課、あるいは係という形で、現在防災は５名で係ございますけれども、この５名程度の職員で果たして対応し切れるのだろうか、という問題もございます。現在環境係、以前の公害でございますけれど、４名の職員と合わせまして課長以下10名でこれらの事務に対応しているのが現状でございます。職員定数等の関連等もございまして、職員の弾力的な活用もまた必要であろうかと思うところでございます。

現段階では、防災情報センターには、現状の環境防災課の総員、全員が移転をする予定でございます。今後につきましては、防災情報システムの運用に関しまして、現職員の研修などをまず第一義的な問題とし、運用技術の習得を実施しながら、平常時の対応並びに緊急時の組織のあり方など、さらに検討を加えていきたい、とこのような考えでおります。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　市長にお尋ねをいたしますが、防災情報センターがここで完成をする。今市内に、平成３年度中の完成を目途に同報無線のポールも建設中であります。今年度中に42本が設置をされる。平成５年度からは、この同報無線も地域防災系無線と一緒に一部稼働するわけです。さらに映像系も加わるということで、従来の防災係の人員並びに業務の分担の内容だけでは、対応し切れない。さらに新しい仕事が加わるということです。しかも、システムはまさに私は、現時点では日本一だと思いますが、ハイ

テクの固まりであります。これを維持管理するという仕事が加わるわけですから、現在の防災係の５人の職員がこれに当たるということでは、やはり難しいのではないかと思うんですね。であれば、思い切ってこれを課に昇格をさせる、あるいは先ほど申しましたように、防災の仕事というのは、災害対策本部が設置をされますと、総務部長が市長の下で指揮をとる。重要な役割を果たすわけですね。ということになりますと、総務部にこれは所属していた方が、何かと好都合である。これは何回も私申し上げているとおりなんです。

以前も日野市では、昔は安全対策課というのが総務部にあったそうですね。これがいつの間にか総務部から外れてしまった。ここで、この機に総務部にこれを戻して、他市でもそういう例が多いわけですし、運用していく、また維持管理を行うということからしますと、人員の増員も当然、私は考えられてしかるべきだと思うんですね。組織の見直し、これも市長は一度、先の議会で言明をしている。そういうことから考えますと、この機会に、なぜこれを実行しないのか。この点は市長から直接お聞きをしないと私は理解できないわけです。この点、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政の遂行に当たりまして、組織のいかに能率的に、あるいは機能性を発揮して運営をするかということは、大切なことであることは言うまでもありません。今日の我々の市民生活を守る行政の立場といたしまして、組織を膨張させたり、複雑化させることのまた一方のことも考えざるを得ません。したがいまして、先般環境部を改組いたしまして、現状の環境防災、そういう１課にまとめてあります。

行政組織の一つの通弊といたしまして、何か自分の課に属さない、あるいは係に属さないことは、なかなか一致協力が難しいという点もあるわけでありますが、細分化すれば細分化するほどまた人員増が必要になってくる、こういうこともありますので、一体的な活動をするという意味で、もうしばらく現状の状況を見守りたい、というふうに考えております。

防災情報センターができましたら、いわゆる環境防災課が１課としてセンターに事務所を移し、また今まで専門的に担当してまいりました参事がおりますので、技術的にも将来的にも、そういう役割を果たすということで、しばらく現状で経験を積んでみたい、とこういうふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　市長は「組織を膨張させたり、人員をふやすということはできない」ということを今言われたんですが、私は、必要なところはやはりふやさなきゃいけないんですね。要らない所は削減するんですよ。そこをきちんと踏まえて考えれば、当然減らせる所もあるでしょうし、今度のように新しいこういうシステムを入れて、この維持管理というのは大変な私、仕事だと思いますね。ふだんはさほど使わないわけですよ。万が一に備える。しかも防災の仕事というのは、ふだんは消防団の業務とか、その他結構忙しいところもあるわけですが、これを絶えず維持管理しながら機能を、いざというときに最大限に発揮させるということになりますと、専門家、こういうことが苦にならない人、そういう人を配置しておかなければならないんですね。そういう点を考えますと、当然この12月議会しか私はなかったと思うんですけれど、組織の見直しを行うと言っておきながら、それも出てこないし、今回の、組織を膨張させることはできないとかおっしゃっていますけれど、私が言っているんですから、その点、必要なところはふやすべきなんですよ。大丈夫なんですよ、こういう提案をしても。要らない所は減らす、これは当然でしょう。なぜここができないかということですね。

しかも、ここでリサイクル条例が出てきましたね。こういう環境行政のことを加味して考えますと、これも見直す必要が私はあったと思うんです。チャンスだったんですよ、今回は。従来清掃部というものがあったわけですね。これがなくなった。今回は、単なるごみを片づけるという分野の仕事だけにとどまらず、ごみを再利用する、リサイクルのこれこそまたシステムですね。これをつくっていこうという新たな提案が出てきた。つまり、このリサイクルや環境行政全般を統括する課も必要になってくるんじゃないかと私思うんですね。他市なんかの実例を見ましても、そういう所、私はあるというふうに理解しております。それから清掃行政、リサイクル行政、あるいは保健衛生、こうことも含めて環境という観点から仕事をする課もあっていいと思うんですよ。今はこれが別になっているわけですね。しかし、環境係の仕事は何かと言えば、こういうこと全く含まれていないわけです。

今、環境部のクリーンセンターに部長が大体常駐している。これだけの防災情報センターができて、危機管理をする。しかし、直属の部長はいないんですよね、この本庁にも防災情報センターにも。今、参事がいる、というふうに市長おっしゃったんですが、この参事の仕事というのも非常に限定されているんですよね。これほど大事な仕事をやるのに、直接部長が防災情報センターにいなければ、本庁にもいない。しかも、環境部長はこれからリサイクル行政について、今は、リサイクル条例のことを果たして厚生委員会でうまくいくかどうかで、大変お忙しい。防災情報センターのことまでかかわって

いられないわけですよね。特にこれがもし、可決を万が一されたとすれば、あと規則をつくったり、いろんな要綱をまとめる。市民団体との協議もある。とても防災情報センターにはかかわれない。

参事に与えられている権限というのをこの間、私も、いつも参事がそこに座っていらっしゃるんで、部長とどういう関係かということが非常に気になっていたんですが、大体防災情報センターの建設に関しては、環境部参事が当たってきたということで、これは理解しておりました。所管業務、あるいは権限はどうなっているのかな、というのが気になったんですね。この間、総務部長にそのことをお聞きしましたら、参事の仕事の要旨を記した資料をいただきました。非常に限定されているんですね、環境部参事の権限というのは。この機会に、平成５年度からこれだけのシステムが、すごいお金を使ってつくったこのシステムが動き出すわけですから、組織を、やはり見直ししなければならない、と市長も一たん認めた経緯もあるし、これから環境行政との兼ね合いを考えますと、環境部については、あるいはこの環境係を環境課のような形で考えて、清掃の仕事をやっているクリーンセンターと統廃合しながら、組織を見直すことも、私は必要じゃないかというふうに思うんですね。このまましばらく様子を見るというようなお話もありましたが、場合によっては、臨時議会を開いてもいいと思うんですね。ここで、見直しを行った方がいいと思いますよ。なぜ、市長はじゃあ前言を翻したのか、その理由を聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前言を翻すということではございませんが、思い立って環境部という組織を新たにし、また清掃に加えて、リサイクル行政という大きな行政上の実務をクリーンセンターが担当する、ということにいたしております。それで、環境防災という二つの、別機能と言えば別機能でありますが、環境行政というのは、市内の工場の排水を調査いたしましたり、時々出てくる工場の認可とか、そういうことが主になっておるわけであるわけでありまして、10人おれば全体の仕事もできる、それぞれの協力をし合えるということがありますが、それもまた細かく分ければ分けるほど、組織としての総力がそがれることになるのではないか、というふうにも懸念をするわけであります。

したがいまして、しばらく現状の組織と事務分掌で仕事を進めてみるという考え方で推移をしておるわけでありまして、例えば総務部に移管することのよさもあるわけでありますけれど、一面としてまた、大きな組織になって統合が難しい、ということも伴ってまいります。環境部は一応の責任――何といいますか、業務分割をいたしまして、今のところ主として環境部長、リサイクルセンターに重点を置いております。そして、一方の防災情報センター業務全般につきましては、参事の特命によって、仕事を進めておるということでありますので、有事に対していろいろな有機的な活動もできる仕組みがある、というふうに思っております。十分、御指摘の点もございますので、内部的にも広く意見を交換を図りまして、一番市民サービスに欠けない組織によって、防災行政も担当するということにさせていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　これから推移を見守って、というお話なんですが、私この間、防災情報センターの中を見せていただいたんですね。１階が防災情報センターで、２階が電算課が入る予定になっているわけですね。ほぼ床や、それからいろいろ内装も終わらんとしていたわけですが、あの１階の防災情報センター部分に、例えば防災係を今後独立させる。そうしますと、環境係は分離をするわけですね。仮にそうなった場合には、備品や、それからその他の人員の異動というのは、大変なまたむだが生ずると思うんですね。今、防災係に５人、それから環境係が４人ですか、机を入れる、備品をいろいろ購入して、配置をする。これも、防災係をここできちんと一つの独立した組織にして入れるということになると、ならないとでは、いろんなそういう配置についても私影響があるんじゃないかと思うんですね。

だから、12月議会でそれを決めないと、今後、改めて推移を見守るとおっしゃっても、また屋上屋を架すようなむだも生ずる、そういうことじゃないか、というふうに私は素人なりに判断するんですよね。環境係が行っている仕事と、防災係の仕事を例規集の通則で見てみますと、かかわりがないんですよね。かかわりがない仕事を環境係が防災情報センターの中に入って、環境防災課としてあの建物の中で公害にかかわる苦情とか、その処理とか、公害防止に関する仕事をやるというのは、全くなじまないんですね。この辺の見直しを行うには、これが絶好の最大のチャンスだったと、私は信じてますよ。

ですから、環境行政というのは、市民生活に非常に密着しているわけですね。だから、非常時に偉大な力を発揮しなければならない防災係、防災の仕事とは、かなり相入れないんですよね。これを無理に一緒にしているところに、最初から私は無理があったような気がいたします。今回、これだけのものをつくった時点で、またリサイクル条例も出した。こういう時点での何か決断を、長が行わないということは、私は怠慢じゃないかというふうに思うんですね。しかも、防災情報センターは、当然センターですから、セ

ンター長ということになりますよね。センター長は、課長職がなるということで、専門家も入れて、必要な人員の増員を行うということには、だれも文句言わないでしょう。

今後、何か見直しを行うと言われても、今が一つの見直しのチャンス、機会というふうにとらえれば、あとはまた行おうとしても、時間のむだ、経費のむだ、そういうものが考えられるわけですね。その点について、部長は答弁で「検討した」とおっしゃったんですが、内部でまだ、様子を見ようという職員の意見が多かったんですか。それじゃあ、私は市長として、この結論を先に延ばそう、というふうにお考えになったのか、みんなが変えた方がいいと言ったけれども、市長がその必要がないと言ったのか、その検討の内容について、ちょっと参考までに教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　お尋ねの件につきましてお答えをいたします。

ただいま環境部長からもお答えをいたしたとおり、環境防災の防災の業務といいますのは、日常的な業務と、それから災害発生時の業務対応ということになるわけでございます。今までの災害発生時の対応といたしましては、対策本部設置前につきましては、環境防災課が当たるということになっております。発生時の災害対策本部の設置前、設置後におきましても、災害が発生し、あるいは予測されるということになりますと、この係だけでの対応というのは、実際に無理でございます。防災、環境係の職員が応援をするということでございます。これは、完全に防災係のスタッフを理想的な形でそろえていくのが一番いいわけでございますけれども、全体的な人員配置からいきますと、そうはいきませんので、この環境と防災係、２係を合わせて一つの課にし、災害の発生時、あるいは予測時に有機的に対応するということになっております。

御指摘のように、この組織を二つに分けるということは、それぞれの係をさらに職員増を行うということにもなるわけでもございますので、現在のところ、先ほど市長からも申し上げましたけれども、このシステムにつきましては、一部平成４年度に完成といいますか、一部利用できるようになるわけでございますけれども、実際には平成５年度、６年度で完成をするわけでございます。そういった推移も見まして、執行体制の検討もあわせて行いたい、というふうに考えている次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　行いたい、ということじゃなくて、行ったんですか、ということを私は聞いたわけですね。その間の経過を知りたかったわけです。私は、検討をあだ

やおろそかにされたというふうには、言っているわけじゃないんですね。思ってもいないんです。どのような内部でのお話があったのか、という点をお聞きしたかったわけなんですね。これから検討するということでは、いろいろむだもあるし、この機会を逃すとまた混乱もあるんじゃないですか、より効果的にこれからも防災行政、あるいは環境行政を進めていくには、この機会の見直しが絶好の機会ではなかったか、という立場からお聞きをしているわけです。環境部はそのままでもよしとすれば、今まで清掃という我々はイメージで抱いていたものを、この環境部の今のクリーンセンターに持ってくるわけですね。現にそうなんですが、これにさらにリサイクルの関係、また、今環境係がやっている仕事、これを持ってきまして、環境部を２課の体制につくり上げていけば、見直していけば、人員の面での増員とか、それから全体の見直しも同時に行うわけですから、そういった懸念は、私はないと思うんですがね。いわゆる理事者サイドでの意向なのか、それとも職員サイドでの現場の意向なのか、その辺のことも私は知りたいわけですよ。結論が出なかった理由といいますか、その背景を知りたいと思って今、お聞きしているわけですね。これからのことは、これからのことで、それはわかるんですね。絶えず組織の見直しを行っていく、当たり前のことです。

８月の臨時議会、そして９月議会、そしてきょう12月議会、この間の経過を、どのような検討をなさったのか。市長は防災課としての独立を考えたけれども、職員が、いや、それは早いですよ、様子を見ましょうといったのか、職員サイドは、環境係をここで独立をさせて、分離をして、例えば総務部に防災係を防災課として持ってくる、こういう考え方でいく方がいいのか、あるいは環境部の防災課として残す方がいいのか、いろんな意見があったと思うんですね。この辺のそれぞれの立場での意見の内容を助役か総務部長あたりからでも、責任を持ってお答えいただければありがたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　前田助役。

○助役（前田雅夫君）　お答えをいたします。

私から申し上げられることは、先ほど申し上げましたけれども、この施設のいわゆる完成の状況を見ながら、今後十分検討して、対応したい、というふうに考えているということでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　内容については、経過をおっしゃれないということですよね。実質的な答弁拒否ということで、大変遺憾なんですが、じゃあ、ちょっと角度を変えまして、人員はこのままでいくというお考えだったんですが、都防災の防災行政無線、そ

れから市の地域防災、それから移動系も含めた無線、映像系、これらにそれぞれ従事する免許取得者、専門家の配置については、全く問題ないのか。私は、最低でも１名はどうしても増員せざるを得ないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　本年度１名、増員がしてございます。従来４名で対応しておりましたところを、この何月でしたでしょうか、この異動で本年度１名、増員をいたしまして、５名というふうにいたしました。現在、無線の資格等につきましては、開設に向けて、職員の研修をさせているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　現在の５名で対応していくということですので、今までの５名になった１名の増員については、防災情報センターの運用開始、維持管理は念頭になかったわけでしょう。そして１名増員されたわけですよね、業務が拡大したということで。たしかそうだったと思います。これからとにかく一度やってみて、という部分も確かにあるんですね。船をつくったら、浮かべてみなきゃ真っ直ぐ浮かぶかどうかわからないという面はありますけれど、しかし、あらかじめ組織の内容については、どう考えても、ここで見直すことが最適なんですよね。なぜそれをやらないのか。そして、どういう経過があったのかもおっしゃらない、口をつぐんで。全くこの点は不思議としか言わざるを得ないんですが、話はいろいろ多岐にわたりますけれど、本来であれば、恨み言を言うわけじゃありませんが、防災情報センターの２階には電算課が入る。先般のお話にもありましたように、将来人口がふえますと、電算課もあのスペースだけではもう狭いというのは、この間の議会の指摘のとおりなんですね。そうすると、あの裏のプレハブの２階建てのアピア神明と呼んでおりましたあの建物をなぜ取り壊して、あそこを一体化して使わなかったということは、これも言いたくなるんですね。

さらに、せっかくのあの場所をやりくりをして、何とか窮屈なものをつくった。それじゃあ、組織の面だけでもきちんとこれだけのハイテクを運用するに足りる組織というもので私は対処してもらいたい。適材適所、優秀な人を配置をして、この高価な機器を使いこなしてもらいたいということ、それから防災係は、やはりこれだけのものを動かすということになりますと、係としてだけでは荷物が重過ぎる。総務部に移管をさせるのが、私は一番適切だということは、他の自治体の例を見てもそうなんですから、私はそう確信してます。災害対策の仕事を行う。課に昇格させるということで、これも異存がないというふうに思うんですね。なぜ、間に合うこの12月議会に組織条例の改正を出さなかったのか、大変疑問です。じゃあ、総務部長がまだお答えになってませんので、職員の考えはどうなのか、ちょっと教えてください。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　環境防災のことについては、前からいろいろ議論があったところでございますけれども、それはさておきまして、今総務部の関係職員課と、将来の職員の増について、環境防災課と先日もヒアリングを得まして、将来的に１名ないし２名の職員は増員してほしい、という要望が出てきて、それを集約しているところでございます。将来的に課としては欲しい、ということでございます。ただ、私どもの関係では、私どもは、組織ができましたら、それに見合った人員を配置する担当でございますから、組織が必要であれば、そのような人事配置をいたしていかなきゃいけないだろうと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　組織条例の見直しについては、どのようにお考えになってますか。今のは、人員だけのことだったんですか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　確かに、組織の見直しにつきましては、私の方の担当です。しかし、当然この組織の見直しにつきましては、主管部の考え方を一定のものを調整した中で、原則として過去、企画の中へ上げてきているというのが内容でございます。よって、その調整、あわせて関係部との調整を土台にした中で討議をする、ということでございます。この組織につきましては、まだ具体的な部からの内容的なものが私の方に正式になかった部分もありますけれども、あわせて今後、部と調整しながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　市長が本会議で組織の見直しを８月の時点で口にした。もうそこから環境部では組織の見直しについて検討していると私は思いますよ。環境部から何も見直しについては言ってこなかったという答弁だと、偽証になる可能性がありますよ。大丈夫ですか。私がいろいろこれは気になりまして、総務部、それから環境部に行っても、皆さんはっきりおっしゃってくださらないんですよね。これはいろいろ微妙な問題

だ、というようなことで、どういう経過があるのか、普通であれば、いろいろお茶を飲みながら話してもらえるような内容のことでも、この件に話が及ぶと、急に話題が変わる。ですから、実際どういうやりとりがあったのか、環境部の方から何も企画財政部長は聞いてないということで、環境部長に聞くのはここで簡単なんですけれど、企画財政部長もう一度、チャンスがありますので、お答えください。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　現に私は、聞いてない、ということを申し上げました。そういう中で、当然、議会の中では私も同席しているわけですから、その答弁等につきまして十分承知はしております。ただ、具体的な問題の検討の内容の中身の中での改めての問題ということについての話は聞いてない、そういう意味でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　聞いたのか、聞かないのか、これは私はどうでもいいと思っているんですよ。事実ははっきりしているというふうに思いますからね。環境部長にじゃあ話したのかと聞いても、これは話合わせていかなくちゃいけないでしょうから、余り意味のあることだと思わないんですが、他市の例や、先ほど申しましたいろいろな理由を積み上げていくと、この防災情報センターが完成をする、３月にはこれができ上がり、もう建物の外観は全部ごらんのとおり完成しているわけですからね。内部を整えて、機器を配置をして、電波通信局の検査などを受ければ、もうここで動き出すわけですよ。そういう時期に、もし話してないとすれば、話さなかった方も怠慢ですし、話したのに聞いてなかったということを言えば、これまた横着な話ですね。何もしなかったなんていうことはあり得ないんですよ。これは、見解が分かれて何か対立するような問題じゃないんですよね。せっかくこれだけ大金をかけて税金を投入してつくったものですから、少しでも有効に使うためには、今までの人員や組織では、無理があるのではないですか、ということで、それを私は一つの観点としてお聞きをしているわけです。市長もそういうことには、そんなに抵抗はないと思うんですね。これからということは、一つの答弁の形としてはあるかもわかりませんが、今やることが本来大切なんですよ。

○議長（黒川重憲君）　前田助役。

○助役（前田雅夫君）　確かに、組織の検討を約束しまして、今の段階での明確なお答えができないというのは、責任を感ずるわけでございますけれども、組織の変更ということになりますと、一部の問題ではなくて、庁内的には人の問題、室のスペースの問題、もろもろの問題が生じてくるわけでございますので、大変恐縮でございますけれども、

当面の問題、将来どうするかということを含めて至急検討いたしたい、というふうに考えております。ひとつこの問題は、あずからせていただきたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　いろいろ内部では検討も当然されたと思いますね。職員の方がその話題を避けて、私がいろいろ事前にお聞きしても、詳しく全然教えてくださらない。ということは、むしろいろいろな問題があり、しかも改組の必要を感じている方、そうでない方もいらっしゃるでしょう。いろんなやりとりがあったということは、想像にかたくないわけですね。がしかし、今助役からおっしゃいましたように、あずかるというお話ですので、助役におあずけをして、場合によっては、電算課が２階に入る。そして１階は防災情報センター、一たん定着したものをまた動かすとなりますと、非常なむだが生ずる。ですから、場合によっては、臨時議会などで対応されることも私は可能ではないかというふうに思いますので、この点、保留をしておきたいというふうに思います。

今市長のお話と、この点は、私は対立することは何もないと思ってお聞きしたんですが、ちょっとかみ合わなかった嫌いもあります。市長、要するに、職員の持てる力を背景に仕事をしてこそ、初めて行政というのは効果を発揮すると思うんですね。職員がいろんな意見を出す。職員の持っている力が前面に出てくる。これは市長、大いに歓迎しなくちゃいけないんですね。出てきたときに、何かそれを頭から否定してしまう、議論もできないような何か環境にしてしまうというのは、私は、そういうことはあっちゃいけないというふうに思うんです。日野市政が精神的な方向性を失わないように、こういう問題では、そんなに異論はないはずですから、何か議論が沸騰して対立するということはないはずですから、言われればそうだなと思うことは、一つの方向をきちんと示して、市長先頭に決断をしてやっていただきたいというふうに思います。次の議会でも、この点はお聞きをしたいと思いますので、その点、前回９月議会の質問、それから今回の質問を踏まえて、また聞くこともあるということを前提に作業を進めていただきたいと思います。そのことが市民のためになると思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これをもって13の１、防災情報センターを十分に活用するために市組織の見直しをの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時49分　休憩

午後３時13分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の２、北京市海淀区との都市提携に於ける市長の重大な瑕疵についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○26番（古賀俊昭君）　さきの第３回定例市議会で市長から行政報告が行われ、この行政報告の３番目に、「本市と北京市海淀区との友好提携について」ということで、議会が初めて、友好都市として当該自治体との提携の話が進んでいることを私ども知ったわけであります。そしてこれを受けて、その進め方について、９月議会で私は緊急質問を行いました。この行政報告並びに緊急質問を行った時点で、私どもが知り得ていました、市長が友好提携を進めようとする中国北京市海淀区について、その海淀区の代表者について、私は書面で示された人物をこの区の責任者というふうに考えていたわけでありますが、その後配られた資料などを見てみますと、この点がはっきりしなくなりました。

市長にお尋ねをいたしますが、北京市海淀区の区長は何という方か、お名前を教えていただきたいと存じます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　北京市海淀区の区長さんは、胡昭廣（こしょうこう）という方でいらっしゃいます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　行政報告の内容を見てみますと、それぞれ議員は皆、持っているわけですが、「北京市海淀区長胡昭庵氏より、友好提携を期待する旨の応答がありました。」当日の記録のテープを聞いてみました。胡昭庵（こしょうあん）と森田市長は発音をいたしておりました。その後、緊急質問の折にも、市長の片腕である砂川助役も、「北京市海淀区の区長の胡昭庵（こしょうあん）氏名による文書はございません。」こういう海淀区の区長についての氏名の発言もありました。胡昭庵（こしょうあん）という呼称をもって海淀区長の名前を助役も挙げておりました。テープを聞いてみますと、同じように、胡昭庵（こしょうあん）と発音をしておりました。我々日本語を話す国民がこの文書を見ますと、だれしも胡昭庵（こしょうあん）と読むと思いますし、この発音ないしは文字は、照合一致をしていたわけであります。今、市長は胡昭廣（こしょうこう）とおっしゃいました。海淀区長はかわったんですか。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役

○助役（砂川雄一君）　お答えをいたします。

今御指摘がございましたとおり、海淀区の区長につきまして、当初、私ども胡昭庵（こしょうあん）というふうに申し上げたと思います。（「書いてありますよ、行政報告にもそういうふうに」と呼ぶ者あり）はい。胡昭庵（こしょうあん）。今、新しい名前は、胡昭廣（こしょうこう）ということで、廣いという字を書きます。（「新しくかわったの」と呼ぶ者あり）いや、正確には胡昭廣（こしょうこう）というのが正しい名前でございます。（「二つの名前を持っていらっしゃるの」と呼ぶ者あり）これは、実は私どもの方で、この胡昭廣（こしょうこう）という字の略字が使ってございまして、いわゆるまだれだけが書いてありまして、中が書いてなかったんです。それについてどういうふうに読むのかなということで、当時、中日辞典によって調べたところ、このまだれは庵（あん）、庵（いおり）という字ですね。と読んで、人名に用いるというような形になっておりました。その中で、廣いという字にも使うということもちょっと書いてありましたけれども、主として庵（いおり）という字、庵（あん）という字、そういうことで、当初、私どもの方では、それをまだれだけで書いてありましたので、それを胡昭庵（こしょうあん）というふうに記載したり、発音をしてしまいました。その後、向こうへ行って確認をして、名刺その他で確認をしましたら、それは実は廣いという字が正しい字だということが判明をいたしました。したがいまして、胡昭廣（こしょうこう）というのが区長の正式のお名前でございます。

以上訂正させていただきます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　９月定例議会の行政報告で、友好提携を進めようとする相手国の自治体、その自治体の長の名前を誤って記載をした公文書を出し、届いているんですね、これは相手の方に。しかも、日野市議会に出した行政報告にも、その名前が記載をされている。これは、辞典を調べたけれども、こういう読み方もあったというだけで済まされる問題でしょうか。ことしの８月30日付で、日本国日野市長森田喜美男として「北京市海淀区長胡昭庵先生」としたためた文書を、手紙を――書簡ですね――出しております。漢字が誕生した国へ、簡略文字について調べたけれども、それがはっきり当時はしなかったで済んでしまう問題だというふうにお考えですか。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　こちらの方で文字の形から、先ほど言ったような経過で私の方で調べて、辞典から調べて、それで類推をして、その字を当ててしまったということで、

今御指摘ございましたように、８月30日付で市長名で先方に出した文書に、胡昭庵というような形で記載をしてしまいました。これについては、先方に大変失礼なことをした、というふうに私どもは反省をしているところでございます。また、議会等にもそういう形で、こちらの推定に基づいて人の名前を記載をし、あるいは発音したということについては、大変申しわけなかったというふうに感じております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　申しわけなかったとさらさらと言って、我々は、はい、そうですかと、議会は言うかもわかりませんね。いい人ばっかりですから。しかし、相手に対してはどうしますか。市長が出したんですよ、この手紙は。しかも、確認をしたということをおっしゃったんですが、それは長谷川暢男企画財政部長と佐藤智春収入役が、当該自治体海淀区を訪れて、海淀区長と懇談もしている。その時点で相手の長の名前がわからなかったということは、甚だお粗末な話ではないかと思うんですね。しかも、帰国したのは９月の４日、議会の行政報告は９月の７日、大至急訂正すべきじゃないですか。名刺等で確認したのはいつなんですか。先方に対しては、どういたしますか。この議会で訂正をして、申しわけなかったと言っただけで済む問題でしょうか。市長どうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘をいただきまして、大変な失礼な、つまり、名前の文字を間違えるということは、もう弁解の余地のない失礼なことだということを、御指摘をいただいて、つくづく感じております。議会では、おわびをして訂正するということで御理解をいただくことになるわけでありますけれど、最善の方途、考えで失礼の非をおわびをする、こういう公式な行動は早速とらなきゃならない、というふうに感じております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　私がここでもし、一般質問をしない、この問題を取り上げなかったら、このまま行ったんじゃないですか。助役、いつ判明したんですか。相手の海淀区長の氏名を日野市が誤って記載をし、その氏名をもって書簡を出し、日野市議会に対して行政報告をした。いつわかったんですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　日野市長に佐藤収入役、それから長谷川企画財政部長から視察の報告のあった文書の中には、胡昭廣ということで報告がなされています。その日

付が９月18日ですから、その前あたりに確認されていると思っております。（「きょうは何月何日ですか」と呼ぶ者あり）遅くなって、大変申しわけないと思っています。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　私たちは、市長から出されたこういう文書について、単なる誤字とか記載上のさまざまなミスというのは、今までも正誤表などで、それは仕方がないことだ、人間は間違いもあるということで、認めてまいりました。しかし、今回の、姉妹都市提携にも匹敵すると思うんですね、友好都市提携ですから。その相手の自治体の長の名前を間違って記載をして文書を出す、しかも議会に対しても、誤った氏名で報告をする。これから失礼のない形で何か措置をする、陳謝をする、というようなことを相手に対してもやるということをおっしゃったんですが、報告書が９月18日に出て、その前に原稿はそろっているわけですから、帰ってきたのが９月の４日、長谷川部長も佐藤収入役も、相手の自治体の長の名前が何かということぐらい、私は普通調べていくと思うんですね。特に市長にかわって日野市を代表していくんですからね。間違って相手の名前が書かれていれば、急遽ファックスを送るなり、電話を入れるなりして、至急訂正をするのが、だれしも考えつく当たり前の行動だと思うんですね。

ところが、それには気づいてやらなかったのか、気づかなかったのかわかりませんが、９月の18日前にわかったということですが、きょうはもう12月ですね。相手に対して大変失礼なことだということは、市長は認める。これからじゃあやるということで、国際親善とか友好ということを考えますと、相手は漢字の国ですから、横文字だろうと縦書きの国だろうと、名前を間違えるというのは、初歩的なミス、しかも大変非礼な行為ですね。市長のやはり進め方とか、そういう物の対処の仕方に私、問題があると思いますよ。こういうことになってあらわれる。行政事務、特にこういう国際間にわたる事務執行は、拙速はいけないと思いますね。やはり巧緻でなくちゃいけないんですよ。私がもしここで取り上げなかったら、このまま口をつぐんで、口をぬぐって行ったんじゃないですか。９月の18日、少なくとも９月の４日に帰ってきた時点で気づいていなきゃいけない。18日に報告書が出て、海淀区の区長の名前が市長、間違ってますよ、大変ですよと、普通ならば大騒ぎになるはずですね。しかし、助役はそれほど大したことじゃないような、辞典を調べたら、こういうふうに説明があったから、というふうにおっしゃる。相手からの文書は、確かにまだれの部首ですね。庵（あん）という、庵（いおり）とも読めるし、広島の広ですね、それの正漢字。どちらかやはり、普通なら確かめますね。相手の名前は多分こうだろうなんて、だれが決めることができるんですか。相手に聞くしかないじゃないで

すか。助役が判断したんですか。どうですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　この報告書につきましては、総務部の私が決裁しておりますから、この誤りについて訂正しなかったのは、私の落ち度でございます。申しわけないと思ってます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　部長は謝らなくていいんですよ。部長は関係ないんです。私が今助役に聞いたのは、当初、中国から日野市に王紀平さんという海淀区の副区長さんの書簡が届いたわけです。８月の１日付。この中に「海淀区長胡昭广氏」とあるわけです。これが海淀区長の名前を確認した最初の唯一の文書だと思いますよ。これを見て、果たしてこの字は何と読むのだろう、正式にはどう書くのだろう、ということを考えたわけでしょう。報告書ができた時点の話じゃないんですよ。総務部長は関係ないんですね。この時点の話はだれが判断したか、ということを私、聞いているわけです。辞書を引いて、これはこうだと決めるなんていうことは――相手に聞くしかないんですね。相手の行政庁ないしは本人に聞くしか。あるいはまた、そのことの事実を、真実を知っている人に確かめるしか方法はないんですよ。辞書を見てこうだと思いましたというような確認の仕方が、行政事務で考えられないですね。特に、これからおつき合いをしたいという趣旨で、国際間のこれはやりとりですよ。どなたがこれは判断なさったんですか。別にそのことで私、責任追及しようと思いませんよ。事実を教えてください。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　まだれだけの字というのは、日本では通常、日常的に使われていないものですから、これは何ていう字かということで、辞書で当たってしまったということが、私どものまず、今御指摘いただいたように、間違いでございました。これはもちろん先方に、正確に確認をして、確かめるべきことがあった、というふうに感じております。その辺を私の手元で辞典などを使って調べて当ててしまった、ということが私どもの間違いでございまして、その点については深く反省をしているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　助役は、図書館司書の資格を持っている人です。本の校正とか、書籍、印刷物の作成に当たっては、普通の人とは違った感覚を、国家試験を合格なさって、持っているはずなんですね。砂川助役の判断で最終的にこの字を、庵という字に解釈したんですか。こういう重大なミスをなぜ犯したかということを追跡することは、むだじゃないんですね。同じ間違いをしないために。だから、あなたはだめだとは、どなたにも言いませんが、どこで確認なさったんですか。今主語がはっきりしないんですね。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　これはいずれにしましても、私も先ほど申しましたように、こういう字がないということで、調べさせて、その字はそういう字に相当するということで私どもも了解をしてしまったということございますので、責任は私にございます。いずれにしましても、その辺につきましては、今後こういうことがないように、特に人名に関する部分につきまして、やはり不確かな部分については、先方に確認をした上で、正確な表記をすべきだ、というふうに反省をしているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　施設の名称だとか、そのほか文書の中でよく、間違えてもこれは仕方ないなあ、というふうに判断をされるものも折々ございます。殊に個人の名前ということになりますと、確認するすべというのは、先ほど私が申し上げたようなことを、みずからやるしかないんですよね。これを例えば、秘書課の職員の人がやったとか、いろいろそれは助役がやったというふうに今、確認作業についての責任はお認めになったんですが、行政事務に携わる人は、この点の感覚が普通の職員と比べて、この種の職務に携わる人はさらに、事柄にもよるわけですが、事相手の、特にこれからおつき合いをしなければならない海淀区の区長の氏名が一時はっきりしないという場合には、ただ日中の略字を解釈する辞典だったと思うんですけれど、それで調べたということは、余りにもお粗末きわまりない。こういう間違いがあるということは、私は唖然としましたね。

私がこれに気づきましたのは、先ほど総務部長おっしゃったんですが、佐藤智春収入役と長谷川暢男企画財政部長から出されました「中国北京市海淀区訪問視察の報告について」というものを読みました。この報告の中の会談メモというところに、胡昭廣区長というふうにありましたので、私は胡昭庵（こしょうあん）という庵（あん）という響きが頭に残ってましたので、読んだときに、あれっと思ったんですよ。そして行政報告と見比べてみましたら、字が間違っている。どちらかが正しいか。どちらもその時点ではわかりませんからね。で市長にこの場で聞くしかないと思って本日、確かめたわけです。９月中旬にこの誤りが総務部長はわかったとおっしゃって、その後、何か接触もあったようですね、相手の方と

の。誤りを改めるときは、早い方がいいんですね。言いにくいことを早く言わないと、だんだん言えなくなるんですよ。具体的に、私はもうこれははっきりしましたので、これ以上あげつらってこの問題を言及するつもりありませんが、市長は、市長としての姿勢は今お話しになりました。具体的にはそれでは、どういう方法、手段によって相手に対してその非をおわびするのか、その点は、こういう場合には、どういう方途が考えられるんですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回、通告質問の題目に、「市長の犯した重大な瑕疵」というふうに指摘されておりますので、どのような瑕疵を犯したであろうか、ということを深刻に考えておりました。人名の一番文書上の文字を間違えるというようなことは、これは公式にいたしましても、私事関係にいたしましても、極めて失礼な過ちであったということを重々今、痛感をしております。あらゆる方途を講じて非を謝り、またこれからの信頼関係に影響を来さないようにしなければならない、というふうに反省いたしております。文書でおわびするという方法もありますし、人を派遣して直接おわびするというような方法もあると思っておりますが、これからなるべく早く検討を行いまして、少なくも文書で最初の非礼をおわびをするという行動は早速とりたいと思っております。たまたまこの海淀区長の胡昭廣さんも、10月の時点だったと思っておりますが、練馬区との友好交流が成立したということで、団員６名を引率されて練馬区を訪問され、その滞在１週間の間の１日を日野市に――１日と申しましても３時間でございましたが、過ごしていただきました。市内の御案内をしたり、庁舎にお迎えし、市内を御案内をし、一応の儀礼上のあいさつをいたしました。極めて好感を持ってお帰りになっておられます。こういう経過もございますので……（「字が間違っているとは言わないでしょう、あちらの方からは」と呼ぶ者あり）そのときに、そのことを気がついておれば、非をおわびしたわけでありますけれど、そこまで気づいておりませんでしたので、今後、最善の方途をとる、このように申し上げておる次第であります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　私は、職員の人の中にも、だれか気づいた人がきょうまでにいたのではなかったか。総務部長は何か、９月の半ばにわかったようなお話もなさるし、わかったんじゃないかということで、ちょっとぼかしておられる。早くやはりこのようなことはちゃんと進言をして、手続をきちんと踏んで、訂正しなきゃいけないですね。市長は今まで、きょう指摘をされるまで、何だろうかと思ってた、というふうにおっしゃ

るんですね。なかなか市長に正しく情報が行かなくなってきているんじゃないかと思うんですね。文明が栄耀栄華を極めていく、そして今度は凋落の一途をたどろうとするときに、いろいろ混乱や間違いというのは起きるんですよね。

中国に「氷炭相入れず」という言葉があるんですね。氷と炭は混ざらない。全く相入れない、意見の食い違いなどをそう言いあらわすわけですが、こういう問題は、そうではなくて、指摘をされれば、見解が分かれるようなことじゃないわけで、職員の方も、気づいたら、国際信用にかかわる問題ですから、市長に対してちゃんとそれは、情報を伝える。1,500人いて、１人もわからないというのは、ちょっとおかしいんですね。市長を裸の王様にしたいと思っているんだったら、それはいいかもわかりませんけれど、やはり日野市の市長ですから、しかも日野市の信用にかかわる問題です。ですから、今後、この種の文書のやりとりに当たっては当然、注意しなければならないことですが、辞書を引いて間違ってしまうなどという、笑うに笑えない間違いをやってしまう。しかも、図書のプロがそれをこうでしたというのは、我々聞きたくないですね、そういうことは。

市長も、文書などをもって善後策を講じるということでありますので、この点はこれで終わりにしたいと思いますが、なぜこういうチェックができなかったのか、もう一度、市政総体にわたって、皆さん心していただきたいと思うんですね。それから日野市政の信用に大きな傷をつけてしまったということは、鋭くこれは指弾されても仕方がないわけですから、その反省に立って、早く訂正の是正と非礼をわびる措置をおとりになることを強く求め、また、その報告なども何らかの形でしていただくことをお願いをして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって13の２、北京市海淀区との都市提携に於ける市長の重大な瑕疵についての質問を終わります。

一般質問14の１、保母の増員と保育の充実をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、一般質問を行わせていただきます。保母の増員と保育の充実をという中身でございます。

保育園は、保母さんがいらっしゃらなければ、保育はできませんし、保育園も成り立たないわけでございますが、最近は、働く女性もふえたり、そしてまた、乳幼児を持つ女性が増加する傾向もあり、あるいはフレックスタイムなどの導入で、働く方たちもい

ろんな形での働き方になってきております。そういう中で、子供の数は減少しておりますが、保育所の在籍時の絶対数、これも減少しておりますけれども、ゼロ歳から５歳までの在籍率は伸びて来ております。国の方でも、子供が少ないということから、保育所を中心にした子育ての支援政策を次々と打ち出しております。

しかし、それについて予算の措置が十分ではなく、そういう中で、夜間の保育や、延長保育、また夜10時までの夜型の延長保育や、週に３日程度の非継続保育をする一時的保育事情などの実施、こういうものはでもまだ、目標にはほど遠いこういう状況です。そして、保育園での子供の受け持ち定数を決める最低基準、これも1969年以降改善されておらず、国の基準ではゼロ歳から２歳まで６人を１人、３歳児20人を１人、４、５歳児30人を１人で保育しなければならなくて、大変これは保母さんの負担になってきております。

でも、東京の革新都政のときに、東京都の基準ができて、その点ではある程度加算もされておりますけれども、まだなかなか保母さんの数が少ない中から、大変な状況が今出ているのではないか、というふうに思います。それで、保育要求が高いにもかかわらず、ゼロ歳児、あるいは１歳児の乳児保育の定員枠が少ないために、保育所に入所できない、そういう子供たちがベビーホテルに入るということで、またこのベビーホテルも大変劣悪な状況のもとで、ベビーホテルは経営されている、というふうに私は承知しております。政府の方も、子供の環境づくり、こういうものを打ち出して、1990年の８月の政府は内閣に、「健やかに子供を産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」を置いて、各省庁がそれぞれこの方針に基づいた具体策を策定することになって、今、各省庁でこれがつくられております。

そういう中で、七つありますけれども、その二つ目の中で、育児休業制度の確立に向けての保育サービスの充実などによる仕事と家庭生活の両立に対する支援、こういうものも入っているわけです。

今保母さんの労働条件がどうかといいますと、大変今、保母さんたちからのアンケートをとっても、非常に保母さんの労働強化といいますか、保母さんの数が少ないために、これは保母の労働条件が「保母等社会福祉労働者の実態」ということで、全国の福祉保育労働組合が90年の１月に実施した91年春闘の要求アンケートにも入ってきておりますけれども、大学卒の方たちの20代後半の賃金とか、30代の賃金、こういうものとの格差がかなりあったり、あるいは低賃金で人手不足で、正規職員にかわる臨時やパート、あるいはアルバイトの採用の際にも、いろいろと影響が出ているということも出ておりま

すし、また保母不足が、他の保母さんの労働強化を招いて、腰が痛くなったり、首や肩や腕のこういう障害のある職業病が原因になって保育園を休む、こういうことが出されてきております。

日野の中においても、保母さんたちのアンケートの中では、48.6％が「腰が痛い」、32.9％が「肩が痛い」、23.6％が「腕が痛い」こういうふうな訴えがあるわけです。そしてまた、10年前に人員が削減されて以来、パートが非常に多くなった。そういう中で、46人の臨時職員が配置されている、こういう実態も明らかにされております。

そして朝、７時半から６時までの開園の中で、ゼロ歳から就学前の子供たちの健やかな成長を願って、日々保母さんたちが活動しているわけですけれども、パートの方が多いということから、正規の職員が朝夕の当番回数をふやしたり、あるいは仕事を家に持ち帰ってやるという、こういう状況があるわけですので、ぜひ私は、保母さんたちの本当に願いにこたえて、保母さんの増員、そしてその中で、特に日野市は、定数によります職員配置、これが必要なわけですけれども、どういうわけか、ほかの市はもう定数でやっております市が多いにもかかわらず、日野市は実数で保母さんの数を決めている。この中で、福生、東村山、秋川が実数で決めて、あとは全部、定数で保母の配置基準を決めているんです。ですから、もっと私は、保母さんの配置基準を定数にして、増員をしていかなければ、今日野市の中における保母さんたちの健康状況、そしてまたそれに及ぼす子供たちへの影響、こういうことを考えますと、ぜひ保母さんをもっとふやして、そして生き生きとした活動ができるようにしていただきたいというふうに思います。これがまず１問目の質問でございます。

それから２番目は、保育時間の延長です。今、私も先ほど発言しましたように、働く方たちの通勤、これに見合うような保育時間の延長をしていかないと、二重保育をしている。これは私、この要求を取り上げて、いろいろ父母の皆さんとお話ししたときに、私が子供を保育園に預けながら活動していたときと、本当に同じなんですね。まだこれが変わらなくて、保育時間の延長という、こういうことが要求として出てきているわけですから、ぜひ、今政府の方は、いろいろと夜の10時までの保育ということも、お金も出しながら、長時間保育サービスをやるという方向を出しておりますけれども、10時までというのは無理でも、本当に１時間、２時間の延長を保母さんの増員によって、勝ち取れるのではないかというふうに思うんです。父母からの願いは、本当に都内まで勤めに出た場合には、なかなか保育に間に合うために帰ってくる、そして駆け込んで保育園に行く、それも間に合わない場合には、二重保育をしておりますので、ぜひ、この点を

御検討いただきたいと思います。

それから、３番目には、保育をする保育者、これは男性もぜひ入れていただきたい。このことについても、私、もう20年前から、議員になったときも、この男性の保育者をということで、提案いたしましたけれども、施設の関係とかということで、いつも回答が伸びておりましたけれども、やっぱり家庭においても、父も母もいる、そういう中で、学校の中においても、男性の先生もいらっしゃる、女性の先生もいらっしゃる。こういう中においては、保育園にも私は、男性の保育者、これは必要ではないかと思います。児童館には男性の方もいらっしゃいますけれども、そういう意味で、ぜひ私は、男性の保育者を、施設をどういうふうに改善したら、これが採用できるのか。そういうことで、ぜひ検討をいただきたいと思います。

４番目には、看護婦さんの配置です。（「男性は保父と言うんですか」と呼ぶ者あり）そうです。不規則発言には答えないことにしております。（「答えたぞ」呼ぶ者あり）今は答えましたけれども、次から答えませんので。保父と言います。保母と保父。そういう形で、今まで私も、質問の中では保父をということを言っておりましたけれども、きょうは、保育に男性の保育者をという形で質問いたしましたので、よろしくお願いいたします。

それから、４番目には、看護婦の配置を各園にということでございます。これは、ゼロ歳児の保育園には看護婦さんを配置しておりますけれども、今、子供たちの病気も非常に多いんですね。私も過去にも、病児保育をぜひ実施してほしいということも、議会で質問いたしました。そして枚方市に、ここは病児保育を実施している所がございましたので、枚方市にも当議員団で視察に行ってまいりました。これも随分もう、十五、六年昔になりますけれども、これもやっぱり、今のこういう状況の中では、病児保育の実施は必要ですけれども、でもその一歩手前として、看護婦さんを各園に配置していただければ、子供はきょうは熱が出ましたよって、職場まで市の保母さんが電話をして、どこで休んでいるかと言えば、職員室で休んでいるんですね、子供たちが。そういうこともありますので、ぜひこれは看護婦さんの配置を各園にしていただきたいと思います。

５番目に、障害児の保育の実施に職員を配置していただきたいということで、これも障害児が一般の保育園の中で、かえって健康な子供たちと一緒に一日を過ごす、このことも大変重要であるわけでございますけれども、これについても、国の方のいろいろと制約があって、病児保育をやるにも困難な状況もありますけれども、それは保育に欠ける子供でないと、障害があっても預かってもらえないとか、いろいろありますけれども、

ぜひ私は、全部の園ではないんですけれども、障害を持っているお子さんも保育園に通っているということもお聞きしておりますので、障害児保育の実施に当たって、ぜひ職員を配置していただきたい。

こういう点で、５点についてまず質問をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは、保母の増員と保育の充実ということで、５点ほど御質問ございました。質問にお答えしたいと思います。

まず第１点の、実数による保母の配置基準を定数に増員をということでございます。保育職員の配置につきましては、その年次で多少の変化がございますが、国及び都の配置基準に基づきまして配置をしております。また、市の単独加算といたしましては、ゼロ歳園、あるいは１歳園、規模、地域の特殊性等考慮した中で、正規職員、あるいは臨時職員を一部加算しているのが現状でございます。

御質問の、実数配置の問題でございますが、現在は、毎年４月１日現在の措置実数と若干の見込み児童数を加算いたしまして、実数により職員配置を行っておりますが、年度途中で措置する際、常に職員数を考慮しなければならないというような問題点もあると考えております。この問題については、現場の職員よりも強い要望が出ておりますので、また27市中、今御指摘のように24市が定数配置ということもございます。また、一時休業法の施行に伴う上の子の取り扱い、将来に向かって制度化していきたい。一時保育、あるいは緊急保育の対応等考えまして、一定の限度枠を定めまして、原則的には定数配置に移行していきたい、というふうに考えております。

２点目の、保育時間の延長でございます。保育時間の延長について強い要望があるということは、以前からも承知しているところでございます。現在、毎晩１時間ずつの特例保育を行い、午前７時30分から６時までお預かりしているところでございます。さらに保育時間を延長した場合、働く人ももちろんですが、子供たちにも大きな負担がかかるんじゃないかという考え方もありましたが、現在の要望は、早出、あるいは遅出と、父母の勤務時間に応じた保育が可能となるよう、保護者がまた、いわゆる選択できることを望んでいるということも承知しております。しかし、大変難しいところもございます。現在27市の中で、７市で延長保育を実施しておりますが、いずれも民間保育園であります。日野市でも、民間保育園４園に協力をいただき、午前７時から午後７時まで行っているのが現状でございます。

日野市の延長保育は、平成元年10月に「日野市延長保育実施要綱」を制定いたしまし

て、民間の２園で実施いたしました。さらには平成３年４月から、また民間２園が加わりまして、現在４園で実施しております。今後、公立保育園で延長保育を実施するには、職員のより以上の変則勤務を伴うことになりますので、今後の検討課題とさせていただたいと思っております。

それから、３点目の、保育に男性の保育者をという御指摘でございます。市内の保育園での保父の雇用につきましては、民間で正規職員１名と、パート保父１名を雇用している状況ですが、公立保育園での雇用となりますと、園の施設整備、ただいま御指摘ございましたが、園の施設整備を行う必要がございます。特にトイレ、休憩室、更衣室等の改善が必要となります。そんなことで、27市における雇用を見てみますと、公立で８市20園20名、民間におきましては15市28園36名の保父を雇用しております。なお、三鷹等では、保父を採用したところが、やはりいろいろ問題がありまして、その後、児童館に配置がえをしている、というような実態も聞いておるところでもございます。日野市においても、施設の整備を優先させた後に保父の雇用も考え、あわせて用務員等の男性、こういうものについての雇用についても検討してまいりたい、というふうに考えております。

それから、４点目の、看護婦の配置でございます。これは公立のゼロ歳児の保育が27市中25市で実施しておりますが、都基準によりまして、各園１名の保健婦または看護婦を配置しております。日野市においても、ゼロ歳児園５園にすべて看護婦を配置しておりますが、それ以外の１歳児園７園には配置しておりません。この要望のとおり、１歳児園にも看護婦が配置されれば、日々の保育の中で、また措置児童の急病対応や、保健衛生の面での活躍場面が多々あると思います。しかし、現状では、都基準によりまして、ゼロ歳児指定保育所の場合の配置という位置づけでありますので、他の職種の配置基準との関連もありますので、今後、全体の配置基準の中で検討してまいりたい、というふうに考えております。

最後の５点目の、障害児保育の実施に職員をという御質問でございます。現在12名の障害児に臨時職員、これは介助員ということで、各おのおの１名を配置し、障害児保育を行っております。いずれも中程度以下の障害児ということで、言語発達遅滞等の障害で公立保育園９名、民間保育園３名でございます。介助員の必要か否かについては、八王子相談所にも依頼しておりますが、27市の現状を見てみますと、障害児１名に対し１名の臨時職員、介助員で対応している市が、日野市も含めて４市、１対１の臨時保護で対応しているのが２市で、他の市におきましては３対１等の対応でありまして、特に日

野市の臨時職員、あるいは介助員でありますけれども、他市に比較いたしましてもそう遜色はないんではないか、というふうに考えております。今後は、障害児保育のあり方、保育内容等の充実とあわせて考えていきたい、というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、再質問させていただきます。

前に私が質問したときと同じような回答で、なかなか保育の壁は厚いなというのを、率直に私は認めます。なぜなのかな、というふうにやっぱり思うんですけれども、今いろいろ答弁なさって、他の市とかなり比較なさいますけれども、私は日野市は日野市独自で、本当にやっていいんじゃないかなというふうに思うんですね。

それでまず、そこが全体の感想でございますけれども、１番目の、実数による保母の配置基準を定数にして、ということでございますが、これについては、移行していくということでございましたが、日野市は、職員を配置するときに、全クラスをトータルした計算の方法でやっているために、保母を切る配置になっているので、これはそういう形でなくて、トータルでなくて、ちゃんとした保育の基準でやっていただきたい、というふうに思います。それでいつごろからこれをやっていくのか、その点をまずお尋ねをいたします。

それから、２番目の、保育時間の延長ですけれども、これも本当にこの要求は、30年来、多分、保母の方たちの毎回の私、要求だろうと思います。これはなぜできないのか、そのネックはやっぱり、保母さんが足りないからなのかな、というふうに思いますが、その理由をもう一回、お尋ねいたします。

それから、３番目に、保育に男性の保育者をというこのことについても、「施設を整備する」これも前から同じような答弁で、でも公立の中で８市20人やっておりますし、民間が15市36人ということで、私もこれも、本当に日野市がやる気になれば、施設を改善しても、子供たちのためにやれるんではないかというふうに思いますので、本当にこの大もとはどこにあるのかちょっとまだ納得できませんので、その辺をもう一回、お尋ねいたします。

それから、看護婦さん、この問題も、やっぱり看護婦さんがどうしても必要です。子供たちのアンケートをとった調査の結果が出ておりますけれども、病気になる子供たちが非常に多くて、そのとったアンケートがありますけれども、アトピーが多いとか、それから心臓とか、いろんな形で病気が出てきてるんですね。そういう中で、心臓の悪い

子供はなかなか保育園には通えないと思いますけれども、いろんな形で私は、看護婦さんは必要ではないかと思いますので、この点については、本当に努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、障害児の保育についても、ほかの市に比べて日野市はいいということですので、これをぜひ、保育園に預けているお母さんからも、そういう意見も出ておりましたので、これもぜひ、さらに、ほかの市と遜色がないということでございましたので、ぜひこれについても、前向きなまた努力もお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

１点目の、定数配置ですね。実数配置から定数配置でございますけれども、これらについては、いわゆる今御指摘のございました定数の全体のトータルでの切り捨て、切り上げの関係、この辺もこれから若干詰めていかなくちゃならない問題もございますけれども、いずれにしても、早い時期に実施していきたいということで、人員の要望についても、職員課の方へ要望を持ち上げているところでございます。

それから、保育園の延長でございます。これももう20年前と変わらないというおしかりでございますけれども、実際に延長保育を行うということになりますと、それ相応の人員の配置がこれは必ず必要になってまいります。これは公立の保育園のみならず、もちろん民間の保育園、あるいは１問目の定数配置、これらについても、一応国の基準、あるいは都の基準によりまして、定数配置をしているという実態でございます。御承知のとおり、特別養護老人ホームについても、やはり東京都の基準で設置している、あるいはつばさ学園についても、これもみんな基準でやっているということで、その基準が多いか少ないかは別としても、一応それを目安として実際に配置しているところでございます。

そういうようなことから、延長保育というようなことになりますと、さらにその保母の増員を余儀なくされるということでございます。そういうようなことで、そこまでの対応が実際にできるのか。もちろん財政的な問題もあろうかと思います。そんなことで検討させていただきたいと思っております。

それから、男性あるいは看護婦さんについても、今後検討させていただきたいということで、それ以上の進んだ、突っ込んだ御回答はちょっとできかねますので、申しわけございませんが、その辺で御理解いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは職員課の方に、やっぱり保母さんを増員するには、職員課でいろいろと数なども検討するんだと思いますが、その辺はどうでしょう。これは私、保母さんだけでなくて、市の各部でも課でも、職員の定数増が下から上がってきていると思うんですね。そういう中で私今回は、保母さんだけ取り上げましたけれども、職員課の方では、どうですか。ふやすお考えがありますか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　組合からは、百数十名の各職場からの人員要求がございました。それに伴って、この暮れに各所属長との各職場の実態、私どもの担当、私も含めまして11月末ですか、事情聴取をしました。まだ結論は出ておりませんけれども、所属長においてももっと詰めていかなきゃいけない点がございますけれども、切実な声があることだけは聞いております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

保母さんたちの願いは、やっぱりきちっとした――日野市がほかの市と比べて違うのが、配置基準のところで実数と定数との違いなんですね。ほかの市のところでは、４、５歳児は、特に国立が一番、20人に１人ですね、保母さんが。５歳児も20人に１人。ところが、日野市は30人に１人なんです。こういうふうに、大変負担が多いと思います。特に４、５歳児になると、来年学校に行くという、そういうこともあるので、幼稚園並みの教育なんかも保育園の中でやらなきゃならないということで、複数の保母が欲しいというこういう声も上がっておりますので、ぜひ、この点では、定数配置にしていただければ、保母さんの数ももっとふえるわけですから、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

そして、希望ですけれども、定数配置にした場合に、附帯の条件として、高幡保育園についている地域条件加算、正職２名の削減、新坂下新井保育園の小規模加算、臨時の削減、各年齢ごとの端数切り上げはできない、こういうふうについているそうです。こういうことのないように、やっぱりこれですと、条件がずっと悪くなってしまいますので、保母さんたちが本当に日野市は12園あって、そしてその中で1,250人の子供たちを見ているわけですから、民間にある程度長時間保育の問題などは民間にもかなりお願いしている部分もありますけれども、本当に公立の中でしっかりとしたもとでやるのが必要だと思いますし、また民間にも、それなりの援助も必要だと思いますので、ぜひ父母

の要求、そしてまた保母さんたちの要求をぜひ日野市の方でもくみ入れていただいて、私が働きながら子供を保育園に預けていたときの運動とまだ変わらないというのは、これはどこでもそうなんです。日野市だけではなくて、どこの所でもこういう要望がいつもいつも出ているのは、どこに原因があるのか。やっぱり政府の方がもっときちっとお金を子供たちの方に出して、保母さんをもっと増員しなさい、こういうところの本当に私は、根本的な原因があるのではないかというふうに思いますので、ぜひ、その辺も御検討いただいて、保母さんたちが生き生きと子供たちを見られるような、そういう条件を地域の中でつくっていただきたいと思います。

そして男性の保育者も、ぜひお願いをしたいと思いますので、保父さんの採用も検討いただきたいと思います。この質問については終わりといたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって14の１、保母の増員と保育の充実をの質問を終わります。

一般質問14の２、第２、第３の生活寮の建設をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、２番目には、第２、第３の生活寮の建設をということでございます。

今回本当に障害者の、また障害児の問題を取り上げた議員さんが随分いらっしゃいました。これはやはり、国際障害者年の10年が最終年だということで、マスコミもテレビあるいは新聞などで取り上げておりますので、意識も高くなって、大変私は、結構なことだというふうに思います。

私ども日本共産党の国会議員団でつくっております「国際障害者年推進委員会」も先日、上田耕一郎議員、それから西山登紀子議員、それから都議２人、日野の共産党の議員２人、こういう形で日野市の施設を視察させていただくことができました。本当に理事者を初め、皆様方が御協力をいただいて、すばらしい施設をつばさ学園、あるいは日野寮護園、それから豊田の南口にあります精神障害者のたんぽぽの家、それから市立の住宅の中にあります障害者の住宅、そして老人住宅、障害者の方は、車いすに乗って住宅の中まで私ども見させていただいて、あとで感想は、「やっぱり革新市政というのはいいですね」ということを、私別に宣伝をするわけじゃないんですけれども、非常にそういう点では、障害者向けの住宅が市営住宅の中にあるということで、それからつばさ学園も本当に生き生きと、多くの皆さんが働いていらっしゃる姿を目のあたりに見て、そして新聞にも報道されたり、『グラフこんにちわ』にも、つばさ学園で働いている皆

さんが出たので、私後ほど今度、市の担当の方に『グラフこんにちわ』を差し上げたいというふうに思っております。

そういうことで、本当にたくさんの方たちが障害者問題、これで終わらせないということで、やっていることは大変いいことだというふうに思うんです。しかし今、バブルがはじけて、大変不況です。そういう中で、作業所も仕事がなくなってきたということで、特に一番弱いところの障害者のところに仕事がないということは、もうこれは大変なことだというふうに思います。国連障害者年の10年が終わるということで、きょうの新聞にも出ておりますし、一昨日の新聞にも出ておりますけれども、障害者の方たちが街頭に出ていろいろと行動で訴えたり、これで終わりにはさせないということで。それから共同作業所の全国集会があったり、いろいろと集まりがあって、先日も全国から障害者の方たちが東京に来たんですけれども、企業の方たちから、交通費とか団体の泊まる費用とかそういうことをお約束していたのに、当日になったら、お金が出せなくなったから現物支給だっていうんです。現物支給じゃとても泊まれないからということで、カンパを要請できませんかということで、障害者団体にかかわっている方たちが、婦人団体のちょうど集まりがありましたので、そこで訴えまして、30人近くだったんですが、約２万近いお金が集まって大変、これはじゃあ、この障害者の方たちに差し上げます、というふうに来てお帰りになったんですけれども、本当に今、障害者の方たちが、この10年を新たな年にしていこうということで、これが終わりでないんです。これからまた始まる。そのために今、非常に一生懸命やっていらっしゃるんですね。

私は、日野市の中で本当に森田革新市政になって、20年で何が一番本当によかったかなというふうに思うのは、障害者の団体が本当に少なく、小規模でそれぞれの障害に合った作業所がたくさんできてきたんですね、地域の各地に。そしてそこで働くことができたことは、大変私はよかったと思います。それまではなかなか障害者のところにまで手が届かないのか、知らん顔してたのか、そこのところはわかりませんけれども、声を出せなかったのが私本音じゃないか、というふうに思います。しかし、革新市政になって、これがお母さんたちの運動、また地域の中で、本当に広がってきたことは、大変結構だというふうに思います。

そして、先ほども午前中、私の前に障害者の施設のことの発言がありましたが、私はその中で今度その続きとして、生活寮の建設がどうしても今必要だ、というふうに思うんです。これは今、日野市がようやく、遅れている中でも、ようやく一つできました。こばと寮ができて、このこばと寮もわずか４人という定員ですので、この親なき後をど

うするかということが、本当に障害を持っていらっしゃるお母さんたち、お父さんたちの願いなんです。私たちが健康でいれば、子供たちもそしてまた健康でちょっと過ごしていけるんですけれども、障害のある子供たちは、親が亡くなったらどうするだろうという……。（「共産党がついている」と呼ぶ者あり）それはついております。私がついておりますけれども、でも個人の問題ではないんです、これは。

そういうことで、個人の問題ではなくて、ことしも10月に全国から「福祉を語る女性のつどい」があって、宮沢議員も出席いたしましたけれども、私もことしは町田で一緒にこの障害者の――特に町田は、障害者の方たちが非常に地域の中で生き生き活動しているんです。その中で、私は障害児部会のところで参加いたしましたら、やっぱりそのところで、最終的に障害者の方がどうするかということになりましたら、生活寮の話に本当にいくんです。仕事についてはかなりのところで共同作業所ができましたので、それはできるんですけれども、親が亡くなった後どうするか。そこのところに最終的には全部話がいったんです。これは森田喜美男市長もその分科会に御出席になって、一市長としてですよ。助言者じゃなくて、一私たちと同じ立場で座ってお聞きになっていらしたので、全国的なこういうことについてはおわかりになったというふうに思います。それで、私は、日野市の中において、まだ生活寮が一番ないということ、たった一つしかないので、各地域に三つ、四つ、五つと生活寮をつくることが、障害を持っていらっしゃる家族の皆さんの切なる願いでございますので、このことをぜひお願いをしたいというふうに思います。それが１問目です。

２問目は、先ほどから言いましたたんぽぽの施設、これも視察をしてまいりまして、私も時々行って見させていただいているんですけれども、たんぽぽの家も、本当に障害を持っている方がここで働いておりますけれども、定員が20人で、15人常時、本当に大人ですから――本当大人ですよね。体格のいい方たちなので、普通のアパートでやるのには、本当に私、狭いと思うんですね。それで、もっと大きな施設が欲しいということでありますけれども、土地を買うにはお金がない。そして国の方でもなかなか法人化するには、お金がないと法人化できない。また法人化すると国の補助が少なくなる。そういう矛盾で、本当に悩んでいらっしゃいました。

そして仕事としては、店頭に出した本が汚れますね。それをペーパーでこうきれいに削って、そしてカバーをかぶせて、新しくそれをまた売っていくということで、これが一つ15円だそうです。そのほかにも、庭の草取りをしたり、お引っ越しのお手伝いをしたりということで、４人の職員の方が、パート１人やボランティア２人、３人でやって

いるということで、本当に狭い所では、私も本当に仕事もしずらいだろうというふうに思いますので、ぜひたんぽぽの施設の確保のために、市が尽力をしていただいて、そしてまた、土地の問題でも、本当ある程度いい方向が出たんですけれども、その土地もちょっとだめになったということも聞いておりますので、地域の中でぜひ私は、障害を持っていらっしゃる、特に精神障害者の方たちは、まだまだ差別があるというふうに思うんですね。そういう中で、もっといい本当に施設の中で働けたらいいなというふうに思いますので、その点について２問質問をいたします。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御質問につきまして回答させていただきたいと思います。

まず、生活寮の関係でございます。現に就労している者、あるいは通所の授産施設等に利用している、いわゆる知的障害を持つ方たちの地域社会における自立生活を助長するための生活の場の提供、これについては、平成３年に建設いたしまして、平成４年度から実際の運営に当たっているところでもございます。

設置の状況を見てみますと、東京都全体では67カ所ございます。区市では12カ所、市では現在、町田に１カ所、日野に１カ所ということで、非常にそういう面では、整備の拡充が急がれているのが現状でございます。

国におきましては平成元年度より、これら障害児の地域福祉対策の重要性にかんがみまして、この障害者が地域で生活を送っていくことができるよう条件整備を図るため、グループホームの制度化を図ったところでもございます。日野市では、これらニーズにこたえるべく先駆的に取り組んだわけでございます。今後ともこれら障害者の生活の場ということの確保ということで、施策の一層の充実を図っていく考えでございます。

具体的な展開といたしましては、平成５年度、これにつきましては、第２の生活寮ということで、確保に現在取り組んでいるところでございます。いわゆる借り上げ方式というようなことで、やはり三、四名の施設ということで現在取り組んでいるところでございます。また第３、第４、第５の生活寮の設置でございますが、現在進めております第３次の日野市基本計画、あるいは平成５年度中に策定していきますところの地域福祉計画の中で、今後の方向づけ、あるいは目標とする数量等を明示していきたい、というふうに考えております。

続きまして、たんぽぽの家の土地問題等でございますが、たんぽぽの家は精神障害者の共同作業所といたしまして、昭和61年11月に開設され、現在に至っております。現在の在籍者は20名でございます。主に箱折りや製品の販売、作業等の活動の中で、社会復

帰を目指しているところでもございます。この施設の運営に当たりましては、東京都、日野市補助金によりまして運営されているところでもございます。

また最近では、地域で生活する精神障害者は増加の傾向がありまして、このような共同作業所の通所希望者が非常に増加しているというのも現状でございます。

現在の施設は、豊田駅に近い距離の豊田土地区画整理事業地内にございます。建物は非常に老朽化しております。民間のアパートでございますが、この４部屋を借用いたしまして、活動しております。今後の活動を進めていくためには、現状の施設をどうしても拡大する必要がございます。

そういう意味で、土地の確保につきましては、最近になりまして、市の方に相談がございました。たんぽぽの家の今後の運営のあり方、もちろん経営の安定化を図りながらの運営でございます。そのためにも、法人組織化を含めました中で、土地問題等全般にわたりまして具体的な内容について相談にも応じ、また指導しながら、実現に向けて相手方と今後とも協議をしてまいりたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

今回は、この生活寮の問題では、大変前向きな答弁がなされまして、本当にありがとうございました。どんなにか障害を持っていらっしゃる方たちにとっては、大きな喜びになるのではないかというふうに思います。

市長に御感想をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　感想ということでございますが、いわゆる保育園のことなんですが、措置対象の子供が減り、施設そのものは従来どおりにあるわけですから、むしろ手厚くなっているだろうというふうに思っておりましたところ、依然として保母さんが不足している。他市……（「保父さん」と呼ぶ者あり）いやいや、両方について感想を申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　市長、終わった質問の感想は言わないでください。

○市長（森田喜美男君）　ああ、そうですか。

憂えておりますのは、今国の施策といたしまして、保育園のいわゆる保母に対する人件費の国庫負担が大幅に自治体に移管されようというふうな話がございます。この点につきまして、しっかりと保育という行政は、国の行政によってスタートしたものであるということを、はっきりと訴えていきたいというふうに考えております。

それから障害者、あるいは障害児に対しましてのいろいろな御指摘も、まさに基本的人権の課題でもございますので、既にお答えもしておりますとおり、できるたけ今度は規模が少ない形で通所訓練施設、あるいはグループホームという形での１園ようやくつくり始めたわけでありますけれど、生活寮的なものに進めていく必要がある。そのための用地の確保をしなきゃならないということで、一、二の用地を今検討しておるという状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

「福祉を語る女性のつどい」の集会の中でも、名古屋の近くに生活寮的なものがあって、そこで働きながら親もそこに入るという、そういうことで、皆さんが、そういうものがあったら、１回視察に行きたいという話がありました。本当に親が生きているうちに、その子供がちゃんと入って、活動できる、仕事ができる、そのことを見たいというんですね。私、実感だと思います、それは。（「同感」と呼ぶ者あり）そういう意味で、日野市の中において、ぜひ、今市長が言われたようなグループホームの形で生活寮をつくって、そこでまた仕事もできる、そういうものを日野市の各地でつくっていただきたい。そのためにも、森田喜美男市長もお元気で頑張っていただきたいというふうに思います。

これでこの質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって14の２、第２、第３の生活寮の建設をの質問を終わります。

一般質問14の３、「老人保健福祉計画」策定について再び問うの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、最後になりますが、「老人保健福祉計画」策定について再び問うということで質問をさせていただきます。

今、全国の市、区、町、村で、ホームヘルパーの整備など、2000年までの老人福祉策の整備計画となる老人保健福祉計画の策定の作業が大詰めを迎えていると思います。日野市も今、やっていると思うんです。しかし、このゴールドプランが発表されても、なかなか国の方は、財政的な援助を余りやらない。そのために市町村におろされてきたこのプランは、大変なものだというふうに思います。市の財政的な問題ももちろんそうですけれども、それで私は、ぜひ国の方が今やっているこの中身について、特に共産党は、91年の３月30日に、「力を合わせて長寿社会を支える地域づくりを」ということで、

「在宅福祉の抜本的な充実を」ということで、政策を発表いたしました。そして、この中でも、体が不自由になっても、住みなれたこの土地で老後を送りたい、そしてそれが高齢者の願いでもあって、家族もまたそのことを願っている。そして全国の各地で、この在宅福祉をつくるために、いろんな住民運動が今起きているんです。この中に日野市の、毎日365日給食をサービスしておりますけれども、共産党のこの政策の中にも、日野市のことが紹介されておりました。国の方では、厚生省が昨年の11月に、「老人保健福祉計画策定指針の骨子について」というものを発表いたしまして、そして都道府県知事にあてて、「老人保健福祉計画について」という通達を出し、日野市にももう来ていると思いますが、各市町村で「福祉計画作成指針」というこういうものを示されて、これをもとに今つくられているというふうに思いますが、しかし、このつくり方に私はやっぱり多くの方々の住民の声を入れて、これをつくっていかなければならないと思うんです。

この住民の参加の仕方によって、本当に自治体独自のものもできますし、あるいは市の、特に中野区、これは今指針づくりの中で、モデルとして大変中身のいいものだ、というふうに言われて、いろんなところで中野区のこれが紹介されておりますが、国の方では、寝たきり痴呆要援護老人のカテゴリーは、寝たきり痴呆及びいわゆる虚弱とすること。寝たきり老人、こういうところと痴呆の老人、こういうものを要介護老人とする、というふうになっておりまして、週３回から６回という、こういう派遣の回数をしているとか、いろいろと人的な問題でも問題があるわけです。

私は、ぜひこういう中で、日野市独自のものをつくっていく必要があると思いますが、今進行状況がどのところまでいってるのか、その点についてまずお尋ねをし、そして２番目には、住民参加でこれをつくっていくためには、どのように取り組もうとしているのか、この点について、まず質問をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

御承知のとおり、平成元年に長寿社会対策大綱、閣議決定された後に、即12月には老人保健福祉推進計画10カ年戦略、いわゆるゴールドプランが厚生省により策定されております。また、この平成２年６月のゴールドプランの具体化ということで、さきの老人福祉法、老人保健福祉法等の一部改正がございました。

この改正の主な内容といたしましては、まず第１には老人保健福祉、老人保健と老人福祉の一体化した計画を策定、この義務化でございます。市町村で策定するという義務づけでございます。二つには、在宅サービスの優先ということになっております。また三つ目には、在宅サービスの実施主体は市町村ということで、国と市の役割分担が明確にされたということでございます。

またこれと並行いたしました中で、平成３年１月に、東京都におきまして、東京都全体を圏域とするところの東京都の地域福祉推進計画というものが発表されました。各市においても、この東京都の地域福祉推進計画に準じた推進計画の策定について、東京都よりいろいろ誘導されているところでございます。

したがいまして、市としては、国より義務づけられたところの老人福祉計画、老人保健福祉計画に盛り込まれなければならない事項を加えた中で、障害者、あるいは児童、福祉のまちづくり、全体の計画策定に当たっていきたいというふうに考えております。それから、この策定の期間は、平成５年度中でございます。目標年次は、平成５年から平成12年度ということでございます。また、先般厚生省の方から、いわゆるガイドライン的なマニュアルが示されております。これはあくまでも標準的な目標数量等でございますので、これらについては、実際の日野市の実態に即した目標数値をこの計画の中に明示していきたい、というふうに考えております。

それから、２点目の、市民参加等でございますけれども、この策定方法については、平成５年度の当初に、策定委員会等を設置していきたい。また非常に計画の内容が広範にわたりますので、その下に老人分科会、あるいは障害分科会、児童分科会というような分科会も設置していきたい。メンバーはまだ具体的なあれはございませんけれども、当然学識経験者、保健医療機関の関係者、福祉関係者、施設関係者、こういう者も加えた中で編成をしていきたいというふうに考えております。もちろん、市民参加、あるいは市民の意見の反映ということにも十分配慮していかなければならないんじゃないか。いわゆる住民と一緒になって計画をつくり、お互いに責任を持って推進していくということが一番必要ではないか、というふうに考えております。そんなことで、市民参加にはいろいろな参加の仕方がございますけれども、できれば、このようなメンバーの中にも、一部市民参加という立場で編成することも必要かもしれませんけれども、できれば、市民福祉懇談会、こういうようなことで、市民全体に呼びかけて、いろいろ御意見等いただいていきたい、というふうにも考えております。

それから、この計画の内容についてはその大部分が老人保健福祉、あるいは障害、児童ということになります関係から、現在のところは、生活文化部と福祉部が中心になりまして、現状の把握、あるいは問題点の整備等現在行っているところでございます。こ

れら整備終わって、平成５年度早々には委員会を設置して、検討に入っていきたい、というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、再質問いたします。

この市町村の老人保健福祉計画作成指針を見ますと、手続として、「学識経験者、地元医師会、保健医療関係者、社会福祉協議会、福祉関係者の積極的な参加を求め、計画作成委員会の設置またはこれに準ずる体制づくりに努める」というふうになっておりますので、これについては、先ほど言われました保健福祉施設、こういういろんな関係の団体を入れるということですので、ぜひこれは、こういう方たちも大勢入れて、つくっていただきたいと思います。

それから、この計画策定に当たっては、「地域の高齢者の意見を反映させるために、アンケート調査やヒアリングの実施、懇談会の開催などを適宜必要に応じて行うよう配慮すること」というふうになっておりますが、中野区などでは、要援護者ですね――要援護者実態調査、これを区内の一定の地域を選んで、まず全部の高齢者の状況を把握して、行政が把握していないケースも対象とした上で、要援護高齢者の生活実態を詳細に調査している、というふうに聞いております。そして、その中で、食事や排泄、着がえ、入浴、移動などの項目について、介護者がいたり、福祉サービスを受けていても、日常生活でどうしても欠かすことのできないレベルが維持されていないこういう実態なども、明らかにしているわです。

私は、先ほど部長の方では、福祉懇談会を持ちたいというふうにおっしゃっておりますので、それはそれで評価はできますが、やっぱり私は、高齢者の方たちの実態の調査、もっと本当にきめ細かな、過去にも高齢者の方たちの御意見などいろいろ聞いたアンケート調査もやっておりますけれども、今度本当にこの福祉計画策定に当たっては、もっときめ細かな、本当に細かなところまで手が行き届くような、そういう調査が必要だというふうに思っておりますので、中野区の例などもちょっと紹介させていただきましたが、ぜひ、こういう実態調査をやったらいかがかと思いますが、その点について、もう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、サービスを提供する確保ですね、サービス提供体制の確保、これも本当に大変な事業だと思います。デイサービスセンターとか、ショートステイの実施施設及びベッドの数とか、在宅看護支援センターとか、特別養護老人ホーム、老人保健施設、養

護老人ホーム、こういういろんなことをこれからつくっていかなければなりませんので、それからもう一つはサービスを提供する人材の確保、これも本当に今、国の方はやれやれということで、もう本当にゴールドプランなどというものを立てて、そして消費税対策でまあ結構なことなんですけれども、とても地方自治体でできない、困難な状況は私、たくさんあると思うんです。だから、みんなどこの自治体でも、もう今は悩んでいるんじゃないかなと思いますので、こういうことについて、本当に具体的にどういうふうにやっていくのか、それから高齢者の在宅介護支援施策、こういうものも必要ですし、それから関係団体との連携がありますね。医師会、社会福祉協議会、それから福祉のボランティア団体、民間のシルバーサービス事業とか、福祉活動を行う農業協同組合、それから福祉活動を行う生活協同組合、老人クラブ、婦人組織とか、いろんな組織がありますけれども、本当にこれをどういうふうに市町村の保健福祉計画の中に取り入れていくのか。今準備中と言われればそれまでなんですけれども、私本当に、現場の方たちの苦労、これを策定するための苦労を、本当にこれをずっと読んでみて、わかるんですね。

ですから、これはやっぱり住民の皆さんの声も十分取り入れた中で、ただ通り一遍の市民福祉懇談会を持って、老人や児童や障害者のこういう方たちの声を聞くだけでは十分じゃないと思いますし、特にお年寄りの方たちが、随分質問があるんですね。「日野市はどういうふうにやろうとしているんですか」ということで、市民の目にまだ見えないんです。当然だというふうに思いますけれども、かなり国の方もＰＲしておりますので、市町村でどういう老人保健福祉計画ができるのかということで、大変お年寄りの方たちは、年寄りだけでなくて私どもも、もう間もなくそういうことにもかかわってくる年齢にも達しておりますと、これからの10年間、どういうものが本当に日野市でできるかということが、大変皆さん関心を持っておりますので、具体的に本当に１点としては、老人の実態調査、本当に合う、通り一遍の調査でないものを、全体だと大変ですから、一部分だけでも区画を決めてやったらどうかというふうに思いますので、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは、要介護老人等の実態調査の件で再質問にお答えしたいと思います。

老人の生活実態につきましては、さきにかなり広範囲にわたりまして、ひとり暮らしのお年寄り、あるいは寝たきりのお年寄り、一般のお年寄りというようなことで、サンプルもかなり多い中で、実態の調査いたしました。ということで、全体のお年寄りのニー

ズについては、私ども完全とは言いませんけれども、把握しているというふうな認識でおります。

それから、その要介護老人ですが、現在の要介護老人等については、これはケースワーカー、あるいはホームヘルパー、こういう中で、個々の個人台帳等を既に作成してありまして、その変化等については十分常に把握しているところでございます。ただ、これから生ずるところの要介護老人等については、これはやはり、現在の実態も必要ですけれども、これからの移り変わりといいますか、推移ですね、これは先般のお年寄りの生活実態調査の中からかなり把握できると思っております。場合によって、今御指摘もございました、ある地域に絞って調べるというのも一つの方法ではないかと思っております。いずれその辺十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは三鷹では、計画策定に当たっては、現場の職員を中心のチームをつくって、その中から住民集会を開催して、事前の住民の意見も聞いたり、あるいはつくられた素案をもとにして関係職場で職場討議が行われている、というふうに聞いておりますし、またその後、ボランティア団体や障害者団体を含む住民団体の代表や、公募の委員で構成する市民会議をつくって、徹底した住民参加、職員参加で計画づくりを進めようとしています。そしてその中で、国の目標数を大幅に上回るホームヘルパーの増員計画を、養成から雇用の仕方まで明確にした計画案をつくろうとしているということで、中野、三鷹、立川、目黒、東京保健生協、板橋、いろんなところで今、この策定の準備が進められていて、本当にいいものをつくろうという努力がされておりますので、ぜひ日野市においても、こういう困難な状況の中で、これからのお年寄りの皆さんが安心して住んでいける、そういうことをつくるための努力もしていただきたいと思います。

ちょっと市長に最後に御意見を聞いて、終わりとさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり日野市では、もう１年、２年前から、老人福祉協議会という専門家並びに見識を持たれた方々によって委員会を設け、高齢者、これから展開してまいります高齢者福祉の体系ということで、一定の検討を経て、既に報告をいただいております。これが一番生活の各般にわたりまして基準になり得る、というふうに考えております。その体系を現実の課題と整合させながら、だんだんと具体的な施策を展開をしていくということだと思っておりますので、全般の準備は既に一応整え

得ておると思っております。具体的にまた、その広範にこれから取り組む。それにはなるべく市民の御意見、それから庁内の意見を網羅させて、立派な指針に値するものを制定していきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　すみません、最後にもう一点、ちょっと残したことをお尋ねしたいんですけれども、これは計画決定に当たっては、「市町村議会の議を経ることは要しない」というふうになっておりますね。そうしますと、私たち議員は、まだできたものを見るという形になるんですけれども、それはそれでいいと思いますが、どういう形で我々議員の方にこの案ができたら示されるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

いわゆる日野市の行政計画でございます。これは、ここでは議会の議決を要するというようなことではございません。しかし、策定できた段階では、これは当然、市民に対して公表していく。また議会に対しましては、中間、中間で御報告はしていきたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　どうもありがとうございました。

それでは、非常にいろんな御答弁いただきまして、ぜひいいものをつくっていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって14の３、「老人保健福祉計画」策定について再び問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時56分　散会

12月11日　金曜日　（第５日）

平成４年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第36号）

12月11日　金曜日　（第５日）

出席議員　（27名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	簇野行雄君	６番	谷　長一君
７番	小川友一君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	高橋　徹君	15番	土方尚功君
16番	天野輝男君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
24番	小山良悟君	25番	高橋徳次君
26番	古賀俊昭君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（３名）

11番	内田　勲君
17番	福島盛之助君
23番	黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成4年12月11日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時5分　開議

○副議長（高橋徳次君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問15の1、日野革新市政の継続と発展のためにの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔9番議員　登壇〕

○9番（佐藤洋二君）　皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきたいと思います。

昭和元禄世相の半面、高度成長政策のつけが公害や住宅難など、東京問題というべき都市問題として噴出する中で迎えた第6回の東京都知事選は、都議会議長の汚職事件をめぐる都議会解散、刷新都議会の2年後に、また共和製糖事件を中心とする一連の黒い霧国会解散、総選挙直後の1967年（昭和42年）の4月15日投票で、第1回都議選以来初めて、都議選と分離して行われました。多党化の中、候補者は革新無所属の前東京教育大学教授、美濃部亮吉さん、社会、共産推薦と、民社党候補に自民党が相乗りした保守、中道無所属の前立教大学総長、松下正寿さん、自民、民社推薦、それに公明党として初めての首長候補で、無所属の創価学会理事の阿部憲一さん、公明党推薦など、計10人が立候補しました。しかし、事実上は今述べました3氏による初の三巴選挙となりました。選挙は70年安保を控え、保革対決ムードが高まりまして、全国に「東京燃ゆ」という状況を呈しました。結果は“都政に青空を”と訴えた革新候補の美濃部さんが約220万を集票、得票率44.46％で、“愛情都政の実現”と訴えた松下さんの約206万票、得票率41.7％に13票2.76ポイントの差をつけて勝利をしました。そして首都東京に初めて革新の灯をともしました。

この革新都政の登場は、まさに日本の新しい夜明けを象徴し、日本の民主的再生にとって、歴史的第一歩であり、大きな意義を持つものでありました。美濃部革新陣営の推進母体であった共闘確認団体組織「明るい革新都政をつくる会」は社共両党を軸にしながらも、学者、文化人や労働組合、市民団体、都民がこれを包み込む形を彩り、以降この枠組みが、革新陣営の自治体選挙母体のモデルとなり全国に波及し、その後の革新自治体誕生の大きな要因ともなります。

革新自治体の数は一時、全国で210カ所にも及び、そこに居住される人口は約4,800万人、全人口の約43%にも達し、そのことは国政革新への展望を与えることになり、自民党・保守政治の根幹を揺るがすことになりました。国の制度、政策に先駆けたさまざまな施策、例えれば福祉、教育、医療、公害対策などなど、広範多岐にわたる画期的な政策が相次いで実行に移され、当初、妨害を重ねていた政府さえ、幾つかその後追いをせざるを得ないほど、大きな影響を自治体に及ぼしました。それらの内容の一つひとつは、自民党政府の悪政の制約や、妨害を受けながらも、これまでの保守政治に見ることのできない、住民本位のものでありました。

日野革新市政はそんな歴史的意義を持つ革新都政誕生から6年目、1973年（昭和48年）にスタートをしました。1973年と言えば、戦後史上、最悪のオイルショックが起こり、60年代の高度経済成長が低成長期に移行していく時期でした。日野市は、多摩地域の中でも比較的おくれて人口の流入が始まり、都市化の波が急激に襲ってきた時期です。住宅問題、自然破壊、幼稚園、保育園、学校建設などなどに市の行政も翻弄され、市民の間にも不安が募りつつありました。そこに「人間一人の生活を大切にするんだ、お年寄りや子供、障害者を大事にするんだ」という政治の原点と言うべき政策が明示されました。革新市政が市民の賛同を得たのも、当然であります。自然を守り、人間の一人ひとりの生活を大事にすること、これを憲法の理念に基づいて、確固たる信念を持って市政に生かそうとしている、ここに森田革新市政誕生のに対する市民の信頼の根拠があったわけであります。

選挙は当時、社会党が中心となりまして、全国でも珍しい共闘枠組み、全野党共闘を追及したわけであります。それぞれの政党、また関係者の御理解と御尽力をいただく中で、念願の社会、共産、公明、民社による全野党共闘体制が実現しました。もちろん、先ほど述べました“明るい革新都政をつくる会”的な選挙体制を築き、学者や文化人、労働組合、市民団体、そして市民の一人ひとりが、積極的に参加する中で、その革新市政が、明年4月で5期20年を経過をします。ほぼ20年の歴史を振り返るとき、革新市政を誕生させ、継承してきた私たちにとって、胸を張って言えることは、住民の自主的な運動と、自治の力を信頼し、そのエネルギーに依拠しながら、市政を進めてきたことであると、固く信じております。

それでは森田革新市政20年の基本理念は、何であったのでしょうか。市長が常々言われていることは、「市政の運営は執行機関と議決機関とが、車の両輪になってこそ、円滑なる推進が行い得るものであり、その基本姿勢としまして、日野市は日野市民のためにあり、日野市政は日野市民とともに歩むべきものであるので、私は市民党的立場を堅持し、もちろん革新市政としまして、市民本位の市政を貫き通し、市民と心の通った対話の中から、信頼と協調の輪を広げ、市民の皆さんの積極的な参画を求める市政を進めることを基本に、公正で清潔、誠実の姿勢をモットーに、市政を執行していく」ということでありました。

そのために、森田市長が私心を捨て、常に社会正義の立場に立って、公正に清潔な市政を執行されていることと、職員の皆さんを信頼をし、一体となって市民の皆さんに奉仕してこられたこと、その基本理念を私は高く評価するものであります。

その森田市長の基本理念のもとでの革新市政について触れたいと思います。日野市政は革新市政に移行する前までは、永きにわたりまして自民党政府の大企業優先、国民不在の政治に直結します保守勢力が担っておりました。そこには市民の願いや、要望が生かされた行政が、余り行われてきませんでした。この保守市政に対して、市民本位の市政にするため、革新市政が登場したわけであります。

今、革新とか革新行政という意味、位置づけが問われている、と言われております。しかし、時代の変遷があったとしても、革新の精神はあくまでも革新であり、その内容はいささかも変わるものではありません。

社会党日野総支部は、さきの参議院選挙を闘うに当たりまして、市民会館で比例代表区名簿登載候補者を招き、集会を開催をいたしました。選対事務局の私が司会を担当したわけでありますが、たくさんの来賓の方の御紹介が終わり、森田市長を紹介するときがまいりました。市長を紹介する際、私は、「革新市政とは一体、何であるかと問われたならば、私はすかさず、革新市政とは、憲法を市政と暮らしの中に生かすことである」と答えると言いました。言いかえれば、人間尊重の行政である。つまり政府・国が当然、実行しなければならない事柄があるわけでありますが、それを税金のむだ遣い、あるいは国民不在の政治がそれをしないでいる。それを地方の自治体が人間尊重の立場で肩がわりをして、自治体単独事業として、また予算の上乗せという形でそれらを行う。これが革新の行政であり、革新市政であると私は思います。

そこで論より証拠、革新市政20年の足跡を、大まかに急ぎ足で回顧してみます。それはまずゼロ歳児の、充実した施策として始まりました。1歳児の健康診断は、子供の持つ障害の早期発見や、乳児の体質の特徴を把握する上で、大切な健診であります。1歳児の健康診断が、日野医師会の協力を得て市単独事業として1975年より実施されてきましたし、1歳6カ月の歯科検診も、あわせて実施されてきました。革新市政誕生直後の

74年移行に新設されていきます保育園は、すべてゼロ歳児を受け入れております。また市内には７カ所の市立幼稚園が設立されております。これは都下の市町村全体の公立幼稚園の数が22でありますから、そのほぼ３分の１が日野にあることになり、乳幼児教育の充実が進められておると同時に、母親の働く権利と環境をしっかりと確保してまいりました。

老人福祉について述べたいと思います。常時介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難なお年寄りがおられます。そんなお年寄りを長い年月住みなれた、そした家族の住む市域の中に入所させることを目的に、公設の特別養護老人ホームが建設されました。また1983年の老人保健法施行で、70歳以上の老人の医療費の一部が有料に改悪されました。これに対して市内の各老人団体を中心に、体のぐあいの悪いときには、早く医者に診てもらい、早く病気を見つけて、早く治したい。これによって市民の健康を守る。そうすれば、老人の病気が減少し、ひいては市民の負担する健康保険税を軽減することにつながる。だから老人医療費は、無料を続けてほしい。こうした請願運動が展開されました。つまり有料分を市が肩がわりしてほしいという趣旨のものでした。政府・厚生省は、各地でこうした運動が成功することを恐れ、支払基金業務の一時ストップなどの制裁措置をとってきましたが、日野市では「老人医療費の無料化を目指す」としながらも、これら政府・厚生省の動きなどをにらみつつ、健康管理手当を約２倍に増額をしました。老人福祉には寝たきり老人の短期保護、訪問看護、看護手当、ひとり暮らし老人への給食事業、緊急通報システム、老人見舞電話、老人憩いの家「かしの木荘」建設、理容・美容利用券の配布、高齢者民間住宅家賃助成事業、痴呆性老人ミドルステイ事業、そして消費税の導入に伴い、老齢福祉年金、特別障害者手当受給者等の生活の安定及び福祉の向上、並びに在宅寝たきり老人等に対する在宅介護の支援の臨時福祉特別給付金などなど、幅広く尊厳を持った人間尊重の行政として取り組んできました。

次に障害者福祉行政について触れたいと思います。今定例会でも、障害者に対します一般質問がされております。昨日も、非常にすばらしい回答が出ておりました。障害者福祉行政は、住民の声を行政が積極的に受けとめ、両者が手を取り合って、文字通り市民参加で進められてきた分野だと思います。こうした市の姿勢は、障害者関係の運動を大きく発展させる力にもなり、その影響力は三多摩はもちろん、全国的に広がりました。革新市政のもとで進んだ障害者福祉施策に、働く場所の提供があります。日野共同作業所を初めとします障害者作業所の建設、つばさ学園を中心とする障害者の福祉センターの建設、心身障害者福祉手当の大幅拡大、重度心身障害緊急一時保護施設、三多摩地域

での初めてのものとして注目されました身障老人機能回復事業、障害者学級、また障害者用市営住宅の建設、最近では、授産施設に通所している精神薄弱者の市内での自立生活を助長するため、生活の場を提供し、日常生活における援護及び指導を行うことにより、地域での生活を援助するグループホームこばと寮などなど、特筆すべき事業がたくさんあります。

学校教育はどうであったか。中学校での給食実施は、革新市政の公約の一つでありました。平山中学校をスタートに、市内の全中学校に公約どおり給食を実施してまいりました。冷え切った画一的な給食センター方式でなく、校内で調理する自校調理方式、さらにそれを一歩進めて、「昼食は教室でなく、環境設備の整った食堂で」という市民、父母の要望にこたえた食堂方式。この食堂方式は、都内でも数校、多摩地区では日野市が最初であります。

憲法26条では、国民の３大義務の一つ、教育を受ける権利と義務を規程づけております。その背景は無償であります。しかし、政府・文部省の教育行政の方向が、公費軽減のための、私費負担増へと悪化する中で、革新市政は誕生の初年度から、父母の私費の負担軽減の方策をとってきました。

また学校建設については、各種施設設備の充実、予算の増額など教育は、より豊かにする行政の中でも最重要、最優先に取り組み、日野台、南平高校などの都立校、南平小学校、平山中学校を初めとする小中学校の開校を実現させてまいりました。

伝統ある図書館行政は、他市町村関係者の視察が絶えないほどであります。蔵書数も全国でトップクラスでありますけれども、何といっても誇れるのは市民本位のサービス、という質の高さであります。移動図書館の理念を生かした建物の構造と、中央図書館２階のリファレンスルームは、全国的に有名であります。学校への集団貸し出し制度、読書指導、障害者に対するさまざまな対応策などなどが、次々に考案されています。高幡図書館は日本図書館協会の第１回の建築優秀賞を受けており、図書館行政は相変わらず質の高さがうかがわれます。

次に緑と環境について触れます。革新市政誕生直後、市民運動で「緑と清流を取り戻そう」というスローガンが生まれました。このことに示されるように、緑と清流は日野革新市政の重点施策の一つでした。樹林、樹木の登録制度で緑を守る。苗木、草花の無料配布を行う。緑化条例の制定とそれに基づく緑化推進計画と、緑地用地取得、緑地信託、緑地管理、そして公園数は革新市政が誕生する前と後では、実に約６倍にふえております。面積は同比較で見ますと、４倍にふえました。

また日野市公共水域の浄化に関する条例、清流条例を制定し、昨日も話されました清流フィルターの配布を行うなど、清流を取り戻すための施策が本格的に展開されます。その一つが、用水路の年間通水を実現させたことであります。この仕事は専門家から、高い評価を受けました。その他清流を取り戻す事業として、コイの稚魚を放流、清流監視指導員制度、用水水質分析、水資源監視調査、水辺環境基本計画策定などなどと取り組んでまいりました。

公害から住民の生活を守る、このことについても若干触れます。工場排水中の重金属分析調査、重油中の硫黄分を分析調査などを実施することで、守られてきております。

下水道事業の進展についても触れねばなりません。下水道は、公衆衛生の水準を向上させるとともに、多摩川、浅川の清流を取り戻して、住みよいまちづくりを進めていく上で、最も基本的な都市施設です。しかし、日野市では一部の地域を例外としまして、下水道行政は大幅におくれておりましたが、さきの市長の行政報告にあるとおり、浅川処理区、秋川処理区が供用開始され、事業が急速に整備されました。

最後に、反核・平和について述べます。今から10年前に、第２回の国連軍縮特別総会が開催されました。その年は国際的に反核運動が盛り上がりを見せた年でありますが、この年の10月、市は市議会に、核兵器廃絶平和都市宣言の議案を提出、全会一致で可決されました。この宣言に基づき、平和行事など参加補助、平和映画の集い、平和啓発フィルムの購入、外国人留学生の修学援助などなど、さまざまな平和推進事業が行われてきています。また平和事業基金制度を創設し、市が１億円を積み立て、その利子を使って、将来にわたり平和事業を進めてきております。これは市レベルでは全国でも初めてのものであります。

今、私は福祉と医療、教育と文化、緑と環境、反核・平和などなどを中心に、革新市政20年の足跡を駆け足で述べてきました。不勉強で革新市政のすべてを語り尽くせないことは大変残念であります。しかし今述べた中に、革新市政の基本理念、憲法を市政に生かし、憲法を暮らしの中に生かす。まさに人間尊重の市民本位の民主的な市政を築き、だれもが願う平和と民主主義に直結する行政を築いてきたことを、御理解を願えたものと思っております。この「住んでよかったまち・革新市政日野」をさらに継続、発展させる立場で、以下の質問をいたしたいと思います。

一昨日の選管会議で、明年施行予定の日野市長選挙の日程が、４月11日告示、４月18日投票ということで正式に決定されたようであります。森田革新市政の５期20年にわたります人間尊重とした姿勢、それに基づく16万市民本位の多岐にわたります諸事業、そ

の具体的な一つひとつが、すばらしいプレゼントとして市民が受けたことにあります。５期20年の経過の中で、これぞ革新市制、革新市政であればこそできたことの代表的な事業と、今後の課題についてまずお伺いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま佐藤議員から、過去20年間にわたる日野市政の与党の立場としての論評をいただき、感慨を持って伺いましたということと、あわせてまた、顔に汗の出る思いで、その評価を反省しておるような状況でございます。

御質問は、多分、革新市政と言われる人間尊重、そして憲法を市政に生かす、あるいは「緑と清流を取り戻そう」という大きい行政スローガンに対しまして、なるべく忠実に市民の皆さんの御意見を拝聴しつつ、また議会の御指導をいただき、職員みんなの一致協力によりまして、時代を背景に必要なことを一歩一歩と進めてきたということでございまして、それ以上のことを私が言う立場にございません。

来年の任期満了に伴います市長選挙ということを、地方自治体の一つの大きいセレモニーとして迎えるわけでありますが、でき得れば、今日までしいてまいっております路線が、正しく継承されて発展が成り立つということであれば幸いだというふうに思っております。今後もそのような立場に立ちまして、みずからを厳しく律しながら、任期いっぱいを満了していきたい、このように考えておるところでございます。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

革新市政５期20年の中で、「市民本位の施策を一歩一歩続けてきた」ということと、これからは、来年４月以降については、「これまでの路線が正しく継承されていくならば」ということで今お答えいただきました。本当に立派だと思っております。

実は私は、私ごとで申しわけないんですが、これは山梨日日新聞という地方紙であります。ことしの10月20日の新聞に、偶然私が載りました。これは『東京から山梨から』という欄でありまして、私はその記者のインタビューに対しまして、こういうふうに言っております。「日野市では、革新市政が20年続いています。特に力を注いでいるのは、公共福祉の分野ですね。“揺りかごから墓場まで”という言葉がよく使われますが、日野市では、その言葉どおりに実践していると言ってもいいと思います。公立の幼稚園は七つを数え、多摩地域では最も多いのではないでしょうか。障害者訓練施設も幾つかあり、彼らが社会復帰するための手助けをしています」。

あと何行かあるんですが、こういうインタビューに答えたものが載っているわけであ

ります。まさに私の言っていることは、５期20年の森田革新市政を象徴した文言だというふうに私は自負しております。こんな話も聞いております。他の市町村から日野市に転入されてくる方がおられます。その理由の中には、革新市政の日野がすばらしいということで転入してきた。こういうことを何人かから私は伺っております。このすばらしい日野革新市政をさらに私たちの力で強化発展させていきたい、このように思っております。

それでは２点目の質問に入ります。

一昨日の一般質問で土方議員より、我が社会党の次期市長選へ向けての考え方を、ある新聞の見出しをもとに、若干の内容を述べられました。巷間伝わる情報の一部ですが、新聞記事に誤りがあり、引用された内容は75％程度の正解率でして、残り25％程度は記事の捏造であります。捏造された部分に、市長に対し失礼に当たる所がありますので、あえて新聞記事に反論をします。

確かに私ども社会党は、次期市長選において今日まで市民本位の市政を担当し、５期20年の大きな実績を持つ現職を、残念ながら推薦、支持をしないということを、さきの党大会で成文化をし、決定をしました。しかし、その理由の一つとして報道されています「高齢」ということには、私どもは一言も触れておりません。高齢という文言はこの場合、人権の問題であり、プライバシーの問題であります。そのことを理由にすることは、市長に対し礼を欠くことになるからであります。第一、高齢という年齢は、何歳からを指すのでしょうか。社会党が現職市長の次期を推薦、支持しない理由は、多選による弊害、いわゆる６期目でありますが、多選によるさまざまな弊害を配慮したからであります。党としての多選推薦、支持の許容限界は、５期20年が最長の通例となっております。市民の中にも、市長の善政は善政で評価しながらも、６期24年は長い、長過ぎるのではないか、という声があります。現職はいつかは引退するのであります。そしてそのとき善政をだれに託すかを、熟慮するものであると私は思っております。一昨日の土方議員の質問と同様で大変恐縮でございますけれども、後継者づくりということで、どのようなお考えをお持ちかお伺いいたしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　若干の客観的情勢は承知しております。私が今、生々しく論評したり、干渉したりする時制ではございませんので、静かに状況を見守っているのが自分の本分だろう、といふうに思っております。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　一昨日の土方議員の回答とほぼ同じでして、今の時点では市長からは、その程度のお答えしかないというふうには初めから判断しておりましたので、そのことはそのことで結構だと思います。

続いて、３点目の質問に入ります。

ある議員さんの政治活動看板のコピーではありませんが、「よいまちをよい子に残すよい政治」、まさにそのとおりの人間のまち日野、そんなまちつぐりを続けてきた革新市政。私は、市長が５期目にチャレンジをし、選挙期間の二中体育館における個人演説会でのあの名文句と申しましょうか、あの一言を今でも鮮明に記憶しております。その名文句とは、「この日野を永久革新市政にするため、この選挙選をその橋頭堡にする」というものでありました。その一言に私は大変感動を受けました。永久革新市政の橋頭堡は、市長の５選でその目的を果たされ、築くことができました。次はこの橋頭堡を足場に、永久革新市政の第２歩目を歩まねばなりません。今、各政党、各会派それぞれの思惑の中で、市長候補を検討していることと思います。住んでよかった。このまちを石にかじりついても、臥薪嘗胆という言葉もありますが、革新市政を継承、発展させていかねばなりません。そのために革新を貫く立場の候補者を擁立し、当選させるために懸命な努力をしていかねばなりません。市長が心血注いで担ってきた革新市政を継続させるため、市長の御意見、御助言をいただく中で、候補者擁立へ向け、市長の御努力をいただきたいと思いますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　我が国の憲法に基づく民主主義の建前は、主権者はまさに我々の地方自治体では市民でいらっしゃるということであります。したがいまして、託された責任は果たしたいという意欲を高らかに持つものでありますが、また市民の御意向に絶えず沿うということが民主主義の原則であろうと思っております。そういう立場に立ちまして、私なりの努力は十分尽くしたいというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　今、市長の方から、「私は私なりの努力を尽くしていきたい」このような御答弁をいただきましたが、いま少し具体的にお話をしていただくならば、私が今質問したことを、オーケーというふうに受けとめてもよろしいでしょうか。その辺もう一度、再質問いたします。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方自治の選挙の仕組みというのは、立候補の自由もござい

ますし、またその支持が一人ひとりの投票によって表明をされるという、ごく単純明快な原則であります。何か権力の継承というようなことで物を考えてはいけないということは、言うまでもないと思っておりますし、私自身もまた市民の御支持によっては、頑張らなければならないという役割も残っておるわけでありますので、先のことに余計なことを言わないというのが、現在の立場だというふうに御理解をお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

今の市長のお言葉は、場合によっては再出馬もあり得る。こんなことを示唆したような気がします。今、世間では「ほめ殺し」という言葉が大変流行になっております。しかし、私はこの一般質問は、決してほめ殺しのためにやったわけではありません。少なくとも、この新聞にも書いてあるとおり、革新市政20年の成果というものを率直に受けとめ、そしてこの成果を今後も市政に生かしていく、そういった立場で一般質問しましたし、社会党の党人としての責務を果たしたわけであります。そういったことを再度皆さんにお伝えいたしまして、私の一般質問をこれで終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって15の1、日野革新市政の継続と発展のためにの質問を終わります。

一般質問16の1、ごみ箱から資源をとりもどし、市民とともにごみ減量をすすめよの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔2番議員　登壇〕

○2番（執印真智子君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の件名であります「ごみ箱から資源をとりもどす」というのは、実は、ある市民の方がおっしゃった言葉です。実に端的にリサイクルに思いを込めて日々活動している市民の心をあらわしているなあ、というふうに大変感動いたしまして、使わせていただきました。その方は、私はごみ箱の中から資源を取り戻したいけれども、そのためには、市にシステムが必要だ、という、そういったおっしゃり方をしたわけですけれども、その方の思いも背負ってきょうは、これからのリサイクル行政、ごみ行政について質問させていただきたいというふうに考えております。

日々の暮らしの中で、ごみについて市民の方から話しかけられることが、実に多くなってまいりました。例えば、近所の2人暮らしの50代の御夫婦からは、アルミ缶をずっとためてあるのだけれども、どこへ持っていけばいいのか、というお問い合わせを受けました。また、同じ子供会のお母さんからは、テレビで地球環境問題を見てからは、なるべく缶のものは使わないようにしたんだ、買わないようにしたんだ、というお話もありました。

その一人ひとりの方々のお問い合わせやお話の中に共通しますのは、やはり、ごみは減量したい、資源は再利用したい、自分たちの代で何もかも食い尽くしてしまうのではなくて、日々の暮らしの中の、まずごみを出すところから環境を守っていきたい、ということなんだろうと思います。

このように、市民の中では、ごみ減量に向けて機運が高まっているというふうに感じるところですけれども、10月28日付の日本経済新聞によりますと、「ごみ最終処分場への搬入27市町の割当量決定」ということが載っておりました。それはまた全体として日野市のごみは35％減量するんだ、ということだと伺っております。

まず質問の1点目といたしまして、こういった新聞報道などを見まして、市民の方々から、一体、どうやってこの35％を実現しようとしているのか、という声をたくさん聞きます。日野市の現在の谷戸沢の処分場への持ち込み量、そして今後どういう形で減量し、割当量がどうなっているのかについてお教えください。

また、現在あります処分場が、3年でいっぱいになるのを5年に延命するための割り当てというふうに伺っております。その後につきましては、第2処分場の計画がさまざまな現地の住民の方の運動の中で決定をしたわけですけれども、反対がありながら決定という形になっているわけですけれども、第2処分場ができるという前提に立っての搬入計画量がありますけれども、そちらについても数字をもってお答えをいただきたいと思います。

次に、2点目の質問といたしまして、組合の出しました割当数としての数字は計算上で当然出せるわけですけれども、35％減量を実現する段階で、どういう具体的な方法を考えているのかを、お教えください。

現在、日野市のごみにつきましては、オレンジボックスに入れれば、破砕後、アルミと鉄は取り出されて、資源化されるというふうにはなっておりますけれども、純度が悪いというふうにも伺っております。市民が今ごみになるものをごみとしないで、資源として再利用したい、そういうふうに考えますと、ガラスですと近くの地区センターのドラム缶の中に持っていく。缶、ボロ、廃油というのは生活保健センターの回収へ持っていく。または自分が入っている自治会、子供会の廃品回収時までためておいて、そのときに出す。それから学校でＰＴＡとか生徒会の回収でやっているところに持っていく、という方法がありますが、たまたま近くに回収場所がなくて、遠くの回収場所まで運ぶ

足がない人、車のない人、少しお年を召した方というのは、ごみ減量の気持ちがあっても、とりあえずオレンジボックスへ入れるしかないという現実があるわけです。要するに今の日野市のリサイクルというのは、市民の努力に任せられているということなんだと思います。日野市でも、不燃物の組成分析などをきめ細かく続けてきていらっしゃると思いますけれども、その結果も含めて、どういうごみをどう減らして、資源として活用していこうとしているのでしょうか、その点をお教えください。

3点目として、市民が自分の体を動かすことなしには、ごみ減量35%というのは実現なし得ないと考えますけれども、市民への働きかけはどのようにお考えでしょうか。

先ほども述べましたように、環境への関心が高まりつつありますので、市民が分別排出しやすい方法を提案することが、まず必要だというふうに私は感じているところですけれども、市のお考えをお聞かせください。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

まず1点目の、35%の新聞報道の内容でございます。この35%と申しますのは、まず日の出町にございます谷戸沢の処分場、これの搬入量が年々増加しておりまして、平成8年まで搬入させるには、かなり無理があるだろう。そういう状況の中で、平成2年度に、その後8年までの搬入量の推計を各市に調査をいたしまして、その結果、27団体の持ち込みの予定量が154万トンという数字が出ました。日の出町第1処分場のこれから平成8年までに持ち込めます容量は、100万トンという数字が出ております。したがいまして、各市が推計で出しました154万トンでいきますと、到底8年までは持たないということから、その54万トンについての減量を各市に求める、こういうことでございます。したがいまして、その35%と申しますのは、154万トンの予定量を100万トンに減らす、こういうことでございます。

それから、その減量方法ということでございますけれども、私どもでは、日の出町に持ち込んでおりますごみの量、平成3年度で見ますと、1万1,000トンございます。このうち、焼却灰、灰として持ち込んだ量は、7,149トン、細かく申し上げますと。それから不燃物、アルミ、鉄、スチール類を除去した後の不燃物が、3,880トンございます。これを両方足しますと、1万1,000トンになるわけでございます。その灰の中に、7,149トンの中に、資源化できるようなものがどのようなものが含まれているのだろうか、ということがまず出てまいりますので、そのようなことから、組成の分析をいたしました。

その結果、灰の中の灰の成分、ことしの7月と9月に、日の出町へ持ち込む残灰ですね、この中の組成を分析いたしましたら、ガラス類が2.8%ございます。それから金属類が13.4%ございます。これは平均値でございます。これを持ち込み灰の、平成3年度に持ち込んだ量に換算いたしますと、灰の中にガラスが200トン、それから金属類が958トン、両方合わせまして1,158トンが、このガラス、金属が灰の中に含まれている、とこういうことが言えると思います。

それから、不燃ごみの中にガラスがどのように含まれているか、これらについても調査いたしましたところ、ガラス類は38.1%、それから金属類が8.8%、これが含有量でございますが、この二つを3,880トン、これを掛けますと、不燃の中にガラス類が1,487トン含まれております。それから金属類が、ただ除去といいましょうか、資源化できなかったものが342トンございます。これらをトータルいたしますと、ガラスにつきましては1,687トン、それから金属につきましては1,300トン、こういうようなものが日の出に持ち込んでおります埋め立ての中に含まれている再資源化できるものである、こんなふうに考えております。

それからいま1点、日野市でこれからのごみの伸び率、これを推計いたしますと、現在1万1,000トン、平成2年から3年にかけましては2%程度の伸びということでございますので、これらで平成8年まで推計いたしますと、6万1,000トン程度になろうかと思います。したがいまして、平成8年までに日野市が100万トンのうち、5年間で5万1,000トン割り当てございますので、これでいきますと、約1万トンの減量が必要であろう。持ち込み量の1万トンの減量が必要である、このように思います。

そこで、この中身でございますけれども、これからガラスの分別、それから不燃の中に金属、あるいはガラスをぜひ入れていただかない、正確な分別を市民の方にもお願いをしていきたい、このように思いますし、それとあわせまして、1,687トンございますガラス、これらについて、私どもの目標としては、1,000トン程度は分別で収集できないだろうか、こんなふうに考えているところでございます。

それから、市民の努力、どういうということでございますけれども、これから市民に働きかけていくということになりますが、一つには、現在ガラス瓶、これはドラム缶収集、あるいは市民団体の方のドラム缶、そういうもので現在150トン程度回収をしております。資源化いたしておりますけれども、これを1,000トンに上げていく必要がございます。さらにもう少し余分にも、目標でございますので、資源化しなければならない、こう思います。そういうことでございますので、瓶についても、これから平成5年度か

らまずモデル地区を決めまして、これらの実績を確認しながら、逐次段階的に全市に広げていきたい、こんなふうに思っているところでございます。

それから、このＰＲでございますけれども、これらにつきましては、このたび法改正、廃棄物処理法も改正されておりますし、条例の方でもお願いしているところでございますけれども、その理念に沿ってわかりやすく市民の皆さんにはお願いをしていきたい。

それと次に、平成９年度以降、この埋立量ということでございました。平成９年度から平成23年度まで15年間ございます。この15年間の日野市の割り当て、数字として試算されておりますけれども、15万3,000トンでございます。年々少しずつ、当初は8,000トンから始まりますけれど、年々人口の増、あるいはその他の情勢入れまして、ふえていく状況で、割り当てがされております。ただ、毎年この割当量は見直しをしなければなりませんし、さらに第２処分場は、平成９年から一応23年までという予定でおりますが、その23年以後、第３処分場の予定は全くございません。したがいまして、現在処分組合でも、平成９年に第２処分場は、現在努力しながらオープンをしていくわけでございますけれども、９年にオープンすると同時に、第３処分場の心配をしていく、こういう状況で体制を整えております。したがいまして、この現在平成９年から23年までの配分量につきましても、第３処分場との関連、あるいはその後の関連、そういうものも見きわめまして、逐次この割当量は改正といいましょうか、配分改正はなされる、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

今のお話ですと、１万1,000トン平成３年度で最終処分地に持っていったものを、ガラスなどを資源化することで減らしていきたい、というふうに、まあそういうことなわけですね。それで、今平成３年度が１万1,000トン、もっと具体的な数字として、毎年どれぐらいずつにしていくのかということを、もう少し詳しくお知らせください。

それから、ガラス瓶の回収につきましても、これからやっていきたいということはわかるんですけれども、例えば、ガラス瓶収集のためのかごというのも、補正予算の中で通したわけですけれども、来年度はどれぐらいの範囲をやっていくのか、何年かけて全市に広げたいのかという、その辺のところはどんなように考えていらっしゃるでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

１点目の、１万1,000トンがこれからどのような形で進んでいくのかということでございますが、本年度の割当量は１万2,000トンございます。詳しく申し上げますと、平成４年度が１万2,642トンでございますけれども、これは埋め立てですので、立米に換算いたします。換算いたしますけれども、ほぼ１対１でございますので、トンでお話をさせていただきます。５年度につきましては１万1,467トン、それから６年度につきましては１万244トン、それから７年度につきましては9,116トン、８年度は8,005トン、これが合計でございまして、これをトータルいたしますと、５万1,000トンという数字で御説明をしてきております。年々1,000トンずつ量が減っていく、とこういうことでございます。

それから、２点目でございますけれども、ガラス瓶の回収でございますが、このガラス瓶の回収につきましては、現在行っておりますドラム缶方式のほかに、市内の地域の実情に応じてコンテナを入れていきたい。そしてそれには、地域の皆さんともまた相談しながら、効率のよい方法を探らなければいけない。現在私どもが考えておりますのは、補正予算でもお願いいたしました。1,000個コンテナをお願いしました。ガラス瓶を出していただくにも、それぞれ分別をしていただかなければならない。色別でございます。大体３種類から４種類の色に分けていただくわけですが、１カ所に４個程度のコンテナ、かごを用意いたしまして、前日に用意いたしまして、その翌日に回収する、とこういう方法で進めたい、このように思っています。これは地区等の状況もございますけれども、これから場所につきましては、オレンジボックスの周辺、こういうことになります。今まで、「オレンジボックスに瓶は入れてください」、このようなお願いをしておりましたけれども、これからのことにつきましては、「瓶は集団回収へ」というパンフレットに切りかわる、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがうとございます。

そうしますと、毎年、約1,000トンずつそのごみを、最終処分地に持っていくごみを減らす計画になっていて、それが達成できないと、第１処分場が持たないということなんだと思いますけれども、先ほど御説明ありました中のガラスですね、今一番市が力を入れてこの回収をやりながら、ごみを減らしていこうという、そのガラスの回収をしただけでは、完璧にもし回収できたとしても、２年たったらまた詰まってしまう。それ以

上どうやって減らしていくのかということを考えて、抜本的なごみ対策というのが必要になってくるんだろう、というふうに思います。

そんなことも含めまして、質問させていただきますけれども、市の清掃行政という目でとらえますと、内部で減量できるものは内部で済ませていきたい、というそういったお考えもあるかと思います。確かに日野市というのは、大変いい中間処理施設、先進的だったんだろうな、というふうには思います。市民が楽な方法でごみを出せば、それを機械が処理してくれるというふうに、そんな形になっておりましたので、また職員の方も、何とか職員の工夫で減らせるものは減らしていきたい。そういったことに対しては、大変頭の下がる思いがするんですけれども、35%減量するというのは、そういった職員の努力だけでは絶対無理だと思うんです。この35%減量といいますのを、今は谷戸沢にごみを捨てる量という目で部長さんの方から御説明をいただいたわけですけれども、市民の目ですとか、暮らしの目でとらえていきますと、ごみ35%というのは、各家庭ですとか、各事業所がそれぞれ35%ごみを減らすということなんですね。一生懸命やっている市民の方は、もうこれ以上は無理という方もいらっしゃるかもしれませんけれども、平均して一人ひとりが、今出しているごみの35%を減らさないことには、最終処分場が持たない。毎年1,000トンずつごみを減らしていくということは、絶対無理なわけです。

ですから、冒頭述べましたように、ごみについての関心というのは、大変高まってきているというふうに私も思いますけれども、まだまだ早く出せればいい、いつでも出せればいい、そういった市民の方、ごみ減量とか環境へ関心の薄い方もいらっしゃるんだろうとは思います。ですから、私はこの35%というのは、市民に対してごみ減量を呼びかける絶好のチャンスだというふうに思うんですね。もう本当に、ごみ非常事態宣言を出してもいいぐらいじゃないかと思うんです。その辺の対応がよく見えないというところがあるんです。市民の働きかけについては、私もごみ情報誌の提案もさせていただき、予算も通りながら、結局実現しなかったというようなこともあったんですけれども、広報の中でやっていきたいという、そういったお考えでした。

それで、例えば、最新の広報12月1日号ですけれども、4面すべて使ってごみについての記事が載っております。内容は、年末年始についてのごみ収集に関するものが主になっております。ごみ減量とか、谷戸沢処分場関係の記事はほんのわずかですし、しかもごみ記述のこの記述の仕方では、市民に訴える力が弱過ぎる、というふうに思います。見出しは「ごみ減量に工夫を」というふうになっております。その「ごみ減量に工夫を」という中で、谷戸沢に関する書き方というのは、「皆さんの家庭から出るごみは、焼却

したり、破砕した後、日の出町の最終処分場に埋め立てをお願いしています。迷惑を最小限度にとどめるように、できるだけごみを減らさなければなりません。暮らしの周りでぜひリサイクルを心がけてください」。その後、ビール瓶とか一升瓶のこと、それから「ガラス瓶はドラム缶に設置してある地区センターへ」。それから「新聞、雑誌、段ボールは地域の資源回収運動に、日用品、雑貨などはバザーなどへ提供へ」。それから「中古衣料品は回転市場で提供を受けています」というような書き方になっております。

同じような広報紙でも東村山市の場合は、谷戸沢についての記述はこのようになっております。これは9月1日付の広報なんですけれども、やはり、東村山も日野市と同じように、市報の中でこのごみのことを扱っておりますけれども、東村山では、「ご存知ですか、日の出町谷戸沢廃棄物処分場を」という見出しで、

『市民の皆さんから毎日出されるごみ（一般廃棄物）は、市の処理施設である秋水園で焼却や破砕処理をしていますが、その焼却残渣やプラスチックなどの不燃物は、日の出町のご理解とご協力により、谷戸沢廃棄物広域処分場に埋立処分をしています。しかし、現状のごみ排出量のままでは、平成8年度までの埋立完了予定期限が1年半も短縮されることになり、深刻な問題となってきました。そのため、多摩27市町で公正する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合では、現在、“廃棄物減容化基本計画”を年内に策定する方針で準備を進めています。その内容は、現状のごみ搬出量を大幅に減量することを求める厳しいものとなりそうです。また、「ごみ最終処分場の確保」として、平成8年度以降の第2処分場が日の出町に計画されていますが、これには地元のかたのご理解とご協力が必要であり、最終処分場の延命化のためにも「ごみの減量化・資源化」に向けて一層のご協力をお願いします。』

というふうに、書かれておりまして、今市民がおかれている状況というのが、わかる形になっているのではないかと思います。それから、ごみについてのこの書き方といいますのも、絵が入っていたり、写真が入っていたり、何かマスコットが書いてあったりしまして、大変わかりやすい書き方になっているわけなんです。

広報については、1年ほどさかのぼって見させていただきましたけれども、「まちをつくる市長室から」というところで、「市長のごみ問題の解決は、リサイクルから」それから「ごみ問題にリサイクル運動を」、それからことしの2月の広報では、これはかなりわかりやすく書いてあるとは思いますけれども、取り上げてはあります。しかし、私たちが今、一体、どういう状況におかれているのか。それから私たちがごみを出すことで、日の出町に住んでいる人たちがどういう思いをしているのか。今私たちが何をし

なければならないのか、というそういった状況をもっとはっきり伝えていって、そしてもっとシビアに伝えていって構わないと思うんです。で、行政と市民がまず情報の共有化をしないことには、35%の減量というのは絶対にできないだろうというふうに思います。はっきりと物を言っていくこと、それをやっていくことが35%減量の初めの第一歩だ、というふうに考えております。その辺については市としては、どんなとらえ方をしていらっしゃるんでしょうか。

それから、先ほど瓶の回収については、モデル地区をつくってやっていきたいということでお話があったわけですけれども、瓶ですとか缶ですとか、スチール缶の潰し機というのも、9月の補正予算で通ったわけですけれども、それを集めた場合に、ストックヤードというのがどうしても必要になってくると思いますけれども、クリーンセンターのそばの建設省の土地を交渉しているというふうにも伺っておりましたけれども、そのストックヤードというのは、現在のところ、どのようになっているんでしょうか。

それから、今後の計画といたしまして、焼却場ですとか、中間処理施設の建てかえというのも当然今後必要になってくると思いますけれども、それについてはどのように進めていらっしゃるか、3点についてお教えください。

○副議長（高橋徳次君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

まず1点目の、広報の市民へのPR、あるいは事業所への協力要請、こういうようなことが出てまいると思います。

まず、市民へのPRでございますけれども、広報をまず積極的に今後活用していきたいということは、御指摘にございましたとおりでございますので、さらに特別ページとか、あるいは前の所定のコーナーをその部分でスペースを確保する。このようなことで今、広報課の方との協議をしておりますけれども、いずれにいたしましても、廃棄物処理法の改正や、あるいはお願いしております条例の改正の理念をわかりやすく、目でわかるようにお伝えをするパンフレットもあわせてつくっていきたい、こんなふうに思ってます。これらのパンフレットにつきましても、資源回収の団体や自治会、あるいは消費者団体の皆さんにも積極的に御活用いただけるように働きかけていきたいんだ、こんなふうに思ってます。それから、事業所へ向けてのまた情報の提供、あるいは手引書の作成、このようなものも考えております。

先ほど回収方法で、瓶についてちょっと御説明しましたけれども、缶につきましてもちょっとお答えが漏れておりましたので、お話をさせていただきます。缶につきまして

は、今度の条例でも市の管理する公共施設を回収団体、あるいは回収のために提供できるというような条文もございます。そういう中で、缶につきましては市内の公共施設を拠点にしたいというふうにも思いますし、それとあわせまして6月議会でもいろいろ御提言をいただいておりますので、市内の小中学校にお願いをするなど、これも教育委員会にも既に協議を持ちかけておりますけれども、このような形で回収のコンテナを設置いたしました。そして市で、私どもの方で回収をし、圧縮をしてブロック化ですね、これをしまして、一定量たまった後に、資源回収業者に引き渡す、このような形を考えております。

それから、2点目のストックヤードでございます。建設省の土地ということでございます。建設省の土地につきましては、引き続き、現在交渉をしているところでございますけれども、現在、ストックヤードを兼ねた作業所を今、クリーンセンターの敷地内に建設をするための準備をしております。これは瓶、缶の選別作業を兼ねてストックもしたい、このように思っているところでございます。

それから、3点目の施設の建設ということでお尋ねでございます。この施設の建設計画につきましては、まず焼却施設でございますが、焼却施設につきましては、62年の4月に完成をいたしております。一応現段階では、18年の耐用年数と、こんな形で今、設備的にはございますけれども、それぞれ施設、あるいは設備、そういうもので耐用年数が異なるわけでございますが、一応18年という形で見ております。したがいまして、焼却施設につきましては、第3次の基本構想の後期の、最終的には平成15年には次の炉を建設をしたいということの計画で今練っているところでございます。

それから、破砕施設でございますけれども、この破砕施設につきましては、これは昭和55年に完成をいたしております。かなり振動の激しい機械でございまして、耐用年数も当初は15年というようなこともございましたけれども、現在オーバーホールなどしながら、これらの延命もしていきたい。そのようなことで、一応21年まで21年間は今の機械で何と申しましょうか、進めていきたい。そして21年間経過する年が、平成12年になります。現在もう12年強経過しておりますので、平成12年には破砕施設の方を手がけませんと、もう機械の耐用が、寿命がということになるわけでございますので、そのような予定で今、第3次の基本計画の中にこれらを取り込んでいきたい、こんなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　それでは、ちょっと細かいところでお尋ねしたいんですけれども、先ほど、瓶の回収のモデル地区の件なんですけれども、初年度は何割ぐらいモデル地区に決めて、そして何年後ぐらいに全市に広げていくというお考えなのか、その辺をちょっと先ほどお答えがなかったかと思いますので、お答えください。

それから、どの地域をモデル地区にするかというのは、大体決まったところがあるのかどうかね。市民と話し合いをしているのかどうか、情報はどんなふうに出しているのかということもお答えください。

それから、瓶とか缶の選別作業所を兼ねたストックヤードを敷地内に計画中ということですけれども、建設省の土地とそこの作業所との兼ね合いですね。どういった使い方をしていくのかというようなこともお答えいただけたらと思います。

○副議長（高橋徳次君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　申しわけございません。

１点目の部分で落ちたところがございます。まず、モデル地区ということで、何割ぐらいという御質問でございます。私ども当初は、４地区程度を予定しております。現在は、その地域の集団回収の活動状況、あるいは物理的な条件なども考慮して、情報収集をしているところでございます。何年後に全地区にということでございますが、目標といたしましては、段階的にということになりますが、平成５年から始めまして、６年、７年にはもう全域行きたい、このように今考えているところでございます。いずれにしましても、効率のよい方法で、しかも実績を確認しながら、段階的に全市に広げたいというふうには思っているところではございます。

それから２点目の、建設省の土地と、現在持っている計画中の作業所を兼ねたストックヤードということでの御質問でございますが、建設省の用地は別でございまして、現在まだ、先ほど申しましたように交渉を続けているところでございます。現在今、作業所として私ども予定しておりますのは、現在の処理場の敷地内でございまして、そこの部分に作業を兼ねたストックヤードをつくろう。そして建設省の土地が借りられるようになりますと、そちらの方にはストックヤード、つまりガラス、あるいはスチール、そういうようなもののストックができるような場所を確保していきたい、このように思うところでございます。それまでの間は、スチールにつきましては、現在処理場の中に駐車場、あるいはそれぞれの空閑地がございますので、当面そういうところでストックをしていきたい。それからガラスにつきましても、現在持っております駐車場、あるいはその敷地内、そういう中でストックをしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　私の方から、ただいまの質問についてストックヤードのお話がございましたので、若干補足をいたしたいと思います。

クリーンセンターの東側、多摩川と浅川の合流点になるわけでございますけれども、ちょうど三角の地形でございますけれども、約１万平方メートルの土地がございます。この土地の所有権上の管理は、京浜工事事務所、いわゆる河川を管理しているところが管理をしているということでございます。現在のその土地の利用でございますけれども、東京国土工事事務所及び川崎国土工事事務所が使用しておりまして、その内容は、国道の街路樹の苗圃として活用しているということでございます。この土地につきまして、市の方から約2,500平方メートルの借用をお願いをして、交渉をしているということでございます。建設省のいわゆる道路部門での考え方は、今苗圃に使える土地というのが非常に不足をしているということで、ほかに代替地等も欲しいというような提案も今あるわけでございます。市が今借りようとしておりますのは、全部をということではございませんので、何とか2,500を下ってもいいから、市の今置かれてるごみ問題の解決のスペースとして貸してほしいという要望をし、今交渉を続けているということでございます。今、この土地についての利用の目的は、いわゆる瓶でありますとか、あるいはアルミ缶でありますとか、そういうものをストックする、いわゆる野積みにする、そういう土地の使い方を考えております。現在のクリーンセンターの各施設の配置からいきまして、今暫定的にさっき部長が申し上げましたように、施設をつくるということで準備はしておりますけれども、これとの直接的な関係は持てない状況でございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございます。

平成３年度の３月議会で、不燃物の週２回収集には反対ということで一般質問させていただいた中で、全地区週２回収集しなくてもいいから、瓶、缶のモデル地区というのを設定したらどうかということで提案をさせていただきまして、少しはそちらの方向に向いているのかなというような気もいたしまして、いろいろ御努力いただいているというのは、大変に感謝をするところです。今ずっとお話がありましたように、瓶の回収ですとか、それからスチール缶の回収ということですね。それからモデル地区の設定ということについて、実施に向けて行政の中では検討中なんですけれども、広報などを見ま

しても、そういった市の計画というのが全く書かれていませんので、今のままですと、情報が市民にまでは広がっていないんですね。だれが知っているかというと、行政の担当の方と、それから資源回収にごくごく詳しい市民、それから議員しか知らない情報というふうになっているんだと思います。

でも、始まりましたらば、実際に瓶とか缶を回収するのは、そこに住んでいる一人ひとりの市民なわけですから、実際にスタートしますときに、モデル地区にしました。さあ、皆さん回収です、というふうに言っても、なかなか難しいかと思うんです。こういうお話をしますと、市民の方の中には、どうして計画の段階からもっと広く市民に投げかけてくれないんだ、という声があるんですね。

それで市の、市民と一緒に何かをやっていくという、そういうところをちょっと見せていただきますと、「ごみ減量市民会議」というのが、私が議員になってから２回ほど開催されましたけれども、前回はことしの３月にありました。その後はないわけですが、私はごみ減量をしていく上で、この「ごみ減量市民会議」というのは、絶対に必要だというふうに考えていたわけですけれども、行政の方の中には、「あれはやっても余り意味がない」というふうにおっしゃる方もあったんですね。どうして、ごみというのは、行政と市民が一緒になってやらなければ実現しないことなのに、やっても仕方がないというような意見が出るのかなというふうに思いまして、私も出席させていただきまして、やっと理解できたんですけれども、市民参加であります「ごみ減量市民会議」のやり方そのものに、やっぱり問題があるなというふうに思ったわけです。私が行かせていただきましたときには、まず市の側からごあいさつがありまして、そして30人ほどの出席者が１人３分ぐらいごみについての発言をいたしますので、一回りすると大体２時間のうちの１時間半が終わるんです。市民同士が議論をするとか、そういった時間がないわけなんですね。最後に、出た意見について市長からお話があって、あとは時間です、ということで解散になってしまいまして、大変消化不良といいますか、燃え尽きないうちに終わってしまうといいますか、本当にそんな会議だったなというような気がするんです。確かに中には、これはちょっと、というような意見もあることはありますので、市民を集めてまとめていくというのは大変なことだと思いますけれども、これからの行政マンといいますのは、さまざまな市民の意見をまとめる力というのが必要になってくる時代だというふうに感じているんです。大変なことだけれども、やってできないことはないんじゃないかというふうに感じております。

先日、私どもの「東京生活ネットワーク」というところで、福祉に関する集まりがあ

りまして、そこに三鷹市の健康福祉部の高齢化対策室主査の方がおいでくださいました。三鷹では現在、「地域福祉計画」を策定するに当たって、広く市民に呼びかけて、きのう鈴木議員の方からもこの件についてお話はあったんですけれども、市民に広く呼びかけて、140人ほどの出席者があったそうなんですけれども、そこで現在の三鷹の問題点というのを洗いざらい職員が話したんだそうです。ここまで市の職員が悪いことも言ってしまっていいのかなというぐらいに市民に提示して、そこから議論を広げていったということなんですね。ということはつまり、市民の側からすると、おいしい情報だけ、いいことだけじゃなくて、自分たちが本当に取り組まなくちゃならない問題点というのが見えてくるわけですから、情報の共有化ができるんだと思うんです。そこから市民参加が始まるんだと思うんです。行政は、とにかくごみを減らさなきゃならない。例えば、ごみについては、ごみを減らさなきゃならないということで、すごい努力をされていても、なぜそうしなければいけないかとか、今日野市がどういう状況に置かれているかとか、行政はどういう状況か、市民はどういう状況か、最終処分地の住民の皆さんはどういうふうに考えているか、そういった情報をまず流していくことが必要だと思うんです。

先ほどの三鷹の職員の方のお話に戻りますと、最後に、「私たちはこういった集まりをして、市民の方と対話をしながら、計画をつくり上げていって、三鷹に住んでいてよかった、というふうに絶対市民に言わせる自信があります」というふうにおっしゃっていたわけなんです。

日野市でもそういった意味では、市民参加を根底から見直す必要があるし、このごみの問題というのはとってもいいチャンスだというふうにとらえていくことが必要だと思うんです。今のままですと、「ごみ減量市民会議」に出てきた市民は、行っていろいろ意見を言ったんだけれども、何だか、この先どうしてくれるんだかわからないうちに会議が終わっちゃって、うちに帰って、どうしたものかと思っていたら、ある日突然、瓶の回収をしますよという、そういう情報だけが来る。だれがどこで決めたのか、全くわからないというようなそういったようになっているかと思うんです。

例えば、こういったことを市がやっていきますということをもっと広く市民に知らせて、いろんなさまざまな細かい問題が出てくるわけですから、その辺のところも市民と細かく話し合いながら、例えばどこをモデル地区にするかとか、中には、うちでやりたいっていう人だっていると思うんですよね。うちとこでやりたいっていう人もきっといるはずですから、そういった話し合いも続けながら、このモデル地区に入るにしても、やっていかないことには、その先２年後には全市に広げたいということですけれども、

何か市民の側から見ますと、物足りない感じというのがするわけです。ぜひ、これを始めるに当たっても、こういった市民との対話をしながら、広報で知らせていくこともちろん必要だというふうに先ほど申し上げましたけれども、対話をしながら進めていくということが必要だと思います。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

次に、提案という形になるかもしれませんけれども、リサイクルを進める上で、障害になるものというのがあると思いますので、それについて市の考えをお伺いいたします。

ボックス収集について、まずお伺いをいたします。11月22日の朝日新聞に、「６市が全域で導入のダストボックス、一部で見直しの動き」という記事がありました。多摩地域でこのダストボックスを導入しているのは、府中、多摩、青梅、日野、東久留米、武蔵村山の６市が全域でこの方式を取り入れているということです。すぐ捨てられるとか、それから犬とか猫に生ごみを荒らされないとか利点も確かにあるんでしょうけれども、マナーが悪くなる。新聞には、何か動物の死骸が入っているというようなことも書いてありましたけれども、それからごみの量を減らそうという気になれないという欠点があるのが、ダストボックス方式だというふうに思います。

交通上も歩行者の邪魔になるというような問題もあると思うんです。先日、百草園の駅から高幡不動の駅まで、川崎街道を車いすで歩いてみるということを、実際に車いすに乗ってやってみたんですけれども、ダストボックスが道に出てて、本当にぎりぎりなんですね。本当に車いすの幅しかないようなそういった歩道もありました。そういった問題もありますし、資源を回収するとか、リサイクルするという上でみますと、最も悪い方法だというふうに言われているのは、周知のところだと思います。11年前にこのダストボックス方式をやめるという提案を市の方からなさいまして、市民からの猛反対で、結局市が提案を取りやめたというふうに伺っております。これは市の先を見た動きに市民がついていけなかったという、そういった現実があったんだと思いますけれども、さまざま語りかけもされたというふうに伺っておりますけれども、将来を見越した粘り強い市民への働きかけがあれば、実行に移せたのではないかな、というふうに感じるところです。それにこのボックスそのものの導入についても、ごみ問題をやっている市民の方から、反対があったけれども、導入をしたというふうに伺っておりますので、すべてがこのとき反対した市民が悪かったじゃないか、というふうにも言い切れないのではないか、というふうに私は感じております。時は熟してきたとも思いますし、もう一度ボックス方式をやめるという提案を市民に投げかけていくお考えというのはないでしょうか。

それから、次にリサイクルを進める上で障害になるものの２番目といたしまして、不

燃物の週２回収集というのがあると思います。不燃物の週２回収集をしているという市は、27市のうちでもわずか五、六市なんですね。そういったことをしている市は少ないわけですね。そのかわりに資源ごみを回収というのをしているんだと思いますけれども、これが始まって２年目になるわけですけれども、先日、リサイクル条例の議案上程の折に、古賀議員の御意見にもありましたように、ごみの収集回数をふやすのが必ずしも市民サービスではないということで、私たちも議員研修の中で勉強させていただいたわけです。

12月３日の朝日新聞には、可燃物の例ですけれども、調布市で可燃ごみ回収のうち、これまで週３回だったのを、１回を資源ごみに改め、生ごみを２回にしたところ、資源ごみ回収量が3.3倍にふえたという記事がありました。

これまでも資源ごみ、可燃の中の資源ごみですから、紙とか布なんですけれども、月に２回行っていたそうですけれども、そのときのステーション1,500カ所から、生ごみのステーションにも資源ごみを出していいということにしましたので、全体のステーションが約5,000カ所になったということです。11月から来年の３月まで試行期間ということですけれども、この１カ月間市民からの反対は、個人的にぽつんとあるくらいで、各政党ですとか、団体からの反対はないということです。自治会とも懇談会をしてきたけれども、積極的に応援をしてくれている。

これは、市民の側からしますと、これまでごみとして出していた紙や布を資源として出すというだけで、カーボン紙以外のくず紙も出していいということですから、自分の家に資源ごみをそんなにためておかなければいけないということではないと思うんですね。かえってこの時代にごみが生き返るということに喜びを感じるんだろうと思うんです。こういう方法を提案しますと、若い人、学生さんなんかは、ごみに対するマナーが悪いのでうまくいかないんじゃないかというようなことをよく聞くんですけれども、調布の場合は、ステーションをふやしましたので、そういった若い方が住んでいるようなワンルームマンションのようなところでも、ちゃんとそのステーションの所に資源回収としてごみを出すようになってきているというんですね。１カ月の間に変わったということなんです。

それから、この集められましたごみは、全体の大きなステーションに集められて、ここに資源回収組合の調布支部の業者の方々が来られて持っていく仕組みになっていまして、値段については相場で決まるということでしたけれども、回収されたものの売り上げは「地球環境保全基金」の中に入れられているということです。また市民に対しまし

ては、牛乳パックも回収しているんだそうですけれども、この回収した牛乳パックでつくられたトイレットペーパーを使うように、という宣伝もしているんだそうです。ちゃんとリサイクル、自分たちが出したものをまた使えるものとして使っていくということも市民の中に働きかけをしているというんですね。

いろんなやり方ができるわけですから、日野市もぜひ、この週２回収集のうち１回は資源ごみ回収というふうにチャレンジしていけばいいと思うんですね。週２回不燃ごみの収集ということで、それは委託しているわけですから、働いている方の問題もあると思いますけれども、ぜひ話し合いを重ねながら、検討を始められるべきじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、次の質問ですけれども、そうやって集めた資源ごみの置き場所が、どうしても必要だから貸してください、という言い方で建設省の土地を借りる交渉に当たらないと、だめじゃないかと思うんです。どうもこのところ、いろいろお話を伺っておりますと、もちろん一生懸命交渉していただいているんでしょうけれども、どうも、借りられたら、どう使うか考える。借りられたらごみ収集の仕方を変える。ストックヤードがないから、今のやり方が変えられない。そんなような部分も見えてしまうんですね。だから、自分たち、日野市はこういうふうにしたい。だからここが必要だから貸してください。そういうような交渉が必要だと思いますけれども、そのあたりは先ほど助役の方からもお話しありましたけれども、そういった交渉の仕方をしていただいているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、次に施設の建てかえの件なんですけれども、これから建てかえの検討をされていくということですけれども、立派なものはいらないと思うんです。これをごみ減量35％というのをきっかけに、ごみは市民が自分の手元で分けて出す。最低限のものだけを市が中間処理するという形で、それをまずここで市民とともにつくり上げていくことが必要だなというふうに思っております。逆にいいますと、今あります施設の立派さというのが、つまり市民は、瓶でも缶でもなんでも出したら、それを、瓶は回収できませんけれども、アルミとかスチールとかが中間処理施設の中で分別されていくという、そういったある意味で先進的な施設の立派さというのがリサイクル行政をおくらせている一つの原因ではないか、というふうに感じているところです。ですから、今とにかく市民が分別をするということを定着させながら、本当に簡単な施設をつくっていくという、そういったお考えについてお伺いをいたします。

先日、東村山の秋水園という分別の施設に伺いましたけれども、ここは人口が13万6,

000人ということで、日野市よりは多少小さな人口規模の市ですけれども、かなり市でも回収をしております。その収集の場所にいきますと、本当にこんな簡単な機械でアルミ缶とスチール缶と分別できて資源化されていくのかな、というふうにところなんですね。ですから、あれを見せていただくと、本当に立派なものというよりも、人間が自分でできるところはやる。そういうことが必要だというふうに考えますので、施設についても再度お答えをお願いいたします。

それから、最後になりますけれども、今いろいろお話しさせていただきましたような施策を進めるためには、リサイクル課というのが必要になると思うんです。確かに、リサイクル課はできたんですけれども、これまであったサービス課というのと、リサイクル主管が一緒になって、リサイクル課になったというようなイメージしかないんですね。これで本当にリサイクルが進められるのかな、というのが感想です。現場の職員の方々が非常に熱心に動いて、努力していらっしゃるのはもう十分に承知をしておりますけれども、だからこそ、本当にこのような組織体制でいいのかなというふうに疑問に思っている次第です。

他市を見ますと、町田市にはごみ減量課に５人、東村山市には新システム推進室で21名、松戸市はごみを減らす課に７人の職員が配置されています。人口ですとか、組織的なものの違いというのがありますので、単純に人数だけの比較はできないと思いますけれども、どうも基本的な考え方がしっかりしないままにサービス課がリサイクル課になったというような、そういった印象がぬぐい切れないんです。それで職員の定数条例などもありまして、そんなにふやせないんだ、というふうにおっしゃるかもしれませんけれども、私このリサイクルについては、この１年、２年、本当に大事なときだと思うんですね。これが永遠にここの部署を大人数でやらなければいけないということではないというふうに考えておりますので、市民に働きかけをして、ある程度定着をしたら、また変えていっていいわけですから、もっと柔軟なといいますか、そのときに応じた組織のつくり方とか、人の配置というのを、もっと考えていくべきではないかというふうに感じております。この点につきまして、お答えをお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　それでは逐次お答えいたします。

まず１点目の、「ごみ減量市民会議」を例におとりいただきまして、モデル地区の設定につきましては、その地区の住民との対話が必要と、市民の意見も聞くように、というお話でございました。全く同感でございまして、先ほどお答えいたしましたように、地

域の集団回収の活動状況、あるいは物理的な条件などを考慮に入れながら、現在それらも含めて情報を収集しているという段階でございます。

それから、次に大きく２点目といたしまして、リサイクルに障害となっている要素、このようなものを含めた中で、まずその中の一つとして、ボックス収集の廃止というような御意見、御質問でございました。このボックスをやめるかどうかということでございますけれども、このボックス収集の、また今まで法改正の前でございますけれども、処理を中心にした状況の中では、やはり、収集の利点が多々あるわけでございます。効率性や利便性、衛生面、作業の安全性などでございまして、これらで昨年の６月までにごみの収集車の切りかえが終了したわけでございます。かなり長い期間かけましてここで全部現在の三点づりのクレーン・パッカー車に切りかわった、こういう状況でございますので、これらのダストボックスを廃止することにつきましては、今後利用者の市民の御理解も当然必要だろうと思いますけれども、現状３個設置しているような所につきましては、２個に減らすとか、そのような方式はとっていきたいというふうに思います。現行の方式の形態でしばらくは進めてまいりたい、このように考えております。

それから、次に不燃物の２回のうち、１回を資源回収にできないか、とこういう御質問をいただいております。不燃ごみの２回収集につきましては、平成３年度にいろいろ議会でも御議論いただきましたけれども、ボックス外にごみがあふれる、あるいは交通障害が起きる、衛生面、あるいはそのような面から、２回に踏み切ったものでございますが、貴重な御提案もございますが、今後、ただいま申し上げました瓶あるいは缶、それらの分別収集の徹底を呼びかけまして、その缶、瓶の分別収集を図っていく中で、資源回収を進めてまいりたい、こんなふうに考えております。

それから、次に建設省の用地でございます。先ほど助役からお話ございましたけれども、おっしゃるとおり、現在の地球環境の問題からまいりますごみの資源化、これが社会問題として大きく取り上げられている。このようなことは、一番先に前面に出しまして、当初、建設省京浜工事事務所と折衝してまいりました。そのことは既に文書でも必要性につきましての御理解をいただくためにも、やはりリサイクルという、ごみ減量リサイクル資源化、これらが一番前に出ているということでございますので、今後も引き続きそのことを前に出しながら、交渉をしてまいりたい、とこんなふうに思っております。

それから、施設の建て替え、立派さ、こういうものでリサイクル活動の障害になっているんではないかということでございますけれども、やはり施設につきましては、破砕、

不燃物等につきましては、そのものの中から、現在不燃ごみとして収集いたしましたうち、45％は可燃ごみが含まれている。つまり不燃の中に燃える部分が45％あります、こういうことでございます。そういうようなものは除去いたしまして、最終処分場へはやはりできるだけ地元の御迷惑にもならないような形にいたしまして処分をお願いするわけでございますので、この設備等につきましては、やはりそれなりの機能を持たせた破砕施設、これを導入せざるを得ない。また、一つには爆発物、こういうようなものも不燃ごみの中には混ざっているわけでございますので、それらの除去をする装置、あるいは補正予算でもお願いいたしましたけれども、爆破の予防の装置、このようなものも立派なものが整っておりませんと、やはり危険でございますので、そのようなもののことから、御提言でございます、立派さの度合いでございますけれども、その辺のところも十分兼ね合いの中で建設には着手、計画を立ててまいりたい、このように思っております。

それから、最後にリサイクル課、サービス課という問題でございます。従来、環境部には、リサイクル担当主管という形で特命を受けまして配置をしておりました。主管という形になりますと、スタッフの部分になるわけでございますので、私どもとしては、計画から実施に入る、今から何ができるのか、とにかく実行ということから、ラインの中へ入れた、とこういうことでございます。それで課名もリサイクル課、これは今度の条例改正も見込まれるわけで、法律改正もあるわけでございますので、そのようなことから、職員にも、あるいはまた市民の皆さんにも市としてのリサイクルに対する姿勢、このようなものを示していきたい、示した、このような形で御理解いただきたいと思います。で、中身といいましょうか、事業といたしましては、当然地元にもこれから説明にも――説明といいましょうか、折衝もしなければなりませんし、仮にガラス瓶の分別収集をするとすれば、ある次期には各市民の皆さんが、おうちの中でストックしていただかなければならないわけでございます。毎日毎日、いつでも瓶を収集するということではございません。月に２回、あるいは３回というように、日を決めてその場所に提示するものでございますので、ある程度のストックは、市民の皆さんにもお願いしていかなければならないわけです。そして決められた日に、決められた場所に出していただく、こういう形で分別収集は始まるわけでございますので、当然地元との密な連絡、説明、このようなものはしていくことになろうか、とこのように思っています。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　　ありがとうございます。

お答えをいただきまして、情報については全く同感で、集団回収の活動状況とか、いろんな条件を見ながら、情報収集をしているというふうにおっしゃったんですけれども、私は、情報を市民に提供してくださいと言ったんです。だから、市民が情報収集できるような情報の出し方をしない限り、うまくモデル地区も進んでいかないのではないかな、というふうに、それをお願いしたわけです。行政の方が施策を始めるために、情報収集をするというのはわかるんですけれども、市民に情報を早く出して、自分たちがやるんだということが市民にわかるような、そういったやり方をしてくださいというふうにお願いしたわけなんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

それから、ダストボックスについては、利用者である市民の理解が必要だということなんですけれども、市民の理解がないからやらないというふうに言ってますと、いつまでもやれないかな、というふうに思うんです。そこでやっぱり、行政が市民の理解をとっていくというところが必要だと思うんですけれども、それをどうとろうとしているのか、ということをお尋ねしたいんです。

今、３個設置している所を２個にしたいというふうなお話もあったんですけれども、今回の決算の中でもはっきりいたしましたように、オレンジボックスを少なくしたいから、週２回収集にするんだというふうにおっしゃって、予算が通ったわけですけれども、１個も減ってないんですね。それはなぜなんでしょうか。人が足りないからできないのか、ほかに問題があるのかわかりませんけれども、いつまでもこういう理由が通るというのは、ちょっと納得がいかないところです、私は。で、いつか、どこかでこのオレンジボックス、グリーンボックスをやめなければいけないんだったらば、今が一番いいときだというふうに思うんです。それはごみを減らさなければいけないっていう、そういった最終処分場の問題があるわけですね。最終処分場があと５年持ちました。それから先はまたごみがふえていきます。人口がふえていきますからごみがふえていきます、という御説明だったんですけれども、先ほど。この５年間はじゃあ、人口はふやさないんですか、ということを私はお尋ねしたいと思います。この５年間だって人口はふえます。そこから先もふえると思います。だから、何かごみ処理に対する基本的な考え方ができていないから、こういった計画になっていくのではないかな、というふうに感じてしまうんです。

それでダストボックスも、ダストボックスそのものが今度はごみになるんですね。石田のあそこは市有地なんでしょうか、ボックスがたくさん置いてありまして、あそこをストックヤードにしたら結構なものがたまるんじゃないかなと思いながら、私通るわけなんですけれども、そういった面からも、確かに11年前に提案して、市民が反対したというのは、いつまでも気持ちの中に残っているだろうというふうには感じるんですけれども、もう時代が変わりましたので、ぜひここで利用者である市民の理解が必要だと思うなら、その理解を市民にさせるような方式を市がとらなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

それから、週２回収集の件なんですけれども、これはできないことはないと思うんですね、ほかの市ができているんですから。理由はいろいろあると思うんです、できない理由というのは。やれない理由はいっぱいあるけれども、やらなきゃならない理由は一つなんですね。ごみを減らさなきゃならないんです。35％減らさなきゃいけないわけですから、本当に御努力いただいているのはわかりますけれども、基本的な考え方というか、発想を転換していただいて、何か抜本的な改革をするんだというところに立っていただかない限り、もうごみは減らないかなというふうに思っております。

調布は、確かにこれまで、ごみ収集の仕方が日野よりは悪かったというふうにも伺っておりますけれども、50％減らさなきゃいけないということですから、35％の日野よりはもっと緊迫感があるんだろうと思いますけれども、職員の方々がいろんな工夫をされまして、例えば、広報を臨時で出すとか、それからごみカレンダーを配る、さらには、駅前に職員が立って、今度ごみの収集の方法が変わります、ということでチラシをまいたということなんですね。そこまでやっているんです。ですから、そういうことをしない限り、本当に市民に浸透することはないだろうと思いますし、そういったときに、本当に今のサービス課がリサイクル課に変わったというような、そういった組織のつくり方で対応ができるのかなというのが、本当に私の疑問です。このあたりにつきまして、もう一度お願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　　お答えいたします。

まず１点目の、情報の提供の仕方ということでございます。先ほど私の方の説明は、モデル地区を決めるについての情報を収集しているというお話をいたしましたら、その前の段階の情報の提供をまずすべきである、というお話でございます。そのとおりというふうに感じておりますので、今後、ある地区に、このような形でというような情報提供も考えていきたい、とこのように思っています。

それから、２点目のダストボックスの廃止につきましてでございますけれども、これ

は先ほども私、お話しいたしましたが、御質問の方のおっしゃること、十分理解できます。今後十分に検討してまいりたい、とこのように思っています。

それから、組織についてでございます。組織につきましては、現在リサイクル課という形で進めておりますが、組織に係、あるいは課がどのような形で対応していくかということになりますと、その今のリサイクル行政そのものが、環境からくる問題、あるいは最終処分場を含んだごみ問題、ごみ減量からくる問題、いろいろ含んでおります。そういう中で、各市ともいろいろな形で工夫をこらしながら進めているわけでございますが、私どもの方でも、現在リサイクル課の課の名称変更とあわせまして、今後の定数、あるいは事業の具体化を進めていくべく主査制で進めました。今後の状況を見ながら、またさらにこの組織につきましては進めてまいりたい、とこのように思っています。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　それでは、これから生活課とリサイクル課の連動はどういうふうにやっていくのかというのだけ最後にちょっと教えていただきたいんですが、この辺が市民から見ますと、どういうふうに変わっていくのか、どういう役割分担をしていくのか、それによってどういうふうにリサイクルが進んでいくのかというところが、よく見えないものですから、今お考えというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろと現状について、御提言をいただいております。集約してお答えにしますならば、今回提案をしております廃棄物の処分とそれから再利用の促進に関する条例、6月の議会で今の清掃条例の改正をいたしますということを議会に報告をし、今回、多摩地域の全市の意見を網羅した共通の議案ではございますが、提案することができた。つまり時代の大きなごみに対する意識転換が行政側から打ち出しておる、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。

特に、今日野市の行政の範囲で、内部のごみ減量に対します、つまりリサイクルという事業を含めていろんな流れがございました。それを統一いたしまして、内部的な組織ではございますけれど、企画財政部にもかつてサービス課長を、企画担当の主幹にいたしました。それから生活環境課、生活文化部の生活課、これはリサイクルの市民運動の範囲を担当する。それから産業といいますか、市内の商店や、それから工場関係の行政を担当しております産業経済課にも、リサイクルの一番これまで集中的に取り組んでまいりました課長を配置いたしました。それから現場という、つまりクリーンセンターでありますが、クリーンセンターに従来のサービス課をリサイクル課にした。これらの内部的な組織の連携をつくる、そういうことを今進めつつございます。まだ緒につかない部分が多々あると思っておりますけれど、大きく取り組みを進めようという状況でございますので、そのようにまた御理解をお願いしておきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　今いろいろお話がありましたが、その生活課とリサイクル課の連動について、もっと具体的に話ししていただきたいんです。今の答えだとよくわかりません。

それから、いろんな方をさまざまな部署に配置をしてやっていくんだということですけれども、何か個人の資質に任せるということがもちろんあっていいんだと思うんですけれども、何かもっと組織的に解決しなきゃならないものを解決するために組織的に動いていくんだというのがないと、ちょっと無理じゃないかなというふうに思うんですけれども、生活課とリサイクル課の連動について、もう少しわかりやすく話していただけないでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　環境部クリーンセンターのリサイクル課は、これはリサイクル行政総括を担当いたします。それからそれを側面的に支援することになると思っておりますが、いろんな文化活動、それから今生活課という自治体を初めといたしまして、いろいろな諸団体の活動の御支援をする、とこういう役割でおりますので、そこにもまたリサイクル行政を推進する、そういう市民運動の部分を間接に御指導させていただく、こういう役割を持たせることにいたしております。それから産業経済は、これはまさに、またごみを出す一方の分野でございますので、それらの連動をさせるというふうに、だんだん組織をつくるということが進みつつございます。市長自身、あるいは環境部を特に督励をいたします前田助役が担当いたしまして、総合的な行政展開をするということになっておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　今のお話ですと、今ごみをとにかく解決しなくてはいけないんだというところには、何というんでしょうか、お互いに共有化ができているというような気がするんですけれども、そうなりますと、生活課、リサイクル課、産業経済課とプロジェクトチームをつくるとか、そういった形でとにかく進めていくことが必要だと

思うんですけれども、そういうのは今具体的にあるんでしょうか。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今申し上げたとおり、それをもう既に何回かの協議も持っておりますし、だんだんチームと申しましょうか、一つの行政の構造として位置づけていきたい、とこう考えております。

○副議長（高橋徳次君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　それでは、そういうふうに何回かやっているということですけれども、きちっとした位置づけとしてつくっていくことが必要だと思うんです。それと、どうも市民には、幾ら聞いてもちょっと理解できない部分がありますので、もう少しわかりやすい市民に対しての情報提供というのをしていくことが必要じゃないかな、というふうに考えております。何かこれですと、市民がリサイクルを始めたいと思ったときに、どこに連絡するのか、ちょっといまだもってよくわからないんですけれども、今の御説明ではちょっと、そんな感じがいたします。

時間もちょっとなくなってきましたので、今いろいろごみについて話をさせていただきましたけれども、調布はごみ減量50％、日野は35％ということで、この15％の差がどうしてこんなにも違いになってあらわれるのかなというような、そんな気もするわけですけれども、確かに、市長がこれまでずっと言ってこられましたように、日野市のごみの質がいいというのは、そうなんだろうな、というふうに私も理解するわけです。やっぱり先見の明があったというふうに、そうも言えるんだろうとも思うんです。谷戸沢に運び込んでいるごみの質は日野が一番いいよ、とよく市長がおっしゃっていましたけれども、そうだったんだろうな、というのも理解をしています。

しかし、時代が思わぬ早さで進んでいる。市長が考えていらっしゃる以上に、環境についてとか、ごみについて時代が進んでいるのではないかな、というふうに思っております。

先ほど冒頭のところで、ごみ箱から資源を取り戻したいというのは、ある市民の方の発言の中から使わせていただいたというふうに申し上げたわけですけれども、今本当にごみ問題を考えて、環境問題を考えている市民というのは、ごみ箱から資源を取り戻すのは、機械ではなくて、自分の手でやりたい。そうすべきだろうというふうに考えているわけです。それから先の自分たちではできない部分を行政がやってくださるのが一番いいんじゃないだろうか、というふうに思っているわけです。私はそのためには、ボックス回収をやめて、週2回不燃物収集の1回を資源回収にして、さらには再生品の利用

を市民に進めるということを市がやらなきゃいけないだろうというふうに思っております。これまでも2年間、ごみについてさまざまな提案をさせていただきましたけれども、「ごみ減量市民会議」も余り発展せずに、今お休みの状態なんでしょうか、そんな感じになっておりますし、それからごみ情報誌も、結局出さざれずじまいで終わってしまいましたけれども、もう少し市民に伝わるような、そういった活字での情報、それから職員の方が直接出ていって、そして話し合うということ。市民から情報を集めるというだけでなくて、市民に情報を出すということがこれからの社会の私たちの暮らしの仕組みの中で、必要になってくるということを、私は申し上げたいと思います。

それから、前は保谷の『ごみ情報』という新聞を見ていただきましたけれども、松戸のごみ減らしというそういった情報誌もあります。それぞれうまくいっている所は、やっぱりこういう情報誌を出しているんだと思いますけれども、これは「卵1個分の減量が松戸市を変える」というふうになっております。その中に、「私一人ぐらいはの心の隙間が赤信号」ということで、さまざま書いてあるんですけれども、「このままではやがてごみ収集そのものが困難になり、快適な市民生活にも支障が出ることが予想されています。これは他人ごとではなく、あなたの身近にやがて現実の問題として突きつけられる消費社会全体の大きなツケであると言っても過言ではありません」。それから飛ばしますけれども、「今こそ市民の、そして地球人としての責務のために、それぞれが自覚を持って臨まなければならないぎりぎりの瀬戸際に立たされています。地球は今、一刻も早い健康管理と早期予防をしなければなりません」ということで、本当に条例がなくてもやろうと思えばやれることはいっぱいあるわけですし、条例ができたから組織も変えられるとか、そういうことではないと思うんです。まずもって市民が何をやればいいか、だれでもが参加できるリサイクルのシステムというのを、とにかくつくり上げてほしいと思います。でも日ごろの努力には大変感謝を申し上げての上での……

○副議長（高橋徳次君）　これをもって16の1、ごみ箱から資源をとりもどし、市民とともにごみの減量をすすめよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時21分　休憩

午後1時28分　再開

○副議長（高橋徳次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問17の１、職員の人事異動について、一般質問17の２、栄町地区にコミニティーセンターの建設をの通告質問者、福島盛之助君より取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

一般質問18の１、交通安全対策に万全を期せの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（福島敏雄君）　それでは、交通安全対策に万全を期せということで質問をいたします。

12月の１日広報、今手元にあるわけですけれども、「東京都年末交通安全キャンペーン、12月11日から20日まで実施」ということで、きょうから20日まで、そういうキャンペーンが展開されるということであります。

ここに囲みの記事の中に、現状が書かれているわけですので、少し紹介をいたしますと、「10月末現在で既に9,289人の方が交通事故で亡くなられています」ということであります。ちょっと広報に注文つけたいんですけれど、これは私、ちょっと迷いまして、全国でなのか、東京都なのか、見出しが「東京都の交通キャンペーン」というふうになっていますので、けさ管理課長に聞きましたら、管理課長初めは、これは東京都だって言ったんですが、よく調べたら、全国だ、とこういうことであります。そのぐらい間違いやすい記事でありますので、よく気をつけて書いていただきたい、というふうに思います。

これは、9,289人の死亡というのは、昭和49年以降では最悪のケースだ、ということだそうであります。日野市内でもこれまでに４人のとうとい命が失われています。特に10月から11月にかけて交通死亡事故が続発しており、２人の方が亡くなられました。こういうことであります。それから別の項では、ことしの日野市内における交通事故の発生状況は、10月末現在で発生件数349件、死傷者数428人ということだそうで、これは前年同期と比べて50件並びに50人以上少なくなっている、とこういうことだそうであります。しかし、若者の死傷者や二輪車の死傷者はいずれも30％を上回っています。しかもこれまでに日野市内で亡くなられた交通事故者は、すべてバイク運転中の事故で、すべてが10代と20代の将来ある若者でした、とこういうことであります。

私は、11月16日の朝、南平六丁目に住む知人から電話をいただきました。つい先日、高校生がバイクで死亡した現場を見てくれ、対策を立ててほしい、ということで電話があったわけであります。場所はいわゆる霞堤という所でございまして、七生中の方から

堤防を走ってきた人が、堤防の切れるのを気づかずに直進して、近くに樹木があるんですけれど、その樹木にぶっついて堤防下まで転落ということのように私は思われました。樹木にはすごいえぐられた跡があるわけございまして、根元には花束がささげられておりました。亡くなった人は新聞の報道にもありましたけれども、八王子市在住の高校生ということであります。電話をいただいた知人と現場近くの住民の人から話を聞きましたが、私は現場を見まして、これでは「バイクに乗る人は気をつけてくださいよ」とこういうふうに広報で書いてあるんですけれども、これはやっぱり、それだけでは事故は減らないんではないかな、という感じがいたしましたので、ここで取り上げさせていただいている次第でございます。

現地を見まして、まず曲がり角にガードレールがあって、そこに夜光塗料でも塗ってあれば、まあ気がついたんではないかな、そこで終わりだというのを気がついたんじゃないかな、というのが一つあります。それから夜10時過ぎの事故らしいんですけれども、近くに街灯はなかったような感じが、夜暗いんです、という話です。明かりがあれば、幾ら飛ばしてても、前の方がなくなっちまうのはわかるような気がいたします。それから、三つ目にこれは、私も参った、とこういう感じになったわけですけれども、あそこの道路をつながるつながるというけれど、あれはつながっていればこんな事故はなかったんだと、堤防がですね。こういう話であります。いつつながるんだと。私は、知っていればそこで説明して帰ってきたんですけれど、わからないんで、一目散に逃げるような形で役所の方に直行した、とこういうわけであります。役所の方に来まして、まず交通の管理をしています管理課の方には、あそこの実情をぜひ調査して、立てられる対策は立てるべきではないかというお願いをいたしました。それは後はその道路はどうなるのかという予定を聞きましたところ、何か平成５年度、６年度で下水道の方で樋門をつくるんだ、とこういうことであります。早く順調にいけば６年度に、その上を土木の方で道路工事をします、ということでありますので、あそこのところは、平成７年ごろにはつながる、とこういうことのようであります。早速知人には電話をいたしまして、そういう状況で進んでいるということをお伝えいたしましたところ、大変議員も勉強になりましたね、とこういうお話をされました。

それはそれであれなんですけれども、ハインリッヒの法則というのを御存じの方が多いかと思います。これは、その後書物でちょっと調べたんですけれど、アメリカの保険会社の技師であったハインリッヒという人が、発生した5,000件の事故と災害を統計的に調べて得た一つの結論であるということでありまして、重傷１件に対して、その下に

軽い事故は29件あります。そしてその下には、災害にならないような事故が300件あります。要するにこのハインリッヒの法則というのは、１対29対300、こういう割合で災害は発生する。こういうのを体験的にまとめ上げたものでございまして、特に工場とかそういうところの安全対策では、このことが安全対策上の基本に置かれておりまして、事故が発生すれば原因を究明し、対策を立てる。それより一歩進んで、事故にはならないけれども、冷やっとするとか、はっとするという、今ありました冷やりはっと、これをなくそうじゃないかということで、工場などではやっております。

交通事故というものが、今言った１対29対300という比率で発生するものかどうかというのはわかりかねますけれども、私はやっぱり、理想から言えば、冷やりはっと、これをなくしていくということが、交通安全対策上、大変重要なことだと思います。ただ、冷やりはっとというのは、形にあらわれませんから、要するに警察でも市の管理課でも把握がしずらいものと思いますけれども、１対29、この29のところの原因究明、それから対策を立てるということが、私はぜひ必要だし、これはお願いをしたいということであります。

したがいまして、そういう趣旨で二、三点お聞きをいたします。

質問の１点目は、交通事故の多発場所、あるいは先ほど言いました、発生した場所の原因究明と対策というようなことは、どのように行われているかということであります。

まず、具体的には、取り組みの基本、どういう考え方でそういうことをやっているかという取り組みの基本ですね、それを教えていただきたい。それから、２点目は、具体的な場所についてお尋ねをし、それらがどういうふうな検討がされているかということをお聞きをしたいと思います。

１点目は、先ほど紹介しました南平六丁目の死亡事故現場の対策はどのように進められたかということであります。それから、私自身は栄町に住んでおりますので、身近なところで交通事故多発場所があるわけでありますし、また周辺住民、通行される方からもいろいろ指摘される所がありますので、それらについての市の把握と対応をお聞きをしたいと思います。

１点目は、栄町の二丁目１番地のところでありまして、旭シャトーという所がありまして、四ツ谷に入ってくる道ですけれども、あそこに信号があるわけでありますが、四ツ谷の方から来る信号が点滅になっております。四ツ谷の方から来る道というのは、わかりずらいかもしれませんけれども、立日橋を渡りまして裏道を日野本町を通ってまいりまして、ガード下をくぐりまして、それで細い道を出てあそこへ出て、八王子の小宮

方面へ向かうという車がかなり多いわけでありまして、あそこは点滅になっておりますから、一番先端まで出てくる、とこういうことになります。そこで待つということになるわけですけれども、中には、要するに小宮の方面から来て左折をしたい車、日野の駅の方から来て右折をしたい車、こういうのも出くわしまして、どっちも動きがとれない。おまえ下がれ、やれ下がれとかいう話がよくあるようですし、多少の接触事故もあるというようなことを聞いております。私自身は、あそこを点滅というのをやめて、ぴたっと赤なら赤でとまるようにして、後ろで下がって待っている、とりあえずやむを得ないから。そういうようなことをすれば少しはいいのかなと思いますし、あそこは歩く人が横断できないというのもありますから、横断歩道もきちっと引くとか、いろいろあるわけですけれども、それらについてはどのように認識をし、対応をされようとしているか。

それから、もっと奥に行きまして栄町五丁目という交差点があるわけですけれども、ここ13年の間に、私ども住んでおります栄町四丁目、五丁目のいわゆる東光寺自治会の若い人２人が亡くなっております。一番初めに亡くなった後は信号機が設置されたということがあって、多少対策はとられたわけですけれども、その後もう一回死亡事故が発生しております。さらには、あそこは複雑な交差点になっておりますので、八王子小宮の方から来る人が、信号が、前の信号によっては、迂回をしたりして非常にやりにくい状況になっております。これについてはどのような対策をとられようとしているか。このことは、私自身は日野市全体の取り組みを聞けばいいんですけれども、近いものですから、具体的な事例もあわせてお伺いしたいと思います。

それから、質問の大きな２点目は、やはり、これは道路管理者だけがやってできるものではないと思います。交通管理者、いわゆる日野警察の人との連携プレーをよくするということが、大変重要だと思います。したがって、事故が起きたときに、どういう話し合いがなされているか。さっきありました348件の事故については、日野警察の方とはどういうようなお話し合いをされているのか。もし、道路構造とかに原因があるとすれば、それらはやっぱり改善をするということが必要だと思いますので、これらについての現状の連携プレー、これについてお聞きをしたいと思います。

以上であります。

○副議長（高橋徳次君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　ただいま、事故の多発傾向に対するいろんな危惧及びその対応についてどうか、という御質問でございます。

まず、基本的な姿勢ということでありますけれども、どうしても交通対策というのが、

御指摘にありますように、後追い、後追い、後手になるという実態をどうしても否定し切れないのは、私ども最大の反省点として持っております。しかし、私どもも通常の道路パトロール、あるいは道路管理者として道路の実態の調査、そういったようなことを通して極力曲線誘導、あるいは危険防止対策のための標示板、あるいは標識の設置、それから各種の対応をしている、ミラーの設置であるとか、街路灯の設置であるとか、そういうようなものにつなげていっております。しかし、そういうような中でも、非常に特殊なカーブであったり、あるいは余りにも道路が広くて、スピードが出しやすいとか、それから狭隘な道路につながる接点であるとか、そういうような部分に問題が残ってきている、これが現在の実情であります。事故が発生をした後、まず道路構造に関連があるものについては、必ず道路管理者の方に通報がございまして、即対応しなきゃならないようなものについては、交通管理者の方からの助言、指導がございます。それに対して即対応できるものについては、即刻対応するというような実態であります。もちろん、定期的には、それぞれ交通管理者、道路管理者の役割分担がありますので、交通管理者側から道路管理者側に対して改善要望があるものについては、定期的に要望書という形で交通管理者から道路管理者に来て、いろいろ予算化を伴うものについては、それに対する対応をする。それから信号設置その他規制の問題であるとか、そういうようなものについては、一括して定期的に道路管理者としての市から日野警察交通管理者の方に要請を行って、調整を行っているというのが実態であります。

それから、具体的な事例ということで、河川敷の今南平六丁目の事故でありますけれども、これは以前から交通の流れという点で、非常に従来指摘の多かった所で、改善のニーズというのは高い所であるわけです。ここには旧来から、一つの河川の流量調整という機能から霞堤が設けられて、構造的に相当難しい場所であったということがございます。これは以前には、無理やり反対側の方から、今度事故とは反対側の方からジャンプして亡くなった、これは暴走行為ですけれども、そういうような事故もあった場所であります。ここでようやく河川管理者との協議が前に進みまして、一定の改善策が講じられるということが出てまいりました。そうすることによって、構造的にこの道路の機能は数段高まって、安全が確保できるという状況になってまいります。

当面の策としての対応は、この街路灯の設置によって、今議員さんの御指摘の２番目の、明かりをつけたということで、多少とも安全対策上、当面の措置を、緊急措置を行ったということです。ただ、このカーブについては、あくまでも構造上の欠陥があったということにはならないわけで、たそがれどきにしても、いずれにしても、その見通しが

立たない場合には、安全運転義務がそれぞれの運転者にかかっておりますが、その部分はぜひ協力といいますか、みずからの意識というのは、不可欠であろうかと思います。

それから、２点目の、今都営住宅の建て替えなんかで、工事車両なんかも出入りしている栄町二丁目の今御指摘の交差点でありますけれども、これも私ども、現状把握しておりまして、特に甲州街道側から入りますと、鋭角に曲がるということ、その道路が非常に狭いということで、十分な交差ができない、そういうような状況の中で、道路構造上の改善が図れないかということで、関係地主さんとの協議も行って計画化を図ろうと思っていましたけれども、まだこの交渉はまとまっておりません。したがって、道路の抜本的な隅切りであるとか、そういうような意味での改善は当面難しいかと思います。

それから、信号機の点滅その他の管理は、交通管理者の方でありますので、これは今までも、この信号機の改良等についての要請を行っていますけれども、今年度また年末に行う、すべてまとめた要望書の中に反映されることになっております。要望という形にこれはなろうかと思います。

それから、栄町五丁目の都市計画道路と現都道との絡む非常に複雑な交差点につきましては、これも以前から御指摘のお話がありまして、特に２本の道路が複雑に交差するという形になって、それを一種の信号無視の形で都合のいい信号を利用して、それぞれ勝手にスピードを上げて通り抜けて、時間節約をしようという、そういうようなドライバーが非常にあり、そのために、それぞれの道路からの出会い頭の事故が危惧されるということで、交通管理者の方ともこれについては協議していたわけですけれども、都市計画道路の方を一時停止にするわけにはいかないという一つの判断が、規制上の判断がございます。そこで、私ども道路管理者としてできる範囲は、いわゆる視線誘導、目に見えた形で誘導をすること、それからカーブミラーを設置して、これに出会い頭の事故を防ぐ措置、そんなようなことを対応して、現在に至っております。

それから、大きな２番目の、道路管理者と交通管理者の連携という、これはどのようにしているのかということで、先ほどもちょっと構造的な、あるいは機能的な面にかかわるものについてはどうか、ということでございます。道路管理者は道路の機能、それから維持、それから財産的には管理だとか、そういうようなのが道路法で定められ、交通管理者は道交法を中心に、いろんな形で警察権を行使するという立場になっております。しかし、道路法にも道路交通法にも、それぞれ交通管理者、道路管理者の権限に属する、あるいは競合するといいますか、供する部分がございまして、そういう意味での調整が望ましいわけで、現実にそういう意味での立場からやっております。先ほど道路

の安全、いわゆる道路の危険防止、それから交通の安全とか円滑、交通に起因する障害防止だとか、そういうような目的で信号機設置だとか、道路標識だとか、そういういわゆる規制に属するものについては、一応役割として交通管理者、公安委員会及びその委任を受けた警察署長が行うことになっておりますし、一方で道路法に基づいて道路機能、道路の構造、そういったようなものに対する中心、役割が道路管理者でありますけれども、道路の機能とか、あるいは交通の支障に差しさわりがある範囲で通行禁止制限だとかいうのを道路管理者自身も行うことができることになっておりますけれども、これはあくまでも道路の構造に起因するものに限られております。両者の権限と義務を相まった形で、より効果的な結果を出さなきゃならない。そういう意味で、定期的な協議も行っております。事故防止のために、どういうことができるか、予算を伴うものについても、いろんな双方の意見交換を密にしながらやっているというのが実態でございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

私はやっぱり、このかぎを握るのは、今建設部長が言われましたけれども、それぞれ情報交換をやる。何が問題かということをお互いが知り合うということだと思うんですね。定期的な協議を行っているということなんですけれど、どういう人たちが出て、年に何回ぐらいやられているのか。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　これは、交通安全管理課の職員と具体的には日野警察の交通課の職員と常時ほとんどやっおります。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　わかりました。

私も、管理課の若い職員が警察に行って、一生懸命警察の担当の係長、主任さんと話をしているというのは認識をしております。私は、もう一段定期協議のレベルを上げるべきだ、というふうに感じております。やはり予算編成とか、あるいはお金をつけなきゃいけないとかそういうことになるとすれば、もう一段上げた、要するに建設部長が出席をする定期協議の場というのがあってしかるべきだ、と私はそういうふうに感じているんですけれど、建設部長の見解はいかがですか。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　異論はございません。

○副議長（高橋徳次君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　聞き方も悪かったかもしれませんけれども、私は、ぜひそういうレベルで、日常それぞれの担当者が交流をするというのは、会ってこれはよくやっています。いま一段のレベルで、予算編成時期に合わせたような形で、本当に警察側がどういうところを市に改善してほしいのかというようなレベルを、そういう話を少なくも部課長レベルで、私は助役、市長でもいいと思うんですけれど、そういう人が警察の幹部の皆さんと話し合いをして、悪いところを直していくということが、私はこの質問を取り上げた一つの趣旨というか、お願いしたいところなんです。ですから、今異論はないというお話ですので、ぜひ少なくも予算編成前には、警察の方で感じている改善要望についてはきちっと、書面を受け取るだけではなくて、協議をするということをぜひやっていただきたい。そのことが一歩でも何というんですか、市民の安全を守ることにつながるんではないか。１対29対300、このハインリッヒの法則と言われているこのことで、300は大変無理があるかもしれない。29、形にあらわれたこの29、日野市の段階ですと、10月までに349件ということだそうですから、これについて、何が原因なのか、ということをきちっと市の方の道路管理者も知らなきゃいけないし、知って道路の方に多少でも改善すべきところがあれば、これは取り上げていくということが必要だと思います。

私は、南平六丁目の死亡事故に対して、電話で呼ばれましたから、見に行きました。明かりをつけていただいたということであります。明かりが前からついていればどうなったかわからないという感じもいたします。あそこにもう少し蛍光塗料でも塗って、ここは危ないですよという何か矢印でも、私ならやるなという感じしますけれど、明かりだけじゃなくて、もっとやるべきだと思うんです。そういうことをぜひやっていただきたい。そのことをお願いして、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって18の１、交通安全対策に万全を期せの質問を終わります。

一般質問18の２、公園の樹木の手入れは定期的にの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○10番（福島敏雄君）　質問は、この表題のとおりでありますので、どうですかと聞けばいいんですけれど、あんまりあれですから、多少、情勢分析というほどのことはないんですけれど、お話をさせていただきたいと思います。

私ももう、常々思っていたんですけれど、公園とか、あるいは街路樹の樹木というの

をどう手入れすべきかということについては、一言で言うと、人間が床屋に行くとか、美容院さんに行くと同じように考えるべきだ、ということが私の持論であります。

こんなことを言ってどうかと思いますけれど、私はちょうど30年ぐらい前に２年間、ドイツに滞在をしておりましたけれど、ドイツ、イギリス、フランス、スイス、オランダ、デンマーク、オーストリアなどの公園を見る機会もありました。２年前にも海外視察で再度見る機会を与えていただきました。ヨーロッパの公園と日野の公園ということになると、相当違うことは明らかでありますが、スケールの違いはしようがないといたしまして、私は一つはやっぱり、違うのは、気候的な風土も違う。要するに日本が高温多湿という、こういうモンスーン地域というのかな、よくわかりませんけれど、こういうところに所在をしておりますので、雑草が生えるというのと、木が伸びる、こういうのがヨーロッパと比べて大分違う。ヨーロッパの公園を見てみますと、芝生が青い、雑草はない。ライン川の水の流れてない所を見ても、牧草みたいな、要するにあれがさあっといって大変きれい。私、毎朝、多摩川の縁を歩いてると、ススキがいっぱい。これもいい風情なんですけれど、多少そういうことで、日本の公園というのは手がかかるものだなあ、という感じがいたします。

そういうことでありますので、特に日野市の公園の中を見ましても、10メートル以上の道路でセパレートされている公園はいいといたしましても、４メートルの道路とか、５メートルの道路でセパレートされているという公園では、近くの人、遠くの人はいいなあというふうに思うかもしれませんけれど、近くの人は、日が当たらなかったり、落ち葉が落ちたり、というようなことで、多少困っている人がいるんじゃないかな、という感じがいつもしていたわけであります。それで、旭が丘中央公園、何年か前でありますけれども、その当時の公園緑政課長は、「日野市は緑と清流を守ろうというのが基本理念だから、公園の木も切らない方針です。切るについては、市民の了解を得たいんで、近くの人の署名をとってほしい」とこういうようなことで、署名をとってから、あの旭が丘中央公園の木を切ったりなんかしてやり直したことがある。

そのときもつくづく、そんな緑を守るというのは、ただ置いておけばいいというのではない、という感じがしていたわけですけれど、最近９月の中旬に、多摩平第７公園の近くで痴漢が発生するということで、何とかしてほしい、とこういう話がありまして、建設部長と議会開会中でありましたけれど、７時に待ち合わせをいたしまして、暗くなきゃわからないということで、見ました。そうしたら早速、第７公園の木が少し道路に出過ぎているとか、あるいは明かりが暗いとか、あるいは街灯が少ないとかいうところ

で、建設部長じきじき指図をしていただいたんですよ。大変いい環境になりました。このことは大変これでいいんですけれど、先ほどの交通事故との絡みもあるんですけれど、議員が何か問題提起したり、請願が出たりすれば、そこだけやろうかというのが、言葉は悪いかもしれないけれど、そういう行政が、大変失礼かもしれませんけれど、そういうふうに受け取れますので、私やっぱり、そうじゃなくて、いろんな人が不便しているんじゃないかとか、一つ問題を指摘されれば、同じようなことは、市の中のあちこちにあるんじゃないか。あっちはどうだろうか、というようなことまで考えて行政を展開してほしい、というふうに常々思っております。

そういうことで、質問の１点目は、公園の樹木の管理については、どういう決め方でやられているのか、お伺いしたいと思います。それから、質問の中でも言っておりますが、定期的に手入れが必要だというふうに感じておりますけれども、御見解をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　緑が大切であって、そのために市としても相当資金も投下して緑地を取得しているという実態であります。しかし、まだまだ不足しているという現実であるわけです。取得すればするほど、特に日野市のように、市街化された区域に接している緑地及び公園の管理というのは、単に今御指摘のように、緑そのものの存在だけで事が済むということではありません。交通安全上も支障があるような緑もまた一方ではありますし、先ほどの御指摘のような日照権に支障がある、あるいはその他の逆にマイナス要素というのは多々あるという、発生するということも危惧される部分は確かにございます。第７公園のお話が出ましたけれども、やはり我々は、通常の管理のほかに、一定の緊急的な対応、あるいは安全のために至急急がなきゃならない対応というのは、各職員にも指示をしておりまして、対処しているわけで、もちろんこれだけで用が済む問題ではございません。手を加えなければ本当は一番よろしいわけですけれども、そうすることによって、100年単位の一つのサイクルで緑とかそういったものは自然林に生まれ変わる、そういうような自然が一番望ましいわけですけれども、市街化の中の管理というのは、やはり手を加えた、いわゆる二次林というようなものが中心になってくるわけです。その方が鳥も生息し虫も生息するという、そういうようなメリットもあります。緑地だとかそういうようなものの管理の方針といいますか、一応緑地であれば、すべての緑地の管理が万全にできる状態では正直に言って今ありませんので、今言われ

たことと共通しますけれども、狭隘な道路に接して、あるいは住宅に接しているような緑地については、重点的に下草刈りその他の管理を行っております。それから、非常に支障のあるような高木については、それぞれ計画的にはやっております。

ただ、確かに一面で、苦情を受けてこの処理をやるという側面はどうしてもあります。この質問に対応するということで、いろいろ内部でも検討したんですけれども、ある程度苦情の多い箇所というのは、毎年データ的にございますので、今後はある程度それを、苦情が来る前に対処するような管理を努力していこうじゃないかということで申し合わせたところです。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

今建設部長が最後に言われた、データ的にどういう場所の苦情が多いかというのを把握して、苦情のある前に手を打ちたい、という御答弁でございまして、私はぜひ、ここのところだけ聞けば、もうこれで私はすぐおりてもいいんですね。ぜひそういうことで行政を展開していただきたい。いつも請願がなければやらない、苦情がなければやらない。こういう行政から一歩前進するには、その担当している職員が一番実情を知っているわけですから、何が問題なのかというのをまず知る。これは大して労力はかからないわけです。そうしたら、何をすべきなのかというのはすぐ出てくる。そのことを期待をするわけでございます。行政全般で、請願があったらそこの担当者は恥だと思うような行政をぜひ展開してほしいことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって18の２、公園の樹木の手入れは定期的にの質問を終わります。

一般質問19の１、勤労者・高齢者を対象とした住宅政策についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　勤労者・高齢者を対象とした住宅政策について質問をいたします。

御承知のように日野市では９月から、民間マンションを借り上げて、市民に安い家賃で貸し出す「借り上げ市営住宅制度」をスタートさせました。マスコミでも広く報道され、注目されてきたことは周知のとおりであります。18戸、鉄筋３階建て、３ＤＫタイプで55平方メートルという面積でありました。結果は296人の申込者が殺到し、その要

求の切実さが反映をされておりました。日野市が勤労者のまちとして、また高齢化社会の進行に伴って、住宅問題がますます重要な課題になっていることは今さら申し上げるまでもありません。

日野市は御承知のように、切実な市民の要求を背景に、1986年から89年にかけて９棟264戸の市営住宅の団地の造成を行ってきております。日野市の住宅事情を『とうけい日野』に記載されている住居の種類で見てみますと、公団、公社、都営、市営など、いわゆる公共住宅が7,902戸、全体の14.6％を占めております。民間の借家と間借りが１万6,356戸、全体の30.2％を占めております。市内の中小企業も含めた事業所約4,500、そこに働く勤労者は約５万2,500人と言われております。

私の質問は、一つは、「勤労者福祉の体系について」森田市長から諮問を受け、勤労者協議会が本年３月「勤労者福祉事業について」答申をしておりますけれども、その一部である土地と住宅によるまちづくりに関連して質問いたします。２点目は、高齢者住宅計画策定検討委員会で検討が進められ、高齢者住宅対策、住環境整備についてまとめられたものが出ておりますけれども、これに沿って質問をいたしたいと思います。そのほか、来年度の市営住宅の建設、建て替え計画等の計画や、あるいは今後の借り上げ市営住宅制度の取り組みなどについて質問をしたいと思います。

まず１点目の、勤労者協議会の答申の中にある第５節、土地と住宅によるまちづくり、その中に「住宅対策と公共用地確保」という項があります。内容を見ますと、一つは、分譲あるいは、賃貸住宅等を、公共的に、低価格で確保できる条件を創り出す努力が要請される。２として、住宅取得が不可能な勤労者に対しては、国及び地方自治体が、公共住宅の大量供給を行うなど積極的に取り組むよう具体化を求める。３点として、人間らしい暮らしができるよう、まちづくり基本計画の時点から地域住民の参加を求めた計画をつくり、この計画を実施するための公共用地確保を行うべきである。４点目、生活に値する住宅を建設するために、低利融資制度の確立が求められる。

もう一つの項、「高齢者社会に向けた、市営住宅の新たな役割」。ここでは、３点まとめられております。多重世代同居の傾向を受けて、市営住宅を、家族の状況に応じて、１ＤＫ、２ＤＫ、３ＤＫとローテーション可能なシステムにすることを検討する。２点として、市が思い切って資金を投入し、住居の面から、市内に若年階層を定着させていく施策を行う。３点として、緊急の施策として、高齢者のための低家賃住宅を、一層拡大する。

以上、勤労者協議会の答申の中にある住宅対策と公共用地確保の項、そして市営住宅

の新たな役割という中で、７点にまとめられております。この答申に示された努力目標、検討課題がその後どのように取り組まれてきたのか、あるいは今後どのように具体化されようとしているのか、この点をまず伺いたいと思います。

それから、２点目の「地域高齢者住宅計画策定検討委員会」による「地域高齢者住宅計画について」ここにまとめられている計画目標について、以下伺いたいと思います。

計画の目指す将来像の設定を受け、重点課題を解決していくための計画の基本目標を以下のように設定する。この項では４点にまとめられております。高齢者にとって住み易い、施設やサービスが充実した公的住宅供給を行う。２点として、高齢者の日常生活を考慮した、安全で快適に生活できる民間住宅のあり方を探る。３点、屋外での高齢者の生活が安全で快適であり、利便性の豊かな環境整備の充実を図る。４点、全ての高齢者に平等できめ細かな福祉サービスを供給し、生活やその他の情報サービスを適切に享受できる環境を整備する。以上、この項では４点。

さらに、「基本目標を実現するための方策の検討」「公的住宅供給に於ける目標とそのための施策体系」として、ここの項でも４点にまとめられております。老朽化した公的住宅について、高齢者用住宅を含めた建て替えを推進する。２点、収入基準にあった高齢者住宅を配置するため、公団、公社、公営住宅の他に「地域特別賃貸住宅」を新設し、均一な住宅供給に努める。３点、公的住宅への入居希望を実現するため、高齢者住宅を適切に供給する。４点、国や都の事業を活用し、高齢者住宅において、生活相談及びサービスを行う人員を配置をする。

さらに３番目の項では、「民間住宅における（誘導）目標とそのための施策体系」ここでは３点まとめられております。１点は、高齢者住宅の多くを占める持ち家について、高齢者居住のため、住宅改善などの補助の他住宅サービスなどの生活援助対策を行う。２点、高齢者対応住宅として、標準的な誘導指針を示し、民間活力による住宅造りの手だてとする。３点、民間の既存の賃貸住宅について、高齢者住宅として公的援助による借り上げを行い、安心して居住できる環境を確保する。また、公的資金による建設により、地方公共団体が借り上げるシステム（公団）を活用する。以上、この項では３点まとめられております。

さらに、次の項では、「環境整備に関する目標とそのための施策体系」として、４点まとめられております。高齢者に配慮した施設のネットワーク化に協力する。２点、それぞれの立場や環境を考慮したまちづくりを推進する為に必要な施設整備を行う。３点、一般の生活に不可欠な歩道の整備や公園や緑地の整備の他、単調な歩道に接した、ベンチや休息場の設置や道路横断や施設利用のための起伏の無い接近方法の整備など具体的な環境整備を行う。公的住宅団地や民間のまとまった住宅地開発などで、高齢者の住み易い住環境を整備するよう、推進する。

最後の項ですが、「福祉サービス、情報サービスに関する目標とそのための施策体系」ここでは２点まとめられております。高齢者在宅サービスセンターを通して、「食事サービス」「入浴サービス」「相談」「趣味」「生きがい」「健康増進」などのサービスを提供する。２点として、高齢者在宅サービスセンターと、他の福祉施設等との連携により、福祉サービス・情報サービスの充実を図る。

以上が、地域高齢者住宅計画策定検討委員会がまとめた計画目標であります。これについて、その後どのような検討がされ、あるいは今後どのように取り組まれようとしているのか、伺いたいと思います。

大きな３点目は、来年度以降の市営住宅の建て替えないしは建設計画、この時点でわかる範囲で結構ですから、伺っておきたいと思います。

大きな４点目は、今後の借り上げ市営住宅制度の計画、とりわけ来年度はどのような予定になっているか伺っておきたいと思います。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本　享一君）　ただいまの御質問の最初の部分でちょっと、生活環境部の方からお答えをしたいと思います。

「日野市勤労者福祉事業の体系化について」の答申を、この平成４年の３月にいただきまして、これを早速製本をいたしまして、この７月に印刷ができ上がりました。この印刷につきましては、平成２年の５月に日野市長から、第４期日野市勤労者協議会に対しまして、諮問をお願い、「勤労者の福祉の体系化について」というテーマで諮問をいたしたものでございます。内容は今御説明がありましたとおり、日野市が市民のために施策を進める上で、市民の福祉のあり方を求めるもので、内容は多岐にわたっているものであります。この件につきましては、生活課が生活文化部で担当していますが、この印刷物を庁内全課に配布を７月、いたしたところでございます。今後のこの行政の施策につきまして、それぞれ担当の総務部、福祉部を初め、参考にしていただくように配布をいたしたところでございます。生活文化部での問題といたしましては、この中で、勤労者互助会の法人化とかを検討した後に、住宅の面で、今住宅の面では、修繕料だけに100万円までの融資というのがありますが、それ以外にも拡大して、住宅の建設につい

ての融資のあっせん制度等について今後検討をしていく必要があるのではないか、というふうに考えているところでございます。

以上は他部によって説明をしていただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　私の方から、市営住宅を中心に、また借り上げを中心にした中で、ちょっと内容的に御答弁させていただきたいと思います。

市営住宅の建設につきましては、新規の事業は、用地の確保が大変難しいという現状の中にあるわけでございます。そこで、とりあえず建て替え事業について御説明申し上げます。来年度以降の建て替え計画でございますけれども、基本計画に基づきまして、高幡団地を平成５年から６年にかけて、現在18戸を58戸に増戸して、そこには高齢福祉型として、高齢者、身障者向け住宅として30戸、それから一般世帯用として28戸、それにＬＳＡを設置して、併設した建て替えをする予定になっているのが現状でございます。それから平成６年、７年度にかけましては、下田団地を建て替えていきたいと計画しております。現在15戸でございますけれど、これを27戸にする予定でございます。それから平成９年から14年にかけまして、東光寺団地を、現在48戸ございますけれど、ブロック別に79戸建て替えを行います。これも福祉型及び一般住宅向けに実施計画を作成してまいりたいと思っております。

それから、借り上げ賃貸住宅制度につきましてですけれども、今議員さんおっしゃいましたように、平成４年度は柏荘18戸を借り上げ、11月１日から入居いたしました。その中で、競争倍率も16．何倍という倍率てございました。市としては、来年以降も計画にのっとって進めてまいりたい。今土地所有者の協力等得まして、当面計画としましては、平成５年度に30戸、それから平成６年度、それから平成７年度に50戸を目標に借り上げを推進してまいりたいと思っておりますけれども、これは国、都の国庫補助の対象事業でございますので、国と、また都とも連携をとって、この事業を進めていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　日野市の高齢者の住宅整備計画でございますが、これにつきましては、昭和63年に、いわゆる高齢化社会に向けての居住の確保ということで、現在の住宅政策の中では、その進捗が余り図りにくい状況にあるというようなことから、建設省並びに厚生省で連携いたしまして、シルバーハウジング・プロジェクトというような計画が策定されたわけでございます。それに基づきまして、日野市でも平成２年に高齢者の住宅整備計画を策定いたしました。この一番計画の重要な部分と申しますのは、いわゆる都営住宅、住宅都市整備公団、市営住宅、これらの建設あるいは建て替えのときに、市として将来に向けての計画がない場合に、なかなか高齢者の住宅を確保するということは非常に難しいということになりますので、市としてもそういうような計画を持つことによって、もし都営住宅、住宅都市整備公団が、建設あるいは建て替えがあるときは、日野市の持っている計画を尊重してもらって、その中で供給を図っていくというような重要な意味合いがあるわけでございます。そういうような経過の中で、この整備計画をつくり、現在栄町、あるいは落川の都営住宅の建設、あるいは将来見込まれます住宅都市整備公団の多摩平団地等の建て替え、こういうものにこの計画等を整合させていくというようなものでございます。

また、この住宅計画の一連の計画として、地域の在宅サービスセンター、こういうものも位置づけているわけでございます。この計画によりまして早速栄町の都営住宅の新築、この中には日野市の目標として設定しております供給戸数、このうちの24戸、都営住宅の中に高齢者向け住宅として建設することができました。またその下には、やはり計画の中で設定しておりますサービスセンター、これについても建設ができました。それから、平成５年からですか、建設に入ります落川の市営住宅につきましては、29戸の高齢者向け住宅が設定されるという運びになっております。

それから、もう一つは、これは東京都の政策でございましたシルバーピア住宅、これにつきましては、高齢者の住宅供給確保ということから、東京都の独自の政策として進められてきたわけでございます。これについては、ある程度のケアつきということで、ライフサポートアドバイザーということで、いわゆる緊急時の対応、あるいは生活相談等若干そういうようなかかわりを持つ管理人を設定する、そういうような老人向けの集合住宅、こういう政策でございますが、これについては平成２年に２棟32戸ですか、民間で建てていただきまして、棟ごと借り上げる。これについては、東京都の方としても、３％の低利融資をする。また市としては、５％を超える部分については利子補給をするというような政策の中で、実現できたわけでございます。一昨年、その辺の制度がまた大きい改正ございまして、すべて国の方のシルバーハウジング・プロジェクトの方に変更になりまして、その方では国の方で家賃の２分の１助成する、あるいは２％の低利で融資をする。あるいは共用部分、廊下だとか階段だとか、あるいは緑地、駐車場、これらの建設費についても、国の方では３分の１を補助する。また本人も３分の１、東京都、

日野市でそれぞれ６分の１ずつ補助するというような制度に変わってまいりました。そんなことで、今現在、２棟35戸建設中でございます。来年の３月には入居可能となろうかと思いますけれども、そういうようなことで、東京都のシルバーピアから、今度逆に国の方のシルバーハウジング・プロジェクトというようなことで変更しております。いずれもこれらの建設については、すべてこの高齢者住宅整備計画の中での一環でございます。今後ともこの制度によりまして、また計画に基づいて整備を進めていきたいというふうに考えております。この計画を策定したことによって、ある程度東京都あるいは住宅都市整備公団が、建設あるいは建て替えするときの足かけになるというような性格を持つ計画でございます。

それから、そのほか、環境整備につきましては、現在ございます福祉の環境整備要綱、これらに基づきまして、これからの福祉のまちづくり等は平成５年度策定の地域の福祉推進計画の中にもはっきり位置づけて進めていきたいというふうに考えております。

それから、福祉サービス、情報サービスに関する目標でございます。これらについても、今申し上げました高齢者住宅と、あるいは在宅センターをネットワークとした連携によりまして、ますますサービスの増進と情報のサービスに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問いたします。

一番目の、勤労者協議会の答申に関連した質問について、先ほどお答えがありました。７月に印刷をし、庁内各課に配布をしたということで、全体的に横の連絡をとりながら取り組まなければならない課題でもあるわけですが、取り組みとしてはこれからだなというふうに思うんですが、具体的にはどういう手順でこれが具体化されようとしているのか、この辺がちょっと見えないわけですけれども、その点はどうでしょうか。もう一度お答えいただければと思います。

それから、高齢者住宅で、今お答えをいただきました。具体的な取り組みの計画も二、三あるようですけれども、再質問いたします。

一つは、老朽化した公共住宅、これの建て替えの時期に来ている団地が幾つかあります。既に計画にのっている団地もあるように伺っているわけですけれども、この公共住宅の建て替え、その時期に高齢者向けの住宅を確保するという点で、この検討委員会でまとめた答申の中でも、その点かなりウエートを置いた期待が持たれているわけですが、

今わかる範囲で、どういう計画になっているか、当面は都営団地だろうと思いますけれども、その点わかる範囲で伺っておきたいと思います。

それから、いろいろあるわけですが、もう１点再質問で伺っておきますが、「公的住宅団地や民間のまとまった住宅地開発などで、高齢者の住み易い住環境を整備するように推進する」とこうあります。既に今造成されつつある都営団地などもありますけれども、この辺が実際には、この答申にある「高齢者の住み易い住環境を整備するように」都営住宅であれば、都と市との協議の中で具体的にそういう計画を盛り込ませるということになろうかと思いますが、既に着工されている都営団地について、この辺は実際には、こういう計画への組み入れが、答申がおくれたということもありますが、間に合わなかったということになるのか、ある程度こうした課題も都との協議の中で、実際には組み込ませることができたのかどうか、この点もちょっと伺っておきたいと思います。

以上再質問いたします。

○副議長（高橋徳次君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　老朽化した公的住宅団地等の建て替えでございます。この計画でございますけれども、例えば、多摩平団地、あるいは豊田駅前、これら含めまして約2,852戸ございます。33年から37年にかけまして建設された団地でございますが、これらについての建て替え予定のことにつきましては、現在未定でございます。都営では日野都営95戸、建設年次35年でございますが、これは平成７年以降ということでございます。それから新町、大坂上、これらも一応７年以降の計画ということで、この計画におきましては、平成２年から平成12年まで、2000年までの10カ年の計画でございます。そういうような中で入ってくるんではないか、というふうに考えております。現在明確になっておりますのは、大坂上都営住宅ということでございます。そのほか、南平の都営、市営住宅では下田、東光寺、第２東光寺、高幡の第２、それぞれいずれは建て替えの予定があるところでございますが、その建て替えについては、まだ未定でございます。

それから、高齢者住宅を併設した都営住宅でございますが、住みやすい住宅環境整備ということで、都との調整はどうなのかという御質問でございますが、その辺十分調整がなされないままに建設が進んでいるというのが現状でございます。

○副議長（高橋徳次君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本　享一君）　この答申のことを具体化するにはどのように対処するかというような件でございますが、先ほども申しましたように、この７月にそれぞれ各担当の部課に送付をしたところでございます。今後、それぞれの部がこの提言を受け

た中で、できるもの、即できるものとかを振り分けてその事業化を進めるとか、そういうようなことを決めて、それぞれが実施計画なり、基本計画に入れてやるもの、即やるもの、というふうに振り分けを行われるというふうに私の方では思って、これを参考資料として送付してございます。また、今後私どもの方としては数年たった後にこういうものがどのように実現化されたかというようなことをチェックするとか、またこういう会議ですね、相談するとかというようなことは、以後では図っていきたいというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君）　総務部長

○総務部長（小林　修君）　先ほど市営住宅の高幡団地を初め、下田、第１東光寺、第２東光寺の建て替え――古い、これはもう30年代ですから――の建て替え計画を申し上げました。一番古い建物でございます城址ケ丘の市営については西平山の区画整理事業を待って、その中でこの城址ケ丘を建て替えていきたい、計画をしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今までのやりとりを通じて、市長から一言答弁いただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　福祉という用語で、その児童福祉、あるいは老人福祉、それぞれ六法の制定はあるわけでありますけれど、特に勤労者という条件をつけた福祉というのは、言葉としては成り立ちますが、まだ法規等には見当たらないところであります。そこで日野市では、勤労者協議会という勤労者のまちにふさわしい視点からの行政のことをかねがね思い立っておりまして、勤労者福祉協議会という勤労者の代表の方と学識経験の方をお願いをいたしまして、時々諮問を行って、その答申をいただいておる。これがまた行政の一つの施策の展開の根拠になっている、というような状況でございます。

それで、今日の時世で、かねて申しておりますとおり、土地が異常に高騰したことと、それから居住費が、所得に対してかなり無理のある状況があります。このまま日野市の将来を推移してまいりますと、何か活力に欠けたといいましょうか、人口構造に一番生産年齢の層が減るんではないか、というそういう見通しができるわけであります。それに対応いたしまして、積極的に住宅政策を行って、そしてまちが常に人口構造におきまして正常なピラミッド型をする状態で維持されるということ、それから、それに基づいてまち全体が活力の満ちた、また生産性の高い、こういう状況も一方に維持していかなければならない、こういう発想が、この「勤労者福祉施策の体系化」という答申の中に指摘をいただいております。

御質問の住宅関連につきましては、かねて申しておりますとおり、日野市は賃貸住宅の多い公団住宅、あるいは都営住宅、市営住宅、段階があるわけでございまして、市営住宅のみではなかなか住宅政策は行いがたい。したがって、都営住宅に対しましても、あるいは都市整備公団の住宅に対しましても、ある程度は増戸は積極的に認める。つまり戸数をふやすということであります。それからそれに伴って、いろいろな低家賃政策を施していって、そして勤労者が要するに日野市民として一定の階層と言っては失礼かもしれませんが、中心になっていただく。それによっての住宅政策による人口政策ということになるかもしれませんが、そういうことを考えるべきではないか、というのが、特に近ごろ申し上げておる住宅政策であります。幸いといいましょうか、時期をともにいたしまして、国では宅地の供給をふやすという意味から、あるいは土地の価格を鎮静させるという意味から、生産緑地法が制定をされて、つまりこれまでの農家であった土地をお持ちの方々が、やはり住宅に取りついていかれる方向が当然始まってまいりますので、その際には、代用市営住宅という意味合いの市の住宅行政のある程度実施できる、そういう取り組みにも協力をしていただこう、こういうことを進めております。まだ都営住宅等につきまして、伴います福祉住宅の完成というところまでは参っておりませんが、一応のひな形ができておりますので、それをこれからの各団地の改築等の場合に適応いたしまして、福祉住宅、あるいは勤労者住宅、こういうものの配置を適正に進めていきたい、こういう内容でございます。

答弁として不十分な面もあるわけでございますが、目指すところはそういうことだということで、御理解をお願いしていただきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

今後の積極的な取り組みを要望して、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって19の１、勤労者・高齢者を対象とした住宅政策についての質問を終わります。

一般質問19の２、市制施行30周年記念行事についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　質問に入る前に、一字訂正をしたいと思います。市制施行の「制」が政治の「政」になっていますが、これは制度の「制」の誤りでありますので、訂正をさせていただきます。

質問に入ります。

日野市は、御存じのように29年前、11月３日に市制が施行されました。全国で559番目の市制でありました。当日は９時から、日野市議会が初議会が開会をされました。そして市制施行についての報告が、市長、議長からなされ、その後市内一週のパレードが行われ、さまざまな事業、行事が展開されたわけであります。当時を振り返って、大変私も、もう30年もたつかとつくづく思うわけでありますけれども（「市長はだれでしたか」と呼ぶ者あり）、市長は、古谷太郎さんでございました。そして来年、30周年を迎えるわけでありますけれども、20周年の記念行事、記念事業を振り返ってみますと、当時の広報などを見ますと、スポーツ大会、市民文化祭、ＮＨＫとの共催事業、これはラジオ体操かなんかだったでしょうか。それから産業祭り、そして記念ワッペンと記念文鎮の配布がされました。『日野市のあゆみ』という写真集もこのときに発刊をされております。20周年にふさわしいあれこれの行事がされたと思います。

そこで一つ伺いたいのは、具体的な計画についてはこれからだろうと思いますけれども、来年度の予算編成との関係で、30周年の記念行事、記念事業としてどういうことが企画されようとしているのか、１点伺いたいと思います。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　平成５年度は、今質問者の方からお話しありますように、30周年でございます。市としても、庁内での既にプロジェクトチームを発足させ、あるいはちょうど現在予算編成の時期でございます。市制30周年記念事業の予算も要求が各部課からあるわけでございます。あわせまして、職員のアイデア募集という中で、８件の記念行事が出ております。よって、部課合わせての事業は現在30事業があるわけでございます。よって、現行の中では、この30事業の中でどういう導入の仕方、または新年度予算との予算の財政上の問題等を整合性を持たせながら、これから来年１月にかけて事業の決定をしていく方針でございます。まだ具体的にこういう方向でというところまで至ってないのが現状でございますが、精力的に庁内のプロジェクトチームの協議、あるいは財政面での協議に並行して促進していきたい、というふうに思っております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　そこで、１点要望しておきたいわけですが、30年という節目は大変重要な意味を持つと思います。10年より20年、20年より30年ということで、内容もより充実したものを期待したいわけであります。特に私も、こうすべきだというはっきりしたものはありませんけれども、例えば、平和の問題や福祉の問題、ごみの問題、さらには、地球環境の問題などでシンポジウムをやれとか、そういう企画ができないだろうか。ぜひ、それは企画の中に含めていただきたいと思っております。この点について、市長から一言答弁をいただければ幸いです。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市制20周年というのは、大分もう前になりましたが、今市民の方によく普及をさせていただいております市民憲章、日野市歌、それから市民の鳥、このような市民の意識を統合する、こういった事業を行ったことを記憶しております。30周年になって何が一番ふさわしいかということになりますと、なかなか思い立ち――ハードな事業ならば、これは場所があって金があれば、ということになるわけでありますけれど、精神的なものは、どのようなことをしたらいいだろうかというのがあります。今、企画財政部長から、一応庁内で集約をしている事業の、まだ予算化まではいっておりませんから、どういう選定、あるいは決定になるかわかりませんが、今御提案のありました今日的課題と申しましょうか、平和の問題は依然として重要であることは当然でもございますし、それから福祉、環境、それらのことにつきまして、一層いいテーマを探したい、というふうに考えております。

かつて、子供議会をやったら、という御意見もいただいておりますので、ぜひそれを行事の中に実行させてみたい、こういうこともございます。いろいろとまた御提案をいただきながら、30周年にふさわしい地方自治のまちの喜びの、あるいはお祝いの行事をするということで取り組んでいく課題である、というふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

これで終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって19の２、市制施行30周年記念行事についての質問を終わります。

一般質問19の３、“人間尊重”を基本とした革新日野市政20年を振り返っての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　“人間尊重”を基本とした革新日野市政20年を振り返ってと題して一般質問を行います。

３月議会で、革新森田市政の第５期の20年目を迎えるに当たって、福祉や教育、まちづくりや環境整備等々、これまでに実現されてきた市民本位の民主的な行政の数々について、改めて列挙し確認してまいりました。さらに“15年にわたる革新日野市政の成果について”一般質問を行った際には、その特徴点として、第一に、民主的な行政を押し進める原動力として、精力的な市民運動、エネルギーが結集されたこと、２点目に、自民党など野党からの激しい攻撃・妨害が繰り返されてきたこと、第３に、自民党町政、市政の怠慢によって、当然処理されていなければならなかったあれこれの諸問題が、未解決のまま引き継がれてきたこと、４点目は、深刻な地方財政危機や臨調ニセ「行革」路線による福祉・教育の切り捨てなど、自民党政治によるマイナス影響が極めて大きかったこと、そして５点として、森田市長自身、一貫した清潔、公正、民主の立場、憲法を市政に生かす基本的な立場が貫かれてきたこと、以上５点を明らかにして、その特徴点を示した経過がございます。

森田市長は、御承知のようにことしの３月定例市議会での所信表明で「私は市長就任以来、一貫して“人間尊重”を基本において“憲法を市政に生かし、市民の命と暮らしを守る”“緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくること”を本市行政の基本姿勢として“緑と文化の市民都市”建設に専心努力してまいりました」と市民本位の民主的な行政を進めてきた基本姿勢を改めて強調されております。

日本共産党市議団は、革新日野市政の与党の議員団として、森田市長を先頭に５期20年にわたって発展させてまいりました日野市政をさらに第６期へと継承させていくために、革新統一の力の結集に全力を尽くしたいと考えております。

今、金権腐敗の自民党政治に対する国民の怒りが、日本国中津々浦々に沸騰しております。

昨日、10日現在で、全国3,306地方議会のうち、既に1,886議会が「佐川、暴力団疑惑の徹底解明を求める意見書」を採択をし、政府に突きつけております。

また、新潟県知事選挙の結果に見られますように、金権腐敗の自民党となれ合う野党に対しても、かつてない国民の批判が沸き上がっているのが今日の情勢であります。

来年４月の市長選挙の最大の特徴点は、自民党政治の行き詰まり、この自民党となれ合う諸党の危機の中で、日野市政の進路が鋭く問われる、そういうことであります。

20年間日野市政を担当されてきた森田市長の基本姿勢は、清潔、公正、民主の立場を

揺るぎなく貫いてきたことであります。

金権腐敗、腐れ切った自民党とそれとつながる勢力に市政を託すのか、それとも、20年の永きにわたって、清潔、公正、民主の行政を貫いてきた革新・民主勢力に市政を託すのか。今日の情勢から見て、その答えは明らかではないかと私は確信をいたしております。

私は、当初の質問の予定を変更いたしました。以上申し上げて、森田市長、20年間を改めて振り返って、市政を担当してきた当事者として一言感想を伺い、そしてまた、あすの日野市に向けての抱負なども、もし一言あれば伺っておきたいと思います。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。

○市長（森田喜美男君）　戦後、昭和47年の年でございますけれど、偶然に外地からの引き揚げから、当時の日野町民にさせていただきました。それから今日のような役割をいただこうということは全く期しておりませんでしたが、たまたま日野市の大きく発展をする動向の時期に取り合わせまして、図らずも革新統一の市長になれということで御推挙いただき、今日に及んでおります。

いろんな面から市民皆さんの御指導をいただき、また議会からも多くの御鞭撻をいただくことができまして、辛うじて日野市政にふさわしい今日の行政をつくり得たのではないか、というふうに感じております。

あと任期を全ういたしまして、今までの路線を正しく継承していただけるようなそういう体制ができれば、極めて幸いだというふうに考えております。

感想といたしましては、以上のとおり申し上げておきたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　これで終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって19の３、“人間尊重”を基本とした革新日野市政20年を振り返っての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時13分　休憩

午後４時５分　再開

○副議長（高橋徳次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）市川議員。

○27番（市川資信君）　一般質問のさなかでございますが、議事進行で一言意見を述べさせていただきます。

先ほど一般質問を行いました米沢照男議員の発言の中に、３番目の「日野市政20年を振り返って」という中で、「腐り切った自民党」という不穏当な発言がありました。これは恐らく、ただいま国会で行われております佐川急便の一連の疑惑事件に関する発言であろうかと思いますが、御存じのようにこの件につきましては、全国の自治体、全国の議会で多くのこの問題に対する意見書が送付されていることは、新聞紙上で御存じのようでございます。なお、日野市議会においても、御存じのように自由民主党の９人の議員団は、清廉潔白なまじめな議員がそろっておりまして、今の発言には容認しがたい、許しがたい発言でありますので、ぜひ、ただいまの発言を訂正、取り消しを求めるよう、議長に取り計らいをお願いするものでございます。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　ただいまの議事進行の件については、速記録のでき上がりを見て、議長において、後日、適切に措置したいと思います。

それでは、一般質問に入ります。一般質問20の１、日本一の学校図書館をめざしての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（一ノ瀬　隆君）　「日本一の学校図書館をめざして」と題しまして質問をさせていただきます。

私はことしの６月定例会で、「日本一の学校給食をめざして」と題した質問をいたしました。ここで得られた答弁を土台に、９月初めに行われた社会党の全国会議で、「日野市の学校給食」を紹介しました。大きな反響があって、その後も電話や手紙での問い合わせが数多くありました。新潟県小千谷市の議員からの、「感激して聞いた。お前の学校給食に関する質問のすべての会議録を送れ」といったものもありました。

私ども社会党の中で、日野市の学校給食が注目されるようになったきっかけは、昨年11月の社会党三多摩議員団の日野市への視察でした。三沢中の食堂での給食の試食を行いましたが、このとき、三沢中の学校図書館を視察しました。そして、日野市の学校図書館も、学校給食と並んで高く評価され、日野市を見てしまったので、今後三多摩議員団の視察を受け入れる市はなくなった、とまで言われたのでした。

「日本一の学校給食をめざして」に続いて、「日本一の学校図書館をめざして」と題した質問をさせていただくゆえんであります。引き続き９月定例会で行うつもりでしたが、身内に不幸があって棄権したため、改めて今回させていただきます。

昨年５月、厚生委員会で北海道の旭川市を視察しましたが、５月30日の朝、ホテルの部屋に配られた読売新聞に、長沢三郎日野市教育長の書いた記事が載っていました。

「論点」という場所に掲載されたもので、「司書教諭枠を新設し、図書館活用を進めよ」というタイトルでした。「学校図書館法で、学校図書館には司書教諭を置くべきなのだが置いてない。教育条件整備のため、専門的司書教諭を常駐させるときが来た」という主張でした。

長沢教育長が主張する司書教諭枠がいまだできないので、日野市独自に司書教諭にかわるものとして専門的に経験者を常駐させたのが、日野市の学校図書館だと思います。

本を読むよりテレビを見てしまう子供が多い。長沢教育長が言われているように、活字から漫画やアニメへと関心が移り、図書離れの傾向を起こしている子供たちにとって、読書習慣を身につけたり、良書と出会うことは、人格形成上からも極めて大きな影響のあることを知る必要があります。

日野市の学校図書館も、２年前までは他市と同じように、ふだんはかぎがかけられていて、児童・生徒が自由に出入りすることができなかったようです。それが学校図書館法による司書教諭にかわるものとして臨時職員が雇われ、その内容は瞬く間に変わっていったようです。

私は最近、ある市内中学校図書館の様子を見させていただきました。私ども社会党は昨年年末、200項目にわたる予算要求を市長に提出し、その中で多くのものが実現しました。実現できたものの一つに、学校図書館嘱託員の日野市非常勤嘱託員取扱要綱に基づく職員としての雇用があります。

この一歩進んだ嘱託職員によって、大幅に学校図書館の機能が前進することができました。昔と違って、図書の出版事情はよくなってはいるが、この本を児童・生徒に読ませるには、手段として人がどうしても必要であり、児童・生徒を導く必要があるようです。この中学ではかつて、図書館で仕事をしたことがあり、司書教諭の資格を持つ人が受け持っていました。

まずかぎのかかっていることが多かった図書館でしたが、この人が来てから、貸し出し数が増加しました。配属された1990年（平成２年度）に貸し出し総冊数を1,907冊にし、翌1991年（平成３年度）には2,825冊と５割近くふやしています。今年度の１学期

と昨年度の１学期を比較すると、さらに７割も貸し出し総冊数をふやしています。

それには嘱託職員の地道な努力が見られます。まず「読書のすすめ」を満載し、その都度特集を組んで、１冊１冊を解説、読みたくなるような文章を載せた『図書の案内』を毎週発行しています。また『読書案内』というパンフレットを夏号、冬号と年２回発行しています。これは校長先生を初め先生、生徒から、おすすめの図書紹介の原稿を集めて印刷製本したもので、生徒みんなに配布されています。

このほか、日本一の学校図書館をめざす主役である嘱託職員の仕事としては、古くなった図書、汚れている図書の廃棄・修理、分類の訂正、寄贈図書の整理、教員から依頼を受けた図書・資料の用意、場合によっては、市立図書館から団体貸し出しを受ける、基本カードの整理、蔵書点検などがあります。

以上が、私が垣間見た一学校図書館の状況であります。日本一の学校図書館を目指すに値する内容であったと評価し得るものでした。このほかの27の小中学校の学校図書館の状況はどうなのでしょうか。ここで質問いたします。

質問１．日野市の学校図書館の現状はどうでしょうか。

質問２．学校図書館の全国の状況はどうなっているのでしょうか。

質問３．学校図書館の充実に向けて今後どう考えますか。ぜひとも日本一の学校図書館を目指しての取り組みをお願いしたいところです。

以上ですので、御回答よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、逐次お答え申し上げたいと思います。

最初に、日野市の学校図書館の現状ということにつきまして、学校図書館は子供たちが読書習慣を身につけたり、良書と出会うといいましょうか、良書と出会うなど、子供たちの豊かな心をはぐくむとともに、子供たち一人ひとりの人格形成上極めて大きな影響を与える場であります。

学校教育の基準であります学校指導要領には、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ること」と示されております。このことは、学校が子供たちの読書活動を促進することや、子供たちが学校図書館の資料や、情報を活用いたしまして、自主的な学習活動を進めることができるようにするなど、学校図書館の機能を充実するよう求められていることにほかなりません。

日野市立小中学校の学校図書館は、今もお話しありましたように、平成２年度より学校図書館事務嘱託員が配置されまして、図書館が常に開かれるようになりました。この

学校図書館事務嘱託員が配置されてから、図書の整理が行き届き、また図書館を利用する児童・生徒や図書の貸し出し数が大幅にふえました。また、購入された図書の紹介や、資料の整理がなされまして、子供たちが調べたり、読書に熱中したりする、そういう姿も大変多く見られます。学校図書館の活用度は、大きく向上したものと言えるものと思っております次第でございます。

次に、全国の状況ということにつきまして、特に司書教諭の配置に関しまして申し上げますれば、学校図書館法第５条に、「学校には、学校図書館の専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置かなければならない」とあります。公立の小中学校に司書教諭を配置しているのは、岡山県、それに高知県のこの２県のみと聞いております。東京都におきましては、本市はもとより、他の区市町村の公立小中学校に司書教諭は、配置されているところは現在のところございません。

しかし、本市では、平成２年度より開始されました学校図書館事務嘱託員に関する事業は、先ほど申し上げましたとおり、大きな成果を上げておりまして、学校図書館が子供たちに活用され、子供たちの身近なものとなっておるわけでございます。

文部省はこの秋に、全国の公立小中高等学校を対象に、学校図書館の実態調査を行いまして、来年度には調査研究会議を発足する予定と聞いております。日野市教育委員会といたしましては、専門の司書教諭の配置について改善を求め、図書館活用を推進したいと考えております次第でございます。

次に、図書館の充実に向けて今後どう考えるかという点でございますが、学校図書館が児童・生徒向けの図書の単なる保管場所だけではなく、子供たちが読書習慣を身につけたり、良書と出会う場として、もっと子供たちに利用され、活用される身近な施設として機能するように努めたいと考えております。

また、このたび改訂されました学習指導要領には、各学校が教育計画を作成し、実施する上で、学校図書館を教育に必要な各種の情報を精選して収集し、児童・生徒や教職員が活用することができるよう、配慮することが求められています。今後、児童・生徒が読書習慣を身につけたい、良書と出会うことはもとより、その情報を活用する能力を高めることができる場としての学校図書館となるよう、その環境整備に努めたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　ありがとうございました。

さらに発言を続けます。今定例会の一般質問の発言順１番で１番議員の沢田議員が言及していました「日本一と言われた図書館行政」、この日野市立図書館の実績と自信を大いに活用して、日本一の学校図書館実現に向かっていただきたいと考えます。

新聞に載った教育長の主張のように、ただいまの学校教育部長の答弁のように、学校図書館法第５条第１項で配置が義務づけられている司書教諭を置くことが最も望ましいことだと思います。それが実現できるまでは日野市独自の制度で押し進め、優れた学校図書館をつくってほしいと思います。この場合でも、嘱託でなく、正職員が望ましいものだと思います。

８日の沢田議員の質問に答えられた砂川助役の言われるような専門職としての人的サービスの必要は、この学校図書館でこそ強調されるものだと考えます。しかし、諸般の事情でやむなく嘱託職員にゆだねているのでしょう。28校の小中学校の図書館に配置されている人には、司書の資格を持たない人もいるようですが、教育条件整備のために奮闘しているようであります。人的サービス強化のために、この人たちが、勉強して司書の資格をとることがいい、市内程久保にある明星大学の通信教育を受けることでそれが可能であり、市の教育委員会としてもそれを奨励するぐらいの気持ちになってほしいと考えたところです。

聞くところによると、現在の嘱託職員は、来年職場異動、２年後はやめてもらうんだということであります。嘱託なるがゆえに難しい面があるのは承知していますが、児童・生徒に読書を指導し、図書を提供し、大きな効果を上げ奮闘している姿を目の当たりに見て、ようやく軌道に乗りかけた矢先であるし、何らかの形で引き続いての活動をしてもらうことができるよう、望むものです。

どの生徒がどんな本を読むか、この生徒にはこういった読書指導がいいとよくわかっているが、学校をかわったばかりではそれができない。学校図書館の発展のために、利用する生徒のために、ここで頑張っていきたいと強く望んでいるのです。

以上の発言に対しては、答弁は求めません。

ここで日本一の学校図書館を目指すことに関しての長沢教育長の御意見、できれば決意をお願いしたいと思います。

○副議長（高橋徳次君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

現在、文部省の方におきましても、第６次の教職員定数改善計画というものが検討されておりまして、今後向こう６年間、児童・生徒数の減に伴いまして、教職員の実数が

約６万人ほど減少する。その減少する状況の中の３万5,000を教育内容の充実という方向に振り向けたい、とこういう計画を現在立てて、大蔵当局と予算折衝が続けられている、とこんな過程なんです。その中で、いわゆる野球のチームティーチング方式とか、今各教育委員会に調査依頼が来ております学校図書館の実態調査、これが文部当局によって、全国悉皆調査の形で進められている。現在の学校図書館の機能がどういうところに一番問題点があるのかという中で、司書教諭の配置というものを、文部当局自体も、この学校図書館法との絡みの中で、大変大きく重視してきている。そういう過程の中での調査である、とそのように受けとめております。

いずれにいたしましても、学校図書館そのものに司書教諭、きちっとした先生が配置されるということ、このことは、私、保健室に養護教諭という先生がいてくれる。あの養護教諭の存在というのが、単にけがや病気だけでなくて、現在の児童・生徒のカウンセリングの面でも、非常に効果を上げている。いわゆる図書館におけるところの司書教諭の存在、これも担任の先生という場合の評価を、子供たちが評価の対象として、子供たちの方から意識される、先生と違って。本当に図書室の中とか、保健室の中で話し合いのできる存在が必要である、とこういうことを常日ごろ主張しておりますし、ぜひ、この学校５日制の問題等とも絡みながら、今後司書教諭が各小中学校に配置される方向での取り組み、これについては教育長会等を通しながら、できるだけの努力を続けていきたい、とこう考えております。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　市長に関連した発言がありましたら、一言お願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の誇り高い施策の一つとして、図書館や学校図書室が評価されるということは極めて自治体としてもうれしいことでありますので、より一層支援をしながら、施策の向上に支援をしていきたい、こう考えております。

○副議長（高橋徳次君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　日本一の学校図書館を目指しての関係者の努力をお願いし、奮闘を期待して、この質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これをもって20の１、日本一の学校図書館をめざしての質問を終わります。

一般質問20の２、難病福祉手当を大幅に増額せよの通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を

許します。

○18番（一ノ瀬　隆君）　続きまして、「難病福祉手当を大幅に増額せよ」と題した質問をいたします。

私が質問で難病を主体的に取り上げたのは、1974年６月と、同じ年の12月定例会であります。それから18年間たったということであります。この定例会に議案第106号としてその改正が提案されています心身障害者福祉手当支給条例の中で、障害者として扱われている特殊疾病に罹患している者、すなわち難病患者に支給される手当、すなわち難病福祉手当についての質問であります。

1975年４月から発足した日野市の難病福祉手当は、スタート時は月額3,000円でした。２年後、1977年5,000円に引き上げ、三多摩一となったのでした。1981年以降、毎年ないしは２年目、３年目に500円ずつ増額してきました。現在9,500円で、三多摩では三鷹市、武蔵野市の１万1,000円に次いでのものです。

このほど私たち社会党三多摩議員団に、東京難病団体連絡協議会からの要請がありました。難病福祉手当が三多摩各市は都内23区に比べて低額過ぎる。三多摩一斉に大幅に増額してほしい、というものでありました。この要請に沿ってこの質問を取り上げた次第であります。

日野市の難病福祉手当は、三多摩各市の中では上位にあることは間違いありませんが、これをさらに大幅に増額して、三多摩トップの座を取り戻し、23区と肩を並べ、三多摩全体を引き上げるための先鞭をつけてほしいと思うところです。

難病団体連絡協議会からいただいた資料によりますと、23区内では、月額１万5,000円の杉並区、１万4,500円の中野区を初め、１万3,500円以上がほとんどであります。これ以下は４区のみであります。これに比べて三多摩各市は低い水準です。武蔵野市、三鷹市が１万1,000円ですが、稲城市、秋川市がことしになってやっと支給を始めたというもので、5,000円以下が27市中14市というものであります。

私はことしも、先月の22日、23日の連休に日視協、日野市視力障害者協会の皆さんの一泊旅行に見習いのガイドヘルパーとして参加しました。奥浜名湖の県立国民宿舎に泊まった旅行でしたが、底抜けに明るい視覚障害者の皆さんとともに過ごした楽しい２日間でした。

しかし、難病患者の団体では、こんなぐあいにはならないんじゃないか。病人ですから、患者ですから痛みがあります。苦しみがあると思います。障害の種類にもいろいろあり、その程度もさまざまですので、一概には言えませんが、押しなべて障害者よりも

難病患者は、さらに厳しい日常であると思います。もちろん障害者の生活は厳しいが、難病患者はそれにも増す厳しさです。難病福祉手当の大幅な増額を期待するものであります。

日野市では、いわゆる難病手当が心身障害者福祉手当に包括されていますが、本質的には違うものなので、これは別にした方がいいのではないかと考えます。難病手当を強調するためにもその方がいいと思います。名称が変われば条例も別になる。この種の条例が何本あったっていいと思います。ばらまき福祉では決してない。現に三多摩27市を見た場合、日野市と同じように心身障害者福祉手当の中に入れているのは、府中市、町田市、小平市の３市だけであります。その他の23市は、特定疾病患者福祉手当、難病手当、難病者福祉手当、特定疾患手当、難病福祉手当、特定疾病者福祉手当、特殊疾病患者福祉手当、特殊疾病者等福祉手当、難病者手当、難病患者福祉手当、難病疾患者援護金、特殊疾病患者見舞金の12種類の名称がつけられ、２市を除いたすべてが条例によって定められています。

都内23区を見ると、おおむねこの手当を早く発足させた所が心身障害者福祉手当に包括され、若干おくれて発足した所、あるいは手当の高額な所が「特殊疾病」「難病」の言葉を入れた福祉手当条例になっています。

身体障害者よりもさらに厳しい苦痛を伴う難病患者への手当を増額するとともに、手当の名称そのものも正確を期すべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

以上２点の質問を繰り返します。

質問１．難病福祉手当を大幅に増額し、23区並みにし、三多摩トップの座を取り戻し、三多摩の低レベルの解消に先鞭をつける考えはないか。

質問２．難病患者の厳しい状況を強調し、障害者とは異なるものであることを明らかにするため、手当の名称を前進させる考えはないか。

以上ですので、よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

難病福祉手当の大幅増額と名称の変更等の質問でございます。現在の日野市の心身障害者福祉手当支給条例の中では、国の制度の障害者手当、東京都の制度によるところの障害者手当、また市独自の障害者手当に分類されまして、特殊疾病に罹患した者の難病については、市の独自の障害者手当の中に含まれているのが現状でございます。

難病の病種といたしましては、国の指定あるいは東京都の指定を合わせまして、現在、

今回条例で改正をお願いしているものを入れまして51病種に上がっております。このうち市内の対象者は、大体40病種というふうになっておりまして、543名の方がこの適用を受けているところでございます。

有効的な治療方法が見出せない。このため、非常に肉体的、精神的負担は大きく、大変お気の毒な状況にございます。該当する病種といたしましては、慢性肝炎、肝硬変、パーキンソン、ネフローゼ症候群、こういうもので約全体の45％を占めております。手当の額といたしましては、月額9,500円でございます。大体２年ごとにその額の見直しを図っているのが現状でございます。手当の水準といたしましては、ただいま議員さんの方から御説明がありましたとおり、武蔵野、三鷹に続いて３番目と、一定のレベルにあるのでないかというふうに考えておりましたが、御指摘のありましたとおり、区のレベルといたしますと、かなりのこれでも差がございます。大幅な値上げにつきましては、日野市の他の障害者の手当とのバランス等もございますが、できるだけ前向きに検討していきたい、というふうに考えております。

また、現在障害者手当の中に包含されております難病を、特に単独で難病というふうに名称を考えることもあわせて検討していきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　森田市長とともに福祉先進国を視察され、ますます福祉に造詣の深さを増した坂口福祉部長の答弁をいただきましたので、市長のコメントは不要といたします。前向きな検討をお願いして、２番目の質問を終わります。

○副議長（高橋徳次君）　これもって20の２、難病福祉手当を大幅に増額せよの質問を終わります。

一般質問20の３、日野台五丁目地域の都市整備を考えよの通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

○18番（一ノ瀬　隆君）　日野台五丁目地域の都市整備を考えていただきたいと思い、質問いたします。

日野台には３人の立派な議員がお住まいでいらっしゃいますのに僭越ではありますが、この地域に一番近いこと、20年間勤務先への往復に利用させていただいた地域であることなどで御容赦いただきたいと思います。

このほど日野台五丁目に、住民の長い間の悲願だった都市ガスが敷設され、既に30件はプロパンガスから都市ガスに切りかえられ、生活しているということです。まだ国道

20号線の歩道部分が終わっていませんが、来年早々には完成するということです。この都市ガス敷設が実現するまでには多くの方々の努力があったと思います。企画課、管理課、土木課、下水道課などの市当局、議員各位、特に公明党の田原議員の努力に敬意を表するものです。

この地域の都市ガス敷設の運動は、何度か試みられたが、その都度挫折しました。ここに都市ガスを敷設したいという悲願は、この地域最大の要望となっていました。こんな強い要望をもとに、改めて関係者に集まってもらうことができ、東京ガスからの説明を受けたのは、1979年（昭和54年）６月23日のことでした。不思議なことに会場の日野台地区センターは有料でありました。東京ガスが便宜を図ってくれたこともあって、都市ガス実現に向けて事が順調に運び、今度こそ実現だという寸前までになりました。

ところが、日野台五丁目の中心道路である松山２号線に地主がいて、ガスの敷設を阻止されたのでした。数々の努力のあげく、今回もまただめと知ってがっかりしたのは、１年余りたった1980年９月24日でした。さらに１年たって「公道にしてください」という請願を出し、これが採択され、市は事実上公道であるとして、市道「松山２号線」を改めて認定しました。これに対して横浜在住の地主が、不満であるとして市を相手に訴訟を起こしてきました。一審は市が勝ちましたが、控訴されたので、早期解決のため、市は和解に踏み切ったのでした。和解金3,400万円の議決は、日野市議会の良識を示すものでありました。これで晴れて松山２号線を使って懸案の都市ガスを引くことができるようになったのです。ところが、以前と東京ガスの方針が変わって、プロパンガス業者の営業を考えて、新しい住宅地以外は都市ガスはひかないのだというのでした。

この間、私は1986年12月に、「松山２号線への住民の不安を解消せよ」という一般質問を行い、ここで「都市ガスをひくために市も努力する」という市長答弁をいただきました。その後、「都市ガスを敷設するために市でも努力していただきたい」という請願が出され、一昨年、1990年６月議会で採択されました。これを受けた企画課の努力もあって、説明会が持たれ、都市ガス敷設がようやく軌道に乗り、今日に至ったのでした。ガス管埋設を下水道管埋設の工事と前後させ、最終の舗装を共用させてもらったので、それだけ費用を低く抑えることができたのでした。

都市ガスが敷設され、松山２号線が大改造され、見違えるようになりました。下水道管とともに都市ガスが敷設され、都市機能の一つが備わって、住民の喜びは大きいと思います。

これを機に、この地域日野台五丁目を見ますと、何と公園は一つもありません。地区

広場もありません。地区センターもありません。小学校も遠く1.7キロも離れているといったぐあいです。まさに日野市の地域の発展に取り残されている地域だといっても過言ではありません。日野台の中で四丁目は、50年前、半世紀も前に整備された地域であり、藤林議員、奥住議員お住まいの二丁目の中心も同じ時期に整備されていると思います。一丁目と五丁目が未整備地域だと思いますが、一丁目ではモリタ興産の跡地を市が買い取って、広場ができたと聞きます。日野台五丁目は、住宅がぎっしり詰まっているわけではなく、駐車場となっている広い面積の所も多くあり、土地の買収は比較的容易に見えます。何も高層住宅を建てる気配がなくても、土地の買収は可能なはずです。時を同じくして3人の議員が同じ目的で質問することがなくても、広場実現は可能なはずです。買収によって、公園や地区広場の建設はやる気になればできるはずです。

日野台五丁目の住民は、会合の場合には、四丁目の日野台地区センターまで行くのです。600メートル近く離れ、四丁目と五丁目を交流させる東西の道路が乏しく、日野台地区センターには非常に行きにくくなっています。日野台五丁目に地区センターが欲しいところです。日野台五丁目には、私道があちこちに張りめぐらされています。国道20号線から、また松山2号線から深く私道が入り込んでいます。国道からの私道と松山2号線からの私道がぶつかり合って一直線に結合されれば、あるいは通り抜けることができれば、非常に便利になるのです。

このようなことを地元住民に任せていては、ほとんど不可能なので、市の施策としてこれを取り上げて努力してもらえれば、日野台五丁目の都市整備が大きく前進すると思います。

次に、小学校区の問題について触れたいと思います。日野台五丁目の住民が昔から不満に思っているものの一つに、小学校区の問題があります。日野台五丁目の生徒は、1.7キロメートルも離れた第三小学校へ通っています。通学路として整備はされていますが、車が十分交換できないような狭い道で交通量の多い道路を、小学校1年生で40分も歩いて三小まで行くのです。多摩平三丁目の第六小学校へは3分の1の距離であります。三小への通学路にもあるような歩道橋を国道20号線にかけることによって、六小への通学は可能であると思います。

以上申し上げ、質問をいたします。

質問1．都市整備の観点から、日野台五丁目の現状をどう考えているか。

質問2．今後いかなる方針で臨むつもりか。

質問3．私道を抜本的に整備し、通り抜けることができるような努力を行う考えはないか。

質問4．公園の新設についてはどう考えるか。

質問5．地区センター、地区広場についてはどうか。

質問6．六小よりも3倍も遠い三小へ通学している小学校区についてどう考えるか。

以上6問、よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋徳次君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　お答え申し上げます。

まず、私の方から1点目、2点目、それから4点目につきましてお答え申し上げたいと思います。1点目と2点目につきましては、同時に分けないで1点でお答えさせていただきます。

今、議員さんの御質問のとおり、この日野台五丁目でございますけれども、南側は国道20号線、それから東側でございますけれども、都市計画道路3・3・24号線という形で、広い道に囲まれた八王子に接する区域でございます。この周囲は都市計画道路等で、国道の一部分拡幅は残っておりますけれども、広い道に整備はもう終わっております。問題はこの中なんでございますけれども、中につきましては、現状が今御指摘のように、公共施設としては狭い道路があるのみでございまして、その他の公共公益施設等は全くございません。

そこで、この地域の整備の手法でございますけれども、整備の方法としては、区画整理等による面的な整備の方法もございます。しかし、この現状から判断いたしまして、不足をしております公共、それから公益施設を中心とした拠点の整備の方が、最も効率的で、また望ましいんではなかろうか、というふうに考えております。

そこで、当面でございますけれども、都市整備の方といたしましては、たまたまこの地域の中で、まだ未開発、整備がされてない、宅地化されてない空地が約8,000平方メートル連檐してあるわけでございます。そこで、今後この土地が民間による当然開発等がされてくると思いますので、日野市の指導要綱の中でできるだけこの市道の拡幅、それから今御指摘がございました、市道の系統的な接続ですね、こういうものを考慮しながら整備を指導をしていきたい。それでできるだけ秩序あるまちへと誘導していきたいというふうに考えております。

それから、4点目の公園でございますけれども、この公園につきましては、都市計画的な面から申しますと、四丁目の方に児童公園が現在ございます。この誘致距離から判断しますと、都市計画上の基準には一応ほぼ適合しているという状況の地域でございま

す。しかし、この地域は、前段でもお話し申しましたとおり、広い道で囲まれた一つの地域になっておりますので、今後そういう地形的な状況も考慮しながら、今後の一つの課題とさせていただきたいというふうに考えております。

○副議長（高橋徳次君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　松山２号線から国道へ抜ける道路の整備ということになります。一部民地を使って市道と接続する形で、旧松山２号線、今で言えばＦ45号線ですけれども、その道路の約中間点と八王子地境にあります幹線１・15号線とを結ぶ道路は、私道と有機的に使う、地権者の了解を得てつなげた実績はあるわけですけれども、この東西に走るＦ45号（松山２号線）と国道とを結ぶ現在の南北道路以外の道路を設置するというのは、非常に権利者の問題、あるいは幅員の問題等がありまして、整備方針を立てるには非常に難しい地区であります。道路事業として成り立つかどうか、非常に苦慮するところです。

以上です。

○副議長（高橋徳次君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本　享一君）　５点目の、地区センター、地区広場の件についてお答えしたいと思います。

この地区には、日野台５区、西奥原、コニカ、日野台アパートなどの自治会が三つがありまして、世帯数では465世帯1,085人が住んでいるわけでございますが、この地域には、地区センター、地区広場等ないのが現状です。地区センターにつきましては、今60館構想とういことで、60館程度にとどめる考えで進めてきております。今後は、中規模の地区センター的なものを中学校区ごとに建設していきたいというような考えで、現在基本計画に入れたいというふうに考えているところでございます。

地区広場につきましては、今都市整備部長の方からの話がございました。公園とのかかわりで、また今後の問題として検討をさせていただきたい、このように考えています。

○副議長（高橋徳次君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは最後の、三小通学路におきます距離の点につきましてお答え申し上げます。

御指摘の課題につきましては、考えていかなければならない点であろうという認識は持っておるところでございますが、小中学校の学区域を検討する機会には、ぜひ考慮していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（高橋徳次君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　ありがとうございました。

日野台五丁目の都市整備について、市長の発言を求めます。

○副議長（高橋徳次君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政の視点と申しましょうか、日野台五丁目のことにつきまして、少し関心が不足していたかなということを今、御提言について感じておるところであります。この地域は、多分、八王子市高倉の地主さん方が相当な面積を所有されているんではなかろうかと。（「東光寺の人」と呼ぶ者あり）これは推測でございますけれど、そういう高倉の地主さんが、日野市内にある程度の農地を持っておいでになりまして、日野市の農業政策が税制上にもいいという評価で、比較的農地や空き地が維持されておる状況がございます。多少そのことに関係があるかなというふうに思ったんですが、地主さん方に一度お問いかけをしてみて、住宅地として現状はあるわけでありますが、どういうまちにこれからつくられていくか。せっかく用地もある場所でもございますので、そういう観点からの検討が一つあるんではなかろうか、こんなふうに質問を聞きながら考えたような状況でございます。

確かに、松山２号線という、ちょっと理解のしにくいぐらい公道として使っていながら、民地が残っていたという思いがけないことがあったわけでございますけれど、それらのことが解決をして、一番今喜ばれているというふうにも伺っております。公園や、それから地区センター、あるいは学校区というようなことにつきましても、総合的に一度検討してみなければならない、こんなふうに受けとめております。八王子市に境し、すぐ八王子市はもう工業団地という土地利用の状況にもなっておりますので、何かこれからのかなり新しい発想が成り立ち得るんではなかろうか、こんなふうにも思いますので、むしろある程度まとめた形の将来の都市計画構想をつくってみたらどうか、とこう思っております。そういう観点から、早く解決する必要のある問題、これから大きく取り組んでいく問題となるように思っておりますので、せっかくの御指摘の機会に十分提言に続けて、ひとつ検討させていただきたい、こう思います。

○副議長（高橋徳次君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。

以上で質問を終わりますが、この私の質問によって、ほとんど省みられなかった日野台五丁目の都市整備に市関係者の目が向けられるようになれば幸いであります。真摯な検討、早期の実行を期待しまして質問を終わります。

熱心な答弁と御静聴、ありがとうございました。

○副議長（高橋徳次君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋徳次君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することにしました。

これをもって20の３、日野台五丁目地域の都市整備を考えよの質問を終わります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　先ほど市川議員から、私の一般質問に関連して、議事進行発言がされました。その後、議長がちょっと下を向きながら、何か発言されたんですが、よく聞き取れませんでしたので、もう一度ちょっと言っていただけますか。

○副議長（高橋徳次君）　それでは、先ほどのあれをもう一度申し上げます。

議事の進行については、議事録のでき上がりを見て、議長において、後日、適切に措置をいたしたいと思います。米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　そういう発言でしたか。今、確認しました。先ほどの市川議員の発言は、私の一般質問での発言に不穏当な発言があった、という指摘で、取り消しないし撤回を求めた御発言だったかと思うんです。だとすれば、議長のそういう受け答えは、ちょっとつじつまが合わないんじゃないかと思います。つまり発言したのは私ですから、その市川議員の議事進行発言に対して、当事者である米沢はどうするんだ、という問いかけがなければおかしいんじゃないですか。（「取り消しなんて言ってないよ、そんなこと」と呼ぶ者あり）

私は、ついでに申し上げておきますが、腹の底から、自民党の政治は腐っている、とこう思っている、信じ込んでいるんです。ですから、全くそれを取り消すなんていう気は、毛頭ありませんから、少なくとも、今国会で問題になっているあの問題が、佐川疑惑が、みずからの自助努力によって解明をされる。そして、その大もとである企業や団体の献金をみずから禁止をする、こういう姿勢がきちんとただされれば、自民党政治に対してもう一度改めて見詰め直すことはあってもいいと思いますけれども、現状では、全く腐れ切っているという見方、考え方は不変でありますので、つけ加えておきます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋徳次君）　小山議員。

○24番（小山良悟君）　今、米沢議員が発言を取りやめたので、私はこの議長の扱いについての表現については、議長として市川議員の議事進行を受けて、後日、適切な対応をするというようなこと、それが削除をするかどうか、あるいはそのまま議事録に残すかどうかというのは、その上での話ですから、テクニックというか、技術の問題ですね。したがって、議事進行でやる場合に、自分の立場云々から、政党の云々というふうな、何か自己宣伝というか、いうふうな形に展開していくんでは、議事進行の本質がこれは崩れてしまいますので、その辺のところはひとつ、議長、毅然と対応していただきたいというふうに思います。

○副議長（高橋徳次君）　市川議員。

○27番（市川資信君）　ただいま米沢照男議員から、先ほどの私の発言に対する反論とも言える発言がございましたので、あえて私はこの際、再度議長に発言を求めるものでございます。

まず１点は、副議長の発言がよく聞き取れなかったと。私は、削除を求めました。

先般の日野市議会において、この佐川急便にまつわる日野市議会の意見書に、私どもも、実は提出する予定でおりました。しかし、私どもの意図するところと、日野市議会が、共産党の提出したものと、整合ができないために、残念ながらそれにはのることができなかった。しかし、今米沢照男議員の発言は、あたかも全自由民主党を包含する侮辱的な発言でございます。先ほども申し上げましたように、日野市議会の自由民主党の９人は、清廉潔白、本当に新進気鋭の議員団がそろっている中で、あたかも同様のごとく扱うところに問題があるわけであります。

したがいまして、我が市議団は、自由民主党市議団は、今定例会において、この佐川急便を独自で意見書を提出する予定でございます。どうか、各会派の皆様にもよろしくその際、御支援を心からお願いして、私の発言を終わらせていただきます。

○副議長（高橋徳次君）　ただいまの発言にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、正確を期するために、議事録の方ができ上がりましたら、その時点で検討いたします。（「削除だよ、おれの求めているのは」と呼ぶ者あり）

本日の日程はすべて終わりました。

次回の本会議は12月14日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時６分　散会

12月14日　月曜日　（第６日）

平成４年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第37号）

12月14日　月曜日　（第６日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二　君	２番	執印真智子　君
３番	田原　茂　君	４番	藤林理一郎　君
５番	旗野行雄　君	６番	谷　長一　君
７番	小川友一　君	８番	下村　功　君
９番	佐藤洋二　君	10番	福島敏雄　君
11番	内田　勲　君	12番	宮沢清子　君
13番	馬場繁夫　君	14番	高橋　徹　君
15番	土方尚功　君	16番	天野輝男　君
17番	福島盛之助　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	奥住日出男　君	22番	夏井明男　君
23番	黒川重憲　君	24番	小山良悟　君
25番	高橋徳次　君	26番	古賀俊昭　君
27番	市川資信　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成4年12月14日（月）
午前10時開議

日程第　1　一般質問
（議案上程）
日程第　2　議案　第120号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（請願上程）
日程第　3　請願　第4−19号　農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する陳情
日程第　4　請願　第4−20号　南平台団地内に地区センター新設に関する請願
日程第　5　請願　第4−21号　複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情
日程第　6　請願　第4−22号　程久保一丁目下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願
日程第　7　請願　第4−23号　東ティモール政策の見直しを求める意見書に関する請願
日程第　8　請願　第4−24号　日野市立女性センター建て替えに関する請願
日程第　9　請願　第4−25号　「海外派兵の中止を求める意見書」提出に関する請願

本日の会議に付した事件
日程第1から第9まで

午前10時47分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問21の１、豊田地域の街路灯は暗い物が多く、従って町内全体が暗く危険である早急に改善せよの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（内田　勲君）　おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

街路灯の新設、あるいは蛍光灯の交換など、建設部長を初め管理課職員の皆様には、日ごろより大変お世話になっております。ありがたく感謝を申し上げる次第でございます。

御承知のように、豊田南地区は、現在、区画整理事業を進めております。この事業が完成すれば住環境が整備され、多くの問題が解決すると期待をしているところでございます。しかし、現状は大変、環境的に問題がございます。通告のとおり、この地域の街路灯は暗いものも多く、地域全体が暗く、大変危険であります。

そこで、幾つか要望を兼ねて建設部長にお尋ねをいたします。

まず、１点目でございますけれども、この地域の全体のチェックをしていただきたい。要するに、老朽した街路灯を交換をしていただきたいわけでございます。

２番目は、道が細く曲がりくねっているために、暗い場所が大変目に着きますが、そのような場所に街路灯を新設していただきたい。

３番目、20ワット１本の街路灯は、40ワットにグレードアップをしていただきたい。

４番目、街路灯表示ナンバーの改善を要望いたします。

５番目、球切れなどは、市民からの通報により交換をしておりますけれども、行政側の積極的なパトロールを行い、市民と一体となったチェック体制の構築をお願いしたい。

以上、５点でございます。

若干、補足をいたしますと、１番と３番についてでございますけれども、例えば、車で言えばヘッドライトだとか、あるいはスモールランプとか、いろいろなランプがございます。それは、それぞれの目的があるわけでございます。この街路灯につきましては、まさに自動車のライトに置きかえれば、ヘッドライトではないかと思うんです。しかし、この豊田地区には、スモールランプのような街路灯も大変多くございます。確かに「こ

こに街路灯がありますよ」ということはわかるんですけれども、決してそこを通る人たちに道を明るくし安全を確保するほどの明るさがない、というものが多いわけでございます。そういうことから老朽化したものは交換し、さらに暗いものにつきましては明るくしていただきたい、ということでございます。

4番目の、街路灯表示ナンバーでございます。私も議員になってから多くの市民から球切れその他の連絡をいただいておりますけれども、ほとんど電話で話しただけでは、どこの位置かはっきりいたしません。だれだれさんのお宅の前であるとか、角から2軒目であるとか、いろんな話し方をされるわけですけれども、実際にその場所に行ってみて確認してこないと、その場所を正確に建設部に伝えることができないような状況でございます。そのために電柱にナンバーがついているんですけれども、このナンバーが非常にわかりにくいわけでございます。

以前にも私が豊田三丁目の九十何番ということでお願いしたところ、二、三日しても球切れの交換がないものですから、再度お伺いしましたところ、もう業者に依頼をして修理をした、という返事でございました。再度、その晩、確認したら、そのまま球が切れている。翌日、もう一度、建設部に行きましてお願いしましたけれども、再度、業者に確認したら「修理しました」、こういうお話でございました。実際どこを修理したのかと逆に聞きましたら、確かに同じ番号でしたけれども、東豊田にある同じ番号の電灯の球を交換しているわけでございます。

そこで、気がついたことは、電柱についているナンバーは二つございます。幅が8センチぐらいで、長さが15センチぐらいのがついているわけでございますけれども、その左側の上に日野市のマークがあり、その下に2けたの数字が入っています。例えば「50」とか入っているわけです。それで3分の2ぐらいの下段のところに「日野市」と入っておりまして、右側の上にまた2けたの数字が載っております。この2けたの数字が二つ載っておりまして、どちらの数字かよくわからないんですが、調べましたところ、左側が管理課で持っております地図のページ数だそうです。右側が電灯のナンバーだそうです。ですから「50−90」とか、そういう言い方をしないと、何ページの90番か、わからないわけです。ですから、先ほど言ったような間違いがあるわけでございます。

もう一つは、業者が実際に行って球が切れているかどうかを確認していない、ということでございます。切れていない球を交換しているから、何度言っても「交換しました」という話になるわけです。例えば番号が間違っていても、そこに行って修理をしようとしたときにチェツクをすれば、球が切れているかどうか、たまたま、そこが切れていたのかもしれませんけれども、そんなことはまずないと思うんです。再三、足を運んでも「もう修理をしました」という話で、余計な足を運んだという経緯がございますので、もう少しわかりやすくナンバーをつけていただきたい。

それから、非常に高い位置に電灯がついておりますと、その電灯のすぐ下にナンバーがふってあるもんですから、下から見たときに非常に見にくいのがございます。もちろんさびついて、番号がよくわからないのもございます。したがいまして、市民にもっとわかりやすく、しかも、どういう通報をしたらいいのか、そういったシステムを十分に自治会長さん等には説明をしていただかないと、なかなかそこが徹底されないということがございます。

5番目の点でございますけれども、現在、市民からの通報があれば非常に積極的に修理はしていただけます。しかし、そういった情報を持っていかないと、切れている球はいつまでも切れております。先日、私も豊田駅から私の自宅まで七、八分なんですが、歩きましたところ、5カ所の球切れと、非常に暗い場所がございます。電気がついているんですけれど非常に暗い、ということがございましたけれども、これらは恐らく建設の方は気がついていないんじゃないかと思います。先週も2カ所お願いしまして、今週になりましてまた3カ所お願いしよう、こんなふうに思っておりますけれども、パトロールして落ちがあった場合は市民から情報をいただく、そのほかに積極的なチェックをしていただきたい、という内容でございます。

答弁の方、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　内田勲君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　老朽化したものなどの、交換すべきものの全体チエックの件でございます。

現在、街路灯の整備というのを相当力を入れて、灯数も相当ふえております。全体チェックの方法は、不十分ではありますけれども、年1回、職員が手分けでそれぞれパトロールをして、状況の把握に努力をしております。

通常のチェックにつきましては、どうしても地域情報に頼らざるを得ない。逆に言えば、地域にも一定の役割を果たしていただくという、両者相まって対応していくという形で、現在のシステムは、各自治会長さんにそれぞれの自治会の区域の地図を、街路灯のナンバーが入った配置図をお渡しして、通常のルートはそれぞれ気がついた方が自治会長の方に通報して、自治会長の方から市に連絡し、ほぼ二、三日じゅうに球切れ等の対応をするという、そういうようなシステムをしております。全体のチェック体制が若

干、不足しているんじゃないかということは、今後、工夫をしてみたいと思っております。

それから、この地域が非常に曲がり道が多いということで、街路灯の新設の問題が指摘されております。基本的には、区画整理区域に入った場合には、市の道路管理者としての整備が一応保留になりますけれども、暗い場所その他については、区画整理事業の方との協議をしながら整備をしているのが実態でございます。今回の40ワット事業につきましても、そういう意味で、この豊田駅の南の地域にも相当の灯数のグレードアップをしております。

それから３番目の、40ワット化をしてもっとアップすべきであろうということで、今ちょっとお話しいたしましたけれど、昭和40年代から整備したこの街路灯事業も、それぞれの時代の要請で照度アップ、グレードアップということでニーズが高まってくる中では、平成元年度で約2,260基、この平成３年度、４年度におきまして、1,282基をここでアップしました。

なお、まだ500程度は20ワットの器具が、灯が、備えられているものはありますけれども、これはやはり周辺の状況等との絡みで、40ワットができない部分も含めて残っております。完璧とは言えませんけれども、不足部分については年次計画で照度アップを努めてまいりたいと思います。通常の経常経費の中でアップをしていきたいと思っております。

それから、表示ナンバーのつけ方でありますが、なお工夫をしてみたいと思います。

５番目の、球切れ通報、地域情報に頼るだけでは不十分ではないか、という御指摘でありますけれども、年１回のパトロールが、市として状況把握をするのは、現状ではちょっと手いっぱいの状態でありますけれども、ある程度地区別に重点地域を定めて、ある程度パトロールをしてみるということも含めて、検討をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

基本的には、要請に沿った形での回答をいただきましたので、よろしくお願いしたい、こう思うわけでございますけれども、若干、意見を述べさせていただきます。

まず、パトロールの件でございますけれども、年１回パトロールをしているということでございますけれども、とても年１回では足りるものではないわけでございますけれども、職員の人手の問題もございますから、なかなか十分なことはできないんだと思いますけれども、できない場合には、できないなりの案をまた考えていただきたい。

例えば、定期的に広報でそういったものを通報いただくようなお願いをするとか、通常、修理をお願いしている業者にお願いするとか、もう少し責任を持って、意識的に見ていただく方をふやすというようなことが大事ではないか、こういうように思うわけでございます。

それから、実際に球が切れていたり、暗いというようなものを、私の地域の場合は、こちらの建設部にお願いをしまして、直ったかと思うとまた次の情報が来るということで、非常に続けて来ているわけでございます。特に球切れの場合に、こちらを直せばあちらも切れるというような形で、通報どおり動いていますと、ほとんど毎週１回、２回は来ていないといけないというようなことが続く時期が、今までにはございました。したがって、もうこの地域はかなり球そのものにも限界が来ているんじゃないかと思いますので、部長の方から重点地域というお話がございましたので、ぜひこの地域については重点的にパトロールをぜひ一度やっていただきまして、総ざらいをお願いしたい、こんなふうに思います。

そのほかの日野市全体を見ましても、暗いというお話も聞いております。それから、ことしの夏あたり、痴漢に襲われたという話も、何カ所かで聞いております。しかし、刑事事件になるほどのことではないんで、全く表に出てきておりませんけれども、そういう事件が大きな事件につながらないようなためにも、ぜひ、まちをもう少し明るくしていただきたいということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これをもって21の１、豊田地域の街路灯は暗い物が多く、従って町内全体が暗く危険である早急に改善せよの質問を終わります。

一般質問21の２、多摩平処理場跡地利用計画の具体案について問うの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

○11番（内田　勲君）　この表題での質問は３回目になりますけれども、まず、１点目、９月議会以降、跡地利用検討委員会ではどのような検討をされたのか、委員会の開催回数であるとか、あるいは検討経過について、お聞きをしたいと思います。

２点目は、処理場廃止計画でございます。過去の質問の中で、廃止が平成５年３月末、工事につきましては、平成５年度の早い時期で、工事期間は３カ月ある、というようなことを確認をさせていただいております。現在、お考えになっている具体的な計画を再度お聞きしたいと思います。

また、平成５年度の予算処置との関係もあわせてお聞きしたいと思います。

３点目でございます。斎場建設について、お聞きいたします。

私が調べた範囲ですと、例えば八王子市など市営斎場の状況を調査しましたら、関係の業者、そういったところに出入りしている業者であるとか、あるいは八王子の市民の方々にお聞きしたところ、市民斎場は以外に不評である、ということをお聞きしております。その理由は何かと言いますと、まず通夜などの利用時間が短いということでございます。遺族など関係者が宿泊できないことも大きな理由になっているそうです。これは八王子だけじゃなくて、市営斎場を持っているところで、同じような悩みを持っているそうです。要するに、市が直接管理をしているものですから、交代制勤務を組まない限り、そういった要望にこたえられないわけでございます。一定時間の中で済ませるという、形式だけの管理をしておりますので、費用の点では安いんですけれども、いろいろ問題があって使いにくいというのが実態のようでございます。したがいまして、日野市で仮に斎場をつくる場合には、そういったところを十分配慮してやる必要があると思うんですが、その検討するに当たりましては、当然、日野市民から斎場を建設してほしいという請願もありますので、その必要性は私も理解するわけでございますけれども、運営方法については一考を要する必要があるんじゃないか、こういうふうに思うわけでございます。

特に、私としましては、市民斎場を建設するんではなくて、現在、市内にあります民間施設を利用した市民に対して補助金を支給する方法などは、いかがなものでしょうか。そんなことも含めて御回答を願いたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　内田勲君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、多摩平処理場跡地の利用に関する質問でございます。

３点あるわけでございますが、１点目につきましては、９月議会以降の経過、あるいは協議の内容ということでございます。

前回のときにもお話を申し上げましたが、現在、プロジェクトで構成しているものにつきましては、斎場についての計画を立てるためのプロジェクトチームを、企画が中心になって持っているわけでございます。よって、全体の計画ということでなくして、９月議会以降、庁内の調整を２回ほど行ってきました。しかし、具体的には、これだけの問題でなくして全体の利用計画を考えるべきだろう、というような中での検討を進めて

いる段階で、その後の経過としては、特にまだプロジェクトが全体計画としてできてないということでございます。今後においては、斎場だけでなくして、この処理場跡地の利用ということで、庁内の検討プロジェクトチームをつくって具体化していきたい、というふうに思っております。

なお、２点目でございます。２点目の御質問の中では、一定の処理場は来春、廃止される予定になっているわけでございます。その中で、具体的にどうかということでございますが、まだ、先ほど前段で申し上げました具体的な経過に至ってないということでございます。もちろん、この部分につきましては、プロジェクトをつくった中で、各部課の調整、あるいは用途地域の変更、土地の有効利用、そういったものに努力していきたい。なお、地元自治会からの要望、あるいは請願、議会等の意見を尊重し、計画をあわせ今後、地域住民と十分話し合いを進めていきたい、というふうに思っております。

なお、新年度予算の関係でございますが、この場所につきましては、担当部の方から一定の予算要求が出ている現状はございます。しかし、現在の時点では、利用計画がまとまっていないということで、今の処理場の実態を管理するための予算要求の内容でございます。

なお、３点目でございます。斎場に関連して、斎場建設についてという、利用時間の短い問題、あるいは運営方法についての一考を、ということでございます。民間補助金ということの問題もあるわけでございますが、前段で私の方からお答えするのは、当然、担当部との協議を十分進めた中で、市内にも民間の斎場経営と申し上げましょうか、そういった業者もいることでございます。市がここに斎場をつくるにつきましても、やはり当然、業者との関連も出てくるわけでございますので、今後、担当部と十分協議していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

まず、検討委員会の経過でございますけれども、具体的な内容が出てきてないわけでございます。先ほど言いましたように、廃止が来年の３月末ということでございますので、ここが廃止になった後、そのまま継続して有効的に使えるために、検討委員会の方の検討をぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

それから、来年度の予算等の話が出てきておりませんけれども、これでいきますと、予算をとっていないと、ＰＴの結論が出ても、今度はそういった予算の関係で、工事そ

の他ができないということになりますので、何とか予算にも処置をしていただきたいと思いますけれども、この辺については、再度、お聞きしたいと思います。

斎場建設か、あるいは民間への補助金かという問題でございますけれども、現在、日野市内に民間のこういった施設は、たしか6社あるというふうに聞いておりますけれども、これだけあれば、むしろ市営の斎場が1カ所で遠くから利用するよりかも、地域にあるものを使っていただくというのも一つの案ではないかと思いますので、ぜひこの補助金を出す方向についても、検討をしていただきたいと思いますけれども、この辺の見通しにつきまして、市長にぜひお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま流域下水道の進捗に伴いまして、市が従来管理しております多摩平下水道処理場の業務が閉鎖することに、見通せることになりました。したがいまして、事前に、ある程度の将来像を描いておくということは必要なことでございますので、従来、黒川公園の一環の位置づけとして考えてまいっております。

具体的に今度、現在、用地の確保が困難な情勢にもございますので、いろいろのことを考えながら、たまたま斎場の利用ということを思い立っておるわけであります。少々、順序が、ある程度議会で申し上げたりするのに、手順が適当でなかったということも反省をいたしております。いずれにいたしましても、庁内のチームで十分な検討を経て、一定目標を持ち、それによって今後の利用についての意見をまとめていく、ということになるべきだと思っております。

何よりも支障になりますのが、現在の都市計画上の用途指定でございまして、私も不思議に思うぐらい一種住専の指定のままで今日まで処理場の機能を果たしてきた、こういうことでございますが、用途地域の見直しということも間近に迫っておりますので、その整合を図りながら将来像を的確に描いていくということが一番妥当であろう、というふうに考えております。

それから、今、御指摘、御提言をいただいております市民の斎場に対します考え方につきましても、十分、同様な手だてを講じて意見を集約をし、また、業界とも了解をととのえ、また御意見も聞く、というふうな手順が必要だというふうに考えております。しばらく時間を置いて、この課題につきましては、見通しを確立するという方向で取り組んでまいりたいと思っておりますので、そのような御理解を特にお願いをしておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　逆になりましたが、2点目の予算措置の関係でございます。現在、担当部の方からは、平成5年度の新規事業として、この場所についての一定の予算という内容でございます。これは、この跡地は、今市長からも申し上げましたとおり、プロジェクトの中で具体化されてないというような前提の中で、管理をするため、あるいは周囲の方の危険防止のための予算要求が、現在は出ているということでございます。よって、新年度予算の中には、そういう管理に対する予算要求の内容でございます。なお、担当部とも十分調整した中で、この辺を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

市長からも答弁をいただいたわけですけれども、とかくこういった市でつくった施設というのは、つくるのが目的になりまして、実際につくった後、市民が利用しにくいということから、なかなか利用されないというケースが、ままあるわけでございます。先般もいろんな方から出ておりましたけれども、例えば日野駅につくりました駐輪場の問題もそうでございますように、恐らくこの斎場についても、本当に市民の使いやすいような斎場ということで考えていかないと、またつくったけれども使いにくいというようなことも出ますので、つくる場合には少なくとも、職員がもしその管理に当たるんであれば、交代制勤務も導入するようなことを考えていただいて、利用者が宿泊できるようなことは最低限入れていただきたい、こういうように思うわけでございます。

それが難しいようであれば、現在の民間にお願いをしまして、ただし、一番問題になっているのは費用の問題ですから、補助金を出すということになれば、市民としては比較的近いところで葬儀ができるわけですから、非常に喜ばれるんじゃないかと思いますので、そういった2面の点から十分な検討をしていただいて、市民に利用しやすいような制度なり、あるいは施設をぜひつくっていただきたい、こういうふうに思います。

予算につきましては、ちょっと企画財政部長からお答えいただきましたけれども、ちょっと具体的な内容がわかりにくかったので、もう一度、お尋ねします。具体的に予算を上げて、どういうような項目で予算を今、考えているのか。

それから都市整備部長にお伺いしますけれども、実際に廃止になった後の工事でございますけれども、現時点ではどの辺程度まで工事をされるのか、その工事の内容につい

て。例えば、ピットなどは完全に埋めてしまうのかどうか、それから現在あります建物そのものはどうするのかどうか、その辺、わかりましたら、現在のお考えをお聞きしたいと思います。

以上２点、よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、予算の方でございますけれども、予算につきましては、先ほど企画財政部長が申し上げておるとおり、そこの後の土地利用が決まるまで、当面の処置として、処理場がそこへあるわけでございますので、そういう維持管理を含めた、維持管理上、最低限の工事、これを計上をさせていただいておるということでございます。

２点目の予算でございますけれども、予算につきましては――２点目の廃止の工事の内容でございますけれども、御承知のとおり、今年度でございます、平成５年２月１日に今の処理場を切りかえる予定になっております。それで、その切りかえた年度内に場内の清掃を行う予定になっております。汚泥等を全部きれいにする、こういう予定になっております。

それで、その後の壊しでございますけれども、これは、その中に水等がたまらないようにというふうな、いろんな施設がありますので、将来の管理上を考えた形で、最低限の工事をする、これも来年度の新規予算の中でそういうものを要求する、こういう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　最後にしたいと思いますけれども、今、都市整備部長の方から、まだ具体的な利用計画が出ていないので、最低限度の処置をするということでございます。都市整備部としましては、確かにそこまできりできないと思いますけれども、企画財政部長に再度お伺いしますけれども、ぜひこの検討委員会の検討を早めていただいて、切りかえ後スムーズに市民が使えるような形を考えていただきたいと思うんです。そこが進まないと、その先が進みませんので、ぜひ、この検討を早めていただきたいということをお願いしたいと思いますけれども、実際に今、いつごろまでに結論を出すつもりでいるのか。その辺は委員会の中で確認しているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　再度、御質問でございます。お答えしたいと思いま

す。

検討委員会というのは、先ほども申し上げました、斎場に関連する検討委員会では協議をしてきております。全体の跡地利用の庁内プロジェクトチームは、これから編成をするということでございます。しかし、今、質問者の方から御指摘がありましたように、当然、有効利用をするための見込み等を立てた中、あるいは財政負担等を十分配慮した中で、御質問の趣旨を十分踏まえながら、見通しはなかなか、いつというふうに今申し上げられませんが、早い機会に庁内のプロジェクトをつくり、検討を進め、早急に確立していきたい、そういう気持ちでいます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　これで終わろうと思ったんですけれども、ちょっと企画財政部長の答弁はおかしいんじゃないでしょうか。最初にこの問題を取り上げたときに、私、しつこく聞きましたけれども「跡地利用の委員会をつくりました」、市長の方からは「斎場建設のＰＴをつくるように指示しました」、こういう話があったので、この二つの委員会は同じなのかどうかと再三、確認してきましたよね。私が最初に聞いたときに、二つ委員会ができたんだろうと確認しましたら、２回目のときに再度確認しまして、それは同じものだと。要するに「市長の方から、そこにもう斎場をつくりなさいというような指示を受けて検討をしている」という結論になったと思うんです。ですから、現時点で、斎場建設は検討しているけれども、利用計画についての検討はこれからＰＴをつくるというのは、おかしいんじゃないかと思うんです。その辺はどうなんでしょうか。私、後で議事録を読み直してみますけれども、もし違ってましたら反論をしていただきたいと思うんです。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　大変申しわけありません。もちろん斎場をつくる中での検討を進め、今、私が「これから」というお答えをしました。改めて訂正をさせてもらいますが、その中で十分できるわけですから、今御指摘のように、早急にこの検討委員会の中で含んでやっていくという気持ちでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　これ、私の記憶が正しかったように思うんですけれども、とに

かく施設が別な目的で使えるような状況になってきたわけですから、それを放っておくのは非常にもったいないわけでございますので、ぜひ利用計画についてはピッチを上げて検討していただきたいと思うんですが、その辺はぜひ市長の方からも、関係部署に指示を出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。市長、答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　斎場の話は少し早まったという感じがしておりますが、斎場をつくるには、どういう手順が必要であるかということが、当然、必要でございます。

また一方に、用途を終わって遊休施設になるわけでありますから、この遊休施設の処理の問題、あわせて将来計画の課題、これらを一面には一貫させながら、庁内の検討と方向づけをしていかなければならない、こういうことでございます。御指摘どおりに、なるべく急いで一定の方向づけをするチーム等の活動の促進を図りたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

私は急いでというのは、地域から出ておりますこども広場、あるいは地区センターの建設、こういった要望に対しての市の考え方をぜひ早急に固めていただきたいというお願いでして、斎場そのものはもう少し時間をかけて、じっくり、場所も含めまして、あるいは制度の見直し等も考えながら検討していただきたいということをお願いしまして、この質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって21の２、多摩平処理場跡地利用計画の具体案について問うの質問を終わります。

一般質問21の３、図書館の図書購入ルートを簡素化し、市税を効率的に使うことを提案するの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

○11番（内田　勲君）　それでは、社会教育部長、大変お待たせをいたしました。この問題につきましては、答弁の内容によりましては、ちょっと時間がかかるかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。

まずは、本題の具体的な質問に入る前に、市長にお尋ねをいたします。

表題にあります図書購入ルートにつきましては、担当者レベルの内容ではありますけれども、参考までにお聞きしますけれども、市長は御存じでしょうか。もし御存じであれば、現在のルートについて市長の見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　内田勲君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　図書館図書の購入のルートという御質問でございますが、私の知り得ております知識といたしましては、市内の書店から、４店だと思いますが、指定をする形で年々の購入を図っておるというふうに承知しております。

もう一つ、図書販売という一つの慣例は、定価売りをするということが基本になっておるというふうに承知しておるわけでありまして、私もある時期には、ある程度の買い方によって定価を割った買い方があるんではないか、というふうなことを担当の方に問うたことがございますが、これは図書の流通ルートを超えることになる関係で、全国の図書館、いわゆる定価で購入をする、これが慣例の原則になっておるというふうに聞いて、なるほどというふうに理解をしたことがございます。

一般的に市が物品を調達するに当たりまして、あるいは建物工事等も同じでありますが、なるべく競争入札という経済の競争の原理に沿う形をとりまして、そして一定の仕様書を提示して、それに業者の指名を行い、それの指名の中から最低価格で入札をしたのが落札ということになるのが一般の慣例である、ということではございます。

今の市の物品の調達、あるいは図書の購入に特にそういった原則を間違えている、誤っているということはないだろう、というふうに承知しております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

今、市長から答弁をいただきましたけれども、市長の認識のような形で実際に行われていれば、全く問題ないわけでございます。

一方では、日本一の図書館をというような一般質問も先週、出されておりますけれども、まだまだ日本一になるには裏の問題を解決しないと、日本一の図書館制度ということで全国に有名になったときに、この問題が明らかになりますと、一遍に全国で最低の図書館制度ということになりかねない問題も含まれているようにも思われますので、社会教育部長の方に、るるお尋ねしたいと思います。

この図書に関する質問は、平成２年度の12月議会、また平成３年度の12月議会に続き３回目の質問になります。前回までは、学校図書の購入ルートについてお尋ねし、改善をお願いしたところでございました。その後、関係者の御努力によりまして、改善はされてきてはいるものの、しかし、図書装備であるとか、一部業者のマナーの悪さなど、改善しなくてはならない難しい問題も残されておりますので、引き続き関係者の御努力をお願いしたいというふうに思います。

そこで、社会教育部長にお尋ねいたします。今回は、図書購入の際のシステムについてお尋ねをしたいのですけれども、この図書購入時の伝票のルート及び物流はどのようになっているのでしょうか、まずお尋ねいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいまの御質問につきまして、お答えを申し上げたいと思います。図書の購入のルート、システムでございますが、その伝票と、それから物流の流れということでございます。

まず、伝票につきましては、図書館から、先ほど市長の方から御答弁ございましたとおり、市内の５店で組織しております教育普及という会社に伝票でお願いを申し上げます。それから取次店に伝票が参りまして、取次店から出版社というふうな経路で回ってまいります。それで、出版社からは図書が取次店に移るわけでございますが、図書の方は、取次店から装備会社の方に装備に回します。したがいまして、図書の方はそのまま装備会社の方から図書館の方に直接納入され、伝票は取次店から教育普及の方を通りまして図書館に流れる、こういうルートでございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

今の社会教育部長の答弁ですと、また恐らく問題もはっきりしないんですが、もう少し私がわかりやすく言いますと、まず、先ほど市長が市内の４店の書店を対象に購入をしている、という話でございましたけれども、それですと、その４店の中で競争原理が働くわけですけれども、そこが業者の知恵でございまして、そんなことをできない形にしております。

まず、この４店で、教育普及株式会社という会社をつくりまして、この会社が一括注文を受けて図書を納入するというシステムになっているわけです。しかし、実際にはこの書店は全く手を汚しておりません。図書館から必要な本がありますと、まず伝票で注文するわけですけれども、それが購入する場合、本に必ずカバーをかけたりするために、装備会社、株式会社ブックスというところにその本が回ってきますので、もう直接ここに伝票を回しているわけです。恐らく形の上で、書店にも回った形はとっているでしょうけれども、実際の流れとしては、そんなことをする必要はなくて、図書館が直接装備会社に伝票を出すわけでございます。そうしますと、装備会社はその本を出版社からもらうわけです。これも取次店を通った形にはなっているんでしょうけれども、出版社から装備会社に直接物が送られてくる。で、装備会社で装備をしますと、そのまま図書館に本が送られてきます。したがって、書店には全く本が通らないわけです。その間に伝票がそのルートに乗って動くわけですけれども、それでは書店としては全くうまみがないもんですから、そこで購入された本の１割、２割というリベートが教育普及に落ちるわけでございます。

したがって、それをチェックするためには裏伝票が必要ですから、当然どのくらいの本が注文されたかというための伝票が回ってくるはずです。これは発注するんじゃなくて、そういったチェックに使うための伝票が回ってくるわけです。要するに、出版社と、あるいは取次店といってもいいんでしょうけれども、図書館との間のトンネル会社でございます。本来ですと、直接図書館が取次店に注文をして、取次店から本をいただいて代金をそこへ払う、ということができれば一番いいんですけれども、たまたまこの業界は書店を通らせないと買えないということになっておりますので、この教育普及に伝票を回しているわけでございます。

したがって、このトンネル会社は何もしなくて、市が購入した本に対してのリベートが入るわけです。予算で見ますと9,700万程度の、程度といいますか、もの金額が予算化されているわけです。これを１割と見るか、２割と見るかによっても大分違うわけです。私、この教育普及の決算書なども見たいと思っておりますけれども、これを見ればどの程度、何もしない会社がどの程度、利益を上げているか、すぐわかるわけでございます。これを何とか手に入れたいと思っておりますけれども、今のところ手元に来ておりませんので、何とも言えませんけれども、まず市の方で、この教育普及の決算書などを見たことがあるのかどうか。

それから、この教育普及は、図書館と学校図書の購入ルートのためにつくった会社でございますから、その書店の利益は、すべてこのルートから得た利益でございます。したがって、その利益をこういう形で教育普及に思うようにやられていて、本当にいいんだろうか。

また、市内には、そのほかにも本屋さんがあるわけでございます。その本屋さんも図書館に納めたいと思っても、教育普及に入っていないと本を納めることができないわけです。言いかえれば、注文を受けることができないわけでございます。したがって、市内にある市内業者に対しても不公平でございますけれども、また一方、教育普及から見れば、今、４店といいましたけれど、これが５店、６店になれば、その店舗で利益を分け合うわけですから、利益が減ってしまうわけです。したがいまして、ほかの書店は入

れたくないというのがあると思うんです。要するに、全く競争原理が働いていないということでございます。

いろいろ聞きますと、常に答えとして出てくるのが、図書館では教育普及、それから伊藤書店、黒田書店、難波書店、日野書房、鉄生堂書店が契約業者であるという話が出てくるわけです。いかにもこの業者の中で競争が働いているように思いますけれども、実際は先ほど言いましたように教育普及１本でございます。この辺を改めないと、本当に市の予算がむだ使いされてしまうということにつながると思うんです。本当にこういった教育普及１本で購入をしていていいのかどうか。その点について、再度、部長にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　まず、決算書等でございますが、これは会社の経理ということで、図書館の方でも確認はしてないと思います。

それから、教育普及につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、また議員さんの御質問にありましたとおり、５店の本屋さんが共同で教育普及という会社をつくっているわけでございます。聞くところによりますと、この教育普及という会社ができましたのが、昭和50年のころだというふうに聞いております。その当時の市内の書店が８店ぐらいで、その中から希望するといいますか、いろいろと調整を図った結果、５店で教育普及という会社をつくった、というふうに聞いております。

しかしながら、現在のところ、もう書店もふえておりまして、十二、三店になろうかと思います。そういうことで、他の教育普及に入っていない書店からの不公平感というものがあるということは、当然聞いております。そういうことから、教育普及を通して図書の購入を図っていくということは、いろいろと個々の書店に注文する、あるいは分散注文する、あるいは市外の書店を含めて競争入札をさせるというふうなことの、いろいろ考えの中から、この教育普及の会社をつくり、そこに一括注文することが一番市内の業者を育成するためからも、効率的に判断をしたというふうに思います。

しかしながら、今申し上げましたとおり、当時の書店の数からも変化を来しておりますので、こうした教育普及に加盟する５店でいいのかどうかという問題につきましては、検討の余地が大いにあるというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは、もう少し、この教育普及についてお尋ねします。

教育普及は５店でつくられているということでございますけれども、この会社の所在地と社長名、それから仕事の内容をどのように把握しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　教育普及の代表者は、高幡にあります難波書店が代表者でございます。

図書館といたしましては、教育普及に対しまして、本の注文を教育普及の会社を通して本の注文をしておりますので、そうした役割を担っていただいております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　要するに、今、答弁にありましたように、教育普及というのは、全くどこかに別に事務所を構えたりして会社があるわけじゃなくて、書類上、こういう会社を設立して、事務所はこの５店のうちの１店、難波書店さんを事務所という形に住所を決めているわけです。社長も、恐らくこの会社をつくったときの出資額等から決めたのかもしれませんけれども、たまたま現在、難波書店さんが社長におさまっているという会社でございまして、別に店舗を構えているわけでも何でもないわけです。したがって、この教育普及に物が通っていく道理がないわけです。要するに伝票は、先ほど言ったように、売り上げの何割かのリベートを取るための必要な伝票なわけでございます。そういうことで、まずトンネル会社であるということがおわかりになると思います。

それから、こういうやり方をしておりますと、リクエストがあった本に対しての緊急な対応ができない。教育普及に「すぐこれを」と言っても、教育普及で具体的にそういうものに動く職員がいないわけです。それぞれの書店さんが名前を出しただけですから、何か対応しようと思っても、だれもいないわけです。ですから非常に通常のルートで流れてくるのはいいんですけれども、それ以外のものについては対応ができない、こういう問題がございます。したがって、この辺はもう少し検討する余地があるんじゃないかというところでございます。

それから、この図書館に入ってくる本はすべて、先ほど言いました装備会社を通してカバーあるいは管理のためのバーコード等も打っているわけでございます。しかし、本当にこの図書館に購入する本には、カバーがすべて必要なんでしょうか。安い本から高い本まであるわけでございます。

そこで、ちょっとお尋ねしますけれども、現在、市のやり方は、すべて本にカバーをするという前提で発注をしているわけでございます。したがって、カバー等の装備については、本屋さんに無料でサービスでやらせる。したがって、それをサービスしていただいているかわりに本は一切値引きをしない、ということでやっているわけです。

例えば町田市であるとか、府中市であるとか、その他幾つかの市では、それぞれやり方が違うわけです。町田市のように自分のところで装備をしている市もあれば、装備代は装備代で払って、本は本で割り引きをさせているというところもあるわけです。日野市の場合、恐らくそういった、どちらの方が得かという計算をしていると思うんですけれども、現在のように、装備をすべてやるという前提で考えますと、日野市の方が確かに有利になると、私の調査でも判断がつくんでございますけれども、果たして300円とか500円の本まで装備する必要があるのかどうか。この装備するのは、いろんな決め方があるわけです。１冊幾らということでなくて、まとめて本を年間幾ら買うということの何割かを装備代ということで、教育普及が装備会社に代金を払っているわけです。したがって、本の金額から割ってみると、結果的に１冊幾らであるというのが出るんですが、どうもその他の市も含めてみますと、200円から二百二、三十円ぐらい１冊にかかるような計算になります。府中市では220円ということでございます。日野市の場合に、結果的に計算をしますと、本の平均単価が1,530円で、装備代が205円ということでございます。したがって、300円の本に200円分の装備をする必要があるかどうか。それだけの価値があるのかどうか。本によっては、１カ月過ぎれば価値のなくなる本、極端に言えば１週間過ぎてしまうと価値のなくなってしまう本もあると思うんです。そういうときに、すべて装備する必要があるのかどうか。

こういうことを考えて、装備はどこまでするかということを見直せば、必ずしもすべて装備するんでなくて、装備代は装備代として支払いをして、本そのものの割り引き交渉に入るということで、装備会社が――教育普及がそれに応じてこなければ、まだまだ市内にはいろんな業者がいるわけですから、その業者、場合によっては教育普及に入っている業者の中でもいいと思うんですけれども、そういうところと交渉すれば、もっともっと本が安く購入できるんじゃないかと思うわけですけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　議員さんの御質問にもございましたとおり、図書の購入の仕方につきましては、大きく分けて、ただいま御質問をいただきましたとおり、日

野あるいは府中、町田方式があります。

日野市の場合につきましては、定価に含めまして装備代も、教育普及の方が単独で委託契約を結んでおります装備会社の方と装備をいたしまして、装備されたものを値引きなしで購入しているということでございます。

ただ、装備するのに、すべての本が装備が必要かという御質問でございます。確かに、そう長い期間利用しないもの、あるいは雑誌等、そういうもので装備が必要のないものも確かにございます。こうした点、値引きせずに装備一括ということになりますと、そうした確かに非効率な点が出てくると思います。そういう点は、今後ぜひ改めていきたい、このように考えております。

いずれにいたしましても、本の購入につきましては、図書館長の専決事項になっておりますので、これら十分、議員さんの御質問も踏まえた中で、十分、不都合な点あるいは改める点があるならば検討をさせたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　前向きに検討していただけるというお答えがありましたので、ぜひその方向で、もう一度原点に返って見直しをしていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に、市長にお伺いします。市長が冒頭でお答えいただきましたけれども、今、る答弁等の内容も聞いた中で、現在、このルートについてどんなふうに考えているか、御答弁を願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民サービスのいろいろな事業に当たりまして、いわゆる公金を財源として行うわけでございますから、そのすべてのお金を支払う経路につきまして、自治法にも定められておりますし、適正で、かつ筋道が通っていなければいけないということは、もう言うまでもございません。今、伺いまして、多少、検討すべき経路があるような感じもいたしますし、独禁法に抵触するようなことになってもいけませんし、そのあたりを十分、検討いたします。

本来、日野市の物品を購入する手順といたしましては、すべて管財課を経由し、一定の契約の手順を経て実施する仕組みにはなっておりますが、図書館長の専管事項だというふうにしましたので、そのあたりも少し見直してみたい、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。市長の方からも「前向きに検

討をしてみる」というお答えをいただきましたので、ぜひ今回の質問は、むしろ請願部分も含んでおりますので、あわせて検討をしていただくことをお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって21の３、図書館の図書購入ルートを簡素化し、市税を効率的に使うことを提案するの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時52分　休憩

午後１時７分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の１、「福祉環境整備要綱制定」その後についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

建築物やまちづくりは、健常者中心でありましたが、高齢化や、ハンディを持っている人々も同じ人間といたしまして、健常者とともに地域社会で暮らせるまちづくりを目指すためのガイドラインを定めるための、福祉環境整備要綱の制定を求める一般質問を、昭和59年第３回定例会で行ってまいりました。そのときの福祉部長答弁は「今後、他の部局と協力して福祉環境整備に一層努力していきたい。この要綱設置についての詳細については承知しておりませんが、今後、研究していきたいと考えています」が答弁ありました。また、市長答弁は「環境整備要綱をつくることは当然、重要な課題でございます。既に取り組んでいる一面もございますけれども、これより明確なものにして、市民参加の御希望を取り入れながら、可能性を十分追求しながらやっていくべき課題であると考えております」等の答弁でございました。

その後、60年第２回定例会、そして62年第１回定例会と、一般質問を重ねてまいりました。日野市福祉環境整備要綱は、昭和63年４月１日に制定されまして、ことしで４年８カ月目を迎えている現状であります。

そこで、まず第１点の質問としましては、要綱制定後の、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

質問２点目としましては、高齢者やハンディを持っている方の生活圏、行動範囲の拡大傾向に伴い、交通期間の役割は、今後ますます増大してまいります。特に行動の足となりますバスは、介護者なしでも乗れるリフトつきのバスの導入の声が強く求められております。市内を走る京王バスに強く要請を行い、一日も早く導入をお願いするものであります。行政の今後の対応についてお伺いいたします。

第３点目としましては、都民交通、日野交通、南観光の３社が行っております車いすタクシーの利用時間を10時30分ごろまでに延長することができないか、についてお伺いいたします。

第４点目としましては、高齢者やハンディを持つ方が安心して市内を散策できるよう、トイレや公園、公共施設等が載っております福祉マップの政策について、行政のお考えをお伺いいたします。

第５点目としまして、この要綱を促進するために、施設整備のための融資制度、補助制度等の導入ができないか。

以上、５点についての質問をお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

ただいま御指摘のありましたように、高齢者、障害者などがすべて、市民が安全かつ快適に暮らせるよう、昭和63年４月に「みんなで暮らす明るいまち、日野市福祉環境整備要綱」を制定いたしました。また、これと同時に、その整備基準を定めたところでございます。公共施設の整備等につきましては、それぞれ事業の主管課において、この要綱に基づきまして整備を進めているところでございます。

また、その他の公共的あるいは開発行為等に基づくものにつきましては、現在、福祉部で協議をし、また事業主等に要請をしてきているのが現状でございます。

第２点の進捗状況でございますけれども、個々の事業についての整備については、今申し上げましたとおり、協議をした中で要請をしているところでございますが、なかなか強制力がございませんので、あくまでも協力要請というようなことで、また体制的にも不十分な面があろうかと思います。今後、体制を含めた整備に努めていきたい、というふうに考えております。

２点目の、いわゆる生活圏の拡大の件でございます。お年寄り、あるいは障害者につ

いては、身体的なハンディキャップがあるわけでございますけれども、やはりハンディキャップを一番感じるのは、都市構造から来る点が一番ハンディキャップをということで、一番ハンディキャップを感じさせる場合が多いわけでございます。そういうようなことから、ただいま御指摘のありましたとおり、バス路線の拡充あるいはリフトつきのバス、そういうものもこれから整備、 拡充していかなければいけないんではないか、というふうに考えております。

3点目でございますが、いわゆる車いすタクシーでございますが、現在、市内のタクシー会社3社にお願いいたしまして、委託をいたしましてやっておりますが、なかなか時間帯等によって非常に利用しにくい、そういうような場面が多々あるわけでございます。御指摘の10時30分ごろまで時間延長ということでございますが、これらについても業者と十分協議をして、できるだけ利用しやすいような体制に持っていきたい、というふうに考えております。

4点目の、いわゆるハンディを持った人のための散策路の整備等でございます。 福祉マップてございますけれども、福祉マップにつきましては、今年度、平成4年度に社協にお願いいたしまして、社協の独自事業として取り組んでいるところでございます。これについては、障害者の団体関係者が委員会を設置いたしまして、既に障害者等を交えた中で、各、特に駅周辺を中心としたところのマップづくりに、今、実踏に入っている段階だと思います。この策定につきましては、若干、時間がかかるんではないかと思いますが、現在そういうことで進めております。

また、この策定に当たっての財政援助は、当然、行政の方でやっていかなければならないんではないか、というふうに考えております。

また、地域全体の、いわゆる福祉まちづくりにつきましては、平成5年度策定するところの地域福祉推進計画、こういう中にもはっきり位置づけて推進していきたい、というふうに考えております。

それから、この整備要綱でございますけれども、これはもう本当に協議、要請というような形でございますが、さらに積極的に進めるためには、やはり何らかの市の融資制度が必要ではないか、というふうに考えております。現在では、府中市が大規模店舗等についてエレベーター設置、こういうものについての助成制度を設けてやっておりますし、最近では三鷹市が、市でもって三鷹駅のエレベーターですか、この設置に踏み切ったというようなことも聞いております。そういうようなことで、この融資制度についても今後、十分検討していきたい、というふうに考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　　ありがとうございました。

第2点目のリフトバス導入につきましては、今後も強く関係の京王バス等に働きかけて、少しでも早くリフトバスの導入をするようお願いいたします。

3点目の、車いすタクシーにつきましても、今後、十分協議した上で、利用者が利用しやすいような体制づくり、特に時間延長につきましては、積極的に行政の方からそれなりの対応をしながら、そういう時間延長が可能になるような一つの流れをつくっていただきたい、ということを強くお願いをしておきます。

4点目の福祉マップにつきましては、特に今後、体の不自由な方とか、お年寄りが市内を十分散策できるような、そういう大きな社会的な動きの中で、福祉マップの作成については、今後、行政に対しては全面的協力をして少しでも早くできるように、ひとつお願いをいたします。

第5点目の融資制度の件につきましても、要綱が整備されても、実質的には要綱に従って、それなりのエレベーター等を整備することは、なかなか事業費等の費用もかかるということで、二の舞を踏むケースもありますので、誘い水的に一つの制度を設けまして、十分、体の不自由な方も安心してその建物を利用できるような、そういう制度づくりの融資制度、または補助制度等を、今後も積極的に対応をひとつお願いしたいところであります。

それで、特に1点目について、何点か再質問でお伺いしたいんですけれど、この要綱につきましては、先ほど部長から答弁がありましたように、昭和63年に制定されまして、内容的に、特に第9条につきましては、推進体制、福祉整備要綱の推進委員を設置するんだということも、第9条に設けておるんですけれど、これの推進委員がどういう体制になっているか、その体制についてお伺いいたします。

また、推進委員の構成及び任務については別に定めるというようなことになっておるんですけれど、これはどういうふうに定めているのか、この第9条の取り扱いについて、ひとつお伺いいたします。

そして10条につきましても、福祉整備要綱の基準に達成している管理者につきましては、表示板を交付するということで、第10条にうたわれておりますけれども、この表示板については、現在どういう形になっているか、これについてもお伺いいたします。

それと、現在、その整備要綱ができて、特に、この整備要綱については、あくまでも新築もしくは改築の建物については該当するということになっておるんですけれど、特

に公共施設の場合について、既存の公共施設についても不特定多数の方が利用する施設につきましては、特に既存でございますけれど、この基準に合うような見直しをしていく、そして計画的に整備をしていく、この辺については、実際、今まで4年8カ月経過した中で、最近どういう対応をしているのか、それについてお伺いいたします。

以上、3点について再質問をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　再質問につきまして、お答えしたいと思います。

第1点目の、要綱の9条の推進体制でございます。現状においては、福祉環境整備推進委員会ということの規定になってございますが、現状では設置されておりません。それぞれ公共事業の施行については、それぞれ担当する課が主体となって、この整備要綱あるいは整備基準に基づいて施行がされているということでございます。

それから、いわゆる民間、開発行為あるいは公共的なものについては、現在、福祉部の社会福祉課で対応しているんですけれども、先ほどのお答えで申し上げましたとおり、お互い協議あるいは要請という段階でとどまっておるのが現状でございまして、これからはやはりその体制の整備が一番重要ではないか、というふうに考えております。現在では、組織的にも不十分な点がございます。そういうようなことで、推進体制の強化を図っていかなければならないんではないか、というふうに考えております。

10条の、広報、啓発、市民参加でございます。これについても、施設の管理者に対してその旨を表示する表示板を交付するとか、そういう規定になっていますけれども、実態としてはまだそこまで手が行き届いていないというのが実態でございます。

既存の、10条関係でございますが、また3点目の既設の公共施設等のものも、当然これは対象になってくるわけでございます。それぞれ各部課においても、既設施設の改善は図られているわけでございます。私どもの福祉センターにつきましても、先般、初めて障害者用のトイレができたというような状況でございます。

また、毎年、恒例的に行っております福祉祭り、これらについても福祉センター等を中心に実施してきたわけでございますが、やはり垂直移動施設がないというようなことから、その辺の福祉祭りの開催に当たっても非常に支障を来しているというような現実もございます。そういうようなことから、今年は生活保健センターを利用させていただきました。そういうようなことで、既存の公共施設についても、これからぜひ計画的に整備に努めていかなければならないということを痛感しているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

せっかく、これから長寿社会等、大きな社会変化の中で、設置等、既存の、この整備要綱ができても、いろんな現実的には対応できていないのが現状であります。

市長にお伺いしたいんですけれど、市長、この福祉整備要綱が制定されて、その後、市長はこれについて十分認識をされていなかったわけですけれど、今後、こういう実態が明確になってきたんですけれど、市長としてはどういうふうに対応していくか、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、質問で伺いましたとおり、福祉環境の整備につきましては、一応要綱を定めて、取り組みも進めたということではございますけれど、必ずしも十分に機能をなし得ていないという点も、多々あるわけであります。

行政が行政内部にみずから建物や、それからその他の公共施設を設けます際に、みずからの守るべき規律でありますとともに、なるべく市内のいろいろな関係の方々に守っていただきたい、こういう基準にはなり得ておるわけでありますけれど、それらの推進につきまして、まだ確かに不十分だという御指摘を受けざるを得ない状況であります。

加えて、主として障害者の方を対象としていた要綱ではございましたが、今後、高齢者という、やはり福祉環境の配慮を必要とする対象の方々のふえる、そういう社会情勢でもございますので、両方に十分対応できる、そういう基本的認識と、それから市民の方々に御理解をいただく、そういう努力が大切になったということは、もう御指摘をいただくまでもないわけであります。いろいろな観点から、より具体的な施策の実現化ということに視点を十分に注いで効果を上げなければならない、こういうことはもう既に社会の常識にもなった、というふうに理解をしなければいけないと思っております。

開発指導に対しましては、かなり一般的な要素を含めて指導を行ってきたわけでありますが、とりわけて福祉の環境ということになりますと、まだまだ気がつかない不十分な点があるに違いありません。内部的な取り組みにも、ひとつ一層の努力をいたしまして、地域社会のみんなに御理解をいただく、そういう取り組みと、それから努力を進めていくということで、今、御指摘を伺ったところでございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　今後、整備要綱の趣旨に沿って、しっかりした行政の対応をお願いしたいところですけれど、特に、この要綱そのものについても、もう見直さなきゃいけない内容が何点かあるんです。

例えば、要綱の中の整備項目の基準というのがあるんですけれども、この基準表をよく見ますと、非常に理解しにくい部分が何点かあるんです。この中に、小規模な官公庁舎、支所とか出張所等を含んでおるんですけれど、こういう中にも、駐車場にしても玄関周りにしても、スロープ、傾斜にしても、三角マークがついている。要するに、施設の目的、状況に応じて配慮すればいいんだと。公共施設であっても、こういうのは消極の対応になってきているわけです。

また、金融機関、郵便局等についても、ほぼ、それと同様な対応をしている。

地区センターについても、これは義務づけじゃないんです。ですからこの辺の基本的な整備基準表そのものが非常に理解できない。少なくとも公共施設の地区センターにしても、公共施設はすべて該当するのが当たり前のことだと思うんですけれど、そういう内容になってないということは、これが完全にお年寄りとか体の不自由な方が利用できないという実態が生じてまいりますので、これは早急に見直さなきゃいけない部分になろうかと思います。

あと、今の環境福祉整備要綱そのものの主管の問題があるんですけれど、やはり福祉の社会教育部署で、これを管理、運用するというのはかなり難しいのかなという気がするんです。この要綱の中にも、住みよいまちづくり指導要綱に伴うとか、いろんな部分がうたっておりますので、もう少しこの辺の具体的なチェック体制というんですか、機構についても、やはり現実に即した対応をしていきませんと、要綱はできたけれど、全然それが活用されていかないという、行政組織そのものの問題点もありますので、そういうこともありまして、今までも十分対応できなかったということがあると思いますので、それについても十分、今後、具体的な組織体制も見直ししていただきたいと思います。

それから、これにつきましても罰則規定というのがまるっきりありませんで、確かに要綱の罰則についてはなかなか難しい部分がありますけれども、少なくとも今後、大規模の建物で不特定多数の方が利用するものについて、要綱の趣旨に沿って、整備されないものについては少なくとも公表するなり何らかの形で、事業者に、大きな罰則規定はできないとしても、公表する程度の内容を明確にしながら十分協力していただく体制づくりをしていく、これは当然なことだと思うんです。

ですから民間の人にお願いすることは、どうしてもその前に、行政として、ではどういうふうな対応をしていくんだ、新築のものは当然として、既存のものをどういうふうに具体的に直していくのか、その辺、しっかりした整備計画を立てた上で、民間の人に

も協力してくれと。そのような姿勢がありませんと、では「行政は何をやっているんだ」ということになれば、やはりうまくいかない。大事なことは、行政側の要綱に対する姿勢、また本当に高齢化社会、また体の不自由な人が安心して暮らしていけるまちづくりを本当にやるんだという姿勢が、どうも欠如しているんじゃないかということは、この要綱からもうかがわれますので、これについて、再度、市長にお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおりだと思っております。まず行政がその姿勢をみずから厳しくつくっていくという、そういうところから市民の皆さんにもおのずからの御理解がいただける、こういうふうに考えますので、これから一層厳しく当たっていきたい、このようにお答えをさせていただく次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　これで終わりにいたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって22の１、「福祉環境整備要綱制定」その後についての質問を終わります。

一般質問22の２、遅れているリサイクル行政について再び問うの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○13番（馬場繁夫君）　第１点目の質問としまして、市長に答弁をお願いしたいと思うんですけれど、執印議員の質問の答弁にありますように、平成５年度にごみ減量のために、缶については、小・中学校公共施設に回収コンテナを設置して回収する。びんにつきましては、４カ所のモデル地域を設定して、前日に回収コンテナを設置して、色別に分別したびんを回収する予定となっているところでございます。従来のボックス回収から一歩進んで、回収のかごを設置することは、担当者の努力も一応は評価するものであります。しかし、三つの大きな問題点があります。

一つは、35％減量の目先の対策しか考えていず、今後のリサイクルシステム導入の障害が起きる可能性が大きい。35％減量への推定減量予測などの根拠がどうもはっきりしていない。リサイクルを複雑化する危険性があり、市民は混乱するおそれがあるのではないか、ということが一つの問題点であります。

二つ目としましては、リサイクルは市民の理解と協力が基本であります。今回の行政の一方的で市民参加がなく、ボックス廃止のときと同じミスを行おうとしているということが２点目であります。

３点目としましては、ごみ減量のため、びんのリサイクルが中心になりすぎて、総体

的なリサイクルの視点が欠けている。「かけがえのない緑の地球」を守るための循環都市を目指していく社会的風潮から外れてしまっている懸念がある。

この大きな３点が、今回の行政が考えている回収コンテナ方式には見受けられます。今後、行政担当者は、先進市の状況を足を運び調査して、将来的なリサイクルシステムを把握して、その流れの中で35％減量のための具体的な方法を考えるべきである。リサイクルシステムづくりや減量のための具体的な方法を考えるときは、実際に資源ごみ回収している団体や市民、回収業者と十分協議して、行政と市民によるシステムや減量化の具体的な方法をつくることが大事であります。

協議の状況や、35％減量などの情報を市民にも知らせ、市民の理解と協力を得ることが、成功の秘訣になると思います。市長は、行政が進めている35％減量の具体的な見直しと、真の市民参加によるリサイクルシステムづくり、及びごみ減量の具体策を進めるお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

第２点目についても、市長に答弁をお願いいたします。

清掃業務の組織体制については、既に何回か宮沢議員が質問しているところであります。再三の質問や指摘にもかかわらず、清掃業務のサービス課を「リサイクル課」と名称の変更だけ行うことは茶番劇であり、リサイクルを理解していない時代錯誤的な組織体制であります。清掃業務とは別のリサイクル課の設置が必要であります。市長のお考えについて、お伺いいたします。

質問３点目。ごみ減量とリサイクル促進や市民へのＰＲの面からも、一般家庭で簡単に使える生ごみ処理器コンポストや、焼却炉の導入に対する補助金制度の導入に踏み切る時期であります。35％減量状況や、再生紙の使用など、市民に情報の提供、協力するＰＲについて、十分、今後、行うべきであります。これについて、お考えをお伺いします。

第４点目としましては、ごみ減量とリサイクルのため、包装の簡素化や、トレイ、牛乳パック、生びん等の事業者の回収体制の整備を働きかけ、スーパーや商店街等にリサイクル推進協力店制度を設けるなどをして、協力店にはステッカーを張るなどいたしまして、市民がリサイクルしやすい環境を整備することが大事であります。行政のお考えをお伺いします。

第５点目としまして、資源ごみ回収団体には奨励金がありますが、古紙価格の暴落で回収業者の経営努力が限界に来ております。このままの状況が続きますと、古紙がごみとして出されてしまうため、回収事業共同組合日野支部に年間12万円の運営補助金を出

しておりますが、助成制度の基本的な見直しをすべきでありますが、これについてお伺いいたします。

第６点目としましては、リサイクル等の普及に伴う商店会を育成するとともに、商店街の振興を図るリサイクル商店育成事業補助制度がスタートして、第１号として多摩平中央商店に、空き缶回収発券機が設置されました。その推進状況とリサイクル商店育成事業申し込みの団体名、総会の決議状況、買い物補助券の状況、機械の管理体制についてお伺いいたします。

第７点目としまして、高分子、プラスチック類は再利用することがなく、破砕され、最終処分地に埋められてしまいます。最終処分場の延命と再資源の活用、処分場の安全のためにも、高分子、プラスチック類を広域処分組合または広域行政等により再利用するシステムの促進や、早期に確立することをお願いいたします。

以上、７点について、お伺いいたします。時間がありませんので、簡単明瞭にひとつよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

まず、１点目でございますけれども、せんだってもお話しいたしましたように、ごみの減量の具体策と申しますと、やはり今の使い捨ての生活様式、あるいは環境破壊への危機をもたらせておりますので、今、本当の豊かさという言葉に代表されるように、生活の質の転換期を迎えているというふうに思います。

ごみの処理について言いますと、増大いたします排出量に対応できるように効率化を図った時代から、現在は減量、資源、再利用への転換が求められております。これらの課題に取り組むためには、やはり御質問、いろいろ市民参加もございましたけれども、行政はもとより市民、事業者が一体となってリサイクル社会の実現を目指す、具体化することだ、というふうに考えております。

それから２点目でございますけれども、組織につきましての御質問でございます。事業の振興に合わせまして、組織については充実をさせていく、このように考えております。サービス課からリサイクル課に参りまして、サービス課そのものはごみを収集し処理をする、適正な処理をしていく、こういうことになろうかと思いますが、そこに減量という、資源化という問題が参りましたので、同じ課でリサイクル行政も取り行おう、こういうことで振興に合わせまして組織を充実させてまいりたい、このように思っています。

3点目でございますけれども、3点目のまず一つに、コンポストや焼却炉の補助金の制度という話がございました。焼却炉の補助ということになりますと、やはり煤煙だとか残廃の処理、このような問題をクリアーしなければならないことを多くはらんでおりますので、現在のところは考えておりません。

ただ、コンポストにつきましては、生ごみ排出量の多い公共施設を中心に設置し、また家庭用に対しましても助成方式、あるいは補助方式、逐次採用していきたいというふうに考えております。

それから、市民に対するＰＲ提供ということでございますが、これにつきましては、せんだっても御質問の中でお答えいたしましたけれども、広報を積極的に活用するほか、またお願いしております条例や、あるいは法律改正の理念をわかりやすく伝えるためにパンフレットを作成し、配布するなど予定をしております。

次に、4点目でございますけれども、リサイクル推進協力店というようなお話でございます。トレイ、あるいは牛乳パック、生びん、このようなことでございますけれども、これらも、この事業者に対しまして、この法改正の理念、あるいは責務を伝えながら、協力できる内容については話し合いを進めていきたいと考えております。特にスーパーマーケットなどにつきましては、収集運動の皆さんの知恵もおかりしながら、むしろ二人三脚で進めていくことをお願いしたいところでございます。

次に、5点目でございます。回収業者の助成制度、ございます。確かに先ほど申しましたように、御質問にございましたように、資源回収事業共同組合日野支部に対しまして、年間12万円の運営費の補助をいたしております。このたび、また法改正あるいは条例の中でも、支援について規定してございます。回収事業共同組合の今後の活動状況等にも合わせまして、他市とのバランスもございますので、十分な助成を推進していきたい、このように考えております。

それから、6点目につきましては、後ほど生活文化部長からお願いをいたします。

7点目のプラスチック類についてお答えいたします。プラスチック類につきましては、現在、燃やせるごみなのか、燃やせないごみなのか、種々見解も分かれるところでございます。確かに全国の自治体でも半々で、燃やすか、燃やさないかを区分いたしております。昨今では、厚生省でこれを燃やすごみと位置づけ、高温化したエネルギーを発電に回すというような見解を示しておりますが、これには焼却炉の整備あるいは添加物の処理、添加されたものの処理です、これらの整備が必要となってまいります。

一方、プラスチック工業連盟でも、リサイクル法の制定とあわせまして再資源化に向

けての研究を進めております。原料である石油類の抽出とか、あるいは再生方法などであります。再利用率は、実際には現在、いろいろな新聞報道等でなされておりますけれども、まだ1％にも満たない、数字に載らないという現状でございます。それは、それぞれの製品が、その目的と使途によって、材料成分、あるいは添加材が多種多様でございます。分別作業が非常に困難な現状にあるからだといわれております。さらに、塩化ビニールは有毒ガスを発生させるおそれもあるようでございます。これらの事情から、大変難しい状況にあるということは事実でございます。

そこで、私ども三多摩地域廃棄物広域処分組合では、まず高温溶融化を広域的に進めようということで、その高温溶融化基本計画の策定委員会を本年、設置いたしました。現在、研究を進めているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　6点目のリサイクル商店街育成事業の関連で、商店会の振興状況、または団体名等、御質問の件についてお答えをしたいと思います。

多摩平中央マーケット商店街の空き店舗を当初、2戸借りまして、後、またさらに2戸追加で、住宅都市整備公団からお借りいたしまして、日野市消費者運動連絡会が中心となりまして、リサイクルショップを開設させて商店街の活性化を図る、ということをしております。

また、資源を大切にする日常生活のあり方を考えてもらうための情報交換等もしているところでございます。

団体名でございますが、多摩平中央マーケット商店街といいますが、商店街組織はございません。それから、この商店街は12店舗あったわけですけれども、現在、既に5店舗が空き家になっているところでございます。平成3年の夏に、同商店街と接触をしておりますが、きょうまでの1年の間に、その5店のうちの2店が撤退をしておるところでございます。

本年の7月にリサイクルショップの回転市場が開店してからは、訪れる人の数もふえています。また、11月29日には、沼津市から、沼津市の生産量日本一を誇るアジの干物を中心とした直産販売に来ていただきまして、八百屋さん、また回転市場にも協力を求めまして、非常ににぎわいを見せたところでございます。

それから、組織がないということで、総会ということは、この商店街では行われておりません。私どもが接触して初めてこの商店街が、今残っている方々が初めて一堂に集

まった、要するに市の方からの説明で初めて集まったというような状況でございました。

それから、活性化の一つとして、空き缶の回収器が設置してございまして、これも大きさに限りがあるわけですけれど、容量が135ミリから500ミリまでの鉄またはアルミ缶の飲料用の空き缶について回収をでき、これをプレスしてアルミと鉄に分けているもんでございますが、11月末からこれを行っておるところでございますけれども、これは特に多摩平の自治会の方々の協力を得まして行っていますが、商店街の方の受け入れの体制の関係で、シールの発行については、今、用意はしてございますが、まだ発行を停止しておる状況でございます。

あと、この機会の管理体制等につきましては、多摩平の自治会とリサイクル事業及び回転市場の協力を得まして、かぎを預けたり、もし故障とか、物によってはつぶれないものがひょいと出てくるとか、いろいろそういう管理、また、後の片づけ、回収、回収が終わりました鉄の方につきましては、環境部の方に連絡すると引き取ってもらえるという状況になって、今現在やっているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、項目を立てて御質問には一応答えたわけでありますが、今回、お願いをいたしております廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定に合わせまして、具体的な機能化を図っていく、こういうことが当面の課題になってまいります。

御指摘のことにつきましても、それぞれ十分な内部検討を経なければならないというふうに思っておりますが、既に始めております、ある程度の事業のこともございますし、新しい、いわゆる消費生活の――新しい都市としての住民の意識改革、あるいは行政の意識改革、こういう見地からの取り組みが大切だというふうに考えております。それに向かって、一つ一つ能力を上げるための機能化、並びに組織化を図っていこうというのが、今までお答えをしておる経過でもあるわけでございます。

庁内に関係の部署で組織をいたします、市長を長とする本部長のような仕組みが、この際、必要ではなかろうかということを、特に痛感をいたしております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　それぞれありがとうございました。

質問３点目のコンポストの件につきましては、平成元年の第１回定例会でも取り上げさせていただきまして、このときも「広い意味でのごみ減量と、それから、それらをうまく生かしていくという面からすれば、このコンポスト及び焼却炉については前向きに考えていかざるを得ないと思っています」というふうな答弁であったんですけれど、それから随分経過しても、何らそういう方向が見出されてきておりません。特に、今、ごみの減量という大変な、35％の減量ということで大変な時期に来ておりますので、一つの導入の最後のチャンスになってまいりましたので、しっかりと制度もまた制度化していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

４点目の、リサイクル推進協力店についても、これは本当に場当たり主義じゃなくて、しっかり商店の皆さんとか、スーパーの方々と十分協議をして、市内のできれば全域のそういう方に協力していただきまして、市民の人がリサイクルをする場合、そういうところをどんどん活用しながらできる環境の整備ができれば、随分、市内の市民の方の認識も変わってまいりますので、やはり一つは事業主の責任ということもありますし、しっかりした節度を持って、行政として、ただ「やってください」じゃなくて、行政の一つの考えを持った上で、そういう制度が設けられるように積極的な対応をお願いしたいところであります。

第５点目の、回収業者の助成制度につきましても、きょうの新聞を見ますと、東京都でも回収古紙業界を支援する懇談会を設置していく、また今後、具体的な支援体制も検討していくという形で、新しい方向性も出てまいりました。実際、非常に今、古紙類が大変にごみとして出てまいっておりますので、資源の再利用という視点から、もっともっと積極的に業者を育成しながら体制づくりも進めていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それと、第７点目の、プラスチック類につきましても、実際、不燃ごみの中の、これは広報ひのの平成４年２月15日号に、ごみの内訳というところにも、不燃ごみのうちの20％がプラスチック類だということで載っております。また、可燃ごみのうちの12.3％がプラスチックが入っているということで、非常に日常生活の中でプラスチック類が大変普及されておりますので、このプラスチック類についても、実質的に今は不燃ごみに入っておりますが、全部最終処分場へ行ってしまうということで、これは一日も早く再利用、もしくは凝縮するなりして、いろんな活用も、今後、検討する、もう時期に来ていますので、なかなか小さな自治体だけでは単独では難しい部分もありますけれど、場合によれば広範囲の自治体同士でもいいし、処分組合でもいいですから、早急な対応の仕方を、制度をひとつ確立していただきたい。その辺については、日野市の行政についても積極的な発言をして、制度づくりに邁進をしていただきたいと思います。

それで、質問の１点目、２点目については、市長から具体的な答弁をいただきませんでしたので、もう少し市長自身の考えをお伺いしたいと思うんですけれど。

特に第１点目の、減量の具体的な方法として、今回、答弁にありましたように、４カ所のモデル地区にかごを設置して、そこにびんを振り分けて、それを回収してカレット業者、もしくは生びんについてはびん商に持っていくというような形の方向が出ましたけれど、これについて、市長は確かに緊急課題としての35％の減量は早急にやらなくちゃいけないんですけれど、もう少し将来的なごみの減量、リサイクルとしても、どうも欠如をした中で、場当たり的に何か対策を考えて、急遽、体制をつくったようにしか見えないんです。そして、先ほども指摘させていただいたように、市民参加がないわけです。行政が自分のところで一つの案をつくり、それを今度平成５年度の予算要求して、かご等を設置する。これを見ますと、ちょうど昭和58年でしたっけ、ボックスを廃止するときと同じようなシステム、つまり市民に十分な情報を提供しないで、行政が一つの方向性をつけまして、それをある日、突然行う。これ、同じ形態なんです。同じことの繰り返しなんですよ。何ら行政が市民参加を見ていない。これは大変な問題でもあります。

ですから、市長にお話ししたいのは、今、平成５年度に考えている方法を見直してもらって、もう一度振り出しに戻してもらって、そしてまず行政担当者が先進市にどんどん見に行っていただいて、まず職員がそういう感覚を早急に身に着けていく。そして行政としての一つの考え方をしっかり持っていただく。その上で、現在、いろんな市民団体の人がリサイクルを行っています。こういうリサイクルの人たちと一緒になって、また市民の人も参加してもらって、業者も参加してもらって、多くの人で日野市のごみ行政、リサイクル行政をどうしていくんだという観点で、十分話し合いながら一つの方向性をつくって、そして一つのものを、方向性が出たものを、１カ所でも２カ所でも結構ですから、具体的な、試験的に場所を設定して、そこでまず行ってみる。そのシステムが十分対応できるか、いろんな問題があるかということを十分調査して、その問題は、問題点を修正して、それを順次、市民の皆さんの協力を得ながら全市的に広げていく、こういうシステムをつくっていきませんと、なかなかリサイクルは進んでいかない。

また、中途半端なリサイクルシステムが進んでいきますと、では後で本当のリサイクルの流れができなくなってしまう。要するに、今、このままでいくと、日野市がこのまま導入しようとすると、リサイクルがばらばらになっちゃうんです、ばらばらに。市民が非常にわかりにくくなってしまう。効果の方も、なかなか十分見られないということになりかねない状況でありますので、その辺を市長自身も十分認識をしていただきまして、そのような、もう一度、基本的な部分からやり直していく、それについて市長のお考えをお伺いします。

質問２点目の、清掃業務について、これは市長、余りにもひどいですよ。リサイクル課をつくってほしいという、一つの新しい大きなうねりですよ。その中で、清掃業務の現業部門のサービス課を、ただ名前だけリサイクル課と変えてやるなんていうのは、茶番劇ですよ。少しリサイクルに対して認識がありません。余りにも行政の責任としては問題ですよ、これは。もっと真剣にリサイクルについては取り組んでいただきたい。リサイクルの一番大事なことは、市民の皆さんの、今までは市民の団体の皆さんが一生懸命ボランティアでリサイクル活動をして、一つのここまできたわけです。もう行政が本格的に収集もやらなきゃいけない時期に来たわけです。ところが、行政の、その対応組織ができていない。また、対応組織をつくっていただくように、いろんなお願いをし、またいろんな一つの社会的なうねりの中に対して、何らそういう対応をしていかない。市長自身の姿勢に問題があるんじゃないかという気がするんです。市長自身に、リサイクル、もっと大きく言いますと循環都市という新しい視点、そういう視点が余りにもないのかなという気がしてしようがないんです。ですからそういう視点になって、ではどういうふうな行政組織の体制をすれば、新しいこういう波に日野市も乗りおくれないでいけるのかというふうに考えていきたいと思うんですよ。

そういう意味で、特にこの２点について、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日の時代背景につきまして、正確な認識を持って、一番効果の上がる行政手段をとるということが、今の当面の私どもの態度でございます。それを具体化するためにいろいろ工夫しておるわけでありまして、35％の減量に対して、まずガラス容器系統のものをできるだけリサイクルのルートに乗せよう、それから鉄やアルミ系統のものは、一応リサイクルのレールに乗っておりますので、市民の方々から積極的に受け取っていく。受け取っていくシステムの中に、また小さな中間運搬や、ある程度の集積の場が欲しくなる、こういう見解でございます。

市民に御理解をいただくこと、また協力を得るために参加が必要であるということも、これまた言うまでもございませんので、先進地といわれるところ、あるいは新しい施策といわれるところにつきましては、早速、勉強もさせていただき、日野市に取り入れられるものは十分取り入れて積極的にやっていこう、このように考えておりますので、しばらく時間をおかしいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　　もう少し具体的に、ではお伺いしたいんですけれど、そういう一つのいろんな資源ごみをリサイクルのルートに乗せることは当然なことなんですけれど、それで、それをどういうふうなシステムにしていくかということが、非常に大事だと思うんです。そのシステムづくりを、ではどういうふうな手順を踏まえてシステム化をしていくか、これが一番重要になってくるわけです。そこにやはり形だけの市民参加じゃなくて、本当に市民に参加から参画をしてもらう、ここが十分にできませんと、ごみ行政は、リサイクル行政はうまくいかないわけです。そこら辺を少し市長自身も認識を改めていただきたいと思うんです。

例えば、これは日野市の広報ですけれど、広報が約１年分のごみ、リサイクルの載った部分の全部切り抜きです。これを見ても、非常に「生活の広場」の中で、リサイクル運動連絡会によりまして、資源ごみの回収などの情報については、月１回ですから年12回、確実に載ってまいります。しかし、その後、これ、ずっと内容を見ましても、今回の35％の減量とか、そういういろんな情報がまるっきり載っていないんです。一方通行で、正確な情報が市民の人に知らされていかない。何か催しがあるとか、見学会があるとか、それをいろんな形では伝えておるところでありますが、もっと肝心なごみの状況、またいろんな、市長も、ことし見て、２回、写真入りでごみ問題について市長が言われているわけです。ところが、市民に協力してくださいと、いろいろと言っている割に、では市民の人がどういうふうに協力したらいいか、その体制が不明確なんです。行政が余りにもそれに対してしっかりした対応をしていないわけです。リサイクル連絡会等なんかでは、ちゃんとやっています。そういう団体に任せっきりなんです。行政としての対応が全然ないわけですよ。これも状況じゃ、非常に残念だと思うんです。

では、市長が何を言われているかということなんですけれども、例えば、ことしの平成４年３月１日に、市長が「市長室から」ということで載っております。ごみ問題の解決はリサイクルから、ということなんです。

平成４年２月15日、それから６月１日、例えば６月１日が一番新しいんです。これを見ましても、「日野市では、今、ごみ問題の解決は、リサイクルの行政課題についての具体的な取り組みを進めています」ここまではいいんですよ。では、その具体的なものは何かというと、一つはリサイクル用地の確保について、２点目は、空き缶、空きびん、カレット類の収集について、３、リサイクルショップの回収について、この三つだけなんです。全く恥ずかしいですよ、市長。課題に、ごみ問題の解決はリサイクルの行政の

課題だと。行政の課題にしては、随分施策が貧弱なんです。もう少ししっかりとして行政の対応を考えていきたいと思うんです。

２月15日も、ごみの減量のリサイクルについて関心を持つように、市長は最後にお願いしているわけです。しかし、先ほどお話をしましたように、行政としてその対応が十分に対応できていない。

また、もっとひどいのになりますと、これは平成４年３月１日ですか、「日野市の場合、今すぐに支障となっている状況ではなく、都市自体の中でごみ問題への取り組みは一応成功しているわけです」こういう視点ですよ。うまくいっているんだと。確かにごみの中の収集については、委託業務でやっておりますので、他市から比べますと経費が比較的安い状況で、それはいい状況になっておりますけれど、今、ごみといったら、ただごみを収集して処分するだけの問題じゃなく、リサイクルを含んだごみ行政なんです。ごみ行政がうまくいっている。市民の人が、何も知らない人が見たら「日野市は、ではリサイクルが進んでいるのかな」という気になりますよ。

大体、市長がこんな感覚でいるんであれば、ごみ、リサイクル行政なんか進みませんよ。まず市長自身が、もっとリサイクルに対する認識を深めていくこと。日野市がリサイクルが進まないのが、市長自身がリサイクルについて不理解が大きな基本になるんじゃないかと思うんです。

そういう意味から、もう一度、市長にお尋ねしたいんですけれど、新しいリサイクルのシステムというか、35％のごみ減量について、もう一度初心に戻りまして、行政の担当者と市民団体の皆さん方、また市民の方も含めまして、それから回収業者の人も含んで、そういう体制の中で新しいごみ減量、リサイクルシステムづくりに邁進をしていただきたいと思うんですけれど、この取り組みについて再度、市長の考えをお伺いします。

２点目としまして、先ほど、ちょっとはっきりした答弁がいただけませんでしたので、行政の組織体制の中で、リサイクル課の設置、今のサービス課との併設じゃなく、現業業務から別組織のしっかりしたリサイクル課を設置しまして、そしてそこを中心としながら各部署の協力を得て、一つのリサイクル行政を推進していくという体制づくり、この２点についてお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御指摘のことにつきまして、十分反省もしながら、効果を上げていく努力をしなければならないというふうにお答えする以外に、今のところはございません。

それから、体制づくりも、しばらく、ひとつ我々の行おうとしているところを見守っていただいて、その上でまた御指導もいただきたい、このように考えております。

今ちょっと触れましたとおり、いろいろかかわる行政部門も多いわけでありますから、推進本部制でもしいて積極的に取り組もう、こういう考えも持っておりますので、しばらく時間をかしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長、推進本部制をしくというふうに言いましたけれど、今までもいろんな推進本部制度が、文化部についても、そういうのをつくりました。全然動いていないんですよ。形だけそういう制度をする、そういうことを言っても何ら効果がないんです。具体的に責任体制のはっきりした、また予算計上もできる課というものを設置して対策をしていきませんと、幾ら全庁的な組織の本部体制をつくったって、これは従来と同じです。何ら動かないんです。そういう体制じゃ、もうできない。もっと本格的に、しっかり部署を明確にして、本腰を入れてやろうというのが、リサイクルなんです。

それは、急にいろんな諸問題が出てきまして、この諸問題を解決しようということで、推進本部制をつくりまして、一時的に各いろんな部署から人が集まってもらって、体制づくりして問題を解決するのは、これは推進本部体制でいいんですよ。これは、これからの重大な、重要な行政の課題ですよ。それを、そんな茶番劇であるような中で対応していくこと自身が、まだまだ市長はリサイクルに御理解がない。大変、残念な問題ですよ。これについては市長、もう少し地に着いた組織体制というのを考えていただきたいと思います。

特に、これから大事なことは、ごみボックスをどうするんだということが、非常にこれからの大きな問題になってくるわけです。リサイクルをする場合、やはりリサイクルの基本は、いかに市民の皆さんが数多くたくさん分別されればされるほど、リサイクル行政がうまくいくんです。ところがボックスがあるということは、非常にごみの分別に支障が出るんです。ボックスは利便性があります。しかし、中へ入れたものは何も分けないということで、非常に問題なわけです。

これは執印議員も指摘しておりましたが、三多摩27市で6市が行っている。そういう中で、稲城市では昭和57年にこれはもう廃止したそうであります。町田市も廃止いたしまして、青梅のごみ問題検討委員会の中でも、ごみ減量の方針を市に提言しまして、これもボックス方式を廃止することを盛り込んでおります。それから東久留米市のごみ問

題市民会議におきましても、この不燃ごみのボックスについては廃止の提言をしたところであります。武蔵村山市についても、同じようにごみ検討委員会の答申の中でも、ごみボックス方式を変更すべきであるということを提言しております。これはみんな、それぞれがしっかりとした、検討委員会も設置してやっているんです。日野市みたいに、ある日突然、市長のマイペースの中で方針が決定されるような、それとわけが違うんです。

例えば、東村山市のごみ対策では、要綱の中で30名の委員が市長から委託されまして、委任されまして、30名の委員が検討しているわけです。検討した中では、先ほど言いましたように、ごみボックス方式は変更すべきだ、そしてごみの資源ごみについてはモデル地域をつくりまして、6分別に分別しなさい。缶類、びん類、雑誌類、ダンボール類、新聞紙類、牛乳パック、この6分別をすべきだということが提言されたわけです。他市をそれぞれ見ても、みんな4分別だったり5分別だったり、でも日野市みたいに、たった35％を減らすだけの短絡的な、びん類だけを収集しようというのと、わけが違うんです。その辺の発想に根本的なずれがあるわけです。ですから、今は確かに35％の容量を見ますと、カレット、びん類というのは非常に大事なことでありますが、それと同時に地球規模の都市循環、地球を守ろうという視点も、また資源の再利用を考えますと、古紙であったり、布があったり、いろんなものを再利用しなきゃいけないんです。その辺もどうするのか、しっかりした方針を出した上で、では今回は第一としてはこれだけやってみようとか、いろいろとあると思うんです。その辺をしっかりとして、日野市だけで決定するんじゃなくて、市民の参画も含みながら体制をつくっていただきたいと思うんです。もう一度、それについて市長に、そういう体制づくりについては、もう一度お伺いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回、御審議をいただきます条例の中にも、審議会制がございます。それから協力委員制がございます。また、内部担当職員自身もまた特別な任務を付与することになっております。市民参加のいろいろな形も検討もしていただく仕組みは十分それらの中で行われ、それから、いわゆるボックスのことにつきましても、また諮問をする機会があるというふうに制度がなっておりますので、どうかしばらく時間をかしていただきたいというのは、そういう意味でございます。

御指摘につきましては、我々も心に銘じて効果の上がる施策を展開していきたい、こういう考えがすべてでございますので、御指摘は御指摘として、今後の課題にさせてい

ただく部分も多々あるわけでございます。そういう状況にございますことを、御理解をお願いいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　なかなか、市長自身も素直に体制づくりをしていただきませんと、後で大変なことが起こりますので、その辺、少し肝に銘じて体制づくりに邁進していただきたいと思います。

ちょっと視点が変わってくるんですけれど、先ほど質問した６点目の質問ですけれど、これはいろいろと懸案事項になってまいった問題ですけれど、昨年の、平成３年度の第３回定例会で、補正予算の中に、リサイクルの容器の置き場工事費60万とか、リサイクル容器99万、缶つぶし機７万円とか、非常にリサイクルの商店育成事業ということで、平成３年の第３回定例会の補正予算第２号として予算が計上されまして、そしてその12月の、３カ月後の第４回定例会では内容が突然変更しまして、また再上程をされてきたわけですけれど、そして議会の中でいろいろと補正予算が出されまして、平成４年度の事業として今回の多摩平中央商店街のリサイクルと、そして商店振興ということの中で要綱も制定されまして、第１号という形で今回始まってきたわけですけれど、先ほど答弁を伺いまして、実際的にこの事業はどうなっているのか。要するに、あれだけ議会の中でもまれて再提案をしていきながら、実質的には要綱に従って補助金事業が行われていない。要するに、それ以上に実際は成立しなかったということなんですね、市長。これはどういうことなんですか、市長。市長が随分肝入りで、市長自身が随分力を入れて再三、委員会の中でも市長に出席していただいて、市長にお尋ねしたり、いろんなケースがあった、大きな市長の積極的な事業だったんですけれど、実際、その事業ができてないんですよ。そして、機械のみだけ設置されている。この実態は、これは大変な問題なんですけれど、これは市長にお伺いしたいんですけれど、これはどうしてこういう事態に陥ったのか、市長にお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　だんだん所期の方向で成果を上げる状況になる、というふうに期待をいたしております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長、期待をしておりますということですが、ということは、今後、期待ができる状況になるんですか。それ、市長、答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大いに期待ができるというふうに評価をしております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長、このリサイクル商店育成事業補助金交付要綱というのがあるんです。この要綱を見ますと、活動を通じて商店の繁栄、振興を図ることを目的としている。要するに、あそこの多摩平中央商店街は、実際、そういう組織体制もないんです。そしてますます歯が抜けてきている状況なんです。そこに市長自身は、補助要件事業の中で、会員数の８割以上の店舗で回収機が発行する券、シールを使いまして買い物をしていける、それに対しての補助なんですけれど、実際、この要綱に適用されてないわけです。ということは、当初、この要綱に沿って――予算計上されましたから、要綱に沿って当然いろんな申請書が出てきて、そしてその上で機械が設置されるというふうに我々も認識していましたし、実際、見てまいりまして、機械は設置されているわけです。ところが機械は設置されているんですけれど、実質的には券が発行されていない。そうすると、この趣旨と、どうなんですか、おかしな実態になってきたわけです。

市長、実際、この制度が導入されてから、実質的には電気屋さんもお辞めになったわけです。そうすると、商業振興が進んでいないんです。（「議会と関連があるのよ。市長が悪いんじゃないわよ」と呼ぶ者あり）そうなると、ではこの場所にこういう制度を設けようとした発想の基本から、少し市長、間違いがあるんじゃないですか。そうすると、要綱と現実と違うわけです。これはどう市長、解釈するんですか。市長、答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　社会情勢の変化で、購買力が低下し、商業活動に支障を来した、こういう状況でございますから、何とかできる振興はしたいと考えるのが、当然、行政の立場だと思っておりますし、お客さんが商店街にふえて、そして出店をしておられる方々に少しでも商品が売れる機会、あるいは人が集まっておいでになって、にぎやかになるということは、いわゆるそれが商店振興の一つの手段にはなる、というふうに言っていいと思っております。

施策の実施につきまして、多少、思惑どおりになっていないという面もあるわけでございますけれど、全体として地域の振興、あるいは、とりわけ今回のリサイクル事業に役立つということで、施策の効果はある程度評価をしていただく、このようにお願いをしたいものだと思っております。

なお、足りない点がございましたら、これからも十分、状況を判断いたしまして、所

期の目的により効果のあることを進めていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長、我々も、この多摩平中央商店街には、活性化できるようにということで随分、審議もしてまいりましたし、本当に活性化することを願っているわけです。ですからお伺いしたいんですけれど、私は、市長の活性化するためにも、ではなぜこの機械が設置されて、活性化するためのシールが発行されてないんですか。活性化するために、やっぱりシールを発行して、お客さんがそれを活用して商店で物を買ったり、そうすることによって活性化していくんじゃないですか。今、シールが発行されてないんですよ。これじゃ、活性化できないんです。ですから市長、この活性化するためにも、シールが発行できるような状態にしなきゃ、まずいんじゃないですか。

それについて、市長、どうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　状況は十分、勉強いたしまして、適切な判断をさせていただきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　今回の、この新しい一つの制度が、昨年、新聞にも報道されたわけです。結局、いろんな制度をつくる場合については、十分にその制度を設けることによって商店街が活性化してくる、またリサイクルが進むという、その根本の立場になって推進していきませんと、ただいろんな制度をつくることによって、かえってこの制度をつくることによって、おかしな状態を生むケースが出てくるわけです。

今回のこのケースについても、少し、最初からこういうシステムでじゃなくって、もっと別な体制の中でこの商店街が活性化できる方法を考えてあげた方が、よかったんじゃないですか。短絡的に結びつけて、その行政の甘さというか、市長自身の、ある日突然、急転直下型の施策を決定してしまうというか、市民にいろんな形で情報も提供したり、市民参加もしていかない、もう本当に独善と偏見の日野市の森田体制が引き起こした大きな、これはある意味においては税金に対する大責任ですよ、市長。これが十分活性化しなければ、少し市長は「よく調べた上で対応していきたい」ということですから、もしそれで十分に成果が上がらなければ、市長、あなたの責任ですよ。市長自身がその責任をとるということは、当然なことじゃないんですか。それについて、市長、自分自身で、もし活性化ができなかった、またその制度に十分、この要綱の制度にかなわない中で200万円の機械を設置してしまったという、その部分については責任重大と思います

ので、その実態を市長自身が知っていると思いますけれど、もう一度確認をしていただいて、それで伴わない場合については、市長、自分で責任をどうとっていくのか、それについてお伺いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すべて努力をするということで、責任を果たさなければならない。このように我々の仕事というものは（「市長、いい加減にしろ」「興奮することはないでしょう、多摩平の住民は利用しているんだから。壇上でたたくというのは、どういうことなの」と呼ぶ者あり）そういうものだというふうに思っております。そういう趣旨に沿って、これからも努めさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　あのですね、市長、行政のトップの人が引き起こした問題について、結末をしっかりしていく、これが、行政のやはり活性化につながってくるわけです。市長がそういう対応をしていると、職員の方も仕事がしにくくなってしまうんです。ですから、やはり、ミスならミスでいいんですよ、しっかりミスを起こさないような制度をしていけばいいんですから。それをあいまいにすることがまずいんです。最近、ファジーということがありますけれど、ファジーじゃだめなんですよ。やはりそれについては失敗したと認めて、そして、ではこの制度がもっと本当に、この制度により商店街が活性していくように変えていけばいいんですから。そのシステムをつくること。そのために、やはり失敗を認めていく、素直に認めていく、その辺、けじめをつけるという、そこから後に出発するわけです。そのけじめがない中で先へ行こうというのは、またあいまいになってしまうんです。けじめをつけて、そこから出発することによって新しい制度が充実していくわけです。

そういう意味から行きましても、この問題については、本当に多摩平中央商店街が活性化していくように、さらに進めていっていただきたい。そして、この要綱に従っていかない部分については、要綱を制定することにいかない前提で崩れてしまっている。これについては、やはり市長自身の責任でありますから、その辺、けじめをつけていく。その辺はしっかりとお願いしておきたいと思いますので、もう一度、その辺、いつまでそれを確認をした上で、市長自身が決断をされるか、それについてお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いつまでということは申しませんけれど、状況を正確に判断することによって対応させていただきたい、このようにお答えをしておきたいと思いま

す。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　それでは市長、今回の第４回定例会の終了までには、しっかりとそれにつきましては調査していただきまして、私たち、もう発言ありませんので、できれば文書にしていただいて、全議員にその状況を情報として提供していただくように、しっかりして、お願いします。この辺、約束できますか、市長。市長、お願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　できるだけの努力はさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　このまま行ってもどうしようもありませんので、ともかく努力だけじゃなくて、身をもって、みずから姿勢を示していきたい。その姿勢によって行政組織が活性化できますので。努力は当たり前なんです。「努力しています」じゃ、何ら問題は解決しません。努力した結果を、どう具体的に表現をしていくか、そして次の新しいスタートを切るかが大事でありますので、その点、十分、日野市の最高責任者として、しっかりと決断をしていただきたいことを、強く、重ね重ねお願いしまして、終わりにいたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって22の２、遅れているリサイクル行政について再び問うの質問を終わります。

一般質問23の１、学校の余剰教室の活用方針を策定せよの通告質問者、高橋徹君の質問を許します。

〔14番議員　登壇〕

○14番（高橋　徹君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

学校の余剰教室についてであります。皆さんは既に御存じのことと思いますが、昭和33年に義務教育諸学校施設費国庫負担法制度が制定されました。これは法律の目的の内容でありますけれども、文教施設について、国家と地方公共団体が共同で責任を分担するということを明確化したもので、旧来の補助制度に比較して画期的な前進であったわけであります。その後、文部省による年次計画の中心的課題は、過密・過疎問題で、特に困難を極めました社会増に起因する課題の解決ではなかったかと、推測できるわけであります。

あわせまして、当時の文部省の実施した社会的急増による公立小・中学校、建物の推計調査によりますと、ちょうど昭和46年度の過密地区における児童生徒の増加が、時の

全国で454万人、東京都全体で34万人に達したわけであります。そのとき、必要とされる不足面積ですけれども、これが東京都の全体として、小・中学校の新設が73校、また校地は81万平方メートルの買収が必要であったといわれております。社会増は、三多摩を中心に集中いたしまして、その80％が東京都23区からの流入であったわけであります。当時の予算額ですけれども、21年前になるわけです、300億円、校地の買収費用は、平米、これは２万円として見積もった予算金額でございます。

そのような中で、昭和35年から人口の都市集中化現象というものが大変著しくあらわれまして、それ以来、関係市町村は毎年赤字の累積に大変悩み続けまして、関係団体がそれぞれの立場から、負担率の引き上げや校地買収に関する施設の起債額、また利子補給や校地に対する補助制度の確立等を、関係省庁や並びに国会に訴えて、その解消を図っていたことを、私も大変よく理解しているところでございます。

そこで、今後、当時そのようにして現在を迎えております各学校の増設と、また逆に今、児童数が大変減少いたしまして、余剰教室の活用を今後どのような方向でまとめていけばいいのかということが、大変大きな教育上の課題、また社会教育等の課題にもなってきていると思いますので、数点について、まず質問をしたいと思います。

現在、日野市内における学校の教室で、現実に使用されている状況についてお尋ねいたします。

２点目に、教育委員会でのそのような検討状況について、伺いたいと思います。

３点目、日野市には適正規模、適正配置審議会は設置をされておりますでしょうか。されておりますならば、それらのことについての検討経過について、お尋ねしたいと思います。

４点目に、各学校の学習方法、指導方法に対応できる施設づくりの方向性であります。これは２点に分けまして、児童の個性尊重や、創造教育にふさわしいものとはどのようにお考えか。また、さらに２点目としまして、児童がそこで学校生活を送るにおいてふさわしい環境づくりについての考えを伺いたいと思います。

５点目に、現在、広い意味での学習体系に位置づけた地域への学校の開放に対応した施設づくりについてのお考え。

６点目に、現在そういう状況を広く市民に公開して、その利用や管理の検討会並びに運営委員会の設置をするお考えはありますかどうか。

７点目について、それらを合わせた予算の問題について、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　高橋徹君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　　それでは、逐次、答えさせていただきます。

まず、第１点目でございます。普通教室数、それから学級数といいましょうか、を差し引いた残りが、言わば余裕教室と呼ばれるものでございます。平成４年度におきます小・中学校の余裕教室というものは、現在、小学校で152教室、それに中学校で47教室、合わせまして199教室に及んでおるわけでございます。

余裕教室につきましては、学校教育活動充実のため、コンピュータ室、あるいは視聴覚室、あるいは第２音楽室、また第２図工室などの特別教室への切りかえや、ゆとりのある学校生活を送るためのランチルーム、児童会議室、クラブ活動室などのための多目的教室などに利用しておるものでございます。

なお、学校によりましては、大量の教室のゆとりがある場合は、学童施設、研究活動施設、地域への開放施設などに使われております。

次に、第２点目でございます。教育委員会での検討状況ということでございます。教育委員会に、児童憲章に伴う余裕教室の適切な活用を図るために、日野市余裕教室活用検討委員会が、昭和62年度に設置されました。そして、その年度の末に報告書が提出されております。同報告書は、余裕教室活用の基本的な考え方といたしまして、まず学校における教育、学習活動の質的向上のために活用する。それと同時に、学校を地域センターとして位置づけまして、その地域の社会教育的、文化的な面での市民活動にこたえるために活用する、というふうに述べております。第２次日野市基本計画、その実施計画の中に、余裕教室活用事業がございます。これは、この検討委員会への報告に基づきまして、具体的に対応したものでございます。

次に、３点目の、適正規模、適正配置審議会の設置に関してでございます。本市には、この点につきましては、審議会の設置はございません。前述の報告書の中で、特別教室の活用基準について研究がなされており、各学校では余裕教室の一時転用と利用に努めています。

次に、第４点目でございます。学校側の立てました、いわば活用計画案の要請に基づきまして、ランチルーム、図書室、陶芸室、和室、あるいはその会議室、部活動室、柔道室、コンピュータ教室、視聴覚室などに、既に余裕教室の転用が進められてきております。これは、御質問の趣旨に合致した施設づくりであると考えておるものでございます。今後も長期的、全体的な視野に立って、学校側と協議をしながら対応をしていきたいと思います。

次に、生涯学習体系に位置づけた地域への開放に対応した施設づくりという点でございます。学校には、本来的に地域開放を考慮した形での施設づくりがなされていないという状況のために、出入り口等、管理上の問題や、施設改善を伴わない、市民の要望するような開放が困難な問題がございます。

例えば、学校体育館の地域開放が現在行われておりますが、同施設では、トイレだとか、更衣室、シャワー室、ミーティングルームといった設備がほとんどありません。このため、利用者からは施設改善の、これらの点についての施設改善の要望が強く指摘されておるのが実情でございます。学校施設は、このような問題を抱えてはおりますが、地域センターとしての役割を果たしていくものと思われますので、開放に対応した施設づくりに努めていかなければならない、というふうに考えておるところでございます。

次に、現状を公開して、利用や管理の検討会並びに運営委員会の設置は、こういう点でございますが、今まで述べてまいりましたような状況は、既にＰＴＡ等を通しまして公開されており、それなりの活用が図られております。ただ、市民活動にこたえられるような余裕教室の整備というものは、管理面を含めた大規模改修が必要でございます。年次計画を立てて検討してまいりたいと思います。

次に、最後の、予算化ということでございます。老朽化に伴う校舎、体育館の大規模改修、校庭の整備、給食室の改修等々、学校施設の改修には多額の費用を要します。余裕教室の活用事業につきましても、年次計画を立てて、できるだけ基本計画に盛り込んで早期の実現に向け努力をしていきたいというふうに考えるものでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　高橋　徹君。

○14番（高橋　徹君）　　今、お答えをいただいたわけでありますけれども、昭和38年に日野市の小学校は八つ、しかしながら、平成４年度は小学校で20校、中学校が同年に３校が８校というふうになっておりまして、一番ピーク時だった年代というのが、昭和60年、そのあたりから20校になり、８校になってまいりました。

当時の学級数が、小学校においては市内367クラス、中学校においては177クラス、児童数が小学校で一万三千約六百人、中学校で7,400人の生徒が、いろいろな学校教育を受けていたわけでありますけれども、平成４年度のクラスの数と、また、そこに在学している児童数というのが、昭和48年ないし９年の状況に今現在なってきているわけであります。先ほどお答えいただきましたような内容で、大変多くの余剰教室がそこに見出されているわけであります。しかしながら、市内の小・中学校の中で、唯一その余裕教

室を特別教室として利用していない学校が、１校ございます。その小学校は仲田小学校、この小学校は、そのような教室が、一時転用が今現在ないわけでありまして、一番市内で一時転用をしている小学校は、16のクラスに当たる教室を使って、これは潤徳小学校です、あとの、次の学校が13校ということで、４校ございます。あとは９校、10校、とにかく大変多くの教室が現在、空いておるわけであります。

そうしまして、ただいまのお話の中で、それが一部、地域への開放をしているというふうなお話でありましたので、その開放をしている内容を具体的にお話しをいただければ、というふうに思います。それが１点目です。

２点目といたしまして、小学校の一時転用の内容でありますけれども、適正規模並びにそういう教育委員会サイドの意向でそれを取りまとめて学校の校長会等々に取りまとめを依頼したものなのか、または学校サイドの運営に即して、それが実施されたものなのかどうかを、２点目に伺いたいと思います。

３点目の再質問になりますけれども、各学校によりまして、この一時転用の状況が違ってきているわけです。空き教室の少ないところと多いところ、その活用方法には、その学校独自のものが現在は資料に、いただいた中には、書かれておるわけでありますけれども、約半数の小学校がランチルームとしてその教室を利用されているわけです。そのランチルームですけれども、一概に、ただ、今まで使っていた普通教室での活用であろうかと思いますので、どの程度の手を加えてそれを実施しているのか。それからまた、学校によりますと、本来、限られたスペースが１教室分としますと、それを２教室ぐらいを１教室にすべく壁を取り払うような、そういう内容で、さらに教室を広く転用の型によって利用ができるのでないか、というふうに考えるわけであります。そのようなところをあわせまして、３点について再質問をしてみたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　お答え申し上げます。

第１点目でございますが、学童施設といたしまして開放しておりますのは、三小、六小、三沢台小などでございます。そのほかに研究施設としては、潤徳小、二中等でございます。

また、市民開放施設といたしましては、滝合小、平山小、高幡台小等がございます。

それから、運営に当たりましての開放の仕方といいましょうか、委員会からの意向によってなのか、それとも校長会の方で、ということでございます。これは先ほどお答え申し上げましたように、学校側での案によりまして、しているものでございます。特段

に教育委員会云々ではございませんで、学校側といたしましても、これは先ほどお話し申し上げました報告書に基づいたところから具体的な計画案をつくりまして、具体的なランチルームその他の実現という運びでございます。

３点目のランチルームの対応でございますが、１室を大きく内装変更いたしまして、何といいましょうか、家庭的な雰囲気を持った内装に変更いたしまして、テーブル、いす等を導入してのものでございます。ですから、単にあたかも教室というような使い方ではございません。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○14番（高橋　徹君）　一番最初の、１点目に再質問をさせていただきました地域への開放ということで、小学校の名称は挙げていただいたわけですけれども、どのような、それを形で地域へ開放をされているのか、さらにちょっとお伺いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

先ほど部長の方で答えました滝合小学校とか高幡台小学校等、市民の集会室と申しますか、高幡台小の場合には、一番、校門から入ってとっつきやすい教室を、冷暖房等も全部完備いたしまして、市民の方が集会を持つ際の湯茶の対応とか、あるいは冷暖房、テーブル、いす、全部セットいたしまして、市民開放場な形の集会室ということで使えるような開放を行っております。

それから、高幡台小学校につきましては、これはつい最近、仕上がったわけでございますけれど、一教室を全くこれはもう、いわゆる日本様式の和室というような形で、あの地域が高層のいわゆる新しいマンション形式の施設が多いものですから、床の間とか違い棚等もついて、中で市民の方たち、あるいは学校も利用する場合がございますけれど、そういう形で集会等を持てる際の和室としてつくり上げております。

それから、平山小の場合には、これはちょっと形が違うんですけれど、いろりの間というような形で、地域の方、あるいはそういう方たちを含めて、いわゆるいろりを中心に座す、あぐらを組んで話ができるような教室、そういうものを、やはりこれ、一番開放しやすい、管理面に余り影響のないような場所にセットいたしまして、地域の方々に開放している、そんな状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○14番（高橋　徹君）　大分、日野市でも少しずつ地域への開放ということで、教室も

方向性が出てきているようであります。かつては学校の開放といいますと、校庭並びに体育館、プール等々であったわけでございますけれども、私が冒頭お尋ねいたしました中で、現在のこの世の中が生涯教育といいますか、そういう視点に移ってきております。この生涯教育といいますと、学童から年を重ねた元気のいい方まで、その学習意欲ということを持ち続ける方は多いわけであります。そういう中で、特に地域の方、すなわちＰＴＡ、今まではＰＴＡという団体が学校のいろんな施設を充実しろ、またもう少し大きくしろ等々の、いろいろな父兄としての要望事項をそこに見出したわけでありますけれども、さらに地域の青少協、子供会、また民生委員とか地域の代表者、そういう地域の人たちの懇談会をするような場をぜひ広めながら、そういう方々の広い意見を学校教育にまた反映させることができるのではないか、というふうに考えるわけであります。

先ほど、畳の部屋があるということでありますと、高幡台小学校の徒歩圏にお住まいのお年寄りがそういう場所を利用して、その小学校であってもお茶を教えてあげたり、または畳のそういう和室の中で、いろいろな形での社会教育等から派生した中での学校教育、そういうものがさらに私はできたいくんじゃないか、というふうに思うわけであります。

そのような意味で、地域のそういった優れた人材を、ぜひ、学校教育がより発展するために、部活、要するにいろんな部の活動、そういうものにもボランティアとしてお手伝いいただけるような形で登録をしていく、そのようなことも今後の広い意味で、いい方向性での私は検討課題ではないかというふうに考えるわけであります。

また、市内小学校、中学校によりましても、教室によりまして、大変にまだバランスがとれてないのが現状であります。今後、小学校によってはさらにいろいろな要望が出てこようかというふうに思うわけであります。先ほどのお話ですと、学校の教室の警備等々の都合で、なかなかできにくい学校の方が多いということでございます。

しかしながら、いろんな日本の、また多摩地区におきましても、自治体の小学校の中では、恐らく日野ではこの２校がモデル校になっていると思うんですけれども、そういうような学校の教室を利用する管理運営というものを、私が今しがた言いましたような、そういういろんな団体、そういうような団体に運営委員会等をつくっていただくような形で、警備を学校運営の中から、校長と、また教頭等々の一番の心配事から除かれた部分での教室の開放というのが、さらにできるんではないかというふうに考えるわけであります。そのような形で、今後、今、２校ということでありますけれども、年次計画を立てながらという、検討したいというお話をいただいたわけでありますけれども、それ

を昨年と、平成３年度、平成４年度と対比いたしましても、小学校において既にもう５教室、さらに空きが出てきているわけです。また、ことし、来年等々、年を追うごとに空き教室の数というのは、さらにふえていくのでないかというふうに予測されるわけであります。

そういう予測の中で、どのようなまた範囲で、市内の小・中学校等々の教室、先ほどのお話ですと、教育委員会、そして学校の校長会等々の要望での教室の活用であったわけでありますけれども、今後、地域の方の団体、そういう意見を取り入れる方向性というものはお持ちになれるかどうかを伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

今回、学校週５日制の問題とも絡みまして、地域の教育力というものが大変大きく取り上げられた次第でございますけれど、今回も、この問題と絡めながら、中学校ブロックごとに地域の開放用の教室と申しますか、集会室を、全中学校ブロックごとに一つずつつくっていく。その集会室には、先ほどお話の出ましたような育成会の方も、ＰＴＡの方も、子供会の方も、あるいは青少年委員とか体育指導員の方とか、そういう方たちも一緒に集まってお話し合いのできるような場を、各中学校ブロックごとに一つずつつくるということで、とりあえず会議用のテーブルとかいすとかロッカー、その程度の備品を購入する予算等は、市の方でつけていただいて、それぞれ開放する学校の方に一応対応しているというような状況でございます。

そういう中で、確かにいろいろ地域の教育という中で、地域の方々がもっと利用しやすいような学校というものをつくっていく、一つのきっかけになっていくんではないか。先ほども話がございましたけれど、高幡台小学校の和室を使って、今お話がありましたようなお茶だとか、生花だとか、あるいは習字だとか、そういうような方を地域のお年寄り等を講師に招いて指導を受ける、そのような機会も、これまた社会人講師というような形で、その予算措置等もお願いしながら、学校開放と絡めて取り組んでいくというような方向も出しておりますし、ぜひ、私たちの方といたしましても、昭和62年に作成されました余裕教室の活用検討委員会、この内容を吟味いたしまして、さらに今日的な課題、あるいは社会情勢の変化、そういうものを踏まえながら、年次別に具体的な内容というものを、いわゆる学校あるいは地域の方々とも相談しながら取り組んでいくような方法、こういうものをぜひ５日制の問題等とも絡めながら確立していきたい、このように考えているわけです。

○議長（黒川重憲君）　　高橋　徹君。

○14番（高橋　徹君）　　大分、前進の見えてくるようなお答えをいただいたわけであります。

私どもが育ちました、ちょうど昭和30年代の前半という時代でありましたけれども、これは小学校時代です。当時、私も書道を近所のお寺さんで、お坊さんに教えていただいたことがありました。そのように、当時はお寺、またそれに付随するものが、地域の今で言う教育力を高めるような形でのお手伝いといいますか、そういう場所の提供と、またお手伝いをしていただいたわけであります。それから既にもう30年以上が経過をし、ようやく今、安定した社会に入って、今まで「ふやせ」等々のことでやってきた一つの課題が、逆にそれをどういうふうに生かすかということに、課題が移ってまいったわけであります。

ただいま教育長の方からお話しいただきました、昭和62年の臨時教育審議会のいろいろな答申を踏まえて、日野市としての方向性というものを見出してこられたということを言いますけれども、当時、あれを見てみますと、地域の要請に応じて学校の機能や場を地域住民に開放することが学校の大きな役割である、小・中・高等学校の校庭や体育館などの開放は、一般に広く行われつつあるものの、従来、ともすればその姿勢は学校教育に支障のない限りという消極的なものであったが、その姿勢を改め、図書館や校舎などの開放も含め、積極的に開放を行う必要がある、これが一つの最終答申になりまして、また、東京都におきましても、60年代に、やはり生涯教育のための学校教育の報告の中に、学校を休日、夜間開放などの時間に広範な地域住民の学習、スポーツ、文化生活等に利用できる開かれた施設にすること、いわゆるコミュニティーセンターとすることは、学校開放の中心的な課題である、このように述べられております。そのようなことも踏まえ、ぜひ中学校区に、少し遠くへ行くには小学校区と違いまして、時間をお年寄り等々にとっては要する距離ではありますけれども、これを進めていただきたいというふうに思います。

そこで、今お話の中で、具体的に一つの私の通告質問のテーマでありますけれども、活用方針を策定ということになります。それを年次計画で言いますと、どのような計画の中で策定を考えていられるのか、今度は行政サイドの問題として、それを課題としてとらえるならば、いかなる形と方向というものを考えていられるか、市長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　都市化とともに、一時、教室不足あるいは学校不足という時代が、ほんの20年ぐらい前に、極めて厳しい状況があったわけでありますが、今日、また急速に児童生徒の減少という状況が、社会の変化とともに移り変わってまいりました。そのために学校づくり、あるいは教室づくりに追われた時代と比較いたしまして、まことに感慨に思う面もあるわけでありますが、本来、学校というのは、地方自治体におきまして一番大きい教育施設でもありますし、また財産でもあるわけです。したがいまして、地域社会で学校に期待をし、あるいはその活用で目を開くということは、極めて地域社会の活力と青少年の健全育成、あるいは生涯学習の面で重要な意味を持つというふうに思うわけでありました。

教育委員会の第一段階の取り組みが、その端緒を開くというふうに考えるべきでありますので、その状況を今までお願いをしてまいっております。それでもなおまだ機能的に余るという状況も現実にあるわけでございまして、かねがね公共の教育施設としての第１次管理原則をある程度余裕のあるものにしないと、なかなか我々が「地域社会にひとつ大いに開放してください」と言っても、おのずからの無理がある、こういう面もございます。

最近、教育行政の中心になります文部省行政におきましても、いわゆる公立の学校施設をなるべく地域社会の、特に社会教育、具体的には生涯教育、あるいは青少年の健全育成に活用すべきであるという意見が、だんだんと強くなりつつあるように承知しておるわけでありまして、もう少ししてまた一歩、そのための予算が考えられるという段階が、必ずやってくるだろうと思っております。自治体で個々の学校の具体的な地域性等を考えまして、お願いをしている部分もあるわけでございますけれど、全体の方向づけといたしましては、やはり国の行政、都道府県の行政、それから自治体のまた取り組み方ということに、おのずからの順序があると思っております。そういう意味におきまして、一番大きな教育施設であり、また公有財産であります学校を、いかに地域社会と関連づけて、そうしていろんな形で活用させていただくということは、非常に大きな期待の持てる領域であるというふうに考えます。御指摘の点も十分承り、また我々も課題として考えておりますので、一面には、この活用の原則を定める審議会等の制度も設け、あるいは教育委員会のより発展的な地域教育に対する御見解等も発揮していただきまして、御指摘のとおり活用するための方途をなるべく早く、また正確に取り組むことが必要である、というふうに認識いたしております。

○議長（黒川重憲君）　　高橋　徹君。

○14番（高橋　徹君）　　ぜひ、今までの概念というものにとらわれない学校教育、施設を使ったものを含めまして、家庭並びに学校、地域の連携によって、開かれた学校として生涯学習体系の中に位置づけていくことが、今後の教育の目指す方向ではないかというふうに思うわけであります。地域住民の考えによる、従来の既成概念にとらわれない、すなわち拘束されない柔軟で弾力性に富んだ行政側の対応を、今、求めておきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　　これをもって23の１、学校の余剰教室の活用方針を策定せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時19分　休憩

午後３時49分　再開

○議長（黒川重憲君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問24の１、子供を健やかに産み育てるために……出産・育児支援体制を急げ！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（田原　茂君）　　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

平成４年11月13日、平成４年度の国民生活白書が閣議に報告され、発表になりました。それは「少子社会の到来、その影響と対応」と副題がつけられたものであります。我が国の出生率の低下と少子化をめぐる結婚、家族、教育など、国民生活にかかわる問題を追求、分析したものになっております。それによれば、日本の出生率は、近年、顕著な低下傾向を示しており、先進諸国の中でも特に目立ったものになっている、ということであります。

昭和40年以降の出生数の動向を見ると、第２次ベビーブームのピークだった昭和48年の209万人を山に、だんだんと減少し、平成３年には122万人となっている。女性が一生に産む子供の数、いわゆる出生率も減少、いわゆる減る傾向にあり、平成元年には1.57人、平成３年には1.53人と、史上最低となったのであります。これは、現在の死亡率を前提にした場合に、人口の維持が可能な出生率2.08人を大きく下回っている。出生率の

低下と、それに伴う家庭や社会における子供数の低下傾向、すなわち少子化の動向と、その影響が注目されているわけであります。厚生省の将来人口の予測を見ると、2011年ごろ、１億3,044万人をピークに減少に向かい、2090年には9,300万人という規模になる。出生率の仮定をより低く置いた推計では、何と7,000万人を下回る水準にまで低下するという味方もあるわけであります。

経済企画庁が全国の20歳以上の男女約2,400人を対象に行った国民生活選好度調査によると、少子化の影響について44％の人が「国の活力が失われるのはよくない」と答えているわけであります。

次に、少子化の理由としては、さまざまなものが考えられるわけでありますが、人口構造面では、結婚しないという、いわゆる非婚化、あるいは晩婚化、及び結婚している女性の出生率の低下が少子化に影響を与えると考えられているわけであります。非婚化、晩婚化を促す理由としては、男女人口のアンバランス、多様な楽しみの増大、単身生活の便利さの問題、女性の高学歴化、女性の職場進出等が考えられ、その背景として、都市化、サービス化の社会の変化が指摘されているわけであります。

次に、結婚した女性の出生率の低下については、育児への精神的負担感の増大、子供の将来への不安、教育費の増大、仕事と家事・育児の両立の難しさ、住民事情などが影響を与えているといわれているわけであります。

国民生活選好度調査では、最近の出生率の低下原因として、男女平均では「子育て費用の負担が大きいから」が54.6％、「育児をする施設、制度が十分でないから」が51.2％を挙げる人が多かったとされております。女性では「施設制度が不十分」とする人はさらにふえて56.7％にもなっており、子育て費用が家計に大きな負担になっていることや、女性の職場進出に伴って、職業と育児の両立が難しい問題となっていることがうかがわれるというものであります。

欧米諸国でも、子育ての経済負担は上昇しているわけでありますが、子供を持つ家庭の負担を軽減するためのさまざまな育児支援などを公的に行っております。具体的には、子供を持つ家庭への家族、児童手当、税金の控除、住宅手当といったさまざまな経済的支援のほか、子供を預けるための施設の整備や学校教育の充実、教育負担への配慮、両親の労働時間の短縮などであります。

スウェーデンにおいては、家族施策は、子供を持つ家庭と持たない家庭の負担を等しくするための、社会施策の一部として位置づけ、育児休暇制度や児童手当、通学前の子供を預かる仕組みなど、きめ細かな家族政策が発達しているといわれております。90年

の出生率は、2.14人まで回復し、家族政策が一定の成果を上げていることが証明されたわけであります。

いずれにしても、最終的には、子供を産むか産まないかは各人の判断によるわけではありますが、子供を持ちたいけれども希望どおり持てないという現実を見るとき、子供を健やかに産み、育てるよりよい環境づくりが必要になってくると思うのであります。そのために、第１には、育児施設の整備、育児休業の定着、育児相談、情報サービスの充実など、出産、育児に関する支援体制の整備が必要になってくることは、言うまでもありません。さらに住宅問題や教育費負担の軽減を図る必要があるわけであります。

ところで、少子化の影響は、長期的には国内市場の成長鈍化の可能性があり、経済的活力が低下するおそれがあると指摘をされているわけであります。高齢化社会の到来と、表裏一体をなす、この少子化問題については、高齢化社会の対応とともに、今からしっかりとした対策を講じていかなければならないと考えます。もちろん国や都が考えていかなければならない点も、もちろん多々あるわけでありますが、まずとりあえず自治体としてできるところは何か、また、しなければならない点は何か、を考えていきたいと思うわけであります。

そこで、日野市の対応について、産み、育てる過程を通して、順を追ってお聞きしたいと思います。

まず第１点目は、産んだ直後はどういう事業が行われているか。いわゆる初産婦・乳児の訪問事業というのがあるわけでありますが、この内容について、詳しく教えていただきたいと思います。

２点目は、共稼ぎ夫婦のためのゼロ歳児保育の現状はどうか。申込者全員が入園できるのかどうか。

３点目は、特例保育、延長保育の実施状況はどうか。

４点目は、育児相談、情報サービスの提供は行われているのかどうか。

５点目は、本年４月から施行された育児休業法に伴い、年度途中入所児童の受け入れ体制の現状はどうか。また、今まで入所していた上の子の保育園への復帰はスムーズに行われているか。

６点目は住宅の面においてですが、多子世帯に対する市営住宅の優先入居の何か制度をとっているかどうか。

７点目は、教育費の援助という意味で、現行の日野市の奨学金制度について教えていただきたいと思います。

以上、７点について、これは現状についてお聞きするわけであります。詳しいコメントは、再質問の方でまたありますので、ちょっと順序が狂いますと私もやりにくいものがありますから、現状について、とりあえずお聞きをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　ただいまの最初の部分について、御説明申し上げます。

まず、日野市では、乳児訪問指導が、産まれて１カ月から３カ月までの間の第１子、初めて赤ちゃんを産んだ方への訪問指導、保健婦等の派遣によります訪問指導を、まず行っております。

それから、乳幼児の相談も行っております。

そのほか、保健所でも行っているところですけれども、当市としてはこの二つを行っているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御質問にお答えしたいと思います。

ただいま御指摘のありましたとおり、合計特殊出生率、これにつきましては、1.53人、東京都を見ますと平成４年には1.29人と、非常に少子化が進んでいるのは現状でございます。21世紀を待たないで老齢人口が年少人口を上回るというようなことで、将来的には４人に１人がお年寄りになるというような現状でございます。もちろんこれらは社会、経済の上で活性化が損なわれるということから、これからの高齢社会の中での児童問題は大きな問題となっているところでございます。

この第１点目のゼロ歳児でございますが、私たちで行っております保育、乳幼児、さらには児童の健全育成事業が、やがて到来する高齢化社会対策の一環でありまして、子供を産みやすく、また育てやすい社会環境をつくることが、高齢化対策の重要な中心的課題の一つでありまして、地方自治体としてもその環境整備が緊急であることは、認識しております。

しかし、現状では、日々の保育、健全育成事業の推進に追われ、なかなか将来を展望した施策ができないのも事実でございます。

ゼロ歳児保育の必要性でありますが、現在、日野市では民間７園、公立５園でゼロ歳保育を行っております。定員は105名で、措置率100％でございますが、人口構成から見ると乳幼児数は減少しておりますが、社会情勢の変化と申しますか、女性の就労増加等によりまして、保育園の入所希望者は必ずしもそうではなく、12月１日現在でございま

すが、約107名の保留児が出ておるのが実態でございます。特に、０、１歳、２歳の乳幼児でございます。

２点目の、特例延長保育ですか、これにつきましては、平成元年10月１日に、日野市の延長保育実施要綱を制定いたしまして、民間では２園、ここで実施しております。さらには、平成３年４月１日から民間２園が加わりまして、現在４園で実施しております。12月１日現在でございますが、95名の方の保育をしているのが現状でございます。

それから一時保育につきましては、これについては、保育所の持つ機能を活用し、一時的保育を実施することによりまして、家庭における養育を支援し児童の福祉増進を図ることを目的として、これは東京都の一時保育実施要綱というものでやっておるわけでございます。これについては、非定型的な保育、あるいは緊急保育、体験保育というような保育の内容がございますが、民間保育所において、設備、保母の配置基準が満たしている施設で、定員が空きがあった場合に、これは実施するということでございます。現在では、日野市では実施しておりません。

それから、育児相談、情報のサービスの提供でございます。これについては、核家族が進む中で子育てを支援、積極的に推進したいという考えに立っております。中でも、保育所機能を活用した従来の保育所のなじみの薄かった子育ての家族の支援を行いまして、いわゆる若年層を中心とした母親の育児に対する不安感、あるいは負担感の解消に努めることは大切でありまして、今後の大きな課題であると考えております。現在、市内におきましては、民間の保育所２園、これは至誠第二と吹上でございますが、乳幼児の保育相談事業を行っているのが現状でございます。

それから、育児休業中における上の子の取り扱いでございますが、これについては、27市の保育担当課長会においても、協議、検討を行っているところでございます。保護者の希望があれば、各市とも継続扱いすることで意思統一をしておりますので、育児休業によって保育に欠ける状態から離れるということで、措置を拒否するというようなことはございません。引き続き保育をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、下の子につきましては、いわゆる施設の問題、あるいは保母の配置、保留児を残している等の問題等がありまして、これらは各市統一的な結論が出ておりませんが、日野市では一般児と同様の取り扱いで対応していく、というような現状でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは、市営住宅関係につきまして、お答えいたします。

市営住宅の入居につきましては、条例で定めておりますとおり、公正な方法で選考し、入居者を決定しているところでございます。入居者資格の基本的な条件といたしましては、御存じのように同居親族のあること、それから収入基準に適用していること、現に住宅が困窮していること、という条件になっております。

優先入居の取り扱いにつきましては、建設省の住宅局長の通達によりまして「特定目的公営住宅の供給について」という中で、母子世帯、老人世帯、心身障害者世帯等の選考については、一律に抽選のみによることなく、住宅困窮度の高いものから入居を選考する方式の採用等も考慮することになっているような現状でございます。

なお、御質問の多子世帯の件につきましては、当市においてはまだ現在のところ実施してございません。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、奨学金事業の拡充について、お答え申し上げます。

生徒については、本市の奨学金制度は、市内に居住いたします高等学校、高等専門学校、並びに専修学校の高等科等に進学または在学して、学習意欲があり、かつ生活態度が健全で、保護者の全面の所得が生活保護基準の100分の120以下である者に対しまして、月額6,000円を支給しておるものでございます。現在、平成４年度は、92人が受給しております。応募者は107人でしたけれども、認定基準オーバーで15人が失格しております。よく聞かれます受給者中の生活保護世帯は13世帯、母子世帯は約60世帯でございます。

各５年間の応募者と、その認定者数は、次のような状況でございます。62年に始まりまして、３年度までで、応募93に対して86の認定、うち63年度では97人に対して88人、元年は111人に対して102名、２年度は110名に対して103名、３年度で、先ほど申し上げました103名に対して90名の認定、こういった状況でございます。

認定基準につきましては、奨学金の増額、改正の際、よく指摘される点に、認定基準の100分の120をもっと引き上げ、基準を緩めたらどうか、という御意見が出されます。現行の100分の120の考え方は、通称、準要保護といわれる私学援助費の認定基準が、生活保護基準の100分の150であるのを参考にいたしまして、この認定基準に含まれていな

い、言わば住宅扶助を加えて算定したものでございます。したがって、認定基準は準要保護世帯の考え方をベースにしていることになるので、この点を踏まえまして、引き上げについて可能かどうかを検討していきたいと思って、考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　ありがとうございました。それでは、順を追って再度、再質問という形で、質問させていただきます。

1点目の、初産婦・乳児訪問事業ですか、ここで言うと第1子目ということであります。あと、これは基本的には1回ぽっきりではなかったかと思うわけであります。そういったことで、果たして初産婦・乳児訪問事業、現在行われているものがどれだけ効果があるのかということを考えますと、非常に疑問を持たざるを得ないということであります。お母さん方に聞いても、本当に来たのかなというふうに記憶に残っていないぐらい、ほとんどかすんでいく、通過というんですか、前をただ通過していくというような感じの、そういう思いしかないようであります。

私も、この初産婦・乳児訪問指導というのを、趣旨というのは、私が思うに、ある意味では乳児と妊産婦を診てもらうということを通して、一つには、障害児を早期に発見をするということの意味も含まれていると思います。そういった意味で、初産婦・乳児訪問指導で障害児が発見されたなんていう話は、余り聞いたことがないんです。そういった意味で、現行の1回ぽっきりであり、第1子だけというのは、本当にそろそろ見直しをするときに来ているのでないか、というふうに思うわけであります。そういった意味で、先ほどのお話の中にもあったとおり、保育園のいろんな相談事業とも絡めて、産んだときのいろんな不安な状況というものを解消していくためにも、この事業をさらに、それとまた第1子だけじゃなくて、出生率そのものも平均2人を下回っているという状況でもありますので、どうか第2子目ぐらいまで診てもらいたい。また、回数を多少ふやして、この事業そのものを充実をする方向で検討していただきたい。これを再度、これについてどう、回数をふやすのか、第2子目からどうかという、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目につきましての、ゼロ歳児保育でございます。現在、定員が105名ということで、4月1日の時点では100％入っておるという状況でございますけれども、12月現在で0、1、2歳で107名もの保留児が出ているという、こういう現実が、今、明らかになったわけであります。

いずれにしても、保育園として、申込者全員が年度途中であっても、やはり保育園に入れないという現状は、これはやはり基本的にはなくすべきでないかと、当然のことながら思うわけであります。保育園の空きができるまで高い費用がかかるベビーホームや、あるいは無認可保育園へ入っていてください、まあ、そうはっきりは言わないんでしょうけれども、それと同じようなことを言っていると同じ状況があるわけであります。そういったことを行政側としては、やはりすべきではない。当然のことながら、そう思うわけであります。

そこで、保育園行政として、もう少し柔軟的な対応ができないものなのかどうか。今後の一つの方向としては、保育園児は全体としては減少傾向にあるわけであります。特に、3、4、5歳児の児童においては、定員割れが現実に起こっているという傾向もあるわけであります。逆に、今度はゼロ歳児は保育園においては、逆にそれだけふえているという、このアンバランスな状況も現実としてある。したがって、保育行政として柔軟的に対処していくという必要を、強く感じるわけであります。そういった意味で、現状の中で、いわゆる定員が今105名でありますけれども、現状の中で、ゼロ歳児の定員105名、これをそういった、いわゆる柔軟性を持った中での内部努力というんでしょうか、そういったことで定員をふやせられないのかどうか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

3点目の、特例保育、延長保育の件であります。現在、特例保育については、公立保育園全部でやっている、7時半から6時ということですか、延長保育が民間に任せて夜7時までやっている、こういう状況が今、明らかになったわけであります。95名の延長保育の対象児童も入っておられる、こういうお話も今、伺ったわけでありますけれども、今後の特例保育、延長保育に付随して、今後は考えていかなければならない点としては、まだまだこの裏には、今後のこととしても、現在においても、もろもろの需要というものが私はあると思うわけであります。やはり今後、女性の就労形態の多様化を考えますと、それに合わせたもろもろのメニューが必要になってくると思うわけであります。

例えば、午後7時以降の保育事業も増大してくると思われます。いわゆる午後10時ごろまでの夜型延長保育、あるいはパート労働者に対する弾力的な保育サービス、これは一律朝から晩までというのではなくて、午後から夜までとか、夕方から夜10時までとか、そういった弾力的な保育サービス、あるいは保護者の疾病の際、緊急に提供する保育サービスなどの、いわゆる一時保育の充実、実施ということが、今後ますます高まってくるのではないかということが、予想されるわけであります。これらの条件整備をすること

が、またキャリアウーマンにとっても安心して子供が産める、ということにも通じてくると思うわけであります。

とりあえずは、既に夜型延長保育、夜10時までの延長保育という、これは豊島区で現在やっております。いわゆる、夜10時ごろまでの夜型延長保育、あるいは緊急弾力的な一時保育についての、今後の構想というんでしょうか、そういったものはどのように今お考えになっておられるか。これを特例保育あるいは延長保育に付随しての、今後の保育事業の多様化、あるいはそのライフスタイルに伴っての多様な保育所に対する、夜型とか含めての緊急一時保護、あるいはもろもろのパート労働者に対する弾力的な保育事業、こういったものについての構想というんですか、今後の需要は間違いなくふえる、それについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

４点目についてですが、いわゆる育児相談、情報サービスということでございます。民間で２園行われているという、こういうお話もありましたけれども、昨今の、先ほど部長の方からもお話がありましたけれども、昨今の核家族化に伴い、母親が相談相手がなく孤独になり、１人で悩んでいるというケースが少なくないのではないか、と思うわけであります。子育てがなかなかマニュアルどおりにいかない、そのいら立ち、あるいはそのために育児ノイローゼに、あるいはまた、最近、問題になっております子供への虐待等、もろもろの社会問題を引き起こしているのが現実ではないでしょうか。

あるお母さんなどは「うちの赤ちゃんのおしっこが青くないのですが、どこか悪いんでしょうか」などというような相談が、あるところに寄せられたと新聞に載っておったそうであります。これなどは、典型的なマニュアル化というんでしょうか、テレビのコマーシャルでよくやっていますけれども、あれをそのとおりとっちゃっているというんです。そういう現実と、いわゆるマニュアルと、大きなギャップという意味では、もう笑えない冗談と言えます。こういうものがあるような気がいたします。いずれにしても、今、母親たちが身近に相談できる窓口が必要であろうと思うわけであります。

札幌市などでは、全公立保育園32園で、園長が週４日の育児電話相談をしているそうであります。このように、育児のノウハウのステーションである保育園を中心に、このような育児相談、情報サービス事業を行ってはどうかと思うのですが、もう一歩、部長の突っ込んだ御意見をお聞かせいただきたいと思います。

５点目におきまして、いわゆる入所、年度途中入所というんですけれども、育児休業法に伴う年度途中入所児童の受け入れ体制について、ということでありました。これは現実においては、上の子については運用として、継続してあえて退園させずに行われて

いるという、こういう御説明がありました。

また、年度途中入所、これは一般の児童と同様に扱う、ということは非常に厳しいということが、裏腹に私は当然あるんだろうと思うわけであります。今後の育児休業法の定着に伴って、年度途中入所児童はますますふえてくることは、間違いなく予想されるわけであります。現状のままで対応できるのかどうか、また上の子の保育園への復帰は、現状では先ほどのお話のように運用上、退園させないで措置をとっているということでしたが、それとも、そういう形で、ただ運用という形になってくるのかどうか、制度的にきちっとやっていくのかどうか、これを踏まえての、現状でやっていけるのかどうかという、下の子に対しての年度途中入所児童、私は非常に厳しいと思うんですが、本当にやっていけるのかどうか、現状はまたどうなのかということの御意見をもう一回お聞かせいただきたいと思います。

６点目についてですが、市営住宅については、現在、そういった多子世帯の優先入居は行われていないという、こういうお話でございました。この多子世帯についての優先入居、実は東京都では都営住宅で、ことしの10月から始まりました。18歳未満の児童が３人以上いる多子世帯については、優遇制度を開始をしたわけであります。都営住宅ですけれども、実質的に一般申込者より７倍程度、当選率が高くなるような優遇措置を行うというものだそうであります。ぜひ市営住宅においても、このような優遇措置をとっていただきたいと思いますが、この点はいかがでありましょうか。

７点目、奨学金の話が出ました。現実については、先ほどお話があったとおりで、私も実はよく知っているわけなんですが、現行では給付制度ということで、分け与えてしまうという、返ってこないわけであります。その中で、現行6,000円という、こういう額であります。現行制度、このような貸し付けではなく、給付制度というような状況、あるいは月額6,000円だというこの状況、また、所得制限が、生活保護世帯の1.2倍ということでありますね。この制度ですと、本当に枠が非常に限られておるように思うわけであります。また、幾ら給付とはいえ、6,000円では都立の授業料にも満たない額であります。現在、都立は8,200円と聞いております。

私は、そろそろ日野市の奨学金制度を見直しをすべきときにきているのではないか、と思うわけであります。生活保護の基準額を調べてみますと、いわゆる生活保護の基準額の1.2倍ということは、生活保護で言うと３人世帯で今、標準家族というふうに言われております。３人家族の標準世帯の1.2倍の計算で出してみますと、大体年収300万程度ということになります。年収300万ということになりますと、非常にこれは、ごく限

られた人たちしか、この奨学金制度が対象となっていないということが、当然、言われるわけであります。所得制限をここで、私が思うに、所得制限はことしは大幅に緩和をして、そのかわり寄付ではなくて貸し付け制度にして、本人が働けるようになってから返してもらうという、こういうような形で私は抜本的に変えるときに来ているのではないか、と思うわけであります。

額も、私立高校の授業料が払えるぐらいにアップしてはどうか。もちろん都や育英会の奨学金が受けられる人は、そちらを優先してもらうことは言うまでもありません。都や育英会は、かなり成績が優秀でないと受けられないということです。市の方は、そこそこの成績でも受けられるような、そういうような制度にしては、現在でもそんなに成績を問うてはいないというふうに聞いておりますけれども、そんな形で、この制度そのものを私は抜本的にここで、そろそろ変える時期に来ているというふうに思います。

また、現在は、高校生だけでありますけれども、専門学校も入っていますが、大学生までもこの枠を設けてはどうか。かつて昭和61年以前においては、大学生についても、たしか当てはまっていたような気がいたします。これについての、この奨学金制度の大きな対象を広げる、または額も引き上げながら、今度は給付でなくして、そのかわり貸し付け制度にしていくという、この方がより教育費を大変だという、お母さん方の教育に対する一つの援助という意味では、より多くの人が利用できて、また大きな励みになるというふうに思うわけであります。

以上７点について、再質問についてもう一回、答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　１点目の、初産婦の乳児訪問指導がどういうふうに効果が上がっているか、効果があるのか、というふうな件についてのお答えをしたいと思います。

自宅を訪問しまして、乳幼児の環境、また健康保持の問題、それから日常生活の指導等を、今お話がありましたように、核家族化によりまして、おじいさん、おばあさんの経験を聞けないというような方が、非常に不安の部分があるわけですけれども、こういう面での指導とか、それから障害児の問題も出ましたが、障害児までと言うか、言わないかわかりませんが、脱臼の早期発見とか、それから首が、斜頚というんでしょうか、だとか、また子供の小さい二、三カ月のうちに大人が声をかけたりしますと反応でアーとかウーとか、一緒に答えるとかというようなことによって、言語の障害がないとか、そういうようなことの発見とか、そういうことを私どもは報告を聞いております。相当

効果的に活用されているんではないか、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　再質問につきまして、お答えいたします。

ゼロ歳児の年度途中の入所、柔軟性のある保育という御指摘でございます。現状では、大体、場所あるいは施設の指定がなければ、多少の通園距離、これらを我慢していただければ、４月に大体は入所できるわけでございますが、どうしてもここの園じゃなければだめだというような方は、これらについては比較的、措置基準が低いところにランクされる方だと思います。そういうようなことで、大体は４月には入れるというような状況でございます。

ただ、年度途中ということになりますと、なかなか空きがないという現状で、なかなかその対応に苦慮をしているところでございます。特に最近は、３歳、４歳、５歳のところが定員に満たないところもかなり出てきているわけでございます。これについては、民間の施設においても、経営上に問題が出ているというような現状でございます。

したがいまして、一昨年ですか、たまたま園舎の老朽化ということで、園舎の改築がありました。そういう中では、やはり行政としての指導の中で、需要の多いゼロ歳児を実施したらどうかというようなことから、その園においてはゼロ歳児を実施したというケースがございます。

また、来年度においても、その辺の需要を見込んだ中で、定員の改定をしていくような園も出ております。そういうようなことで、日野市と公立の保育園においても、これからその辺の定数の配分、これを検討しなければいけないんではないか、というふうに考えておりますが、なかなかそうかといってゼロ歳が需要が多いからゼロ歳に集中しますと、ゼロ歳は１歳に移行し、また２歳に移行していくわけでございますので、また途中の１歳児が新たに入ってくる人もいますので、その辺のバランスを考えた中で、いずれにしても検討していきたいというふうに考えております。

３点目の、夜間の延長保育、あるいはパート等の弾力的な保育サービス、あるいは一時保育のサービス提供でございます。これにつきましては、基本的には保育時間のあり方の問題だと思います。母親の就労時間に整合した中で、時間帯の保育をするのが妥当だと考えておりますけれども、なかなか現状では、朝から晩までというような位置づけの保育になっております。そういうようなことで、ややもすると児童の負担というものもかなり重くなってきているのが現実ではないかと思っております。そういうようなことで、できればそういう就労の実態に合わせた保育をしていくというようなことにして

いかなければならないんではないか、というふうに考えているところでございます。

4点目の育児相談、あるいは情報のサービスの提供でございます。御指摘のとおり、非常に情報化時代ということで、情報がはんらんしておりまして、どれが正しい適切な情報なのか、なかなか若いお母さん方、耳にされている方たちも非常にその辺が一番大きい問題ではないか、というふうに考えております。そういう意味で、現在、置かれている保育所でございますが、各地域にそれぞれ配置されておりまして、地域の中での唯一の児童施設ということでございます。その保育園には保母さんもおり、栄養士さんもおり、あるいは看護婦さんもおり、非常に蓄積されたノウハウを持っていると思います。そういうようなことから、今後は、いわゆる地域の児童福祉施設という位置づけの中で、いろいろ今、御指摘のありました保育相談、あるいは正しい情報の提供、こういうものをできたら、というふうに考えております。

5点目の、育児休業法の適用によりまして、確かに上の子は現状では運用の中で引き続き保育ができる、というような状況になってございますので、問題はないんですけれども、下の子でございますが、いずれにしても現状の体制では、これはなかなか非常に難しい問題ではないかと思います。さりとて、最初からそういうものを見込んだ中で定員をあけておくというようなことは、これはやはり民間保育園なんかにおいても経営上の問題があります。やはり年度当初に大勢の方が申し込んでくる中では、なかなかそこまで余裕を持った体制に置くということは非常に難しいんではないか、というふうに考えております。ただ、御指摘のありました問題についても、今後の課題として研究させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　市営住宅について、お答えいたします。

御質問の多子世帯に帯する優先入居の取り扱いで子すが、国でも、最近による出生率の動向を踏まえた上で、平成3年10月に建設省の住宅局長から、先ほどお答え申しました母子、老人、身障者に加えまして、多子世帯も18歳未満の児童が3人以上いる世帯向けの住宅についても、特定目的公営住宅に追加するよう通知がございました。当市といたしましても、今後、新しく市営住宅の建て替え等により建設される住宅につきましては、これに沿った内容で対応をしたいと思います。今後とも検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、お答え申し上げます。

先ほど、基準の引き上げというお話でございました。先ほど私の方からも、今後、検討していきたい旨、お答え申し上げたところでございます。

そのほかに、大学生への適用範囲の拡大ということでございましたが、この点につきましても、含めまして、他市の状況あるいは返還を要しない給付型であることなどを勘案しながら、引き上げに努力してまいりたいと考えます。

なお、先ほど触れられました貸し付け型ということでございますが、額を多くして貸し付け制度に変えたらどうか、という御趣旨だったと思います。貸し付け後の返還に伴います諸事務などを考えますと、今の貸し付け制度を継続していきたいという考え方を、今持っているものでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

いずれにしても難しい問題ばかりで、また人員の問題も含んで、当然すぐにはできない問題もあるわけでございます。しかし、今後、考えていかなければならない重要な問題を含んでいるというふうに、強く思っているところであります。どうか今後の真剣な御検討をお願いをいたすものでございます。

最後に、1点だけ、再々質問ということになるんですけれども、1点だけ、御提案も含めて、ちょっとさせていただきたいと思います。

先ほどのゼロ歳児保育、あるいは年度途中入所児童、これもいわゆる下の子の受け入れが現状では難しい、という御答弁がございました。ゼロ歳児保育についても、柔軟的にやっていくという中でも、やはり難しい問題も当然ある、こういうことだろうというふうに受けとめているところであります。

そこで、考えますのに、現状なかなか対処が難しい、ということでございます。そこで、これ、一つ提案なんですが、一つの考え方として、全面的にこうだというんではなくて、考え方として、こういうふうにも考えられるということで受けとめていただきたいんですが、いわゆるゼロ歳児、1歳児、あるいは3歳児ということで、この方々をまとめて乳児園というんですか、そういったものをつくってはどうか、こういうふうな話なんでございます。今、ゼロ歳児を実施している5園あるというお話がありました。5園それぞれに、現在配置されているのが、この間、鈴木さんの質問でもいろいろ出ましたけれども、看護婦だとか栄養士、調理員、それぞれついているわけであります。5園

にそれぞれ看護婦、栄養士、調理員が３名ついている、こういう現状があるわけであります。これを１カ所にもしすれば、１カ所で行うようにすれば、単純に考えれば、看護婦は１人で済むわけでありますし、４人の看護婦が浮いてくるわけであります。同様に、栄養士も４人、浮いてまいります。さらに、離乳食をつくるために必要だった調理員も、４人浮いてくるわけであります。本当に単純な話で恐縮なんですけれども、こういう考えてまいりますと、合計すると12人の職員が、単純に計算すると浮いてくるわけであります。その職員を保母さんに、資格は違うんですけれども、仮に置きかえてまいりますと、この12名即保母さんということを考えると、３掛ける12で、36人のゼロ歳児を現状のままで36人のゼロ歳児を受け入れられることができるという、こういうような単純な発想なわけなんですけれども、いわゆる人をふやさずに現在より36人のゼロ歳児が受け入れられるということが言えるという、こういう単純な考え方なんでありますけれども、このようにゼロ歳児保育については、今、分散して行われているがための大きな不効率性というものが、私はあると思います。

そういう意味で、ゼロ歳児、１歳児、あるいは２歳児をまとめて保育するという、そのための施設をつくるということも考えていいのではないか、と思うわけであります。もちろん、市内で１カ所となりますと、なかなか連れていけないという遠くの方も当然出てくるわけでありますけれども、ただ、私は、よくお母さん方から、例えばゼロ歳児の保育園のいろいろ御相談を受けるときに「どこでもいいから入れてほしい。多少遠くても車で行きます」というようなことをおっしゃるお母さんも、結構いるんです。そういった意味では、多少遠くても、結構お母さん方は待つよりも入れた方がいいのかなという、こんな形も私は考えられるんじゃないか、こういうふうに考えているところであります。

また、あるいは、将来、児童数の減少が顕著になってきて、仮に保育園の統廃合のような問題が出てきたときには、10園のうちの一つを、そういったゼロ歳児、１歳児、２歳児向けの園にかえていくということも、私はあっていいのではないかという、こういうふうな、仮に考えますので、こんな点でちょっと考えたもんですから。

現在でも三鷹市だとか中野区なんかでは、これに近いことをやり始めているという情報も私は伝わってきております。そういったことを考えますと、今確かにゼロ歳児をやるについての人を張りつける、１園について３名もの看護婦、栄養士、調理員で、いわゆる今、基本的に９人のゼロ歳児を見ておるわけですね、１園で。９名のために３名の看護婦、栄養士、調理員が張りついているわけですから、これはやっぱり、お互いにちょっ

とむだ……むだというのは言い過ぎですけれども、不効率だということは、もう目に見えているわけです。そういうところを基本的に考えてみる必要があるのかということでの、一つの提案なんですが、これについての御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　再々質問につきまして、お答えしたいと思います。

いわゆるゼロ歳児の年度途中の入所、あるいは育児休業法に基づくところの下の子の入所の問題でございます。ただいま議員さんの方から御提案がありました。私どもは現状では、現在の定員の配分を再検討せざるを得ないと思っているんですけれども、今、御提案がございましたこの問題についても、ぜひ今後、研究していきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

では、最後に市長より、総括的に御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の趣旨でございます少子社会といいましょうか、子供の数がだんだん減って、将来の人口が維持できなくなるというふうな大きな人口問題は、決して健全なものということは言えないものだと思います。今日の現象として、確かに夫婦１組に対して1.52というふうな数字は、そのことを物語っているわけでありますから、今から適切な、子供が産める、こういう社会をつくるということも大きな社会問題だというべきだろうと思っております。数点にわたりまして、それぞれ検討をすべき問題提示もございました。

ただ、その保育園という、自治体に、言うなれば国の事業が委任をされておる、こういう関係がございまして、すべて保育園の内容につきましては、認可、許可、というふうな行政指導を伴っておる、こういう事情がございます。私どもも何とか市の範囲で、定数の仕組みを変えることができないだろうかというふうなことを、担当にも言ってみておるわけでございますが、なかなか定数の変更すら、また定数にリンクする保母の数すら非常に固定的に考えられておる、こういう現実がございます。

最近、中央の政府筋からも、保育園をもっと自治体の事業に位置づけて、そしてむしろ財政面から保母の国庫負担を少なくしよう、というふうな発想すら生まれておるということでありまして、きのうの新聞で、そのことは見送られたという情報を知りました。そういう状況でございますので、十分、この課題にも意を注いで、そうして地域社会が

将来、不健全になるという状況は、あらゆる方策を講じて健全化を図っていく、こういうことが、社会政策あるいは人口対策として大切だろうという認識には、全く異論がございません。それぞれに努力をして、一定の自治体で行える範囲の成果を上げる、そういう施策を取り組むのが当然だというふうに思っておりますので、そのような考え方で進みたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

以上をもちまして、この質問を終わりといたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって24の1、子供を健やかに産み育てるために……出産・育児支援体制を急げ！の質問を終わります。

一般質問24の2、3歳未満児、医療費助成は所得制限を設けず実施せよ！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○3番（田原　茂君）　2問目につきましては、表題のとおり端的にお伺いをいたしたいと思います。

乳幼児の医療費助成については、東京都は、公明党などの粘り強い要望により、ついにというか、やっとというか、平成6年1月から3歳未満児に限って実施に移すことを公にいたしました。今まで未実施であった5都道府県のうち、東京、青森、京都が平成5年度中に実施に移されることになったわけであります。未実施としては、大坂と沖縄だけになったということであります。しかし、都の今のところの予定としては、所得制限が設けられ、いわゆる児童手当受給児に限って支給する予定、ということであります。

そこで、もし都がこのまま所得制限を設けて実施するとしたならば、現在、日野市で行われている、所得制限なしのゼロ歳児についての乳児医療費助成との整合性はどうなるのかを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

現在、日野市では、ゼロ歳児を対象にいたしまして、所得制限を設けずに現金給付というような助成の仕方をしております。現在では、若干、制度の内容は異にいたしますが、東京都では6区、6市が実施しておるのが現状でございます。

日野市においても、さらに制度の充実をということから、年齢の引き上げの陳情が先般、採択されたところでもありまして、他市においても市民要望が強く出ているのが現状でございます。東京都市長会におきましても、都に対しまして、乳幼児の医療費助成

制度の創設ということで要望してきているところでもございます。先般の新聞報道でも御承知のとおり、都において平成6年1月から3歳未満児を対象といたしまして、所得制限を設けまして、補助率は2分の1の現物給付というような形をとることが発表されております。制度の創設に、やや歓迎あるいは評価するものの、所得の撤廃あるいは補助率の3分の2への引き上げなどについては、さらに東京都に対して要望をしているところでございます。

具体的な事務の手続につきましては、今後、検討しなければなりませんが、いずれ都の制度に統合されますと、現状のゼロ歳は所得制限を受けまして、恐らく半分近くの方が対象外というふうになろうかとい推測できます。できれば所得制限により対象外になる方につきましては、市の単独事業として引き続き助成をしていきたい、というふうに考えております。東京都においては、恐らく現在、ひとり親家庭の医療費助成をやっておりますが、それと同じような方法で、国保連合会に事務を一括委託方式で進められるんではないか、というふうに考えております。対象外となった方の取り扱いについては、医師会等の問題が幾つかあります。これらをクリアーしなければなりません。既に実施している福祉とも一緒に、東京都と協議をしていく中で、何とか現在の制度を続けていきたい、というふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今までの施策に対し、制度の低下を来さぬように配慮していかなければならないんじゃないか、というふうに考えているところでもございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

いわゆる制度として福祉の後退は許さない、こういう部長の御答弁だったかなというようにも私も受け取っているわけでありますが、都の方がいろいろな意味で強権的なものがありますので、ちょっと心配な面もあります。そういった意味で、この3歳未満児医療費の助成については、本当に日野市だけはとにかく所得制限を設けずに、1市単独事業で上乗せしてでも実施してもらいたい。これは、できれば3歳未満児全部、お願いしたい、こういう当然、希望があるわけであります。

また、それがどうしてもかなわないのであれば、日野市が現在行われているゼロ歳児についてだけは、断じて所得制限は導入しないでいただきたい。都の実施に伴ってゼロ歳児については、かえって後退してしまったということであっては、何のために都が導入するか、全く意味がなくなってしまうわけであります。この点、最後に市長に強く要望するとともに、市長の御決意をお聞かせください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　新規制度の導入と移行でありますので、なるべく、既に実施しております給付の制度が後退をしないようにするということは、当然の考え方として生まれるわけであります。

また、今回の場合は、今までの日野市の行い方は、いわゆる支払ってもらって、その支払い証明に対して現金給付をする、こういう方式であります。今度、東京都が実施します方式は、医療証を発給して、現物給付であります。つまり、支払い窓口で都の施策による負担分だけを払う、こういうことになるわけであります。

そのことを日野市に持ち込む場合に、何をもってまた根拠とするか、こういう問題が生じてまいります。行政手続上のことでありますし、私もどうすればそのことをクリアーできるかなと、ちょっと方策がまだ見出し得ておりません。担当で十分、今のようなお答えをしておりますので、十分、現実を頭の中で正確に推測してみて、対応を考える必要がある、こんなふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

いずれにしても、技術的ないろんな難しい面もあるにしても、いわゆるそういったことは市民の人に関係ないわけであります。福祉が後退するかどうかという、こういう問題だけが市民は一番の問題であります。福祉の後退は許さない、この部長の答弁を私は信じて、さらなるまた前進を強くお願いして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって24の2、3歳未満児医療費助成は所得制限を設けず実施せよ！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問24の3、中高年者の眼科検診を実施せよ！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○3番（田原　茂君）　最近、中高年者に増加している白内障、緑内障など、目の病気を早期発見するため、東京都中野区は、9月から3カ月にわたって無料の眼科検診を行っております。区議会公明党の推進で実現した全国でも珍しい同検診は、ことしが2回目、

昨年の検診では、受診者の3人に2人までもが目に何らかの異常があることが判明し、大きな反響を呼んだだけに、受診対象年齢をふやした今回は、さらに多くの人の早期発見、早期治療につながるものと期待されているわけであります。白内障や緑内障、網膜血管硬化症など、最近、中高年者の間に広がっている目の病気は、高齢化の進展、食生活の変化、ＯＡ機器の普及などが原因とされているが、初めは自覚症状が余りなく症状の進行も比較的ゆっくりしていることからも、本人が気づかないまま手おくれになり、失明につながる場合もあるというわけであります。このため、検診による早期発見は非常に重要であり、老化現象の一つである白内障も、早期発見による治療で進行速度をおくらせ、80歳から90歳ぐらいまで手術を受けずに生活できる、ということであります。

中野区の無料眼科検診は、この重要な早期発見を促し、早期治療につなげ、中高年者の中途失明を予防することを目的に、昨年からスタートしたものでございます。対象は、50歳、55歳、60歳、これにことしから65歳の区民も加えられたものであります。検診内容は、問診や矯正視力検査、屈折検査、精密眼圧検査、精密眼底検査等々となっており、必要があれば眼底カメラ検査も行うものであります。検診会場は、区医師会に加盟する19の医療機関で行われているということでございます。

第1回の昨年は、711人が受診をして、3分の2に上る484人が、目に何らかの異常があることが判明したそうであります。特に白内障は202人に上り、60歳での所見率は、55歳の2倍もあることがわかったようであります。

また、網膜血管硬化症も182人と多く、治療がおくれると失明する緑内障は1人だったが、その疑いがある人は16人もいたということでございます。区衛生部のお話によると、自身が白内障にかかっていることを初めて知った人など、多くの受診者から早期発見できたことの喜びの声が届けられたということでございます。

このように、白内障、緑内障の早期発見のために、日野市においても中高年の無料の眼科検診を行ってはどうかと、御提案をさせていただきます。

なお、この問題については、我が党の宮沢議員が委員会質疑においても何回となく提案をさせていただいている内容でもございます。ひとつ、前向きの御答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　中高年の眼科検診を実施せよについての御質問について、お答えいたします。

私どもも、今、昨年の中野区が実施しているようなこと、またはもう少し前から三鷹

市が実施している、というような状況を情報として知っているところでございますが、日野市では、今現在、老健法における検査の充実ということに力を入れているところでございます。そして、項目の増加ということで、大腸がんだとか、または――大腸がんも実施しているんですが、日野市としては、肝臓がんとか喉頭がんについては、まだ実施していない状況でございます。

あわせて、これをも含めた中で、眼科における白内障、緑内障の早期発見についても検討を進めてみたい、というふうに考えているところです。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

最後に、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市では、70歳以上の方を対象に、毎年、いわゆる老人検診事業を行っております。確かに最寄りの先生にという一方の利便も図っておるものですから、必ずしも専門の眼科の先生に検診を受けるということに、果たしてなっているかどうか、今、質問を聞いて、ちょっと、どういうふうなお答えをしようかと考えておったところであります。

眼科検診、専門医のまた領域でもございますので、そのあたりのところをもう一遍、検討をいたしまして、御指摘のような眼科の検診を必ず年に1回は実施できる、こういう仕組みをつくることによって、効果を果たしていく、そのようなことを今、お答えにさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　ぜひ前向きの実施に向けての御検討を強くお願いして、この質問を終わります。

以上であります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって24の3、中高年者の眼科検診を実施せよ！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時57分　休憩

午後7時51分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第120号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第120号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、一般職の職員の給料表及び住居手当等の改定、並びに看護職の給料表の新設をするため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは、議案第120号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

それでは、新旧対照表によって御説明申し上げますので、恐れ入りますが18、19ページをお開き願いたいと思います。

まず、第3条でございますが、病院に勤務する看護婦の給料を現給料表から分離し、新たに給料表3として別表第2の2に規定するものでございます。

次に、第6条の2でありますが、本年4月1日から給料の調整額が導入されております。病院に勤務する看護職の給与につきまして、職務給化を図るため現給料表から分離しまして、新給料表を設けることに伴い、調整額を現行の率方式から定額方式に改めるものでございます。調整額の月額は、2万6,300円とするものでございます。

次に、第7条、扶養手当の関係です。20ページから23ページでございます。扶養親族のうち、子、孫、及び弟妹について、現行の満18歳から満20歳に達する日以後の最初の年度末まで支給するため、改めるものであります。

なお、第7条第3項及び第8条の改正につきましては、この扶養親族の枠拡大に伴います所要の措置及び文言の整理をいたしたものでございます。

次に、第8条の3でございます。24ページ、25ページでございます。第8条の3でございますが、住居手当を月額1万3,500円から、月額1万5,000円に改めるものでござい

ます。

次に、付則関係でございます。７ページからございますけれども、これは記載のとおりでございますので、省略させていただきたいと思います。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　今回の給与改定については、先ほど全協の場で多少やりとりがありましたが、ここで、従来２表であった日野市の給料表が三つになるという、大変大きな変化があるわけです。大変重大なことなんですが、その点について少し触れてお聞きをしたいと思いますが、市が今後予定しております給料表の最終的な目標については、どのようなものをお考えか。ここで看護職の給料を分離をした、この点については、従来、私どもの主張と半ば近いものがあるわけですが、そのほかの、例えばレントゲン技師、薬剤師などの取り扱いについては、このままいくのかどうか、この点についてのお考えを、ひとつお聞かせをいただきたいと存じます。

それから、給与条例とかかわって、先般のボーナス、このボーナスもこの本会議で即決をしたわけですが、従来、行われておりました役職者、その他の一定の条件を満たす者に対する加算措置、これが従来の加算の方法と変わったのかどうか、この点については全く本会議で何の説明もなかったんです。どういう条件の人に加算措置を行うか、この点での説明がやはり私は議会で、あってしかるべきだと思うんです。この点を、当日、私どもは十分その点、気づきませんでしたので、内容に変化があったというようなことも聞き及んでおりますので、この点の説明をしていただきたいと存じます。

それから、全協の場での指摘もあったことなんですが、給与条例の改正などは、議運で今回は即決ということを決めておりますので、この場で決着をつけるということで、これはもういたし方ないと思うんですが、給料表を分離をさせるという、そういう内容を伴って今回、提案をされるということまで、我々は全く知りませんでした。こういったものを事前に、もう少しやはり何日間か私どもが検討できるような時間的な余裕を与えてもらいたいと思うんです。市長が提案する以上、そのくらいの余裕は我々欲しい、議会としては。この点について、今後どのようにお考えか。給与条例の改正案、即決になった場合には、この場でもう決着をつけなきゃいけないわけですから、検討時間が非常に短い。この点について、提案の方法について、今後、できるだけ時間の余裕を持って議会に示してもらいたいと思うんですが、この点について、今後の対応のことになりますが、お聞きをいたします。

それから、本会議で念のため、市長から先ほどのやりとりを踏まえて、もう一度お答えをいただきたいと思いますが、職員組合の組合費の徴収については、労働組合法７条の３項の趣旨に基づいて、本来、組合がみずからその徴収事務を行うべきだというふうに、当然、考えなくてはいけないわけですが、このいわゆるチェックオフ、組合費の徴収が市の事務として行われてきております。この点の改善について、もう一度市長から、先ほどの答弁を踏まえて、お答えをいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　それでは、ただいまの御質問について、お答えをいたします。

市の職員の給料体系につきましては、今までもたびたび御指摘をいただいておりますが、また、その都度、私どもも市としての当面の考え方についてもお示しをしておりますが、現在、いろいろ職務給化が必ずしも十分に反映する給料体系になっていない、ということでの御指摘をいただいているわけです。私どもも、それについては、長年にわたって努力をしてきておりますけれども、さらに国及び東京都等が採用しております給料制、給料表の構成に、私どもとしても一歩でも近づけるように、今後も努力を重ねていきたいというふうに考えております。

今、御質問ございました病院関係の職員の給料表につきましては、既に医師については工夫してございますが、ここで看護職員についての給料表の分離ということを御提案申し上げているわけでございますが、病院につきましては、医療技術者についても、国及び東京都が独立した表を持っておりますので、それに合うように引き続き私どもとしては今後も努力をしていきたい、というふうに考えております。

行政職につきましては、国及び東京都の行政１及び２という形での給料体系をとっておりますので、これも引き続き実現に向けて努力をしたい。これは、ただいろいろ大きな問題を含んでおりますので、及ぶ影響の範囲が大きいといいますか、そんなこともございますので、組合との間でなかなか煮詰めが、私どもが考えているようなテンポで進まない面がございますけれども、これについては、絶えず交渉の都度、このことについては問題にして、提起もしておりますので、引き続きその実現に向けて努力をしてまいりたい、というふうに考えております。

それから、２点目の、期末手当の加算のことに関する御質問でございますが、今回、関連する規則等について、基本的な枠組みそのものについては変更をしておりませんが、その年度中に到達します年齢の問題につきまして、例えば部長相当職に、課長で、２等

級16等級以上の課長職で56歳以上とかいう形で、年齢が表記をしてある基準を定めておりますけれども、こうした年齢の解釈の問題で、組合の方は全員にこれを支給しろという基本的な要求が、これはこの制度が導入された時点からございました。基本的には、組合は初めは反対をしておりましたので、要するに職務段階に応じて支給率が違うというような加算の措置については、基本的に反対がございましたけれども、導入は認めるにしても全員にやれ、というような意見もございましたけれども、年齢で表記をしていく指定基準をつくっておりますけれども、その年齢の解釈について、例えば56歳というふうになっておりますけれども、その年齢を年度当初の年齢を用いるか、支給基準日にその当該年齢に達していれば、その年齢を用いるかというような点で、今まで事務的にもいろいろ種々検討をし、議論も重ねてきましたけれども、いろいろ事務処理上の技術的な点なども考慮した上で、その年度中に、その年齢に到達をすれば支給が可能だというふうな形で、年齢の問題については若干の枠の広がり、拡大をしたということでございます。基本的な枠組み、その他につきましては、変更はしておりません。

それから、提案に、この給料表の提案の時期の問題で、特に表を分離するその他の場合に、できるだけ早く提起をしてほしいという御要望でございます。もちろん給与制度を大きく変更するような改正をする場合に、確かにおっしゃるとおりだと思いますので、私どもとしても今後、これからもいろいろ大きな変革をして、標準的な職務給による給料表に変えていきたいというふうに思っておりますので、これらについては、組合との交渉その他が当然ありますので、それと提案の時期との関係もございますけれども、できるだけその辺については早く、その概要なり何なりについては案をお示しできるように、私どもとしても最大の努力はしたい、というふうに考えております。

それから、職員組合費の徴収の問題についても御指摘がございますが、少なくとも他市の例等も参照にした上で、私どもとしては適正な措置はとりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　指摘をすれば数限りなくいろいろ問題はあるわけですが、私は、この給与制度をトータルで見ますと、こういったことに関して一番詳しい経験や知識、それから情報を持っているのは、市当局なんです。我々は議会としてこれをチェックをし、最終的には我々が決めるわけです。ですから、十分な知識、それから情報、それから時間を与えてもらう、そういうお互いの信頼関係がないと「労使でまとめたものだから大体これで認めてくれよ」ということでは、我々が責任が果たせないわけです。今回の給料表を分離をする、あるいは事前で決めていた調整率の件をここで定額に改めるというのは、大変重大な変更です。我々は、この給与制度のことだけかかわって仕事をしているわけじゃありませんので、こういう大きな変化、改定が行われる前には、やはりもう少し時間をかけて、我々が検討できる、議会がチェックできる、議会が考えることのできる、そういった余裕というものを当然、我々は与えてもらえなければ、議会がそれは決めることだと言われたんでは、市民に対して責任が果たせなくなってしまうわけです。この点、ぜひ強くお願いをしておきたいと思います。

それから、私は、先般、即決をしてもう決定をしておりますボーナス、これも給与ですからね、今あえて取り上げたんですけれど、これも前回、今まで我々が行われてきた加算措置とは、さらに枠が拡大されていたんですね。後になってわかったんですよ。今、助役は、大枠じゃ変わらないけれども、年齢の取り方を変えたとおっしゃいましたね。これによって対象者が拡大するわけです。こういうことは、本会議上でも一言もおっしゃらなかった。かねてから「役職の加算である」ということを、最初、助役も全協の場で、平成２年、この加算が導入されたときにおっしゃったわけです。私どもも十分な知識がないわけですが、いろいろな資料を見てみますと、例えば人事院の給与勧告についての説明でも、期末勤勉手当の加算措置については、ちゃんと係長以上の職員にということで限定されているわけです。ところが日野市の場合には、一般職員、非役付きの人にもこの加算措置を適用している。しかも今度は、その適用枠を拡大した。こういう変化があっても、議会にそれを提案時に説明してもらわなくては、後の祭なんです。しかも、かねてから我々が指摘しておりますように、部長相当職から係長相当職まで、20％から15％、10％、７％、５％という刻みで加算が行われているわけです。これは、変化はなかったんですが、私どもは傾斜配分ということではなくて、人事院の趣旨に沿って、役職加算でいくべきじゃないかということを、かねて言っているわけです。しかし、今回はそれが実現できなかったら、「できなかった」という説明を、やはり提案時にやってもらいたいんです。一般職の非役付きの人でも10％の加算を受ける人がいる。しかし、役職上、職務上は係長職で、仕事の内容、責任の度合いは違うはずの、そういう役付きの人が、７％の適用の人がいるわけでしょう。制度上は、５％の人も生じる可能性があるんです。係長職が５％の加算で、役についていない一般職が10％の加算が受けられるのが、今の日野市の加算のシステムなんですよ。こういうことは改めてもらいたいということを、指摘を何回も私はしたんですけれど、今回、改まっていないばかりか、対象

者はさらに拡大をして、年齢の取り方を変えたために、受けられる対象の人がふえましたね。

実際には、日野市の場合は、私いろいろ調べましたら、役職者ということで対象になる人は304人、存在をしていると思います。しかし、実際には対象になっている人たちは981人、1,000人近くの人がこの加算の適用を受けている。人事院の勧告の趣旨から逸脱をしている現状にあるわけです。これは、民間との給与格差を是正するために、役職者にはこれだけの配分を加算という措置によって行う、それで格差を埋めていくということだったわけですから、場合によっては、これはなくなることもあり得るわけです。しかし、これだけ拡大して枠を広げてしまいますと、いざ緊縮だ、民間の景気が悪くなったといって、では民間の制度に、民間の実態に合わせることが、果たしてできるか。大変なまた重荷をしょい込むことになるわけです。この点のことも十分、考えていただきたいと思います。この加算のことについて、是正ができなかったら、その説明はやはりすべきだと思いますし、考え方をもう一度、お聞かせをいただきたいと思うんです。

その他の点については、一応これで認めざるを得ないかと思うんですけれど、今後に残されている課題は非常に大きいわけですので、今、助役が答弁されたように、市が掲げている給与制度、給与体系に近づける、つまり到達目標をしっかり示して、そして取り組んでいただきたいと思います。

それから、地方公務員法の規定に基づいた職務給の形に近づける。今回の分離をした給料表も、看護婦さんの給料表、通し号俸、準通し号俸になっていますね。こういう点の、また是正しなければならないものを、ここで生み出したんですよね。

意見のところで、これは申し上げればよかったかもわかりませんが、加算のことについて、もう一度、御説明をしていただきたいと思うんです。なぜ役職加算ということができないのか、です。

それから、組合費の徴収のことで、他市の実例などを引きながらとおっしゃいますけれど、これは法律に書いてあるんですから。他市が間違っていたら、他市に従うんですか。正しいことを、やはりやらなきゃいけないですね。市長からも、この点、お答えをいただきたいと存じます。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

今、御指摘いただいておりますし、これは前に、この措置を提案した際にもいろいろ御指摘をいただいておりまして、役付き加算と一言で言っておりますが、正確には職務

段階等に応じた加算措置という形に、人事院では表現をしておりますけれども、この職務段階というのは、確かに簡単に言えば役職という言葉に読みかえることができるわけですが、それだけではなしに、人事院でも「職務段階等に応じて」というふうに表現をしているわけですが、相当職というのも当然、含んでおります。国・都の場合、標準職務表というのは、それぞれ給料表の各等級について決められておりまして、国・都の場合は、各等級ごとに加算率が定められております。私どもの場合、例えば１等級は部長職ということでなっておりますが、で、部長以外の方は１等級には絶対に、１等級の給料表を適用することはございません。２等級は課長職ということになっています。

ただ、東京都及び国の場合は、それぞれの職務について言いますと、職務の方を主にして言いますと、それぞれ２級から３級ぐらいの等級が割り振られておりまして、相互に重なり合っているという特徴がございます。ですから国の場合は11級に分かれておりまして、例えば係長職でも３本ぐらいの給料を与える、課長でも３本ぐらいの給料を与える、というような形につくられておりますし、東京都の場合もそんなつくり方がされております。ですから、そういう意味で言いますと、その役職以外の要素が、国・都の場合にも入ってきていて、それがある意味では、組合との交渉や何かの中で、傾斜加算という側面が、一つは出てこざるを得なかった。

それで、私どもとしては、確かに職務段階等というのは、中心的には役職別でございますので、やはり管理職の皆さんには大変御苦労されておりますから、こういう機会に、人事院の勧告があった時点で、やはりそれだけの加算措置を、勧告が出た際には採用していきたいという願いもございました。初めは、組合は反対していたというようなこともございまして、ある程度は妥協というようなことで、そういう傾斜加算部分も確かに中に入ってきているわけですが、それについては、厳しい今までも御批判なり、御意見なりを賜っております。

したがいまして、私どもとしては、各市でもいろんな形でこの制度を導入してきておりますので、そういった各市の状況等も十分に見た上で、これが正しく運用されるように、私どもとしては、今後、これで固定的に考えるのではなくて、見直し等の、当然、措置も含めまして、再検討をするということで、私どももこれから対応していきたいというふうに考えております。

それから、組合費の問題につきましては、私どもとして適正な措置はとるように努力したい、というふうに思っています。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　では、今後、市長は挙手をしないので、議長も指さないと思うんですが、助役から答弁がありましたので、きちんと筋を通した交渉をして、早く改善をしてもらいたいと思います。

最後に、これだけの結果をまとめるに当たって、交渉経過を見ますと、職場放棄、座り込み、それから窓口の業務拒否が行われたということです。これには、どのように対処をされたのか。窓口の業務拒否ということであれば、当然、影響は出るわけです、市民サービスに。管理職がそれに対応したということは聞いておりますが、こういった違法行為については、市当局としてどのように臨んだのか、その点を明らかにしていただきたいと存じます。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　これは、その都度、今までもそうでございますけれども、組合が行いますさまざまな、いわゆる闘争戦術になっていますね、違法の疑いがあるもの等については、私どもは常にその都度、中止するように、やめるように、組合に対しても申し入れをしてきております。今後もそういうことで対応を十分に図っていきたい、というふうに考えています。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　市長、今までの助役とのやりとりを踏まえて、何か一言、どうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　長い間の歴史経過に伴う、いろいろのまだ改善すべき慣行が残っておるということでございますので、労使の関係といえども、公私混淆にならないように適正な対応をしていくのが、市民に対する責務だというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　今の古賀議員の質問で、大体の、内容的には同じなもんですから、ダブらないように確認の意味で１点だけ。

助役については、これから給料表関係の、今後も引き続き努力をしたいというふうなことでありますが、今、そういう立場をして、果たしてどの程度で解決を図っていこうとしているのか。一定の予定が、もしお持ちであれば、お示しをいただきたい。

以上、１点です。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　給料表の今後の改定の目安、一体いつごろまでに、どういう形

で、という御質問でございますが、私どもとしては最大限努力をして、できるだけ早い時期に、幾らかでも前進するように努力をしたいというふうに思っています。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　質問は終わりますけれども、どうしても一定の時限を、今回の関係はまた意見で述べますけれども、一定の時限を設けたという議員の良識を、今回覆さ……要するに一定の幅を、改善を図ったという部分がありますけれども、求めるものとしてはほど遠いものが出てきて、議員が歯どめをしたものがなくなるという、重大な問題でありまして、最大限の努力をするということですと、このままずっと、ここでもし認めたときに、ズルズルっといくという可能性がありまして、やっぱりチェックをする機能としては聞いておきたかった、というふうに思います。

ぜひ今後は、こういったことをやる段階でも、一定のものは示しをしていただくということが、一つの我々の審議するチェックの中にも入ってくるというふうに思いますので、質問はしませんということでありますから、それ以上求めませんけれども、以上で質問は一応終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　１点だけ、意見を申し上げます。

ここ毎年、違法ストが行われておりまして、私も過去、何回か全協の場で指摘をさせていただいたんですが、その都度、市長の方から「甚だ遺憾である。文書をもって二度とそういうことをやらないようにということを言ってきた」と。私の言っているのは、ペナルティーはないんですかということに対しては、回答がなかったんです。結果的には「ペナルティーは科していない。賃金カットとか、そういうことはなかった」ということで来たわけですけれども、ここ数年のこういう違法ストに対して、組合に対しては甚だ遺憾であるということで、厳しく対処をしているというのはわかります。市民に対しては、どんな気持ちでいるのか。

一例だけ挙げさせてもらいますと、保育園で保母さんがストに対処をした。たまたま

そのときは10割動員だったんです、１時間。父兄には、自宅保育というのを、指令を出した。行っても保母さんがいませんから、園児は何もできない。自宅で保育をしてくださいということが、当局から言われる。共稼ぎの夫婦の場合には、一日、休暇をとって会社を休まなければならない。子供の面倒を見るために。こういう事例があるわけです。管理職がその代役をしても限られていますから、ほとんど不可能であるという、こういう実態が現にあるわけです。ですから、組合に対して厳しく対処するのは結構ですけれども、市民が怒りを持ってこの違法ストに対して声なき声ということで、かなり不信感がある。こういうことをぜひ頭に入れていただいて、厳しく対処する方法も、何らかのことを今後、考えていただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　それでは、意見を申し上げさせていただきます。

今回のこの条例の改正につきましては、昨年の、平成３年第４回定例会でも、修正において通ったという状況のものに、今回大きく変化をさせるものですが、当時、調整額について規則で定めるというような考え方がありまして、これを条例の中に組み入れたという背景がございます。適用範囲、それから本俸の中で限定した時限立法という形で決着を見たわけですが、その趣旨は、平成５年３月31日までに、市と組合と十分協議して、新しい給料表をつくってほしいということで、強く市側にそれを求めた背景があります。それが１年にして、ここで修正、改正をされるということでありますけれども、その趣旨とする部分が十分できていない。説明の中では、東京都等の給料表に準じた場合にということで、その調整額の表を一定の額、調整の表ですね、これを額としてあらわしてきたということであります。

つまり、十分に機能を発揮できない表でありまして、市長の提案説明では、新設で条例の一部改正を出したということでありますけれども、全くもってほど遠い状況であります。今後の計画についても伺ったところ、最大限に努力する、ということであります。我々、労使関係では、十分そこら辺の尊重はするところでありますけれども、市民の立場に立ってみれば、果たして今まで続いてきた通し号俸制、どこで直るのかというようなことは最大の視点にもなっておりますし、ぜひこういったことを十分調整を図って、できるだけ早い時点に完全なる給料表体系を組み立てていただきたい。一歩の足がかりとしての評価はいたしますけれども、こういったことを強く申し上げておきます。

もう１点、特に職員の勤務体系の中で、時間給というものが導入をされた背景の中に、

１分でも２分でもおくれた場合には、遅刻というものはないわけですから、時間給になります、という説明を受けています。29分の職場放棄をした人が、たまたま職員課の対応の中では30分で前後をする、１時間への繰り入れになるというような背景が、そこには含まれておりまして、当然、３分なり５分なり、遅刻を現実とした人は賃金カットの対象になる、届けもしないという状況でありますから。こういったことは十分、総務部長もいられます職員課への指導をしていただいて、厳格にタイムカードの、押すことは義務づけられておりますし、届けは十分、チェックをされているとは思いますけれども、こういった中では、当然この29分ストに参加した人は、賃金カットの対象になるというふうに判断される人が、多数いられるんじゃないかというふうに、私は思っております。こういった背景から、ぜひ立場をして十分な対応を図られるよう強く要望して、意見としたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　簡単に意見を申し上げておきます。

ことしの７月18日から、日野市は完全週休２日制を実施をしたわけです。11月28日からは、市立病院も完全週休２日制に移行をいたしました。民間の労働実態、週休２日制の進行状態と比べれば、公務員の場合には先行しているということになると思います。そういった中での今回の給与改定であります。ベースアップを含め、さらに今回、定昇を含めれば５％以上の給与改定が行われたということになるわけでありますので、地方公務員法24条が定める職務給の考え方にきちんと立って、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない、そして民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定める、ということになっているわけですから、この地方公務員法24条の趣旨をきちんと踏まえて、給与改定には当局は当たってもらいたい。このことを意見として申し上げておきたいと思います。

さらに、あるべき日野市の給与体系、給料表というものを見ますと、行政職を１と２に分離をするということも、今後の課題として残される。

さらに、医療職について、今２表がここで実現をするわけでありますが、もう一つ、例えば薬剤師やレントゲン技師などの医療技術者、これらに対する取り扱いはどのようにするのかという点も、残されているわけであります。

さらに、同じ日野市に勤務をする看護婦さんでも、生活保健センターに看護婦として就職をしている人に対しては、今回の定額のかさ上げは行われない、適用外ということ

でありますので、この辺の矛盾はどう解消していくのか。勤務形態、あるいは看護職というものに対する取り扱いを、ここで市がきちんと受けとめなければ、厚生省のゴールドプラン10カ年戦略で、これから看護婦さんも病院以外でも日野市は雇用しなくてはならない、そういった事態が目の前に迫っているわけです。プランをつくるわけですから、当然そのプランは実施されなければならない。そうすると、看護職に対する給与面での評価をどう行っていくかということも、これから、いいかげんな気持ちではだめなんですよ。こういう点も、一つ課題として残されていることを指摘をしておきたいと思います。

さらに、ボーナスについても、先ほど申し上げましたように、加算は確かに人事院の勧告に基づいて行うということは、これは当然のことです。これは、そういう要求があって、もしそれにこたえるのは当たり前だと思います。

ただし、先ほど助役が言われたような、職務段階等に応じては確かになっておりますが、その前に、係長級以上の職員にということで、その対象者を限定しております。この方もちゃんと読まないといけないと、私は思います。いわゆる傾斜配分という考え方は、明らかにこの人事院の給与勧告についての説明の趣旨を逸脱しているものでありますので、今後、係長職でも５％の加算の人もいれば、係長職は、そのほかにも７％の人もいる、そういう実態があるにもかかわらず、非役付きの人で10％の適用者がいるという矛盾を、今後、解決していくことも一つの課題だということを指摘をしておきます。

さらに、先ほどの職員組合組合費の徴収については、これを改善していくということは市長からもお答えがあったわけですが、私は、かなり以前になると思いますが、全協てもこのことを一度取り上げた経過があると思うんです。しかし、今日までそういった実態については仄聞することすらなかった、というような市長のお答えでありますが、この是正だけはすぐにできることでありますので、すぐに取り組んでいただきたいということを、意見として申し上げておきます。つまり、労働組合法の７条の３項は、労働組合の運営のための経費の支払いにつき、経理上の援助を与えることを不当労働行為として禁止をしております。

つまり、給与から組合費を天引きすることは、不当労働行為ということになるわけです。労働組合に対して干渉することもいけないし、また過大な便益を与えることももちろんいけない、ということです。つまり、正常な、対等な労使関係を築くということで、この法の規制があるわけでありますので、この点の改善を大至急、図っていただきたいと思います。金庫積み立てなどという、おためごかしのそういうやり方でこれを継続す

ることは、到底認められません。つまり組合費の算定、徴収などの経理事務については相当の経費が、これには使われていることになるわけです。市当局が天引きで組合費の徴収事務を行うことは、組合が負うべき経費を市当局が負担していることになる。税金で負担しているということになるわけでありますので、この点で対等な、そして正常な労使関係を築いていくためにも、是正を強く求めておきます。

さらに、争議行為のことについても意見が述べられましたが、もう関係法令によって公務員のストライキなどの争議行為は厳しく禁止をされているわけです。条文の解釈によって見解が分かれるというものではないわけです。この点について、現在の日野市の職員組合のいわゆる順法精神、服務規律の弛緩というものは、目に余るものがあると思います。この点について、毅然と是正をしていただくことを、この点も求めておきます。

人事の最高責任者として、市長の自覚が何よりも大切でありますので、この点も、重ねて重ねて指摘をしておきます。

今回の給与条例の改正については、給料表が分離をされる、一定の前進のようにも見えるわけでありますが、その中身は通し号俸制が含まれていたり、あるいはその他の医療職の取り扱いが、まだ手つかずのまま残っていたり、さらに、かなり以前になりますが、昭和62年、市議会で可決をした係長職以上のポストに対する職務給導入の問題も、まだ終わっていない。そういうことでありますので、今回の給与条例の改正については重大な欠陥と問題が含まれているということを、繰り返し指摘をし、改善を強く要請して私の意見とします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第120号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第４－19号、農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する陳情、請願第４－20号、南平台団地内に地区センター新設に関する請願、請願第４－21号、複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第４－19号、請願第４－20号、請願第４－21号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

なお、請願第４－20号につきましては、紹介議員、奥住日出男君より、紹介議員の取り下げ願いが提出されましたので、これを承認いたします。

これより請願第４－22号、程久保一丁目下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第４－22号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第４－23号、東ティモール政策の見直しを求める意見書に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第４－23号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第４－24号、日野市立女性センター建て替えに関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第４－24号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

なお、請願第４－24号につきましては、紹介議員、奥住日出男君より紹介議員の取り下げ願いが提出されましたので、これを承認いたします。

これより請願第４－25号、「海外派兵の中止を求める意見書」提出に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第４－25号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

12月15日から始まります常任特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は12月21日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後８時37分　散会

12月21日　月曜日　（第７日）

平成４年
第４回定例会　**日野市議会会議録　（第38号）**

12月21日　月曜日　（第７日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	旗野行雄君	６番	谷　長一君
７番	小川友一君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋　徹君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫嶂子君

議事日程

平成4年12月21日（月）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1　議案第103号　日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
（総務・文教・厚生・建設）

日程第2　議案第109号　平成4年度日野市一般会計補正予算（第3号）
（文教委員会）

日程第3　議案第91号　日野市立教育センター設置条例の制定について

日程第4　議案第108号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
（厚生委員会）

日程第5　議案第105号　日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定について

日程第6　議案第106号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7　議案第107号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8　議案第110号　平成4年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9　議案第112号　平成4年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）

日程第10　議案第113号　平成4年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第11　議案第114号　平成4年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）
（建設委員会）

日程第12　議案第104号　日野市中小企業事業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議案第111号　平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14　議案第115号　市道路線の一部廃止について

日程第15　議案第116号　市道路線の廃止について

日程第16　議案第117号　市道路線の認定について

日程第17　議案第118号　日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第18　請願第4−7号　請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情

日程第19　請願第4−9号　旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願

日程第　20　請　願　第 4−18 号　「白梅幼児学園に通う幼児の保護者に対する新制度の下での手当支給」に関する請願

日程第　21　請　願　第 4−25 号　「海外派兵の中止を求める意見書」提出に関する請願

（文教委員会）

日程第　22　請　願　第 4− 8 号　七ツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情

日程第　23　請　願　第 4−11 号　学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、除外された費用の復元を求める陳情

日程第　24　請　願　第 4−14 号　義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情

（厚生委員会）

日程第　25　請　願　第 4−20 号　南平台団地内に地区センター新設に関する請願

日程第　26　請　願　第 4−24 号　日野市立女性センター建て替えに関する請願

（建設委員会）

日程第　27　請　願　第 3−33 号　山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願

（継続審査）　（総務委員会）

日程第　28　請　願　第 3−11 号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願

日程第　29　請　願　第 3−12 号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情

日程第　30　請　願　第 4− 1 号　米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情

日程第　31　請　願　第 4− 2 号　横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情

日程第　32　請　願　第 4− 3 号　労働時間短縮についての陳情

日程第　33　請　願　第 4−15 号　公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書提出を願う請願

日程第　34　請　願　第 4−17 号　日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対

する土地提供に関する陳情

日程第　35　請　願　第 4−23 号　東ティモール政策の見直しを求める意見書に関する請願

（厚生委員会）

日程第　36　請　願　第 2−24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願

日程第　37　請　願　第 2−25 号　中ホール建設に関する請願

日程第　38　請　願　第 3−17 号　日野市市民多目的ホール新設に関する請願

日程第　39　請　願　第 4− 5 号　日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情

日程第　40　請　願　第 4−12 号　日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情

日程第　41　請　願　第 4−19 号　農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する陳情

日程第　42　請　願　第 4−21 号　複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情

（建設委員会）

日程第　43　請　願　第 2− 4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願

日程第　44　請　願　第 2−28 号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願

日程第　45　請　願　第 3− 4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願

日程第　46　請　願　第 3− 5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願

日程第　47　請　願　第 3−19 号　高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願

日程第　48　請　願　第 3−34 号　団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願

日程第　49　請　願　第 4−10 号　多摩川自治会内の建築許可に関する請願

日程第　50　請　願　第 4−22 号　程久保一丁目下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願

（継続審査議決）

日程第　51　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　52　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　53　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　54　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　55　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（議案上程）
日程第　56　議員提出議案第21号　義歯診療報酬の引き上げを求める意見書
日程第　57　議員提出議案第22号　佐川急便疑惑の徹底解明と政治倫理の確立に関する意見書
日程第　58　議員提出議案第23号　宮沢内閣の退陣と佐川疑惑の全容解明を求める意見書
日程第　59　議員提出議案第24号　日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　60　議員提出議案第25号　学校事務職員等に対する義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書
日程第　61　議員提出議案第26号　佐川急便疑惑の徹底解明と政治倫理の確立に関する意見書

本日の会議に付した事件
　日程第１から第56及び第59から第61まで

午後１時10分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、28名であります。

これより議案第103号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

議案第103号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。ほかに日野市立学校設置条例の一部改正、日野市立地区センター条例の一部改正、日野市遊び場条例の一部改正、日野市市民会館条例の一部改正、なお五つの条例改正案でございます。町区域の新たな設定に伴う変更によるものでございます。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第103号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例等の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第109号　平成４年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

本件については、４常任委員会に分割付託をいたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　付託されました補正予算のうち、総務委員会には歳入全

般、２億1,800万円余りの補正と、歳出のうち総務費7,477万6,000円でございます。当委員会では慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（天野輝男君）　文教委員会に付託されました議案審査を御報告申し上げます。

議案第109号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第３号）について、歳出のうち教育費についての議案審査報告を申し上げます。

担当部長より説明を受けて慎重審査を行いました。主な質疑は、児童・生徒の海外派遣費について、グラウンドまた大成荘の使用について審議いたしました。

慎重審査の結果、全会一致、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結をいたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　それでは厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第109号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第３号）の歳出のうち民生費、衛生費、消防費についてであります。

主な質疑としましては、一点、民生費の３目、精神薄弱者福祉費のうち障害者雇用促進事業で新たに８名の方が雇用されたわけでございますけども、差し支えなければ雇用先を教えてもらえないかという、こういう質疑がございました。これに対して答弁としては、雇用先については勘弁してほしいという答弁がございまして、了解ということでございます。

慎重審査の結果ほかに質疑、意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第109号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

一般会計補正予算のうちの土木費であります。土木費の補正は1,063万円でありますが、その主なものは道路橋梁管理経費としての車両の購入200万円など、これは栄町都営住宅地区外排水にかかわる事業費相当額の支出科目組みかえで、道路新設改良経費が減額となっています。

東豊田陸橋開通祝賀会に伴う都市計画道路事業経費93万円、電気料の不足分に充てる街路灯維持経費180万円、土地開発公社先行取得の土地の管理のための草刈り作業委託料250万円、下田市営住宅建て替えの移転補償に伴う市営住宅維持管理経費540万円などであります。このほかに公共施設建設基金の10億円の繰り入れで、財源補正を行う下水道費があります。

下田団地市営住宅建て替えに関しての質疑が多くありました。移転補償は１戸当たり36万円の15戸分であり、住宅建設は平成５年から７年で行い、現在の15戸を27戸にするもので、３階建て、公園と集会室をつくり、16台の駐車場をつくることが明らかにされました。駐車場は27分の16でいいのか。駐車場料金についてなどの質疑があった後採決の結果、全会一致可決と決しました。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決をいたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第109号　平成４年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第91号、日野市立教育センター設置条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本件については文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第108号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（天野輝男君）　文教委員会に付託されました議案の審査報告をいたします。

議案第108号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についての審査報告を申し上げます。担当部長より説明を受け慎重審査の結果質疑、意見もなく、全会一致本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第108号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第105号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第106号、　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第107号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第106号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は、新たに難病が２件追加されたものでございまして、慎重審査の結果特に質疑意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして議案第107号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、短期人間ドックの導入を図るもので、主な質疑としましては、週２回で１日２人というのは余りにも少ないのではないか。府中の健康センターの実態を考えると、申し込んだ市民がかなり待たされるのではないか、その辺どう考えているのだと、こういう質問に対しまして答弁としては、病院の方でもいろいろ考えているけれども、軌道にのったら空きベッド等を活用して、もっとふやしていきたい、こういう答弁でございます。

それからもう一点は、男女の料金に差があるのは、女性には乳がんと子宮がん検診が加えられるということだけれども、男性にも乳がんがある、こういうふうに聞いている。その辺どう考えるか。こういう質問に対しまして、問診表の方にそういう項目があるので、そちらに記入してもらえれば診察しますという答弁でございました。

慎重審査の結果特に意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は、原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第106号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第107号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第110号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第112号、平成４年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第113号、平成４年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）、議案第114号、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　議案第110号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の審査報告を申し上げます。

本件につきましては慎重審査の結果特に質疑、意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第112号、平成４年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）であります。本件につきましても慎重審査の結果、特に質疑、意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第113号、平成４年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）であります。本件につきましても慎重審査の結果特に質疑、意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。

最後に議案第114号、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）であります。本件につきましても慎重審議の結果、特に質疑、意見はなく、全会一致可決すべきものと決しました。以上よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は、原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第110号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第112号、平成４年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第113号、平成４年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）、議案第114号、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第104号、日野市中小企業事業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第104号の建設委員会の審査報告を申し上げます。日野市中小企業事業資金融資あつせん条例の一部改正であります。

改正は、融資の限度額を引き上げることと、償還期間を長くすることであり、さらに返済が完了していない者であっても、限度額内で融資あっせんを受けることが可能としたものが主なものです。

本会議での議案上程の際指摘されました、返済が完了していない者への融資について審議が集中いたしました。この種のことは条例にはなじまないので、規則に準ずる取り扱い基準をつくって運営したいと、２口以上の申し込み取り扱い基準が配付されました。

これに対して、この取り扱い基準をさらにわかりやすくすべきだという意見の主張が受け入れられました。融資限度枠の２口以上合計額で記されていたものが、融資残額を含む合計額と訂正され、後刻配付されました。

次の条例改正の機会には変えてほしいという一委員の意見があった後、採決しました。議案第104号は全会一致可決と決した次第でございます。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第104号、日野市中小企業事業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第111号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第111号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算であります。420万円の補正と債務負担行為を追加する補正であります。歳入はすべて繰越金であり、歳出は職員手当等の職員人件費の増加であります。

債務負担行為補正は、東町土地区画整理事業に伴う業務委託で、139億弱を限度額とするものです。区画整理に関連して、新都市建設公社への委託について、先行取得の考え方についての質疑があった後採決を行い、全会一致可決と決しました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第111号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第115号、市道路線の一部廃止、議案第116号、市道路線の廃止、議案第117号、市道路線の認定、議案第118号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第115号、116号、117号、118号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第115号は、５本の市道路線の一部廃止であります。新設道路敷へ編入されたこと、新設道路につけかえたこと、現況が廃滅していることで、一部廃止とするものです。質疑、意見なく、全会一致可決といたしました。

議案第116号は、13本の市道路線の廃止であります。10本は浅川処理場内のものであり、他は新設道路に編入と、現況廃滅であります。これも同様全会一致可決といたしました。

議案第117号は、市道路線の認定であります。４本の認定すべき道路の現地視察を行い、審査しました。幹線Ｉ－18号線は日野台四丁目と五丁目との間の18メートル道路で、東京都から道路移管して、市道として認定するものです。

幹線Ｉ－19号線は長い間かかってようやく開通の運びとなりました都市計画道路３・３・14号線の205.5メートルの認定であります。

Ｎ４－12号線は程久保一丁目で、開発行為の完了に伴う新設路線の市道認定であり、Ｐ15－９号線は百草の程久保川の浅川橋の近くで、道路認定の漏れていたものをここで認定するものです。

現地調査では事細かな質疑、意見があったところでありますが、委員会審議では直ちに全会一致、可決と決しました。

議案第118号は、東町の土地区画整理事業を、東京都新都市建設公社に業務委託するため、委託契約を締結したいというものです。契約金額138億9,119万円、委託期間、契約の翌日から平成12年３月31日までというものです。全会一致原案を可決と決しました。

以上、４件の審査報告を申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は、原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第115号、市道路線の一部廃止、議案第116号、市道路線の廃止、議案第117号、市道路線の認定、議案第118号、日野都市計画事業東町土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第４－７号、請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情、請願第４－９号、旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願、請願第４－18号、「白梅幼児学園に通う幼児の保護者に対する新制度の下での手当支給」に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　請願第４－７号の審査の御報告を申し上げます。請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情であります。日野市建設協和会会長　清水保雄さんの提出されたものでございます。

内容は、近年の物価の変動、工事の平順化、事務の省力化等、諸般の情勢にかんがみ、議決金額の引上げについての格段の御配慮を賜りますようにというものでございます。

当委員会、慎重審査を進めてまいりました。この議会に付すべき金額を、現行の9,000万円から１億3,000万円程度に引上げたらいかがとした意見などございました。採決の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

請願第４－９号、旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願であります。仁科修一さんほか6,428名の方の請願であります。同趣旨の請願が昭和52年にも採択されておりますが、人口急増等に伴っての、旭が丘地区への駐在所の設置を求める請願でございます。日野警察署から警視庁に、設置の上申がなされているということでもございますが、いま一層市側としても今後その設置のために努力を行ってまいりたいとの説明もございました。慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

請願第４－18号、「白梅幼児学園に通う幼児の保護者に対する新制度の下での手当支給」に関する請願であります。代表者、猪俣佳代子さんほか1,055名の方の請願でございます。

現在、東京都から私立幼稚園に通っております幼児の保護者に、保護者負担軽減補助金が交付されておりますが、同様にそれ以外の幼児に、無認可幼稚園の保護者にも補助金を支給してほしいという内容でございまして、日野市から東京都に要請を行ってほしいというものでございます。慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。以上３件、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は、採択であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第４－７号、請負工事の議会の議決に付すべき金額の引上げについての陳情、請願第４－９号、旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願、請願第４－18号、「白梅幼児学園に通う幼児の保護者に対する新制度の下での手当支給」に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第４－25号、「海外派兵の中止を求める意見書」提出に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　請願第４－25号、「海外派兵の中止を求める意見書」提出に関する請願であります。鷲尾由紀太さんほか250名の請願者であります。このうち追加が72名ございまして、あわせて250名ということでございます。

この請願の内容は、ＰＫＯ法を廃止し、自衛隊の海外派兵を速やかに中止すること、従軍慰安婦強制連行、強制労働等に関し、謝罪と補償を速やかに行うという内容の意見書を、政府に提出してほしいというものでございます。

当委員会で審査を行った結果、多数で不採択と決しましたので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　生活者ネットワークといたしまして、「海外派兵の中止を求める意見書」提出に関する請願に採択の立場で、意見を述べさせていただきます。

ことし6月15日にＰＫＯ法案が強行採決され、10月13日には自衛隊のカンボジア派遣が強行されました。その後のカンボジアで起きている諸問題は、新聞、テレビで報道されているとおりです。そういった状況も考えあわせ、自衛隊をカンボジアへ派遣することは、次の三つの理由から反対です。

第1に、カンボジアは今ＵＮＴＡＣが入って以来急激にインフレが起こり、貧富の差が進んでいます。政局の窮状から政治腐敗は日常的であり、政府の高官や地方の行政官が競って自分の支配化にある国有財産や土地や森林伐採権などを外国企業に売り渡し、目に余る乱開発をもたらしています。

ＵＮＴＡＣからの援助は、帰還難民中心に行われ、国内の12万人もの避難民に対してはほとんど援助がされず、そのことが農村でさまざまな問題を引き起こしています。地雷の撤去はＮＧＯの指導で、現地の人たちが十分できることですが、そればかりか道路や橋の復旧作業もＰＫＯ部隊がやることで、現地の武装解除した兵士など、たくさんの失業者や路上生活者を生み出し、治安の悪化に拍車をかけています。これが本当の平和と言えるのでしょうか。

カンボジア人のソクアレーパーさんは、私たちが目指すのは、敗戦後の日本がそうであったように、カンボジア人自身が自分たちで復興することだと言いました。カンボジアの昔ながらの豊かな農業を中心とした生活力を回復していくのに、私たちが応援できることは山ほどありますが、性急に自衛隊を送り込むことは紛争を長引かせ、人々の生活の自立を阻むことにしかなりません。庶民がみずからの力で立ち直る、真の力を養うことに自衛隊の派遣は役立ってはいないと言えると思います。

第2に国連の役割、ことにＰＫＯの果たす役割は、急速に変質しております。湾岸戦争においてアメリカがとったやり方について、元アメリカ合衆国司法長官ラムゼークラーク氏は、次のように指摘しています。「ブッシュ大統領は国連に働きかけ、紛争の平和的解決に関する国連憲章第6章の諸規定を完全に無視することになった。その目的はどんな国でもその完全な、自由な裁量において必要なあらゆる手段を取ることができるという安保理の決議を得ることにあり、この決議はイラクを破壊するために利用された。安保理の得票を確保するために、アメリカは理事国に対して数百億ドルもの汚い金を支

払い、　地域的戦争を遂行するために武器を提供し、　数百億ドルもの負債を免除し、世界銀行の貸し付けに対する意義を取り上げ、人権侵害が行われているにもかかわらず、外交関係を持つことに合意し、経済的、政治的報復で脅かした。アメリカに反対の投票をしたイエメンは、直ちに数百万ドルの援助金を失うという制裁を受けた。」これがラムゼークラーク氏の発言です。

つまり国連は、アメリカ主導の軍事的解決を正当化する機関に変質していったばかりでなく、戦後のイラクに取った安保理の停戦決議は停戦の域を超えた報復主義的なものでありました。それを受けたＰＫＯは、従来のＰＫＯの持っていた原則、同意、中立、非強制のいずれをもかなぐり捨てています。つまり国連は、戦時賠償との抱き合わせで一国の貿易管理まで行う結果、イラクは身ぐるみはがされる制裁を受けます。

さらに進んでカンボジアＰＫＯが貿易管理だけでなく、外交、国防、財政、金融、港湾、情報、要するに一国のすべてに国連が管理する領域が拡大されたことは、1990年11月、安保理の出したカンボジア和平最終案を読めば明らかです。つまりＵＮＴＡＣは国連の名による占領機関です。ノーベル平和賞を受けた当時とは明らかに変質をさせられているのです。

第3に、日本の防衛予算が4兆5,000億円となりました。これは中国の国家予算の半分、韓国の国家予算にほぼ同じであります。そのお金をもって綿密な演習を重ね、世界一を争う技術を持ち、その上大量のプルトニウムを抱え込もうとしている日本の軍事力は世界じゅうの軍縮を願う人々の目には脅威、威嚇と映るはずです。

どのような国際紛争も武力で解決してはならないと高らかに宣言した日本の憲法は、第2次世界大戦の中で起こった反ファシズムの戦いと、膨大な戦火の犠牲を払った人々の世界じゅうの平和を願う気持ちを反映して、生まれたものです。

日本こそができる国際貢献が、武力を否定した平和の道を進むことだと言えるでしょう。世界が軍縮の方向に進もうとしている中で、日本だけがその流れに逆行しております。日本が今しなければならないことは、真っ先に防衛予算を削り、防衛産業から撤退して死の商人と手を切り、武器を捨て、武力以外の方法で紛争解決に努力をすることです。そして過去に日本が行った戦争の結果、今なお苦しんでいるたくさんの人たち、100万とも200万とも言われる人たちへの謝罪と補償を繰り返し行うことです。

さらにいまだにカンボジアでは内紛が続いていること、またこのＰＫＯ活動や国連の動きの中で女性が踏みにじられていることも、さまざまな報道の中で明らかになっております。例えば12月19日の朝日新聞には「エイズがこわい、慰安婦も一案、雑誌コラム、

若い兵士、酒飲み楽しむ権利、明石代表」という見出しで、日本の国内や日本人の発言に対して在日韓国、朝鮮人の団体から抗議の声があがり、また現地でも抗議の声があがっているという記事が載っております。

カンボジアでの明石発言は、プノンペンでのＮＧＯとの会議で、国連兵士の乱れた行為について聞かれ、“18歳の血気盛んな兵隊は、酒を飲むなどして楽しむ権利がある”と答えたというものであります。これに反発して、カンボジアで働く外国人やカンボジア人から、抗議の公開質問状が出たということであります。その対応として地域連絡担当官、日本の女性を任命したということが報じられています。

その続きの記事では、最近バンコクで開かれた「性暴力問題国際女性会議」でも、カンボジア女性が、国連の軍隊が来てから売春が拡大、レイプもふえてこわいと訴えているということであります。また、先日テレビではソマリアの多国籍軍兵士の車から下りたソマリア女性を、兵士との関係を疑ったソマリア人の男性たちが取り囲み、15分に渡り殴る、蹴るの暴行を加えたというニュースを伝えておりました。これは大国や国連の価値判断で、決してその国の人々が変えられないし、逆に弱い人たちが犠牲になっていくということだと思い、大変胸が痛みました。

大国や国連が考えた平和維持活動やらの陰で、差別を受ける人々という意味での最後の植民地、女性が明らかに不幸な目に遭っています。

今回の請願の項目には、従軍慰安婦の補償をするべきだという項目もあります。この地球に生を受けた人間として、現在も虐げられている人々、新たに虐げられようとする女性たちが、自分の家族であり、自分の妻であり、自分の娘であり、そして自分の母であったという思いに立ち、もう一度平和維持活動を考え直すべきであります。

以上、この請願はぜひ採択するべきであるという立場での意見を終わります。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　紹介議員の一人として、一言意見を述べておきたいと思います。

この請願は、自衛隊の海外派兵に対して、武力による民族自決の侵害であるという点、そしてまた武力による威嚇、また武力の行使を永久に放棄した憲法第９条に明らかに違反しているという点。さらに日本国内だけではなくて、アジア各国からも大きな不安と危惧、反対の声が上がっているということを指摘しながら、海外派兵の中止を求める意見書の提出を求めている請願であります。

御承知のようにカンボジア和平のパリ協定から１年がたっております。しかしカンボジアの現実は紛争４派の武装解除と、各派が参加する選挙の実施を中核としたパリ協定

は全く有名無実となり、事実上崩壊している現状にあります。ＵＮＴＡＣの明石代表は武装解除の凍結を言明し、パリ協定が定める来年５月の選挙もポルポト派抜きで行う意向を証明いたしております。事実、カンボジアの内戦は激化の様相を示しています。ポルポト派は北西部の広い範囲で攻撃、歩兵による銃撃、地雷の敷設、村人の財産、強奪などを繰り返しているわけであります。これがパリ協定１年後のカンボジアの現実であります。

自民党政府はＰＫＯ協力を口実に、自衛隊を次々にカンボジアに出兵させているのが現実であります。このような政府の措置は、今日のカンボジアの事態を見れば、自衛隊派兵が停戦合意、紛争当事者の同意、中立性確保を要件とするＰＫＯ法違反であることは明白であります。

憲法擁護の立場から、政府が自衛隊のカンボジア派兵を直ちにやめることを強く求めることは当然だと思います。請願採択の立場から、一言意見を述べておきます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　本請願に不採択の立場から、意見を述べさせていただきます。

世界じゅうの人々が願っている平和安定と、平和の維持、その実現のために世界の国々が一丸となって協力することが必要です。お互いが依存しあいながら成り立っている国際社会において、世界が平和でなければ一国の繁栄も実現しません。

国連は、世界の平和を目指す最も普遍的な関係として国際社会の平和と安定にとって重大な責任を負っています。そのため国連はＰＫＯ、国際平和維持活動を設立し、これまで多くの国々が多数の国民を派遣し、平和回復のため厳しい活動に参加してまいりました。我々は、当活動はノーベル平和賞も受賞した世界でもこれ以上ない平和活動であります。

また全国で80カ国以上が参加する活動であり、私たちの日野市でも平和都市宣言として平和に対する市長の意も受け、我々がこの請願を採択するということは、市長にとって大変不本意ではないかというふうな意味も込め、この請願に不採択とさせていただいたわけであります。

以上、この請願に対する不採択の意見とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　　挙手多数であります。よって請願第４－25号、「海外派兵の中止を求める意見書」提出に関する請願の件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第４－８号、七ツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（天野輝男君）　　文教委員会に付託されました請願審査について御報告申し上げます。

請願第４－８号、七ツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情は、継続分の審査であります。担当課長より説明があり、日野市文化保護委員会のメンバーが現地を視察したこと、また七ツ塚については区画整理事業が計画中であり、そこの一つである七ツ塚が公園に予定されているという説明がありました。質疑は、区画整理事業が計画中であるとのことで、七ツ塚保存ができるということになりました。慎重審査の結果、全会一致本件は原案のとおり採択することと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第４－８号、七ツ塚・日奉氏館址周辺保存の陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第４－11号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、除外された費用の復元を求める陳情、請願第４－14号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（天野輝男君）　　文教委員会に付託されました請願第４－11号、学校事務

職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、除外された費用の復元を求める陳情、請願第４－14号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情を一括報告をさせていただきます。

教育長の説明により、国では事務職員、栄養士等については、今文部省と大蔵省と綱引きをしている状態で、大蔵省の方の意見が強いようで、今までは国が２分の１、地方が２分の１でありましたが、この２分の１を地方に負担をさせようとする動きがあるという形でありました。慎重審査の結果、意見書を提出するということで全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は、採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第４－11号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と減額措置撤廃、除外された費用の復元を求める陳情、請願第４－14号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第４－20号、南平台団地内に地区センター新設に関する請願、請願第４－24号、日野市立女性センター建て替えに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　　請願第４－20号、南平台団地内に地区センター新設に関する請願につきまして、厚生委員会の審査経過、並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、本年12月14日の定例会におきまして、当委員会に付託されたものでありま

して、日野市南平二丁目56番地の12、信田勝雄様ほか1,061名の方から当自治会内には集会所がなく、やむを得ず他の町会の施設等を使用している状況である。しかしながらどうしてもその利用は地元優先型になっているのが実情である。ぜひ直接自主管理、運営のできる施設を建設していただきたいという内容の請願でございます。

委員会としまして審査の結果、地区センター建設でいつも話題になるのは用地の問題である。しかしこの請願については土地の手立てもあるので、住民要望にこたえるべきである等の意見がありまして、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続いて請願第４－24号、日野市立女性センター建て替えに関する請願についてであります。本請願は、同じく12月14日の定例会におきまして、当委員会に付託されたもので、日野市大坂上三丁目17番地の３、日野市立女性センター友の会、荒川常江様ほか37名の方から、現在女性センターを使用する団体が活発な活動を続けているけれども、施設が狭く、加えて設備も不備である。したがって活動に支障を来している。使用度も今後ますます高まっていくと思うので、もっと広く、使いやすいセンターに建て替えていただきたいという内容の請願です。

委員会としまして慎重審査の結果、担当部署の方からも第３次基本計画の中に盛り込んでいきたいという考え方が示されました。これらの考え方を踏まえて全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　南平台団地内に地区センター新設に関する請願について委員長にお尋ねをいたします。

私は先般、この請願の中に述べられております用地を見ました。その折りに当該用地には民間の開発企業の看板がいまだに立っておりました、数日前のことであります。市の土地開発公社の用地であれば、民間の土地開発公社の所有を示す看板の設置というのはふさわしくないと思うのですが、現状についてのやり取り、そのようなことがあったかどうかお尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（奥住日出男君）　ただいまの質疑に対しましては、そのようなやり取りはございませんでした。現在、公園緑政課があの土地を管理しているという答弁がありましたけれども、看板についてはやり取りがございませんので、差し支えなければ担当部長の方からお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　調査の上しかるべき時期にお答えしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○26番（古賀俊昭君）　ここはいろいろいわくのある土地で市がいろいろ折衝した末、日野市土地開発公社が今所有をしているということで、所有の移転が法的に完了すれば、民間開発企業が所有している旨の掲示物を撤去するのは当然だと思うのです。それがいまだに公社用地内にでんと立っている、まことにふしぎな印象を受けたわけです。何か権利関係でまだ未解決のものがあるかなという私は受けとめ方もしたのですが、調べてみるということですので、土地開発公社の理事長もいらっしゃいますから、よく自分の土地か、だれの土地か明確に議会で聞かれればお答えをいただきたいと思いますので、後日それではきちんとした回答をお願いいたします。委員長、ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は、採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第４－20号、南平台団地内に地区センター新設に関する請願、請願第４-24号、日野市立女性センター建て替えに関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－33号、山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　請願第３－33号の建設委員会の審査報告を申し上げます。山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願であります。

請願者は五十嵐肇さんほか548名、紹介議員は宮沢議員、市川議員、奥住議員、名古屋議員、高橋徹議員でございます。

台風で被害を受けたので、再発しないように対策を立ててほしいというもので、山崩れの防止のために擁壁をつくってほしい、木を伐採してほしい。雨水対策として側溝を

整備してほしい。湧き水の根本的処置をしてほしいというものです。

昨年12月、前期馬場委員長のときに付託され、ことし３月建設委員会が私たちのメンバーになってから、改めて現地の視察も行いました。その後６月定例会、９月定例会の審議を重ね、執行部の対策強化を促進してまいりました。このたび解決ないしは解決の見通しがついたという報告を得ることができました。

山崩れ防止のための擁壁については566万5,000円をかけて高さ2.4メートル、長さ32メートルのものを建設したこと。倒れそうな木については伐採したこと、雨水対策については側溝のかわりにブロックを積んだこと。湧き水対策については、京王帝都用地開発担当にその処置を申し入れたことが、その内容であります。

この報告を受け、全会一致採択と決しましたので、御報告いたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－33号、山崩れの再発防止ならびに恒久的な水の処置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－11号、日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願、請願第３－12号、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情、請願第４－１号、米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情、請願第４－２号、横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情、請願第４－３号、労働時間短縮についての陳情、請願第４－15号、公団住宅の建て替えに関して従前居住者の戻り入居と定住を保障する家賃制度の確立と高家賃化の抑制を求める意見書提出を願う請願、請願第４－17号、日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情、請願第４－23号、東ティモール政策の見直しを求める意見書に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。本８件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願、請願第３－17号、日野市市民多目的ホール新設に関する請願、請願第４－５号、日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情、請願第４－12号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情、請願第４－19号、農林水産業の豊かな発展と自然環境を守ることに関する陳情、請願第４－21号、複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。本７件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－４号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第２－28号、大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願、請願第３－４号、区画整理の諸点についてご配意下さいの請願、請願第３－５号、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願、請願第３－19号、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願、請願第３－34号、団地からの雨水流出防止と隣接

山林の樹木についての請願、請願第４－10号、多摩川自治会内の建築許可に関する請願、請願第４－22号、程久保一丁目下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。本８件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第51、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　日程第51以降につきましては、特に議会運営委員会、継続審査の関係も当然審議されるのは十分承知しますが、まだ閉会に至る前に議会運営委員会をまだ開く予定もありますし、議案上程に絡む関係等調整が必要な部分から、できれば休憩を求めたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時15分　休憩

午後４時57分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

次に日程第51、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第52、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第53、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第54、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第55、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第21号、義歯診療報酬の引き上げを求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　議員提出議案第21号、義歯診療報酬の引き上げを求める意見書でございます。

案文につきましてはお手元に配付してあります要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第21号、義歯診療報酬の引き上げを求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第24号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○総務委員長（板垣正男君）　議員提出議案第24号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは請願４－７号の採択を受けましての提案でございます。内容についてはお手元に配付されたとおりでございますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第24号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第25号、学校事務職員等に対する義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　議員提出議案第25号、学校事務職員等に対する義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書であります。

お手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第25号、学校事務職員等に対する義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第26号、佐川急便疑惑の徹底解明と政治倫理の確立に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。市川資信君。

○27番（市川資信君）　議員提出議案第26号、佐川急便疑惑の徹底解明と政治倫理の確立に関する意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付されました文面のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第26号、佐川

急便疑惑の徹底解明と政治倫理の確立に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成４年第４回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後５時７分　閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　黒　川　重　憲

署名議員　藤　林　理一郎

署名議員　旗　野　行　雄